

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果
－説明責任の向上に向けて－

平成 27 年 10 月

総務省行政評価局

目次

I 点検結果の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み	1
2 租税特別措置等に係る政策評価の点検実施状況	
(1) 点検の対象	2
(2) 点検の観点	5
(3) 点検過程	5
(4) 点検結果	5
(5) 今後の課題	9

II 個別の点検結果

1 点検結果の一覧表	11
2 点検結果表	
<点検結果表の見方>	19

<内閣府>

・内閣 01 国家戦略特区における所得控除制度の創設	24
・内閣 02 国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設	26
・内閣 03 国際戦略総合特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設	30
・内閣 04 地方拠点強化税制（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度）の拡充	34
・内閣 05 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長	38
・内閣 06 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長	44
・内閣 07 国際戦略総合特区における所得控除制度の延長	48
・内閣 08 特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置の創設	52

<国家公安委員会・警察庁>

・警察 01 教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除	64
--------------------------------------	----

<金融庁>

・金融 01 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	74
・金融 02 投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し	78
・金融 03 投資法人に係る税制優遇措置の拡充	82
・金融 04 事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長	86
・金融 05 一時差異等調整引当額についての所要の措置	90

・金融 06 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	94
・金融 07 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	98
・金融 08 特定目的会社に係る課税の特例	102
・金融 09 生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例	106

<復興庁>

・復興 01 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る課税標準の特例措置の延長	112
・復興 02 特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長	116

<総務省>

・総務 01 放送ネットワーク災害対策促進税制の拡充及び延長	126
・総務 02 データセンター地域分散化促進税制の延長	134

<文部科学省>

・文科 01 義務教育学校の創設に係る税制上の所要の措置	144
------------------------------	-----

<厚生労働省>

・厚労 01 社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置	150
・厚労 02 医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	154
・厚労 03 障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置	158
・厚労 04 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長	160
・厚労 05 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	166
・厚労 06 交際費課税の特例措置の延長	172
・厚労 07 公害防止用設備に係る特例措置の延長	176
・厚労 08 確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置	180
・厚労 09 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続	186
・厚労 10 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続	190
・厚労 11 保険会社等の異常危険準備金（消費生活協同組合等）	192
・厚労 12 生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例	196

<農林水産省>

・農水 01 ・特定農産加工品生産設備の特別償却制度（特定農産加工業経営改善臨時措置法） ・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長	202
--	-----

- ・農水 02 農協改革等に伴う税制上の措置…………… 210
- ・農水 03 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（卸売市場） …… 234
- ・農水 04 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業） …………… 236
- ・農水 05 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（森林法等） …… 240
- ・農水 06 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（漁業権等） …… 244
- ・農水 07 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（海岸法等） …… 246
- ・農水 08 保険会社等の異常危険準備金（農業協同組合連合会） …………… 248
- ・農水 09 保険会社等の異常危険準備金（全国森林組合連合会） …………… 252
- ・農水 10 保険会社等の異常危険準備金（共済水産業協同組合連合会） …………… 256
- ・農水 11 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（卸売市場） …………… 260
- ・農水 12 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（農振法） …………… 262
- ・農水 13 取用換地等の場合の所得の特別控除（土地改良事業） …………… 266
- ・農水 14 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（森林法等） …………… 270
- ・農水 15 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（漁業権等） …………… 274
- ・農水 16 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（海岸法等） …………… 276

<経済産業省>

- ・経産 01 車体課税の抜本的見直し…………… 284
- ・経産 02 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減…………… 292
- ・経産 03 中小企業等の貸倒引当金の特例（税制改正要望「割賦販売法の改正に伴う所要の税制措置」の租特部分） …………… 302
- ・経産 04 金属鉱業等鉱害防止準備金の延長…………… 306
- ・経産 05 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直しに伴う所要の税制措置…………… 312
- ・経産 06 海外投資等損失準備金の延長…………… 314
- ・経産 07 探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除…………… 320
- ・経産 08 独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特例措置の延長…………… 326
- ・経産 09 中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置…………… 330
- ・経産 10 株式会社商工組合中央金庫の抵当権登記に係る登録免許税の軽減…………… 336
- ・経産 11 交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長…………… 340
- ・経産 12 保険会社等の異常危険準備金の延長…………… 346
- ・経産 13 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における軽減措置の拡充及び延長…………… 350
- ・経産 14 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置…………… 356
- ・経産 15 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却

- 又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税）…………… 362
- ・経産 16 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長…………… 370
- ・経産 17 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設…………… 376
- ・経産 18 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更…………… 380
- ・経産 19 ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更…………… 382
- ・経産 20 ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の延長及びガス事業法改正に伴う所要の税制措置…………… 386
- ・経産 21 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長…………… 390
- ・経産 22 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長…………… 396
- ・経産 23 高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（中小企業高度化事業）…………… 400
- ・経産 24 中小企業高度化事業
 - ①事業所税の非課税
 - ②共同利用機械等の固定資産税の軽減…………… 404
- ・経産 25 中小企業等の貸倒引当金の特例…………… 408
- ・経産 26 保険会社等の異常危険準備金…………… 414
- ・経産 27 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特例措置…………… 418
- ・経産 28 取用換地等の場合の所得の特別控除…………… 422
- ・経産 29 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例…………… 426
- ・経産 30 使用済燃料再処理準備金…………… 430
- ・経産 31 軽油引取税の課税免除（石油化学製品）…………… 434

<国土交通省>

- ・国交 01 物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の見直し…………… 442
- ・国交 02 市街地再開発事業における権利変換に伴う権利変動があった場合のグループ法人税制の適用に係る所要の措置の拡充…………… 448
- ・国交 03 市街地再開発事業における権利変換において従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合の特例措置の拡充…………… 452
- ・国交 04 サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長…………… 460
- ・国交 05 J R北海道及びJ R四国に対する鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金に係る圧縮記帳の拡充…………… 464
- ・国交 06 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（開発保全整備計画に係る事業）…………… 468
- ・国交 07 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例…………… 472
- ・国交 08 特定目的会社に係る課税の特例…………… 476
- ・国交 09 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の

特別控除（国土利用計画法の規制区域内の土地等を譲渡する場合）

・国交 10	取用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例（公有水面の埋立て）	480
・国交 11	取用換地等の場合の所得の特別控除（公有水面の埋立て）	482
・国交 12	転廃業助成金等に係る課税の特例（本州四国連絡橋に係るもの）	490
・国交 13	短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外（独立行政法人都市再生機構）	492
・国交 14	短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外（地方住宅供給公社）	494
・国交 15	取用等に伴い代替資産等を取得した場合の課税の特例（独立行政法人都市再生機構）	496
・国交 16	新幹線鉄道大規模改修準備金	498
・国交 17	船舶の定期検査に係る特別修繕準備金	502
・国交 18	短期譲渡所得の課税の特例に係る税率軽減、追加課税の適用除外（成田国際空港株式会社）	506

<環境省>

・環境 01	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置の延長	512
・環境 02	転廃業助成金等に係る課税の特例	516
・環境 03	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国立、国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区について国又は地方公共団体に買い取られる場合）	520
・環境 04	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（種の保存法の管理地区等が国又は地方公共団体に買い取られる場合）	524

<防衛省>

・防衛 01	予備自衛官等である雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特例措置の創設	530
--------	-------------------------------------	-----

【資料】

資料	租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）	535
----	--	-----

I 点検結果の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図表1参照）。

ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、事前評価を行わなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとされている（「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）I-4-キ）。

イ 事後評価

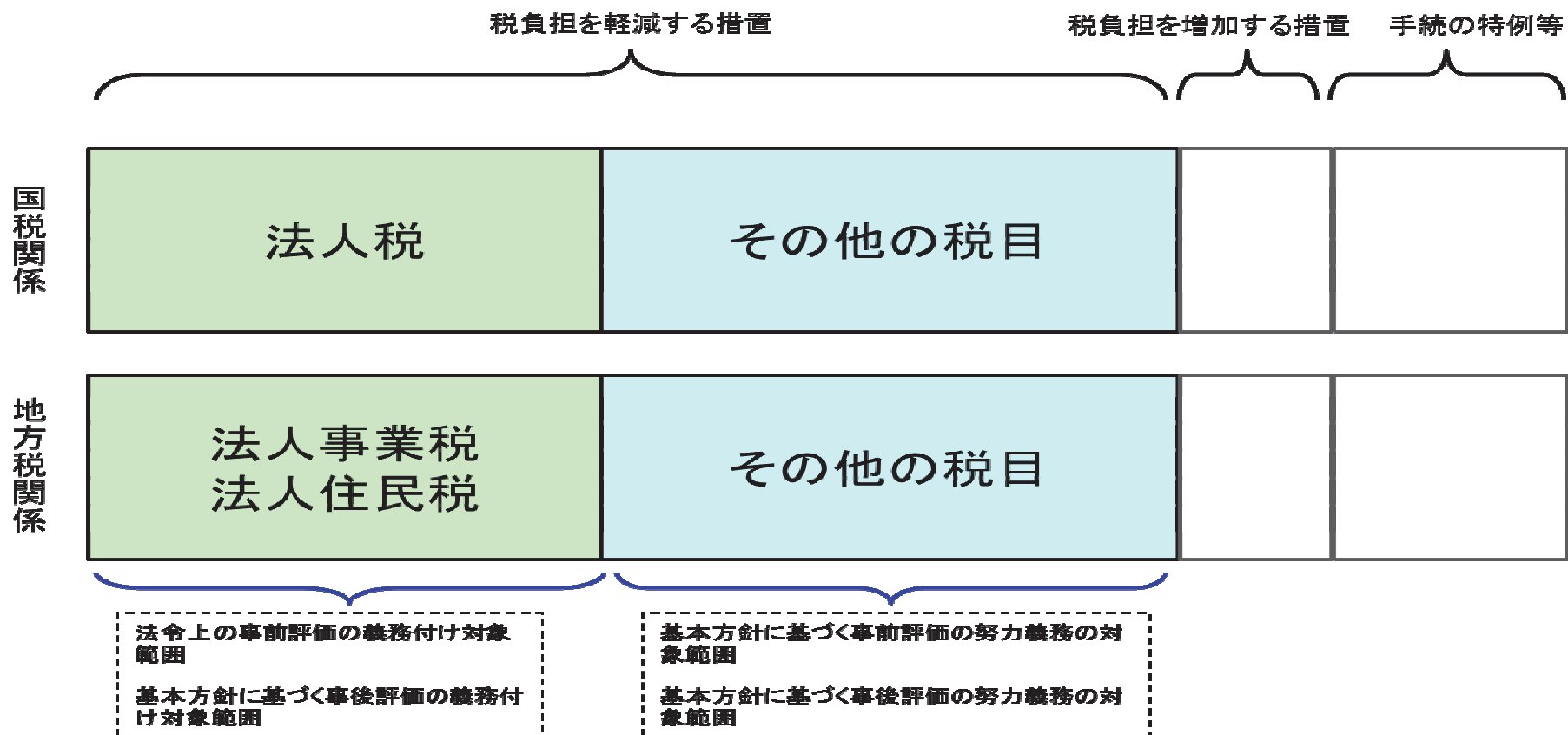
- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画（同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。）に事後評価の対象として明記することとされている（基本方針I-5-カ）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとされている（基本方針I-5-カ）。

(2) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定された。

各行政機関は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインII-6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図表1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



2 租税特別措置等に係る政策評価の点検実施状況

(1) 点検の対象

平成28年度の税制改正要望に際し、27年9月29日までに総務大臣に送付された租税特別措置等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律により規定されるものを含む。）に係る評価書（共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を除く。）は、12行政機関で計105件あり、これらを点検の対象とした（図表2参照）。

図表2 点検実施件数

行政機関名	事前評価					事後評価	合計
	新設	拡充	延長	拡充・延長等	計		
内閣府	4	1	3	0	8	0	8
国家公安委員会・警察庁	1	0	0	0	1	0	1
金融庁	1	2	1	1	5	4	9
復興庁	0	0	2	0	2	0	2
総務省	0	0	1	1	2	0	2
文部科学省	1	0	0	0	1	0	1
厚生労働省	4	0	4	0	8	4	12
農林水産省	0	1	1	0	2	14	16
経済産業省	4	1	12	5	22	9	31
国土交通省	0	3	2	0	5	13	18
環境省	0	0	1	0	1	3	4
防衛省	1	0	0	0	1	0	1
合計	16	8	27	7	58	47	105

(注) 「拡充・延長等」の区分は、1件の評価書において拡充及び延長要望等が含まれているものである。

このうち、義務付け対象となっている法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る評価書は83件、義務付け対象外となっている評価書は22件であった（図表3参照）。

図表3 点検実施件数（義務付け対象又は対象外の別）

行政機関名	事前評価			事後評価			合計		
	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計
内閣府	8	0	8	0	0	0	8	0	8
国家公安委員会・警察庁	1	0	1	0	0	0	1	0	1
金融庁	4	1	5	4	0	4	8	1	9
復興庁	2	0	2	0	0	0	2	0	2
総務省	2	0	2	0	0	0	2	0	2
文部科学省	0	1	1	0	0	0	0	1	1
厚生労働省	7	1	8	4	0	4	11	1	12
農林水産省	2	0	2	14	0	14	16	0	16
経済産業省	10	12	22	6	3	9	16	15	31
国土交通省	4	1	5	10	3	13	14	4	18
環境省	1	0	1	3	0	3	4	0	4
防衛省	1	0	1	0	0	0	1	0	1
合計	42	16	58	41	6	47	83	22	105

(2) 点検の観点

平成27年度は、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的に向けた手段としての「有効性」に重点を置いて点検項目（図表4参照）を設定した。

点検は、租税特別措置等の要否を判断するものではなく、「有効性」について、分析・説明の内容が一定水準に達しているかの観点から実施し、一定水準に達しておらず、分析・説明の内容が不十分な項目について課題を指摘した。また、平成27年度は、評価書の質の向上を図るため、効果・達成目標の実現状況について、算定根拠が明らかにされているかを点検の観点に追加した。

(3) 点検過程

評価書上では明らかにされていない情報や事実関係が不明確な点については、平成27年9月16日までに各行政機関から示された補足説明を踏まえて点検を行った。

また、当該補足説明の内容については、税制改正作業への有用な情報提供、国民への説明責任の向上のため、「点検過程で新たに示された補足説明」として点検結果に添付した。

(4) 点検結果

評価書105件の点検結果は、図表5のとおりである。評価書105件のうち、当初から分析・説明の内容が一定水準に達した評価書は12件（11.4%）、各行政機関からの補足説明を踏まえた結果、分析・説明の内容が一定水準に達した評価書は20件（19.0%）であった。また、分析・説明の内容が一定水準に達した評価書の割合の推移は、平成25年度14.1%、26年度16.1%、27年度19.0%と年々高くなってきており、租税特別措置等に係る政策評価の回数を重ねるにつれて、評価書に記載される内容は充実している（平成27年度から、共同要望に係る事前評価のうち、共管省庁のものを点検の対象外としたため、他年度も同評価を除いた割合を記載している。）。

それぞれの点検項目に着目すると、各行政機関からの補足説明を踏まえてもなお分析・説明に不十分な点が残るものは、「達成目標」44件、「適用数・減収額等」61件、「効果・達成目標の実現状況」75件となっており、特に「効果・達成目標の実現状況」について、多くの評価書において分析・説明の内容に不十分な点があった。また、過去の適用数等を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いておらず、その理由も明らかにされていない評価書は9件であった。

図表4 点検項目

点検項目	事前評価		事後 評価
	新設	拡充・延長	
租税特別措置等の有効性			
①達成目標が設定されているか。	○	○	○
②過去の適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	—	○	○
③過去の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかが具体的に説明されているか。	—	○	○
④将来の適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	○	○	—
⑤過去の減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	—	○	○
⑥将来の減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	○	○	—
⑦過去の租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が把握されているか。	—	○	○
⑧将来の租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が予測されているか。	○	○	—
⑨過去の税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。	—	○	○
⑩将来の税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。	○	○	—

(注) 事前評価（新設）、事前評価（拡充・延長）、事後評価の区分ごとに、「○」が付いている項目がそれぞれの区分の点検項目となる。

図表5 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（補足説明を踏まえたもの）

行政機関名	分析・説明の内容が一定水準に達しているもの		分析・説明の内容が不十分なもの			合計					
			うち 達成目標	うち 適用数・減収額等	うち 効果・達成目標の実現状況						
内閣府	1	(0)	7	(8)	2	(2)	7	(8)	7	(8)	8
国家公安委員会・警察庁	0	(0)	1	(1)	0	(0)	1	(1)	1	(1)	1
金融庁	0	(0)	9	(9)	8	(9)	7	(7)	7	(7)	9
復興庁	0	(0)	2	(2)	1	(1)	1	(1)	2	(2)	2
総務省	1	(0)	1	(2)	0	(1)	1	(2)	1	(2)	2
文部科学省	0	(0)	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	1
厚生労働省	0	(0)	12	(12)	8	(10)	11	(12)	12	(12)	12
農林水産省	11	(9)	5	(7)	1	(1)	2	(5)	5	(7)	16
経済産業省	0	(0)	31	(31)	15	(20)	20	(28)	26	(28)	31
国土交通省	6	(2)	12	(16)	5	(10)	7	(8)	10	(10)	18
環境省	0	(0)	4	(4)	4	(4)	3	(4)	4	(4)	4
防衛省	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1
合計	20	(12)	85	(93)	44	(58)	61	(77)	75	(81)	105

(注) 1 ()内は、当初の評価書に対する点検結果

2 要望の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていない評価書については、「分析・説明の内容が不十分なもの」に分類

3 「分析・説明の内容が不十分なもの」について、「達成目標」、「適用数・減収額等」又は「効果・達成目標の実現状況」に重複して該当する場合は、それぞれに計上したため、これらの合計は「分析・説明の内容が不十分なもの」の件数に一致しない。

また、分析・説明の内容が不十分な例としては、以下のものがみられた。

ア 達成目標が定量的に示されていない延長要望に係る評価書（12件）

＜内閣06＞国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長

＜内閣07＞国際戦略総合特区における所得控除制度の延長

＜金融04＞事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長

＜復興01＞株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る課税標準の特例措置の延長

＜厚労04＞雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長

＜厚労06＞交際費課税の特例措置の延長

＜厚労07＞公害防止用設備に係る特例措置の延長

＜農水01＞特定農産加工品生産設備の特別償却制度（特定農産加工業経営改善臨時措置法）

＜経産08＞独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業に係る特例措置の延長

＜経産10＞株式会社商工組合中央金庫の抵当権登記に係る登録免許税の軽減

＜経産11＞交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長

＜環境01＞特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置の延長

これらの租税特別措置等の延長要望については、達成目標が不明確であり、事後において達成目標の実現状況を検証することが困難であることから、その必要性について、今後の税制改正作業において更なる検証が必要である。

イ 適用数の実績が前回評価時の見込みの5割以下であり、適用数が想定外に僅少であることについて、説明が不十分な評価書（6件）

＜内閣07＞国際戦略総合特区における所得控除制度の延長

＜金融04＞事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長

＜農水01＞特定農産加工品生産設備の特別償却制度（特定農産加工業経営改善臨時措置法）

＜経産09＞中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置

＜経産13＞産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における軽減措置の拡充及び延長

＜経産15＞エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税）

適用数の実績が想定外に少ない租税特別措置等は、必要性や将来見込みの検証を徹底する必要があることから、これらの租税特別措置等については、今後の税制改正作業において更なる検証が必要である。

ウ 上位10社の適用額合計の割合が8割超であり、適用額が想定外に特定の者に偏っていることについて、説明が不十分な評価書（2件）

<内閣06> 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長

<厚労05> 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長

租税特別措置等は税負担の公平の原則の例外であることから、これらの租税特別措置等については、想定外に一部の法人のみが恩恵を受けていないか、今後の税制改正作業において更なる検証が必要である。

エ 昭和20年代に創設され、長期間にわたって措置されてきたにもかかわらず、租税特別措置等の直接的な効果について、分析が不十分な事後評価書（5件）

<厚労09> 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続

<厚労10> 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続

<厚労11> 保険会社等の異常危険準備金（消費生活協同組合等）

<農水04> 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）

<経産25> 中小企業等の貸倒引当金の特例

実施期間が長期にわたる租税特別措置等は、特に厳格な効果の検証が必要であることから、これらの租税特別措置等については、今後の税制改正作業において更なる検証が必要である。

(5) 今後の課題

今後の税制改正作業において、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書については、更なる検証が必要であるとともに、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書についても、必要に応じて更なる分析・説明が期待される。また、現時点において租税特別措置等の直接的な効果を把握することが困難で、事後検証の方法をあらかじめ明らかにしている評価書については、次回評価時に当該方法によりその効果を分析することが求められる。

本年度の点検の結果、「有効性」について、いまだ多くの評価書に課題が残ることを踏まえ、来年度以降も「有効性」に重点

を置いて点検するとともに、政府全体として評価書に記載する内容の一層の充実に資するため、各行政機関における評価の効果的かつ効率的な実施を図る方策を検討していく必要がある。

Ⅱ 個別の点検結果

1 点検結果の一覧表

<点検結果の一覧表の見方>

1. 「制度名」

租税特別措置等の名称を記載している。

2. 「区分」

租税特別措置等の要望区分等に応じて、以下を記載している。

新 設 : 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価

拡 充 : 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価

延 長 : 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価

拡・延 : 租税特別措置等の拡充及び延長要望等に係る事前評価

事 後 : 期限の定めのない租税特別措置等に係る事後評価

3. 「義務付け」

租税特別措置等に係る政策評価が義務付けられているものに「有」を記載している。

4. 「評価書の修正」

評価書に修正があったものに「有」を記載している。

5. 「分析・説明が一定水準に達している」

各行政機関の補足説明を踏まえた結果、分析・説明が一定水準に達しているものに「☆」を記載している。

6. 「点検結果」

点検結果に応じて、以下を記載している。

● : 補足説明後も分析・説明に課題があるもの

※ : 点検過程における各行政機関からの補足説明により課題が解消したもの

— : 区分（新設・事後）の性質上、記載の必要がないもの

／ : 租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないもの

番号	制度名	区分	義務付け	評価書の修正	分析・説明が一定水準に達している	点検結果									
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
						達成目標	過去の適用数等	僅少・偏りの状況	将来の適用数等	過去の減収額	将来の減収額	過去の効果等	将来の効果等	過去の税収減是認効果	将来の税収減是認効果
内閣府															
内閣01	国家戦略特区における所得控除制度の創設	新設	有				—	—	/	—	/	—	/	—	/
内閣02	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設	新設	有				—	—	/	—	/	—	/	—	/
内閣03	国際戦略総合特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設	新設	有	有			—	—	●	—	●	—	●	—	●
内閣04	地方拠点強化税制（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度）の拡充	拡充	有						●		●		●		●
内閣05	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長	延長	有						●		※		●		●
内閣06	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長	延長	有			●	●	●	※	●	※	●	●	●	●
内閣07	国際戦略総合特区における所得控除制度の延長	延長	有			●		●			●		●		●
内閣08	特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置の創設	新設	有		☆		—	—		—	※	—		—	
国家公安委員会・警察庁															
警察01	教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除	新設	有	有			—	—	●	—		—	●	—	●
金融庁															
金融01	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	拡・延	有	有		●	●		※	●	●	●	●	●	●
金融02	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し	新設	有	有		●	—	—	●	—	●	—	●	—	●
金融03	投資法人に係る税制優遇措置の拡充	拡充	有	有		●			●		●		●		●
金融04	事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長	延長		有		●	※	●	●	●	●	●	●	●	●
金融05	一時差異等調整引当額についての所要の措置	拡充	有	有		●	●		●	●	●	●	●	●	●
金融06	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	事後	有	有		●			—		—		—		—
金融07	特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	事後	有	有		●			—		—		—		—
金融08	特定目的会社に係る課税の特例	事後	有	有		●	●		—	●	—	●	—	●	—
金融09	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例	事後	有	有			●		—		—	●	—	●	—

番号	制度名	区分	義務付け	評価書の修正	分析・説明が一定水準に達している	点検結果									
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
						達成目標	過去の適用数等	僅少・偏りの状況	将来の適用数等	過去の減収額	将来の減収額	過去の効果等	将来の効果等	過去の税収減是認効果	将来の税収減是認効果
復興庁															
復興01	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る課税標準の特例措置の延長	延長	有			●	※		※	●		●	●	●	●
復興02	特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長	延長	有									●	●	●	●
総務省															
総務01	放送ネットワーク災害対策促進税制の拡充及び延長	拡・延	有	有					●		●		●		●
総務02	データセンター地域分散化促進税制の延長	延長	有	有	☆	※			※			※	※	※	※
文部科学省															
文科01	義務教育学校の創設に係る税制上の所要の措置	新設					—	—	/	—	/	—	—	—	—
厚生労働省															
厚労01	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置	新設	有			●	—	—	●	—	●	—	●	—	●
厚労02	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	新設	有			●	—	—	●	—	●	—	●	—	●
厚労03	障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	有			/	—	—	/	—	/	—	/	—	/
厚労04	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長	延長	有	有		●			●		●	●	●	●	●
厚労05	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	延長	有			※	●	●	●	※	●	●	●	●	●
厚労06	交際費課税の特例措置の延長	延長		有		●	●		●	●	●	●	●	●	●
厚労07	公害防止用設備に係る特例措置の延長	延長	有	有		●	●	※	●	●	●	●	●	●	●
厚労08	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置	新設	有	有		●	—	—	※	—	●	—	●	—	●
厚労09	社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続	事後	有				●		—	●	—	●	—	●	—
厚労10	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続	事後	有				●		—	●	—	●	—	●	—
厚労11	保険会社等の異常危険準備金（消費生活協同組合等）	事後	有	有		●	※		—	※	—	●	—	●	—
厚労12	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例	事後	有	有			●		—	—	—	●	—	●	—

番号	制度名	区分	義務付け	評価書の修正	分析・説明が一定水準に達している	点検結果									
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
						達成目標	過去の適用数等	僅少・偏りの状況	将来の適用数等	過去の減収額	将来の減収額	過去の効果等	将来の効果等	過去の税収減是認効果	将来の税収減是認効果
農林水産省															
農水01	・特定農産加工品生産設備の特別償却制度（特定農産加工業経営改善臨時措置法） ・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長	延長	有	有		●	●	●	●	●		●	●	●	●
農水02	農協改革等に伴う税制上の措置	拡充	有	有			●		●	●	●	●	●	●	●
農水03	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（卸売市場）	事後	有		☆				—	—		—	—	—	—
農水04	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）	事後	有	有					—	—	●	—	●	—	—
農水05	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（森林法等）	事後	有		☆				—	—		—	—	—	—
農水06	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（漁業権等）	事後	有		☆				—	—		—	—	—	—
農水07	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（海岸法等）	事後	有		☆				—	—		—	—	—	—
農水08	保険会社等の異常危険準備金（農業協同組合連合会）	事後	有	有	☆				—	—		—	—	—	—
農水09	保険会社等の異常危険準備金（全国森林組合連合会）	事後	有	有	☆				—	—		—	—	—	—
農水10	保険会社等の異常危険準備金（共済水産業協同組合連合会）	事後	有	有	☆				—	—		—	—	—	—
農水11	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（卸売市場）	事後	有		☆				—	—		—	—	—	—
農水12	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（農振法）	事後	有	有					—	—	●	—	●	—	—
農水13	収用換地等の場合の所得の特別控除（土地改良事業）	事後	有	有					—	—	●	—	●	—	—
農水14	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（森林法等）	事後	有		☆				—	—		—	—	—	—
農水15	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（漁業権等）	事後	有		☆				—	—		—	—	—	—
農水16	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（海岸法等）	事後	有		☆				—	—		—	—	—	—

番号	制度名	区分	義務付け	評価書の修正	分析・説明が一定水準に達している	点検結果									
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
						達成目標	過去の適用数等	僅少・偏りの状況	将来の適用数等	過去の減収額	将来の減収額	過去の効果等	将来の効果等	過去の税収減是認効果	将来の税収減是認効果
経済産業省															
経産01	車体課税の抜本の見直し	拡・延					●		●	●	●	●	●	●	
経産02	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減	延長				※				※	※	※	●	※	
経産03	中小企業等の貸倒引当金の特例（税制改正要望「割賦販売法の改正に伴う所要の税制措置」の租特部分）	拡充	有			※	●		●	●	●	※	●	●	
経産04	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長	延長	有			※	●	※	※	●	●	●	●	●	
経産05	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直しに伴う所要の税制措置	新設				/	—	—	/	—	/	—	/	—	
経産06	海外投資等損失準備金の延長	延長	有									●	●	●	
経産07	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	拡・延	有									●	●	●	
経産08	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特例措置の延長	延長				●	※		●	※	●	●	●	●	
経産09	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置	延長					※	●	※	●	※	●	※	●	
経産10	株式会社商工組合中央金庫の抵当権登記に係る登録免許税の軽減	延長				●									
経産11	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長	延長		有		●				※	※	●	●	●	
経産12	保険会社等の異常危険準備金の延長	延長	有	有		●				●	●	※	※	●	
経産13	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における軽減措置の拡充及び延長	拡・延				●	※	●	●	※	●	●	●	●	
経産14	産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置	延長					※		※		※	●	●	●	
経産15	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税）	拡・延	有	有			●	●	●	●	●	●	●	●	
経産16	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	延長	有	有		※	※		※		※	●	●	●	
経産17	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	新設				●	—	—	※	—	/	—	●	—	
経産18	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設	有				—	—	●	—	●	—	—	●	
経産19	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設	有				—	—	※	—	●	—	—	●	
経産20	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の延長及びガス事業法改正に伴う所要の税制措置	延長	有			※	●		※	●	●	●	※	●	
経産21	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡・延								●	●	●	●	●	

番号	制度名	区分	義務付け	評価書の修正	分析・説明が一定水準に達している	点検結果									
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
						達成目標	過去の適用数等	僅少・偏りの状況	将来の適用数等	過去の減収額	将来の減収額	過去の効果等	将来の効果等	過去の税収減是認効果	将来の税収減是認効果
経産22	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長	延長					※		※	※	※	●	●	●	●
経産23	高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（中小企業高度化事業）	事後	有	有		●	※		—		—	●	—	●	—
経産24	中小企業高度化事業 ①事業所税の非課税 ②共同利用機械等の固定資産税の軽減	事後		有		●	※		—	※	—	●	—	●	—
経産25	中小企業等の貸倒引当金の特例	事後	有			●	●		—	※	—	●	—	●	—
経産26	保険会社等の異常危険準備金	事後	有	有		●			—	●	—	※	—	●	—
経産27	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特例措置	事後					●		—	●	—	●	—	●	—
経産28	収用換地等の場合の所得の特別控除	事後	有	有		●	●		—	●	—	●	—	●	—
経産29	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	事後	有	有		●	●		—	●	—	●	—	●	—
経産30	使用済燃料再処理準備金	事後	有	有		●	●		—	●	—	●	—	●	—
経産31	軽油引取税の課税免除（石油化学製品）	事後		有		●			—	—		●	—	●	—
国土交通省															
国交01	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の見直し	延長	有	有			●		●	●	●	●	●	●	●
国交02	市街地再開発事業における権利変換に伴う権利変動があった場合のグループ法人税制の適用に係る所要の措置の拡充	拡充	有						●		●		●		●
国交03	市街地再開発事業における権利変換において従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合の特例措置の拡充	拡充	有						●		●	●	●	●	●
国交04	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	延長	有				※	※	※	※		●	●	●	●
国交05	J R北海道及びJ R四国に対する鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金に係る圧縮記帳の拡充	拡充		有							●	●	●	●	●
国交06	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（開発保全整備計画に係る事業）	事後	有	有		※			—	●	—	●	—	●	—
国交07	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	事後	有		☆	※			—	—		—	—	—	—
国交08	特定目的会社に係る課税の特例	事後	有			●	●		—	●	—	●	—	●	—
国交09	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（国土利用計画法の規制区域内の土地等を譲渡する場合）	事後	有		☆				—	—		—	—	—	—
国交10	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例（公有水面の埋立て）	事後	有			●			—	—		—	—	—	—

番号	制度名	区分	義務付け	評価書の修正	分析・説明が一定水準に達している	点検結果									
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
						達成目標	過去の適用数等	僅少・偏りの状況	将来の適用数等	過去の減収額	将来の減収額	過去の効果等	将来の効果等	過去の税収減是認効果	将来の税収減是認効果
国交11	収用換地等の場合の所得の特別控除（公有水面の埋立て）	事後	有			●			—		—	●	—	●	—
国交12	転廃業助成金等に係る課税の特例（本州四国連絡橋に係るもの）	事後	有		☆				—		—	—	—		—
国交13	短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外（独立行政法人都市再生機構）	事後		有	☆				—		—	—	—		—
国交14	短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外（地方住宅供給公社）	事後				●			—		—	—	—		—
国交15	収用等に伴い代替資産等を取得した場合の課税の特例（独立行政法人都市再生機構）	事後	有	有	☆				—		—	—	—		—
国交16	新幹線鉄道大規模改修準備金	事後	有	有		●			—		—	●	—	●	—
国交17	船舶の定期検査に係る特別修繕準備金	事後	有				●		—	●	—	●	—	●	—
国交18	短期譲渡所得の課税の特例に係る税率軽減、追加課税の適用除外（成田国際空港株式会社）	事後		有	☆				—		—	—	—		—
環境省															
環境01	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置の延長	延長	有	有		●	●		●	●	●	●	●	●	●
環境02	転廃業助成金等に係る課税の特例	事後	有	有		●			—		—	●	—	●	—
環境03	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国立、国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区について国又は地方公共団体に買い取られる場合）	事後	有			●	●		—	●	—	●	—	●	—
環境04	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（種の保存法の管理地区等が国又は地方公共団体に買い取られる場合）	事後	有			●	※		—	●	—	●	—	●	—
防衛省															
防衛01	予備自衛官等である雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特例措置の創設	新設	有		☆				—		—	—		—	

2 点検結果表

<点検結果表の見方>

1. 「制度名」
租税特別措置等の名称を記載している。
2. 「税目」
評価の対象とされた租税特別措置等の税目を記載している。
3. 「区分」
[新設] は租税特別措置等の新設要望に係る事前評価を表す。
[拡充] は租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価を表す。
[延長] は租税特別措置等の延長要望に係る事前評価を表す。
[事後] は期限の定めのない租税特別措置等に係る事後評価を表す。
4. 「義務」
[義務付け対象] は租税特別措置等に係る政策評価が義務付けられていることを表す。
[義務付け対象外] は租税特別措置等に係る政策評価が義務付けられていないことを表す。
5. 「評価書の修正」
[修正あり] は評価書に修正があったことを表す。
6. 「点検結果」
[課題なし] は分析・説明が一定水準に達していることを表す。
[課題あり] は分析・説明に課題があることを表す。
[分析なし] は租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないことを表す。
7. 「補足説明」
[補足あり] は各行政機関から有用な補足説明がなされたことを表す。
8. 「【課題の説明】」
各点検項目について、各行政機関からの補足説明を踏まえ、課題の内容を記載している。
9. 「<点検結果表の別紙>」
各点検項目について、各行政機関からの補足説明の内容を記載している。

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	国家戦略特区における所得控除制度の創設
内閣02	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設
内閣03	国際戦略総合特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設
内閣04	地方拠点強化税制（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度）の拡充
内閣05	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長
内閣06	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長
内閣07	国際戦略総合特区における所得控除制度の延長
内閣08	特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置の創設

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国家戦略特区における所得控除制度の創設	行政機関名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における所得控除制度の創設 (国1)(法人税:義) (地1)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	法人実効税率の引き下げに係る議論を踏まえつつ、国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する一定の法人について、当該事業による所得金額の一定割合を課税所得から控除できる制度を創設するとともに、所要の規定を整備する。 <検討事項> ・所得控除率 ・地方公共団体の負担軽減措置 ・対象となる事業及び区域の範囲 等
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成 29 年度末まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 (我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である)</p> <p>国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】 ① 国家戦略特区の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2013年15位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」(日本再興戦略(平成26年6月24日))</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 各特区における区域計画の目標達成状況 なお、国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)では、区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済的社会的効果など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、できる限り具体的なものとして設定することとされている。 また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能。</p>
		① 適用数等	<p>本税制は新設要望であり、現時点での適用実績は無い。 さらに、本制度の対象となる事業の範囲や所得控除率等について現在検討中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。</p>
8	有効性等	② 減収額	<p>本制度は新設要望であり、現時点での適用実績は無い。 さらに、本制度の対象となる事業の範囲や所得控除率等について現在検討中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難である。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度) 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。 本税制は新設要望であることから適用実績はなく、また本制度の対象となる事業の範囲や所得控除率等について現在検討中であることから、政策目的の実現状況の分析は現時点では不可能である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度) 規制緩和と法人税を含む税制等によって、特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。 本税制は新設要望であることから適用実績はなく、また本制度の対象となる事業の範囲や所得控除率等について現在検討中であることから、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の分析は現時点では不可能である。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度) 本要望が実現しなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度) 本要望の実現によって、国家戦略特区において先行して大胆な税制措置や規制緩和等の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内外への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が一層促進されることで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生し、競争の激化する東アジアにおける日本の立地競争力の回復(対日投資促進)と規制緩和を活用したニュービジネスの創出につながるが見込まれる。 ただし、本税制は新設要望であることから適用実績はなく、また本制度の対象となる事業の範囲や所得控除率等について現在検討中であることから、経済効果の分析は現時点では不可能である。</p>		
			9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。 また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制の措置は妥当である。</p>
				② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。 また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>		
		10 有識者の見解	—		
		11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設	行政機関名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設 (国2)(法人税:義) (地2)(法人住民税、事業税:義) 【 <u>新設</u> ・延長・拡充】
2	要望の内容	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対し、法人税を軽減する措置を創設する。 <検討事項> ・税率水準 ・対象となる企業の範囲 等
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成 29 年度末まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 (我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である) 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】</p> <p>①国家戦略特区の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2014年19位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」(日本再興戦略(平成27年6月30日))</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>各特区における区域計画の目標達成状況</p> <p>なお、国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)では、区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済的社会的効果など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、できる限り具体的なものとして設定することとされている。</p> <p>また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能。</p>
		8 有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>本税制は新設要望であり、現時点での適用実績はない。さらに、本制度の対象となる企業の範囲や税率水準等について現在検討中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。</p> <p>② 減収額</p> <p>上述のとおり、本税制は新設要望であり、現時点での適用実績はない。さらに、本制度の対象となる企業の範囲や税率水準等について現在検討中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。</p> <p>本税制は新設要望であることから適用実績はなく、また本制度の対象となる企業の範囲や税率水準等について現在検討中であることから、政策目的の実現状況の分析は現時点では不可能である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>規制緩和と法人税を含む税制等により、特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出する。</p> <p>特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。</p> <p>本税制は新設要望であることから適用実績はなく、また本制度の対象となる企業の範囲や税率水準等について現在検討中であることから、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の分析は現時点では不可能である。</p> <p>しかしながら、「日本再興戦略2015」においてはKPIとして、「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率10%(現状約5%)を目指す」とする政府目標を掲げグローバル・ベンチャーネットワークの構築等によるマッチング支援や起業家教育の推進等の施策により、当該政府目標の達成を目指しており、国家戦略特区において、本税制措置が創設された場合には、</p>

			<p>創業初期のベンチャー企業の成長資金の確保等が見込まれることによる創業促進がこれらの施策の効果と相まって、政府目標の達成にも相当程度の寄与が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>本要望が実現しなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>また、上述のとおり、本要望は国家戦略特区目標の達成への寄与に加え、「開・廃業率10%を目指す」とする政府目標の達成に対し相当程度の寄与が見込まれており、本要望が実現しなければ、結果として政府の開・廃業率10%目標の向上に十分に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>本要望の実現により、国家戦略特区における創業が活発化することで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれ、ベンチャー企業等による新産業の創出、ひいては国家戦略特区における「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の創出につながることが見込まれる。ただし、本税制は新設要望であり、適用実績はなく、また本制度の対象となる企業の範囲や税率水準等について現在検討中であることから、経済効果の分析は現時点では不可能である。</p>
			9 相当性

		<p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際戦略総合特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設	行政機関名	内閣府
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ④ 将来の適用数等
将来の適用数（平成30年度）が予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額について、本租税特別措置の適用を受ける事業者の想定される1社当たりの市税（法人市民税（所得割・均等割）、固定資産税、都市計画税及び事業所税）及び府税（法人府民税（所得割・均等割）及び法人事業税（所得割・付加価値割・資本割））の税額が示されていると説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかになっていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況（平成30年度）が予測されていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、「事後的な効果検証としては、当府において、税制の適用金額を特区自治体から集約する仕組み（照会）を有しており、当税制を用いた新規設備投資金額の事後把握は可能である」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかになっていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

関西イノベーション国際戦略総合特区からの聞き取りにより、平成28年度に大阪市内2件・大阪市外4件、29年度に大阪市内4件の本租税特別措置の適用数を見込んでいる。

大阪市内に立地する本租税特別措置の適用を受ける事業者は、市税（法人市民税（所得割・均等割）、固定資産税、都市計画税及び事業所税）、府税（法人府民税（所得割・均等割）及び法人事業税（所得割・付加価値割・資本割））に関し、5年間の全額免除とその後5年間の50%減免を受ける。大阪市外に立地する同事業者は、府税（法人府民税（所得割・均等割）及び法人事業税（所得割・付加価値割・資本割））に関し、5年間の全額免除とその後5年間の50%減免を受ける。

関西イノベーション国際戦略総合特区から、本租税特別措置の適用を受ける事業者の想定される1社当たりの市税（法人市民税（所得割・均等割）、固定資産税、都市計画税及び事業所税）及び府税（法人府民税（所得割・均等割）及び法人事業税（所得割・付加価値割・資本割））の税額が示されており、それを対象件数で掛け合わせる（平成28年度以降は大阪市内2件・大阪市外4件、29年度以降は大阪市内4件）ことによって、10年間で18億1,697万円の地方税の減収額を試算した。

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

本要望の実現により、10社程度の企業進出を見込んでおり（関西イノベーション国際戦略総合特区からの聞き取り）、その結果、約150億円の新規設備投資が生まれることが見込まれる。

平成27年3月の経済産業省調査報告書「平成26年度地域経済産業活性化対策調査 今後の企業立地等施策に関する方策検討調査事業報告書」のp.45において、事業所の新増設、移転に関し、1社当たりの設備投資額の平均が、約15億円であると示されており、10社×約15億円により、約150億円の新規設備投資が生じると試算した。

事後的な効果検証としては、当府において、税制の適用金額を特区自治体から集約する仕組み（照会）を有しており、当該税制を用いた新規設備投資金額の事後把握は可能である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設 (国3)(法人税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	現行制度では、法人税の損金の対象となる地方税を軽減した場合、その軽減額は法人税の課税所得となり、国税の対象となる。地方自治体の独自の取組として、特定国際戦略事業を実施する事業者の地方税を軽減しても、その軽減額(損金算入となる地方税分)の法人税率分については、国税の増額となり、その効果が減殺される。 そこで、特定国際戦略事業を実施する事業者の法人税に関して、地方自治体が損金算入となる地方税を軽減した場合に、その軽減額分を損金とみなして、法人税の課税所得を計算する特例措置を設ける。
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 5. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 各国際戦略総合特別区域において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 【特区目標の例：関西イノベーション国際戦略総合特区】 関西のリチウムイオン電池等新型蓄電池の輸出額 1,299億円(平成25年)→1,985億円(平成28年) ※大阪府等において、「新エネルギー分野」「ライフ分野」等の事業者に対して法人事業税等の減免措置を実施している。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展 ・各特区における企業の新規立地件数 <p>また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地方自治体が、自らの努力により地方税を減免させる場合に、国税においても所要の措置を講じることにより、民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>関西イノベーション国際戦略総合特区において、10件の適用見込み（関西イノベーション国際戦略総合特区からの聞き取り、大阪市内2件 大阪市外8件）。関西イノベーション国際戦略総合特区以外では、地方自治体による独自の地方税減免の措置がなされていないため、適用見込みは0件。</p>
		② 減収額	<p>年間 43 百万円 〈算定根拠〉</p> <p>関西イノベーション国際戦略総合特区にて、10件の適用見込みであり、これら事業者は、地方税である、法人府民税、法人事業税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税の減税を受けることができる。これによって、10年間で18億1697万円の地方税の減収が見込まれているが、これは、平均すると1年あたり、1億8170万円の地方税減収となる。</p> <p>地方税を減免した場合に、国税において所要の調整措置をとった際、地方税の軽減額に法人税率を乗じたものが国税減収見込みとなることから、1億8170万円×23.9%＝43百万円が国税の減収額となる。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成28年度以降）</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。本要望の実現により、10社程度の企業進出を見込んでおり（関西イノベーション国際戦略総合特区からの聞き取り）、設備投資や雇用者数、製造品等出荷額が増加することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成28年度以降）</p> <p>規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。本要望の実現により、10社程度の企業進出を見込んでおり（関西イノベーション国際戦略総合特区からの聞き取り）、その結果、約150億円の新規設備投資が生まれることが見込まれる。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成28年度以降）</p> <p>租税特別措置が新設されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成28年度以降）</p> <p>本要望の実現により、年間43百万円の租税減が推計されるが、関西イノベーション国際戦略総合特区内に10社程度の企業進出と約150億円の新規設備投資が生まれることが見込まれていることから、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生すると分析できる。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地方税の軽減相当額を補助金で交付したとしても、補助金に対しても法人税が課税されてしまうため、補助金の効果が減殺されてしまう。地方税の軽減効果を低減させないためには、租税措置を講じる必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>総合特区制度においては、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置が設けられている。</p> <p>規制の特例措置は、総合特区の目的に資する事業を進めるにあたり支障となる国の規制について、国と地方との協議を通じ、緩和を図っていくものである。財政・金融の支援措置は、総合特区に関する計画の実現に向け、各府省庁の予算制度等を重点的に活用するものである。</p> <p>したがって、国際競争力のある産業拠点整備を目指す、本税制措置とは目的、役割が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地方拠点強化税制（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度）の拡充	行政機関名	内閣府
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「多くの企業の地方拠点の強化及び移転を後押しするものと期待される」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「地方において多くの安定した良質な雇用を創出することが見込まれる大企業等の地方拠点の強化及び移転が一層促進され、企業立地の誘発による企業活動の活発化、雇用創出による消費活動の活発化が図られる」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地方拠点強化税制(雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度)の拡充 (国7)(法人税:義) (地4)(法人住民税:義) 【新設・延長・ 拡充 】
2	要望の内容	地方拠点強化税制により拡充される雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられるよう所要の調整措置を講ずる。
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 雇用促進税制の創設 平成25年度 雇用促進税制の拡充(税額控除限度額を引き上げ) ※所得拡大促進税制の創設 平成 26 年度 雇用促進税制の延長 ※所得拡大促進税制の拡充(要件の緩和) 平成 27 年度 雇用促進税制の拡充(地域再生計画の認定地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充)
6	適用又は延長期間	平成 29 年度末まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・地域再生法(平成十七年四月一日法律第二十四号) 第1条に「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」と規定。 第5条に「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」が位置づけられている。</p>

		<p>・まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年度12月27日閣議決定) 「地方への新しい人の流れをつくる」ための施策として、「企業の地方拠点強化等」が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. 地域活性化の推進 ④ 地域再生計画の認定等
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (2020年までの5年間で ・本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加 ・地方拠点における雇用者数を4万人増加 ※まち・ひと・しごと創生総合戦略KPIとして設定 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本税制は、地域再生法に基づき、地方活力向上地域特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた法人等(以下「認定事業者」という。)が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域において特定業務施設を整備する際の支援措置として講じられるものである。 地域再生計画では、その目標として①地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定件数及び②当該計画の実施による雇用創出件数を掲げることとしている。 地域再生計画の目標は、地域再生基本方針により進捗状況の把握及び効果の検証を行うこととなっており、進捗状況の把握のなかで上記指標①②を測定する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 企業の地方拠点の強化及び移転により、安定した良質な雇用の創出を実現することにより、特に若い世代の地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、地方への新たな流れを生み出すことが期待され、政策目的である「東京一極集中の是正」及び「地域経済の活性化」の実現に寄与するものである。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 本税制は拡充ではあるものの、平成 27 年度に創設されたものであり、現時点では適用実績はない。 また、本制度の対象となる事業の範囲や税額控除率等について現在検討中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。</p> <p>② 減収額 本税制は拡充ではあるものの、平成 27 年度に創設されたものであり、現時点では適用実績はない。 また、本制度の対象となる事業の範囲や税額控除率等について現在検討中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難である。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成31年度) 本税制は拡充ではあるものの、平成 27 年度に創設されたものであり、現時点では適用実績はないため、実現状況の分析は出来ていない。 しかしながら、本税制の適用を受ける前提となる地域再生計画の作成について、多くの都道府県が作成の意向を示していることから、企業の地方拠点の強化及び移転により、地方における安定した良質な雇用の創出が期待される。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>本税制は拡充ではあるものの、平成27年度に創設されたものであり、現時点では適用実績はないため、実現状況の分析は出ていない。</p> <p>しかしながら、本税制の適用を受ける前提となる地域再生計画の作成について、多くの都道府県が作成の意向を示していることから、同様に多くの企業の地方拠点の強化及び移転を後押しするものと期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>本税制は、法人全体の雇用者数を10%以上増加させる等の要件を満たした場合は、1人当たり50万円を税額控除、雇用者数の増加が10%未満の場合は1人当たり20万円を税額控除、さらに移転を伴うのであれば、これらに加え、1人当たり30万円を税額控除するものである。</p> <p>しかし、大企業等にあつては、本税制より有利となり易い「所得拡大促進税制」を選択するケースもあるため、本要望が認められることで、特に多くの安定した良質な雇用を創出する大企業等においてインセンティブとなることが見込まれ、地方拠点の強化及び移転が一層期待されるものである。</p> <p>このため、本要望が認められない場合、大企業等の地方拠点の強化や移転が円滑に行われないことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本要望の実現により、上述のとおり、地方において多くの安定した良質な雇用を創出することが見込まれる大企業等の地方拠点の強化及び移転が一層促進され、企業立地の誘発による企業活動の活発化、雇用創出による消費活動の活発化が図られる。</p> <p>ただし、本税制措置は拡充要望ではあるものの、平成27年度に創設されたものであり、現時点では適用実績はなく、また、対象となる事業の範囲や税額控除率等について現在検討中であることから、現時点で具体的な効果を分析することは不可能である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するためには、事業者にとって大きな負担となる雇用等に伴う初期費用を軽減することが有効であるが、本税制について規定する地域再生法はその目的において、「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」としていることから、個別の事業者の地方拠点の強化及び移転に伴う雇用に対し、国が補助金を交付するよりも、自治体の地域再生計画に沿った地方拠点の強化及び移転に対し本税制を措置する方が、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化という法目的と、より整合的である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するため、本税制のほか、以下の「設備投資に対する税制措置」、「債務保証制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資に対する税制措置は、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において特定業務施設となる建物等を取得等した場合に特別償却又は税額控除を行うことができる税制措置である。 ・債務保証制度は、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うものである。

		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>・地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の自治体であっても、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の自治体並に、不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するものである。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長	行政機関名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税、固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ④ 将来の適用数等
将来の適用数及び適用額（固定資産税）について、「各特区へのアンケートを基に推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「達成状況等の測定及び評価については、国家戦略特区法上、国・地方・民間の三者が共同で区域会議において評価を行うこととされており、事後検証を含む評価結果等についても、国家戦略特別区域基本方針を踏まえ、適切に評価・公表することとしたい」と説明されているが、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

将来推計（固定資産税）

平成 29 年度	適用法人見込数：3 法人 適用投資見込額：1,885 百万円（取得 2 年目資産含む）
30 年度	適用法人見込数：3 法人 適用投資見込額：2,505 百万円（取得 2 年目及び 3 年目資産含む）
31 年度	適用法人見込数：4 法人 適用投資見込額：5,917 百万円（取得 2 年目及び 3 年目資産含む）
32 年度	適用法人見込数：3 法人 適用投資見込額：4,172 百万円（取得 2 年目及び 3 年目資産）
33 年度	適用法人見込数：1 法人 適用投資見込額：3,552 百万円（取得 3 年目資産）

延長要望期間である平成 28 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日までの取得見込資産について、各年度 1 月 1 日現在かつ新たに課税されてから 3 年度分が対象となることを勘案し算定

なお、現行期限（平成 28 年 3 月 31 日）中に取得見込みの資産についても、29 年度及び 30 年度へ算入している。

適用法人見込数及び適用投資見込額ともに各特区へのアンケートを基に推計

⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

将来推計（固定資産税）

平成 29 年度減収見込額：	9.97 百万円
30 年度減収見込額：	8.99 百万円
31 年度減収見込額：	24.34 百万円
32 年度減収見込額：	11.98 百万円
33 年度減収見込額：	6.13 百万円

延長要望期間である平成 28 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日までの取得見込資産について、各年度 1 月 1 日現在かつ新たに課税されてから 3 年度分が対象となることを勘案し下記計算式により算定

なお、現行期限（平成 28 年 3 月 31 日）中に取得見込みの資産についても、29 年度及び 30 年度へ算入している。

(計算式)

耐用年数：4 年（全て開発研究用器具備品のため）

取得 1 年目減価残存率：0.781

取得 2 年目以降減価残存率：0.562

・取得 1 年目計算式：評価額(取得価額×減価残存率)×1/2×1.4%

・取得 2 年目以降計算式：評価額(前年評価額×減価残存率)×1/2×1.4%

(算定に用いた数値)

平成 29 年度	取得 1 年目資産取得価額 (1,745 百万円) 取得 2 年目資産取得価額 (140 百万円)
30 年度	取得 1 年目資産取得価額 (620 百万円) 取得 2 年目資産取得価額 (1,745 百万円) 取得 3 年目資産取得価額 (140 百万円)
31 年度	取得 1 年目資産取得価額 (3,552 百万円) 取得 2 年目資産取得価額 (620 百万円) 取得 3 年目資産取得価額 (1,745 百万円)
32 年度	取得 2 年目資産取得価額 (3,552 百万円) 取得 3 年目資産取得価額 (620 百万円)
33 年度	取得 3 年目資産取得価額 (3,552 百万円)

資産取得価額は各特区へのアンケートを基に推計

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

達成状況等の測定及び評価については、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）上、国・地方・民間の三者が共同で区域会議において評価を行うこととされており、事後検証を含む評価結果等についても、国家戦略特別区域基本方針を踏まえ、適切に評価・公表することとしたい。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長 (国 10)(法人税:義) (地 7)(法人住民税、事業税:義)(固定資産税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p><現行制度の概要></p> <p>国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施者として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除ができる制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備：機械・装置（2千万円以上） （特定中核事業については4千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） （特定中核事業については2千万円以上） 建物・附属設備・構築物（1億円以上） <ul style="list-style-type: none"> ・特別償却の割合：取得価額の50% （特定中核事業については即時償却） （建物等は25%） ・税額控除の割合：取得価額の15%（建物等は8%） （当期法人税額の20%を限度とし、限度超過額は1年間繰り越し控除可） <p><要望内容></p> <p>国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10及び第68条の14において平成28年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成30年3月31日までとする。</p>
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度：創設 平成27年度：拡充 (適用対象にインターナショナルスクール整備事業、革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業を追加)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、我が国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進</p>

		<p>することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である。</p> <p>国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点を形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】</p> <p>①国家戦略特区の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2015年19位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2014年4位)」(日本再興戦略(平成27年6月30日))</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 各特区における区域計画の目標達成状況 なお、国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)では、区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済社会的効果など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、できる限り具体的なものとして設定することとされている。 また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点を形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成26年度 認定計画に定められた事業数：1事業（関西圏） 適用法人数：なし 適用投資額：なし ※年度末（平成27年3月19日）に認定を受け、平成27年度適用見込</p> <p>平成27年度 認定計画に定められる事業見込数：2事業 適用法人見込数：3法人 適用投資見込額：265百万円 【特区ごとの内訳】 （関西圏）1事業、2法人、245百万円 （新潟市）1事業、1法人、20百万円</p>

	<p>平成 28 年度 認定計画に定められる事業見込数：4 事業 適用法人見込数：4 法人 適用投資見込額：3,720 百万円 【特区ごとの内訳】 (東京圏) 2 事業、2 法人、2,030 百万円 (関西圏) 2 事業、2 法人、1,690 百万円</p> <p>平成 29 年度 認定計画に定められる事業見込数：2 事業 適用法人見込数：6 法人 適用投資見込額：23,352 百万円 【特区ごとの内訳】 (東京圏) 0 事業、1 法人、6,030 百万円 (関西圏) 2 事業、5 法人、17,322 百万円</p> <p>各特区へ適用見込法人及び、各法人の投資見込額をヒアリングし、各年度で合算。(固定資産税の特例のみが適用される投資は含まれていない。)</p> <p>(事業数) 当該年度において区域計画の認定を受けた事業の数 (適用法人数) 認定を受けた事業に係る設備投資を行い、当該年度において特償又は税額控除を実施した法人の数</p>
② 減収額	<p>平成 26 年度減収額：なし</p> <p>平成 27 年度減収見込額：79 百万円 【特区ごとの内訳】 (関西圏) 72 百万円 (新潟市) 7 百万円 【税目ごとの内訳】 (法人税) 56 百万円 (法人住民税) 7 百万円 (地方法人税) 2 百万円 (法人事業税) 7 百万円 (地方法人特別税) 7 百万円</p> <p>平成 28 年度減収見込額：784 百万円 【特区ごとの内訳】 (東京圏) 501 百万円 (関西圏) 283 百万円 【税目ごとの内訳】 (法人税) 577 百万円 (法人住民税) 71 百万円 (地方法人税) 25 百万円 (法人事業税) 44 百万円 (地方法人特別税) 67 百万円</p> <p>平成 29 年度減収見込額：3,460 百万円 【特区ごとの内訳】 (東京圏) 625 百万円 (関西圏) 2,835 百万円 【税目ごとの内訳】 (法人税) 2,523 百万円 (法人住民税) 323 百万円 (地方法人税) 111 百万円 (法人事業税) 199 百万円 (地方法人特別税) 304 百万円</p> <p>各特区へ適用見込法人及び各法人の投資見込設備と見込額、特償見込又は税額控除見込についてヒアリングし、下記計算式によって算定。</p>

	<p>【減収額推計の計算式】 法人税=(特償実施額)×23.9%+(税額控除実施額) 法人住民税=(特償実施額)×23.9%×12.9% 地方法人税=(法人税)×4.4% 法人事業税=(特償実施額)×3.1%(平成 28 年度以降 1.9%) 地方法人特別税=(特償実施額)×2.9%</p> <p>特償実施額=H27:235 百万円 税額控除実施額=H27:なし H28:2,313 百万円 H28:24 百万円 H29:10,492 百万円 H29:15 百万円</p>
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年度～平成 29 年度) 平成 26 年 5 月に国家戦略特別区域が 6 区域指定され、1 年間に 17 回の区域会議を開催し、設備投資に係る課税の特例 1 事業を含む 50 事業について認定を行った。さらに本年 8 月 28 日には新たに 3 区域を地方創生特区として指定した(国家戦略特別区域の 2 次指定)。 これら新規指定特区を含め、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。</p> <p>本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、平成 26 年度から平成 29 年度までに 9 事業の認定、27,337 百万円の設備投資が見込まれており、これにより産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成がより推進されることとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年度～平成 29 年度) 国家戦略特区の活用により、民間からの具体的な事業や施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立させる。 本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備、民間主導の事業促進に繋がり、それに伴って達成目標である各ランキングの順位上昇へと導くことが可能となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年度～平成 29 年度) 租税特別措置が延長されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 28 年度～平成 29 年度) 本要望の実現により、2 年間で 4,244 百万円の減収が見込まれるものの、6 事業の認定、27,072 百万円の設備投資が見込まれている。この内、例えば A 社においては、1,150 百万円の革新的医療機器の開発・量産に係る設備投資により 20%のシェア獲得を目標とし、国内市場において 36,000 百万円の市場</p>

			<p>創出を見込んでいる。</p> <p>企業の設備投資・産業集積を促し、特区内における事業環境の整備を促進させる本税制は、日本のビジネス環境の向上・都市の国際競争力強化に大きく寄与し、それに伴い、達成目標である各ランキングの順位上昇が予測される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長	行政機関名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（各国際戦略総合特区において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
過去の適用数及び適用額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ③ 僅少・偏りの状況
過去の適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合を用いて説明されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「その他の各国際戦略総合特区においても概ね設定した目標よりも高い成果を挙げている」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「今後、引き続き各特区計画を着実に実行し、計画目標の達成を図る予定」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
 特区へのアンケート調査は、各特区の実態をより詳細に把握するために、指定法人名、特定事業名、設備名、取得価額、事業内容等について取得年度ベースで行っており、確定申告年度ベースで行われている租特透明化法の実態調査結果とは必ずしも同じ結果になるものではない。
 「算定の根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）」については、各特区の回答を単純に合計したものであるため特段記載していない。
 「適用法人数」については、年度を経るごとに設備投資を行う企業が増加していることから、当該年度に確定申告を行った法人数よりも取得を行った法人数の方が多くなるもの
 「適用額」については、評価書に記載しているものは「取得価額」、実態調査結果によるものは「税額控除額」であり、全く異なる数値である。
- ④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
 特区へのアンケート調査は、各特区の実態をより詳細に把握するために、指定法人名、特定事業名、設備名、取得価額、事業内容等について取得年度ベースで行っており、確定申告年度ベースで行われている租特透明化法の実態調査結果とは必ずしも同じ結果になるものではない。
 「算定の根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）」については、各特区の回答を単純に合計したものであるため特段記載していない。
 「適用額」については、評価書に記載しているものは「取得価額」、実態調査結果によるものは「税額控除額」であり、全く異なる数値である。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
 過去の減収額の実績の把握に当たっては、各特区の実態をより詳細に把握できるため、指定法人名、特定事業名、設備名、取得価額、事業内容等を調査した特区へのアンケート調査結果を活用した。
 法人事業税、地方法人特別税については、外形法人を仮定して算出した。
 なお、地方法人特別税については、課税所得に対する税率に換算して 2.9%としたもの
- ⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
 法人事業税、地方法人特別税については、外形法人を仮定して算出した。
 なお、地方法人特別税については、課税所得に対する税率に換算して 2.9%としたもの

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長 (国 11)(法人税:義) (地 8)(法人住民税、事業税:義) 【新設・ <u>延長</u> ・拡充】
2	要望の内容	<p><現行制度の概要></p> <p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人指定の期限:平成 28 年 3 月 31 日 ・対象設備:機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却の割合:取得価額の 50%(建物等 25%) ・税額控除の割合:取得価額の 15%(建物等 8%) (当期法人税額の 20%を限度とし、限度超過額は1年間繰越控除可) ・設備等取得の期間:法人指定の日から平成 28 年 3 月 31 日まで <p><要望内容></p> <p>総合特別区域法第 26 条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第 42 条の 11 及び第 68 条の 15 において平成 28 年 3 月 31 日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成 30 年 3 月 31 日までとする。</p>
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度:創設 平成 25 年度:拡充(適用対象に開発研究用の「器具・備品」を追加) 平成 26 年度:延長
6	適用又は延長期間	平成 28 年度及び平成 29 年度の2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 総合特別区域法第 1 条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】 ⑦総合特区の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 各国際戦略総合特区において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。</p> <p>【特区目標の例：アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区】 中部地域における航空機・部品の生産高 4,500億円（平成24年）→5,600億円（平成27年）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における計画の目標達成状況 ・各特区における新規設備投資額 ・各特区における企業の新規立地件数等</p> <p>当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>【適用法人数】 平成24年度（実績）27法人 平成25年度（実績）47法人 平成26年度（実績）61法人 平成27年度（見込）62法人 平成28年度（見込）29法人 平成29年度（見込）19法人 ※特区へのアンケートを基に推計</p> <p>【適用額】 平成24年度取得額（実績）270.7億円 平成25年度取得額（実績）294.3億円 平成26年度取得額（実績）765.6億円 平成27年度取得額（見込）708.7億円 平成28年度取得額（見込）208.6億円 平成29年度取得額（見込）45.5億円 ※特区へのアンケートを基に推計</p> <p>より詳細を把握できるため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区へのアンケートを活用。</p>

			<p>前回延長要望時（H25 事前評価書）の単年度あたり70法人の適用見込みに対し、平成26年度は61法人の適用実績を上げており、概ね見込み通りに適用されているものといえる。</p>										
		② 減収額	<p>平成24年度減収額（実績）29.4億円 平成25年度減収額（実績）37.4億円 平成26年度減収額（実績）97.4億円 平成27年度減収額（見込）86.8億円 平成28年度減収額（見込）24.9億円 平成29年度減収額（見込）9.4億円 ※特区へのアンケートを基に推計</p> <p>【減収額推計の計算式】 法人税＝（特償実施額）×25.5%（※1）＋（税額控除実施額） 法人住民税＝（特償実施額）×25.5%（※1）×12.9% 地方法人税＝（法人税）×4.4% 法人事業税＝（特償実施額）×4.3%（※2） 地方法人特別税＝（特償実施額）×2.9%</p> <table border="0"> <tr> <td>特償実施額＝H24:4,225百万円</td> <td>税額控除実施額＝H24:1,318百万円</td> </tr> <tr> <td>H25:5,405百万円</td> <td>H25:1,660百万円</td> </tr> <tr> <td>H26:14,078百万円</td> <td>H26:4,325百万円</td> </tr> <tr> <td>H27:13,135百万円</td> <td>H27:4,032百万円</td> </tr> <tr> <td>H28:3,834百万円</td> <td>H28:1,178百万円</td> </tr> <tr> <td>H29:1,458百万円</td> <td>H29:441百万円</td> </tr> </table> <p>※1 H27～H29は23.9%として推計 ※2 H27は3.1%、H28及びH29は1.9%として推計</p> <p>より詳細を把握できるため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区へのアンケートを活用。</p>	特償実施額＝H24:4,225百万円	税額控除実施額＝H24:1,318百万円	H25:5,405百万円	H25:1,660百万円	H26:14,078百万円	H26:4,325百万円	H27:13,135百万円	H27:4,032百万円	H28:3,834百万円	H28:1,178百万円
特償実施額＝H24:4,225百万円	税額控除実施額＝H24:1,318百万円												
H25:5,405百万円	H25:1,660百万円												
H26:14,078百万円	H26:4,325百万円												
H27:13,135百万円	H27:4,032百万円												
H28:3,834百万円	H28:1,178百万円												
H29:1,458百万円	H29:441百万円												
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～平成29年度） 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。</p> <p>例えば、前述のアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区についていえば、目標値に対し、平成25年度の目標達成率120%を実現するなど高い成果を挙げている。その他の各国際戦略総合特区においても概ね設定した目標よりも高い成果を挙げているところ。</p> <p>今後、引き続き各特区計画を着実に実行し、計画目標の達成を図る予定。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～平成29年度） 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p>										

			<p>例えば、前述のアジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区についていえば、本税制措置により、H24 年度～H25 年度に 64.2 億円の設備投資がなされ、上記平成 25 年度の目標達成率 120%の実現に大きく寄与した。その他の各国際戦略総合特区においても概ね設定した目標よりも高い成果を挙げているところ。</p> <p>今後、引き続き各特区計画を着実に実行し、計画目標の達成を図る予定。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 29 年度)</p> <p>租税特別措置が失われれば、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 29 年度)</p> <p>特区への調査結果によると、平成 24 年度～平成 26 年度における指定法人数が124法人、総設備取得額が約1300億円であった。租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資の実現につながったため、本特例措置には税收減を是認できる効果がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であるとする。</p> <p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p> <p>委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や投資税額控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。</p> <p>総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際戦略総合特区における所得控除制度の延長	行政機関名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（各国際戦略総合特区において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ③ 僅少・偏りの状況
 過去の適用数等が想定外に僅少でないことについて、前回評価時の将来推計等と比較した上で説明されていない。
- ⑥ 将来の減収額
 将来の減収額（平成 28 年度及び 29 年度）が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
 将来の効果・達成目標の実現状況について、「規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
 将来の税収減を是認するような効果について、「本要望の実現によって、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が一層促進されることで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区における所得控除制度の延長 (国 12)(法人税:義) (地 9)(法人住民税、事業税:義) 【新設・ <u>延長</u> ・拡充】
2	要望の内容	<p><現行制度の概要></p> <p>専ら特区内で認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を実施する指定特定事業法人について、その事業による所得の金額の20%を課税所得から控除できる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人指定の期限：平成28年3月31日 適用期間：法人指定の日から5年を経過する日までの期間内に終了する事業年度 主な要件：規制の特例措置等の適用、地方公共団体がその事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置実施 <p><要望内容></p> <p>総合特別区域法第27条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条及び第68条の63の2において平成28年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成30年3月31日までとする。</p>
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度：創設 平成26年度：延長（2年間）
6	適用又は延長期間	2年間
7	①：政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)</p>
	②：政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】</p> <p>⑦ 総合特区の推進</p>

8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>各国際戦略総合特区において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。</p> <p>【特区目標の例：アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区】</p> <p>中部地域における航空機・部品の生産高 4,500億円（平成24年）→5,600億円（平成27年）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> 各特区における計画の目標達成状況 各特区における新規設備投資額 各特区における企業の新規立地件数等 <p>当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置により我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。</p>
		① 適用数等	<p>活用実績</p> <p>平成24年度(実績) 適用なし 平成25年度(実績) 適用なし 平成26年度(実績) 適用なし 平成27年度(見込) 適用なし 平成28年度(見込) 1法人 平成29年度(見込) 1法人</p> <p>なお、平成28及び29年度の適用数(見込)については、特区への活用見込調査によるものだが、現在事業の計画段階であることから、適用額の推計は困難である。</p> <p>総合特区制度における「国と地方の協議」を通して、総合特区事業の推進に係る規制改革を一定程度実現することができたが、一方で、本税制における支援目的である産業競争力の強化に寄与する抜本的な規制提案と一体となったニュービジネスの創出につながる提案がなく、適用実績がなかった。</p>
		② 減収額	<p>減収額</p> <p>平成24年度減収額(実績) なし 平成25年度減収額(実績) なし 平成26年度減収額(実績) なし 平成27年度減収額(見込) なし</p> <p>なお、平成28及び29年度の減収額については、現在事業の計画段階であることから、推計は困難である。</p> <p>総合特区制度における「国と地方の協議」を通して、総合特区事業の推進に係る規制改革を一定程度実現することができたが、一方で、本税制における支援目的である産業競争力の強化に寄与する抜本的な規制提案と一体となったニュービジネスの創出につながる提案がなく、適用実績がなかった。</p>

	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度) 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。 なお、具体的には、平成28年度以降、グリーンアジア国際戦略総合特区(福岡県等)において燃料電池自動車普及のための水素ステーションの整備・運営事業についての活用が見込まれているところ。当該地域においては特区計画上水素ステーション整備を進めることとしており、これに寄与することが見込まれている。
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度) 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。 なお、特区計画に対する具体的な寄与については、上述のとおりである。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度) 租税特別措置が失われれば、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。
		《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度) 本要望の実現によって、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が一層促進されることで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる。 ただし、上述のとおり、平成24年度から27年度について減収はない。また、平成28年度以降については本税制の活用を予定している法人が現在事業の計画段階にあり、現時点での詳細な効果の推計は困難である。
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考えられる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。 委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。 一方、本税制措置は、法人実効税率の低減のための所得控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。
	③ 地方公共団体が協力する相	総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する

		当性	責務を有する。」とされている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置の創設	行政機関名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率について、平成21年度から24年度にかけて、学校法人全体への寄附額は減少しているが、税額控除対象法人の個人現金寄附金額は、21年度118億円から24年度165億円と増加している。これは、税額控除導入による効果が表れていると考えられる。

なお、学校法人については、平成23年度から個人寄附への税額控除を導入している。

- (注) 1 文部科学省調べ。平成26年時点で税額控除対象法人の証明を受けていた学校法人の過去の個人現金寄附金額を比較したものの
 2 平成22年度分については東日本大震災の影響で調査を実施しておらず、23年度分は震災の影響による寄附が多かったため比較には用いていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定国立研究開発法人(仮称)への寄附に係る税制措置の創設 (国 15)(法人税:義)(所得税:外) (地 10)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	特定国立研究開発法人(仮称)への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとす。 法人税について当該措置が認められた場合、地方法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、特定国立研究開発法人(仮称)への個人からの寄附金について、税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。 (※)「特定国立研究開発法人(仮称)」とは、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)において、世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人として位置づけられ、別法で定められる法人を指す。
3	担当部局	内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定国立研究開発法人(仮称)について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 ○「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定) 法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予想できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。加えて、各法人への寄付の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進める。 ○「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日自民党 科学技術・イノベーション戦略調査会) 全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のため寄附税制を拡充すべき。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 8. 科学技術・イノベーション政策の推進 【施策】 ②科学技術イノベーション創造の推進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による特定国立研究開発法人(仮称)の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで1.4倍(約232百万円)(対本租税特別措置等前比)とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。 (※)過去に、特定国立研究開発法人(仮称)と同様に公共性の高い法人である学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが期待できることから、過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額166百万円が、1.4倍に増加するものとして試算。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本租税特別措置の対象となる特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入の伸び率」と、「他の国立研究開発法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による特定国立研究開発法人(仮称)の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 特定国立研究開発法人(仮称)の対象法人候補である2法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される。 法人：平成28年度 33法人 平成29年度 40法人 平成30年度 47法人 個人：平成28年度 47人 平成29年度 58人 平成30年度 68人 ※推計方法は、別添の「特定国立研究開発法人(仮称)への寄附に係る税制措置に伴う適用見込みの試算について」を参照。 ② 減収額 特定国立研究開発法人(仮称)の対象法人候補である2法人において、 平成28年度 国税：▲12百万円 地方税：▲6百万円 平成29年度

			<p>国税： ▲13 百万円 地方税： ▲7百万円 平成 30 年度 国税： ▲14 百万円 地方税： ▲8百万円</p> <p>※推計方法は、別添の「特定国立研究開発法人(仮称)への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について」を参照。</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年度～30 年度)</p> <p>租税特別措置等により、特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年度～30 年度)</p> <p>租税特別措置等により、特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が 1.4 倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年度～30 年度)</p> <p>特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、特定国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 28 年度～30 年度)</p> <p>減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が 1.4 倍(件数は 1.8 倍)に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが期待できる。</p> <p>この結果、22 百万円の税収減となるものの、特定国立研究開発法人(仮称)が得られる寄附金額の増は 66 百万円(※)となり、多様な財源の確保を図ることにより研究開発の着実な推進が可能となる。これにより、我が国におけるイノベーションの創出に寄与し、生産性の向上や産業競争力の強化、国民の安全・安心の確保等に貢献する。</p> <p>これまで、特定国立研究開発法人(仮称)の候補となっている法人では、開発したハードディスク用磁気ヘッドが世界シェア 100%(2013 年)を獲得、世界初の iPS 細胞を用いた網膜の再生医療の実施等の成果があがっている。</p> <p>(※)過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額 166 百万円が、1.4 倍に増加するものとして試算</p>	
9	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき</p> <p>特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う企業や個人に対するインセンティブ(寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政</p>

		妥当性等	<p>策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。</p> <p>現在も、研究開発を行う独立行政法人に対する寄附金は、国からの補助金等と相まって、研究開発の推進に活用されており、自己収入確保の手段として重要である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>特定国立研究開発法人(仮称)においては、寄附金収入は、民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進に用いられる。一方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて特定国立研究開発法人(仮称)に措置されるものである。</p> <p>本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を拡充することができる</p> <p>双方の資金が相まって、特定国立研究開発法人(仮称)は、幅広いイノベーション創出に貢献することが可能となる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>特定国立研究開発法人(仮称)については、地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となり、世界トップレベルの研究開発成果を生み出すことが期待されている。特定国立研究開発法人(仮称)の寄付収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置に伴う
適用見込みの試算について

【適用見込み】

○指定寄附金化に伴う適用見込み

平成 28 年度 33 法人

平成 29 年度 40 法人

平成 30 年度 47 法人

○税額控除の導入に伴う適用見込み

平成 28 年度 47 人

平成 29 年度 58 人

平成 30 年度 68 人

【①指定寄付金化】

1. 特定国立研究開発法人（仮称）への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去 5 年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成 25 年度分）に基づき試算した。

2. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人数は 419,604 法人で、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人数は 56,008 法人であり、全法人数の 13.3%（※1）を占めている。一方、特定国立研究開発法人（仮称）の対象候補である 2 法人に対する法人寄附について、過去 5 年間の寄附件数の平均は 198 件（※2）であり、当該法人の内訳も同様と仮定し、また、寄附募集努力等により、3 年後に 1.8 倍に寄附件数が増加すると仮定（※3）すると、各事業年度における指定寄附金化による適用事業者数は、

平成 28 年度：198 法人 × 0.133 × 1.26 ≒ 33 法人

平成 29 年度：198 法人 × 0.133 × 1.53 ≒ 40 法人

平成 30 年度：198 法人 × 0.133 × 1.80 ≒ 47 法人

と推計される。

（※1）56,008/419,604=0.133

（※2）2 法人の年度ごとの寄附件数は、H22：204 件、H23：178 件、H24：211 件、H25：203 件、H26：196 件

（※3）税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成 25 年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：183,675 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの寄附金控除額を計算した。（表 1 参照）

〈表 1〉

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたりの寄附金控除額 (推計)(円)	表2の対応
a	～150万円	11,818	6.4%	375	31,731	—
b	～300万円	30,894	16.8%	1,151	37,256	あ
c	～500万円	27,895	15.2%	1,381	49,507	い
d	～800万円	26,449	14.4%	1,750	66,165	う
e	～1,000万円	11,414	6.2%	957	83,844	え
f	～2,000万円	33,648	18.3%	4,290	127,496	お
g	2,000万円～	41,557	22.6%	22,575	543,230	か
合計		183,675		32,478		

(※) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある

〈表 2〉

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%—97,500円
う	330万円～695万円	20%—427,500円
え	695万円～900万円	23%—636,000円
お	900万円～1800万円	33%—1,536,000円
か	1800万円～	40%—2,796,000円

2. 特定国立研究開発法人（仮称）の対象候補である2法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である53件（※1）の所得階級の内訳が、表1の割合（％）と同様と仮定すると、

- a:3.4人、b:8.9人、c:8.1人、d:7.6人、e:3.3人、f:9.7人、g:12人となる。このうち、税額控除を選択することになる人数については、
- ・ 表中a（表2の「一」に該当）の階層は、所得税非課税のため除外
 - ・ g（表2の「か」に該当）については、税額控除を選択しても減税とならない（税額控除率と所得税率が40％と同率）ため除外
- となり、残りのb～fの階層が税額控除を選択すると仮定する。

（※1）2法人の年度ごとの寄附件数は、H22: 43件、H23: 54件、H24: 48件、H25: 63件、H26: 59件

3. 税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、各々の階級の寄附件数が1.8倍に増加する（※2）と仮定すると、適用見込み人数は、

平成28年度: $(b+c+d+e+f) \times 1.26 = (8.9+8.1+7.6+3.3+9.7) \times 1.26 \approx 47$ 人
 平成29年度: $(b+c+d+e+f) \times 1.53 = (8.9+8.1+7.6+3.3+9.7) \times 1.53 \approx 58$ 人
 平成30年度: $(b+c+d+e+f) \times 1.80 = (8.9+8.1+7.6+3.3+9.7) \times 1.80 \approx 68$ 人

と推計される。

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について

【減収見込額（総額）】

- 平成28年度 国税：12百万円、地方税：6百万円
 平成29年度 国税：13百万円、地方税：7百万円
 平成30年度 国税：14百万円、地方税：8百万円

① 指定寄附金化に伴う減収見込額

- 平成28年度 17百万円（国税：11百万円、地方税：6百万円）
 平成29年度 19百万円（国税：12百万円、地方税：7百万円）
 平成30年度 21百万円（国税：13百万円、地方税：8百万円）

② 税額控除の導入に伴う減収見込額（国税のみ）

- 平成28年度 0.6百万円
 平成29年度 0.7百万円
 平成30年度 0.8百万円

【①指定寄附金化】

1. 特定国立研究開発法人（仮称）への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成25年度分）に基づき試算した。

2. 特定国立研究開発法人（仮称）の対象候補である2法人（理化学研究所及び産業技術総合研究所）に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である142,421千円（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、3年後に1.4倍に寄附額が増加すると仮定（※2）して、各事業年度の法人寄附金見込額を算出する。

（※1）2法人の年度ごとの寄附金額は、H22: 118,381千円、H23: 108,274千円、H24: 186,611千円、H25: 183,707千円、H26: 115,131千円

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

（法人寄附金見込額）

平成28年度: 142,421千円 × 1.133... = 161,410千円（約161百万円）
 平成29年度: 142,421千円 × 1.266... = 180,400千円（約180百万円）
 平成30年度: 142,421千円 × 1.40 = 199,389千円（約199百万円）

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は698,590百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は184,512百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)

$$184,512 \text{ 百万円} \div 698,590 \text{ 百万円} \times 100 = \underline{26.4\%}$$

4. これらをもとに、特定国立研究開発法人(仮称)に移行予定の2法人に係る減収見込額を算定する。

【平成30年度における減収見込み額】

○ 国税分

・法人税 $199 \text{ 百万円} \times 26.4\% \times 23.9\%$ (税率) \doteq 12.6百万円

※ 税率は、普通法人に対する法人税率

・地方法人税 $12.6 \text{ 百万円} \times 4.4\%$ \doteq 0.6百万円

※ 税額は、法人税額の4.4%。

○ 地方税分

・法人住民税

(法人税割) $12.6 \text{ 百万円} \times 12.9\%$ \doteq 1.6百万円

※税率は、総務省指定の率。

・法人事業税所得割(収入割)(特別税含む。)

(A. 法人事業税所得割(収入割)の減収額)

$199 \text{ 百万円} \times 26.4\% \times 5.1\%$ \doteq 2.7百万円

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$2.7 \text{ 百万円} \times 115.0\%$ \doteq 3.1百万円

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を法人事業税所得割(収入割)の減収額(特別税含む。)とする。

$2.7 \text{ 百万円} + 3.1 \text{ 百万円} \doteq$ 5.8百万円

・法人事業税(付加価値割)

$199 \text{ 百万円} \times 26.4\% \times 0.56\%$ \doteq 0.3百万円

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

5. 以上、減収見込み額(指定寄附金化による)は、以下の通り。

○ 国 税 : $12.6 \text{ 百万円} + 0.6 \text{ 百万円} \doteq$ 13百万円

○ 地方税 : $1.6 \text{ 百万円} + 5.8 \text{ 百万円} + 0.3 \text{ 百万円} \doteq$ 8百万円

6. 同様に、平成28年度、平成29年度における減収見込み額を推計すれば以下のとおり。

平成28年度 国税 : 11百万円 地方税 : 6百万円

平成29年度 国税 : 12百万円 地方税 : 7百万円

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成25年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：183,675人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたりの寄附金控除額(円)	表2の対応
a	～150万円	11,818	6.4%	375	31,731	—
b	～300万円	30,894	16.8%	1,151	37,256	あ
c	～500万円	27,895	15.2%	1,381	49,507	い
d	～800万円	26,449	14.4%	1,750	66,165	う
e	～1,000万円	11,414	6.2%	957	83,844	え
f	～2,000万円	33,648	18.3%	4,290	127,496	お
g	2,000万円～	41,557	22.6%	22,575	543,230	か
	合計	183,675		32,478		

(※) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

(計算式)

$$\text{税額控除額} - \text{所得控除額} = \text{各所得階層1人当たりの減収見込額}$$

a→所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されることがないため）

$$b \quad 37,256 \times 0.4 - 37,256 \times 0.05 = 13,040 \text{円}$$

$$c \quad 49,507 \times 0.4 - 49,507 \times 0.1 = 14,852 \text{円}$$

$$d \quad 66,165 \times 0.4 - 66,165 \times 0.2 = 13,233 \text{円}$$

$$e \quad 83,844 \times 0.4 - 83,844 \times 0.23 = 14,253 \text{円}$$

$$f \quad 127,496 \times 0.4 - 127,496 \times 0.33 = 8,925 \text{円}$$

$$g \quad 543,230 \times 0.4 - 543,230 \times 0.4 = 0 \text{円}$$

※gは、差額0円

特定国立研究開発法人（仮称）に移行する予定の2法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である53件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、3年後の寄附件数が1.8倍に増加すると仮定（※2）して2法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。
 (※1) 2法人の年度ごとの寄附件数は、H22: 43件、H23: 54件、H24: 48件、H25: 63件、H26: 59件

(※2) 税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数

$$\text{平成28年度} : 53 \times 1.26 \approx 67 \text{ (人)}$$

$$\text{平成29年度} : 53 \times 1.53 \approx 81 \text{ (人)}$$

$$\text{平成30年度} : 53 \times 1.80 \approx 95 \text{ (人) となる。}$$

【平成30年度における減収見込み額】

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a→ 所得税非課税のため算出しない

$$b \quad (95 \text{人} \times 16.8\%) \times 13,040 \text{円} \approx 208,118 \text{円}$$

$$c \quad (95 \text{人} \times 15.2\%) \times 14,852 \text{円} \approx 214,463 \text{円}$$

$$d \quad (95 \text{人} \times 14.4\%) \times 13,233 \text{円} \approx 181,027 \text{円}$$

$$e \quad (95 \text{人} \times 6.2\%) \times 14,253 \text{円} \approx 83,950 \text{円}$$

f (95人×18.3%)×8,925円 ≒155,161円

g →減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した 842,719円≒0.8百万円が減収見込額となる。

同様に、平成28年度、平成29年度における減収見込み額を推計すれば以下のとおり。

平成28年度：594,339円≒0.6百万円

平成29年度：718,529円≒0.7百万円

⇒ ①(指定寄附金化による減収見込み額)、②(税額控除の導入による減収見込み額)を合計した各事業年度の減収見込み額は以下のとおり。

平成28年度 国税：12百万円、地方税：6百万円

平成29年度 国税：13百万円、地方税：7百万円

平成30年度 国税：14百万円、地方税：8百万円

国家公安委员会・警察厅

番号	制度名
国家公安委員会・警察庁	
警察01	教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除	行政機関名	国家公安委員会・警察庁
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が年度ごとに予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「全国の自動車教習所（平成26年末現在で、1,555所）に（中略）準中型免許に係る教習用貨物自動車を配備」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
 全国 1,555 所（平成 26 年末現在）の自動車教習所は、警察庁調べによるものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 （国税1）（法人税：義、所得税：外） （地方税1）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	自動車教習所を営む者が、専ら自動車の運転に関する技能の教習の用に供する貨物自動車で車両総重量が3.5トン以上のもの（以下「教習用貨物自動車」という。）を取得した場合に、初年度30%の特別償却又は7%の税額控除を受けることができるよう、教習用貨物自動車を特別償却等の対象資産とするもの。【新設】
3	担当部局	交通局運転免許課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (1) 政策目的 投資と消費の拡大による「経済の好循環」を掲げるアベノミクスの実現に向け邁進する日本経済において、物流は、産業競争力の強化や豊かな国民生活を支える、経済社会に不可欠の構成要素である。 そして、物流の中心的な立場にある貨物自動車の安定確保と、これらの貨物自動車を安全に運転することができるトラックドライバーの安定供給は、いずれも物流の効率化に必要な不可欠なものであり、物流業界の発展とそこから波及する経済効果に大きく寄与するものである。 しかしながら、現状、物流業界は慢性的な労働力不足に陥っており、若年層を中心としたトラックドライバーの確保が進んでいないことが、事業者をして、事業拡大に向けた貨物自動車の新規取得等の設備投資を逡巡させる要因となっている。</p> <p>このような状況の中で、地域輸送の中心的な立場にある最大積載量2トンクラスの貨物自動車を高校新卒者が運転することができないことが、若年層の活躍の場を狭め、トラックドライバーの安定供給に深刻な影響を与えているとして、18歳で取得可能な新たな免許区分の導入について、全日本トラック協会及び全国高等学校長協会から強い要望が寄せられていた。 これを受けて、今国会において、18歳で取得可能な車両総重量3.5トン以上7.5トン未満（最大積載量2トンクラスの貨物自動車が該当する。）の自動車を運転するための準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）の創設を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正道路交通法」という。）が成立したところである。</p> <p>改正道路交通法については、早期に高校新卒者の雇用促進に資するよう、公布後2年以内という短期間で施行することとしているが、トラックドライバーの安定供給のためには、制度の改正だけでなく、実際に多くの自動車教習所において準中型免許に係る技能教習が行われる必要があり、自動車教習所においては、同免許に係る教習用貨物自動車を新規に取得する必要がある。</p>

		<p>この点、実際に貨物の運送の用に供される車両総重量 3.5トン以上の貨物自動車であれば、特別償却等の対象資産として税制面の優遇措置が既に講じられているが、このような貨物自動車を将来的に運転するトラックドライバーを育成するための教習用貨物自動車については、貨物を運送するために必要な構造を備えたものであるにもかかわらず、その取得に際して同様の税制面の優遇措置が講じられていない。</p> <p>中小企業が大半を占める自動車教習所は、教習生の減少等の事情により厳しい経営を余儀なくされている現状にあり、改正道路交通法の施行に向け、多くの自動車教習所において、教習用貨物自動車の新規取得という積極的な設備投資を促し、トラックドライバーの安定供給につなげるためには、「実際に貨物の運送の用に供される車両総重量 3.5トン以上の貨物自動車」と同様、「呼び水」となるような税制面の優遇措置を講ずる必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>教習用貨物自動車特別償却等の対象資産となり、今回創設される準中型免許に係る教習用貨物自動車の新規取得が促進されることとなれば、トラックドライバー育成に係る体制の全国的な底上げが図られ、将来にわたり、物流の担い手となるトラックドライバーを安定的に供給することができる。</p> <p>また、教習用貨物自動車の新規取得は、単に自動車教習所の設備投資を活性化させるだけでなく、1台 500 万円を超える準中型免許に係る教習用貨物自動車の大規模需要については、トラックメーカーも強い関心を寄せているとされており、自動車部品メーカーを始めとする関連中小企業への発注拡大など、経済全体に波及する相乗効果も期待される。</p> <p>さらに、自動車教習所が高い運転技能を備えたトラックドライバーを社会に輩出することによって、物流業界における交通の安全と円滑が図られ、交通事故等による経済的・社会的損失の抑制も期待されることである。</p> <p>以上の理由から、教習用貨物自動車の取得に際して税制面の優遇措置を講ずる必要がある、かつ、改正道路交通法の施行までに準中型免許に係る技能教習の実施体制が整備されるよう、平成 28 年度税制改正において措置する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○道路交通法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 40 号)</p> <p>○交通政策基本法(平成 25 年法律第 92 号)</p> <p>第2条(交通に関する施策の推進に当たっての基本的認識)</p> <p>第 21 条(運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展)</p> <p>○交通政策基本計画(平成 27 年2月 13 日閣議決定)</p> <p>第2章 基本的方針、目標と講ずべき施策</p> <p>基本的方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり</p> <p>目標③ 交通を担う人材を確保し、育てる</p> <p>○総合物流施策大綱(2013-2017)</p> <p>2. 今後の物流施策の方向性と取組</p> <p>(1) 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組</p> <p>【物流を支える人材の確保・育成】</p>
--	--	--

	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>平成 27 年度実績評価計画書(国家公安委員会・警察庁)</p> <p>基本目標4 安全かつ快適な交通の確保</p> <p>業績目標2 運転者対策の推進</p> <p>(今国会で成立した改正道路交通法により、18 歳で取得可能な車両総重量 3.5トン以上 7.5トン未満の自動車を運転するための準中型免許を創設することとし、改正道路交通法については公布後2年以内に施行することとしている。)</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>全国の自動車教習所(平成 26 年末現在で、1,555 所)に1教習所当たり2台以上の準中型免許に係る教習用貨物自動車を配備し、同免許に係る技能教習の実施体制の整備を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>自動車教習所における準中型免許に係る教習用貨物自動車の配備数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置については、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、事業者は、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は、企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>そのため、準中型免許に係る技能教習の実施意欲を有する自動車教習所の設備投資(教習用貨物自動車の新規取得)を強力に後押しすることに資する。</p> <p>① 適用数等</p> <p>全国 1,555 所(平成 26 年末現在)の自動車教習所</p> <p>② 減収額</p> <p>《国税》</p> <p>所得税: ▲30 百万円(税額控除の場合)</p> <p>法人税: ▲356 百万円(特別償却の場合)、▲347 百万円(税額控除の場合)</p> <p>《地方税》</p> <p>法人住民税及び法人事業税: ▲217 百万円(法人税の特別償却の場合)</p> <p>法人住民税のみ: ▲45 百万円(法人税の税額控除の場合)</p> <p>※算出根拠は別添参照</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年4月～31 年3月)</p> <p>改正道路交通法の施行に向け、多くの自動車教習所において、準中型免許に係る技能教習の実施体制が整備されることにより、トラックドライバー育成のための体制の全国的な底上げが図られるとともに、物流の担い手となるトラックドライバーを安定的に供給することが可能となる。</p> <p>また、高い運転技能を備えたトラックドライバーを育成することにより、物流業界における交通の安全と円滑が図られ、交通事故等による経済的・社会的損失の抑制が期待される。</p> <p>これらの政策目的の実現は、物流業界の慢性的な労働力不足の解消に寄与するだけでなく、物流の効率化に必要な不可欠な貨物自動車の安定確保にもつながるものである。</p>
--	--	---

			<p>なお、トラックドライバー育成のための体制の全国的な底上げを図るためには、準中型免許に係る技能教習において地域による偏在をなくす必要があり、また、物流業界の要望状況からも全国的に一定の取得需要が期待されることから、今後3年間で全国の自動車教習所への準中型免許に係る教習用貨物自動車の配備が見込まれる。さらに、技能教習の途中で教習車両が故障等した場合に備え、技能教習を再開するための代替車両をあらかじめ確保しておく必要があることから、1教習所当たり2台以上の配備が見込まれるものである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年4月～31年3月)</p> <p>本特例措置により、税額控除と特別償却の選択適用が可能となり、事業者は、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は、企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>そのため、準中型免許に係る技能教習の実施意欲を有する自動車教習所の設備投資(教習用貨物自動車の新規取得)を強気に後押しすることとなり、自動車教習所における教習用貨物自動車の配備が促進され、準中型免許に係る技能教習の実施体制の整備が図られる。</p> <p>なお、租税特別措置等の直接的な効果に関する事後検証については、例えば、平成19年に中型免許が導入された際(租税特別措置等を設けず)と比較して、本措置が、自動車教習所にとって新たな免許区分に係る技能教習への参入や教習車両の新規取得のインセンティブとなったかどうか、アンケートを実施する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年4月～31年3月)</p> <p>準中型免許に係る技能教習の実施体制の整備が円滑に進まず、物流業界へのトラックドライバーの安定供給に支障を来す。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年4月～31年3月)</p> <p>本特例措置により発生する税收の減少額は、トラックドライバーの安定供給による物流の効率化と、高い運転技能を備えたトラックドライバーの育成による物流業界の交通事故抑止という公益上の便益に比して是認される範囲のものであると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、物流の効率化や物流業界における交通の安全と円滑の確保という極めて公益性の高い目的を有しており、その対象についても、物流の担い手となるトラックドライバーを育成するための教習用貨物自動車に限定しているものであることから、租税特別措置として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置や義務付け等はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>物流は地域経済においても必要不可欠な要素であり、物流の中心となる立場にある貨物自動車を安全に運転することができるトラックドライバーの安定供給は、地域輸送の活性化や地域における交通の安全と円滑の確保に資する。</p>

10	有識者の見解	特段の審議会等での検討結果等はない。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

平成26年末現在の自動車教習所数

教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却等による減収見込額

1 指定自動車教習所(道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条第1項)

(1) 個人経営

0 所 … (a)

(2) 法人経営

1,347 所 … (b)

(3) 総数

1,347 所 … (a) + (b)

2 届出自動車教習所(道路交通法(昭和35年法律第105号)第98条第2項)

(1) 個人経営

124 所 … (c)

(2) 法人経営

84 所 … (d)

(3) 総数

208 所 … (c) + (d)

3 経営主体別の自動車教習所事業者数

(1) 個人経営(所得税の特別償却又は税額の特別控除を受ける者)

124 所 … (a) + (c)

(2) 法人経営(法人税の特別償却又は税額の特別控除を受ける法人)

1,431 所 … (b) + (d)

1 所得税

(1) 特別償却の場合

事業者によって所得税率が異なるため、試算できない。

(2) 税額控除の場合

全国 124 所の個人経営の自動車教習所に1台 5,198,100 円(※)の教習用貨物
自動車を 2 台ずつ配備するとして、全体で

$$124 \times 2 \times 5,198,100 = 1,289,128,800 \text{ 円}$$

が必要となる。

税額控除限度額は、これに100分の7を乗じた額

$$1,289,128,800 \times 0.07 = 90,239,016 \text{ 円}$$

となる。

したがって、1年当たりの所得税の減収見込額は、税額控除限度額を、配備を行う予定の年数
(3年)で除した額

$$90,239,016 \div 3 = 30,079,672 \text{ 円}$$

となる。

2 法人税

(1) 特別償却の場合

全国 1,431 所の法人経営の自動車教習所に1台 5,198,100 円(※)の教習用貨物
自動車を 2 台ずつ配備するとして、全体で

$$1,431 \times 2 \times 5,198,100 = 14,876,962,200 \text{ 円}$$

が必要となる。

特別償却限度額は、これに100分の30を乗じた額

$$14,876,962,200 \times 0.3 = 4,463,088,660 \text{ 円}$$

となる。

法人税の減収見込額は、これに法人税法第66条第1項に定められた税率(100分の23.9)を乗
じた額

$$4,463,088,660 \times 0.239 = 1,066,678,190 \text{ 円}$$

となる。

したがって、1年当たりの法人税の減収見込額は、法人税の減収見込額を、配備を行う予定の
年数(3年)で除した額

$$1,066,678,190 \div 3 = 355,559,397 \text{ 円}$$

となる。

(2) 税額控除の場合

全国 1,431 所の法人経営の自動車教習所に1台 5,198,100 円(※)の教習用貨物
自動車を 2 台ずつ配備するとして、全体で

$$1,431 \times 2 \times 5,198,100 = 14,876,962,200 \text{ 円}$$

が必要となる。

税額控除限度額は、これに100分の7を乗じた額

$$14,876,962,200 \times 0.07 = 1,041,387,354 \text{ 円}$$

となる。

したがって、1年当たりの法人税の減収見込額は、税額控除限度額を、配備を行う予定の年数
(3年)で除した額

$$1,041,387,354 \div 3 = 347,129,118 \text{ 円}$$

となる。

※ 価格(1台5,198,100円)は、準中型免許に係る教習用貨物自動車の参考価格

教習用貨物自動車を取得した場合の地方法人二税に係る減収見込額(法人税の特別償却)

1 法人税(特別償却の場合)

全国 所の法人経営の自動車教習所に1台 円(※)の教習用貨物
自動車を 台ずつ配備するとして、全体で
 × × = 円

が必要となる。

特例による所得の減収見込額(=特別償却限度額)は、これに100分の30を乗じた額

$$\frac{14,876,962,200}{100} \times 30 = 4,463,088,660 \text{ 円}$$

となる。

法人税の減収見込額は、これに法人税法第66条第1項に定められた税率(100分の23.9)を乗じた額

$$4,463,088,660 \times 0.239 = 1,066,678,190 \text{ 円}$$

となる。

2 法人住民税

法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+都道府県分3.2%)を乗じた額

$$1,066,678,190 \times 0.129 = 137,601,486 \text{ 円}$$

となる。

3 法人事業税

(1) 法人事業税所得割(及び収入割)

法人事業税所得割(収入割)の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に5.1%(外形法人(資本金等の額が1億円を超える法人)及び外形外法人に適用)を乗じた額

$$4,463,088,660 \times 0.051 = 227,617,522 \text{ 円}$$

となる。

(2) 地方法人特別税

地方法人特別税の減収見込額は、法人事業税所得割(収入割)の減収見込額に115.0%(外形法人(資本金等の額が1億円を超える法人)及び外形外法人に適用)を乗じた額

$$227,617,522 \times 1.15 = 261,760,150 \text{ 円}$$

となる。

(3) 法人事業税付加価値割

法人事業税所得割(収入割)の減収見込額は、特例による所得(収入)の減収見込額に0.56%(外形法人(資本金等の額が1億円を超える法人)及び外形外法人に適用)を乗じた額

$$4,463,088,660 \times 0.0056 = 24,993,296 \text{ 円}$$

となる。

(4) 合計

法人事業税の減収見込額は、上記(1)から(3)までを合算した額

$$227,617,522 + 261,760,150 + 24,993,296 = 514,370,968 \text{ 円}$$

となる。

4 地方法人二税(法人住民税及び法人事業税)

地方法人二税の減収見込額は、上記2及び3を合算した額

$$137,601,486 + 514,370,968 = 651,972,455 \text{ 円}$$

となる。

したがって、1年当たりの地方法人二税の減収見込額は、地方法人二税の減収見込額を、
配備を行う予定の年数(3年)で除した額

$$\frac{651,972,455}{3} = 217,324,152 \text{ 円}$$

となる。

※ 価格(1台5,198,100円)は、準中型免許に係る教習用貨物自動車の参考価格

教習用貨物自動車を取得した場合の法人住民税に係る減収見込額(法人税の税額控除)

1 法人税(税額控除の場合)

全国 所の法人経営の自動車教習所に1台 円(※)の教習用貨物
自動車を 台ずつ配備するとして、全体で
 × × = 円

が必要となる。

法人税の減収見込額(=税額控除限度額)は、これに100分の7を乗じた額

$$\frac{14,876,962,200}{100} \times 7 = 1,041,387,354 \text{ 円}$$

となる。

2 法人住民税

法人住民税の減収見込額は、法人税の減収見込額に12.9%(市町村分9.7%+都道府県分3.2%)を乗じた額

$$1,041,387,354 \times 0.129 = 134,338,969 \text{ 円}$$

となる。

したがって、1年当たりの法人住民税の減収見込額は、法人住民税の減収見込額を、
配備を行う予定の年数(3年)で除した額

$$\frac{134,338,969}{3} = 44,779,656 \text{ 円}$$

となる。

※ 価格(1台5,198,100円)は、準中型免許に係る教習用貨物自動車の参考価格

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
金融02	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し
金融03	投資法人に係る税制優遇措置の拡充
金融04	事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長
金融05	一時差異等調整引当額についての所要の措置
金融06	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例
金融07	特定目的信託に係る受託法人の課税の特例
金融08	特定目的会社に係る課税の特例
金融09	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	行政機関名	金融庁
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（損害保険会社が、巨大災害発生時においても保険金の支払を円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）について、「目標値については、正味保険料収入の160%としている」と説明されているが、目標達成時期が示されていない。
- ② 過去の適用数等
過去の適用数について、「平成24年度17法人」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額について、「法人税の減収額は、平成24年度8,072百万円」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額について、「平成27年度の法人税の減収額は2,912百万円」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「本則2%の場合の平成24年度から26年度までの積立額について、それぞれ35,140百万円、37,722百万円、39,952百万円と想定され、これは実績と比較してそれぞれ33,772百万円、56,317百万円、59,709百万円少ないものとなっている」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、本租税特別措置の経過措置（平成27年度まで無税積立率5%）が適用された積立額の実績と仮に適用されなかった場合（無税積立率2%）の積立額の想定との差額を直接的な効果とする理由が明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「本則2%の場合の平成28年度から30年度までの積立額について、それぞれ39,952百万円と想定され、これは5%の場合と比較してそれぞれ59,928百万円少ないものとなっている」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、本租税特別措置の経過措置（平成27年度まで無税積立率5%）が延長された場合と仮に延長されなかった場合（無税積立率2%）の積立額の想定との差額を直接的な効果とする理由が明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

⑩ 将来の税収減是認効果

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

＜点検結果表の別紙＞

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄等の補足説明）
測定指標に係る目標値については、正味保険料収入の160%としている。
- ② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
分析対象期間分の適用数については、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社等を対象としている。
なお、その適用数は、平成24年度17法人、25年度17法人、26年度16法人となっている。
- ④ 将来の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
分析対象期間分の適用数については、火災保険を引き受けている損害保険会社等を対象としている。
なお、その適用数は平成26年度16法人であるが、現在の保険市場を鑑みると新たに参入あるいは撤退する動きはなく、その適用数が大きく変動とすることはないと想定される。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
過去10年での取崩額を考慮すると、取崩超となっていることから増収となっているなど、無税で積み立てた異常危険準備金は、保険金支払いによる取崩しや積立後10年を経過した場合は、益金に算入されることから、長い期間でみると増減収はほぼないため、減収額を「0百万円」としていたもの
なお、本則2%以外の租税特別措置の積立部分（平成24年度は2%、25年度及び26年度は3%）を減収額とした場合、法人税の減収額は、24年度8,072百万円、25年度13,460百万円、26年度14,270百万円、法人住民税の減収額は、24年度1,641百万円、25年度2,736百万円、26年度2,901百万円である。
- ⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
過去10年での取崩額を考慮すると、取崩超となっていることから増収となっているなど、無税で積み立てた異常危険準備金は、保険金支払いによる取崩しや積立後10年を経過した場合は、益金に算入されることから、長い期間でみると増減収はほぼないため、減収額を「0百万円」としていたもの
なお、本則2%以外の租税特別措置の積立部分（3%）を減収額とした場合、平成27年度の法人税の減収額は2,912百万円、28年度から30年度までについても5%が維持された場合、それぞれ14,270百万円。平成27年度の法人住民税の減収額は2,912百万円、28年度から30年度までについても5%が維持された場合、それぞれ2,901百万円である。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
異常危険準備金積立残高については、火災保険を引き受けている損害保険会社等の積立残高を合算して算出している。

租税特別措置の効果については、本則2%の場合の平成24年度から26年度までの積立額について、それぞれ35,140百万円、37,722百万円、39,952百万円と想定され、これは実績と比較してそれぞれ33,772百万円、56,317百万円、59,709百万円少ないものとなっている。

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄の補足説明）

平成30年度の異常危険準備金積立残高については、27年度から30年度まで①現行の5%で積立て、②収入保険料を一定、③損害率は直近10年の傾向値、④損害率50%を超える部分を取崩額との仮定を置いて算定している。

租税特別措置の効果については、本則2%の場合の平成28年度から30年度までの積立額について、それぞれ39,952百万円と想定され、これは5%の場合と比較してそれぞれ59,928百万円少ないものとなっている。

⑩ 将来の税収減は認効果（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄の補足説明）

平成28年度の法人税の減税額は、5%が維持された場合14,323百万円、法人住民税の減収額は、2,912百万円であるが、今後も台風などの自然災害の発生により異常危険準備金の取崩しによる益金算入が想定されること、また、異常危険準備金制度は、損害保険会社が不測の大災害に対しても保険金支払責任を全うし、国民経済の安定に寄与していくことから、租税特別措置等の税収減を是認する効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実 (国税10)(法人税:義)、(地方税10)(法人住民税:義)
2	要望の内容	異常危険準備金制度について、火災保険等*に係る租税特別措置法第57条の5第1項に定める積立率を現行の100分の5(平成27年度までの経過措置、本則積立率は100分の2)を維持すること及び同7項に定める洗替保証率を現行の100分の30から100分の40に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様。 *火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> 制度創設 昭和28年度 無税積立率の変遷 昭和28年度:10%、昭和32年度:7%、昭和51年度:5%、昭和53年度:4%、昭和55年度:2%、平成8年度:3%、平成17年度:4%、平成25年度:5%(残高率30%超の場合は2%) 洗替保証率の変遷 昭和28年度:50%(累積限度額)、昭和51年度:35%、平成8年度:34%、平成14年度:32%、平成15年度:30%
6	適用又は延長期間	恒久
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。 損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払原資(経営の健全性)を確保する必要がある。 《政策目的の根拠》 保険会社等は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。(保険業法第116条等)
		② 政策体系における政策目的の位置付け Ⅱ-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 損害保険会社が、巨大災害発生時においても保険金の支払を円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること。

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 損害保険会社における異常危険準備金積立残高等
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 損害保険会社の経営の健全性を確保するためには、巨大災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実にを行うことができる必要がある。
8	有効性等	①: 適用数等	16社
		②: 減収額	0百万円(平成28年度)
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24～26年度)</p> <p>平成26年度末の異常危険準備金積立残高(無税分)は、多発する台風や集中豪雨等のほか、平成26年2月に首都圏を襲った雪害により、2,066億円(積立残高率:正味収入保険料の10.3%)となっており、平成24年度(前回要望時)から、705億円増加し、積立残高率が2.6%上昇しているものの、依然として低い水準となっている。</p> <p>経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高は、31,962億円(正味収入保険料の160%)であり、平成26年度末の残高からすると、いつ発生するか予測ができない巨大災害に備えるため、準備金残高を早急に回復させる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和59年度～平成26年度)</p> <p>過去、無税積立率が2%(昭和55～平成7年度)ないし3%(平成8～16年度)であった時期においては、平成3年度の台風19号襲来時、平成16年度の複数の台風襲来時に大きく取崩しを行い、異常自然災害に対する準備金としての機能を果たしてきた。</p> <p>他方、無税積立率が5%となった平成25年度以降についても、異常危険準備金の積立では着実に進捗し、多発する台風や集中豪雨のほか、平成26年2月の雪害等に際して、異常自然災害に対する準備金としての機能を果たすこととなった。しかしながら、大幅な取崩しを行ったことにより積立残高率は依然として10.3%と低い水準であり、今後の異常自然災害の発生に対応するために、残高を早急に回復させる必要が生じている。</p> <p>なお、洗替保証率(30%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。</p> <p>現行制度の30%については、平成3年度の台風19号、平成16年度の複数の台風、平成23年度の複数の災害への保険金支払いを考慮すれば、30%(業界全体で5,400億円レベル)では十分とは言えない状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～30年度)</p> <p>平成26年度末の積立残高2,066億円(積立残高率10.3%)に対して、平成27年度～30年度に現行の5%で積み立てた場合、平成30年度末の積立残高は、5,834億円(積立残高率29.2%)程度と予測され、経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高31,962億円(正味収入保険料の160%)とは大きく乖離している。</p> <p>今年度も大型の自然災害が頻発し、巨大災害の再発生も予断を許さない状況にあるなか、異常危険準備金の積立が充分に行われない状況が継続す</p>

			ると、損害保険会社の財政基盤が著しく毀損するリスク、ひいては保険契約者に適正な保険金を支払うことができなくなるリスクが高くなる。
			《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和59年度～平成26年度)
			<p>異常危険準備金を積み立てることにより、平成3年度、平成16年度、平成23年度、平成26年度といった巨大災害が発生した年度においても保険金支払を確実なものとしており、準備金積立時における一時的な税收減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>なお、巨大災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると税收減とはならない。</p> <p>また、本措置により保険金を円滑に一般企業等に支払うことは、巨大災害時における税收減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等の役割分担	異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し	行政機関名	金融庁
税目	所得税、法人税、個人住民税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（国際的二重課税排除を排除すること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が税目ごとに予測されていない。
将来の適用数が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「効率的な二重課税調整（外国税額控除制度）が措置されれば、外国税の支払がある納税者による活用が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）
 効率的な二重課税調整（外国税額控除制度）が措置されれば、外国税の支払がある納税者による活用が見込まれるといえる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し (国税28)(所得税:外、法人税:義)、 (地方税15)(個人住民税:外、法人住民税:義)	
2	要望の内容	二重課税調整措置を見直し、できる限り効率的・効果的に二重課税を排除できる仕組みを設ける。	
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室	
4	評価実施時期	平成27年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和46年 所得税法176条3項(証券投資信託の信託財産について納付した所得税額の控除)創設 ・平成10年 租税特別措置法第67条の14(特定目的会社に係る課税の特例)創設 ・平成10年 租税特別措置法第67条の15(投資法人に係る課税の特例)創設 ・平成12年 租税特別措置法第68条の3の2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)創設 	
6	適用又は延長期間	恒久措置とする	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を排除することによって、国内外の投資に係る税の中立性を維持すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 「金融税制研究会 論点整理」(平成22年7月29日) <ul style="list-style-type: none"> ・海外から我が国への投資を促進すべき。その阻害要因については、可能な限り除去すべき ・投資の選択にゆがみを与えない税制が第一段階の目標なのではないか ・個人が対象となる金融・証券税制は、効率的かつ簡素で継続性のある税制であるべき </p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—1.市場インフラ構築のための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国際的二重課税排除を排除すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本件措置が適用される投資家数等。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置がなければ、国際的二重課税の状態が生じ、投資意欲が減退すると考えられる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
		② 減収額	二重課税措置の方法を見直すものであり、減収額は生じないと考えられる。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:---) 新規要望のため、該当せず
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:---) 新規要望のため、該当せず。
《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:---) 本措置がなければ、国際的な二重課税が発生し、投資家による投資意欲が減退すると考えられる。			
		《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:---) 二重課税措置の方法を見直すものであり、税收減は生じないと考える。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策の達成目標の実現に際し、効率的(新たな財政上の措置が不要)な措置であり、要望している措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人に係る税制優遇措置の拡充	行政機関名	金融庁
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（金融資本市場の利便性向上及び活性化並びに再生可能エネルギー発電設備への投資の促進を図ること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ④ 将来の適用数等
 将来の適用数が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
 将来の減収額が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
 将来の効果・達成目標の実現状況について、「現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
 将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人に係る税制優遇措置の拡充 (国税 26) (法人税:義)
2	要望の内容	投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再生可能エネルギー発電設備について、ペイスルー課税対象資産とする期間を10年以内に限る等の時限措置を撤廃(又は緩和)すること。(拡充)
3	担当部局	金融庁総務企画局市場課市場企画室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスルー課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優遇措置を受けられるよう、平成 26 年度税制改正にて措置。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 成長戦略等において掲げられたインフラファンドの組成・上場促進等の取組の積極的な推進、インフラファンド市場等を通じた民間資金の流入促進、再生可能エネルギーの積極的な推進。</p> <p>《政策目的の根拠》 「日本再興戦略改訂 2015(抜粋)」 第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 5-2. 金融資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 金融・資本市場の活性化等 国際金融センターとしての地位を確立・向上していくため(略)金融資本市場の利便性向上と活性化に向けた以下のような取組を積極的に進める(略) 投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンドの組成・上場の促進を図るとともに必要な環境整備を図る。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2015(抜粋)」 第3章「経済・財政一体改革」の取組-「経済・財政再生計画」 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題 [2] 社会資本整備等 民間の資金・ノウハウを活用し、効率的なインフラ整備・運営やサービス向上、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する(略)</p> <p>「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン(抜粋)」 2 基本的な考え方 インフラファンド等による民間資金の供給が促進されることが期待され(略)インフラ投資市場が活性化することで、民間の資金提供者の目利き力と提案力、リスク管理能力が発揮され、そのことが事業の成立性を高めることにつながる、という好循環が生まれることになる。</p> <p>「日本再興戦略改訂 2014(抜粋)」</p>

		<p>第二 3つのアクションプラン</p> <p>二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する(略)</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>II-3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 インフラファンドの組成・上場に当たっての実務上の課題を解消し、一般投資家に新たな投資機会を提供することにより、インフラファンド市場等を通じた民間資金の流入促進を図り、以って金融資本市場の利便性向上及び活性化、並びに再生可能エネルギー発電設備への投資の促進を図ること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 要望に係る租税特別措置等の投資法人への適用実績。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 要望の措置は、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの組成に当たっての実務上の課題を解消し、税制上の不利益を被ることのないようにすることにより、インフラファンド組成のインセンティブの向上が見込まれ、政策目的の実現に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 投信法政令改正を受け、新設の投資法人を中心に、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人への適用が見込まれる。</p> <p>② 減収額 -</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月) 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれ、インフラファンド市場等を通じた民間資金の流入促進が図られることにより、金融資本市場の利便性向上及び活性化、並びに再生可能エネルギー発電設備への投資の一層の促進が期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月) 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれる。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年4月～平成30年3月) 再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの組成に当たっての実務上の課題が解消されず、税制上の不利益を被ることとなり、政策目的の実現の妨げとなる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年4月～平成30年3月) (分析対象期間においては)税收減は見込まれない。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策目的の実現に向け、要望の措置の有効性が認められることに加え、新たな財政上の措置が不要な措置であることから、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長	行政機関名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ③ 僅少・偏りの状況
過去の適用数等が想定外に僅少でないことについて、前回評価時の将来推計等と比較した上で説明されていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が年度ごとに予測されていない。
将来の適用数について、「指定を受けている再生ファンドの見込投資件数：216件」、「事業再生ファンドにおける債権買取件数の割合：約50%」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額が把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
 - ・平成 24 年度及び 26 年度：0 件
 - ・再生支援機関等から聞き取り調査を実施した結果である。
 - ・本措置は、租特透明化法に基づく調査対象となる租税特別措置ではない。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
 - ・本措置は、租特透明化法に基づく調査対象となる租税特別措置ではない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長 (国税 22)(法人税:外)、(地方税 17)(法人住民税:外、法人事業税:外)
2	要望の内容	企業再生税制については、中小企業の事業再生を支援する観点から、平成 28 年 3 月末までの間、内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンド（特定投資事業有限責任組合）により債権放棄が行われた場合についても、特例（評価損の損金算入が可能等）が措置されているところ。 引き続き、中小企業の事業再生を支援する必要があることから、事業再生ファンドによる債権放棄が行われた場合の特例措置の適用期限を 3 年間延長すること。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 25 年度:本特例措置を新設。
6	適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日（3 年間）。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>本特例措置は、平成 25 年 3 月末で中小企業金融円滑化法の期限が終了したことに併せて導入されたもの。 中小企業円滑化法の期限終了に際しては、金融庁として、金融機関に対し、引き続き、貸出条件の変更等に努めるとともに、それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう指導してきたところ。 一方で、経営改善・事業再生が必要な中小企業は現在も数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、事業再生ファンドの無限責任組合員をはじめとした外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。 このように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮をより一層加速させていく必要があることから、本特例措置の延長が必要である。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	II-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>中小企業再生支援協議会及び地域経済活性化支援機構等による再生計画策定支援件数。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>抜本的な事業再生等が必要な中小企業が、企業再生税制の適用を受けやすくなることにより、事業再生・経営改善が促進され、地域経済の活性化に繋がる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度 : 1 件 ・なお、平成 27 年 8 月までの間に 27 組合が特定投資事業有限責任組合の指定を受けた。 ・適用見込件数：約 110 件。 <p>【算出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定を受けている再生ファンドの見込み投資件数：216 件 ② 事業再生ファンドにおける債権買取件数の割合：約 50% ① × ② ÷ 110 <p>② 減収額</p> <p>—</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 27 年 8 月)</p> <p>事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 27 年 8 月)</p> <p>事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月)</p> <p>事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて事業再生に取り組むケースについて、企業再生税制の適用を受けられないことによるため、事業再生ファンドの活動に極めて重大な制約を及ぼし、中小企業の事業再生・経営改善の</p>

			<p>促進を通じた地域経済の活性化を阻害する。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月)</p> <p>本特例措置が無ければ、事業再生ファンドの債権を買い取って事業再生を行うことがそもそもできなくなるため、税込減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、金融機関等が直接債権放棄を行わず、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組むケースについても、企業再生税制の特例を受けられることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境を整備するものであり妥当である。</p> <p>—</p> <p>地域金融機関や地方公共団体等が連携して組成された事業再生ファンドの活動のために必要不可欠な措置であるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	一時差異等調整引当額についての所要の措置	行政機関名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
過去の適用数及び適用額について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
過去の適用数及び適用額（平成 24 年度及び 25 年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数（平成 28 年度から 30 年度まで）が年度ごとに予測されていない。
将来の適用数（平成 27 年度）について、「上場不動産投資法人 53 社（平成 27 年 7 月末）」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
将来の適用額が予測されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
過去の減収額（平成 26 年度の法人税）が把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況（平成 26 年度）が把握されていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、「投資法人に係る課税の特例自体、制度存立の前提になっている。J-R E I T市場は市場規模 13.7 兆円、時価総額 9.6 兆円の規模に成長した」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消する」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及

び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

⑩ 将来の税収減是認効果

将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）

適用額については、実態と乖離があるものの政策評価書提出時に入手可能な情報として租特透明化法に基づく情報を記載していたが、当庁において把握しているデータに基づく、平成24年度は2,016億円、25年度は2,572億円、26年度は3,043億円である。

⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成24年度）を基に試算した減収額（実績推計）及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成25年度）を基に試算した減収額（実績推計）によれば、平成24年度は382億円の減収額、25年度は471億円の減収額と推計される。

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

投資法人に係る課税の特例自体が制度存立の前提になっている。J-R E I T市場は市場規模13.7兆円、時価総額9.6兆円の規模に成長した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	一時差異等調整引当額についての所要の措置 (国税 27)(法人税:義)、(地方税 14)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	「純資産控除項目」に係る一時差異等調整引当額の増減額に相当する額は、判定式の分母での調整の対象外とすること。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。 平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。 平成 26 年度改正で導管性判定式について一定の手当がされた。 平成 27 年度改正で「税会不一致」問題解消等の手当がされた。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」</p> <p>○ 「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「投資家がインフラ投資に容易に投資できるよう、インフラファンドの組成・上場の促進を図るとともに必要な環境整備を図る。また、ヘルスケアリートについて、関係省庁・業界団体等が連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの更なる普及・啓発に向けた取組を加速する。 不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多数化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標とその達成に向けた政策を取りまとめる。」</p> <p>○ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第 1 条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを</p>

		<p>目的とする。</p> <p>○ 平成 27 年度税制改正大綱 「投資法人等の課税については、投資家と運用対象資産とを結びつける導管としての実態が確保される場合には支払配当の損金算入を認めている特例的な制度であり、通常法人との課税の公平性を確保する必要があることを前提として、その運用対象資産の範囲について、こうした制度の趣旨や、投資家に対してインフラファンド市場等を通じて投資を促す政策的意義等を考慮しつつ、諸外国における制度・事例にも留意しながら、引き続き検討する。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>改正が実現した場合において、「純資産控除項目」が生じる法人について、投資法人の課税の特例の適用を受ける件数。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市場の活性化につながる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末) 上場不動産投資法人 35 社(平成 24 年 7 月末) 上場不動産投資法人 41 社(平成 25 年 7 月末) 上場不動産投資法人 46 社(平成 26 年 7 月末) 上場不動産投資法人 53 社(平成 27 年 7 月末)</p> <p>なお、上場不動産投資法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。課税の特例の適用金額は約 254,249 百万円(平成 25 年度における租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査結果)。</p> <p>また、これらの投資法人の投資証券は、直接保有のほか投資信託等を通じて、大多数の個人投資家により保有されている。</p> <p>② 減収額</p> <p>-</p>

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:~々~)</p> <p>本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市場の活性化につながる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:~々~)</p> <p>本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:~々~)</p> <p>繰延ヘッジ損失等の「純資産控除項目」が生じ、一時差異等調整引当額として利益処分に充当した場合、投資法人の活動の制約が解消されるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度~平成27年度)</p> <p>投資法人に係る課税の特例自体、制度存立の前提になっているため、税収減を生じさせるものではない(仮にこの課税の特例がない場合には、このような事業を行っていないため、そもそもの課税対象が生じていなかったと考えられる)。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	そもそも税の問題であるため、税による手当てを行う必要がある。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	行政機関名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例 (国税)(法人税:義)、(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人税法に規定する特定投資信託(資産の流動化に関する法律に規定する投資信託のうち法人課税信託に該当するもの)に係る受託法人のうち、一定の要件を満たすものが支払う利益の分配の額については損金の額に算入することが認められる等の措置。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充等が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」</p> <p>○ 「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「投資家がインフラ投資に容易に投資できるよう、インフラファンドの組成・上場の促進を図るとともに必要な環境整備を図る。また、ヘルスケアリートについて、関係省庁・業界団体等が連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの更なる普及・啓発に向けた取組を加速する。 不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多数化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標とその達成に向けた政策を取りまとめる。」</p> <p>○ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第 1 条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券</p>

			等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>○ 平成 27 年度税制改正大綱 「投資法人等の課税については、投資家と運用対象資産とを結びつける導管としての実態が確保される場合には支払配当の損金算入を認めている特例的な制度であり、通常法人との課税の公平性を確保する必要があることを前提として、その運用対象資産の範囲について、こうした制度の趣旨や、投資家に対してインフラファンド市場等を通じて投資を促す政策的意義等を考慮しつつ、諸外国における制度・事例にも留意しながら、引き続き検討する。」</p> <p>Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備</p>
		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定投資信託の受益権の発行額</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資家の投資ニーズに合致した資産流動化スキームの組成が促進され、証券化市場の厚みをもたせることにより、特定投資信託における税務上の導管性を確保する等の措置をすることが不可欠である。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	現在のところ利用実績なし。
		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: —～—) 現在のところ利用実績はないものの、制度的な多様性を確保することにより、投資家の投資ニーズに合致した資産運用スキームの組成が促進され、投資家の選択肢の拡大が期待される。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: —～—) 現在のところ利用実績はないものの、資産流動化スキームの制度的な多様性が確保されている。</p>

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:一～一) 現在のところ利用実績はない。なお、今後利用されたとしても税収減は生じないと考えられる。特定投資信託に係る課税の特例がない場合、資産運用スキームの組成が促進されない、すなわち、そもそも税収を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	投資信託については、信託財産から生じた利益を投資家に分配する場合には、導管的な器(ビークル)に過ぎないものであることから、税制上もこれに適合した課税上の取扱いをすることが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	行政機関名	金融庁
税目	法人税、法人事業税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

① 達成目標

達成目標（証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的信託に係る受託法人の課税の特例 (国税)(法人税:義)、(地方税)(法人事業税:義、法人住民税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人税法に規定する特定目的信託(資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託)に係る受託法人のうち、一定の要件を満たすものが支払う利益の分配の額については損金の額に算入することが認められる等の措置。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充等が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 22 年度および平成 23 年度改正で国内 50%超要集要件等の見直しが行われた。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。 《政策目的の根拠》 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」 ○ 「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多数化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標とその達成に向けた政策を取りまとめる。」 ○ 資産の流動化に関する法律(平成十年六月十五日法律第五号)(第1条) この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定目的信託の受益権の発行額
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資家の投資ニーズに合致した資産流動化スキームの組成が促進され、証券化市場の厚みをもたせることにより、特定目的信託における税務上の導管性を確保する等の措置をすることが不可欠である。
8	有効性等	① 適用数等	現在のところ利用実績なし。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—～—) 現在のところ利用実績はないものの、制度的な多様性を確保することにより、投資家の投資ニーズに合致した資産流動化スキームの組成が促進され、証券化市場の厚みをもたせることにつながる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—～—) 現在のところ利用実績はないものの、資産流動化スキームの制度的な多様性が確保されている。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—～—) 現在のところ利用実績はない。なお、今後利用されたとしても税収減は生じないと考えられる。特定目的信託に係る課税の特例がない場合、資産流動化スキームの組成が促進されない、すなわち、そもそも税収を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	特定目的信託は、資産の流動化のために設定され、その信託財産から生じた利益についてこれを不特定多数の投資家に分配するための特殊な主体(導管的な器)であることから、税制上もこれに適合した課税上の取扱いをすることが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—

11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定目的会社に係る課税の特例	行政機関名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっているため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（不動産証券化市場を活性化し、当該市場の健全な発展を図ることにより、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
 過去の適用額について、「関東財務局に提出された特定目的会社の財務関係書類からの推計によれば、平成24年度6,072億円、平成25年度3,494億円、平成26年度4,080億円である」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
 過去の適用数及び適用額（平成24年度及び25年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
 過去の減収額（平成26年度の法人税）が把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況（平成26年度）が把握されていない。
 過去の効果・達成目標の実現状況について、「特定目的会社の資産対応証券の発行残高は9.9兆円（平成25年9月末）」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
 特定目的会社に係る課税の特例は制度存立の前提になっているため、適用数については特定目的会社の届出件数を用いている。平成 27 年 3 月末の届出件数は 762 社
 適用額については、関東財務局に提出された特定目的会社の財務関係書類からの推計によれば、平成 24 年度 6,072 億円、25 年度 3,494 億円、26 年度 4,080 億円である。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 24 年度）を基に試算した減収額（実績推計）及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 25 年度）を基に試算した減収額（実績推計）によれば、平成 24 年度は 552 億円の減収額、25 年度は 597 億円の減収額と推計される。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
 特定目的会社制度の存立は租税特別措置が前提となっている。不動産証券化市場において、商品・資金供給の担い手のニーズに応じた投資ビークル（器）の一つとして特定目的会社が活用されており、特定目的会社の資産対応証券の発行残高は 9.9 兆円（平成 25 年 9 月末）である。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的会社に係る課税の特例 (国税)(法人税:義)、(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	資産の流動化に関する法律第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社のうち一定の要件を満たすものが支払う利益の配当の額については損金の額に算入することが認められる等の措置。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充等が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 22 年度および平成 23 年度改正で国内 50%超要集要件等の見直しが行われた。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 不動産証券化市場を活性化し、当該市場の健全な発展を図ることにより、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。 《政策目的の根拠》 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」 ○ 「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多数化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標とその達成に向けた政策を取りまとめる。」 ○ 資産の流動化に関する法律(平成十年六月十五日法律第百五号)(第 1 条) この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け III-2 市場機能の強化のための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 不動産証券化市場を活性化し、当該市場の健全な発展を図ることにより、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定目的会社の届出件数
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化にあたっては、特定目的会社における税務上の導管性を確保する等の措置をすることが不可欠である。
8	有効性等	①: 適用数等	特定目的会社の届出件数 902 社(平成 24 年 3 月末) 特定目的会社の届出件数 837 社(平成 25 年 3 月末) 特定目的会社の届出件数 761 社(平成 26 年 3 月末)
		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—～—) リーマン・ショック等乗り越え、不動産証券化市場が成長・活性化している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—～—) 特定目的会社に係る課税の特例がない場合、特定目的会社を用いた不動産証券化市場が存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—～—) 税収減は生じないと考えられる。特定目的会社に係る課税の特例がない場合、不動産証券化市場が発展しなかった、つまり、そもそも税収を生じるべきビジネスがなかったと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	税の問題であるため、税による手当てを行う必要がある。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例	行政機関名	金融庁
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用数について、平成23年度以降における契約締結生命保険会社等の数10社と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
過去の適用額（平成26年度）について、「25年度収入を元にした推計値」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成23年度以降における契約締結生命保険会社等の数10社と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、「独立行政法人福祉医療機構が平成27年に生命保険協会に実施した調査によれば、「本事業については、社会福祉の見地から、生命保険会社が本来保険事業を営む上で必要な費用に使われる付加保険料なしで提供している。本税制がなくなれば加入者（障害を持つ方またはその家族等）から付加保険料を徴収せざるを得なくなる。」とのことだった。本制度の加入者には付加保険料の納付が困難な者も見込まれることから、本税制は本制度の安定的な運営に寄与していると言える」と説明されているが、契約締結生命保険会社等の数に関して、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明）

独立行政法人福祉医療機構が平成27年に生命保険協会に実施した調査によれば、「本事業については、社会福祉的見地から、生命保険会社が本来保険事業を営む上で必要な費用に使われる付加保険料なしで提供している。本税制がなくなれば加入者（障害を持つ方またはその家族等）から付加保険料を徴収せざるを得なくなる。」とのことであった。本制度の加入者には付加保険料の納付が困難な者も見込まれることから、本税制は本制度の安定的な運営に寄与していると言える。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例（地方税）（法人事業税：義）
2	租税特別措置等の内容	保険業法（平成7年法律第105号）第2条第3項に規定する生命保険会社及び同条第8項に規定する外国生命保険会社等（以下「生命保険会社等」という。）に対する事業税の課税標準の算定に当たり、生命保険会社等が（独）福祉医療機構と締結する心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約に基づく収入保険料について、課税対象となる収入保険料から控除するもの。[地方税法附則 § 9⑨]
3	担当部局	金融庁総務企画局総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設
6	適用期間	当分の間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の扶養者が加入者となり、加入者が地方公共団体に対して掛金を納付し、加入者の死亡及び重度の障害を支給要件として心身障害者に対して給付金を支給することにより、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、扶養者が心身障害者の将来に対して抱く不安の軽減を図るものであり、地方公共団体が定める条例に基づき、地方公共団体において実施されているものである。</p> <p>これについて、（独）福祉医療機構においては、地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業（以下「心身障害者扶養保険事業」という）を行うことで、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図っている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付</p> <p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1</p> <p>《政策目的の根拠》 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第3条第1項</p>

		け	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること															
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 心身障害者扶養保険事業において、心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を(独)福祉医療機構との間で締結する生命保険会社等(以下「契約締結生命保険会社等」という。)をの数について、現状の水準(10社)を確保する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 契約締結生命保険会社等の数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 契約締結生命保険会社等を確保することを通じ、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図り、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図る。															
8	有効性等	① 適用数等	<生命保険契約の被保険者数及び保険料収入(総額)の推移> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者数(年度末)</td> <td>54,807</td> <td>52,708</td> <td>50,675</td> <td>48,767</td> </tr> <tr> <td>保険料収入(千円)</td> <td>5,430,910</td> <td>5,224,816</td> <td>4,217,169</td> <td>※4,058,385</td> </tr> </tbody> </table> ※保険料収入は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」参照。 ※平成26年度の保険料収入は、25年度収入を元にした推計値。 ※心身障害者扶養共済制度は、加入者が地方公共団体に対して掛金を納付し、加入者の死亡及び重度の障害を支給要件として心身障害者に対して給付金を支給するものであり、加入者は減少傾向にあるものの、年金支給人員数は年々増加している。		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	被保険者数(年度末)	54,807	52,708	50,675	48,767	保険料収入(千円)	5,430,910	5,224,816	4,217,169	※4,058,385
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度														
被保険者数(年度末)	54,807	52,708	50,675	48,767														
保険料収入(千円)	5,430,910	5,224,816	4,217,169	※4,058,385														
		② 減収額	<減収額の推移> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額(千万円)</td> <td>38,016</td> <td>36,573</td> <td>29,520</td> <td>28,408</td> </tr> </tbody> </table> ※減収額は、保険料収入金額×保険業の標準税率(0.7%)で算出		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	減収額(千万円)	38,016	36,573	29,520	28,408					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度														
減収額(千万円)	38,016	36,573	29,520	28,408														
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 心身障害者扶養共済制度の年金支給人員数は、平成22年度の49,467人から平成26年度には54,150人、年金支給総額は、平成22年度の119.5億円から平成26年度には130.2億円へとそれぞれ増加しており、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等に寄与していると評価できる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 生命保険契約の被保険者数は、平成23年度の54,807人から平成26年度には48,767人、生命保険契約の保険料収入(総額)は、平成23年度の54.3億円から平成25年度には40.5億円へとそれぞれ減少しているものの、契約締結生命保険会社等の数は、平成23年度以降、10社を維持している状況にあり、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営に寄与しているものと考えられる。															

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 平成26年度において推計で28,408千円の税収減が生じているものの、心身障害者扶養共済制度を安定的に運営し、心身障害者に対する給付金を安定的に支給することを通じ、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等に寄与しており、税収減は是認されるものと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図り、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図るため、契約締結生命保険会社等を確保する必要があり、これを実現する手段として、適確かつ必要最小限である。 また、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図る観点から、心身障害者扶養共済制度の掛金はある程度低額に抑える必要があり、掛金をもとに保険料が支払われる生命保険契約において、生命保険会社等の負担の軽減を図るため、収入保険料に関する課税標準の特例が有効である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	・国と地方公共団体による公費の投入 国と地方公共団体による公費の投入は、心身障害者に対して給付金を支給する基金の積立金不足を補填するためのものであり、その役割は明確に異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	心身障害者扶養共済制度は、地方公共団体が定める条例に基づき、地方公共団体において実施されているものである。
10	有識者の見解		「心身障害者扶養保険検討委員会報告書」(平成19年9月25日) 今後も制度を継続し、現行の制度の枠組みを基本としつつも、現在の経済状況を踏まえ、長期にわたって安定的に持続可能な制度へと見直すことが適当であり、現在ある積立不足に対応する措置を講ずるだけでなく、新たな積立不足を発生させないための措置を講ずるべきである。
11	評価結果の反映の方向性		収入保険料に関する課税標準の特例を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

復興庁

番号	制度名
復興庁	
復興01	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る課税標準の特例措置の延長
復興02	特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る課税標準の特例措置の延長	行政機関名	復興庁
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（平成 24 年度及び 25 年度）について、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
過去の減収額（平成 24 年度及び 25 年度）について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者の事業再生業務を円滑に行うことが可能となった」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者の事業再生業務を円滑に行うことが可能」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
過去の適用総額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載されているとおり、
17,982 百万円（平成 24 年度）
17,982 百万円（平成 25 年度）
である。
<算定根拠>
19,982 百万円（資本金の額）－2,000 百万円（特例適用後の額）＝17,982 百万円
- ④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
将来の適用総額の推計は、17,982 百万円（各年度）であり、震災支援機構が存続する期間と同様となる見通しである。
<算定根拠>
19,982 百万円（資本金の額）－2,000 百万円（特例適用後の額）＝17,982 百万円
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
過去の減収額の実績は以下のとおり。
37,762,300 円（平成 24 年度）
37,762,200 円（平成 25 年度）
<算定根拠>
（平成 24 年度）
① 特例措置適用前 41,962,100 円
② 特例措置適用後 4,199,800 円
③ ①－②＝37,762,300 円
（平成 25 年度）
① 特例措置適用前 41,962,100 円
② 特例措置適用後 4,199,900 円
③ ①－②＝37,762,200 円
- ⑨ 過去の税込減収効果（評価書中 8③「税込減収を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
過去の減収額は⑤で示したとおり約 38 百万円である。他方で、震災支援機構は平成 27 年 8 月末現在で 620 件支援決定しており、債権の買取総額（元本）は 958 億円、債務免除の総額は 413 億円である。これらの数字は、⑤で示した減収額に比して極めて大きい。
- ⑩ 将来の税込減収効果（評価書中 8③「税込減収を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
将来の減収額は 37 百万円となる見込みである。他方で、平成 27 年 8 月末現在、支援決定に向けて最終調整中のものは 144 件存在しており、今後の債権の買取額も多額になり、減収額に比して極めて大きくなる見込みである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る課税標準の特例措置の延長 (地方税3)(法人事業税:義)
2	要望の内容	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「震災支援機構」という。)については、平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20 億円)とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が講ぜられており、本件は当該措置の延長(5年間(平成 33 年 3 月 31 日まで))を要望するもの。
3	担当部局	復興庁支援機構班
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	震災支援機構の創設に際して、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に関して、現行の特例措置が認められた。 今回の要望は、1 回目の延長要望である。
6	適用又は延長期間	延長期間 5 年間(平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等の有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを通じ、被災地域における経済活動の維持を図り被災地域の復興に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成 23 年法律第 113 号)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 復興施策の推進 (6)東日本大震災からの復興に係る施策の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災によって被害を受けたこと過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者の事業再生支援を通じて、被災地域の復興に資すること。
8	有効性等	① 適用数等	震災支援機構のみ。
		② 減収額	各年度約 37 百万円の見込み。 【算出方法】 ① 特例措置適用前 41,648,000 円 ② 特例措置適用後 4,168,400 円 ③ ①-②=37,479,600 円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年3月~平成 27 年8月) 当該特例措置により、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者の事業再生業務を円滑に行うことが可能となった。 なお、平成 27 年7月末時点で、613 件の事業者に対して支援決定済。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年3月~平成 27 年8月) 当該特例措置により、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者の事業再生業務を円滑に行うことが可能となった。 ----- 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年3月~平成 27 年8月) 震災支援機構がその業務を遂行するためには、十分な財務基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金の全額が法人事業税の外形標準の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財務基盤が損なわれるおそれがある。 ----- 《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年3月~平成 27 年8月) 延長の措置を講じることにより、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者の事業再生業務を円滑に行うことが可能となり、被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止し、被災地域における経済活動の維持を図り、被災地域の復興に資する。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	延長の措置を講じることにより、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者の事業再生業務を円滑に行うことが可能となり、被災地域の復興に資するため、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。 なお、地域経済活性化支援機構などの公的な機構でも同様の措置がとられている。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同一の目的であるほかの措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	延長の措置を講じることにより、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者の事業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域の雇用の確保や地域の活性化、更には被災地域の復興につながるものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長	行政機関名	復興庁
税目	所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「平成 27 年 5 月末時点における取得済み面積：824.2ha（97.4%）」と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄の補足説明）
 震災により住居を失った被災者の居住を迅速かつ確実に確保するといった政策目的の下、被災者の移転先となる住宅用地の取得率が97.4%（平成27年5月末時点）となったことは本特例措置により政策目的の達成に寄与していると推測される。その効果は過去における減収額（平成25年度：国税592,175千円・地方税201,502千円、26年度：国税318,222千円・地方税112,666千円、27年度：国税209,606千円・地方税74,353千円）に比して大きいものであることから、税収減を是認することができる。
- ⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄の補足説明）
 上記政策目的の下、本特例措置が延長されることにより、被災者の移転先となる住宅用地の取得率が97.4%（平成27年5月末時点）から更に進捗し用地取得の完了が見込まれることから本特例措置は政策目的の達成に寄与すると推測される。その効果は将来における減収額（国税47,910千円・地方税16,054千円）に比して大きいものであることから、税収減を是認することができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長 (国税:7)(所得税:外、法人税:義) (地方税:7)(個人住民税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業(復興交付金事業計画に記載されている集団移転促進事業と併せて行うもの)のために買い取られる土地及び当該土地の上に存する資産であることについて、国土交通大臣(当該事業を施行する者が市町村である場合には道県知事)の証明を平成28年3月31日までの間に受け、当該証明を受けた土地及び当該土地の上に存する資産を地方公共団体等に譲渡した場合の譲渡所得に係る課税の特例措置(5,000万円特別控除)につき、当該証明を受ける期限を平成31年3月31日までに延長する。
3	担当部局	復興庁インフラ構築班
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度 創設
6	適用又は延長期間	3年間(平成28年度～平成30年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 震災により住居を失った被災者の居住を迅速かつ確実に確保する。 ----- 《政策目的の根拠》 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) 「地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。」(p.9)
		② 政策体系における政策目的の位置付け ■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(4)被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進」
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域内において計画された防災集団移転促進事業等の実施。 (被災者の居住の確保を目的とするものであり、本来は早急に100%の確保が求められるものであるが、住民意向を踏まえた各地方公共団体の復興整備計画に基づき実施される事業であり、地方公共団体によっては除染作業の進捗

		<p>状況にも影響されるなど、不確定要素が多分にあることから、定量的な目標とはせず、適用期間中に計画された事業の完了を目標とするものである。）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成30年度末までに東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域内において計画された防災集団移転促進事業等の用に供する用地面積の取得。</p> <p>なお、地権者による土地の譲渡については、土地代金等、他の影響を受けることも考えられるものであるが、土地の評価額については、地域の動向を踏まえた適切な不動産鑑定結果に基づき算出されているものである。 また、本特例措置は、土地の譲渡にあたっての税制面での支障を緩和又は解消し、手続きに一定の時間を要する土地収用等の強制手段によることなく、地権者の理解の下に用地取得を短期間で完了させ、被災者の居住を早急に確保すること等を目的として設けられた特例措置であり、適用対象となる条件下において土地を譲渡し、代替資産を取得した地権者については、土地代金に関わらず基本的にはすべての地権者が本特例措置の適用を受けることとなる。 仮に、本特例措置がなかったとした場合には、用地交渉が長期化する又は収用手続きが増加することが想定され、政策目的の達成に遅れが生じることにつながるおそれがある。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 用地取得の進捗が図られることにより、住宅団地用地の確保が困難な状況にある被災地における居住施設用地の迅速な確保、居住施設の早期着工につながり、もって被災者の居住の迅速かつ確実な確保に寄与する。</p>																		
有効性等	①: 適用数等	<p>本特例措置の適用実績及び適用見込みは以下のとおり。 なお、適用実績の把握については、地方公共団体から報告された、より実態に則した実績値及び推計値を利用しているため、租税透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報は用いていない。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成25年度 個人 適用件数:818件</td> <td>特別控除額:4,095,431千円</td> </tr> <tr> <td>法人 適用件数:15件</td> <td>特別控除額:57,176千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度 個人 適用件数:562件</td> <td>特別控除額:2,136,592千円</td> </tr> <tr> <td>法人 適用件数:18件</td> <td>特別控除額:91,718千円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度 個人 適用件数:231件</td> <td>特別控除額:1,398,617千円</td> </tr> <tr> <td>法人 適用件数:14件</td> <td>特別控除額:68,686千円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度以降</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人 適用件数:33件</td> <td>特別控除額:334,848千円</td> </tr> <tr> <td>法人 適用件数:1件</td> <td>特別控除額:1,298千円</td> </tr> </table> <p>上記「平成28年度以降」の適用件数及び特別控除額は、以下の理由により評価時点で算定可能な地方公共団体のみの推計値を計上している。</p> <p>平成28年度以降、本特例を適用する可能性のある地方公共団体は次の①及び②のとおり。 ① 平成27年度内の用地取得を目標とする計画を策定していたが、やむを得ない事情により用地取得が平成28年度に及んでしまう地方公共団体。</p>	平成25年度 個人 適用件数:818件	特別控除額:4,095,431千円	法人 適用件数:15件	特別控除額:57,176千円	平成26年度 個人 適用件数:562件	特別控除額:2,136,592千円	法人 適用件数:18件	特別控除額:91,718千円	平成27年度 個人 適用件数:231件	特別控除額:1,398,617千円	法人 適用件数:14件	特別控除額:68,686千円	平成28年度以降		個人 適用件数:33件	特別控除額:334,848千円	法人 適用件数:1件	特別控除額:1,298千円
平成25年度 個人 適用件数:818件	特別控除額:4,095,431千円																			
法人 適用件数:15件	特別控除額:57,176千円																			
平成26年度 個人 適用件数:562件	特別控除額:2,136,592千円																			
法人 適用件数:18件	特別控除額:91,718千円																			
平成27年度 個人 適用件数:231件	特別控除額:1,398,617千円																			
法人 適用件数:14件	特別控除額:68,686千円																			
平成28年度以降																				
個人 適用件数:33件	特別控除額:334,848千円																			
法人 適用件数:1件	特別控除額:1,298千円																			

		<p>② 原発事故に伴い、本特例が設けられる以前から広範囲に渡り継続して避難指示区域に指定されていたが、時間の経過とともに除染作業等に進捗が見られはじめたことで、集団移転促進事業を実施する可能性が出てきた地方公共団体。 上記②については、移転事業に係る具体の計画が策定されていない段階にあるため、評価時点において移転先となる候補地、取得予定面積、土地の評価額等が不明であり、根拠のある適用数等を推計できる状況にはない。 そのため、既に計画を策定済みの①に該当する地方公共団体における実施計画等に基づく推計値を計上する。</p>
	②: 減収額	<p>平成25年度から平成27年度における各年度の減収額は以下のとおり。 (算定根拠は別添のとおり。なお、平成27年度については、評価時点以降の推計値を含む。)</p> <p>平成25年度 ◇国 税 所得税:583,599千円、法人税:8,576千円 ◇地方税 個人住民税:194,533千円、法人住民税:1,484千円 法人事業税:5,485千円</p> <p>平成26年度 ◇国 税 所得税:304,464千円、法人税:13,758千円 ◇地方税 個人住民税:101,488千円、法人住民税:2,380千円 法人事業税:8,798千円</p> <p>平成27年度 ◇国 税 所得税:199,303千円、法人税:10,303千円 ◇地方税 個人住民税:66,434千円、法人住民税:1,329千円 法人事業税:6,590千円</p> <p>平成28年度以降3カ年における減収見込額は以下のとおり。 (算定根拠は別添のとおり。評価時点において事業計画が未策定である地方公共団体の見込額については含まれていない。)</p> <p>平成28年度 ◇国 税 所得税:36,673千円、法人税:195千円 ◇地方税 個人住民税:12,224千円、法人住民税:25千円 法人事業税:124千円</p> <p>平成29年度 ◇国 税 所得税:9,483千円 ◇地方税 個人住民税:3,161千円</p> <p>平成30年度 ◇国 税 所得税:1,559千円 ◇地方税 個人住民税:520千円</p>
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 本特例措置が新設されて以降、評価時点までに各地方公共団体において計画された防災集団移転促進事業等に係る用地取得については、適用期限である平成28年3月31日までに概ね完了する見込みであり、被災者の居住の確保等に係る事業が着実に進められてきたところ。</p>

		<p>一方、原発事故発生以降継続して避難指示区域に指定され、評価時点において立入りや居住が制限されている地域が複数存在しており、避難指示区域が解除されるまでの間は、事業に着手できない或いは事業計画を策定することができない状況にある地域も存在する。</p>
		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成30年度)</p> <p>平成28年3月31日までの間に、津波被災地域の存する地方公共団体において計画された防災集団移転促進事業等はほぼ完了する見込みであり、防災集団移転促進事業の実施に際し直接的なボトルネックとなっていた用地買収の促進に寄与したことが伺える状況となっている。</p> <p>その一方で、避難指示等の影響から、未だ仮設住宅等に住む被災者が多数存在しており、当該被災者の居住確保のため、移転先となる土地を取得していく必要があるが、土地を所有する地権者の理解の下に早期に事業を実施していくためには、引き続き本特例措置の適用が求められるところ。</p> <p>平成27年5月末時点における取得計画面積:846.3ha 平成27年5月末時点における取得済み面積:824.2ha(97.4%) ※ 上記取得計画・取得済み面積は、地方公共団体からの報告に基づく実績値。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～平成30年度)</p> <p>被災地におけるやむを得ない事情により土地の譲渡が平成28年度以降に及んだ場合、或いは、原発事故に係る避難指示の影響から適用期限以降に用地買収が進められる場合において、当該土地の地権者については本特例措置の適用が受けられないこととなる。</p> <p>これにより、既に本特例措置の適用を受けた地権者との公平性が失われ、地権者の理解が得られないことに起因した用地交渉の長期化や、地方公共団体における計画見直しなど、政策目的達成の遅れにつながる懸念される。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成30年度)</p> <p>仮設住宅等での生活を余儀なくされている被災者への居住施設の供給にあたっては、相当規模の面積が必要となるが、適地が少なく代替地の確保も難しい状況下において、各地方公共団体の復興計画に基づき、短期間で効率的かつ確実に土地を取得していくためには、移転先の地権者の理解が不可欠となる。</p> <p>こうした背景の下、平成27年度末までの3カ年の適用期間において計画された用地取得については、ほぼ完了する見込みであり、この間における用地取得面積及び本特例措置の適用実績からも、本特例措置が政策目的の進捗に寄与したことが伺える状況となっている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、事業完了までに要する期間の短縮を図ることに加え、新設時に他の税制措置で認められていた特別控除額の上限を大幅に超える譲渡所得(土地売買契約)が多数発生している状況に対応するために設けられた措置である。</p> <p>控除できない額を補助金等で助成する性質のものではなく、規制的手段により</p>

		<p>解決が図られる性格のものでもない。</p> <p>また、法定の手続きを経る復興整備計画に位置づけられた事業に限定することで、公益性を担保するものである。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段として、現行では、復興事業等の用に供するため、特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が地方公共団体等に買い取られた場合における譲渡所得の2,000万円特別控除があるが、当該制度が、およそ復興に関連する事業等全般のために買い取られた場合に適用されるのに対し、本特例措置は、適地が少なく代替地の設定も困難な状況下において、移転先に適した一定規模の土地を短期間で集中的に取得することが求められる公益性・強制性が高い事業のために買い取られた場合に適用されるものであり、適用の対象が異なる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、地方公共団体自らが用地交渉を行い取得した土地等に係る特例措置であるため、適用実績の把握等、地方公共団体の関与が不可欠なものである。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

<平成 25 年度～平成 27 年度減収額>

特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長に係る減収額（国税）

防災集団移転促進事業等の実施主体である各地方公共団体から報告された適用件数及び特別控除額の実績値を用いて算定する（平成 27 年度については、評価時点以降の推計値を含む。）。

◇ 所得税

※ いずれの地権者も長期の所有（税率 15 %）、取得費は特別控除見込額の 5 % と仮定する。

平成 25 年度 適用件数：818 件 特別控除額：4,095,431,071 円
 $(4,095,431,071 \text{ 円} - 4,095,431,071 \text{ 円} \times 5\%) \times \text{税率 } 15\% = \underline{583,598,927 \text{ 円}}$

平成 26 年度 適用件数：562 件 特別控除額：2,136,591,644 円
 $(2,136,591,644 \text{ 円} - 2,136,591,644 \text{ 円} \times 5\%) \times \text{税率 } 15\% = \underline{304,464,309 \text{ 円}}$

平成 27 年度 適用件数：231 件 特別控除額：1,398,617,315 円
 $(1,398,617,315 \text{ 円} - 1,398,617,315 \text{ 円} \times 5\%) \times \text{税率 } 15\% = \underline{199,302,967 \text{ 円}}$

所得税計 1,087,366,203 円

◇ 法人税

※ いずれの法人も期末資本金は 1 億円以下、本件譲渡所得以外の所得金額は 0 と仮定する。また、税率は、所得金額年 800 万円以下の場合の 15 % を適用する。

平成 25 年度 適用件数：15 件 特別控除額：57,175,649 円
 $57,175,649 \text{ 円} \times \text{税率 } 15\% = \underline{8,576,347 \text{ 円}}$

平成 26 年度 適用件数：18 件 特別控除額：91,717,604 円
 $91,717,604 \text{ 円} \times \text{税率 } 15\% = \underline{13,757,640 \text{ 円}}$

平成 27 年度 適用件数：14 件 特別控除額：68,686,106 円
 $68,686,106 \text{ 円} \times \text{税率 } 15\% = \underline{10,302,915 \text{ 円}}$

法人税計 32,636,902 円

<平成 25 年度～平成 27 年度減収額>

特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長に係る減収額（地方税）

防災集団移転促進事業等の実施主体である各地方公共団体から報告された適用件数及び特別控除額の実績値を用いて算定する（平成 27 年度については、評価時点以降の推計値を含む。）。

◇ 個人住民税

※ いずれの地権者も取得費は譲渡所得の 5 % と仮定する。

平成 25 年度 適用件数：818 件 特別控除額：4,095,431,071 円
 $(4,095,431,071 \text{ 円} - 4,095,431,071 \text{ 円} \times 5\%) \times \text{税率 } 5\% = \underline{194,532,975 \text{ 円}}$

平成 26 年度 適用件数：562 件 特別控除額：2,136,591,644 円
 $(2,136,591,644 \text{ 円} - 2,136,591,644 \text{ 円} \times 5\%) \times \text{税率 } 5\% = \underline{101,488,103 \text{ 円}}$

平成 27 年度 適用件数：231 件 特別控除額：1,398,617,315 円
 $(1,398,617,315 \text{ 円} - 1,398,617,315 \text{ 円} \times 5\%) \times \text{税率 } 5\% = \underline{66,434,322 \text{ 円}}$

個人住民税計 362,455,400 円

◇ 法人住民税

<法人税額>

※ いずれの法人も期末資本金は 1 億円以下、本件譲渡所得以外の所得金額は 0 と仮定する。また、税率は、所得金額年 800 万円以下の場合の 15 % を適用する。

平成 25 年度 適用件数：15 件 特別控除額：57,175,649 円
 $57,175,649 \text{ 円} \times \text{税率 } 15\% = 8,576,347 \text{ 円}$

平成 26 年度 適用件数：18 件 特別控除額：91,717,604 円
 $91,717,604 \text{ 円} \times \text{税率 } 15\% = 13,757,640 \text{ 円}$

平成 27 年度 適用件数：14 件 特別控除額：68,686,106 円
 $68,686,106 \text{ 円} \times \text{税率 } 15\% = 10,302,915 \text{ 円}$

<法人住民税>

平成 25 年度 $8,576,347 \text{ 円} \times \text{税率 } 17.3\% = \underline{1,483,708 \text{ 円}}$

平成 26 年度 $13,757,640 \text{ 円} \times \text{税率 } 17.3\% = \underline{2,380,071 \text{ 円}}$

平成 27 年度 $10,302,915 \text{ 円} \times \text{税率 } 12.9\% = \underline{1,329,076 \text{ 円}}$

法人住民税計 5,192,855 円

◇ 法人事業税

※ いずれの法人も期末資本金が1億円以下の外形外法人と仮定する。

平成 25 年度

- ・ 法人事業税の減収額
57,175,649 円 × 5.3% = 3,030,309 円
- ・ 地方法人特別税の減収額
3,030,309 円 × 81% = 2,454,550 円

平成 25 年度 法人事業税 5,484,859 円

平成 26 年度

- ・ 法人事業税の減収額
91,717,604 円 × 5.3% = 4,861,033 円
- ・ 地方法人特別税の減収額
4,861,033 円 × 81% = 3,937,436 円

平成 26 年度 法人事業税 8,798,469 円

平成 27 年度

<所得割>

- ・ 法人事業税所得額の減収額
68,686,106 円 × 6.7% = 4,601,969 円
- ・ 地方法人特別税の減収額
4,601,969 円 × 43.2% = 1,988,050 円

<付加価値割>

外形外法人 (0%)

平成 27 年度 法人事業税 6,590,019 円

法人事業税計 20,873,347 円

<平成 28 年度以降減収見込み>

特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長に係る減収見込額（国税）

防災集団移転促進事業等の実施主体である各地方公共団体から事業計画等に基づき報告された平成 28 年度以降の適用見込件数及び特別控除見込額（譲渡所得見込額）を用いて算定する（減収見込額算定時点において、防災集団移転促進事業等の計画が未策定である地方公共団体を除く。）。

◇ 所得税

適用見込件数：33 件（H28：28 件、H29：3 件、H30：2 件）
譲渡所得見込額：334,848,326 円（H28：257,356,615 円、H29：66,549,431 円、
H30：10,942,280 円）

※ いずれの地権者も長期の所有（税率 15%）、取得費は特別控除見込額の 5% と仮定する。

H28	(257,356,615 円 - 257,356,615 円 × 5%) × 税率 15% =	<u>36,673,317 円</u>
H29	(66,549,431 円 - 66,549,431 円 × 5%) × 税率 15% =	<u>9,483,294 円</u>
H30	(10,942,280 円 - 10,942,280 円 × 5%) × 税率 15% =	<u>1,559,274 円</u>
		計 <u>47,715,885 円</u>

◇ 法人税

適用見込件数：1 件（H28） 特別控除見込額：1,297,562 円（H28）

※ 当該法人の期末資本金は1億円以下、本件譲渡所得以外の所得金額は0と仮定する。

特別控除見込額が年 800 万円以下となるため、税率は 15% を適用。
1,297,562 円 × 税率 15% = 194,634 円

◇ 合 計 (3 力年)

所得税	47,715,885 円
法人税	<u>194,634 円</u>
合 計	47,910,520 円

【各年内訳】

H28 所得税	36,673,317 円
法人税	<u>194,634 円</u>
計	36,867,951 円

H29 所得税	9,483,294 円
H30 所得税	1,559,274 円

<平成 28 年度以降減収見込み>

特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長に係る減収見込額（地方税）

防災集団移転促進事業等の実施主体である各地方公共団体から事業計画等に基づき報告された平成 28 年度以降の適用見込件数及び特別控除見込額（譲渡所得見込額）を用いて算定する（減収見込額算定時点において、防災集団移転促進事業等の計画が未策定である地方公共団体を除く。）。

◇ 個人住民税

適用見込件数：33 件（H28：28 件、H29：3 件、H30：2 件）

譲渡所得見込額：334,848,326 円（H28：257,356,615 円、H29：66,549,431 円、
H30：10,942,280 円）

※ いずれの地権者も取得費は譲渡所得見込額の 5%と仮定する。

$$H28 \quad (257,356,615 \text{ 円} - 257,356,615 \text{ 円} \times 5\%) \times \text{税率} 5\% = \underline{12,224,439 \text{ 円}}$$

$$H29 \quad (66,549,431 \text{ 円} - 66,549,431 \text{ 円} \times 5\%) \times \text{税率} 5\% = \underline{3,161,098 \text{ 円}}$$

$$H30 \quad (10,942,280 \text{ 円} - 10,942,280 \text{ 円} \times 5\%) \times \text{税率} 5\% = \underline{519,758 \text{ 円}}$$

$$\text{計} \quad \underline{15,905,295 \text{ 円}}$$

◇ 法人住民税

適用見込件数：1 件（H28）

特別控除見込額（譲渡所得見込額）：1,297,562 円（H28）

<法人税額>

※ 当該法人の期末資本金は 1 億円以下、本件譲渡所得以外の所得金額は 0 と仮定する。
特別控除見込額が年 800 万円以下となるため、税率は 15%を適用。

$$1,297,562 \text{ 円} \times \text{税率} 15\% = 194,634 \text{ 円}$$

<法人住民税>

$$H28 \quad 194,634 \text{ 円} \times \text{税率} 12.9\% = \underline{25,107 \text{ 円}}$$

◇ 法人事業税

適用見込件数：1 件（H28）

特別控除（譲渡所得）見込額：1,297,562 円（H28）

※ 当該法人は期末資本金が 1 億円以下の外形外法人と仮定する。

<所得割>

・法人事業税所得割の減収額

$$1,297,562 \text{ 円} \times 6.7\% = 86,936 \text{ 円}$$

・地方法人特別税の減収額

$$86,936 \text{ 円} \times 43.2\% = 37,556 \text{ 円}$$

（法人事業税所得割の減収額（特別税含む））

$$86,936 \text{ 円} + 37,556 \text{ 円} = \underline{124,492 \text{ 円}}$$

<付加価値割>

外形外法人（0%）

◇ 合計（3 力年）

個人住民税 15,905,295 円

法人住民税 25,107 円

法人事業税 124,492 円

合計 16,054,894 円

【各年内訳】

H28 個人住民税 12,224,439 円

法人住民税 25,107 円

法人事業税 124,492 円

計 12,374,038 円

H29 個人住民税 3,161,098 円

H30 個人住民税 519,758 円

総務省

番号	制度名
総務省	
総務01	放送ネットワーク災害対策促進税制の拡充及び延長
総務02	データセンター地域分散化促進税制の延長

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	放送ネットワーク災害対策促進税制の拡充及び延長	行政機関名	総務省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

④ 将来の適用数等

将来の適用数及び適用額について、「事業者アンケート調査については、整備時期が未確定のもの（中略）も含め計 68 件の整備計画があり、平成 27 年度については当該年度に整備計画を有する 6 件、平成 28 年度及び平成 29 年度については、残る 62 件を本税制の適用期間である 2 年間で分けた」、「平成 26 年度は（中略）実績が 0 件だったが、（中略）平成 27 年以降大きな減価償却費の計上がなくなるものと考えられることから、平成 27 年度以降の 73 件全て本税制の適用があるものとして算定」と説明されているが、算定根拠（（ア）事業者アンケート調査において、整備時期が未確定のものがあったにもかかわらず、全件が整備前倒しなどを含め本税制の適用期間に全て対応すると仮定した具体的な根拠、（イ）対象設備の整備に当たり、本税制を適用しない事業者がいる可能性があるにもかかわらず、全件に本税制の適用があったとした具体的な根拠）が明らかにされていない。

⑥ 将来の減収額

将来の減収額について、点検項目④将来の適用数等で課題を指摘したとおり、算定根拠が明らかにされていない。

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況

将来の効果・達成目標の実現状況について、点検項目④将来の適用数等で課題を指摘したとおり、算定根拠が明らかにされていない。

⑩ 将来の税収減是認効果

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
 ⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

本税制の適用数については、既に整備計画の確認申請がなされ総務大臣が確認を行った整備計画数（5件：平成27年度4件、28年度1件）及び事業者アンケート調査に基づく整備計画数（68件：27年度6件、28年度31件、29年度31件）の計73件。事業者アンケート調査については、整備時期が未確定のもの（「平成28年度又は29年度」、「28年度以降」としているもの）も含め計68件の整備計画があり、27年度については当該年度に整備計画を有する6件、28年度及び29年度については、残る62件を本税制の適用期間である2年間で分けたもの（28年度31件、29年度31件）としている。本税制の適用期間にこれら73件全てが対応すると仮定した根拠は、平成26年度は地上デジタル放送の機器を整備した際の減価償却費が大きく、特別償却を適用しても税額が大きく変わらないことから適用しなかったという理由により実績が0件であったが、事業者における一般的な地上デジタル放送への設備投資のピークが21年度から22年度（地上デジタル放送への移行は23年度）にかけてであり、一般的な放送用設備の減価償却年数が6年で、27年度以降大きな減価償却費の計上なくなるものと考えられることから、27年度以降の73件全て本税制の適用があるものとして算定している。

なお、赤字事業者については適用が見込まれないことから、適用金額の計算の際に黒字法人割合（0.83）を乗じて算定している。

本税制の適用額については、投資見込額は放送事業者へのアンケートに基づいた整備計画に事業者見積りによる単価を乗じて算定し、補助金適用見込額は当該投資見込額に補助率を乗じて算定している。このため、別紙「適用額及び減収額の積算根拠」において「放送事業者へのアンケート等により算出」と記載している。算定に用いた数値、計算式及びその根拠は以下のとおり。

・平成27年度

(1) 投資見込額

6 （アンケートに基づく整備計画数） $\times 237.7$ （百万円）（整備計画の設備の平均単価^{（注1）}） $= 1,426$ （百万円）

(2) 補助金適用見込額

$1,426$ （百万円）（投資見込額） $\times 0.5$ （補助率の平均^{（注2）}） $= 713$ （百万円）

・平成28年度

(1) 投資見込額

32 （アンケートに基づく整備計画数（31件）及び確認済みの整備計画数（1件）^{（注3）}） $\times 100.16$ （百万円）（整備計画の設備の平均単価^{（注1）}） $= 3,205$ （百万円）

(2) 補助金適用見込額

$3,205$ （百万円）（投資見込額） $\times 0.367$ （補助率の平均^{（注2）}） $= 1,177$ （百万円）

・平成29年度

(1) 投資見込額

31 （アンケートに基づく整備計画数） $\times 103.4$ （百万円）（整備計画の設備の平均単価^{（注1）}） $= 3,205$ （百万円）

(2) 補助金適用見込額

$3,205$ （百万円）（投資見込額） $\times 0.367$ （補助率の平均^{（注2）}） $= 1,177$ （百万円）

（注）1 事業者見積りによる単価は整備計画により異なるため、平均とした。

2 整備計画ごとに適用する補助事業（民放ラジオ難聴解消支援事業又は放送ネットワーク整備支援事業）が異なり、補助率も異なるため、平均とした。具体的には、平成27年度は6（件） $\times 0.5$ （補助率） $\div 6 = 0.5$ 、28年度及び29年度は3（件） $\times 0.5$ （補助率） $+ 6$ （件） $\times 0.667$ （補助率） $+ 53$ （件） $\times 0.333$ （補助率） $+ 1$ （件） $\times 0$ （補助なし） $\div (32+31) = 0.367$

3 平成28年度分の確認済みの整備計画（1件）の投資見込額も、28年度及び29年度における投資見込額（3,205+3,205=6,410（百万円））に含めて算定

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

「事業者アンケート調査の結果等を踏まえ、各年度の達成目標を設定したもの」という趣旨は、事業者アンケート調査において整備時期が未確定のもの（「平成28年度又は29年度」、「28年度以降」としているもの）があるものの、これらについても設備の設置場所や諸元（空中線電力、空中線利得及びカバーエリア半径）、放送対象エリアまで含めた確度の高い整備計画を作成していることから、当該アンケート調査の結果や既に整備計画の確認申請がなされ総務大臣が確認を行った整備計画を踏まえると、27年度が10件、28年度が32件、29年度が31件（達成目標としているラジオ親局以外に中継局整備数も含む。）となり、整備時期が未確定の事業者も含め全ての事業者が、30年度末までに整備率100%という目標達成に向けて、27年度、28年度、29年度と整備件数が一定の割合で進捗することが見込まれることから、これらを勘案し、30年度末までの各年度の目標を一定の割合ずつ（27年度30%、28年度60%、29年度80%）進捗していくものと設定したもの

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

本税制においては、税制適用期間である平成28年度及び29年度の減収見込額は242百万円（121百万円+121百万円）である。また、本税制の適用により、今後大規模災害等が見込まれる中で、放送事業者において送信所設備、予備送信設備等への追加投資が促進され、30年度末までに自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率を100%とすることができ、これにより、災害時における国民への情報提供手段の強化が期待されるものであることから、その対策による利益は、放送事業者だけでなく広く国民に享受されるため、必要最小限の措置として、税収減を是認できるものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	放送ネットワーク災害対策促進税制の拡充及び延長 (国税1)(法人税:義)
2	要望の内容	被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間ラジオ放送事業者の予備送信設備等の整備に対して、税制上の特例措置を適用する。 (1)対象者 民間ラジオ放送事業者 (2)対象設備 災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等) (自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る) (3)特例措置 ・国税(法人税) : 特別償却 15% (4)適用期間 2年間(平成 26 年4月1日から平成 28 年3月31日) (5)新設、拡充、延長の別 ①延長 適用期間の2か年延長 (平成 28 年3月 31 日までの適用期間を平成 30 年3月 31 日まで延長) ②拡充 ・国税(法人税) 1 特別償却率:初年度 15% → 30% 2 特例措置の対象となるラジオ送信所の要件拡充(「津波」、「洪水」、「土砂災害」であるところ、「液状化」を追加)
3	担当部局	情報流通行政局地上放送課
4	評価実施時期	平成 27 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 26 年度 放送ネットワーク災害対策促進税制の創設(適用期間:2年間)
6	適用又は延長期間	平成 28 年4月1日から平成 30 年3月 31 日まで2か年の延長

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>放送は、国民が安心・安全で豊かな生活を送る上で必要不可欠な存在であり、東日本大震災においても、特にラジオは、停電発生時の被害情報、避難情報の提供等国民の生命・財産の安全確保に極めて重要な役割を果たしたが、一方で、津波による浸水により、停波した民放ラジオ親局もあったことから、災害発生時の情報伝達の途絶をなくす必要がある。</p> <p>現在、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、そうした災害発生時においても情報提供を確実なものとするため、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する既設のラジオ局の災害対策を促進させることによって、放送が途絶するリスクを限りなく0に近づけるとともに、災害発生後も引き続き国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>① 国土強靱化アクションプラン 2014 (平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定) 第3章 各プログラムの推進計画 1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 市町村におけるJアラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、公共情報コモンズの加入促進、ラジオ放送局の難聴・災害対策、避難者に対する避難標識のあり方の検討、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。 4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、ラジオ送信所の移転、FM補完局や予備送信所の整備等の対策を実施するとともに、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める。(略) 第4章 プログラム推進のための主要施策 6. 情報通信 (略)災害時に、被災情報、避難情報等の国民の生命・財産の確保に必要な情報の入手手段として大きな役割を果たしているテレビ・ラジオ放送が、当該情報を国民に適切に提供できないことがないよう、難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備、予備電源設備等のバックアップ設備の整備、緊急地震速報等による災害放送の迅速・確実な伝達、地域密着型情報ネットワークの構築、ラジオによる自治体情報提供等を推進する。(略)</p> <p>② 国土強靱化アクションプラン2015 (平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定) 第3章 各プログラムの推進計画等 1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 地方公共団体や一般へ情報を確実かつ迅速に提供するため、防災行</p>
---	------	--------------	---

	<p>政無線のデジタル化の推進、Lアラートの加入促進、ラジオ放送局の難聴・災害対策の実施、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による情報提供手段の多様化・確実化を着実に推進する。</p> <p>4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に中断しないよう、ラジオ送信所の移転、FM補完局や予備送信所の整備等の対策を実施するとともに、地域の災害対策や建築物の耐震化を推進する。</p> <p>6. 情報通信 難聴対策・災害対策としてのラジオ中継局の整備に対する支援を行い、当該整備を推進する。</p> <p>③ 世界最先端 IT 国家創造宣言(平成27年6月30日IT戦略本部改訂) III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 3. IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会 (2) 世界一安全で災害に強い社会の実現 災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手できる防災・減災情報インフラを構築する。 ① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手できるよう、強靱な通信・放送インフラ等を構築する。</p> <p>④ 総務省「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」「中間取りまとめ」(平成25年7月17日策定・公表) 第4章 提言 ・ 東日本大震災の経験を踏まえ、ラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備を推進する必要がある。 ・ ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所の整備を推進すべきである。 ・ 災害情報を迅速・確実に伝えるため、緊急地震速報や緊急警報放送への対応のさらなる充実に向けたラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における自主的な取組を促すべきである。等</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成28年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V. 情報通信(ICT政策) 3. 放送分野における利用環境の整備</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>災害時における被害情報や避難情報等の提供を確実なものとするため、放送ネットワークの災害対策強化を促進することとし、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率を平成30年度までに100%とする。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、災害対策としての送信所整備、予備送信設備等の整備は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。</p> <p>本特例措置の達成目標は、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する既設の民放ラジオ親局の移転、予備送信設備等の整備又は親局が停波した際でも放送可能なFM補完局の整備といった災害対策等に係る整備目標であり、その整備により災害に強いラジオ放送局が実現することから、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るという政策目的の達成に寄与する。また、本特例措置の拡充・延長により、今後大規模災害等が見込まれる中で、放送事業者等において予備送信設備等への追加投資が促進され、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する既設のラジオ局の移転・FM補完局等の整備がなされることによって、国民への情報提供手段の強化・地域の耐災害性のさらなる向上が期待される。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>平成26年度 0件(0百万円)(事業者アンケートによる実績) 平成27年度 10件(918百万円)(事業者アンケート等による見込み) 平成28年度 32件(1,683百万円)(事業者アンケート等による見込み) 平成29年度 31件(1,683百万円)(事業者アンケート等による見込み)</p> <p>(詳細は別紙参照)</p> <p>・平成26年度から平成28年度までの間における所期(税制創設時)の目標数は民間放送事業者154社としていたところであるが、これは民間放送事業者全社(192社)に対するアンケート調査(平成25年8月)を実施し、そのうち租税特別措置等の要望(予備放送設備、災害放送設備又は公共情報コモンズ関連設備の整備)があった事業者数を見込んでいたもの(本税制の対象は、最終的に予備放送設備の一部である予備送信設備等を、自然災害の可能性の高い場所にある送信所について新たに一体的に整備する場合に限って、対象としているもの)。</p> <p>今般、再度、民間放送事業者全社にアンケート調査(平成27年6月、7月)を実施し、本税制の対象をより精査するため、事業者数に替えて当該調査結果のうち本税制の適用対象である予備送信設備等の整備計画数に限定し、整備前倒しなどを含め本税制の適用期間に全て対応すると仮定し算出したところ、平成27年度から平成29年度までの間に当該親局の対策を含め73件の本税制の適用が見込まれる。これにより、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局について、平成30年度までには移転・FM補完局等の整備を100%達成することが見込まれており、税制の適用対象の予定総数の確度が高いことが明らかとなっていることを踏まえれば、適用件数が想定外に僅少なものではない。</p>

		<p>また、平成26年度実績が0件となっているが、この点について、税制の適用見込みがあった者にヒアリングを行ったところ、地上デジタル放送の機器を整備した際の減価償却費が大きく、特別償却を適用しても税額が大きく変わらないことから、適用しなかったなどという理由であった。なお、アンケート調査の結果、本税制が特定の者に偏っているとは認められない。</p>
②	減収額	<p>平成26年度 0百万円 平成27年度 33百万円 平成28年度 121百万円 平成29年度 121百万円</p> <p>(詳細は別紙参照)</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成29年度)</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、災害対策としての送信所整備、予備送信設備等の整備は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。東日本大震災の際、長時間の停電発生時の情報入手手段がほぼラジオに限定されたという経験を踏まえ、ラジオ送信所の強化が最重要であるが、平成26年度末現在で自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率は30%であり、対策が行われているものの、平成30年度までに100%にするため対策をさらに加速させることが必要。</p> <p>この対策のために必要な設備の取得に係る税制の特例措置の適用により、ラジオ放送事業者の投資を誘発し、災害対策等の早期実施を促すことを通じて、上記整備率の目標を達成することができ、もって、災害発生時に放送が途絶するリスクを限りなく0に近づけるとともに、災害発生後も引き続き国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上に資することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成29年度)</p> <p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率。</p> <p>平成25年度末:19% 平成26年度末:30% 平成27年度末:30% 平成28年度末:60% 平成29年度末:80% 平成30年度末:100%</p> <p>※本税制の直接的効果については、税制の適用があった事業者に対し、ヒアリング等を実施することにより、税制の直接的効果について把握する予定。 なお、平成26年度末現在において、本税制の直接的効果はない。</p> <p>※定量的予測の算定根拠</p>

		<p>○自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局(22局)について、平成30年度までに移転・FM補完局等の整備を100%達成することを目標としているところ、事業者アンケート調査の結果等を踏まえ、各年度の達成目標を設定したものを。</p> <p>※所期の目標を変更する理由等</p> <p>○本測定指標は、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)及び国土強靱化アクションプラン2015(平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定)に記載され、国土強靱化の取組の指標として推進しているものであり、災害発生後も引き続き国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るという本税制の政策目標の達成が、国土強靱化の取組に資するものであることから、より適切に測定することができる指標であるため設定したものを。なお、前回の評価時の達成目標については、租税特別措置等の適用条件が要求時から大きく変更されているため把握は困難。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成29年度)</p> <p>首都直下型地震や南海トラフ巨大地震といった大規模災害が想定される中、本特例措置が継続されなかった場合、放送事業者における取り組みが遅れ、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地するラジオ局が当該自然災害による被害を受けた場合、情報伝達の途絶により、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による必要な情報提供ができないことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成29年度)</p> <p>本特例措置を講ずることにより、今後大規模災害等が見込まれる中で、放送事業者において送信所設備、予備送信設備等への追加投資が促進され、これら設備の整備によって、災害時における国民への情報提供手段の強化が期待されるものであることから、その対策による利益は、放送事業者だけでなく広く国民に享受されるため、必要最小限の措置として、税収減を是認できるものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、できるだけ早期に放送設備の災害対策の強化等を実施し、災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報の提供を確実なものとすることは、公共性・公益性の観点から国として取り組むべき課題である。</p> <p>放送事業者における災害対策の早期対応を促進するためには、放送事業者に対し早期の設備投資を促進するためのインセンティブを付与するとともに、減税分による更なる追加投資の意欲を喚起する税制上の特例措置が政策上有効であり、その恩恵は災害時における国民の生命・財産の安全の確保につながるものであり、妥当性がある。</p> <p>規制の創設と比較して、東日本大震災の経験を踏まえ放送施設の安全・信頼性基準(放送設備の耐災害性等を規定する技術基準)を見直し、放送事業者は既に当該基準に対応済みであるが、当該基準は最低限の基準であり、放送事業者の災害対策の取組には差があることから、投資初年度の設備投資</p>

適用額及び減収額の積算根拠

		<p>負担を軽減し、設備投資の前倒し実施を通じて災害対策が促進できる本税制措置が適切である。</p> <p>また、補助金と比較しても、予算の制約を受けず、負担を等しく公平に軽減することができ、また、課税の繰り延べであるため、最終的な国の負担が相対的に少なく適切である。</p>
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>義務付けについては、東日本大震災の経験を踏まえ、最低限の基準として、放送施設の安全・信頼性基準を見直しており、放送事業者は既に当該基準に対応済みである。</p> <p>また、予算による支援措置として、「放送ネットワーク整備事業(※)」（平成25年度補正予算）及び「放送ネットワーク整備支援事業」（平成26年度補正予算、平成27年度予算、平成28年度予算(要求)）(※)を実施しており、本税制は予算による支援措置に併せて実施しているところ。</p> <p>上記、⑨①に記載のとおり、平成30年度までに確実に災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報の適切な提供という本事業の政策目標を達成するため、こうした制度、予算及び税制の対応を併せて総合的に推進するもの。</p> <p>(※)「放送ネットワーク整備事業」及び「放送ネットワーク整備支援事業」の概要は以下のとおり。</p> <p>(概要)</p> <p>被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、以下の費用の一部を補助する。</p> <p>① 放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用</p> <p>② ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用</p> <p>(補助率)</p> <p>地方公共団体 補助率1/2</p> <p>第3セクター、地上基幹放送事業者等 補助率1/3</p>
③	地方公共団体が協力する相当性	<p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、ラジオ局の災害対策が早期に実現されることにより、災害時における地方公共団体等からの被災情報、避難情報等の必要な情報の提供を確実なものとするなど、地域住民の生命・財産の安全確保に直接つながるものであり、各地域において展開される必要がある。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価：平成25年8月

【適用件数及び適用額】
平成26年度 0件 (0百万円)
平成27年度 10件 (918百万円)
平成28年度 32件 (1,683百万円)
平成29年度 31件 (1,683百万円)

<適用件数>

- 【平成26年度】実績
- 【平成27年度】確認済みの整備計画数(4件)及び事業者アンケートに基づく見込み(6件)
- 【平成28年度】確認済みの整備計画数(1件)及び事業者アンケートに基づく見込み(31件)
- 【平成29年度】事業者アンケートに基づく見込み(31件)

<適用額>

- 【平成27年度】
 - ラジオに係る設備
 - ① 投資見込み額 (※1) : 1,426 (百万円)
 - ② 補助金適用見込み額 (※1) : 713 (百万円)
 - ③ 黒字法人比率 (※2) : 83%
 適用額 : (①1,426-②713) × ③0.83 = 592 (百万円)
 - 確認済みの整備計画 (黒字法人と想定)
 - ① 投資見込み額 : 404 (百万円)
 - ② 補助金適用見込み額 : 78 (百万円)
 適用額 : (①404-②79) = 326 (百万円)
 - 総額

592+326=918 (百万円)

【平成28年度】

- ラジオに係る設備
 - ① 投資見込み額 (※1) : 3,205 (百万円)
 - ② 補助金適用見込み額 (※1) : 1,177 (百万円)
 - ③ 黒字法人比率 (※2) : 83%
 適用額 : (①3,205-②1,177) × ③0.83 = 1,683 (百万円)

【平成 29 年度】

○ ラジオに係る設備

① 投資見込み額（※1）：3,205（百万円）

② 補助金適用見込み額（※1）：1,177（百万円）

③ 黒字法人比率（※2）：83%

適用額：(①3,205-②1,177) × ③0.83 = 1,683（百万円）

※1 放送事業者へのアンケート（全放送事業者に対し災害関連設備の整備意向を調査（平成 27 年 6 月、7 月））等により算出

※2 平成 25 年度の民間放送事業者の収支状況（平成 26 年 9 月 10 日公表）により算出

※3 平成 28 年度分の確認済みの整備計画（1 件）の投資見込み額も、平成 28 年度及び平成 29 年度における投資見込み額（3205+3205=6410）（百万円）に含めて算定。

【減収額】

平成 26 年度 0 百万円

平成 27 年度 33 百万円

平成 28 年度 121 百万円

平成 29 年度 121 百万円

【平成 27 年度】

○ ラジオに係る設備

④ 投資見込み額（※1）：1,426（百万円）

⑤ 補助金適用見込み額（※1）：713（百万円）

⑥ 黒字法人比率（※2）：83%

⑦ 初年度特別償却率：15%

⑧ 法人税率：23.9%

初年度減収額：(①1,426-②713) × ③0.83 × ⑥0.15 × ⑦0.239 = 21（百万円）

○ 確認済みの整備計画（黒字法人と想定）

① 投資見込み額：404（百万円）

② 補助金適用見込み額：78（百万円）

③ 初年度特別償却率：15%

④ 法人税率：23.9%

初年度減収額：(①404-②78) × ③0.15 × ④0.239 = 12（百万円）

○ 総額

21+12 = 33（百万円）

【平成 28 年度】

○ ラジオに係る設備

① 投資見込み額（※1）：3,205（百万円）

② 補助金適用見込み額（※1）：1,177（百万円）

③ 黒字法人比率（※2）：83%

④ 初年度特別償却率：30%

⑤ 法人税率：23.9%

初年度減収額：(①3,205-②1,177) × ③0.83 × ④0.3 × ⑤0.239 = 121（百万円）

【平成 29 年度】

○ ラジオに係る設備

- ① 投資見込み額（※ 1）：3,205（百万円）
- ② 補助金適用見込み額（※ 1）：1,177（百万円）
- ③ 黒字法人比率（※ 2）：83%
- ④ 初年度特別償却率：30%
- ⑤ 法人税率：23.9%

初年度減収額： $(①3,205 - ②1,177) \times ③0.83 \times ④0.3 \times ⑤0.239 = 121$ （百万円）

※ 1 放送事業者へのアンケート（全放送事業者に対し災害関連設備の整備意向を調査（平成 27 年 6 月、7 月））等により算出

※ 2 平成 25 年度の民間放送事業者の収支状況（平成 26 年 9 月 10 日公表）により算出

※ 3 平成 28 年度分の確認済みの整備計画（1 件）の投資見込み額も、平成 28 年度及び平成 29 年度における投資見込み額（ $3205 + 3205 = 6410$ （百万円））に含めて算定。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	データセンター地域分散化促進税制の延長	行政機関名	総務省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減は認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減は認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄等の補足説明）
 達成目標の実現により首都直下地震緊急対策区域（以下「対象区域」という。）のデータの対象区域以外へのバックアップが促進されることで、対象区域が被災した際の復旧が速やかに行えることから、政策目的である対災害性の強化に寄与するものと考えている。
 達成目標の測定指標（首都直下地震緊急対策区域に立地するデータセンターに対する、同区域外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率（サーバールーム面積）。以下「バックアップ比率」という。）の向上度が約2%（2ポイント）であっても政策目的の実現に寄与することの妥当性については、例えば、対象区域以外のデータセンターのサーバールーム面積が全国の50%まで向上（平成26年度末の約40%から約10%増加、全国の半分のデータセンターが東京近郊以外に立地する状態に相当）し、さらにデータセンター事業におけるセカンダリサービスの市場規模割合が20%まで増加（26年度末の5.4%から14.6%増加、全データセンターの4分の1がバックアップを持つ状態に相当）したと仮定した場合であっても、バックアップ比率は10%^(注1)と算出されることから、2%（2ポイント）の向上は政策目的の実現に十分寄与するものと考えている。
 なお、延長期間である平成29年度末までに約3.2%へ0.9ポイント向上させるという「延長期間中の達成目標」の意味は、「政策の達成目標」の達成に向けて、24年度末（1.97%）から32年度末（3.94%）までの8年間で線形的にバックアップ比率を向上させることを仮定した際の税制延長期間までの中間目標として設定したものである^(注2)。これにより、平成26年度末の実績（2.3%）との差として0.9%（ポイント）の増加が必要であるという意味であり、この実現は政策目標の達成に寄与するものである。

(注) 1 算出式は以下のとおり。
 ・対象区域に立地するデータセンターのサーバールーム面積=50%
 ・対象区域以外に立地するデータセンターにおける対象区域圏に立地するデータセンターのバックアップサービスに利用されるサーバールーム面積=50%×20%×50%=5%
 ・バックアップ比率=5%/50%=10%
 ※ 達成目標の数値的根拠として使用している民間調査（データセンタービジネス市場調査総覧（株式会社富士キメラ総研））では、「対象区域以外のデータセンター割合（サーバールーム面積割合）」のうち、「バックアップ用途」に限った割合について、地域分布の統計がないため直接把握できないことから、「データセンター事業におけるセカンダリサービスの市場規模割合」により算出している。
 2 算出式は以下のとおり。
 ・目標達成に必要な1年間当たりのバックアップ比率の増加量
 =（平成32年度目標値3.94%－24年度初期値1.97%）/8年=0.246%（ポイント）
 ・平成29年度末での中間目標値=1.97%+0.246%×5年=3.20%

また、延長要望期間の適用見込みを過去の実績から2件として、直接的効果を約0.07%と推計しており、一定の達成目標への寄与を見込んでいることから、政策的に寄与するものである。さらに、過去の実績によれば、1件が大規模な設備投資となり達成目標に大きく寄与する可能性もあり、また、事業者へのヒアリングを進める中では、本税制の適用対象について、設備導入時にはサーバーがバックアップ用途であることを限定できないという意見があった一方で、例えばハウジングを活用した設備設置のみの場合等も対象となり得ること等、理解が十分浸透していない可能性もわか

がわれたため、適用対象の拡充ではなく、適用対象の理解不足を解消するための周知・普及を併せて図ることによって、適用案件数の増加を図りたいと考えている。

④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

適用額の算定に当たっては、導入する設備がバックアップ用途か否かによらず同一であるため、設備投資額はバックアップ用途か否かにかかわらず同程度であると仮定した上で算出している。

適用額については、1件当たりの設備投資額を算出し、それを税制の適用対象設備投資が行われた場合の投資額とすることが適当であると考えている。本税制の適用実績において、当該データセンター（平成 25 年度 1 件）は全体が対象区域のバックアップに当たっていることも、1件当たりの設備投資額を税制の適用対象設備投資が行われた場合の投資額とすることが適当との考えを裏付けている。

なお、本税制の過去の適用実績の平均値を設備投資額に使うことも考えられるが、平成 25 年度の適用実績 1 件は、非常に大きな設備投資額の案件であり、例外的な案件であるため、平均化することは適切でないとの検討の上、現在の算出方法に至っている。

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

別紙「データセンター地域分散化促進税制の測定指標の達成状況等」における「首都直下地震対策緊急対策区域外に立地するバックアップ用途のデータセンターのサーバールーム面積」の数値は、対象区域のデータセンターのバックアップであることを加味し、更に対象区域のサーバールーム面積割合を乗じて算出している（具体的には以下のとおり。）。

平成 24 年度：

$$\begin{aligned} & \text{対象区域以外に立地するデータセンターのサーバールーム面積} \\ & \times \text{セカンダリソリューションの市場規模割合} \\ & \times \text{対象区域に立地するデータセンターのサーバールーム面積割合} \\ & = 480,590 (\text{m}^2) \times 4.608 (\%) \times 57.326 (\%) = 12,696 (\text{m}^2) \end{aligned}$$

平成 26 年度：

$$\begin{aligned} & \text{同上} \\ & = 523,700 (\text{m}^2) \times 5.423 (\%) \times 57.579 (\%) = 16,353 (\text{m}^2) \end{aligned}$$

直接的効果については、本税制の適用を受けた事業者アンケートを実施したところ、本税制が設備投資の判断に寄与したことは事実である旨の回答を得ており、本税制の直接的な効果が認められる。

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

将来の効果・達成目標の実現状況の直接的効果に関する定量的な分析については、点検項目⑦と同様であり、将来においても本税制の直接的な効果が予測される。

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

平成 25 年度及び 26 年度の減収額実績は、それぞれ 66.4 百万円（25 年度）、0 百万円（26 年度）であるところ、測定指標であるバックアップ比率は、24 年度末の約 1.97% から 26 年度末の約 2.3% まで向上しており、そのうちの本措置による効果は約 0.18% と推計される。

これにより、首都直下地震等の大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧が速やかに行われることになる。情報通信基盤であるデータセンターのサービス停止は、データセンター利用企業を含め、多大な社会的・経済的損失となるため、税収減を是認する効果があると考えられる。

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

平成 27 年度から 29 年度までの減収額見込みは、それぞれ 6.8 百万円（27 年度）、7.0 百万円（28 年度）、7.2 百万円（29 年度）であるところ、これにより、測定指標であるバックアップ比率は、約 0.07% 増加すると推計しており、一定の寄与が見込まれる。さらに、過去の実績によれば、1 件が大規模な設備投資となり達成目標に大きく寄与する可能性もあり、また、事業者へのヒアリングを進める中では、本税制の適用対象について、例えばハウジングを活用した設備設置のみの場合等も対象となり得ること等、理解が十分浸透していない可能性がうかがわれたため、これを解消するための周知・普及を併せて図ることによって、適用案件数の増加を図りたいと考えている。

これらの効果により、首都直下地震等の大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧が速やかに行われることになる。情報通信基盤であるデータセンターのサービス停止は、データセンター利用企業を含め、多大な社会的・経済的損失となるため、税収減を是認する効果があると考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	データセンター地域分散化促進税制の延長 (国税3)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>○データセンター地域分散化促進税制について、以下の延長を行う。 適用期限を、平成30年3月31日までの1年10箇月延長する。</p> <p>○対象者・対象設備 対象者:電気通信基盤充実臨時措置法(基盤法)の規定に基づき、対象設備の整備に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者 対象設備:認定計画^{※1}に従って取得した電気通信設備。具体的には、①サーバー^{※2}、②ルーター^{※3}、③スイッチ^{※3}、④無停電電源装置(UPS)^{※3}、⑤非常用発電機^{※3}</p> <p>※1 基盤法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画 ※2 首都直下地震緊急対策区域(首都直下地震対策特別措置法第三条第一項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域)におけるデータセンターのバックアップを行うものに限る ※3 ②~⑤は①と同一認定計画に基づき取得した場合に限る</p> <p>○措置内容 法人税:取得価額の10%の特別償却</p>
3	担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成25年度 創設(適用期間:2年間) 平成27年度 延長(延長期間:1年2箇月間) 特別償却:15%→10%、 対象区域:東京圏(多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)第22条第1項に定める東京圏)→首都直下地震緊急対策区域</p>
6	適用又は延長期間	平成28年6月1日から平成30年3月31日まで(延長期間:1年10箇月間)
7	必要性等	<p>①:政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>現在、首都直下地震緊急対策区域にデータセンターが一極集中しており、首都直下地震等への耐災害性の観点から課題がある。 具体的には、データセンターは、各種データの保管だけではなく、企業等の業務システムやインターネットサービスの基盤としても利用されているところがあるが、この点、データセンターが集中する同区域が被災すると、直接的・間接的被害によりデータセンターサービスが提供困難となり、データセンターの利用企業の業務システム等が停止する。これにより、企業等にとって、業務の再開が遅れ、ひいては、災害からの復興が遅れるおそれがある。 このような事態を最小限に抑えるため、データセンターの地域分散化(国内のデータセンターにおける首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターへのバックアップの促進)を図り、データセンターの同時停止を最小限の規模に抑え、もって我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするもの。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○世界最先端IT国家創造宣言(平成27年6月30日閣議決定) IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保 (2)大規模災害時におけるITの利活用の観点から、海底ケーブルなどのIT国際インフラの冗長化や東京圏に集中するデータセンターの地域分散・地域連携やIX(インターネットエクスチェンジ)の地域分散など、バックアップ体制の整備を推進し、強靱かつリダンダント(冗長的)なITインフラ環境を確保する。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成28年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の促進 4. 情報通信技術利用環境の整備</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成32(2020)年度末までに、「首都直下地震緊急対策区域に立地するデータセンターのサーバーールーム面積」^{※4}に対する、「首都直下地震緊急対策区域以外に立地するデータセンターにおける首都直下地震緊急対策区域圏に立地するデータセンターのバックアップサービスに利用されるサーバーールーム面積」^{※5}の比率を、税制創設前(平成24年度末)の約1.97%^{※6}の2倍(3.94%)とすることを目標とし、本措置の適用期間中に約3.2%まで上げることを目指す。</p> <p>※4 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における1都3県のサーバーールーム面積 ※5 民間調査(同)におけるセカンダリソリューションの市場規模等から総務省推計。 ※6 平成24年度末:12,969㎡/645,610㎡</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>首都直下地震緊急対策区域に立地するデータセンターに対する、同区域外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率(サーバーールーム面積)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国内データセンターのうち首都直下地震緊急対策区域以外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率(サーバーールーム面積)を向上させることは、データセンターが東京一極集中している状況に対し、データを同区域外に分散させることとなり、首都直下地震等が発生した場合においてデータセンターが同時被災し、サービスが停止することを最小限の規模に抑えることとなる。これにより、全体として情報通信基盤の機能が損なわれる度合いが最小限に抑えられ、政策目的である、我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化が実現するものである。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 25 年度 1 件(適用額:236.8(百万円)) 平成 26 年度 0 件(適用額:0(百万円)) ※平成 26 年度は 1 件実施計画を認定したが、税制適用までは至らなかった。</p> <p>平成 27 年度 1 件(適用額:28.5(百万円))(見込み) 平成 28 年度 1 件(適用額:29.4(百万円))(見込み) 平成 29 年度 1 件(適用額:30.1(百万円))(見込み)</p> <p>※ 平成 25 年度の適用数及び適用額は、「租税特別措置の適用実態調査」による。また、平成 26 年度の適用数及び適用額は、認定済みの実施計画等による。</p> <p>※ 平成 27 年度～29 年度の適用数及び適用額は、過去 2 年間の実施計画認定実績(2 件)及び民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))からの推計。</p> <p>※ 適用実績が現時点で 1 件にとどまっている点について、問い合わせがあったが実施計画の認定の申請に至らなかった事業者による原因をヒアリングしたところ、本制度はバックアップサービスに専ら利用される電気通信設備のみを対象設備としているが、設備導入時にはサーバーがバックアップ用途であることを限定できないことが一般的であるため、適用数が伸びていないと考えられる。</p> <p>しかしながら、首都直下地震等を想定した、強靱な IT インフラ環境を確保する必要性は 7①のとおり政府の方針でも明記されており、首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターへの情報のバックアップを継続して訴求し、促進していくことが必要であることから、データセンターの地域分散化について一層の促進を図る上では、本制度を延長し、周知普及を図っていくことが有効である(平成 26～30 年度の 5 年間で周知・啓発活動を 10 件実施し 150 者以上に周知・啓発する予定)。</p> <p>(詳細は、別紙のとおり。)</p>
		② 減収額	<p>平成 25 年度 66.4(百万円)(適用額から算出) 平成 26 年度 0(百万円) 平成 27 年度 6.8(百万円)(見込み) 平成 28 年度 7.0(百万円)(見込み) 平成 29 年度 7.2(百万円)(見込み)</p> <p>※算出根拠 平成 25 年度: [適用実態調査における適用額 236.8(百万円)] × [法人税率 28.05%(復興法人税率を含む)] 平成 27 年度: [設備投資額(見込み)284.9(百万円)] × [特別償却率 10%] × [法人税率 23.9%] 平成 28 年度: [設備投資額(見込み)294.0(百万円)] × [特別償却率 10%] × [法人税率 23.9%] 平成 29 年度: [設備投資額(見込み)301.1(百万円)] × [特別償却率 10%] × [法人税率 23.9%]</p>

		<p>※ 27 年度～29 年度の設備取得価格は、民間調査データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))から推計。</p> <p>(詳細は、別紙のとおり。)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 29 年度)</p> <p>本措置は、我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するために、首都直下地震緊急対策区域以外でサービスを実施するための設備投資に対するインセンティブを付与することにより、同区域以外のデータセンターの新設・拡充を図り、国内データセンターの地域分散化(国内のデータセンターにおける首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターへのバックアップの促進)を図るもの。</p> <p>平成 27 年 7 月までに、本措置の適用による首都直下地震緊急対策区域以外の地域への設備投資は約 15.9 億円であり、同区域のデータセンターに対する同区域外へのバックアップの割合(サーバールーム面積比)は、平成 24 年度末約 1.97%から平成 26 年度末約 2.30%に向上し、我が国における情報通信基盤の耐災害性が高まったところ。</p> <p>今後、本措置の一層の周知普及を図り、首都直下地震緊急対策区域以外の地域への設備投資をさらに加速させることにより、首都直下地震等が発生した状況下でも、データセンターの同時停止を小規模におさえ、もって、利用者のシステム等の停止の規模を最小限に抑えようとするものである。これによって、我が国における情報通信基盤の耐災害性がさらに強化される。</p> <p>※ サーバルーム面積比は民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))から推計</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 29 年度)</p> <p>首都直下地震緊急対策区域外のデータセンターへのバックアップの比率(サーバールーム面積比)については、平成 26 年度末時点で約 2.30%であり、平成 24 年度末時点の約 1.97%から約 0.33 ポイント向上しているが、政策の達成目標(7③)には達していない。当該向上における本措置の直接的効果は約 0.18 ポイントと推計され、一定の寄与が認められる。本措置の効果のほかには、平成 23 年の東日本大震災以降、データセンターに対するバックアップのニーズが増加していることが寄与しているものと考えられる。なお、その他の影響については、設備投資に対しては従来から地方公共団体による支援策が講じられているが、同区域への集中度合を緩和するまでの効果は見られない。</p> <p>震災から年数が経過するにつれて、バックアップの機運は低減していくと考えられるところ、一方で、首都直下地震等を想定した、強靱な IT インフラ環境を確保する必要性は 7①のとおり政府の方針でも明記されている。そのため、政策目的を達成するためには、政府としてこれを強力に促進する必要があり、本措置を継続することなくデータセンターの地域分散化を促進することは困難であると考えられる。首都直下地震緊急対策区域のデータセンターへのバックアップを継続的に訴求し、促進していくためには、本措置の継続が必要不可欠である。</p> <p>本税制延長による首都直下地震緊急対策区域外のデータセンターへのバックアップの比率(サーバールーム面積比)の達成目標(平成 29 年度末で</p>

		<p>約3.2%)に対する直接的向上効果は、8①の適用額より約0.07ポイントと推計される。</p> <p>※ サーバルーム面積比及び本措置の寄与度は、民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))から推計。</p> <p>※ 前回要望時の事前評価書(平成26年8月)においては、要望内容が本措置の「東京圏のデータセンターのバックアップを行うもの」とする適用条件(以下、バックアップ要件)を緩和する拡充要望であったため、測定指標を「国内データセンターのうち東京圏に立地する比率(サーバルーム床面積)」としていたところ。前回要望の結果、対象地域を首都直下地震緊急対策区域とした上で、バックアップ要件についても継続して措置されたため、今回の延長要望において、同区域及びバックアップ要件を考慮しない当該測定指標を継続することは適当ではないことから、今回事前評価においては、前回要望の過程で設定した7③の目標を測定指標として設定している。</p> <p>なお、国内データセンターのうち東京圏に立地する比率(サーバルーム床面積)を、平成25年度末の約58%から平成28年5月末に約53%にすることを目標としていたところ、平成26年度末現時点で58%と横ばいになっている。</p> <p>(詳細は、別紙のとおり。)</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成29年度)</p> <p>首都直下地震緊急対策区域に立地するデータセンターに対する、同区域外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率(サーバルーム面積比)は、平成24年度末時点の約1.97%から、現状は平成26年度末時点で約2.30%となっており、当該向上における本措置の直接的効果は約0.18ポイントと推計される。本措置が延長されない場合、本措置による促進効果が期待されないことから、今後もこの比率にとどまることが予想される。</p> <p>こうした状況のまま、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合には、首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのサービス提供が停止し、各種事業者のシステムが利用不可能となるとともに、復旧に相応の時間を要し、その結果、社会経済の中核機能が中長期的に麻痺するおそれがある。</p>
		<p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成29年度)</p> <p>本措置により首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのバックアップサービスのための同区域外のデータセンターの拡充が行われたところ。これにより、首都直下地震等の大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧を速やかに行うことが可能となり、このサービスを受ける利用者の事業継続性が高まり、首都直下地震等の大災害が発生した場合の社会的・経済的損失を抑えることができる。情報通信基盤であるデータセンターのサービス停止はデータセンター利用企業を含め、多大な社会的・経済的損失となるため、税收減を是認する効果があると考えられる。</p> <p>将来においては、データセンターが地域分散化し、首都直下地震等が発生した場合においても、多くのデータセンターが同時停止する可能性を低減し、も</p>

			<p>って、データセンターを利用する各企業等のシステムの同時停止を最小限の規模に抑えようとするもの。この点、本措置は情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするものであり、大規模災害が発生したときにはじめてその効果が発生するため、現段階において経済的な効果を予期することは困難である。</p> <p>一部の事業者で、耐災害性の観点以外にも電気代等が安価な海外にバックアップ拠点を整備する動きも見られており、本措置により、データセンターの海外流出を食い止め、国内にデータセンターを整備することによる経済効果も期待される。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターは、同区域内のデータセンターとの比較において、通信費用等の面で不利な状況にあることが、データセンターが同区域に一極集中することの主要な要因の一つである。また、本税制の政策目的である情報通信基盤の耐災害性の強化にあたっては、首都直下地震緊急対策区域以外の地域へのデータセンターの新設・増設による、地域データセンターへのバックアップ比率の向上が必要である。情報通信基盤の耐災害性の強化は、事業者自らが積極的に取り組むことではじめて効率的・効果的に図られるものであるため、税制措置による公平で幅広い効果を発揮させることが適当であると考えられる。</p> <p>○ 補助金と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>首都直下地震緊急対策区域のデータセンターは、それぞれ災害に対する備えに違いがあるものの、首都直下地震等での被害、たとえばどの地域が電力供給停止になるのか等は予期することが難しく、どのデータセンターでも被害を受ける可能性がある。この点、広く、首都直下地震緊急対策区域以外に立地するデータセンターの事業者全体の底上げが必要であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当である。</p> <p>○ 規制の創設と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>法令に定め規制により地方立地の義務づけ等を行うことについては、データセンター事業者(提供側)または利用する個人・企業等(利用側)に首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターを利用することを求めることとなる。この点、前者については、当該区域においてのみ事業を行う事業者にとって経営や営業の自由を過度に制限することとなり、実現困難である。また、後者では、災害への対応の在り方が業種や事業形態、規模等で異なり、実効性のある規制を創設することは実質的に困難である。さらに、新規の規制の創設が可能であっても、一般的に義務づけ等を行う際には経過措置の期間が設定され、結果、相応の期間がかかるため、税制措置による支援は適切であると考えられる。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置や義務付け等は無い。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域にデータセンターが整備されることによって、当該地域における雇用創出や人材育成等に貢献し、地方経済の活性化に資することが期待される。</p>
10	有識者の見解		—

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価:平成26年8月
----	--------------------	-----------------

データセンター地域分散化促進税制の適用数等見込及び減収見込額算定根拠

- 適用数
平年度の適用者数見込みは、過去の計画認定実績（平成25年度～26年度で2件）から1件である。
- 適用額（特別償却の限度額）
本税制措置の対象設備の設備投資1件あたりの設備取得見込額を、富士キメラ総研「データセンター市場調査総覧2015年版」に掲載の設備投資見込額をもとに算出すると、以下のとおりとなる。

平成27年度（見込）：

$$\begin{aligned} & \text{国内の対象設備の投資見込額}^{\ast 1} / (\text{国内データセンター棟数}^{\ast 2} \times \text{1棟あたりの年間設備投資件数}^{\ast 3}) \\ & = 142,160 \text{ 百万円} / (499 \text{ 棟} \times \text{1件/棟}) = 284.9 \text{ 百万円/件} \end{aligned}$$

平成28年度（予測）：

$$\text{同上} = 146,730 \text{ 百万円} / (499 \text{ 棟} \times \text{1件/棟}) = 294.0 \text{ 百万円/件}$$

平成29年度（予測）：

$$\text{同上} = 150,240 \text{ 百万円} / (499 \text{ 棟} \times \text{1件/棟}) = 301.1 \text{ 百万円/件}$$

適用額は、それぞれの設備投資見込み額に、特別償却10%を乗じた値となる。

- ※1 「データセンタービジネス市場調査総覧2015年版」（富士キメラ総研）による当該年度の投資見込/予測額。
- ※2 同資料に掲載されているデータセンター棟数。
- ※3 データセンター1棟あたりの機器の更改や追加導入のための設備投資が通常年間1回（事業者ヒアリングによる）であることから、1棟あたりの年間設備投資件数を1件と仮定。

- 減収額
平年度の適用数見込みは、過去の計画認定実績（平成25年度～26年度で2件）から1件であり、減収見込額は次のとおりとなる。

平成27年度：

$$\begin{aligned} & \text{適用数見込み} \times \text{1件当たり投資見込額} \times \text{特別償却率} \times \text{法人税率} \\ & = 1 \text{ 件} \times 284.9 \text{ 百万円/件} \times 10\% \times 23.9\% = \underline{\underline{6.8 \text{ 百万円}}} \end{aligned}$$

平成28年度：

$$\text{同上} = 1 \text{ 件} \times 294.0 \text{ 百万円/件} \times 10\% \times 23.9\% = \underline{\underline{7.0 \text{ 百万円}}}$$

平成 29 年度 :

$$\text{同上} = 1 \text{ 件} \times 301.1 \text{ 百万円/件} \times 10\% \times 23.9\% = \underline{\underline{7.2 \text{ 百万円}}}$$

データセンター地域分散化促進税制の測定指標の達成状況等

○ 測定指標

首都直下地震緊急対策区域に立地するデータセンターに対する、同区域外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率（サーバールーム面積）
（以下、「バックアップ比率」という。）

○ 達成状況

時期	首都直下地震緊急対策区域に立地するデータセンターのサーバールーム面積※ ¹ (A)	同区域外に立地するバックアップ用途のデータセンターのサーバールーム面積※ ² (B)	バックアップ比率 (B/A)
平成 24 年度末	645,510 m ²	12,696 m ²	1.97%
平成 26 年度末	710,830 m ²	16,353 m ²	<u>2.30%</u>

※1 「データセンタービジネス市場調査総覧」（富士キメラ総研）2013 年度版及び 2015 年度版による当該区域のサーバールーム面積の合計

※2 同資料による当該区域以外のサーバールーム面積のうち、同資料によるセカンダリソリューションの市場規模等を乗じて算出

○ 測定指標への本制度の寄与度（実績）

本税制を適用したデータセンターのサーバールーム面積（平成 25 年度実績）:

1,290 m²（推計）※³

同面積を除いた場合の平成 26 年度バックアップ比率:

$$(16,353 - 1,290) / 710,830 = 2.12\%$$

本税制の測定指標への寄与度（実績）:

$$2.30 - 2.12 = \underline{\underline{0.18 \text{ ポイント}}}$$

※3 当該データセンターはセキュリティ確保の観点から、立地、諸元等が非公開。そのため、「データセンタービジネス市場調査総覧」（富士キメラ総研）2013 年度版における当該データセンターが立地する都道府県のデータセンターのサーバールーム面積の平均値により推計。

○ 測定指標への本制度の寄与度（推計）

設備投資額百万円あたりの寄与度:

$$0.18 / 1579.0 \text{ 百万円 (認定済み実施計画に基づく設備投資額)} = 0.00012 \text{ ポイント}$$

本税制延長による設備投資額（見込み）:

$$294.0 \text{ 百万円 (平成 28 年度)} + 301.1 \text{ 百万円 (平成 29 年度)} = 595.1 \text{ 百万円}$$

本税制延長による寄与度（推計）:

$$0.00012 \times 595.1 = \underline{\underline{0.07 \text{ ポイント}}}$$

文部科学省

番号	制度名
文部科学省	
文科01	義務教育学校の創設に係る税制上の所要の措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	義務教育学校の創設に係る税制上の所要の措置	行政機関名	文部科学省
税目	国税、関税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	義務教育学校の創設に係る税制上の所要の措置 (国税:外)(関税:外)
2	要望の内容	平成27年6月24日に学校教育法等の一部を改正する法律(平成28年4月1日施行予定)が成立したことに伴い、現行の小学校・中学校等に加え、義務教育として行われる普通教育を提供することを目的とした学校教育法第1条に規定する新たな学校の種類として、「義務教育学校」が創設された。義務教育学校は、義務教育を提供する点において、現行の小学校・中学校と同様であるため、従来から小学校や中学校に適用されている税制上の優遇措置を義務教育学校にも適用されるよう所要の措置を講ずることを要望する。
3	担当部局	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 義務教育学校における教育に要する費用の低廉化および義務教育学校における教育活動の実施の円滑化を図り、もって義務教育の質の向上及び義務教育段階における教育費負担の軽減を図る。 《政策目的の根拠》 学校教育法第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。 第38条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。 第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標2-1 確かな学力の育成 政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 義務教育学校は、義務教育を提供するという点において既存の小学校・中学校と同様であるため、小学校・中学校に適用されている税制上の優遇措置と同様の措置を講ずることにより、設置者が義務教育学校の設置を選択することが妨げられることのない環境を整備すること。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 設置を希望する市町村における義務教育学校の円滑な設置状況
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 既存の小学校・中学校と同等の税制の優遇措置が適用されることにより、設置者が、義務教育学校の設置を選択することが妨げられない環境に寄与するものである。
8 有効性等	① 適用数等	義務教育学校の設置については、地域の実情や児童生徒の実態、保護者等の要望等を総合的に勘案したうえで、設置者が判断することになるものであるため、現時点で具体的な適用数を予測するのは困難である。
	② 減収額	—
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—) 地域の実情等に応じて設置者が義務教育学校を設置する選択をした場合にも、現在の小学校・中学校と同等の税制の優遇措置が適用されることにより、義務教育学校における教育に要する費用の低廉化および義務教育学校における教育活動の実施の円滑化が図られ、もって義務教育の質の向上及び義務教育段階における教育費負担の軽減が図られる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—) — 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—) 義務教育学校に対する税制上の優遇措置が適用されない場合、小学校・中学校とのイコールフットINGの観点から、義務教育学校の円滑な運営に支障をきたすことや、義務教育学校に通う児童生徒に係る教育費負担の増加が懸念される。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—) —(学校教育法の改正により、市町村は、これまでの小学校・中学校に加えて、地域の事情等により義務教育学校の設置ができることとなった。現在、小学校又は中学校として税制の優遇措置が既に適用されており、また、少子化が進む中、義務教育学校の設置は、既存の小中学校の統合によるものが殆どであると考えられるため、義務教育学校に同様の措置を講じたとしても減収はないものと考えられる。)

9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	義務教育学校は、義務教育を提供するという点において既存の小学校・中学校と同様であるため、小学校・中学校に適用されている税制上の優遇措置と同様の措置を適用することは有効かつ必要最小限の措置である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③ 地方公共団体が協力する相当性	学校教育法上、市区町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校・中学校を設置しなければならないが、義務教育学校の設置をもって小学校及び中学校の設置に代えることができると規定されており、税制上の優遇措置は各地域で展開される必要がある。
10 有識者の見解	—	
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置
厚労02	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設
厚労03	障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置
厚労04	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長
厚労05	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
厚労06	交際費課税の特例措置の延長
厚労07	公害防止用設備に係る特例措置の延長
厚労08	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置
厚労09	社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続
厚労10	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続
厚労11	保険会社等の異常危険準備金（消費生活協同組合等）
厚労12	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していくこと、及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供すること）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかになされていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安定化し、引き続き、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置 (国税5)(法人税:義) (地方税6)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	社会医療法人は、平成18年の医療法改正において、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって、不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、医療保健業に係る法人税及び救急医療等確保事業を行う病院・診療所に係る固定資産税等の非課税という税制措置が講じられている。 一方、周辺環境の変化等により、救急医療等確保事業に関する実績要件を満たすことができなくなった場合には、社会医療法人の認定を取り消されることとなるため、社会医療法人の運営において不安定な要素となっている。 また、認定を取り消された場合には、それまでの収益事業以外の事業から生じた所得の累積額を取消年度の益金に算入されることにより、地域医療の中核を担っていた社会医療法人のその後の運営が困難となるおそれがあり、結果として、地域における医療の確保に支障をきたし、国民の生活に多大な影響を与えるおそれがある。 このため、本年の通常国会に提出した「医療法の一部を改正する法律案」においては、周辺環境の変化等により社会医療法人の認定を取り消された医療法人は、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは、収益業務を継続して実施することとしている。 これに伴い、認定を取り消された場合であっても、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは、一定期間においては課税を繰り延べ、当該計画に関する設備整備等に支出した額を費用に計上できる措置を講ずる。 また、本年の通常国会に提出した「医療法の一部を改正する法律案」において、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設することとしており、これに伴い、所要の税制上の措置を講ずる。
3	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会医療法人が設置する医療機関は、地域医療の確保について重要な役割を担っており、法人経営の安定を図ることで、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していく。 また、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設することとしており、複数の医療法人等が一般社団法人である地域医療連携推進法人の社員となり、グループの統一的な方針の下、ヒト・モノ・カネの一体的運営により、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する。 《政策目的の根拠》 本年の通常国会に提出している「医療法の一部を改正する法律案」において、周辺環境の変化等により社会医療法人の認定を取り消された医療法人

			は、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは、収益業務を継続して実施できることとしている。 また、同法律案においては、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設することとしている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) 1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域において必要不可欠な医療を担っている社会医療法人が設置する医療機関の経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。 複数の医療法人等が一般社団法人である地域医療連携推進法人の社員となり、グループの統一的な方針の下、ヒト・モノ・カネの一体的運営により、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社会医療法人の認定取消件数及び社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数 地域医療連携推進法人の設立数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により社会医療法人の経営破綻を防ぐことにより、地域住民に必要不可欠な医療を継続して提供することができる。 地域医療連携推進法人の設立が促進されることで、地域において良質かつ適切な医療が効率的に提供される。	
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 — 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 — 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年4月～) 認定取消によりこれまでの収益全額を益金算入されて課税されることで、社会医療法人が経営破綻に追い込まれ、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。

			<p>地域医療連携推進法人の設立が促進されないことで、医療法人等の横の連携、機能分化も強化されず、効率的な地域医療の提供の機会が失われるおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 28 年 4 月～) 社会医療法人が経営する医療機関は、救急医療等確保事業など公益性の高い医療を担っており、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。租税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安定化し、引き続き、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。 また、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するものであり、その促進を図る観点から、租税特別措置等が必要である。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>社会医療法人は、平成 18 年度医療法改正において、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、租税特別措置法による税制上の優遇措置により、社会医療法人の経営の安定化を図り、地域の医療提供体制を確保する必要がある。 また、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するものであり、法人運営を支援する観点から税制上の優遇措置が必要である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対する助成はあるものの、社会医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。 本年の通常国会に提出している「医療法の一部を改正する法律案」において、地域医療連携推進法人の参加法人間の病床融通の特例など規制を緩和している。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解	<p>「医療法人の事業展開等に関する検討会」は、平成 27 年 2 月に取りまとめた報告書において、地域医療連携推進法人について、「地域医療構想を達成するための一つの選択肢として設けることとし、複数の医療法人等に関する統一的な連携推進方針を決定し、横の連携を強化することで、競争よりも協調を進めるとともに、グループの一体的運営によりヒト・モノ・カネ・情報を有効に活用することで、地域において良質かつ適切な医療が効率的に提供される体制を確保する。」こと、社会医療法人については、「社会医療法人が担っている救急医療等確保事業は地域医療において重要であることから、周辺環境の変化等により要件を満たさなくなると認定を取り消された場合においても救急医療等確保事業を継続させることができるよう、特別な計画を策定し、認可を受ければ収益事業を実施でき、救急医療等確保事業のための施設の改築・設備整備を実施できるとする経過措置を設ける。」ことを提言している。</p>	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ④ 将来の適用数等
 将来の適用数が予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
 将来の減収額が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
 将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
 将来の税収減を是認するような効果について、「新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながる」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設(国税6)(法人税:義、所得税:外)(地方税7)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	<p>人口構造の変化に応じ、質が高く効率的な医療を提供するため、医療機関が(1)に掲げる固定資産を取得した場合に、(2)に掲げる特別償却又は税額控除を認める措置を創設する。</p> <p>(1)対象となる固定資産</p> <p>以下の目的に資する固定資産</p> <p>① 地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携</p> <p>② 医療分野におけるICT化の推進</p> <p>③ 医療従事者の勤務環境の改善</p> <p>④ 環境問題や非常時への対応 など</p> <p>(2)特別償却又は税額控除制度の選択適用</p> <p>特別償却:取得価格の50%(ただし、建物・構築物は25%)</p> <p>税額控除:取得価格の4%(ただし、建物・構築物は2%。また、本特例措置による控除額の上限は、当期の法人税額等の20%)</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>①:政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本特例措置の創設により、医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>人口減少や少子高齢化といった人口構造の変化等により、質の高い医療サービスへの需要は急速に拡大しており、社会保障の持続可能性を確保するためにも、地域の実情に応じた医療を効率的に提供する体制を構築することが重要。</p> <p>日本再興戦略等においても、医療提供体制の適正化のために、病床の機能分化・連携や医療のIT化の推進の重要性が位置付けられており、その取組の推進は急務である。</p> <p>【参考】</p> <p>○「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)(抄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民が安心して医療・介護サービスを受けられるよう、地域包括ケアシ

		<p>テムの充実・強化を図り患者の利便性を高めるとともに、医療の質の向上や創薬等医療分野の研究開発環境整備、ヘルスケア産業の活性化などに資するように十分な情報セキュリティ対策を講じた上でICT化を強力に推進する。</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)(抄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療資源を効果的・効率的に活用するための遠隔医療の推進、医療等分野でのデータのデジタル化・標準化の推進や地域医療情報連携等の推進に取り組むとともに、医療介護の質の向上、研究開発促進、医療介護費用の適正化などの医療介護政策へのデータの一層の活用や民間ヘルスケアビジネス等による医療等分野のデータ利活用の環境整備を進めるなど、医療等分野のICT化を強力に推進する。 ・都道府県ごとの地域医療構想を策定し、データ分析による都道府県別の医療提供体制の差や将来必要となる医療の「見える化」を行い、それを踏まえた病床の機能分化・連携を進める。
	②:政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
	③:達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>政策の達成目標に同じ</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながるため、当該措置は有効である。</p>
8	有効性等	<p>①:適用数等</p> <p>—</p> <p>②:減収額</p> <p>—</p> <p>③:効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》</p> <p>—</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 —</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—) —</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—) 新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>医療機関における設備投資の拡大を通じ、質が高く効率的な医療を提供するという目標のためには、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。</p> <p>取得価額 500 万円以上の一定の医療機器を対象とした特別償却制度</p> <p>—</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、消費税、登録免許税、相続税、贈与税、地価税、国税徴収法、法人住民税、事業税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、地方消費税、特別土地保有税、徴収規定、地方消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税13)(法人税:義)(所得税、消費税、登録免許税、相続税、贈与税、地価税、国税徴収法:外) (地方税10)(法人住民税、事業税:義)(個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、地方消費税、特別土地保有税、徴収規定、地方消費税:外)
2	要望の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号。「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改称。以下「整備法」という。)の施行後3年(平成28年4月)を目途として、障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずることとされていることから、当該措置に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	社会・援護局障害保健福祉部企画課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援の充実を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、整備法の附則第3条において、整備法の施行後3年(平成28年4月)を目途として、以下の事項について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方 ・ 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方 ・ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方 ・ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方 ・ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

		② 政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅷ) 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること (施策目標1) 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援の充実を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 -
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 -
8	有効性等	① 適用数等	-
		② 減収額	-
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇) -
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇) -
	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇) -		
	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇) -		

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	障害者総合支援法の改正により、障害者総合支援法に基づく現行のサービス体系に変更が生じる見込みである。これに伴い、新たなサービスについても、現行のサービスと公平な税制上の取扱いをするため、税制上の所要の措置を講じることは、利用者やその家族、障害福祉サービス事業者等の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考えられる。 また、税制上の措置を講ずることで、障害者の福祉の増進を実現することができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（雇用促進税制について、雇用の質を高める観点から見直しを行い、雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続し、質の高い雇用を確保）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数（平成28年度及び29年度）が年度ごとに予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額（平成28年度及び29年度）が年度ごとに予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における本税制の適用となる雇用者数106,210人、適用を「受けた」企業では30.1%と3割が「当初の採用予定人数より多く採用した」と回答したと説明されているが、「(H28年度税改正) 減収見込額の推計」にある（国税）適用実態調査の平成26年度の⑥適用対象人数20,570を用いておらず、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況（平成29年度）が予測されていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、平成27年度における達成状況報告における一般被保険者の増加数116,064人と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、施策目標2-1の各分野（地域、中小企業、産業）における雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続することで、質の高い雇用を確保する」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続することで、質の高い雇用を確保する」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄の補足説明）

「雇用促進税制に関するアンケート調査結果」（JILPT調査シリーズNO.146（2015年9月））によると、「雇用促進税制を活用することによって、採用計画などに変化・影響があったかどうか尋ねた結果については、雇用促進税制の適用状況別にみていくと（複数回答）、適用を「受けた」企業では30.1%と3割が「当初の採用予定人数より多く採用した」と回答した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長 (国税15)(法人税:義) (地方税20)(法人住民税:義)
2	要望の内容	【制度の概要】 雇用者(雇用保険一般被保険者)増加数5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり40万円の税額控除が受けられる。(税額控除は当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度。) 【特例措置の内容】 積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、雇用の質を高める観点から見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。
3	担当部局	厚生労働省職業安定局雇用政策課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度:創設 平成25年度:拡充・延長 税額控除額を増加雇用者数一人当たり20万円から40万円に上げる等の拡充を要望し、拡充が認められる。 平成26年度:延長 適用期限3年間の延長要望を行い、平成28年度までの適用期間2年間の延長が認められる。
6	適用又は延長期間	平成28年度4月1日から平成30年3月31日
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国は、現在、人口減少社会に入っており、経済成長の実現には、働き手の数の確保と労働生産性の向上が重要であるところ、我が国の政策課題である成長戦略による経済成長と地方創生の実現のため、今後の日本経済の成長を担う産業や成長分野における企業を支援し、積極的な雇用創出及びこれら企業における安定的かつ継続的な雇用契約を促進することを目的とする。 《政策目的の根拠》 ○「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(平成26年6月24日)(抜粋) 第一 総論 I. 日本再興戦略改訂の基本的な考え方 (改訂に当たって) この1年間の変化を一過性のものに終わらせず、経済の好循環を引き続

		<p>き回転させていくためには、日本人や日本企業が本来有している潜在力を覚醒し、日本経済全体としての生産性を向上させ、「稼ぐ力(＝収益力)」を強化していくことが不可欠である。経済が長く続いてきたデフレ状況からようやく脱却しつつある今こそ、成長戦略のギアを一段階シフトアップし、日本企業の体質や制度・慣行を一変させる気概で、日本の「稼ぐ力」を取り戻すための大胆な施策を講ずる好機であり、またラストチャンスでもあることを覚悟すべきである。</p> <p>(略)</p> <p>経営者をはじめとする国民一人一人が、「活力ある日本の復活」に向けて、新陳代謝の促進とイノベーションに立ち向かう「挑戦する心」を取り戻し、国はこれをサポートするために「世界に誇れるビジネス環境」を整備する。これが、日本がデフレから脱却し、動き始めた経済の好循環を拡大させ、「再生の10年」(2013～2022年度)の平均で名目3%程度、実質2%程度の成長を確固たるものにする第一歩である。</p> <p>○「日本再興戦略」改訂2015—未来への投資・生産性革命—(平成27年6月30日閣議決定)(抜粋)</p> <p>第一 総論</p> <p>アベノミクス第二ステージとは、設備革新にとどまらない、技術や人材を含めた「未来投資による生産性革命の実現」と、地域に活気溢れる職場と魅力的な投資先を取り戻し、日本全国隅々まで、人材や資金、それを支える技術や情報が自由・活発に行き交う、活力ある日本経済を取り戻す「ローカル・アベノミクスの推進」、この二つを車の両輪として推し進めることによって、日本を成長軌道に乗せ、世界をリードしていく国になることである。</p> <p>第二 3つのアクションプラン</p> <p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>2. 雇用制度改革・人材力の強化</p> <p>2-2. 女性の活躍推進/外国人材の活用</p> <p>(3)新たに講ずるべき具体的施策</p> <p>i)女性の活躍推進</p> <p>(長時間労働の是正や柔軟な勤務形態導入等に向けた企業の取組推進)</p> <p>雇用の質を高め、女性の活躍推進を更に進めるため、キャリアアップ助成金の拡充等による正社員転換や雇用管理改善に向けた取組などを行う「正社員転換・雇用管理改善プロジェクト(仮称)」を年度内に策定し、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させる。</p> <p>○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)(抜粋)</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立</p> <p>(1)しごとの創生</p> <p>地域に根付いたサービス産業の活力、生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、『雇用の質』の確保・向上に注力する。特に、若い世代が地方で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」+「安定した雇用形態」+「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。こうした『雇用の質』を重視した取組こそが、労働力人口の減少が深刻な地方では重要であり、経済・産業全体の付加価値や生産性を継続的に向上させていくことが必要となる。</p>
--	--	---

		<p>また、高付加価値商品の開発や地域への新たな人の流れなど、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、企業の地方移転、新たな雇用創出につながる事業承継の円滑化、地域産業の活性化等に取り組み、将来に向けて安定的な『雇用の量』の確保・拡大を実現する。</p> <p>○「まち・ひと・しごと創生基本方針2015—ローカル・アベノミクスの実現に向けて—」(平成27年6月30日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅲ. 地方創生の深化に向けた政策の推進</p> <p>3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>(3)働き方改革</p> <p>①若い世代の経済的安定</p> <p>初婚年齢や第1子出産年齢の上昇、若い世代での未婚率の増加が少子化の大きな要因となっている。このため、若い世代の経済的基盤を安定させ、結婚・出産の希望が実現できる環境を整える。また、非正規の職に就いている人々に関し、本人の希望に即した形での正社員化を推進する。</p> <p>【具体的取組】</p> <p>◎若者雇用対策等の推進</p> <p>・勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(若者雇用促進法案平成27年3月17日閣議決定)の成立後、これに基づく取組を行うとともに、新卒者等への就職支援、フリーター等の正規雇用化支援を通じた環境整備を行う。</p> <p>・正社員転換・雇用管理改善等を推進し、地域の企業のニーズに応じた支援を実施する。</p> <p>②政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅳ 「意欲あるすべての人が働くことができるように、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」</p> <p>施策大目標2 「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」</p> <p>施策目標2-1 「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」</p> <p>③達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>雇用促進税制について、雇用の質を高める観点から見直しを行い、雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続し、質の高い雇用を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者(雇用保険一般被保険者)の数</p> <p>※ 本制度は、各企業の「事業年度」に合わせて雇用促進税制を活用することになっているが、事業年度は企業によって決められているため、本制度では統一的に雇用促進計画を受け付けた「年度」単位で目標値及び達成値を設定している。また、達成目標である質の高い雇用の確保は、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数(雇用保険一般被保険者数)により判断することとしている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税制優遇措置を継続することにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めることが期待され、今後の成長が期待される産業で、より積極的に安定的かつ継続的な雇用創出が増加し、「日本再興戦略」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」</p>
--	--	---

			等に掲げる取組及び目標に寄与することが見込まれる。
8	有効性等	① 適用数等	<p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(実績値)</p> <p>○適用件数及び適用額</p> <p>平成23年度 (適用件数)1,313件 (適用額)2,054,866千円 平成24年度 (適用件数)4,334件 (適用額)6,539,681千円 平成25年度 (適用件数)4,630件 (適用額)7,518,796千円</p> <p>(財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による実績値。租特透明化法の調査対象企業は、平成25年4月1日～平成26年3月31日までの間に事業年度が終了した法人。)</p> <p>雇用促進計画受付・達成状況報告(実績値)</p> <p>○計画数</p> <p>平成23年度 (受付)30,061件 (達成)8,056件 平成24年度 (受付)29,569件 (達成)7,058件 平成25年度 (受付)39,695件 (達成)9,681件 平成26年度 (受付)43,528件 (達成)11,643件(推計値)</p> <p>○雇用量増加数(実績値)</p> <p>平成23年度 (受付)209,614人 (達成)82,723人 平成24年度 (受付)200,787人 (達成)79,279人 平成25年度 (受付)257,526人 (達成)97,193人 平成26年度 (受付)281,209人</p> <p>(厚生労働省「平成23年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数」、「平成24年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数」、「平成25年度雇用促進計画受付件数」及び「平成26年度雇用促進計画受付件数」より) ※推計値については別紙参照</p>
		② 減収額	<p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(実績値)</p> <p>平成23年度 (国税)2,054,866千円 (地方税)265,240千円 平成24年度 (国税)6,539,681千円 (地方税)720,008千円 平成25年度 (国税)7,518,796千円 (地方税)956,351千円 平成26年度 (国税)8,228,000千円 (推計値) (地方税)1,061,412千円(推計値)</p> <p>(財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」による実績値。租特透明化法の調査対象企業は、平成25年4月1日～平成26年3月31日までの間に事業年度が終了した法人。) ※推計値については別紙参照。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成27年8月 ※平成27年6月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>本税制の適用となる雇用量は、以下のとおり。</p> <p>平成23年度 82,723人 平成24年度 79,279人 平成25年度 97,193人 平成26年度 106,210人(推計値)</p> <p>(厚生労働省「平成23年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数」、「平成24年度雇用促進計</p>

			<p>画受付・達成状況報告件数」、「平成25年度雇用促進計画受付件数」及び「平成26年度雇用促進計画受付件数」より)</p> <p>※推計値については別紙参照。なお、達成目標である質の高い雇用の確保は、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用量(雇用保険一般被保険者)により判断することとしている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成27年8月 ※平成27年6月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用量は雇用保険に新たに加入する者であることから、達成目標である質の高い雇用の確保は一定程度達成されたものと判断する。</p> <p>なお、本制度は、ハローワークに①事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、ハローワークで確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるかどうか分かる仕組みとなっている。</p> <p>このため、平成26年度中に事業年度を開始する雇用促進計画については、平成27年4月から雇用促進計画の達成状況の受け付けが開始となるため、平成26年度税制改正時の目標について達成できたかは現時点では判断できない。</p> <p>(参考)</p> <p>平成26年度税制改正においては、適用期限3年間の延長要望を行い、平成28年度までの適用期限2年間の延長が認められた。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成27年8月 ※平成27年6月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>今回の要望する租税特別措置の内容は、「日本再興戦略」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に掲げる取組及び目標に寄与するものとして、雇用の質を高める観点からの見直しを行った上で、その適用期限を2年延長するものである。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成27年8月 ※平成27年6月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>雇用促進税制について、雇用の質を高める観点から見直しを行い適用期限を延長する等の措置を講ずることにより、雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続することで、質の高い雇用量を確保することができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	雇用の創出に大きな期待が見込まれる分野の成長産業等の企業等の新規採用において、雇用負担の軽減が図られ、雇用を増やす企業に対し幅広く支援を行うため、税制による優遇措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	労働者の処遇や職場環境の改善に係る各種助成金は、既に雇用されている労働者に対する支援であり、各種雇入れ助成金は、再就職が困難な高齢者や年長フリーター等、雇い入れる労働者の属性等に応じて、その就職を支援するものであり、労働者の職業の安定を図ることを目的としその対象・効果も

(H28 年度税改正) 減収見込額等の推計

		<p>限定されている。</p> <p>一方、今回の雇用促進税制は、官民一体となって地方創生及び日本全体の経済成長を実現していくため、雇用増に着目して企業の税負担を軽減するものであり、「質の高い雇用」を推進することを目的とし、広く企業を対象としたものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制特別措置は、官民一体となって地方創生及び日本全体の経済成長を実現していくための取組であり、成長企業に対する支援を強化することで離職者等の雇用機会を確保し地方における質の高い雇用機会の拡大を図るものである。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月

把握できる指標・数等からの平成 27 年度における適用件数等の積算は以下のとおり。

- 平成 25 年度租特透明化法等による調査報告書における適用実績 (※ 1)
 - 適用件数 : 4,630 件
 - 税額控除額 : (国税) 75 億 18,796 千円 (地方税) 9 億 56,351 千円

(※ 1) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(以下「適用実態調査」という。)による実績値。租特透明化法の調査対象企業は、平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日までの間に事業年度が終了した法人。

- 平成 26 年度までの適用件数、適用人数、適用減収総額(実績値)について
 - 平成 23 年度から平成 26 年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告及び租特透明化法等による調査報告書における適用実績(国税・地方税)から把握できる適用件数等は以下のとおり。

	雇用促進計画実施年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
雇用促進計画受付件数	① 計画受付件数(件)	30,061	29,567	39,707	43,528
	② 達成状況報告受付件数(件)	8,056	7,058	9,681	-
	③ 達成状況報告における一般被保険者の増加数(人)	82,723	79,279	97,193	-
(国税) 適用実態調査	④ 適用件数(件)	1,313	4,334	4,630	-
	⑤ 適用減収総額(千円)	2,054,866	6,539,681	7,518,796	-
	⑥ 適用対象人数(人) (⑤/控除額※) ※平成 23 年度及び平成 24 年度は 20 万円、平成 25 年度以降は 40 万円	10,274	32,698	18,770	-
(地方税) 適用実態調査	⑦ 適用件数(件)	-	-	-	-
	⑧ 適用減収総額(千円)	265,240	720,008	956,351	-

- 平成 26 年度における適用件数、適用人数、適用減収総額(推計値)について
 - 平成 23 年度から平成 26 年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告及び租特透明化法等による調査報告書における適用実績(国税・地方税)から把握できる適用件数等の推計値は以下のとおり。

○ 平成 26 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②(推計値)について

- ・平成 26 年度の雇用促進計画の受付件数①は 43,528 件
- ・平成 25 年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合は 24.4% (=9,681 件/39,707 件)
- ・平成 26 年度においてもこの割合(24.4%)で達成状況報告件数が積みまるとすると、平成 26

年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②（推計値）は 10,621 件（＝43,528 件×24.4%）

○ 平成 26 年度における雇用促進計画の達成状況報告における一般被保険者数③（推計値）について

- ・平成 25 年度の雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する達成状況報告における一般被保険者の増加数③の割合は 10.0（＝97,193 件／9,681 件）
- ・平成 26 年度においてもこの割合（10.0）で達成状況報告における一般被保険者数が積まれるとすると、平成 26 年度における雇用促進計画の達成状況報告における一般被保険者数③（推計値）は 106,210 人（＝10,621 件×10.0）

○ 平成 26 年度における適用件数④（推計値）及び適用人数⑥（推計値）について

- ・平成 25 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数④の割合は 47.8%（＝4,630 件／9,681 件）
- ・平成 26 年度における適用件数④についてもこの割合（47.8%）で適用件数が積まれるとすると、平成 26 年度における適用件数④（推計値）は 5,079 件（＝10,621 件×47.8%）
- ・平成 25 年度における 1 件当たりの適用人数は 4.05 人（＝18,770 人／4,630 件）
- ・平成 26 年度においても 1 件当たりの適用人数が 4.05 人であるとすると、平成 26 年度における適用人数⑥（推計値）は 20,570 人（＝5,079×4.05 人）

○ 平成 26 年度における減収見込額（推計値）について

- （国 税）平成 26 年度における法人税減収見込額は 82 億 2,800 万円（＝20,570 人×40 万円）
- （地方税）平成 26 年度における法人住民税の減収見込み額は、法人税減収見込み額に法人住民税率 12.9% を乗じた額である 10 億 6,141 万円（＝82 億 2,800 万円×12.9%）

- 平成 27 年度及び 28 年度における適用件数、適用人数、適用減収総額（推計値）について
平成 27 年度における件数等については、平成 25 年度から平成 26 年度の伸び率で推計することとし、その結果は以下のとおり。

（参考）平成 27 年度における①～⑨（⑦除く）の推計値は以下のとおり。

- ① 43,528×43,528/39,707＝47,717 件
- ② 47,717×24.4%（※2）＝11,643 件
（※2）平成 25 年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合（②/①）
- ③ 106,210×106,210/97,193＝116,064 人
- ④ 11,643×47.8%（※3）＝5,565 件
（※3）平成 25 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数④の割合（④/②）
- ⑥ 5,565×4.05（※4）＝22,538 人
（※4）平成 25 年度における 1 件当たりの適用人数は 4.05 人（＝18,770 人／4,630 件）
- ⑤ 22,538 人×40 万円＝901,520 万円
- ⑧ 901,520 万円×法人住民税率 12.9%＝116,296 万円

	雇用促進計画実施年度	平成 26 年度	平成 27 年度 （推計値）
雇用促進計画受付件数	①計画受付件数（件）	43,528	（推計値） 47,717
	②達成状況報告受付件数（件）	（推計値） 10,621	（推計値） 11,643
	③達成状況報告における一般被保険者の増加数（人）	（推計値） 106,210	（推計値） 116,064
（国税）適用実態調査	④適用件数（件）	（推計値） 5,079	（推計値） 5,565
	⑤適用減収総額（千円）	（推計値） 8,228,000	（推計値） 9,015,200
	⑥適用対象人数（人） （⑤/控除額 40 万円）	（推計値） 20,570	（推計値） 22,538
（地方税）適用実態調査	⑦適用件数（件）	—	—
	⑧適用減収総額（千円）	（推計値） 1,061,412	（推計値） 1,162,961

以上

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用額（平成26年度）について、適用額2,484百万円（アンケート調査により推計）と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ③ 僅少・偏りの状況
過去の適用数等（法人税）が想定外に特定の者に偏っていないことについて、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合を用いて説明されていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数（所得税）が予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額（所得税）が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「平成26年度当該税制を利用した企業においても雇用している障害者の数は2,186人と推計しており一定の効果はでているものと考えられる。また、雇用している障害者2,186人のうち助成金を受給した企業を除いても1,868人の障害者が雇用されていると推計しており、この点においても一定の効果はでているものと考えられる」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度当該税制を利用した企業においても雇用している障害者の数は2,186人のうち助成金を受給した企業を除いても1,868人の障害者が雇用されていると推計しており、本税制が無くなると雇用の維持に悪影響をおよぼし、雇用率の鈍化につながると考えられると説明されているが、定量的に予測されており、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄等の補足説明）
雇用率2.0%は「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）において、2020年までの目標とされている。
- ② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
本税制の適用を受けるため「障害者等雇用証明」をハローワークに申請した企業に対し実施したアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）によると、平成26年度における所得税の実績は以下のとおり。
適用事業主：1件、適用件数：2件（機械等）、適用額：151千円
※ 平成24年度及び25年度については実績0件
- 直近の実績については、例年、租特透明化法に基づく適用実態調査の直近の結果が出ていないため、毎回アンケート調査により把握している。
アンケート調査により、平成26年度の適用額を2,484百万円と推計
租特透明化法に基づく適用実態調査における平成24年度の実績は以下のとおり。
- ・ 適用件数：40件
 - ・ 適用額：540百万円
- ④ 将来の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
アンケート調査によると、平成27年度適用額は2,920百万円となる見込み
また、平成28年度及び29年度の実績については、27年度の見込みと同程度になると考えている。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
アンケート調査によると、平成26年度における所得税の減収額は35千円
※ 平成24年度及び25年度については実績なし
租特透明化法に基づく適用実態調査の結果を基に試算した減収額は以下のとおり。
- ・ 平成24年度減収額：1億円
 - ・ 平成25年度減収額：4億円
- ⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
平成28年度及び29年度の実績については、27年度の見込み（744百万円）と同程度になると考えられる。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）
平成26年度当該税制を利用した企業においても雇用している障害者の数は2,186人と推計しており一定の効果は出ているものと考ええる。

また、雇用している障害者2,186人のうち助成金を受給した企業を除いても1,868人の障害者が雇用されていると推計しており、この点においても一定の効果は出ているものと考えられる。

- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）
平成26年度当該税制適用企業における雇用障害者2,186人のうち助成金を受給した企業を除いても1,868人の障害者が雇用されていると推計しており、本税制が無くなると雇用の維持に悪影響を及ぼし、雇用率の鈍化につながると考えられる。
- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄の補足説明）
障害者の実雇用率は平成26年6月1日現在で1.82%となっており、前年比0.06ポイント上昇している。平成26年度に当該税制を利用した企業において雇用している障害者の数は2,186人と推計しており、障害者雇用の維持・促進に一定の効果が出ているものと考えられる。
なお、アンケート調査により、減収額、雇用障害者の増加数について以下のとおり把握している。
- ・ 平成26年度減収額：633百万円
 - ・ 税制適用企業における雇用障害者について、平成24年3月末から26年3月末までの2年間で新たに52人増加
- ⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄の補足説明）
アンケート調査により、税制適用企業において、今後2年半で129人の障害者を雇用する予定との回答を得ている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長 (国税17) (法人税：義 所得税：外)
2	要望の内容	<p>〔制度の概要〕</p> <p>①障害者雇用割合が50%以上※1 ②障害者雇用割合が25%以上※1かつ障害者を20人以上雇用※1 ③20人以上※2の障害者を雇用し、かつそのうち重度障害者※3の割合が50%以上※2（法定雇用率を達成しているものに限る）のいずれかを満たす場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の24%（工場用建物32%）の割増償却ができる。</p> <p>※1 ダブルカウントあり（短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント） ※2 ダブルカウントなし（短時間労働者は1人を0.5人とカウント） ※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者</p> <p>〔要望の内容〕</p> <p>当該特例措置の適用期限については、平成28年3月31日限りで失効することとなっているが、その適用期限を2年間延長する。</p>
3	担当部局	職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和48年度の制度創設以来、平成27年度まで適用期限の延長を重ねてきている。昭和63年度、平成5年度、平成17年度、平成18年度及び平成21年度には法改正に合わせて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。
6	適用又は延長期間	2年間の延長
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>障害者雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を一層図ることとしている。民間企業における障害者の実雇用率は、平成26年6月現在1.82%と前年比0.06ポイント上昇しているものの、法定雇用率2.0%まで達していないため、障害者雇用者数をさらに伸ばすことが必要である。</p> <p>本税制は、障害者を多数雇用する企業の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備投資の促進を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用促進法第43条（一般事業主の雇用義務等） ○ 障害者雇用促進法第46条（一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画） <p>基本目標Ⅳ：意欲のある全ての人が働くことができるよう労働市場において労働者の職業の安定を図ること。</p> <p>施策目標3：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 3-1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ：障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-2：障害者の雇用を促進すること</p>	
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>法定雇用率2.0%の達成</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「障害者雇用状況報告」(年1回実施)による、民間企業における障害者の実雇用率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成26年6月1日の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.82%であり、前年の1.76%から0.06ポイント伸びたところであり、当該特例措置は、障害者を多数雇用する企業のインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせることで、障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。</p>	
		③ 達成目標及び測定指標	<p>○ 平成27年度(見込み) 33社、機械等21,396件、建物等3,343件</p> <p>○ 平成26年度 37社、機械等20,082件、建物等3,180件</p> <p>※アンケートによる集計(現時点版、現在集計中)</p> <p>※租税透明化法に基づく適応実態調査結果(平成25年度) 適用件数 43社 適用総額 1,749百万円(割増償却額)</p>	
		② 減収額	<p>平成27年度(見込み):744百万円 平成26年度:633百万円</p>	
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年6月1日)</p> <p>平成26年6月1日の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.82%であり、前年の1.76%から0.06ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて5.4%(約2万2千人)増加し、約43.1万人となっている。また、当該特例措置の延長適用により、障害者の雇用が維持・拡大され、政策目標の法定雇用率2.0%に寄与したとも言える。</p>	

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年6月1日)</p> <p>平成 26 年6月 1 日の民間企業(50 人以上)の障害者の実雇用率は 1.82% であり、前年の 1.76%から 0.06 ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて 5.4%(約2万2千人)増加し、約 43.1 万人となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年6月1日)</p> <p>平成 26 年6月 1 日の民間企業(50 人以上)の障害者の実雇用率は 1.82% であり、前年の 1.76%から 0.06 ポイント伸びたところであるが、当該特例措置が障害者を多数雇用する企業の設備に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせ、障害者雇用の維持・拡大に寄与していることから、延長されなかった場合には障害者の実雇用率の伸びが鈍化することが見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年6月1日)</p> <p>平成 26 年6月 1 日の民間企業(50 人以上)の障害者の実雇用率は 1.82% であり、前年の 1.76%から 0.06 ポイント伸びたところであるが、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する企業の競争力の確保、経営地盤の安定化や、それによる障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>障害者を多数雇用する企業は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況が厳しく、設備投資を行う場合にはその年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、障害者の雇用の維持・拡大するという政策効果が期待できるものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>障害者を多数雇用する企業は小規模な事業所が多く、経営環境が脆弱である上、一般の企業に比べて収益が小さい。その一方で障害者の働きやすい環境整備のためには、多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特例措置により、障害者を多数雇用する企業の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて企業の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることは、障害者の雇用の維持・拡大につながる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>障害者を多数雇用する企業は全国的にも小規模な事業所が多く、経営環境が脆弱である上、一般の企業に比べて収益が小さい。</p> <p>その一方で、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況の厳しい障害者を多数雇用する企業が設備投資を行うには、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。障害者雇用に関しては、①地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が</p>

			<p>課されていること(障害者雇用促進法第6条)②障害者支援に係る費用は地域社会においても平等に負担すべき等から、地方税においても、障害者を多数雇用する場合に要する設備投資等の負担の軽減措置を講じ、障害者の雇用の促進を図るとともに、企業の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を整備する必要がある。</p> <p>そこで、当該税制上の特例措置を全国一律に適用させることにより、障害者を多数雇用する企業の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて企業の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境が図られ、障害者の雇用の維持・拡大につながる。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年8月

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度
平成 26 年度・平成 27 年度（見込み）適用実績推計方法

I 平成 26 年度実績

- 本税制の適用を受けるために、「障害者等雇用状況証明」を申請した企業 47 社に対し、当該税制の適用の有無、機械建物等の適用件数、特別償却額、法人税率について、アンケートを実施。（回答数 27 社）
- そのうち 21 社について、税の優遇措置の適用があった。

【アンケートにおいて適用有と回答した 21 社の実績】

- 機械建物等の適用件数は以下の通り。
 - ・ 機械等 11,392 件 建物等 1,804 件・・・①
- 減税額を、アンケート回答で把握した各企業の特別償却額と各企業の法人税率により計算した結果は以下の通り。
 - ・ 減税額 359,388 千円・・・②

【未回答 20 社に係る実績の推計】

- 未回答の 20 社について、以下の方法により適用企業数を推計
 - ・ 回答のあった 27 社のうち、適用有りが 21 社、適用無しが 6 社であったことを踏まえ未回答の 20 社のうち適用があったものを以下のとおり推計。
 - ・ $20 \times 21 / 27 = 16$ 社・・・③
- 税の優遇措置の適用があった 20 社の機械建物等の適用件数、減税額の平均は以下の通り。
 - ・ 適用件数
 - 機械等： $11,394 / 21 = 543$ 件 建物等： $1,804 / 21 = 86$ ・・・④
 - ・ 減税額： $359,388 / 21 = 17,114$ 千円・・・⑤
- 以上を踏まえ、16 社の適用件数、減税額は以下の通り推計
 - ・ ④×16 社で機械等が 8,688 件、建物等が 1,376 件・・・⑥
 - ・ ⑤×16 社で減税額が 273,824 千円・・・⑦

【適用実績推計】

- 以上から全体の適用実績を以下の通り推計
 - ・ 21（アンケートで「適用有り」と回答した企業）+③=適用企業数は 37 社
 - ・ ①+⑥=機械等が 20,082 件、建物等が 3,180 件
 - ・ ②+⑦=減税額 633,212 千円（633 百万円）

II 平成 27 年度適用実績（見込み）

- 上記 I と同様の方法で算出した平成 25 年度の適用実績は
 - ・ 29 社 機械等 22,709 件 建物等 3,506 件 減税額 854 百万円
- 平成 27 年度適用実績（見込み）は平成 25 年度と平成 26 年度の実績の平均として推計。
 - ・ 適用企業数： $(29 \text{ 社} + 37 \text{ 社}) \div 2 = 33 \text{ 社}$
 - ・ 機械等： $(22,709 \text{ 件} + 20,082 \text{ 件}) \div 2 = 21,396 \text{ 件}$
 - ・ 建物等： $(3,506 \text{ 件} + 3,180 \text{ 件}) \div 2 = 3,343 \text{ 件}$
 - ・ 減税額： $(854 \text{ 百万円} + 633 \text{ 百万円}) \div 2 = 744 \text{ 百万円}$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	交際費課税の特例措置の延長	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（業況判断D I の改善を目指す）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
過去の適用数が把握されていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が予測されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額が把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況（平成29年度）が予測されていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、「中小企業の業況判断D I は▲18.7（平成27年4～6月期）」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待される」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待される」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及

び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	交際費課税の特例措置の延長 (国税 20・地方税 21(自動連動))(法人税:外、法人住民税・事業税:外)																																																				
2	要望の内容	中小法人及び大法人に係る交際費課税の特例措置について、適用期限を平成29年度末までの2年間延長する。 ①飲食のために支出する費用の額(社内接待費を除く)の50%を損金算入できる ②中小法人に係る交際費については800万円まで全額損金算入できる ※中小法人については①又は②のいずれかを選択。																																																				
3	担当部局	厚生労働省健康局生活衛生課																																																				
4	評価実施時期	平成27年8月																																																				
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 29 年度(交際費課税の創設年度) (最近の交際費課税の主な改正事項)																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象法人</th> <th>損金算入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和 57 年度</td> <td>資本金 5,000 万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円以下</td> <td>定額控除(300 万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以下</td> <td>定額控除(400 万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 6 年度</td> <td>資本金 5,000 万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円以下</td> <td>定額控除(300 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以下</td> <td>定額控除(400 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 10 年度</td> <td>資本金 5,000 万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円以下</td> <td>定額控除(300 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以下</td> <td>定額控除(400 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 14 年度</td> <td>資本金 5,000 万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円以下</td> <td>定額控除(400 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 15 年度</td> <td>資本金 1 億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1 億円以下</td> <td>定額控除(400 万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>全法人</td> <td>一人あたり 5,000 円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 21 年度 (経済危機対策)</td> <td>資本金 1 億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1 億円以下</td> <td>定額控除(600 万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 25 年度</td> <td>資本金 1 億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1 億円以下</td> <td>定額控除(800 万円) × 100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 26 年度</td> <td>資本金 1 億円超</td> <td>接待飲食費 × 50%</td> </tr> <tr> <td>1 億円以下※</td> <td>定額控除(800 万円) × 100%</td> </tr> </tbody> </table>		対象法人	損金算入限度額	昭和 57 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(300 万円)	1,000 万円以下	定額控除(400 万円)	平成 6 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 80%	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%	平成 10 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 80%	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%	平成 14 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%	平成 15 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入	1 億円以下	定額控除(400 万円) × 90%	平成 18 年度	全法人	一人あたり 5,000 円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外	平成 21 年度 (経済危機対策)	資本金 1 億円超	全額損金不算入	1 億円以下	定額控除(600 万円) × 90%	平成 25 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入	1 億円以下	定額控除(800 万円) × 100%	平成 26 年度	資本金 1 億円超	接待飲食費 × 50%	1 億円以下※	定額控除(800 万円) × 100%
	対象法人	損金算入限度額																																																				
昭和 57 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																																				
	5,000 万円以下	定額控除(300 万円)																																																				
	1,000 万円以下	定額控除(400 万円)																																																				
平成 6 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																																				
	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 80%																																																				
	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%																																																				
平成 10 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																																				
	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 80%																																																				
	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%																																																				
平成 14 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																																				
	5,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%																																																				
平成 15 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入																																																				
	1 億円以下	定額控除(400 万円) × 90%																																																				
平成 18 年度	全法人	一人あたり 5,000 円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外																																																				
平成 21 年度 (経済危機対策)	資本金 1 億円超	全額損金不算入																																																				
	1 億円以下	定額控除(600 万円) × 90%																																																				
平成 25 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入																																																				
	1 億円以下	定額控除(800 万円) × 100%																																																				
平成 26 年度	資本金 1 億円超	接待飲食費 × 50%																																																				
	1 億円以下※	定額控除(800 万円) × 100%																																																				

6	適用又は延長期間	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで (平成28年度～平成29年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 法人企業の営業活動の促進による収益機会の向上や飲食店営業等の需要の喚起を図ることにより、我が国の経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 交際費については、1990年代初頭の約6兆円から近年は3兆円前後の水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。 こうした中で、本税制措置は、飲食店等の需要を喚起するとともに、企業活動を活性化させるものである。アベノミクスによる経済の好循環により、近年の経済情勢には明るい兆しも見えつつあるものの、これを着実かつ本格的な景気回復の軌道につなげられるように、中小企業が大部分を占める飲食店等への消費の拡大を通じた経済の活性化を引き続き図る必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長の果実を享受する活力ある経済を実現し、業況判断DIの改善を目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 業況判断DIの改善。具体的には、本税制措置の達成度を検討するため、「大企業製造業の業況判断DI」(「日銀短観」(日本銀行))、「中小企業の業況判断DI」(「中小企業景況調査」(中小企業庁))について、本税制措置導入前後の数値を比較分析することにより、政策効果を可視化する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ① 個々の法人企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、企業活動を活性化させる ② 法人企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要喚起ならびに我が国経済の活性化につながる
8	有効性等	① 適用数等 ○過去5年間の交際費支出額の推移 平成21年度 2,997,859 百万円 平成22年度 2,935,972 百万円 平成23年度 2,878,515 百万円 平成24年度 2,901,018 百万円 平成25年度 3,082,536 百万円 (出典)国税庁「会社標本調査」
		② 減収額 —

		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成30年3月) 交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待され、経済全体で1.98の乗数効果が期待できる。 (出典)総務省「平成23年(2011年)産業連関表」 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成30年3月) 日銀短観による全産業の業況判断DIは7(平成27年6月)、中小企業の業況判断DIは▲18.7(平成27年4～6月期)となっており、日銀短観においては一部では持ち直しの動きが見られるが、円安による輸入価格の上昇や国内財・サービスへの価格転嫁の困難さ、消費税を睨んだ駆け込み需要の反動や購買力の低下等も考慮が必要である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成30年3月) 交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待される 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成30年3月) 近年の経済対策としての交際課税の見直しは中小法人にとどまっていたが、交際費の減少の傾向は大法人においても顕著である。交際費は、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費であり、無駄な交際費を支出する状況にはないというのが経済界の声であり、従来の発想を転換し、経済活性化の観点から、大法人も含め、交際費課税の緩和が求められる。具体的には、飲食店等における需要喚起や派生需要の発生により、経済全体で1.98の乗数効果が期待できる。 (出典)総務省「平成23年(2011年)産業連関表」
		9 相当性

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、</p> <p>(1) 交際費の損金性を認めることで、交際費に関連する需要が増加し売上高が上がるなど、飲食店等に対する波及効果が見込まれる</p> <p>(2) 昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であることや欧米諸国との均衡に鑑み、交際費課税の廃止について提言するとされている。</p> <p>また、平成25年7月開催の「生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループ」において、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨を指摘されている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公害防止用設備に係る特例措置の延長	行政機関名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を引き上げる）について、達成すべき水準が定量的に示されており、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
過去の適用数が税目ごとに把握されていない。
過去の適用数（平成24年度）が明らかにされていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が予測されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額が明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額（平成27年度）が税目ごとに予測されていない。
将来の減収額（平成27年度）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
将来の減収額（平成28年度）が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「本税制措置により設備投資（活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得）が行われている」と説明されているが、定量的に把握されており、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「今後も引き続き環境対策に取り組むクリーニング業者に本措置を適用することで、環境面から望ましいドライクリーニング機導入の後押しをする」と説明されているが、定量的に予測されており、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性（健康被害・環境汚染）の解消に寄与」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
平成 24 年度は機械統計調査によれば 35 台の実績が見込まれるところであり、黒字企業割合（約 30%）を乗じた推計値でも 249 万円の減収額が見込まれる。
また、租特透明化法等による法人税のみでは判断できないこと、及び根拠条文中の適用対象については、当該公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられる。
- ③ 僅少・偏りの状況（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
租特透明化法等による法人税のみでは判断できないこと、及び根拠条文中の適用対象については、当該公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられる。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
租特透明化法等による法人税のみでは判断できないこと、及び根拠条文中の適用対象については、当該公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられる。
- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
減収額については、平成 24 年度は機械統計調査によれば 35 台の実績が見込まれるところであり、黒字企業割合（約 30%）を乗じた推計値でも 249 万円の減収額が見込まれる。効果については、テトラクロエチレン溶剤は大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に規定される指定物質のため、回収装置を内蔵しているクリーニング機の導入割合を上げることは必要と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備に係る特例措置の延長 (国税 21)(所得税:外・法人税:義)(地方税 22)(固定資産税:外)
2	要望の内容	公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特別償却の特例措置を平成29年度末までの1年間延長する。
3	担当部局	厚生労働省健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 平成5年 平成 9年度税制改正 2年間延長 平成11年度税制改正 2年間延長 平成13年度税制改正 1年間延長 平成14年度税制改正 2年間延長 平成16年度税制改正 2年間延長 平成18年度税制改正 1年間延長 平成19年度税制改正 2年間延長 平成21年度税制改正 2年間延長 平成23年度税制改正 1年間延長 平成24年度税制改正 2年間延長 平成26年度税制改正 2年間延長
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで (平成28年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業において、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。 《政策目的の根拠》 大気汚染防止法施行令附則第3項、土壌汚染対策法施行令第1条第21号
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を引き上げる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。
8	有効性等	① 適用数等 (出荷台数) (適用台数) 平成 25年度 58台 17台 平成 26年度 37台 11台 (出典)一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」
		② 減収額 (減収額) 27年度(推計) 306万円
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成29年3月) 原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及等、衣類の多様化に伴うクリーニング事故に対する苦情の増加、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化などにより中小零細のクリーニング営業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、環境基準を満たす施設数の増加に寄与している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成29年3月) 中小零細のクリーニング営業者にとって依然として厳しい経営環境が続き、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新・改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制措置により設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行われている。今後も引き続き環境対策に取り組むクリーニング営業者に本措置を適用することで、環境面から望ましいドライクリーニング機導入の後押しをする。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成29年3月) テトラクロロエチレンの排出量の大半を占めるクリーニング業の設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行えなかった場合、健康被害及び環境汚染を見逃すこととなり、国民の健康保護及び生活環境の保全に重大な被害を招くおそれがある。

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成29年3月)</p> <p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。</p> <p>したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>類似する他の支援措置は存在しない。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（確定給付企業年金の迅速な財政安定化への取組を推進すること等により、企業年金等の普及・拡大を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
 将来の効果・達成目標の実現状況について、「本要望が実現した場合、確定給付企業年金の掛金の追加的な拠出が可能となることから、その程度を予測することは困難であるものの、総体的には確定給付企業年金の安定的な運営に寄与する」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
 将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

将来的にも適用される蓋然性が高い対象と考えられる既存の確定給付企業年金の直近の数を適用数として記載

なお、規約型確定給付企業年金の件数 13,249 件等については、厚生労働省の集計によるものである。

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

本要望（将来の財政悪化を想定した計画的な掛金抛出しの仕組み）については、主として確定給付企業年金の安定的な運営をその目的としているが、その効果・達成状況の指標と考えられる積立金の運用状況については、今後の経済状況、資産運用の環境変化等に大きく左右されるものであり、その将来予測を推計し、公表することは極めて困難であると考えられる。ただし、本要望が実現した場合、確定給付企業年金の掛金の追加的な抛出しが可能となることから、その程度を予測することは困難であるものの、総体的には確定給付企業年金の安定的な運営に寄与するものであると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置 (国税 24) (法人税：義、所得税：外) (地方税 28) (法人住民税、事業税：義、個人住民税：外)
2	要望の内容	確定給付企業年金制度(DB)について、 ・安定的な財政運営ができる環境を整備するほか、 ・運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組み(いわゆるハイブリッド型制度)を実施可能とする ため、将来の財政悪化を想定した計画的な掛金抛出しの仕組みを導入すること等に併い、税制上の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置を要望
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本施策の実施により、景気変動による企業の追加的な負担の軽減等を実現し、企業年金を実施する企業の安定的な企業活動及び企業年金の安定的な財政運営が可能となることを目指す。 ----- 《政策目的の根拠》 確定給付企業年金の運営について、現行では負債の額を超える掛金の抛出しが認められていない。このため、結果として、景気が悪化し企業業績が悪いときに追加抛出しが求められることになり、企業経営に多大な影響を与えているという課題がある。 このため、あらかじめ確定給付企業年金の財政悪化を想定した掛金の抛出しを可能とすることで、景気変動による財政悪化が企業経営に与える影響を抑制し、安定的な財政運営を行うことを可能とするほか、確定拠出型年金と確定給付型年金の特徴を併せ持ついわゆるハイブリッド型の企業年金の仕組みを実施可能とする等、景気変動等を見越したより弾力的な運営を可能とする必要がある。 ※「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、ハイブリッド型の企業年金制度の導入や、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置について検討することとされている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅹ 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 1-3 企業年金等の健全な育成を図ること 1-4 企業年金等の適正な運営を図ること

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を促進するため、確定給付企業年金の迅速な財政安定化への取組を推進すること等により、企業年金等の普及・拡大を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 企業年金等が普及・拡大することにより、国民の老後の所得保障の充実が促進され、老後における生活の安定が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	平成 27 年 7 月 1 日時点の 規約型確定給付企業年金の件数：13,249 件 基金型確定給付企業年金の件数：601 件
		② 減収額	<p><初年度> 国税：約 70 億円 地方税：約 36 億円</p> <p><平年度> 国税・地方税：－ (詳細は別紙の通り)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：〇〇～〇〇) －</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：〇〇～〇〇) －</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：〇〇～〇〇) －</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：〇〇～〇〇) －</p>
		① 租税特別措置等によるべき妥当性等	企業年金等が安定的に運営されることにより、国民の老後の所得保障の充実が促進され、老後における生活の安定が図られる。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	法律において、企業年金制度等の運営に係る受託者の責任について規定しているほか、積立金の確保や受給権の保護に係る義務付け等を行っている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	住民の老後の所得保障の充実による老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。
10	有識者の見解		<p>社会保障審議会企業年金部会における議論の整理(平成 27 年 1 月)において、 「柔軟で弾力的な給付設計については、企業年金の選択肢を拡大し、企業年金の普及・拡大に資するものと考えられることから、諸外国の例を参考に、現場のニーズや現行制度(キャッシュバランスプラン)との違いを踏まえつつ、制度導入も視野に入れて引き続き検討すべきである。」 「DB(確定給付企業年金)の拠出弾力化(あらかじめ景気変動等のリスクに備えるための事前積立に係る掛金拠出や、積立不足を解消するための柔軟な掛金拠出など)についても、恣意的な拠出とならないことに留意しつつ、遅くとも今回の制度の見直しの実施時期と合わせて実施できるよう、税務当局と調整を進めるべきである。」 との見解が示されている。</p>
		11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	－

確定給付企業年金の制度改善に伴う減税見込み額について

【考え方】

- DB制度において財政が悪化した場合には、掛金を増加させる（追加拠出を行う）ことにより対応することとなるが、現行の拠出の仕組みでは、
 - ・ 財政が悪化した時点で初めて追加拠出を行うこととなっているため、積立状況の悪化が掛金の増加に直接的に結びつく構造にあり、安定的なDBの運営という観点から課題がある。
 - ・ とりわけ、積立状況の変動は、景気の変動と連動することが一般的であるため、景気が悪化し企業業績が悪いときに追加拠出が求められる構造になっており、企業活動にも支障が生じている。
 - ・ 加えて、財政状況が極度に悪化し、追加拠出が困難な場合には、給付を減額することにより対応せざるを得なくなる事例もあり、受給権の保護の観点からも課題を残している。
- 今般要望するDB制度の拠出の弾力化は、こうした課題を改善するため、あらかじめ「財政悪化時に想定される積立不足」を客観的な方法により測定し、その水準を踏まえて、あらかじめ積立不足に備えるための掛金（以下「リスク対応掛金」という。）を拠出することを可能とするものである。これにより、景気が悪化した場合でも、積立不足の生じにくい財政運営が可能となるため、従来、景気悪化時に求められていた追加拠出が抑制され、景気の変動に左右されにくい平準的な拠出（安定的な財政運営）が可能となる。
- 従来の掛金に加えて、リスク対応掛金を新たに拠出できることとすれば、その分損金が増加するため、短期的には法人税の減税が見込まれることとなる。しかしながら、上記のような性質を踏まえれば、リスク対応掛金の拠出は、あくまで将来の財政悪化時に想定される拠出を前倒して行うものであると考えられることから、将来にわたって恒常的な掛金拠出の増加につながるものではないものと考えられる※。
 - ※ 事前にリスクバッファを保有することで、将来の財政悪化時の追加拠出（損金算入）が抑制される。また、リスク対応掛金の拠出による積立には上限があるため、上限まで達すれば、その後は拠出を行うことができない。

- したがって、長期的な観点で見れば、リスク対応掛金の導入による減税効果は、（将来的な追加拠出の抑制による増税効果との相殺により、）限定的であると考えられるが、参考まで、制度開始初年度の効果のみに着目して法人税の減税見込み額を粗く試算すると以下のとおりとなる。

（参考）制度開始初年度における法人税減税見込み額のごく粗い試算（国税）

- ① DBの数理債務※の総額は、**53.5兆円**。
 ※ 現時点までの加入期間に基づき将来支給されると見込まれる給付の現在価値。平成24年度中に決算を行ったDBの決算報告書を集計。
- ② リスク対応掛金は、「財政悪化時に想定される積立不足」の額を事前に測定し、当該額を上限として拠出することを想定している。
 「財政悪化時に想定される積立不足」の額は、給付水準や積立金の運用方針等が各DBで異なることを踏まえ、DB制度ごとに測定することを想定しているが、平均的には、数理債務の2割程度※の額になるのではないかと考えられる。

$$\begin{aligned} \text{「財政悪化時に想定される積立不足」の総額} &= 53.5 \text{兆円} \times 2 \text{割} \\ &= \underline{10.7 \text{兆円}} \end{aligned}$$
 ※ 年金数理人会による極めて粗い試算において、DB制度における平均的な資産運用構成を前提に、1年間に95%の確率で起こりうる予定利率に対する最大損失利回りは、17%程度（数理債務に対して $1/(1-17\%)-1=20\%$ 程度）と算出されていることも参照した。
- ③ ただし、数理債務を超える積立金を保有しているDBについては、リスク対応掛金の拠出上限が、数理債務の2割よりも小さくなる。したがって、数理債務を超える部分の積立金の額※を差し引くと、

$$\begin{aligned} \text{リスク対応掛金の拠出上限額の総額} &= 10.7 \text{兆円} - 1.1 \text{兆円} \\ &= \underline{9.6 \text{兆円}} \end{aligned}$$
 ※ 平成24年度中に決算を行ったDBの決算報告書を集計。数理債務を超える積立金の額を、数理債務×2割を上限として制度ごとに足し上げると、1.1兆円となる。
- ④ また、各制度が20年程度※で上記③の額を拠出することと仮定すると、

$$\begin{aligned} \text{単年度当たりのリスク対応掛金の総額} &= 9.6 \text{兆円} \div 20 \\ &= \underline{4.800 \text{億円}} \end{aligned}$$
 ※ ②の「財政悪化時に想定される積立不足」の額は、20年に1度程度の頻度で発生すると見込まれる積立不足に対応できるよう測定することを想定。この額を積み上げる期間は企業によって異なるが、株主等への説明責任があることを前提とすると、極端に短期間になることは考えにくく、平均的には積立不足の発生頻度と同じ20年程度になるとした。

- ⑤ さらに、DBの掛金は5年ごとに実施する財政再計算において設定されることとなるが、制度開始初年度に再計算を実施する制度は、全体の5分の1程度になるため、

$$\begin{aligned} \text{制度開始初年度のリスク対応掛金の総額} &= 4,800 \text{ 億円} \div 5 \\ &= \underline{960 \text{ 億円}} \end{aligned}$$

- ⑥ これに、利益法人割合及び法人税率^{*}を乗じると、以下のとおり。

$$\begin{aligned} \text{制度開始初年度の法人税減税額} &= 960 \text{ 億円} \times 31.8\% \times 23.9\% \\ &= \underline{70 \text{ 億円}} \end{aligned}$$

※ 利益法人割合：国税庁「第139回国税庁統計年報」
法人税率：財務省HP

- ⑦ なお、既存のDBがハイブリッド型の給付設計（以下「CDC制度」という。）へ給付設計を変更することによる直接的な減税効果はない。（CDC制度において、リスク対応掛金を拠出することによる減税効果は、上記①～⑥による試算に含まれている。）

（参考）制度開始初年度における減税見込み額のごく粗い試算（地方税）

- ① DBの数理債務^{*}の総額は、**53.5兆円**。

※ 現時点までの加入期間に基づき将来支給されると見込まれる給付の現在価値。平成24年度中に決算を行ったDBの決算報告書を集計。

- ② リスク対応掛金は、「財政悪化時に想定される積立不足」の額を事前に測定し、当該額を上限として拠出することを想定している。

「財政悪化時に想定される積立不足」の額は、給付水準や積立金の運用方針等が各DBで異なることを踏まえ、DB制度ごとに測定することを想定しているが、平均的には、数理債務の2割程度^{*}の額になるのではないかと考えられる。

$$\begin{aligned} \text{「財政悪化時に想定される積立不足」の総額} &= 53.5 \text{ 兆円} \times 2 \text{ 割} \\ &= \underline{10.7 \text{ 兆円}} \end{aligned}$$

※ 年金数理人会による極めて粗い試算において、DB制度における平均的な資産運用構成を前提に、1年間に95%の確率で起こりうる予定利率に対する最大損失利回りは、17%程度（数理債務に対して $1/(1-17\%) - 1 = 20\%$ 程度）と算出されていることも参照した。

- ③ ただし、数理債務を超える積立金を保有しているDBについては、リスク対応掛金の拠出上限が、数理債務の2割よりも小さくなる。したがって、数理債務を超える部分の積立金の額^{*}を差し引くと、

$$\begin{aligned} \text{リスク対応掛金の拠出上限額の総額} &= 10.7 \text{ 兆円} - 1.1 \text{ 兆円} \\ &= \underline{9.6 \text{ 兆円}} \end{aligned}$$

※ 平成24年度中に決算を行ったDBの決算報告書を集計。数理債務を超える積立金の額を、数理債務×2割を上限として制度ごとに足し上げると、1.1兆円となる。

- ④ また、各制度が20年程度^{*}で上記③の額を拠出することと仮定すると、

$$\begin{aligned} \text{単年度当たりのリスク対応掛金の総額} &= 9.6 \text{ 兆円} \div 20 \\ &= \underline{4,800 \text{ 億円}} \end{aligned}$$

※ ②の「財政悪化時に想定される積立不足」の額は、20年に1度程度の頻度で発生すると見込まれる積立不足に対応できるよう測定することを想定。この額を積み上げる期間は企業によって異なるが、株主等への説明責任があることを前提とすると、極端に短期間になることは考えにくく、平均的には積立不足の発生頻度と同じ20年程度になるとした。

- ⑤ さらに、DBの掛金は5年ごとに実施する財政再計算において設定されることとなるが、制度開始初年度に再計算を実施する制度は、全体の5分の1程度になるため、

$$\begin{aligned} \text{制度開始初年度のリスク対応掛金の総額} &= 4,800 \text{ 億円} \div 5 \\ &= \underline{960 \text{ 億円}} \end{aligned}$$

- ⑥ これに、利益法人割合及び実効税率^{*}を乗じると、以下のとおり。

$$\begin{aligned} \text{制度開始初年度の減税額} &= 960 \text{ 億円} \times 31.8\% \times 11.93\% \\ &= \underline{36 \text{ 億円}} \end{aligned}$$

※ 利益法人割合：国税庁「第139回国税庁統計年報」
実効税率：第4回 税制調査会（2013年12月2日）資料「財務省説明資料（法人課税の在り方）」（東京都の例）

- ⑦ なお、既存のDBがハイブリッド型の給付設計（以下「CDC制度」という。）へ給付設計を変更することによる直接的な減税効果はない。（CDC制度において、リスク対応掛金を拠出することによる減税効果は、上記①～⑥による試算に含まれている。）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続	行政機関名	厚生労働省
税目	法人事業税、個人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用額（平成 25 年度の法人事業税）について、結果表の別添において約 4,775 億円と算定されているが、地方税法に基づき把握される法人事業税の適用額（約 7,051 億円）と大きくかい離している。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（平成 24 年度及び 25 年度の法人事業税）について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況（平成 26 年度）が把握されていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、「医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

(別添)

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込数の推計及び減税額（試算）

平成28年税制改正要望
(単位：千円)

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）別添のとおり。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）別添のとおり。

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入（年間）①	1,598,931	850,144	164,052	91,835
社会保険診療報酬（年間）②	1,492,132	781,828	138,718	79,394
社会保険診療収入率（年間）③=②/①	93.3%	92.0%	84.6%	86.5%
医療費用（年間）④	1,541,081	760,017	154,216	64,798
（うち社会保険診療のための費用（年間））⑤	1,437,829	699,216	130,467	56,050
社会保険診療による医療収支差額（年間）⑥=②-⑤	54,304	82,613	8,251	23,344
開設者別施設数⑦	5,722	320	38,544	45,006
黒字率⑧（注1）	72.4%	92.9%	70.1%	95.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	4,143	297	27,019	42,801
社会保険診療による医療収支差額合計（年間）⑩=⑥×⑨ （注2）	224,965,529	23,696,957	222,943,740	875,006,077
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	14,818,929	1,184,848	14,685,750	43,750,304

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入（年間）①	75,738	42,318
社会保険診療報酬（年間）②	59,188	35,891
社会保険診療収入率（年間）③=②/①	78.1%	84.8%
医療費用（年間）④	70,639	31,354
（うち社会保険診療のための費用（年間））⑤	55,203	26,592
社会保険診療による医療収支差額（年間）⑥=②-⑤	3,985	9,299
開設者別施設数⑦	11,914	56,170
黒字率⑧（注1）	62.4%	95.7%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	7,434	53,755
社会保険診療による医療収支差額合計（年間）⑩=⑥×⑨ （注2）	29,624,227	343,968,439
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	1,951,407	17,198,422

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	93,589,660
要望の措置の適用対象見込み	135,449

(注) 1 医療法人・個人の黒字率は「平成25年実施第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告」機能別集計表－損益率の分布を基に施設ごとの黒字率を算出
 2 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨－事業主控除290万円×⑨にて算出
 3 四捨五入により表記したため、⑥の差額及び⑩の合計は内訳と表記上一致しない場合がある。
 4 出典：「平成25年実施第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告」（厚生労働省）・「平成25年医療施設動態調査」（厚生労働省）

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続(地方税)(法人事業税:義、個人事業税:外)	
2	租税特別措置等の内容	社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。	
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課	
4	評価実施時期	平成 27 年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における医療提供体制を維持する。	
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療機関数の推移。	
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。	

8	有効性等	① 適用数等	135,449件/年 ※平成 25 年 11 月実施第 19 回医療経済実態調査及び平成 25 年医療施設調査より推計								
		② 減収額	地方税法に基づく適用実態調査結果 平成25年度 課税標準額 2,052,680百万円 (個人事業税 1,347,584百万円) (法人事業税 705,096百万円) 平成24年度 課税標準額 2,102,799百万円 (個人事業税 1,328,084百万円) (法人事業税 774,715百万円)								
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22～25 年度) 本措置の適用により、平成 21 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>176,878</td> <td>176,308</td> <td>177,191</td> <td>177,769</td> </tr> </table> <small>※医療施設動態調査から(各年 10 月 1 日現在)</small> 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21～26 年度) 労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。		22	23	24	25	医療機関数	176,878	176,308
	22	23	24	25							
医療機関数	176,878	176,308	177,191	177,769							
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、本措置による下支えが必要である。								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—								
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—								
10	有識者の見解	—									
11	評価結果の反映の方向性	継続する。									
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年8月									

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続	行政機関名	厚生労働省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用数について、「9,102件/年※平成25年分税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（平成26年度）が把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況（平成26年度）が把握されていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、「医療法人数は微増で推移しており、地域における医療提供体制が維持」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (地方税)(法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年400万円を超える金額について軽減措置を講じる。
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和27年度創設 毎年要望の結果、存続
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。 ② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること ③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における医療提供体制を維持する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療法人数の推移。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
		① 適用数等 9,102件/年 ※平成25年分税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計
		② 減収額 地方税法に基づく適用実態調査結果 平成25年度 税額 2,057百万円 平成24年度 税額 1,724百万円

		平成23年度 税額 1,791百万円										
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度) 本措置の適用により、平成21年度以降、医療法人数は微増で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>開設者が医療法人の医療機関数</td> <td>52,356</td> <td>53,645</td> <td>54,896</td> <td>56,180</td> </tr> </table> <small>※医療施設動態調査から(各年10月1日現在)</small> 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20~25年度) 医療は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。		22	23	24	25	開設者が医療法人の医療機関数	52,356	53,645	54,896	56,180
	22	23	24	25								
開設者が医療法人の医療機関数	52,356	53,645	54,896	56,180								
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への本措置による経営の下支えが必要である。 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 - ③ 地方公共団体が協力する相当性 -										
10	有識者の見解	-										
11	評価結果の反映の方向性	継続する。										
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月										

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	保険会社等の異常危険準備金（消費生活協同組合等）	行政機関名	厚生労働省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的とする）について、達成すべき水準が定量的に示されており、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、異常危険準備金積立残高が「252,983百万円（平成26年度）」等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、「本措置により、順調に異常危険準備金の積立てが行われており、また、東日本大震災の発生時においても共済金の確実な支払いに資しているものであり、準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
 共済事業は認可事業となっており、事後評価書に記載したとおり全国理容生活衛生同業組合のみ事業を行っている。

⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
 減収額の推計
 当該年度の異常危険準備金積立額（無税分）に法人実効税率を乗じて単純に推計

(単位：百万円)

区分		平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
消費生活協同組合による異常危険準備金積立額（無税分） _(注1)	火災共済	3,299	3,310	3,268	3,302	3,289
	自然災害	669	4,388	4,668	4,747	5,197
	合計（A）	3,968	7,698	7,936	8,049	8,486
減税率（B） _(注2)		31.26%	31.26%	29.65%	29.65%	27.87%
減収見込額（C=A×B）		1,240	2,406	2,353	2,387	2,365

(単位：百万円)

区分		平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活衛生同業組合分（D） _(注1)		2	2	2	2	2
減税率（E） _(注2)		31.26%	31.26%	29.65%	29.65%	27.87%
減収見込額（F=D×E）		1	1	1	1	1

(注) 1 租税特別措置調査結果による。
 2 減税率は法人実効税率（東京都）による。

(単位：百万円)

区分		平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
減収額合計（G=C+F）		1,241	2,407	2,354	2,388	2,366

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金（消費生活協同組合等） （国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	消費生活協同組合等が、各事業年度において、責任準備金の積み立てに あたり、火災共済等の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味 収入共済掛金の一定割合（火災共済2.5%、自然災害共済15%）に相当す る額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金の損金算入を 認める。 この準備金は、積立後10年を経過した場合にはその積立額と〔（異常危険 準備金の金額+当期の積立額）-当年度正味収入掛金等×洗替保証率〕の いずれか少ない金額を取り崩して益金に算入する。
3	担当部局	厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室 厚生労働省健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和28年度 創設 昭和40年度 消費生活協同組合等及び生活衛生同業組合等について適用。 現在に至る。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 共済契約者を保護するために健全な運営を確保する。通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 消費生活協同組合法は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）は、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与することを目的とする。 各法において、責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、同法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければならないこととしている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>（消費生活協同組合等） 基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標1 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者</p>

			<p>の福祉の向上を図ること (生活衛生同業組合等) 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標2 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 共済契約者を保護するために健全な運営を確保する。通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 消費生活協同組合等における異常危険準備金積立残高等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費生活協同組合等が十分に異常危険準備金を積立て、共済契約者である組合員に円滑かつ確実に共済金を支払うことで、契約者保護に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(消費生活協同組合等) 平成 26 年度 46 組合 平成 25 年度 45 組合 平成 24 年度 46 組合 平成 23 年度 45 組合 平成 22 年度 42 組合 ※ 23 年度以降は、火災共済又は自然災害共済を行う延べ組合数 ※ 22 年度と 23 年度以降については、集計方法が異なるため、単純に比較することはできない。 (出所:租税特別措置法調査)</p> <p>(生活衛生同業組合等) 全国理容生活衛生同業組合連合会(47 組合)</p>
		② 減収額	<p>平成 26 年度 2,366 百万円 平成 25 年度 2,388 百万円 平成 24 年度 2,354 百万円 平成 23 年度 2,407 百万円 平成 22 年度 1,241 百万円 ※ 当該年度の「異常危険準備金積立で損金算入した額」と「法人実効税率」から単純に推計しており、積立金取崩による益金算入を考慮していない。 (租税特別措置調査結果より、厚生労働省において推計)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～26 年度) 本措置により、順調に異常危険準備金の積立が行われている。 ○異常危険準備金積立残高 (消費生活協同組合等) 252,983 百万円(平成 26 年度) 231,520 百万円(平成 25 年度) 213,984 百万円(平成 24 年度) 192,678 百万円(平成 23 年度) 166,771 百万円(平成 22 年度)</p>

			<p>(出所:租税特別措置調査)</p> <p>(生活衛生同業組合等) 37.3 百万円(平成 26 年度) 37.3 百万円(平成 25 年度) 38.7 百万円(平成 24 年度) 40.5 百万円(平成 23 年度) 42.6 百万円(平成 22 年度) (出所:(一社)全国生活衛生同業組合中央会調べ)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～26 年度) 本措置により、順調に異常危険準備金の積立が行われている。また、東日本大震災等の異常自然災害に対する準備金としての機能を果たした。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～26 年度) 本措置により、順調に異常危険準備金の積立が行われており、また、東日本大震災の発生時においても共済金の確実な支払いに資しているものであり、準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。※ なお、巨大災害による共済金支払いのための積立金の取崩額や積立後 10 年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると実質的には税収減とはならない。 ※ 平成 21 年度末において異常危険準備金が 1,823 億円積み立てられていたところ、東日本大震災が発生した平成 22 年度においては異常災害損失により異常危険準備金を 218 億円取り崩している。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置は、通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的としている。 異常危険準備金の積立時の税負担を軽減することで、異常災害の発生に備えるための適正な水準の準備金の積立を促進する効果があり、政策目的を実現する手段として適切である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>異常危険準備金については、消費生活協同組合法及び生衛法に基づき、各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p>
		③ 地方公共団体が協力の相当性	<p>全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>

10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置の実施により、適正な水準までの異常危険準備金の積み立てを促進していく。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例	行政機関名	厚生労働省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 ■事後
義務	■義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 ■修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	■課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	■課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	■課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	■課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	■課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	■補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	■課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用数について、平成23年度以降における契約締結生命保険会社等の数10社と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
過去の適用額（平成26年度）について、「25年度収入を元にした推計値」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成23年度以降における契約締結生命保険会社等の数10社と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、「独立行政法人福祉医療機構が平成27年に生命保険協会に実施した調査によれば、「本事業については、社会福祉の見地から、生命保険会社が本来保険事業を営む上で必要な費用に使われる付加保険料なしで提供している。本税制がなくなれば加入者（障害を持つ方またはその家族等）から付加保険料を徴収せざるを得なくなる。」とのことだった。本制度の加入者には付加保険料の納付が困難な者も見込まれることから、本税制は本制度の安定的な運営に寄与していると言える」と説明されているが、契約締結生命保険会社等の数に関して、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

独立行政法人福祉医療機構が平成27年に生命保険協会に実施した調査によれば、「本事業については、社会福祉的見地から、生命保険会社が本来保険事業を営む上で必要な費用に使われる付加保険料なしで提供している。本税制がなくなれば加入者（障害を持つ方またはその家族等）から付加保険料を徴収せざるを得なくなる。」とのことであった。本制度の加入者には付加保険料の納付が困難な者も見込まれることから、本税制は本制度の安定的な運営に寄与していると言える。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例（地方税）（法人事業税：義）
2	租税特別措置等の内容	保険業法（平成7年法律第105号）第2条第3項に規定する生命保険会社及び同条第8項に規定する外国生命保険会社等（以下「生命保険会社等」という。）に対する事業税の課税標準の算定に当たり、生命保険会社等が（独）福祉医療機構と締結する心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約に基づく収入保険料について、課税対象となる収入保険料から控除するもの。[地方税法附則 § 9⑨]
3	担当部局	社会・援護局障害保健福祉部企画課
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設
6	適用期間	当分の間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の扶養者が加入者となり、加入者が地方公共団体に対して掛金を納付し、加入者の死亡及び重度の障害を支給要件として心身障害者に対して給付金を支給することにより、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、扶養者が心身障害者の将来に対して抱く不安の軽減を図るものであり、地方公共団体が定める条例に基づき、地方公共団体において実施されているものである。</p> <p>これについて、（独）福祉医療機構においては、地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業（以下「心身障害者扶養保険事業」という）を行うことで、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図っている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付</p> <p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1</p> <p>《政策目的の根拠》 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第3条第1項</p>

		け	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること															
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 心身障害者扶養保険事業において、心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を(独)福祉医療機構との間で締結する生命保険会社等(以下「契約締結生命保険会社等」という。)の数について、現状の水準(10社)を確保する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 契約締結生命保険会社等の数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 契約締結生命保険会社等を確保することを通じ、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図り、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図る。															
8	有効性等	① 適用数等	<p><生命保険契約の被保険者数及び保険料収入(総額)の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者数(年度末)</td> <td>54,807</td> <td>52,708</td> <td>50,675</td> <td>48,767</td> </tr> <tr> <td>保険料収入(千円)</td> <td>5,430,910</td> <td>5,224,816</td> <td>4,217,169</td> <td>※4,058,385</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 保険料収入は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」参照。 ※ 平成26年度の保険料収入は、25年度収入を元にした推計値。 ※ 心身障害者扶養共済制度は、加入者が地方公共団体に対して掛金を納付し、加入者の死亡及び重度の障害を支給要件として心身障害者に対して給付金を支給するものであり、加入者は減少傾向にあるものの、年金支給人員数は年々増加している。</p>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	被保険者数(年度末)	54,807	52,708	50,675	48,767	保険料収入(千円)	5,430,910	5,224,816	4,217,169	※4,058,385
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度														
被保険者数(年度末)	54,807	52,708	50,675	48,767														
保険料収入(千円)	5,430,910	5,224,816	4,217,169	※4,058,385														
		② 減収額	<p><減収額の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額(千円)</td> <td>38,016</td> <td>36,573</td> <td>29,520</td> <td>28,408</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減収額は、保険料収入金額×保険業の標準税率(0.7%)で算出</p>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	減収額(千円)	38,016	36,573	29,520	28,408					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度														
減収額(千円)	38,016	36,573	29,520	28,408														
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 心身障害者扶養共済制度の年金支給人員数は、平成22年度の49,467人から平成26年度には54,150人、年金支給総額は、平成22年度の119.5億円から平成26年度には130.2億円へとそれぞれ増加しており、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等に寄与していると評価できる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 生命保険契約の被保険者数は、平成23年度の54,807人から平成26年度には48,767人、生命保険契約の保険料収入(総額)は、平成23年度の54.3億円から平成25年度には40.5億円へとそれぞれ減少しているものの、契約締結生命保険会社等の数は、平成23年度以降、10社を維持している状況にあり、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営に寄与しているものと考えられる。</p>															

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 平成23年度において推計で38,016千円、平成26年度において推計で28,408千円の税収減が生じているものの、心身障害者扶養共済制度を安定的に運営し、心身障害者に対する給付金を安定的に支給することを通じ、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等に寄与しており、税収減は是認されるものと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を図り、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図るため、契約締結生命保険会社等を確保する必要があり、これを実現する手段として、適確かつ必要最小限である。 また、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図る観点から、心身障害者扶養共済制度の掛金はある程度低額に抑える必要があり、掛金をもとに保険料が支払われる生命保険契約において、生命保険会社等の負担の軽減を図るため、収入保険料に関する課税標準の特例が有効である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	・国と地方公共団体による公費の投入 国と地方公共団体による公費の投入は、心身障害者に対して給付金を支給する基金の積立金不足を補填するためのものであり、その役割は明確に異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	心身障害者扶養共済制度は、地方公共団体が定める条例に基づき、地方公共団体において実施されているものである。
10	有識者の見解		「心身障害者扶養保険検討委員会報告書」(平成19年9月25日) 今後も制度を継続し、現行の制度の枠組みを基本としつつも、現在の経済状況を踏まえ、長期にわたって安定的に持続可能な制度へと見直すことが適当であり、現在ある積立不足に対応する措置を講ずるだけでなく、新たな積立不足を発生させないための措置を講ずるべきである。
11	評価結果の反映の方向性		収入保険料に関する課税標準の特例を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

農林水産省

番号	制度名
農林水産省	
農水01	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定農産加工品生産設備の特別償却制度（特定農産加工業経営改善臨時措置法） ・ 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長
農水02	農協改革等に伴う税制上の措置
農水03	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（卸売市場）
農水04	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）
農水05	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（森林法等）
農水06	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（漁業権等）
農水07	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（海岸法等）
農水08	保険会社等の異常危険準備金（農業協同組合連合会）
農水09	保険会社等の異常危険準備金（全国森林組合連合会）
農水10	保険会社等の異常危険準備金（共済水産業協同組合連合会）
農水11	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（卸売市場）
農水12	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（農振法）
農水13	収用換地等の場合の所得の特別控除（土地改良事業）
農水14	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（森林法等）
農水15	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（漁業権等）
農水16	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（海岸法等）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	・特定農産加工品生産設備の特別償却制度（特定農産加工業経営改善臨時措置法） ・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、事業所税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
過去の適用額が把握されていない。
過去の適用額（平成24年度及び25年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ③ 僅少・偏りの状況
過去の適用数等（法人税及び事業所税）が想定外に僅少でないことについて、前回評価時の将来推計等と比較した上で説明されていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用額（法人税）について、特定農産加工業者が見込んでいる特別償却額153,561千円と算定されているが、租特透明化法に基づき把握される適用額（平成25年度）916千円と比較して過大な見込みである。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（平成24年度及び25年度の事業所税）について、「総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に1/4を乗じて試算」と算定されているが、1/4を乗じる必要はないため、算定に誤りがある。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「20～21年度に承認を受けて5年後に売上高又は経常利益のいずれかが増えた企業割合を見ると過半数の事業者で達成している状況であった」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「特定農産加工業者が経営改善計画に取り組み、具体的には高付加価値型の商品の生産や、製造コストを低減するための設備投資を行うことで、各特定農産加工業者の売上高又は経常利益が増えることが見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

⑩ 将来の税収減是認効果

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

特定農産加工業者が経営改善計画に今後取り組むことに対する予測としては、これまでの実績等の傾向を勘案して平成28年及び29年で各年30件程度を見込んでいるところである。

特定農産加工業者が経営改善計画に取り組み、具体的には高付加価値型の商品の生産や、製造コストを低減するための設備投資を行うことで、各特定農産加工業者の売上高又は経常利益が増えることが見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	・特定農産加工品生産設備の特別償却制度（特定農産加工業経営改善臨時措置法）（国税3）（法人税：義） ・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長（地方税15）（事業所税：外）
2	要望の内容	特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づき、特定農産加工業者が経営改善計画に従い取得価額が340万円以上の機械及び装置を取得又は製作して、事業の用に供した場合、機械等の取得価額の30%の特別償却を認める措置についての2年延長並びに特定農産加工業者等が経営改善計画に従って実施する経営改善措置に係る農産加工品の生産の用に供する施設の事業所に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、1/4に相当する面積を控除する特例措置についての2年延長。
3	担当部局	食料産業局食品製造卸売課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>国税</p> <p>平成元年 創設 平成3年 延長 平成5年 延長 平成6年 延長（法延長に伴う適用期限の9月延長） 平成7年 延長 平成9年 延長 機械・装置の取得価格基準の見直し（240→280万） 平成11年 延長 機械・装置のリース総額基準の見直し（320→370万） 平成13年 延長 平成15年 延長 平成17年 延長 平成19年 延長 平成21年 延長 平成23年 延長（つなぎ法案により1年延長） 税額控除の廃止 機械・装置の取得価格基準の見し（280→340万） 平成24年 延長 平成26年 延長</p> <p>地方税</p> <p>平成元年 創設 平成6年 延長 平成8年 延長 平成10年 延長（法延長に伴う適用期限の1年延長） 平成11年 延長</p>

		平成13年 延長 平成15年 延長 平成16年 延長 控除割合を1/2から1/3に縮減 平成18年 延長 控除割合を1/3から1/4に縮減 平成20年 延長（法延長に伴う適用期限の1年延長） 平成21年 延長 従業者割の廃止 平成23年 延長 平成25年 延長（法延長に伴う適用期限の1年3月延長） 平成26年 延長（法延長に伴う適用期限の2年延長）
6	適用又は延長期間	平成30年3月31日まで
7	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づいた支援を行うことで、関税引き下げ等により経営環境の悪化する特定農産加工業者の経営改善を促進し、農業者及び農産加工業者の健全な発展を図る事を目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年7月1日法律第65号）農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者の経営改善を促進するための金融・税制上の支援措置を講ずること、農産加工業の健全な発展を図る。</p> <p>②：政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] ・食料の安定供給の確保 ・農村の振興</p> <p>[政策分野] ・生産・加工・流通過程を通じた価値の創出による需要の開拓 ・多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出</p> <p>③：達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。</p> <p>なお、EPA/FTA等経済連携協定に向けた交渉が継続していること、農産加工品の輸入量が増加し、輸入品のシェアが高水準にある状況にあり、特定農産加工業者にとって厳しい状況が続いている。</p> <p>特定農産加工業者に対する国境措置の影響を緩和し経営改善を図っていくことが本法の目的であり、租税特別措置等の達成目標値及び達成時期を法目的以上に一義的に設定することは困難な状況である。</p> <p>一方、都道府県における経営改善計画の承認にあたっては、売上高又は経常利益について年平均1パーセントを上回ることを基準にすることとしている。こうしたことで、企業の財務体質を改善・強化し、新たな設備投資等を可能とし、結果として経営基盤の強化、原料受入量の増加等による地域農業の健全な発展に繋がることを目標としている。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置を受けた特定農産加工業者の売上高又は経常利益が増えること。 特定農産加工業者に対する国境措置の影響を緩和し経営改善を図っていくことが本法の目的であり、租税特別措置等の達成目標値及び達成時期を法目的以上に一義的に設定することは困難な状況である。 一方、都道府県における経営改善計画の承認にあたっては、売上高又は経常利益について年平均1パーセントを上回ることを基準にすることとしている。こうしたことで、企業の財務体質を改善・強化し、新たな設備投資等を可能とし、結果として経営基盤の強化、原料受入量の増加等による地域農業の健全な発展に繋がることを目標としている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置を受けた特定農産加工業者が、経営改善計画に基づく取り組みを行い、設備投資を行うことで売上高や経常利益が前年度を上回ることにより、特定農産加工業者の経営基盤の強化及び地域農業の健全な発展が図られることとなる。</p>																																										
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>＜国税の適用実績＞ 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき経営改善計画の認定を受けた特定農産加工業者は25事業者であり、このうちの約1割（2件）が活用している。 なお、将来推計値は、H27年6月に実施した都道府県を経由した調査結果による。</p> <table border="1"> <tr><td>適用年度</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr> <tr><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>見込</td><td>見込</td><td>見込</td></tr> <tr><td>適用件数</td><td>-</td><td>2件</td><td>1件</td><td>5件</td><td>5件</td><td>5件</td></tr> </table> <p>算定根拠：別添参照</p> <p>＜地方税の適用実績＞ 適用件数の所期の想定として、H27年度以降は各年度17件と見込んでいるところであり、H24年度25件、H25年度15件、H26年度11件と比較して想定外に僅少ではなく、適用者の業種にも偏りがことから適用に偏りはない。なお、総務省による「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の適用実績に基づく減収額はH24年度、H25年度ともに18百万円と試算されるが、農林水産省調査の実績では、H24年度20百万円、H25年度14百万円となっており、若干の差がみられるもののH27年6月に実施した都道府県を経由した調査結果を使用し、過去3カ年の平均を将来推計値とした。</p> <p>算定根拠：別紙参照</p> <table border="1"> <tr><td>適用年度</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr> <tr><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>見込</td><td>見込</td><td>見込</td></tr> <tr><td>適用件数</td><td>25件</td><td>15件</td><td>11件</td><td>17件</td><td>17件</td><td>17件</td></tr> </table>	適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	適用件数	-	2件	1件	5件	5件	5件	適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	適用件数	25件	15件	11件	17件	17件	17件
適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																						
実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込																																						
適用件数	-	2件	1件	5件	5件	5件																																						
適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																						
実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込																																						
適用件数	25件	15件	11件	17件	17件	17件																																						

		<p>＜年度別経営改善計画の承認件数＞</p> <p>算定根拠：別添参照</p> <table border="1"> <tr><td>適用年度</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr> <tr><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>見込</td><td>見込</td><td>見込</td></tr> <tr><td>適用件数</td><td>33件</td><td>25件</td><td>25件</td><td>26件</td><td>26件</td><td>26件</td></tr> </table>	適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	適用件数	33件	25件	25件	26件	26件	26件																					
適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																						
実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込																																						
適用件数	33件	25件	25件	26件	26件	26件																																						
	② 減収額	<p>＜国税の適用実績＞ (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr><td>適用年度</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr> <tr><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>見込</td><td>見込</td><td>見込</td></tr> <tr><td>減収額</td><td>-</td><td>0</td><td>2</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td></tr> </table> <p>算定根拠：別添参照</p> <p>＜地方税の適用実績＞ (単位：百万円)</p> <p>算定根拠：別添参照</p> <table border="1"> <tr><td>適用年度</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr> <tr><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>見込</td><td>見込</td><td>見込</td></tr> <tr><td>減収額</td><td>18</td><td>18</td><td>7</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td></tr> </table>	適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	減収額	-	0	2	37	37	37	適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	減収額	18	18	7	15	15	15
適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																						
実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込																																						
減収額	-	0	2	37	37	37																																						
適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																						
実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込																																						
減収額	18	18	7	15	15	15																																						
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成24～29年度） 本特例措置により、特定農産加工業者の経営改善に一定の効果を上げてきたものの、過去14カ国に及ぶFTA/EPA協定の締結による国境措置の撤廃等により、同業者は大きな影響を受け続けており、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図るとする目標は未だ達成していない。 また、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づいて特定農産加工業者が経営改善計画に今後取り組むことに対する予測としては、これまでの実績等の傾向を勘案して平成28年及び平成29年で各年26件程度を見込んでいるところである。また、これに対応する国税の特別償却制度についての適用見込み件数は平成28年及び平成29年で各年5件、地方税の適用見込み件数は各年17件と見込んでいるところである。 特定農産加工業者が経営改善計画に取り組むことで、具体的には高付加価値型の商品の生産や、製造コストを低減するための設備投資に取り組むことで、各特定農産加工業者の売上高又は経常利益が増えることが見込まれ、特定農産加工業は農家が生産する農産物の販売先として重要な存在となっており、特定農産加工業が存続することで、国際農産物の需要先が確保されることとなり、農業をはじめとして地域経済の維持・発展が図られることとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成20～21年度） 前回の要望時において、「特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。」を達成目標としており、本特例措置により、高付加価値商品の製造に必要な設備が導入される等、特定農産加工業者の経営改善に一定の成果を上げてきたところ。</p>																																										

		<p>特定農産加工業経営改善措置法により、特定農産加工業者は経営改善措置に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けて税制・金融支援措置を受けることができる。特定農産加工業者は、計画の作成に際して新商品・新技術の研究開発、事業の転換、事業の合理化等の内容を盛り込み、輸入競合品と対抗しつつ、製造する農産加工品の付加価値を高めたり、製造コストを削減したりして事業の経営基盤を強化することを目指している。</p> <p>近年、農産加工業をめぐる情勢は厳しく、食品製造業の生産指数は減少傾向で推移している。このような中で、特定農産加工業者が経営改善計画（概ね5年間）に基づく取組を進め、徐々に経営改善の効果が現れてくることとなる。実際に、20年度～21年度に特定農産加工法に基づく経営改善措置に取組んだ事業者61件のうち、5年後となる24年度～25年度に売上高又は経常利益のいずれかが増えた企業割合は過半数を超えている。</p> <p>このように、経営改善計画の認定を受けて事業実施に取り組んだ事業者については、着実に取組効果が現れているところである。</p> <p>一方、特定農産加工業全体については、国境措置の変更等により農産加工品の輸入量が増大し、輸入品のシェアが増加してきており、特定農産加工業者は依然として厳しい状況に置かれているため、本特例措置を引き続き実施する必要がある。</p> <p>【分析結果】</p> <p>特定農産加工業者が、経営改善計画に基づく取り組みを行う中で、徐々に経営改善の効果が現れてくると考えられる。そこで20～21年度に承認を受けて5年後に売上高又は経常利益のいずれかが増えた企業割合を見ると過半数の事業者で達成している状況であった（日本政策金融公庫調べ）。</p> <p><参考：食品産業動態調査 食品製造業の生産動向より></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品製造業生産指数</td> <td>100.0</td> <td>99.6</td> <td>101.7</td> <td>102.3</td> <td>102.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、同時期の食品製造業（総合）の生産指数（平成22年を100とした指数で生産額を基準として作成）を見ると、平成26年の食品製造業の生産指数は102.9となっており、近年右肩上がりの状況が続いている。</p> <p>そのような中、売上高又は経常利益のいずれかが増える実績を過半数の事業者が残しているとともに、売上高又は経常利益のいずれかについて、5%以上伸びている企業が半数以上いることは着実に経営改善の効果が図れているものと評価できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成28年4月～平成30年3月）</p> <p>本特例措置が廃止された場合、特定農産加工業者の経営改善への取り組みが誘導できなくなるため、関税引き下げ等の影響を受けている特定農産加工業者の経営状況が益々悪化するとともに、生産した農産物の販売先を失う農家等地域農業や地域経済に大きな影響を及ぼす。</p>		H22	H23	H24	H25	H26	食品製造業生産指数	100.0	99.6	101.7	102.3	102.9
	H22	H23	H24	H25	H26									
食品製造業生産指数	100.0	99.6	101.7	102.3	102.9									

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成24～29年度）</p> <p>特定農産加工業を取り巻く情勢については、既に発効又は妥結しているEPA/FTAにおいて、今後、農産加工品も含めた関税削減等の国境措置の変更が段階的に実施されることとなっており、今後も影響が出ることで懸念される状況である。</p> <p>さらに、EPA/FTA等経済連携協定に向けた交渉等が継続しており、特定農産加工業者にとり厳しさを増している状況にある。</p> <p>また、これまでの国境措置の変更を受けた農産加工品については、輸入量が依然として増加し輸入品のシェアが高水準にある状況にある。こうした状況にあつて、特定農産加工業者に対する国境措置の影響をできるだけ緩和しその経営改善を図っていくことは、将来的にも大変重要なことと位置づけられる。</p> <p>一方、特定農産加工業者は経営改善措置のための取組を行い、付加価値を高めたり、製造コストを削減するための設備投資を実施する。この経済波及効果は、減税額を大幅に上回る効果が出ている状況である。</p> <p>また、特定農産加工業は農家が生産する農産物の販売先として大変貴重な存在となっており、特定農産加工業が存続することで、国内農産物の需要先が確保されることとなり、農業をはじめとして地域経済の維持が図られることとなる。</p> <p>本特例措置は、経営状況に大きな影響を受けている事業者の負担を減らし、経営改善を行う特定農産加工業者の投資を促進するためのものである。地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることで、当該事業者の売上増加や地域の雇用促進に資するとともに、原料受入量の維持・増加により、地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展への貢献が見込まれる。</p> <p><経済波及効果の試算></p> <p>本特例措置（特別償却）を受けて導入した機械及び装置に対する投資の経済波及効果を試算すると以下の表のとおりであるが、H24～H26年度では、774百万円の投資に対し1,276百万円、H28年度は364百万円の投資に対し、599百万円の経済効果があると試算される。また、減税額37百万円に対し経済波及効果は61百万円と試算される。このため、本特例措置には国税の税収減を是認できる効果がある。</p> <p><国税（特別償却）利用の設備投資額について></p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H24 実績</th> <th>H25 実績</th> <th>H26 実績</th> <th>H27 見込</th> <th>H28 見込</th> <th>H29 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>442</td> <td>286</td> <td>46</td> <td>364</td> <td>364</td> <td>364</td> </tr> <tr> <td>減税額 (国税)</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>(減税分) 経済波及効果</td> <td>729</td> <td>471</td> <td>(3)</td> <td>(61)</td> <td>(61)</td> <td>(61)</td> </tr> </tbody> </table>	適用年度	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 見込	H28 見込	H29 見込	投資額	442	286	46	364	364	364	減税額 (国税)	-	0	2	37	37	37	(減税分) 経済波及効果	729	471	(3)	(61)	(61)	(61)
適用年度	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 見込	H28 見込	H29 見込																								
投資額	442	286	46	364	364	364																								
減税額 (国税)	-	0	2	37	37	37																								
(減税分) 経済波及効果	729	471	(3)	(61)	(61)	(61)																								

		<p>また、特定農産加工業者が設備投資を行った投資額（特別償却の適用如何に関わらず投資額全体（都道府県を通じて行った調査での事業者より回答があった金額の集計）で経済波及効果を試算すると以下の表のとおりであるが、H24～H26年では、12,659百万円の投資に対し20,847百万円、H28年は、2,071百万円の投資に対し、3,410百万円の経済波及効果があると試算される。また、H24～H26年の減税額43百万円に対する経済波及効果は、72百万円、H28年の減税額15百万円に対する経済波及効果は25百万円と試算される。このため、設備投資による波及効果が減税額を大幅に上回るため、本特例措置には地方税の税収減を是認できる効果がある。</p> <p><設備投資額について></p> <p style="text-align: center;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H24 実績</th> <th>H25 実績</th> <th>H26 実績</th> <th>H27 見込</th> <th>H28 見込</th> <th>H29 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>8,518</td> <td>1,498</td> <td>2,643</td> <td>2,071</td> <td>2,071</td> <td>2,071</td> </tr> <tr> <td>減税額 （地方税）</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>（減税分）</td> <td>(30)</td> <td>(30)</td> <td>(12)</td> <td>(25)</td> <td>(25)</td> <td>(25)</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>14,028</td> <td>2,467</td> <td>4,352</td> <td>3,410</td> <td>3,410</td> <td>3,410</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 最初の表の「投資額（特別償却利用）」は、特別償却の対象となった資産の取得額。次の表の「投資額」は、特別償却の適用如何に関わらない設備投資額全体。いずれも都道府県を通じた調査での事業者から回答があった金額の集計。</p> <p>※ 経済波及効果の計算方法として、「平成23年産業連関表（総合大分類36部門）」を使用</p>	適用年度	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 見込	H28 見込	H29 見込	投資額	8,518	1,498	2,643	2,071	2,071	2,071	減税額 （地方税）	18	18	7	15	15	15	（減税分）	(30)	(30)	(12)	(25)	(25)	(25)	経済波及効果	14,028	2,467	4,352	3,410	3,410	3,410
適用年度	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 見込	H28 見込	H29 見込																															
投資額	8,518	1,498	2,643	2,071	2,071	2,071																															
減税額 （地方税）	18	18	7	15	15	15																															
（減税分）	(30)	(30)	(12)	(25)	(25)	(25)																															
経済波及効果	14,028	2,467	4,352	3,410	3,410	3,410																															
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>特定農産加工業者は、EPAなど経済連携協定等の国境措置の変更により輸入競合品の増加等厳しい環境に置かれている。</p> <p>特定農産加工業者が安価な輸入競合品に対抗していくためには、差別化を図り付加価値を高めていく方法や、製造コストを低減するなど競争力を高めていくことが必要である。</p> <p>このため、設備投資の原資調達手段としては日本政策金融公庫による低利融資措置を講じ、特別償却制度により設備導入後の立ち上がり時のキャッシュフロー改善により経営面に対する負担軽減を図る措置を講じているところである。さらに、設備導入時の減価償却費の増大に対して、事業所税の軽減により経営面に対する負担軽減を図っている。</p> <p>こうした特定農産加工業への影響を緩和する方策としては、予算等の補助金による政策手段もあるところであるが、まずは特定農産加工業者自らの経営改善の方策によって行うことが望ましいところであり、特別償却制度等の政策支援措置については自助努力を促すものであり、手段と</p>																																			

		<p>して相当である。また、特別償却制度については税の繰り延べを行うものであって、税収減を直接もたらすものでもない。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【国税】 特別償却制度</p> <p>【地方税】 事業所税の課税標準の特例</p> <p>【融資】 特定農産加工資金（日本政策金融公庫等）</p> <p>政策金融による支援は、自己資金だけでは設備資金の確保が難しい事業者に対して、事業実施に必要な資金を供給するものであり、特別償却制度は、経営改善生産設備などの投資を行った事業者のキャッシュフローを改善し、事業所税の軽減は、立ち上がりの経営負担を減らすことで、各々の措置の役割分担の下で相乗効果を発揮している。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることで、当該事業者の経営が安定し、地域の雇用促進に資するとともに、原料受入量の維持・増加により地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展への貢献が見込まれる。</p>
10	有識者の見解	<p>本措置の期限を延長することが妥当。 （平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員）</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成26年度税制改正要望時</p>

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	特定農産加工品生産設備の特別償却制度等
税目	所得税・法人税
根拠法	特定農産加工業経営改善臨時措置法 措法11の3①、44の4①、68の25①

1 適用実績及び適用見込み

	24年度 実績	25年度 実績	26年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込
適用の範囲 (人・法人)	149	147	135	132	133	126
適用件数 (件)	-	2	1	5	5	5
減収額合計 (千円)	-	234	2,341	36,701	36,701	36,701
1件あたり 減収額(千円)	-	117	2,341	7,340	7,340	7,340

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲：経営改善計画は概ね5年で計画されていることから、過去5年間の計画実施業者を対象とした。
- ② 適用件数：24年度、25年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算。また、平成26年度は、「特定農産加工税法制調査」（農林水産省調べ）による。
- ③ 減収額：24年度、25年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に法人税率を乗じて試算。また、26年度の適用件数は、「特定農産加工税法制調査」（農林水産省調べ）による。

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲：27年度以降の適用者数を過去の承認計画実績から27年度以降の見込みを算出。

ア 27年度以降の各年度の計画承認件数（過去5カ年中中庸3カ年平均）

$$\frac{H22 + H23 + H25}{3} = \frac{(29件 + 25件 + 25件)}{3} = 26件$$

イ 27年度以降の各年度毎の対象範囲（前年までの対象範囲を基に算出）
 ・27年度：135 - 29 + 26 = 132件（H26範囲 - H22実績 + H27以降見込）
 ・28年度：132 - 25 + 26 = 133件（H27範囲 - H22実績 + H27以降見込）
 ・29年度：133 - 33 + 26 = 126件（H28範囲 - H22実績 + H27以降見込）

- ② 適用件数：「特定農産加工税法制調査」（H27年6月実施）により27年度に利用予定があると見込まれる業者数。

- ③ 減収額：上記②の業者が見込んでいる特別償却額に法人税率を乗じた金額。

特別償却額 153,561千円 × 法人税率（23.9%） = 36,701千円

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特別措置
税目	事業所税
根拠法	特定農産加工業経営改善臨時措置法 地法附第33条第5項

1 適用実績及び適用見込み

	24年度 実績	25年度 実績	26年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込
適用の範囲 (人・法人)	1,100	1,125	1,148	1,145	1,146	1,139
適用件数 (件)	25	15	11	17	17	17
減収額合計 (千円)	18,086	18,339	7,118	14,514	14,514	14,514
1件あたり 減収額(千円)	723	1,223	647	854	854	854

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲：経営改善計画実施業者の累計（平成元年～）を対象とした。
- ② 適用件数：「特定農産加工税法制調査」（農林水産省調べ）による。
- ③ 減収額：24年度、25年度は、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に1/4を乗じて試算。また、26年度の減収額は、「特定農産加工税法制調査」（農林水産省調べ）による。

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲：27年度以降の適用者数を過去の承認計画実績から27年度以降の見込みを算出。

ア 27年度以降の各年度の計画承認件数（過去5カ年中中庸3カ年平均）

$$\frac{H22 + H23 + H25}{3} = \frac{(29件 + 25件 + 25件)}{3} = 26件$$

イ 27年度以降の各年度毎の対象範囲（前年までの対象範囲を基に算出）
 ・27年度：1148 - 29 + 26 = 1145件（H26範囲 - H22実績 + H27以降見込）
 ・28年度：1145 - 25 + 26 = 1146件（H27範囲 - H23実績 + H27以降見込）
 ・29年度：1146 - 33 + 26 = 1139件（H28範囲 - H24実績 + H27以降見込）

- ② 適用件数：「特定農産加工税法制調査」（農林水産省調べ）により得られたH24～H26年の過去3カ年の調査結果の平均値とした。

$(25 + 15 + 11) \div 3 = 17件$

- ③ 減収額：H24～H26年の過去3カ年の平均値
 $(18,086 + 18,339 + 7,118) \div 3 = 14,514千円$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農協改革等に伴う税制上の措置	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農業地区域内の土地等を農振法の勧告に係る協議、調停により、農用地区域内の農用地等を譲渡	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「所有権の移転等が円滑に進み、農用地区域内農地の確保に寄与」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「秩序ある土地利用の形成が図られ、結果として農用地区域内農地の確保にもつながるため、税収減を是認する効果がある」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農業委員会のあつせん、農用地利用集積計画又は農地中間管理機構若しくは農地利用集積円滑化団体に農地売買等事業により農用地区域内の農用地等を譲渡	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、本特例の直接の効果としては、本特例の毎年の適用面積は18.7ha（平成24年から26年までの平均適用件数11件×1.7ha）であるが、これらは、本特例が措置されているからこそ、あえて特例の対象となる政策的な担い手への農地の権利移転を行っている」と説明されているが、本特例の毎年の適用面積を直接的な効果とする理由が明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、本特例の直接の効果としては、本特例の毎年の適用面積は18.7ha（平成24年から26年までの平均適用件数11件×1.7ha）であるが、これらは、本特例が措置されているからこそ、あえて特例の対象となる政策的な担い手への農地の権利移転を行っているものであり、分析対象期間である30年度までの間も、同様の実績・効果が見込まれる」と説明されているが、本特例の毎年の適用面積を直接的な効果とする理由が明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定農山村法の所有権移転等促進計画に定めるところにより土地等を譲渡	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ④ 将来の適用数等
 将来の適用数が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
 将来の減収額が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
 将来の効果・達成目標の実現状況について、「本措置は、農林地等の譲渡後も農林地等として農林業上の利用を確保し、計画的な土地利用を推進する上で意義は大きく、また、地域の特性に即した農林業等の振興による豊かで住みよい農山村の育成や担い手への農地集積の取組にも寄与するものである」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、林業経営改善計画の認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が税目ごとに予測されていない。
将来の減収額について、「税の減収額は120万円と予測」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「個人の所得税に係る同様の措置の適用実績等に基づけば、本措置が年間に認定される森林経営計画の対象森林面積（25年度実績1,562,271ha）に対して与える直接の効果は大きくはないものと予測される」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

④ 将来の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）

個人の所得税に係る同様の措置の適用実績等に基づけば、今後の動向は以下のようなものと予測する。

(単位：件)

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
適用件数	0	0	0	1	1	1	1

(注) 1 平成27年度以降は予測値
2 算定根拠は別添1参照

⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

個人の所得税に係る同様の措置の適用実績等に基づけば、今後の動向は以下のようなものと予測する。

(単位：千円)

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
減収額	0	0	0	1,200	1,200	1,200	1,200

(注) 1 平成27年度以降は予測値
2 算定根拠は別添1参照

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

個人の所得税に係る同様の措置の適用実績等に基づけば、本措置が年間に認定される森林経営計画の対象森林面積（平成25年度実績1,562,271ha）に対して与える直接の効果は大きくはないものと予測される。

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄の補足説明）

本措置により譲渡された林地の全てで森林経営計画に基づき適切な森林経営が行われ、これに伴い雇用が創出等、地域経済の活性化への寄与も期待されるという考えに基づき、本措置による税収の増額を見込み、本措置による減収額と比較すると以下のとおり。

(単位：千円)

区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度
減収額	1,200	1,200	1,200	1,200
税収の増額	1,234	1,234	1,234	1,234

別添1

○「租税特別措置等の適用数及び減収額の予測」についての考え方

「森林組合等のあっせん」により、山林に係る土地の譲渡を行った個人の譲渡所得に対する所得税に適用されている本措置と同様の措置の適用実績等に基づき、本措置の今後の適用数及び減収額を予測。

1 「森林組合等のあっせん」に係る租税特別措置の実績

区分	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)
対象者数	1,554,846	1,545,972	1,545,972
適用件数	74	77	67
特別控除額(千円)	135,265	110,293	91,017
減税見込額(千円)	19,962	16,164	13,653

注) 適用実績は、各都道府県を通じて毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特別措置利用状況等調査の集計値(実数)である。

対象者数は森林組合員数である。

・減収額等の算出方法(例：26年度実績)

$$\begin{aligned} & \text{○800万円以上} \\ & \text{0件(適用)} \times \text{800万円(特別控除額/件)} \times \text{15\%(所得税率)} = \text{0円} \\ & \text{○800万円未満} \\ & \text{91,017千円(適用67件の計)} \times \text{15\%(所得税率)} = \text{13,653千円} \end{aligned}$$

※所得税率は長期譲渡所得税率とした。

2 本措置の今後の適用件数等の予測の考え方

(1) 適用件数

・上記1の適用件数の3か年の平均を算出し、平成26年度における対象者数で除することにより、対象者数に対する適用件数の割合の推計値を算出する。

3か年の平均(適用件数)	73件	推計値	0.000047219
--------------	-----	-----	-------------

・本措置の対象者である農業生産法人数に上記の推計値を乗ずることにより本措置の適用件数は毎年1件程度と予測される。

(2) 減収額

・2010年世界農林業センサス報告書において、林業経営体として把握されている法人等のうち、森林経営計画(属人)の認定要件を満たさない所有森林面積100ha未満の農事組合法人等の件数及び面積を割り出し、平均所有森林面積(ha)を求める。
件数:2,509 所有森林面積:52,200haとなり、平均所有森林面積は、21ha/1件当たりとなる。

※森林経営計画(属人)を作成して認定を受けることができる100ha以上の森林を所有している法人については、林地を譲渡せず自ら森林経営を行う可能性があるため対象から除いた。

・平均所有森林面積に、山林素地価格(日本不動産研究所調べ)の全国平均448,440円/haを乗ずることにより、譲渡所得額を予測。
譲渡所得:21ha/1件当たり × 448,440円/ha = 9,417千円
譲渡所得が800万円以上であることから、特別控除額は800万円、税の減収額は120万円と予測。

3 本措置に係る適用件数等の予測

区分	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
対象者数	12,817	13,561	14,333	14,333	14,333	14,333	14,333
適用件数	0	0	0	1	1	1	1
特別控除額(千円)	0	0	0	8,000	8,000	8,000	8,000
減税見込額(千円)	0	0	0	1,200	1,200	1,200	1,200

注) 対象者数は農業生産法人(27年度以降は見込み値)。適用実績は、各都道府県を通じ毎年実施している林業経営改善計画の認定件数等の調査の集計値(実数)である。

適用件数については、上記2の考え方による予測。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等取得した場合の課税の特例	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用額（平成24年度）が把握されていない。
過去の適用額（平成24年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（平成24年度及び25年度の法人税）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
過去の減収額（平成24年度及び25年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における農地面積1,429ha及び農業用機械等2,483台等と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、平成28年度における農地面積1,741ha及び農業用機械等2,556台等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況

過去の効果・達成目標の実現状況について、平成 26 年度における 1 戸当たりの飼養頭数 44.6 頭等と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況

将来の効果・達成目標の実現状況について、平成 29 年度における牛肉（枝肉）生産量 52 万トン等と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかになっていない。

⑨ 過去の税収減是認効果

過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

⑩ 将来の税収減是認効果

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

<p>1 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p>	<p>農協改革等に伴う税制上の措置(国税2、地方税2) 農業生産法人の要件見直しにより、以下の特例を拡充要望する。 ① 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除 ア 農業区域内の土地等を農振法の勧告に係る協議、調停により、農用地区域内の農用地等を譲渡 イ 農業委員会のあっせん、農用地利用集積計画又は農地中間管理機構若しくは農地利用集積円滑化団体に農地売買等事業により農用地区域内の農用地等を譲渡 ウ 特定農山村法の所有権移転等促進計画に定めるところにより土地等を譲渡 エ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、林業経営改善計画の認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡 ② 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例 ③ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 (法人税、法人住民税、法人事業税:義)</p>
-------------------------------	---

○ 具体的な事前評価書の内容については、以下のとおり。

<p>① 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除 ア 農業区域内の土地等を農振法の勧告に係る協議、調停により、農用地区域内の農用地等を譲渡</p>	<p>農用地区域内の土地が市町村農振整備計画で指定された用途に供されるよう、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)第14条第2項に基づく市町村の勧告等が行われ、土地所有者がこれに従って土地を譲渡する場合には、年800万円を限度として所得の金額の計算上、損金に算入することができることとする措置。 本特例の適用対象となる法人である農業生産法人について、農地法改正に伴い役員の農作業従事要件及び議決権要件が見直されるため、改正後も引き続き本特例を措置する。</p>
<p>3 担当部局</p>	<p>農村振興局 農村政策部 農村計画課</p>
<p>4 評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
<p>5 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p>	<p>昭和45年度:農振法の勧告等の創設 昭和48年度:150万円から250万円に引き上げ 昭和50年度:250万円から500万円に引き上げ 平成元年度:500万円から800万円に引き上げ(1年間の時限) 平成2年度:500万円から800万円に引き上げ(1年間の時限) 平成3年度:500万円から800万円に引き上げ</p>

<p>6 適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置</p>	
<p>7 必要性等</p>	<p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民の食料の安定的な供給を図るため、計画的な土地利用の推進等により優良農地の確保を図る。 なお、政策目的に係る測定指標は、「確保すべき農用地区域内農地面積(平成32年時点で415万ヘクタール)」としている。 ----- 《政策目的の根拠》 1 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. 農業の持続的な発展に関する施策 (3)農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保 ③農地転用許可制度等の適切な運用 国と地方の適切な役割分担の下、農用地区域内農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限の地方への移譲等を行い、併せて農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進する。 2 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号) 法の目的として、第1条に、「自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する」ことを掲げている。</p>
<p></p>	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 2 農業の持続的な発展 [政策分野] ⑦担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p>
<p></p>	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「農用地等の確保等に関する基本指針(平成22年6月)」に掲げた平成32年の農用地区域内農地面積415万haの確保に寄与。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置の前提である市町村の勧告等は、市町村農振整備計画に定める農用地区域内の土地の用途区分と土地所有者の意向に違いがある場合に、市町村が所有権移転に係る勧告等が必要と判断するケースに備えて用意された制度であり、あらかじめ目標数値等を設定することは困難。本措置は、この勧告等を前提とするものであることから、測定指標の設定に馴染まないところ。 (なお、所有権移転等に係る勧告は、昭和53年度以降合計約13ha実施。)</p>

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 勧告等が必要な場合には、本措置により所有権の移転等のその円滑な実施が可能となり、平成 32 年の農用地区域内農地面積 415 万 ha 確保に寄与。																																				
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>適用件数(実績)(分析対象期間:平成 22 年度～26 年度) (単位:法人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局 農村計画課調べ)</p> <p>租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報は、本措置以外の素材特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができなかったことから、独自に調査を実施したが、本措置の前提となる所有権移転に係る勧告等は、分析対象期間中に実施されなかったところ。</p> <p>なお、本措置は、勧告等に従って土地を譲渡した者を対象としており、特定の者への偏りはない。</p> <p>減収額</p> <p>減収額(実績)(分析対象期間:平成 22 年度～26 年度) (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局 農村計画課調べ)</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～26 年度) ○農用地区域内農地面積の確保面積[実績] (単位:万 ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>406</td> <td>406</td> <td>※2.</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 農用地区域内農地面積については、平成 22 年及び平成 23 年度は、東日本大震災への影響により被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のデータを把握することができない。</p> <p>※2. 26 年度は調査中</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～26 年度) 勧告等が実施された場合には、所有権の移転が行われる際に、土地の譲渡を行う法人について譲渡の課税が軽減されることから、所有権の移転等が円滑に進み、農用地区域内農地の確保に寄与。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年度～26 年度) 市町村農振整備計画の達成のため、必要に応じて実施される市町村の勧告等による所有権の移転等に支障が生じ、「農用地等の確保に関する基本指針(平成 22 年6月)」に掲げた平成 32 年の農用地区域内農地面積 415 万 ha の確保が困難になる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度～26 年度) 当措置は、市町村の勧告等による所有権移転を行うことで、秩序ある土地利用の形成が図られ、結果として農用地区域内農地の確保にもつながるため、税収減を是認する効果がある。</p>	区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	適用件数	0	0	0	0	0	区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	減収額	0	0	0	0	0	区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	面積	—	—	406	406	※2.
区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度																																	
適用件数	0	0	0	0	0																																	
区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度																																	
減収額	0	0	0	0	0																																	
区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度																																	
面積	—	—	406	406	※2.																																	

9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>農地の所有権移転を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>該当なし</p>
10	有識者の見解	本措置の拡充をすることが妥当。 (平成 27 年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

イ 農業委員会のあつせん、農用地利用集積計画又は農地中間管理機構若しくは農地利用集積円滑化団体に農地売買等事業により農用地区域内の農用地等を譲渡

2	要望の内容	<p>個人又は法人が保有する農用地区域内の農地等を、</p> <p>① 農業振興地域の整備に関する法律第 23 条に規定する農業委員会のあつせんにより譲渡した場合</p> <p>② 農用地利用集積計画に基づき譲渡した場合</p> <p>③ 農地中間管理機構若しくは農地利用集積円滑化団体に農地売買等事業のために譲渡した場合</p> <p>に、年 800 万円を限度として所得の金額の計算上、損金に算入することができることとする措置。</p> <p>本特例の適用対象となる法人である農業生産法人について、農地法改正に伴い役員の農作業従事要件及び議決権要件が見直されるため、改正後も引き続き本特例を措置する。</p>
3	担当部局	農林水産省経営局農地政策課
4	評価実施時期	平成 27 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 45 年度：創設</p> <p>昭和 46 年度：農地保有合理化法人に譲渡した場合を追加</p> <p>昭和 48 年度：控除額を 250 万円に引上げ</p> <p>昭和 49 年度：農用地利用集積計画により譲渡した場合を追加</p> <p>昭和 50 年度：控除額を 500 万円に引上げ</p> <p>平成 元年度：控除額を 800 万円に引上げ(平成元年 12 月 31 日まで)</p> <p>平成 2 年度：控除額を 800 万円に引上げ(平成 2 年 12 月 31 日まで)</p> <p>平成 3 年度：控除額を 800 万円に引上げ(恒久措置化)</p> <p>平成 21 年度：農地利用集積円滑化団体に対して譲渡した場合を追加</p> <p>平成 26 年度：農地中間管理機構に対して譲渡した場合を追加</p>
6	適用又は延長期間	恒久措置

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後 10 年間で、全農地面積の 8 割（現状約 5 割）が担い手によって利用される。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日 閣議決定） 第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (3) 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保 ① 担い手への農地集積・集約化の加速化 イ 農地中間管理機構のフル稼働 農地の公的な中間的受皿として各都道府県に整備された農地中間管理機構をフルに稼働させ、地域内に分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けることで、担い手への集積・集約化を推進する。（以下、省略） ○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定） 第 1 総論 5. 「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例 (1) 民間の力を最大限引き出す ⑤ 農林水産業を成長産業にする 〈成果目標〉 今後 10 年間で、全農地面積の 8 割（現状約 5 割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1 万 6 千円/60kg）から 4 割削減し、法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>○施策の法律上の位置付け 食料・農業・農村基本法第 23 条において「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。 ○政策評価体系図における位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤） 《政策分野》 担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 今後 10 年間で、全農地面積の 8 割が「担い手」によって利用されることとする 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 担い手が利用する農地の面積を全農地面積の 8 割にする（現状約 5 割） 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例の対象となる農業委員会のあつせんや農地中間管理機構等を介した</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>農地の権利移転は、権利を取得した地域の担い手の規模拡大等に資するものである。本特例により農地の所有者がこれらの権利移転をする場合の税負担を軽減することで、担い手への農地集積が推進され、政策目的の実現に寄与する。</p> <p style="text-align: right;">単位: 件、法人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 26 年度以降は推計値 算定根拠は別添 1 参照</p>		適用件数	適用法人数	H23	12	12	H24	10	10	H25	11	11	H26	11	11	H27	11	11	H28	11	11
			適用件数	適用法人数																				
		H23	12	12																				
H24	10	10																						
H25	11	11																						
H26	11	11																						
H27	11	11																						
H28	11	11																						
減収額	<p style="text-align: right;">単位: 百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>5.1</td> <td>3.8</td> <td>10.5</td> <td>6.5</td> <td>6.4</td> <td>6.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 26 年度以降は推計値 算定根拠は別添 1 参照</p>		H23	H24	H25	H26	H27	H28	減収額	5.1	3.8	10.5	6.5	6.4	6.4									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28																		
減収額	5.1	3.8	10.5	6.5	6.4	6.4																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 24～26 年) 担い手による農地の利用面積は、全農地面積の約 5 割にとどまっておらず、政策目的は実現していない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 24～30 年) 毎年の法人の適用件数は 11 件程であるが、1 件当たりの減税額は約 63 万円(平成 24 年～26 年の平均適用件数 11 件、同期間の減税額 694 万円から算出した 1 件当たりの平均減税額)と譲渡のための大きなインセンティブになっており、分析対象期間である平成今後も同様の実績・効果が見込まれる。また、特例の対象となる法人は、自ら農業経営を行う農業生産法人に限られており、当該法人が農地を譲渡するケースが少ないため、件数自体は 11 件であるが、個人も合わせた特例の対象となる譲渡(農業委員会のあつせん、農用地利用集積計画に基づく譲渡、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体への譲渡)の平成 24 年度実績は 2.3 万 ha であり、農地の権利設定面積 24.1 万 ha の約 1 割と担い手への農地集積に大きな割合を占めている。 また、本特例の直接の効果としては、本特例の毎年の適用面積は 18.7ha(平成 24 年～26 年の平均適用件数 11 件 × 1.7ha※)であるが、これらは、本特例が措置されているからこそ、あえて特例の対象となる政策的な担い手への農地の権利移転を行っているものであり、文責対象期間である平成 30 年度までの間も、同様の実績・効果が見込まれる。 ※農用地利用集積計画による 1 件当たりの所有権移転による権利移動面積。 また、本税制特例や予算、制度、他の税制特例を措置することにより、担い手への農地集積率は、平成 24 年 3 月末の 47.9%(農地面積 456.1 万 ha※1のうち担い手の利用面積 218.5 万 ha※2)から平成 26 年 3 月末の 48.7%(農地面積 453.7 万 ha※1のうち担い手の利用面積 220.8 万 ha※2)に 0.8%上昇しており、この間、担い手の利用面積は 2.3 万増加している。</p>																							

		<p>農業者の高齢化の進行と世代間のアンバランス(65歳以上が6割なのに対し50歳未満は1割)という現状を踏まえれば、今後、適切な措置を講じなければ、適切な農地管理者が不足し、耕作放棄地が大幅に増加することにもなりかねない。このため、平成26年に創設した農地中間管理機構を活用し、また併せて予算・税制上のあらゆる手段を投入することにより、現状約5割の担い手への農地の集積面積を、10年間で日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)に掲げられた8割にすることとしている。よって、平成28年度から平成30年度までの今後3年間で、担い手への集積面積を41万ha(454万ha※1×3割※3÷10年間×3年間分)増加することとしている。</p> <p>また、農業委員会のあつせん、農用地利用集積計画に基づく譲渡、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に譲渡した全ての者に適用可能な制度であり、適用者の偏りはない。</p> <p>※1 耕地及び作付面積統計の田畑面積 ※2 農林水産省調べ ※3 担い手への農地の集積面積の目標値8割と現状5割の差し引き</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28~30年)</p> <p>担い手が規模拡大をするに当たり所有権移転による集積も未だ重要な役割を果たしているおり、これらを促進するための農地の出し手へのインセンティブになる税制上の措置が講じられない場合は、担い手への農地集積の取組に支障が生じ、政策目的の達成が困難になる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24~30年)</p> <p>本特例措置は、担い手となる農業者に対する所有権移転による農地の集積を推進することを目的とする施策であり、過去2年間(平成24・25年)の1件あたりの平均集積面積※は1.7ha(農業委員会に対する実績調査)となっている。</p> <p>これにより、平均的な販売農家の経営規模(2ha:平成24年農業構造動態調査)の約1.9倍の農地の規模拡大(2haから3.7haに拡大)に寄与。24年産の水稲作付規模別の経営状況によると、24年産販売価格13,920円/10aに対し、経営規模1~2haの生産コストが15,100円/60kgで所得が-1,180円/60kg、3~5haの生産コストが12,800円/60kgで所得が1,030円/60kgである。24年の水稲の10a当たりの収量が530kgであるため、経営規模2haの所得が-21万円、経営規模3.7haの所得が34万円で、その差は55万円である。本特例の減収額が1件当たり約63万円であることを勘案すると、特例適用後の作付け約1年目で減収額とほぼ同額の所得増が見込まれ、今後、分析期間の平成30年までの各年も同様の実績・効果が見込まれる。</p> <p>※農用地利用集積計画による1件当たりの所有権移転による権利移動面積。農林水産省調べ。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、農地を農業委員会のあつせんにより譲渡した場合又は機構等に譲渡した場合に限定されており、かつ、予算額による制約がある補助金等と比べ、安定的に適用を受けられることから、適切かつ有効な措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本措置の他に「特定住宅地造成事業等のための土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(1500万円)」があるが、それぞれどちらかの適用となること。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>

10	有識者の見解	本措置の拡充をすることが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年度税制改正要望時

ウ 特定農山村法の所有権移転等促進計画に定めるところにより土地等を譲渡

2	要望の内容	<p>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年6月16日法律第72号。以下「特定農山村法」という。)に規定する所有権移転等促進計画(以下「促進計画」という。)の定めるところにより、農業生産法人が農林地等を譲渡した場合には、年800万円を限度として所得の金額の計算上、損金に算入することができることとする措置。</p> <p>本特例の適用対象となる法人である農業生産法人について、農地法改正に伴い役員の農作業従事要件及び議決権要件が見直されるため、改正後も引き続き本特例を措置する。</p>
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成5年度創設
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>農村においては、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等において、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している状況にある中、農村の集落機能の維持と地域の特性に即した農林業等の振興を図る。</p> <p>なお、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標としており、中山間地域等に含まれる中山間農業地域及び平地農業地域の人口の社会減の抑制(双方共に平成32年度までに減少率の5%を抑制)を測定指標としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(1) 多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等</p> <p>集落において高齢化や人口減少が進行する中で、小規模な農家や兼業農家、高齢者、地域住民等も含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮等により、地域の共同活動を通じて営まれる農地等の資源の維持・継承、住みやすい生活環境の実現に向けた取組を推進する。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、平成26年6月24日改訂農林水産業・地域の活力創造本部)</p> <p>Ⅲ 政策の展開方向</p> <p>6. 人口減少社会における農山漁村の活性化</p> <p>高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。農山漁村</p>

	<p>は、農業生産活動が行われる場であると同時に、日常生活が営まれる場でもあり、地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることにより、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。</p> <p>○特定農山村法(平成5年6月16日法律第72号) 法の目的として、第1条に、「特定農山村地域について、(中略)農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与する」ことを掲げている。 その実現に向けて、「農林業等活性化基盤整備促進事業」(法第2条第3項)を実施するものとしており、当該事業の一つとして、農林地等を対象とした「所有権の移転等」を促進する事業(農林地所有権移転等促進事業)(同項第3号^(注))を講じ、農林地の「農林業上の(中略)利用の確保」等を図ることとしている。 (注)法第2条第3項第3号 農林地(中略)の農林業上の(中略)利用の確保(中略)を図るため、農林地等を対象として、所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)を促進する事業(以下「農林地所有権移転等促進事業」という。)</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 3. 農村の振興(産業、農村機能) 《政策分野》 ⑭ 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等</p>
<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定農山村地域において、基幹的な産業である農林業の生産活動の場である農林地等について、過疎化、高齢化等により耕作放棄地等が生じないようにするなど、市町村が作成する促進計画により当該農林地等を営農意欲の高い農業者等に円滑に譲渡し、引き続き農林地等として農林業上の利用の確保が図られること。 (「食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)」に掲げた平成37年時点で確保される農地面積440万haの達成に寄与) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置は、促進計画により譲渡された農林地等について、その譲渡後も引き続き農林地等として利用する場合に限り適用されるものである。 本措置の適用の前提となる促進計画は、 ① 農業経営の改善・安定を図ろうとする農業者の組織する団体又はその参加構成員からの申出があった場合、 ② 市町村自らが特定農山村法に規定する「農林地所有権移転等促進事業」を行おうとする場合 等に市町村が作成することとなる。 促進計画は、農林地等の譲渡後も農林地等として農林業上の利用を確保し、計画的な土地利用を実現するために市町村が作成するものである。 このため、各市町村ごとに促進計画の作成数、促進計画による譲渡件数・</p>

		<p>面積等に係る目標数値等を予め設定することは困難であり、本措置については、測定指標の設定に馴染まないものである。 なお、これまでの促進計画の作成実績は10件、所有権の移転等の面積は約9haとなっており、豊かで住みよい農山村の育成に寄与している。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置の活用によって農林地等の所有権の移転等が促され、譲渡後も農林地等の農林業上の利用が確保されることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興が図られ、豊かで住みよい農山村の育成に寄与する。</p>												
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>適用件数・面積(実績) (分析対象期間:平成24年度~26年度) (単位:法人、ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局中山間地域振興課調べ)</p> <p>本措置は、促進計画により譲渡された農林地等が引き続き農林地等として利用される場合について適用されるが、特定農山村地域における農林業を取り巻く厳しい諸情勢等を考慮すれば、想定外に適用数が僅少であるとはいえない。 また、本措置は、農政の重要な課題の一つである農地集積の取組にも寄与するものであり、これまでの実績(促進計画の作成件数:10件、所有権の移転等の面積:約9ha)も踏まえると、今後はある程度の水準で推移するものと考えられる。 なお、促進計画は市町村がその必要に応じ作成するものであり、また、農林地等を譲渡するかどうかは個々の経営判断であるため、促進計画により譲渡される農林地等を予め把握することが困難であることから、今後の適用数について推計することは困難である。 本措置は、促進計画に沿って農林地等を譲渡した農業者(農業生産法人)を対象にしているものであり、特定の偏った者に限定しているものではない。 適用数等については、市町村より確認したものであり、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)に基づき把握される情報を用いていないが、これは、同法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができなかったためである。</p>	区分	24年度	25年度	26年度	適用件数	0	0	0	面積	0	0	0
区分	24年度	25年度	26年度											
適用件数	0	0	0											
面積	0	0	0											
	<p>② 減収額</p>	<p>減収額(実績) (分析対象期間:平成24年度~26年度) (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局中山間地域振興課調べ)</p> <p>促進計画は市町村がその必要に応じ作成するものであり、また、農林地等を譲渡するかどうかは個々の経営判断であるため、促進計画により譲渡される農林地等を予め把握することが困難であることから、今後の適用数について推計することは困難である。</p>	区分	24年度	25年度	26年度	減収額	0	0	0				
区分	24年度	25年度	26年度											
減収額	0	0	0											

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～30年度)</p> <p>「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。</p> <p>平成26年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.39%に対し△0.27、中山間農業地域において目標値△0.61%に対し△0.45であり、目標を達成しているが、これらの地域では、若年層の流出等により、依然として人口の社会減少率は増加傾向にあり、過疎化、高齢化の進行等による集落の衰退等が危惧されるため、平成32年度の政策目的達成に向け引き続き本措置は必要である。</p> <p>○ 平地農業地域の人口の社会減[実績] (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.32</td> <td>△0.32</td> <td>△0.27</td> <td>△0.41</td> <td>△0.43</td> <td>△0.45</td> <td>△0.48</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局 中山間地域振興調査調べ) ※ 平成27年度以降は推計値</p> <p>○ 中山間農業地域の人口の社会減[実績] (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.49</td> <td>△0.52</td> <td>△0.45</td> <td>△0.62</td> <td>△0.64</td> <td>△0.66</td> <td>△0.68</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局 中山間地域振興課調べ) ※ 平成27年度以降は推計値</p>								区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	減少率	△0.32	△0.32	△0.27	△0.41	△0.43	△0.45	△0.48	区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	減少率	△0.49	△0.52	△0.45	△0.62	△0.64	△0.66	△0.68
	区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																
	減少率	△0.32	△0.32	△0.27	△0.41	△0.43	△0.45	△0.48																																
	区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																
	減少率	△0.49	△0.52	△0.45	△0.62	△0.64	△0.66	△0.68																																
<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～30年度)</p> <p>促進計画により譲渡される農林地等を予め把握することが困難であることに加え、直近の平成24年度から26年度における本措置の適用実績もなかったことから、本措置による効果等の定量的な分析はできないが、本措置は、農林地等の譲渡後も農林地等として農林業上の利用を確保し、計画的な土地利用を推進する上で意義は大きく、また、地域の特性に即した農林業等の振興による豊かで住みよい農山村の育成や担い手への農地集積の取組にも寄与するものであることから、引き続き本措置は必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～30年度)</p> <p>本措置が拡充されなかった場合、農林地等の所有権の移転及び農林業上の利用確保に係るインセンティブが減少することにより、農林業生産性の向上や集落機能の維持等に係る取組に支障が生じ、政策目的の達成が困難となるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～30年度)</p> <p>促進計画により譲渡される農林地等を予め把握することが困難であることに加え、過去3年間(平成24年度から26年度)の実績がないため、税収減は発生していないが、農林地等を譲渡した場合の課税の特例措置が担保されていることにより、農林地等の所有権の移転等が進み、譲渡後も農林地等の農林業上の利用の確保が図られ、農林業生産性の向上や集落機能の維持等の効果により、減収額を上回る効果があるものと考えられる。</p>																																								

9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、農林地等の譲渡に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図ることにより、農林地等の所有権の移転等を促すインセンティブを与えるものであり、要件を満たす農林地等の譲渡について一律に適用できる必要最小限の措置であると考えられる。 また、他の手段と比較した場合、①補助金は、個々の土地の取引など個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、②融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があることから、本措置の方が誘導効果が高く、妥当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10 有識者の見解		本措置の拡充をすることが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年度事後評価時

エ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のおっせんにより、林業経営改善計画の認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡

2 要望の内容	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のおっせんにより、同法の規定による林業経営改善計画の認定を受けた者に、農業生産法人の有する林地を譲渡することができることとする措置。 本特例の適用対象となる法人である農業生産法人について、農地法改正に伴い役員の農作業従事要件及び議決権要件が見直されるため、改正後も引き続き本特例を措置する。
3 担当部局	林野庁 林政部 経営課
4 評価実施時期	平成27年8月
5 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度：創設
6 適用又は延長期間	恒久措置
7 必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 意欲ある森林所有者に対して、自ら効率的かつ安定的な林業経営を行うことが困難な農業生産法人の林地の譲渡を促すとともに、集約化された森林について森林経営計画を作成させ、計画に基づく低コストで効率的な施業の実行の定着を図ることにより、効率的かつ安定的な林業経営を育成する。 《政策目的の根拠》 ○ 森林・林業基本法 第19条 国は、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経

		<p>営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、機械の導入その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○ 森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定） 「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」の「望ましい林業構造の確立」の「効率的かつ安定的な林業経営の育成」において、「林業経営基盤の強化等のため、金融・税制上の措置の活用等を進める」とされている。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>〔大目標〕 食糧の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〔中目標〕 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>〔政策分野〕 林業の持続的かつ健全な発展</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自ら効率的かつ安定的な林業経営を実行することが困難な農業生産法人の林地が意欲ある森林所有者に譲渡されることを通じて集約化され、森林経営計画の作成率が向上することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民有林における森林経営計画の作成率（平成32年度の目標値：80%）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、都道府県知事のあっせんにより、自ら効率的かつ安定的な林業経営を実行することが困難な農業生産法人から意欲ある森林所有者への林地の譲渡・集約化が促進されることから、意欲ある森林所有者の経営規模の拡大等によりその経営基盤の強化が図られ、政策目的の実現に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等 過去の実績 実績はない。（都道府県からの聞き取り） なお、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。 また、森林を自ら経営するか譲渡するかは経営判断であり、今後林地を譲渡しようとする農業生産法人をあらかじめ把握することは困難であることから、今後の適用数について推計することは困難である。 都道府県知事のあっせんを受けて林地を譲渡した全ての農業生産法人に適用可能な制度であり、偏りはない。</p> <p>②: 減収額 実績はない。 森林を自ら経営するか譲渡するかは経営判断であり、今後林地を譲渡しようとする農業生産法人をあらかじめ把握することは困難であることから、今後の減収額について推計することは困難である。</p>

		<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～30年度） 効率的かつ安定的な林業経営を育成するため、林業経営の規模の拡大や森林経営計画の作成等の向上に向けて取り組んでいるところであり、本特例措置もこれに寄与するものである。 測定指標である民有林における森林経営計画の作成率は、平成24年度の制度創設以来、着実に向上しているものの、平成26年度末で28%にとどまっており、政策目的の実現に向け、引き続き取り組んでいくことが必要である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～30年度） 今後林地を譲渡しようとする農業生産法人をあらかじめ把握することが困難であることに加え、直近の平成24年度から26年度における本特例措置の適用実績もなかったことから、本特例措置による効果等を定量的に分析することはできないが、本特例措置は、林地の譲渡後も林地として林業上の利用を確保し、計画的に活用を推進する上で意義が大きく、また、林政の重要な課題である林業経営の規模の拡大や森林経営計画の作成等の向上に向けた取組にも寄与するものである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成28年度～30年度） 農業生産法人の所有する林地がその経営上不要又は自ら経営することが困難になった場合には、都道府県知事のあっせんを受けてその林地が意欲ある森林所有者へ譲渡されることが望ましいが、そのインセンティブとして措置されている本特別措置が適用されなくなると、譲渡による森林の集約化を通じた政策目的の実現に影響が生じる。</p> <p>《収税減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：24年度～30年度） 今後林地を譲渡しようとする農業生産法人をあらかじめ把握することが困難であることに加え、直近の平成24年度から26年度における本特例措置の適用実績もなかったことから、定量的な分析はできないが、本措置により、農業生産法人においては経営することが困難な林地が意欲ある森林所有者に譲渡され、その森林が林業経営の対象となり、意欲ある森林所有者の経営規模が拡大してより安定的な林業経営が行われるようになることにより、地域経済の活性化に寄与するとともに、将来にわたって林業生産が拡大することに伴う所得税収の増加など、収税減を是認するような効果がある。</p>
	9 相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特別措置は、林地保有の合理化により効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るという政策目的を実現するため、都道府県知事のあっせんにより行われる林地の譲渡に対して適用するものであり、政策上の要請に基づいて土地の譲渡を促すものであることから、これに対する税負担について一定の配慮を行うことが適切である。 また、本特別措置は、林地を都道府県知事のあっせんにより譲渡した場合に限定されており、かつ、予算額による制約がある補助金等に比べ、安定的に適用を受けられることから、適切かつ有効な措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置や義務付け等はない。</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	本措置の拡充をすることが妥当。 (平成 27 年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

② 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例

2	要望の内容	<p>〔制度の概要（現行）〕</p> <p>① 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が、自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。</p> <p>（計算例） 農業収入金額 900 農業経営費等 530 農業経営基盤強化準備金繰入額 250 課税対象所得＝（収入）－（損金） ＝900－（530＋250）＝120 ※準備金は損金算入</p> <p>② 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。</p> <p>（計算例） 積み立てた準備金取崩額 1000 と当該年の受領交付金 250 を用いて価額 1500 の農業用固定資産を取得した場合 固定資産の帳簿価額＝1500－（1000＋250）＝250 ※取得に充てた準備金取崩額 1000 と交付金の額 250 を圧縮記帳し、損金に算入</p> <p>〔要望内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例の適用対象となる法人である農業生産法人について、農地法改正に伴い役員の農作業従事要件及び議決権要件が見直されるため、改正後も引き続き本特例を措置する。
3	担当部局	経営局経営政策課
4	評価実施時期	平成 27 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 19 年度 創設</p> <p>平成 21 年度 2 年延長・拡充</p> <p>① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（法人税）</p>

		<p>② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設（所得税）</p> <p>平成 22 年度 拡充・縮減</p> <p>① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加</p> <p>② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外</p> <p>平成 23 年度 2 年延長・対象交付金の見直し</p> <p>平成 25 年度 2 年延長・対象交付金の名称変更</p> <p>平成 26 年度 対象交付金の見直し</p> <p>平成 27 年度 2 年延長・拡充</p> <p>① 対象者に認定新規就農者（個人）を追加</p> <p>② 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加</p>
6	適用又は延長期間	平成 19 年4月1日～平成 29 年3月31日
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成 27 年3月閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 （1）力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保 ① 法人化、経営の多角化等を通じた経営発展の後押し</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度 80%以上となることを目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置の適用実績 法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本支援措置により農業経営改善計画に従って着実に農業用固定資産への投資が実現することにより、農業者の経営基盤が強化され、競争力のある経営体の育成・確保に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>適用数等</p> <p>平成 23 年度 2,004 法人 24 年度 2,463 法人 25 年度 2,539 法人 26 年度（見込み） 2,844 法人 平成 27 年度（見込） 3,185 法人</p>

	<p>28年度(見込) 3,537 法人 29年度(見込) 3,961 法人</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績値は、租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第189回国会報告)による 見込みの算定根拠は別添参照。 <p>26年度の適用数2,844法人は、適用対象者数(農業生産法人等の数(見込み):15,216)の19%であり、農業法人の黒字割合(26.4%:24年度国税庁統計による農業)を勘案すれば特に低い適用率とは言えない(本特例は、事業年度において所得がある場合に適用可)。また、本制度は、対象者を、認定農業者等であること、関連する交付金を受領していること、青色申告していること等を要件としており、適用者が特定の者に偏ったものとなっていない。</p>																								
減収額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(国税)</td> <td>(地方税)</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>25.6億円</td> <td>19.8億円</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>30.5億円</td> <td>24.6億円</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>29.4億円</td> <td>23.5億円</td> </tr> <tr> <td>26年度(見込)</td> <td>24.6億円</td> <td>21.7億円</td> </tr> <tr> <td>27年度(見込)</td> <td>25.1億円</td> <td>22.1億円</td> </tr> <tr> <td>28年度(見込)</td> <td>25.4億円</td> <td>22.3億円</td> </tr> <tr> <td>29年度(見込)</td> <td>25.4億円</td> <td>22.3億円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 実績値は、租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第189回国会報告) 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第183、186、189回国会提出)による 見込みの算定根拠は別添参照。 		(国税)	(地方税)	平成23年度	25.6億円	19.8億円	24年度	30.5億円	24.6億円	25年度	29.4億円	23.5億円	26年度(見込)	24.6億円	21.7億円	27年度(見込)	25.1億円	22.1億円	28年度(見込)	25.4億円	22.3億円	29年度(見込)	25.4億円	22.3億円
	(国税)	(地方税)																							
平成23年度	25.6億円	19.8億円																							
24年度	30.5億円	24.6億円																							
25年度	29.4億円	23.5億円																							
26年度(見込)	24.6億円	21.7億円																							
27年度(見込)	25.1億円	22.1億円																							
28年度(見込)	25.4億円	22.3億円																							
29年度(見込)	25.4億円	22.3億円																							
効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H23~H29年度) 競争力のある経営体の育成・確保を図るためには、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進する必要がある。 本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するものであり、上記政策の実現に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:H23~H29年度) 測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況を見ると、26年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は、農用地で93.8%、農業用機械等で79.4%となっており、農業用機械等において、わずかに80%には届かなかったものの、本措置が農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用されていることが分かる。 このように、26年度においては概ね目標を達成したが、経営改善計画は、その目標年次を5年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。</p> <p>(1) 固定資産の取得計画(農業経営改善計画)と取得実績(26年度)</p>																								

① 農用地	取得計画面積 1,522 ha A 取得実績 1,429 ha B 達成率(B/A) 93.3%																																																												
② 農業用機械等	取得計画台数 3,126台 A 取得実績 2,483台 B 達成率(B/A) 79.4%																																																												
(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移																																																													
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度 (推計)</td> </tr> <tr> <td>農地面積</td> <td>634ha</td> <td>1,041ha</td> <td>1,572ha</td> <td>1,429ha</td> <td>1,458ha</td> </tr> <tr> <td>(取得価格)</td> <td>16億円</td> <td>22億円</td> <td>23億円</td> <td>21億円</td> <td>21億円</td> </tr> <tr> <td>農業用機械等</td> <td>1,641台</td> <td>2,313台</td> <td>2,797台</td> <td>2,483台</td> <td>2,533台</td> </tr> <tr> <td>(取得価格)</td> <td>63億円</td> <td>87億円</td> <td>105億円</td> <td>98億円</td> <td>100億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度 (推計)</td> <td>29年度 (推計)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>農地面積</td> <td>1,741ha</td> <td>1,741ha</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(取得価格)</td> <td>22億円</td> <td>22億円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>農業用機械等</td> <td>2,556台</td> <td>2,556台</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(取得価格)</td> <td>101億円</td> <td>101億円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(注) (1)及び(2)の26年度までの実績値は、農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査(悉皆調査)による。 27年度以降の推計は、各年度の対象交付金予算額の増減率より試算した。29年度は28年度と同じとした。</p> <p>本措置は19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも取得実績が伸びている。26年度以降も対象交付金の増減などに影響を受けながら、担い手の農用地取得等に貢献していくものと見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:H27~H28年度)</p> <p>本措置の今後の活用計画(平成26年度末ベース)は、以下のとおり。 農地の取得計画 5,126ha 152億円 農業用機械等の取得計画 7,244台 491億円 計 643億円 準備金積立残高 415億円 今後の積立等必要額 228億円</p> <p>(注) 1 税制特例適用実績調査(悉皆調査)による。 2 「本措置の今後の活用計画(平成26年度末ベース)」とは、これまで</p>		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (推計)	農地面積	634ha	1,041ha	1,572ha	1,429ha	1,458ha	(取得価格)	16億円	22億円	23億円	21億円	21億円	農業用機械等	1,641台	2,313台	2,797台	2,483台	2,533台	(取得価格)	63億円	87億円	105億円	98億円	100億円		28年度 (推計)	29年度 (推計)				農地面積	1,741ha	1,741ha				(取得価格)	22億円	22億円				農業用機械等	2,556台	2,556台				(取得価格)	101億円	101億円			
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (推計)																																																								
農地面積	634ha	1,041ha	1,572ha	1,429ha	1,458ha																																																								
(取得価格)	16億円	22億円	23億円	21億円	21億円																																																								
農業用機械等	1,641台	2,313台	2,797台	2,483台	2,533台																																																								
(取得価格)	63億円	87億円	105億円	98億円	100億円																																																								
	28年度 (推計)	29年度 (推計)																																																											
農地面積	1,741ha	1,741ha																																																											
(取得価格)	22億円	22億円																																																											
農業用機械等	2,556台	2,556台																																																											
(取得価格)	101億円	101億円																																																											

に準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画の残りの計画期間における農地等の取得計画の合計値である。

本措置が延長されない場合には、投資意欲の減退により上記計画の達成が困難となり、農用地等を取得することにより農業経営の規模を拡大して、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資の促進を通じた競争力のある経営体の育成・確保に大きな支障が生じるものと推測される。

《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H23~H29年度)
 <経済波及効果の試算>
 ある要件を満たした場合の農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合の損金算入及び農用地等を取得した場合の圧縮記帳が認められる場合、農地への投資が2,100百万円、農業用機械等への投資が9,800百万円、減収額が4,631百万円となる(いずれも26年度)。
 農地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として28,718百万円となる。

生産誘発額の内訳

第1次波及効果
 ・(直接効果)対象農地・機械等の生産増加額 11,900百万円
 ・(間接効果)鉄鋼・非鉄・金属製品等で 11,075百万円

第2次波及効果
 ・商業等で 5,743百万円

(単位:百万円)

年度	23	24	25	26(見込)	27(見込)
国税	2,560	3,050	2,940	2,460	2,510
地方税	1,983	2,460	2,349	2,171	2,214
減収額計	4,543	5,510	5,289	4,631	2,724
波及効果(総額)	18,803	25,953	30,838	28,718	29,245

年度	28(見込)	29(見込)
国税	2,540	2,540
地方税	2,234	2,234
減収額計	4,774	4,774
波及効果(総額)	29,646	29,646

減収額が4,731百万円となるが、農地、農業用機械等への投資による波及効果は28,718百万円と減収額を上回るため、是認できる。(当該措置は準備金、圧縮記帳による課税の繰り延べであるため、国に入るはずであった「初年度の税收」が後年度に入るものとして考えた場合、国が失う損失は「機会費用」と考えられるため、比較する対象としては、「国は税收が足りない場合は国債を発行する」際の費用として国債の最低金利保証(0.05%)を減収額に乗じた金額等が考えられる。なお、その場合、5年間の国の損失費用は減収額の1%にも満たず、その費用を上乗せしたとしてもなお、波及効果が減収額を上回る。)

		<p>※ 当該措置が農業用機械等の購入理由かどうかを判別するためには、この措置の適用者に対し調査する必要があるが、別途調査を行うのは多大な費用が掛かる。</p> <p>措置の適用を受けないで投資をすることも可能な中、経営改善計画における取得計画の概ね8割を超える農業用固定資産が本措置を活用して取得されていることを勘案すれば、設備投資理由の一つに、この措置があると考えることが妥当であると考え、措置を適用して、設備投資等を行っている措置については、当該措置がインセンティブの一つになっていると考えられる。</p> <p>※ 経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用 ※消費転換係数は0.73で算出</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、経営所得安定対策等の農業経営の安定等を目的に交付された交付金が、更に、農地や農業用機械等の農業用固定資産への投資に充てられるよう誘導・支援するものであるが、これらの農業用固定資産の導入のための投資額は多額となることから、その投資額を蓄積する必要がある。</p> <p>租税特別措置である準備金は、将来の支出に備えて、複数年に亘り今の所得を積み立て、損金算入することを認めるものであることから、経営発展に向けた計画的な大型投資を支援する措置としては、補助金等に比べて政策効果が高い。</p> <p>③: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>経営所得安定対策等の交付金は、その用途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。</p> <p>一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。</p>
		④: 地方公共団体が協力する相当性
10	有識者の見解	本措置の拡充をすることが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年度税制改正要望時

③ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例

2	要望の内容	<p>・農業生産法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1頭当たりの売却価格が100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるとき、その肉用牛の当該売却による利益の額を損金の額に算入する。</p>
---	-------	--

		・本特例の適用対象となる法人である農業生産法人について、農地法改正に伴い役員の農作業従事要件及び議決権要件が見直されるため、改正後も引き続き本特例を措置する。
3	担当部局	生産局畜産部食肉鶏卵課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>・創設年度: 昭和 42 年度創設(地方税は昭和 44 年度)</p> <p>・改正経緯:</p> <p>平成 26 年度: 延長。</p> <p>平成 23 年度: 延長、1 戸当たりの売却頭数の上限を見直し(2,000 頭から 1,500 頭)、1 頭当たりの売却価格の上限を見直し(交雑種の売却価格の上限を 100 万円から 80 万円)。</p> <p>平成 20 年度: 延長、1 戸当たりの売却頭数に上限(2,000 頭)を設定、1 頭当たりの売却価格の上限を見直し(乳用種の売却価格の上限を 100 万円から 50 万円)。</p> <p>平成 17 年度: 延長、適用期間を 5 年間に短縮。</p> <p>昭和 56 年度: 延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛を対象に追加、1 頭当たりの売却価格に上限(100 万円)を設定。</p>
6	適用又は延長期間	・法人税 平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで 3 年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。</p> <p>また、配合飼料価格の高騰による飼料コストの増加、人口減少による国内需要の減少、EPAによる国際化の進展により厳しい環境にある中で、TPP等による更なる国際化が進展する可能性がある。</p> <p>このような環境にある我が国の肉用牛経営に対して、本特例措置を講ずることにより、規模拡大等による経営体質の強化により経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土の保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「攻めの農林水産業」の重要項目である牛肉の輸出の拡大に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「食料・農業・農村基本計画(平成 27 年 3 月閣議決定)」</p> <p>・「農業生産については、農業者その他関係者が、国内生産による食料生産能力の維持向上を図りつつ、マーケットインの発想による多様かつ高度な消費者ニーズに対応した国内農業の生産を拡大することが重要」とされており、主要品目毎の生産数量目標等を定めている。</p> <p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(平成 27 年 3 月農林水産省)」</p> <p>・「酪農及び肉用牛生産は、関連産業の裾野が広いことから、その振興は、関連産業の発展等を通じて地域の雇用と所得の創出に資する。」「酪農及び肉用牛生産は、良質な動物性たんぱく質の供給のほか、地域資源の活用による国土の保全や景観形成、堆肥の土壌への還元による資源循環の促進、雇用の創出による地域の活性化に資する」とされている。</p> <p>「成長戦略(平成 25 年 6 月閣議決定)」</p> <p>・「2020 年に農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円(現状約 4,500 億円)とする」とき</p>

		れ、牛肉は、輸出拡大を図る日本食を特徴付けるコンテンツの1つとされている。また、「今後 10 年間で 6 次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定し、実行に移す」とされている。														
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>農業の持続的な発展</p> <p>[政策分野]</p> <p>需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p>														
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「食料・農業・農村基本計画(平成 27 年 3 月閣議決定)」において、平成 37 年度を目標年度として牛肉(枝肉)の生産努力目標を設定していることから、これを達成目標としている。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">目 標</th> </tr> <tr> <th>25 年度 (A)</th> <th>37 年度 (B)</th> <th>年平均伸び率 (%) (25～37 年度)</th> <th>比率 (%) (B) / (A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉(枝肉)生産量 (単位: 万トン)</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>0.1</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>牛肉(枝肉)生産量、1 戸当たりの飼養頭数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、規模拡大等による経営体質の強化を通じ肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与している。</p>		目 標				25 年度 (A)	37 年度 (B)	年平均伸び率 (%) (25～37 年度)	比率 (%) (B) / (A)	牛肉(枝肉)生産量 (単位: 万トン)	51	52	0.1	102
	目 標															
	25 年度 (A)	37 年度 (B)	年平均伸び率 (%) (25～37 年度)	比率 (%) (B) / (A)												
牛肉(枝肉)生産量 (単位: 万トン)	51	52	0.1	102												

8	有効性等	①: 適用数等	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度 (実績)</td> <td>24年度 (実績)</td> <td>25年度 (実績)</td> <td>26年度 (見込)</td> <td>27年度 (見込)</td> <td>28年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>対象者数</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>951</td> <td>1,020</td> <td>1,117</td> <td>1,117</td> <td>1,117</td> <td>1,117</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度 (見込)</td> <td>30年度 (見込)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>対象者数</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>1,117</td> <td>1,117</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>法人における適用実態と将来推計</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>951</td> <td>1,020</td> <td>1,117</td> <td>1,117</td> </tr> <tr> <td>適用総額</td> <td>16,800百万円</td> <td>21,400百万円</td> <td>22,900百万円</td> <td>22,900百万円</td> </tr> </table> <p>(平成25年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189回国会報告))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法に規定された農業生産法人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。 ・前回要望時(H25年)において想定したH25年度の適用者数は951であったが、H25年度の実績は1,117であり、想定を上回った。 ・平成37年度における達成目標は平成25年度とほぼ同値であることから、平成30年における適用額将来推計は平成25年度と同値とする。 <p>※算定根拠は別添3参照</p>		23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	対象者数	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	適用者数	951	1,020	1,117	1,117	1,117	1,117		29年度 (見込)	30年度 (見込)					対象者数	2,060	2,060					適用者数	1,117	1,117						平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成30年度	適用件数	951	1,020	1,117	1,117	適用総額	16,800百万円	21,400百万円	22,900百万円	22,900百万円
			23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																																																				
対象者数	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060																																																						
適用者数	951	1,020	1,117	1,117	1,117	1,117																																																						
	29年度 (見込)	30年度 (見込)																																																										
対象者数	2,060	2,060																																																										
適用者数	1,117	1,117																																																										
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成30年度																																																								
適用件数	951	1,020	1,117	1,117																																																								
適用総額	16,800百万円	21,400百万円	22,900百万円	22,900百万円																																																								
②: 減収額	(単位:百万円)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度 (実績)</td> <td>24年度 (実績)</td> <td>25年度 (実績)</td> <td>26年度 (見込)</td> <td>27年度 (見込)</td> <td>28年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>2,935</td> <td>4,350</td> <td>4,427</td> <td>4,427</td> <td>4,427</td> <td>4,427</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度 (見込)</td> <td>30年度 (見込)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>4,427</td> <td>4,427</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>法人における地方税減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>道府県民税</td> <td>事業税</td> <td>市町村民税</td> <td>地方法人特別税</td> </tr> <tr> <td>293</td> <td>1,112</td> <td>720</td> <td>902</td> </tr> </table> <p>(平成25年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第189回国会報告))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用額の将来推計については、達成目標としている牛肉生産量の伸び率が0.1%とほぼ前年同であることから、平成30年までの適用額 		23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	減収額	2,935	4,350	4,427	4,427	4,427	4,427		29年度 (見込)	30年度 (見込)					減収額	4,427	4,427					道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	293	1,112	720	902																						
	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																																																						
減収額	2,935	4,350	4,427	4,427	4,427	4,427																																																						
	29年度 (見込)	30年度 (見込)																																																										
減収額	4,427	4,427																																																										
道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税																																																									
293	1,112	720	902																																																									

	※算定根拠は別添3参照																																		
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度~平成25年度) 前回要望時(H25年)において目標としていた牛肉生産量52万トン(H32年度)に対し、H25年度実績は51万トンにとどまった。目標を下回った理由は、H22年に宮城県で発生した口蹄疫の影響により減少した肉用牛の頭数が元の水準に回復していないこと、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故等に伴う肉用牛飼養頭数の減少による影響が大きいと考えられる。 本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、規模拡大等による経営体質の強化を通じ肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与している。</p> <p>[牛肉生産量の推移]</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>51</td> </tr> </table> <p>(農林水産省:食肉流通統計)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度~平成29年度) 1戸当たりの飼養頭数は増加しており、規模拡大は進んでいる。 (単位:頭)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>22年 (実績)</td> <td>23年 (実績)</td> <td>24年 (実績)</td> <td>25年 (実績)</td> <td>26年 (実績)</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの頭数</td> <td>38.9</td> <td>39.7</td> <td>41.8</td> <td>43.1</td> <td>44.6</td> </tr> </table> <p>(農林水産省:畜産統計)</p> <p>[牛肉生産量の推移]</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>25年度 (実績)</td> <td>26年度 (実績)</td> <td>27年度 (見込)</td> <td>28年度 (見込)</td> <td>29年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)</td> <td>51</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>52</td> </tr> </table> <p>(農林水産省:畜産物流通統計)</p> <p>今後も本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減し、規模拡大等の経営体質の強化を通じ肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与していくこととしており、目標年度(37年度)における達成は十分可能である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度) 肉用牛生産は、重要な動物性たんぱく質の供給源であるほか、地域資源の活用による地域の雇用の創出や国土の保全等に重要な役割を果たすものとされている。</p>		22年度	23年度	24年度	25年度	牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)	51	51	51	51		22年 (実績)	23年 (実績)	24年 (実績)	25年 (実績)	26年 (実績)	1戸当たりの頭数	38.9	39.7	41.8	43.1	44.6		25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)	牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)	51	50	51	51	52
	22年度	23年度	24年度	25年度																															
牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)	51	51	51	51																															
	22年 (実績)	23年 (実績)	24年 (実績)	25年 (実績)	26年 (実績)																														
1戸当たりの頭数	38.9	39.7	41.8	43.1	44.6																														
	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)																														
牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)	51	50	51	51	52																														

本特例措置による免税相当額の活用先は、アンケート調査によれば、64%が「運転資金」と回答しもっとも多く、次いで「飼養頭数の増」10%、「施設整備」6%で合計80%を占めており、肉用牛生産の維持や経営体質の強化に仕向けられ、安定的な経営を育成する上で極めて有効なツールとなっている。このため、本特例措置が延長されない場合には、肉用牛経営の安定的な継続が困難となり、牛肉供給が減少し、さらには関連産業にも大きな影響を与えるおそれがあると考えられる。

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成30年度)
 <経済波及効果の試算>
 平成25年度減収額4,427百万円のうち、アンケート調査において運転資金、飼養頭数の増、施設整備に使われた割合(80%)に当たる3,542百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約10,722百万円となる。

生産誘発額の内訳
 第1次波及効果
 ・(直接効果)肉用牛生産部門への投入額3,542百万円
 ・(間接効果)飼料・運輸等で6,197百万円
 第2次波及効果
 ・不動産、商業等で984百万円

減収額の4,427百万円に対し、経済波及効果は10,722百万円と減収額を上回るため、是認できる

※経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用
 ※消費転換係数は0.73で算出
 ※経済波及効果は、2次効果まで算出
 ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添4参照

また、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税込減を是認する効果があると考えている。

(単位:百万円)

	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
減収額	2,935	4,350	4,427	4,427	4,427	4,427
経済波及効果	7,108	10,535	10,722	10,722	10,722	10,722

	29年度 (見込)	30年度 (見込)
減収額	4,427	4,427
経済波及効果	10,722	10,722

本特例措置の延長により、将来にわたり牛肉の安定供給に寄与するとともに、関連産業にも多大な経済波及効果があると見込まれる。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	肉用牛経営における生産性の向上や規模拡大に向けた設備投資等、創意工夫による多様な取組を促す上では、税制面の軽減措置を行うことが有効である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 そのような中で、肉用子牛生産者補給金制度では、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、国から補給金を交付している。また、肉用牛肥育経営安定特別対策事業では、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補填金として交付している。いずれの措置も、生産者の収益性が悪化した際のセーフティネットとして機能している。 一方、本特例措置は、上記予算措置とともに、資金効率が悪く、経営リスクの高い肉用牛経営の安定を図るとともに、規模拡大等による経営体質の強化を促進し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	都道府県及び市町村は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」又は「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成し、それらの計画に沿って肉用牛生産の近代化を図っており、その実現を図るために地方公共団体が本措置に協力することは妥当である。
10	有識者の見解		本措置の拡充をすることが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年度税制改正要望時

(法人税)

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	平成28年度減税見込額 2,540百万円
--------------------------------	-------------------------

(根拠条項：措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65)

1. 減税見込額等の積算

- ① 交付金増減率： $(665,244\text{百万円}-720,318\text{百万円}) \div 720,318\text{百万円} \approx 7.6\%$
 対象交付金総額の25年度予算額→26年度予算額の増減率
 $(678,851\text{百万円}-665,244\text{百万円}) \div 665,244\text{百万円} \approx 2.0\%$
 対象交付金総額の26年度予算額→27年度予算額の増減率
 $(685,117\text{百万円}-678,851\text{百万円}) \div 678,851\text{百万円} \approx 0.92\%$
 対象交付金総額の27年度予算額→28年度要求額の増減率
- ② 適用件数の算出 5ヵ年増加率平均
- | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 平成21年度 | 1,945 法人 | [前年度からの増減率] |
| 平成22年度 | 2,172 法人 | $(2,172-1,945)/1,945 = 11.7\%$ |
| 平成23年度 | 2,865 法人 | $(2,865-2,172)/2,172 = 31.9\%$ |
| 平成24年度 | 3,535 法人 | $(3,535-2,865)/2,865 = 23.4\%$ |
| 平成25年度 | 3,745 法人 | $(3,745-3,535)/3,535 = 5.9\%$ |
| 平成26年度 | 3,200 法人 | $(3,200-3,745)/3,745 = \Delta 15.0\%$ |
- $[11.7\%+31.9\%+23.4\%+5.9\%+(-15.0\%)] \div 5 \approx 12.0\%$
 (※この増加率の算出には、特例措置の適用を受けるための大臣証明の集計(全数調査)数値を用いた)
- ③ 減税見込額の算出(単位：億円)
- (26年度)
 178億円(平成25年度適用総額) $\times (100\% + 7.6\%)$ (①の交付金増減率25→26年度)
 =164億円(平成26年度適用見込額)
 164億円 $\times 15\% = 24.6$ 億円
- (27年度)
 164億円(平成26年度適用見込額) $\times (100\% + 2.0\%)$ (①の交付金増加率26→27年度)
 =167億円(平成27年度適用見込額)
 167億円 $\times 15\% = 25.1$ 億円
- (28年度)
 167億円(平成27年度適用見込額) $\times (100\% + 0.92\%)$ (①の交付金増加率27→28年度)
 =169億円(平成28年度適用見込額)
 169億円 $\times 15\% = 25.4$ 億円

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

- 租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第189回国会提出)
- 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第183、186、189回国会報告)

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：億円)

区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)
対象者数注1	12,967	13,720	14,362	15,216	16,121	17,080	18,096
適用件数注2	2,004	2,463	2,539	2,844	3,185	3,537	3,961
減税見込額注3	25.6	30.5	29.4	24.6	25.1	25.4	25.4

- 注1) 対象者数は、農業生産法人数。26年度以降は見込み値。
 注2) 平成26年度の適用法人数は、平成25年度実績2,539に1の②で算出した『適用件数5ヵ年の増加率平均約12.0%』を乗じて算出した。平成27年度以降についても、同様の方法で算出した。
 注3) 減税見込額については、25年度までは、租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第189回国会報告)の適用総額より試算した。26年度以降は、適用総額に1の①で算出した各年の対象交付金増減額を乗じたものから試算した。平成29年度については、28年度と同額とした。

(法人住民税、法人事業税)

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	平成28年度減税見込額 2,234百万円
--------------------------------	-------------------------

(根拠条項：措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65)

1. 減税見込額等の積算

- ① 交付金増減率： $(665,244\text{百万円}-720,318\text{百万円}) \div 720,318\text{百万円} \approx 7.6\%$
 対象交付金総額の25年度予算額→26年度予算額の増減率
 $(678,851\text{百万円}-665,244\text{百万円}) \div 665,244\text{百万円} \approx 2.0\%$
 対象交付金総額の26年度予算額→27年度予算額の増減率
 $(685,117\text{百万円}-678,851\text{百万円}) \div 678,851\text{百万円} \approx 0.92\%$
 対象交付金総額の27年度予算額→28年度要求額の増減率
- ② 適用件数の算出 5ヵ年増加率平均
- | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 平成21年度 | 1,945 法人 | [前年度からの増減率] |
| 平成22年度 | 2,172 法人 | $(2,172-1,945)/1,945 = 11.7\%$ |
| 平成23年度 | 2,865 法人 | $(2,865-2,172)/2,172 = 31.9\%$ |
| 平成24年度 | 3,535 法人 | $(3,535-2,865)/2,865 = 23.4\%$ |
| 平成25年度 | 3,745 法人 | $(3,745-3,535)/3,535 = 5.9\%$ |
| 平成26年度 | 3,200 法人 | $(3,200-3,745)/3,745 = \Delta 15.0\%$ |
- $[11.7\%+31.9\%+23.4\%+5.9\%+(-15.0\%)] \div 5 \approx 12.0\%$
 (※この増加率の算出には、特例措置の適用を受けるための大臣証明の集計(全数調査)数値を用いた)

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

- 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第183、186、189回国会提出)
- 租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第189回国会報告)

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：百万円)

区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)
対象者数注1	12,967	13,720	14,362	15,216	16,121	17,080	18,096
適用法人数注2	2,004	2,463	2,539	2,844	3,185	3,537	3,961
減税見込額注3	214	236	227	210	214	216	216
道府県民税	214	236	227	210	214	216	216
市町村民税	526	580	558	516	526	531	531
事業税	687	909	864	798	814	821	821
地方法人特別税	557	736	700	647	660	666	666
計	1,983	2,460	2,349	2,171	2,214	2,234	2,234

- 注1) 対象者数は、農業生産法人数。26年度以降は見込み値。
 注2) 平成26年度の適用法人数は、平成25年度実績2,539に1の②で算出した『適用件数5ヵ年の増加率平均約12.0%』を乗じて算出した。平成27年度以降についても、同様の方法で算出した。
 注3) 減税見込額については、各年、1の①で算出した各年の対象交付金増減額を乗じて算出した。平成29年度については、28年度と同額とした。

別添3

H25年度

H25年度法人税適用件数:1,117法人※1

・法人税…………① 単位:百万円
(平成25年度財務省減収額試算)※2
 1,400

・法人住民税…………② 単位:百万円
(道府県民税)※3 (市町村民税)※3
 1,013 = 293 + 720

・法人事業税…………③ 単位:百万円
(事業税)※3 (地方法人特別税)※3
 2,014 = 1,112 + 902

※1「平成25年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189回国会報告)」
 ※2「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成25年度)を基に試算した減収額(実績推定)(財務省)」
 ※3「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第189回国会報告)」

○減税見込み額
 ①+②+③ = 4,427 百万円

H26～H30の見込額は、上記の積算方法を用いて算出。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	H29 (見込)	H30 (見込)
適用件数	951	1,020	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
減税見込額(単位:百万円)	2,935	4,350	4,427	4,427	4,427	4,427	4,427	4,427

1. 減税見込額積算

H23年度

H23年度法人税適用件数:951法人※1

・法人税…………① 単位:百万円
(平成23年度財務省減収額試算)※2
 600

・法人住民税…………② 単位:百万円
(道府県民税)※3 (市町村民税)※3
 871 = 252 + 619

・法人事業税…………③ 単位:百万円
(事業税)※3 (地方法人特別税)※3
 1,464 = 808 + 656

※1「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第183回国会報告)」
 ※2「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成23年度)を基に試算した減収額(実績推定)(財務省)」
 ① 特別措置の適用により所得金額がゼロまたはマイナスとなった法人(欠損法人)の適用額については、減収額試算上考慮しない
 ② 資本金1億円以下の法人の法人税率については、平成23年度会社標本調査(国税庁)から算出した平均税率を用いる
 ③ 償却関係の特別措置については、償却限度額が全額損金の額に算入されたものとする
 など、一定の前提を置いて試算したもの。

※3「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第186回国会報告)」

○減税見込み額

①+②+③ = 2,935 百万円

H24年度

H24年度法人税適用件数:1,020法人※1

・法人税…………① 単位:百万円
(平成24年度財務省減収額試算)※2
 1,500

・法人住民税…………② 単位:百万円
(道府県民税)※3 (市町村民税)※3
 946 = 273 + 673

・法人事業税…………③ 単位:百万円
(事業税)※3 (地方法人特別税)※3
 1,904 = 1,050 + 854

※1「平成24年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第186回国会報告)」
 ※2「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成24年度)を基に試算した減収額(実績推定)(財務省)」
 ※3「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第186回国会報告)」

○減税見込み額
 ①+②+③ = 4,350 百万円

別添4

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
23年度	肉用牛 (2,348)		
24年度	肉用牛 (3,480)		
25年度	肉用牛 (3,542)		
26年度	肉用牛 (3,542)		
27年度	肉用牛 (3,542)		
28年度	肉用牛 (3,542)		
29年度	肉用牛 (3,542)		
30年度	肉用牛 (3,542)		

投入額の考え方

平成24年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額の活用先は、「運転資金」、「飼養頭数の増」、「施設整備」が80%であった。平成25年度の減収額4,427百万円の80%に当たる3,542百万円を投入額とした。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（卸売市場）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（卸売市場） （国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	土地収用法の規定に基づき、法人の有する土地が卸売市場の用に供するために取用され、補償金により代替資産の取得をした場合、圧縮限度額の範囲内で損金経理等を行ったときは、その減額した金額を損金算入。
3	担当部局	食料産業局食品製造卸売課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 46 年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）では、各卸売市場がそれぞれの立地条件や独自の強みを踏まえた経営戦略を確立し、産地や実需者との連携を通じた魅力ある生産物の集荷・販売を推進するとともに、青果物等の輸出拠点としての卸売市場の活用等を図るなど、更なる機能の高度化を図ることとしている。 このため、公共目的により取用された財産の所有者の譲渡所得等に対する課税の特例を設け、卸売市場用地の確保の円滑な推進を図っているところ。譲渡所得への課税にあたり本措置により軽減措置を講じることにより、取用を円滑に進め卸売市場機能の高度化の実現を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定） 第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (3) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 ① 6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進 イ 食品流通の効率化や高度化等 食品流通の各段階における効率化や機能の高度化等を推進する。 具体的には、生鮮食料品等の流通基盤である卸売市場が直面する様々な課題に的確に対応し、その機能の更なる高度化を図るため、各市場それぞれの立地条件や独自の強みを踏まえた経営戦略を確立し、産地や実需者との連携を通じた魅力ある生産物の集荷・販売を推進する。また、青果物等の輸出拠点として、卸売市場の活用を目指す新たな取組などを推進するとともに、農産物先物市場について、市場環境を整備する。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>			
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 用地取得を収用によって進める必要が生じたときに本特例措置により収用を円滑に進めること。強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 卸売市場の用に供される土地の取得を収用によって進める必要が生じたときに、収用を円滑に進めるための措置であり、強制的手段である収用という行政行為の性格上、測定指標について予め計画性を持って想定し、定量的に設定することは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、地域の流通実態に応じた卸売市場用地の確保を実現することにより、地域における生鮮食品等の安定供給、適正な価格形成と流通の合理化に寄与するものと考えている。</p>			
		① 適用数等	<p>(単位:件数)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>22~26 年度実績</td> </tr> <tr> <td>適用市場数</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>卸売市場用地として土地を収用された法人を対象にしており、特定の者に偏っていない。</p> <p>なお、適用市場数について、租特透明化法に基づき把握される情報は、本特例措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本特例措置分のみを抽出することができず、当該情報を用いることができないため、独自の調査を行い、把握している。</p>		22~26 年度実績	適用市場数
	22~26 年度実績					
適用市場数	0					
8 有効性等	② 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>22~26 年度実績</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報は、本特例措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本特例措置分のみを抽出することができず、当該情報を用いることができないため、独自の調査を行い、把握している。</p>		22~26 年度実績	減収額	0
	22~26 年度実績					
減収額	0					
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22~26 年度) 近年実績はないが、卸売市場用地を土地所有者から円滑に確保することにより、円滑な卸売市場の機能高度化を促進するとともに地域における生鮮食品等の流通の合理化に寄与するものと考えられる。</p>			

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22~26 年度) 近年実績はないが、卸売市場の用に供される土地の取得を収用によって進める必要が生じたときに本特例措置により収用を円滑に進めることができると考えられる。</p> <p>《収用による用地取得は近年実績はないが、用地確保が困難な場合において、用地を円滑に取得するためには本特例措置が必要である。》</p> <p>《収用による用地取得は近年実績はないが、用地確保が困難な場合において、用地を円滑に取得するためには本特例措置が必要である。》</p>		
			9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、資産所有者の収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る非課税措置である。また、資産所有者からの収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが適当である。</p>
			② 他の支援措置や義務付け等との役割分	<p>【地方税】 ・農業協同組合等が一定の貸付を受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置(不動産取得税) ・農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置(固定資産税) ・卸売市場及びその機能を補完する施設に係る特例措置(事業所税)</p> <p>【予算措置】 ・強い農業づくり交付金</p> <p>【金融措置】 ・食品流通改善資金(卸売市場近代化施設)</p> <p>上記税制措置は、卸売市場の施設・機械等の取得に係るものであり、対象としている内容が異なる。</p> <p>また、上記予算措置及び金融措置は、卸売市場における品質管理の高度化等に資する施設・設備等に係る支援措置であり、本特例措置とは対象としている内容が異なるものである。</p>	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、卸売市場用地の確保の円滑化を図るものであり、地方公共団体にとっても、地域における卸売市場の適正配置を通じた生鮮食品等の安定供給の確保の観点から、効果があるものとする。</p>		
		10 有識者の見解	<p>本措置を継続することが妥当。 (平成 27 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)</p>		
		11 評価結果の反映の方向性	<p>引き続き継続を要望する。</p>		
		12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成 22 年 6 月~8 月</p>		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成24年度における本措置の適用のあった農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率64%と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地改良事業) (国税)(法人税:義)(租税特別措置法第64条、第68条の70)
2	租税特別措置等の内容	法人が土地改良法による換地処分に伴い受け取る清算金で代替資産を取得した場合、圧縮限度額の範囲内で代替資産の帳簿価額を損金経理により減額したとき、又はその圧縮限度額以下の全額を積み立てる方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額を損金算入する。 <small>注)換地処分とは、ほ場整備事業等の実施による農用地の区画形質の変更に伴い、工事前の土地に対し、その土地に代わる工事後の新たな土地(換地)を定め、一定の法手続を経た後、当該換地を工事前の土地とみなす行政処分である。</small>
3	担当部局	農村振興局整備部土地改良企画課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和26年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 食料自給率向上の基礎となる農地の有効利用を着実に推進するため、土地利用型農業において地域の中心となる経営体に対して農地の利用集積を図る必要がある。</p> <p>このため、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」及び同年12月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「今後、10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目指すこととされた。</p> <p>また、平成24年3月に閣議決定された「土地改良長期計画」では、生産性の高い土地利用型農業の実現に不可欠な農地の大区画化・汎用化等の整備を行う農業生産基盤整備実施地区において、他の生産・経営関係の施策と連携を図りながら、地域の中心となる経営体への農地集積率を約8割以上に向上させることとしている。</p>

	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○土地改良法(昭和24年法律第195号) 第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (4)優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。</p> <p>○土地改良長期計画(平成24年3月30日閣議決定) 第3 政策課題を達成するための目標と具体の取組 【政策目標1】農地の大区画化・汎用化等による農業の体質強化 (1)農地の大区画化等と地域の中心となる経営体への農地集積</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第I. 総論 5.「成長への道筋」に沿った主要施策例 (1)民間の力を最大限引き出す ⑤農林水産業を成長産業にする <成果目標> 今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万人とする</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂) III 政策の展開方向 3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減 <目標> 今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2. 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ⑥優良農地の確保と有効利用の促進</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 今後 10 年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立するという政策目的に基づき、農業生産基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率については、平成 28 年度までに 80%以上とする目標を設定。														
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農業生産基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率について、平成 28 年度までに 80%以上とする目標に寄与。 ただし、農業生産基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積は、本措置以外の租税特別措置や補助事業等が相まって円滑な農業生産基盤整備を実施することにより、推進されるものであることから、本措置のみの測定指標を設定することは困難。														
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により換地処分の円滑な実施が図られ、農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積が進むことにより、今後 10 年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立するという政策目的に寄与する。														
8 有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局土地改良企画課調べ)</p> <p>※ 租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出できなかったため、当該情報を用いることができなかったことから、独自に調査を実施した。</p> <p>本措置は、農業生産法人が換地処分に伴い受け取る清算金で代替資産を取得した場合に適用されるものであるところ、法人経営であっても農地の所有権は個人名義であったり、事業実施後に法人化されることも多いことから、本措置の適用件数等は少なかつたものと考えられるが、今後 10 年間で、法人を始めとする担い手への農地集積を強力に進めていく過程で農業生産基盤整備の実施が不可欠であり、それに伴う地区全体の換地処分の円滑な実施のため、本措置は引き続き措置されることが必要である。</p> <p>なお、本措置は換地処分等に伴い資産を取得する全ての法人に適用されるものであり、特定の者への偏りがあるものではない。</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	適用件数	0	0	0	2	0	0
	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度									
適用件数	0	0	0	2	0	0										
② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局土地改良企画課調べ)</p> <p>※1 算定根拠は別紙のとおり。 ※2 租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出できなかったため、当該情報を用いることができなかったことから、独自に調査を実施。</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	減収額	0	0	0	4	—	—	
区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度										
減収額	0	0	0	4	—	—										

	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～26 年度) ○農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率(平成 28 年度までに 80%以上)														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地集積率</td> <td>67%</td> <td>67%</td> <td>63%</td> <td>62%</td> <td>63%</td> <td>75% (目標値)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農地集積率は、農林水産省の実施施策に係る政策評価書に基づき記載。 なお、農地集積率とは、農業生産基盤整備事業の完了時において当該事業の受益面積に占める地域の中心となる経営体の経営等農用地面積の割合のこと。</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	農地集積率	67%	67%	63%	62%	63%	75% (目標値)
区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度										
農地集積率	67%	67%	63%	62%	63%	75% (目標値)										
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～26 年度) ○本措置の適用のあった農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地集積率</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>64%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局土地改良企画課調べ)</p> <p>※ 平成 24 年度における農地集積率は、本措置の適用があった農業生産基盤整備地区への聞き取りにより把握。 農地集積率(%) = 農業生産基盤整備事業の完了時における事業実施地区内の地域の中心となる経営体の経営等農用地面積 / 農業生産基盤整備事業の完了時における当該事業の受益面積 × 100 = 113.4ha / 176.3ha × 100 ≒ 64.3%</p> <p>平成 24 年度に本措置の適用のあった農業生産基盤整備地区における農地集積率は、租税特別措置等による達成目標に係る測定指標を上回る実績を上げており、引き続き政策目的の実現を図るため、本措置の存続により、農地利用集積を推進する必要がある。</p> <p>また、今後 10 年間で、法人を始めとする担い手への農地集積を強力に進めていく過程で農業生産基盤整備の実施が不可欠であり、それに伴う地区全体の換地処分の円滑な実施に支障を来すこととなるため、本措置は引き続き措置されることが必要である。</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	農地集積率	—	—	—	64%	—	—
区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度										
農地集積率	—	—	—	64%	—	—										

(別紙)

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～26年度)</p> <p>平成24年度に本措置の適用があった地区における農地集積率(64%)は、同年度の農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率(62%)を上回る実績を上げている。</p> <p>なお、本措置の適用があった平成24年度における減収額の実績が4千円と僅少であるものの、換地処分に当たり、事業参加者の農地に係る資産価値の変動に対応する本措置が設けられていることにより、事業実施前の計画段階における同意徴集等が容易となり、事業の円滑な実施が図られており、税込減を是認する効果が発揮されているものと考えている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>換地処分による農地集積等を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減させることが効果的である。このため、予算上の措置(補助事業・交付金事業)と比較して、毎年の予算額に左右されることなく、タイムラグなく税負担を軽減することが可能な租税特別措置の手法を採ることが適切である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>換地を伴う農業生産基盤整備に対しては都道府県営事業による補助等が講じられているが、換地処分に伴う課税による事業参加農業者の資産減少を回避するための措置は本措置のみである。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解	<p>本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>	
11	評価結果の反映の方向性	<p>引き続き継続する。</p>	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成24年2月～8月</p>	

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地改良事業)【法人税】	平成26年度減税額 — 千円
--------------------------------------	-------------------

(租税特別措置法第64条、第68条の70)

1. 減税額積算

受取清算金から受け取った清算金に対応する土地の簿価額を差し引いたものが課税額(=損金算入額)となる。この課税額(損金算入額)に法人税率25.5%を乗じた数値を減税見込額とした。

[平成24年度実績]

$$16 \text{ 千円 (損金算入額)} \times 25.5\% = 4 \text{ 千円 (減税見込額)}$$

(課税額(損金算入額)は、土地改良企画課の調査による。)

2. 適用実績

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
適用法人数(法人)	—	—	—	2	—	—
損金算入額(千円)	—	—	—	16	—	—
減税見込額(千円)	—	—	—	4	—	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（森林法等）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（森林法等）（国税）（法人税：義、所得税：外）（租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70）
2	租税特別措置等の内容	個人、法人の有する資産において、森林法等の規定により収用され又は買取りの申出を拒み収用される等の場合における買取り等において、山林等の資産を譲渡し代替資産を取得した場合には、次の特例が適用される制度。 ① 補償金等の全額で代替資産を取得した場合又は補償金等の代わりに代替資産を受領した場合は課税しない。 ② 補償金等の一部で代替資産を取得した場合には補償金等の額と代替資産の購入価額との差額についてのみ課税する。
3	担当部局	林野庁 林政部 木材産業課／森林整備部 整備課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和26年度創設 昭和34年度改正 再評価方式を廃止し、譲渡益の1/2課税か、繰延課税か選択できる制度へと変更 昭和36年度改正 収用対象を追加 適用対象となる事業等の変更を経て現在に至る。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 林道、木材集積場、その他森林施業に必要な設備の円滑な整備。 ----- 《政策目的の根拠》 ● 森林・林業基本法（昭和39年7月9日法律第161号） （森林の有する多面的機能の発揮） 第2条 森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない。 ● 森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定） 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

		<p>1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策</p> <p>森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていくこととする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>4. 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>⑰ 森林の有する多面的機能の発揮</p> <p>⑲ 林産物の供給及び利用の確保</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に必要な、林道や木材集積場等の森林施業に必要な設備の用地取得について、収用によって進める必要が発生したときに本特例措置により円滑に進めること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>林道や木材集積場等の森林施業に必要な設備の用地取得について、収用によって進める必要が生じた場合、本措置により円滑に進められ、森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に寄与する。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>平成 22 年度～平成 26 年度 0 件</p> <p>(用地の収用は実施されているが、代替資産を取得した実態はない。)</p> <p>「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することが困難である。</p> <p>そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道関係各種調査（林野庁整備課長から都道府県林道担当部長あて）」により適用数等を把握した。</p>

	② 減収額	<p>平成 22 年度～平成 26 年度 一百万円</p> <p>(用地の収用は実施されているが、代替資産を取得した実態はない。)</p> <p>「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することが困難である。</p> <p>そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道関係各種調査（林野庁整備課長から都道府県林道担当部長あて）」により適用数等を把握した。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 26 年度)</p> <p>本措置が存在することによって、用地取得が円滑に実施され、林道等の設備の円滑な整備が行われる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 26 年度)</p> <p>近年実績はないが、用地取得を収用によって進める必要が生じたときに本措置によって収用を円滑に進めることが可能であり、林道等の設備の整備推進ができると考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 26 年度)</p> <p>収用による用地取得の実績はあるが、収用に伴い代替資産を取得した実績はなかった。</p> <p>収用された者が代替資産の取得を行うか否かということは事前に予測できないが、公共の利益となる事業の用に供される用地の取得が円滑に実施され、森林の有する多面的機能の発揮にすることは本措置の存在が必要である。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>林道や木材集積場、その他森林施業に必要な用地の取得を円滑に進めるために、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭（補償金）に対し、税負担を速やかに、かつ、確実に軽減させることが効果的である。このため予算上の措置（補助事業・交付金事業）と比較して、税負担を迅速かつ確実に軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが相当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置や義務付け等はない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>該当なし。</p>
	10 有識者の見解	<p>本措置を継続することが妥当。</p> <p>(平成 27 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
	11 評価結果の反映の方向性	<p>引き続き継続する。</p>

12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年6月～8月
-----------------------	------------

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（漁業権等）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（漁業権等） （国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	【法人税】 収用等に伴い代替資産を取得した場合において、圧縮限度額の範囲内（代替資産の取得価額に差益割合を掛けた金額）で帳簿価額を損金経理により減額する等を行ったとき、その減額した金額を所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。
3	担当部局	水産庁資源管理部漁業調整課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 26 年創設 昭和 41 年「漁業法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収され又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に追加
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことにより、水産業の健全な発展を図る。 《政策目的の根拠》 水産基本法（平成 13 年 6 月 29 日法律第 89 号）第 3 条第 1 項（水産業の健全な発展） 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率のかつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことによる水産業の健全な発展 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置は資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭（補償金）による特例措置であることから、強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 収用等に伴い支出された補償金は、その交付を受けた時において課税の特

			例を受けることにより、対象となる漁業権等に対する収用等が円滑に行われることが期待できる。
8	有効性等	①: 適用数等	実績なし 租税特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。
		②: 減収額	0円
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 昭和41年～平成26年) 実績はないが、収用等が行われ代替資産を取得した場合は、本措置の適用を受けることにより水産業の健全な発展が図られることになる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 昭和41年～平成26年) — (近年実績はないが、収用等に伴う漁業権等の変更等を進める必要が生じたときに本措置により収用等を円滑に進めることができると考えられる。) 《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 昭和41年～平成26年) 強制的な収用等による代替資産の取得が水産業の発展の妨げとならないようにするためには、減収となっても当該譲渡所得について課税の特例措置をとる必要がある。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る特例措置である。また、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	特段なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	特段なし
10	有識者の見解		本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年6月～8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（海岸法等）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（海岸法等） 国税（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	【法人】 収用等に伴い代替資産を取得した場合において、圧縮限度額（代替資産の取得価額に差益割合を掛けた金額）の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額する等を行ったとき、その減額した金額を所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。
3	担当部局	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 26 年創設 昭和 41 年「海岸法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収され又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に追加
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土地等の収用及び漁業権の取消等を円滑に行うことにより、国土の保全及び水産業の健全な発展を図る。 《政策目的の根拠》 ・海岸法（昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号）第 1 条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。 ・水産基本法（平成 13 年 6 月 29 日法律第 89 号）第 3 条第 1 項 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁村の健全な発展
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 土地等の収用、漁業権の取消等を円滑に行うことによる国土の保全及び水産業の健全な発展

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>海岸法に基づく海岸保全施設の整備において、土地等の収用、漁業権の取消等が生じた際に手続きを円滑に行うための措置であり、強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>土地等の収用、漁業権の取消等に伴い支出された補償金が、課税の特例を受けることにより、当該土地等の収用、漁業権の取消等が円滑に行われることが期待される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>海岸事業の実施に伴い、土地が必要となった場合、通常は、その事業者が土地所有者や関係人と話し合いを行い、任意で契約を結んで、その土地を取得していることから、実績はない。また、海岸法の規定に基づく漁業権の取消等に伴う補償金の交付の実績もない。</p> <p>また、租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。</p> <p>本租税特別措置の対象者は、海岸法に基づく海岸保全施設の整備において収用される土地の所有者、取消される漁業権の所有者であり、特定の者に偏るものではない。</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成26年)</p> <p>—(実績はないが、収用等が行われ代替資産を取得した場合は、本措置の適用を受けることにより、国土の保全及び水産業の健全な発展が図られることになる。)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成26年)</p> <p>近年実績はないが、土地等の収用、漁業権の取消等を進める必要が生じたときに本措置により収用等を円滑に進めることができると考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年～平成26年)</p> <p>海岸法に基づく海岸保全施設の整備において、土地等の収用、漁業権の取消等が生じた際に手続きが円滑に行われることにより、当該事業の目的である国土の保全が促進されることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る特例措置である。また、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	特段なし

		③ 地方公共団体が協力する相当性	特段なし
10	有識者の見解		本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年(6月～8月)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	保険会社等の異常危険準備金（農業協同組合連合会）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金（農業協同組合連合会） （国税）（法人税：義）、（地方税）（法人住民税、法人事業税：義）
2	租税特別措置等の内容	<p>(1)火災共済 共済事業を行う農業協同組合連合会（以下「農協連合会」という。）が、火災共済等の異常災害損失の補填に充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の2%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能。 積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の35%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <p>(2)建物更生共済 地震等による損失を補償する建物更生共済については、農協連合会が、建物更生共済の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の9%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能 積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の75%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <p>〔異常災害損失（共済種類ごとに、支払共済金の総額が正味収入共済掛金の総額の50%を超える場合における当該超過額に対応する損失）が生じた場合には、当該損失の額に相当する額の準備金を取り崩して益金に算入〕</p>
3	担当部局	経営局 協同組織課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>(1)火災共済 ・制度創設：昭和32年度 ・無税積立率の変遷 昭和32年度：7%、昭和51年度：6%、昭和53年度：5%、昭和54年度：4.5%、昭和55年度：3.5%、昭和57年度：3%、昭和59年度：2% ・洗替保証率の変遷 昭和49年度：50%、昭和51年度：47%、昭和52年度：44%、昭和53年度：41%、昭和54年度：38%、昭和55年度：35%</p> <p>(2)建物更生共済 ・制度創設：昭和37年度 ・無税積立率の変遷</p>

		<p>昭和37年度：7%、昭和40年度：15%、昭和53年度：13.5%、昭和55年度：11%、昭和57年度：9.5%、昭和59年度：9%</p> <p>・洗替保証率の変遷</p> <p>昭和49年度：75%、昭和53年度：73.5%、昭和54年度：72%、昭和55年度：75%</p>	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>農協連合会の経営の健全性を確保することにより、共済金の支払を円滑にし、災害時における農家等の住宅再建等を円滑に行うこと。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>農協連合会等は、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。(農業協同組合法第11条の13等)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>〈大目標〉</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〈中目標〉</p> <p>2 農業の持続的な発展</p> <p>〈政策分野〉</p> <p>⑥ 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>農協連合会が、巨大災害発生時においても、共済金の支払を円滑かつ確実にを行うことができるよう、異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>火災リスク、地震災害リスク、風水災害リスクに係る収入危険共済掛金の1000分の50を乗じて得た額が、正味収入共済掛金の一定率(火災共済にあつては2%、建物更生共済にあつては9%)に相当する額のいずれか大きい額以上を積み立てる(以下「法定積立水準」という。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>共済事業の性格上、予想を超える損害が発生する事態が考えられ、そうした異常災害損失へ備えることにより、農協連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できるための体制を整備できる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>1法人</p> <p>※ 当該税制措置は、火災保険を扱う保険会社、火災共済を扱う生協等に対しても同様に措置されており、また、共済金の支払を円滑に行うことによる効果は、農家等の共済契約者世帯534万戸(全世帯数5,595万戸)に及ぶこととなる。</p> <p>なお、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。</p>
		② 減収額	<p>平成22年度：19,600百万円</p> <p>平成23年度：18,514百万円</p> <p>平成24年度：17,410百万円</p> <p>平成25年度：17,254百万円</p> <p>平成26年度：15,820百万円</p>

		※算定根拠：別紙参照																
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年度～平成26年度)</p> <p>(1)火災共済</p> <p>火災共済については、本措置により、毎年度、法定積立水準の異常危険準備金が積み立てられており、予想を超える損害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にを行うための財務基盤が確保されている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年3月末</th> <th>26年3月末</th> <th>27年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無税分</td> <td>57</td> <td>46</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>有税分</td> <td>130</td> <td>141</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>188</td> <td>188</td> <td>188</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：全国共済農業協同組合連合会調べ</p>	区分	22年3月末	26年3月末	27年3月末	無税分	57	46	47	有税分	130	141	141	合計	188	188	188
		区分	22年3月末	26年3月末	27年3月末													
		無税分	57	46	47													
有税分	130	141	141															
合計	188	188	188															
<p>(2)建物更生共済</p> <p>建物更生共済については、本措置により、毎年度、法定積立水準の異常危険準備金が積み立てられており、巨大災害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にを行うための財務基盤が確保されている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年3月末</th> <th>26年3月末</th> <th>27年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無税分</td> <td>6,498</td> <td>5,501</td> <td>6,027</td> </tr> <tr> <td>有税分</td> <td>8,538</td> <td>10,648</td> <td>10,889</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,037</td> <td>16,149</td> <td>16,917</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：全国共済農業協同組合連合会調べ</p>	区分	22年3月末	26年3月末	27年3月末	無税分	6,498	5,501	6,027	有税分	8,538	10,648	10,889	合計	15,037	16,149	16,917		
区分	22年3月末	26年3月末	27年3月末															
無税分	6,498	5,501	6,027															
有税分	8,538	10,648	10,889															
合計	15,037	16,149	16,917															
<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成21年度～平成26年度)</p> <p>(1)火災共済</p> <p>本措置による直接的な効果は減収額そのものであり、本措置によって法定積立水準の異常危険準備金が毎年度積み立てられており、予想を超える損害発生時において、農協連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できる体制の整備に寄与している。</p> <p>なお、洗替保証率(35%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。現行制度の35%は、最大規模の異常災害損失をカバーし得る水準であることから、現時点において特段の支障は生じていないが、今後引き続き異常災害の発生状況等を注視していく必要がある。</p> <p>(2)建物更生共済</p> <p>本措置による直接的な効果は減収額そのものであり、本措置によって法定積立水準の異常危険準備金が毎年度積み立てられており、巨大災害発生時において、農協連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できる体制の整備に寄与している。</p> <p>洗替保証率については、建物更生共済が地震災害による損失を補償するものであることから75%とされている。当該水準は、これまで異常災害損失をカバーし得る水準であることから、現時点において特段の支障は生じていないが、建物更生共済は、巨大地震災害等による損失を補償するものであること</p>																		

別紙

		<p>から、今後引き続き異常災害の発生状況等を注視していく必要がある。</p> <p>また、火災共済及び建物更生共済とも、正味損害率(※)(50%)を超える損害を異常災害損失として取崩基準にしていることについては、東日本大震災発生の影響を強く受けた平成23年度において、損害率は92%を超過したものの、それ以降は50%を下回っており、概ね妥当なものと考えられる。</p> <p>※ 正味損害率=正味支払共済金÷正味収入共済掛金</p>
		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和59年～平成26年)</p> <p>減収額は、平成26年度で15,820百万円であるが、本措置により、農協連合会の異常危険準備金は、毎年度、法定積立水準が積み立てられ、巨大災害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にするための財務基盤が確保されている(東日本大震災では、異常危険準備金2,648億円の取崩しにより、約9千億円の共済金が円滑かつ確実に支払われている。)</p> <p>なお、本措置は、異常災害の発生や10年経過時の洗い替えにより取り崩しが行われた場合に益金算入されるものであり、課税の繰延効果があるに過ぎないことを踏まえれば、無税積立による一時的な税込減は是認されるべきものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>法定積立水準の異常危険準備金の積立てを通じて、予想を超える損害が発生した場合にも、農協連合会が共済金の支払を円滑かつ確実にを行うようにすることに寄与するものであり、将来にわたって安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>異常危険準備金については、農業協同組合法等に基づき各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、巨大災害発生時に共済金の支払を円滑かつ確実にを行うためには、より積極的な積立てを行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>全国各地で生じうる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な共済金の支払に資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは相当である。</p>
10	有識者の見解	<p>本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	評価結果の反映の方向性	<p>引き続き、本租税特別措置を継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成22年度に事後評価を実施した。</p>

1. 減収額積算(平成26年度)

・法人税……①

$$\text{減収額} = \text{(特例適用対象額)}\times 1 \times \text{(法人税率)}\times 2 \times \text{(〇〇率)}\times 3 \times \text{(〇〇率)}\times 4 \times \text{(〇〇率)}\times 5 \times \text{(法人税率)}\times 6$$

単位:百万円

・法人住民税……②

$$\text{減収額} = \text{(特例適用対象額)}\times 1 \times \text{(法人住民税率)}\times 3 \times \text{(〇〇率)}\times 3 \times \text{(〇〇率)}\times 4 \times \text{(〇〇率)}\times 5 \times \text{(法人税率)}\times 6$$

単位:百万円

・法人事業税……③

$$\text{減収額} = \text{(特例適用対象額)}\times 1 \times \text{(法人事業税率)}\times 4 \times \text{(〇〇率)}\times 3 \times \text{(〇〇率)}\times 4 \times \text{(〇〇率)}\times 5 \times \text{(法人税率)}\times 6$$

単位:百万円

・地方法人特別税……④

$$\text{減収額} = \text{(特例適用対象額)}\times 1 \times \text{(地方特別法人税率)}\times 5 \times \text{(〇〇率)}\times 3 \times \text{(〇〇率)}\times 4 \times \text{(〇〇率)}\times 5 \times \text{(法人税率)}\times 6$$

単位:百万円

※1については、直近4か年の平均増減値により算出

※2については、協同組合等の法人税率

※3については、市町村分と都道府県分の合算

※4については、特別法人に適用される税率

※5については、特別法人に適用される税率

○減収額

$$\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④} = 15,820 \text{ 百万円}$$

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出(別添参照)。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)
適用件数	1	1	1	1	1	1
減収額(単位:百万円)	20,126	19,600	18,514	17,410	17,254	15,820

[租法：法人税：保険会社等の異常危険準備金の積立てに係る特例]

保険会社等の異常危険準備金	平成26年度減収額
	10,437 百万円

(根拠条項：租税特別措置法57条の5)

1. 減収額等の積算

農業協同組合連合会

下表のとおり

2. 適用実績及び適用見込み

(金額単位：百万円)

区 分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)
対象者数(千世帯)	5,540	5,423	5,579	5,493	5,405	5,342
適用法人数	1	1	1	1	1	1
準備金積立額 (a)	129,560	129,341	144,436	125,446	110,278	81,932
差引積立限度超過額 (b)	67,287	68,696	87,151	68,735	54,075	26,997
損金算入額 (a - b)	62,273	60,644	57,285	56,710	56,203	54,935
減収額	13,700	13,341	12,602	11,852	11,746	10,437
国税 (法人税)	13,700	13,341	12,602	11,852	11,746	10,437

注) 1. JA 共済連の決算データである。

準備金積立額、損金算入額の21年度～25年度の実績は、各年度における法人税申告書別表（保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書）より算出。対象者数、準備金積立額の26年度の見込みは、直近4か年の実績等の平均増減値より推計。

- 対象者数は建物更生共済の契約世帯数。適用法人数はJA 共済連1団体（法人）。
- 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。
- 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。
- 減収額は、「損金算入額×法人税率」より算出。法人税率は、平成23年度までは22%、平成24、25年度は20.9%（復興特別法人税含む）、平成26年度は19%である。

[租法：地方税：保険会社等の異常危険準備金の積立てに係る特例]

保険会社等の異常危険準備金	平成26年度減収額
	5,385 百万円

(根拠条項：租税特別措置法57条の5)

1. 減収額等の積算

下表のとおり

2. 適用実績及び適用見込み

(金額単位：百万円)

区 分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	
対象者数(千世帯)	5,540	5,423	5,579	5,493	5,405	5,342	
適用法人数	1	1	1	1	1	1	
準備金積立額 (a)	129,560	129,341	144,436	125,446	110,278	81,932	
差引積立限度超過額 (b)	67,287	68,696	87,151	68,735	54,075	26,997	
損金算入額 (a - b)	62,273	60,644	57,285	56,710	56,203	54,935	
減収額	国税 (法人税)	13,700	13,341	12,602	10,775	10,678	10,437
	地方税	2,370	2,308	2,180	1,864	1,847	1,805
	法人住民税	2,370	2,308	2,180	1,864	1,847	1,805
	法人事業税	2,241	2,183	2,062	2,041	2,023	1,977
	地方法人特別税	1,815	1,768	1,670	1,653	1,638	1,601

注) 1. JA 共済連の決算データである。

- 準備金積立額、損金算入額は、各年度における法人税申告書別表（保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書）より算出。
- 対象者数は建物更生共済の契約世帯数。適用法人数はJA 共済連1団体（法人）。
- 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。
- 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。
- 国税 (法人税) は「損金算入額×法人税率」により算出。法人税率は21年度～23年度22%、24年度～26年度19%により算出。
- 法人住民税は「法人税減収額×法人住民税率」により算出。税率は標準税率17.3%により算出。
- 法人事業税は「損金算入額×法人事業税率」により算出。税率は特別法人に適用される標準税率3.6%により算出。
- 地方法人特別税は「法人事業税減収額×地方法人特別税率」により算出。税率は特別法人に適用される81%により算出。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	保険会社等の異常危険準備金（全国森林組合連合会）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金（全国森林組合連合会） （国税）法人税：義（地方税）法人住民税、法人事業税：義
2	租税特別措置等の内容	<p>(1)森林災害共済 全国森林組合連合会が、森林災害共済（立木の集団について生じた火災及び風水害、雪害、凍霜害、干害、潮害及び噴火による損害を共済事故とする）に係る異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の3%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能。 積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の50%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <p>(2)長期育林共済 全国森林組合連合会が、長期育林共済（立木の集団について生じた火災及び風水害等による損害、当該立木の集団の一定期間の耐存並びに当該立木の集団に係る被共済者の一定期間に生じた当該火災及び風水害等による当該立木の集団の損害の防止に係る死亡を共済事故とする）に係る異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の6%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能。 積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の55%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>異常災害損失（森林災害共済、長期育林共済ごとに、支払共済金の総額が正味収入共済掛金の総額のそれぞれ60%、55%を超える場合における当該超過額に対応する損失）が生じた場合には、当該損失の額に相当する額の準備金を取り崩して益金に算入</p> </div>
3	担当部局	林野庁 経営課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>(1)森林災害共済 ・制度創設：昭和54年度 ・無税積立率の変遷 昭和54年度：6%、昭和56年度：5.5%、昭和59年度：4.5%、昭和61年度：3% ・洗替保証率の変遷 昭和54年度：50%</p> <p>(2)長期育林共済 ・制度創設：昭和59年度 ・無税積立率の変遷 昭和59年度：6% ・洗替保証率の変遷 昭和59年度：55%</p>

6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 全国森林組合連合会の経営の健全性を確保することにより、共済金の支払いを円滑にし、災害時における森林所有者等の経営再建等を円滑に行うこと。 《政策目的の根拠》 共済事業を行う組合は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度末において、共済事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。(森林組合法第20条)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 全国森林組合連合会が、異常災害発生時においても、共済金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるよう、異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 異常災害が発生した場合の共済金支払想定額に対する異常危険準備金の積立水準(残高)等 (森林災害共済は、収入共済掛金の合計額の100分の3以上に相当する額、長期育林共済は、収入掛金共済の危険掛金部分に相当する額の合計額の100分の3以上に相当する額を積み立てる。) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 共済事業の性格上、予想を超える損害が発生する事態が考えられ、そうした異常災害損失へ備えることにより、森林組合連合会が円滑かつ確実に共済金の支払いを実施できるための体制を整備できる。
8	有効性等	① 適用数等 全国森林組合連合会では、連合会の財務健全化を図るため平成13年度から森林災害共済等に係る事業を停止しているため、評価期間における適用数の実績はない。 なお、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。 ※当該税制措置は、火災保険を扱う保険会社、火災共済を扱う生協等に対しても同様の措置がされており、また、共済金の支払いを円滑に行う効果は、全国の森林を対象としているため偏り・僅少はない。
		② 減収額 上述のとおり、平成13年度末から森林災害共済等に係る事業を停止しているため、評価期間における減収額の実績はない。 ・平成22年度～平成26年度 0百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 上述のとおり、平成13年度から森林災害共済等に係る事業を停止していることから、評価期間における定量的な実績値はないため、政策目的の実現状況

			況を分析することはできない。 しかしながら、損害保険事業の性格上、予想外の損害が発生する事態が考えられ、そうした場合に異常災害損失への備えのための内部留保の充実を図ることにより、損害保険会社等が保険金の支給を円滑に実施するための体制を整備できるものであり、組合員の利益を保護することに寄与してきたところ。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 上述のとおり、平成13年度から森林災害共済等に係る事業を停止していることから、評価期間における定量的な実績値はないため、達成目標の実現状況を分析することはできない。 しかしながら、損害保険事業の性格上、予想外の損害が発生する事態が考えられ、そうした場合に異常災害損失への備えのための内部留保の充実を図ることにより、損害保険会社等が保険金の支給を円滑に実施するための体制を整備できるものであり、組合員の利益を保護することに寄与してきたところ。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 上述のとおり、平成13年度から森林災害共済等に係る事業を停止しているため、定量的な実績値はなく、達成目標の実現状況を分析することはできない。 しかしながら、本措置は、異常災害の発生や10年経過時の洗い替えにより取り崩しが行われた場合に益金算入されることから、課税の繰延効果があるに過ぎないことも踏まえれば、無税積立による一時的な税収減は許容されるべきものと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 現在、全国森林組合連合会は森林災害共済等に係る事業を停止しているが、現行の森林組合法(第9条、20条)において、共済事業や準備金の積み立て義務規定が措置されていることや、全国森林組合連合会が将来的に経営改善の進捗状況を踏まえつつ、森林災害共済等の事業を再開することも想定されること。 今後、全国森林組合連合会が事業を再開する場合、早期・計画的な異常危険準備金の積み立てを通じて、予想を超える損害が発生した場合にも、共済金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるようにすることに寄与するものであり、将来的にわたって安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 現在、全国森林組合連合会は森林災害共済等に係る事業を停止しているが、現行の森林組合法(第9条、20条)において、共済事業や準備金の積み立て義務規定が措置されていることや、全国森林組合連合会が将来的に経営改善の進捗状況を踏まえつつ、森林災害共済等の事業を再開することも想定されること。 異常危険準備金については、森林組合法に基づき各事業年度の積立にに係る最低限の義務付けを行うものであり、必要な積立額に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。 なお、森林組合連合会が行う共済事業に対しては、異常危険準備金の積立に係る損金算入の特例以外の支援措置はない。	
		③ 地方公共団体が協力する相当性 該当なし。	

10	有識者の見解	本措置を継続することが妥当。 (平成 27 年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年6月～8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	保険会社等の異常危険準備金（共済水産業協同組合連合会）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金（共済水産業協同組合連合会） （国税）（法人税：義）、（地方税）（法人住民税、法人事業税：義）
2	租税特別措置等の内容	<p>(1)火災共済 共済水産業協同組合連合会が、火災共済の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の2.5%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能 積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の40%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <p>(2)生活総合共済（風水害等共済） 地震等による損失を補償する生活総合共済については、共済水産業協同組合連合会が、生活総合共済の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の9%～4.5%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能 積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の75%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <p>異常災害損失（火災共済、生活総合共済ごとに、支払共済金の総額が正味収入共済掛金の総額のそれぞれ50%、75%を超える場合における当該超過額に対応する損失）が生じた場合には、当該損失の額に相当する額の準備金を取り崩して益金に算入</p>
3	担当部局	水産庁 水産経営課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>(1)火災共済 ・制度創設：昭和29年度 ・無税積立率の変遷 昭和29年度：7%～3.5%、昭和53年度：6%、 昭和55年度：5%、昭和56年度：4.5%、昭和58年度：4%、 昭和61年度：2.5% ・洗替保証率の変遷 昭和35年度：50%、昭和53年度：48%、昭和54年度：46%、 昭和55年度：44%、昭和56年度：42%、昭和57年度：40%</p> <p>(2)生活総合共済 ・制度創設：昭和54年度 ・無税積立率の変遷</p>

		昭和 54 年度:12%~6%、昭和 55 年度:11%~5.5%、 昭和 58 年度:10%~5%、昭和 59 年度:9%~4.5% ・洗替保証率の変遷 昭和 54 年度:67.5%、昭和 55 年度:75%
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 共済水産業協同組合連合会の経営の健全性を確保することにより、共済金の支払いを円滑にし、災害時における漁家等の住宅再建等を円滑に行うこと。 《政策目的の根拠》 共済水産業協同組合連合会は、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。 (水産業協同組合法第 15 条の 10 等)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 共済水産業協同組合連合会が、巨大災害発生時においても、共済金の支払いを円滑かつ確実にを行うことができるよう、異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 巨大災害が発生した場合の共済金支払想定額に対する異常危険準備金の積立水準(残高)等 (火災リスク、地震災害リスク、風水災害リスクに係る収入危険共済掛金の1000分の50を乗じて得た額か、正味収入共済掛金の一定率(火災共済にあつては2.5%、生活総合共済にあつては9~4.5%)に相当する額のいずれか大きい額以上を積み立てる(以下「法定積立水準」という。)) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 共済事業の性格上、予想を超える損害が発生する事態が考えられ、そうした異常災害損失へ備えることにより、共済水産業協同組合連合会が円滑かつ確実に共済金の支払いを実施できるための体制を整備できる。
8	有効性等	①: 適用数等 1法人 ※ 当該租税措置は、火災保険を扱う保険会社、火災共済を扱う生協等に対しても同様の措置がされており、また、全国共済水産業協同組合連合会は、漁業協同組合及び水産加工業協同組合と連帯して共済責任を負担している(共同事業)が、当該共済責任の負担部分については、全国共済水産業協同組合連合会が100%を有しているため、偏り・僅少はない。 なお、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。
		②: 減収額 ・平成 22 年度: 0 百万円 ・平成 23 年度: 77 百万円 ・平成 24 年度: 72 百万円 ・平成 25 年度: 76 百万円

		・平成 26 年度: 76 百万円 ※算定根拠: 別紙 1、2 参照																
③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 昭和 59 年~平成 26 年)																	
	(1)火災共済 火災共済については、平成 23 年の東日本大震災において、異常危険準備金の全額を取り崩したものの、その後は、本措置により、毎年度、法定積立水準の異常危険準備金が積み立てられており、予想を超える損害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にを行うための財政基盤が確保されている。 (単位: 百万円)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>23 年 3 月末</th> <th>26 年 3 月末</th> <th>27 年 3 月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無 税 分</td> <td>0</td> <td>119</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>有 税 分</td> <td>0</td> <td>1,000</td> <td>1,059</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>0</td> <td>1,119</td> <td>1,219</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	23 年 3 月末	26 年 3 月末	27 年 3 月末	無 税 分	0	119	159	有 税 分	0	1,000	1,059	合 計	0	1,119
区 分	23 年 3 月末	26 年 3 月末	27 年 3 月末															
無 税 分	0	119	159															
有 税 分	0	1,000	1,059															
合 計	0	1,119	1,219															
(2)生活総合共済 生活総合共済については、平成 23 年の東日本大震災において、異常危険準備金の全額を取り崩したものの、その後は、本措置により、毎年度、法定積立水準の異常危険準備金が積み立てられており、予想を超える損害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にを行うための財政基盤が確保されている。 (単位: 百万円)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>23 年 3 月末</th> <th>26 年 3 月末</th> <th>27 年 3 月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無 税 分</td> <td>0</td> <td>595</td> <td>819</td> </tr> <tr> <td>有 税 分</td> <td>0</td> <td>6,300</td> <td>6,675</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>0</td> <td>6,895</td> <td>7,495</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	23 年 3 月末	26 年 3 月末	27 年 3 月末	無 税 分	0	595	819	有 税 分	0	6,300	6,675	合 計	0	6,895	7,495
区 分	23 年 3 月末	26 年 3 月末	27 年 3 月末															
無 税 分	0	595	819															
有 税 分	0	6,300	6,675															
合 計	0	6,895	7,495															
出典: 全国共済水産業協同組合連合会調べ 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 昭和 59 年~平成 26 年)																		
(1)火災共済 本措置による直接的な効果は減収額そのものであり、本措置によって法定積立水準の異常危険準備金が毎年度積み立てられており、予想を超える損害発生時において、共済水産業協同組合連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できる体制の整備に寄与している。 また、洗替保証率(40%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。																		
(2)生活総合共済 本措置による直接的な効果は減収額そのものであり、本措置によって法定積立水準の異常危険準備金が毎年度積み立てられており、予想を超える損害発生時において、共済水産業協同組合連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できる体制の整備に寄与している。 また、洗替保証率については、(75%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。 なお、正味損害率(※)(火災共済: 50%、生活総合共済: 75%)を超える損害を異常災害損失として取り崩し基準としていることについては、平均正味損害率がそれぞれ火災共済 36.0%、生活総合共済 45.9%となっており、東日本																		

			<p>大震災を除けば、自然災害が多発した平成16年の正味損害率は、それぞれ火災共済70.8%、生活総合共済112.9%であったこと等を踏まえると、概ね妥当なものと考えられる。</p> <p>※ 正味損害率＝正味支払共済金÷正味収入共済掛金</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和59年～平成26年)</p> <p>減税見込額は、平成26年度で76百万円であるが、本措置が手当てされて以降、共済水産業協同組合連合会の異常危険準備金は、毎年度、法定積立水準以上が積み立てられ、巨大災害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にするための財務基盤が確保されている(東日本大震災では、異常危険準備金の全額(34億円)取り崩しにより、153億円の共済金が円滑かつ確実に支払われている。)</p> <p>なお、本措置は、異常災害の発生や10年経過時の洗い替えにより取り崩しが行われた場合に益金算入されることから、課税の繰延効果があるに過ぎないことも踏まえれば、無税積立による一時的な税収減は是認されるべきものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>共済水産業協同組合連合会の早期・計画的な異常危険準備金の積立てを通じて、予想を超える損害が発生した場合にも、共済水産業協同組合連合会が共済金の支払いを円滑かつ確実にを行うことができるようにすることに寄与するものであり、将来にわたって安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>異常危険準備金については、水産業協同組合法に基づき各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立額に早期に達するためには、より積極的な積立てを行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>	
10	有識者の見解	本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)	
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置を継続する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年	

- 減税見込額等の積算
下表のとおり
- 適用実績及び適用見込み

(金額単位：百万円)

区 分	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数(千世帯)	178	170	166	164	161	158	155
適用法人数	1	1	1	1	1	1	1
準備金積立額 (a)	0	3,740	2,830	1,442	700	700	700
差引積立限度超過額 (b)	0	3500	2600	1200	434	430	425
損金算入額 (a - b)	0	240	230	242	265	269	274
減税見込額							
国税(法人税)	0	52	48	50	50	51	52

- 注) 1. JF共水連の決算データである。
- 準備金積立額、損金算入額の22年度～25年度の実績は、各年度における法人税申告書別表(保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書)より算出。対象者数、準備金積立額、損金算入額の26年度、27年度及び28年度の見込みは、JF共水連の事業計画による見込値より算出。
- 対象者数は火災共済・生活総合共済の契約者数。なお、27年度及び28年度の見込みは、直近3か年の実績等の平均増減値より推計。適用法人数はJF共水連1団体(法人)。
 - 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。
 - 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。
 - 減税見込額は、減税見込額は、「損金算入額×法人税率」より算出。
なお、法人税率は、平成23年度までは22%、平成24、25年度は20.9% (復興特別法人税含む)、平成26年度以降は19%である。

別紙2

1. 減税見込額等の積算

下表のとおり

2. 適用実績及び適用見込み

(金額単位：百万円)

区 分		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数(千世帯)		178	170	166	164	161	158	155
適用法人数		1	1	1	1	1	1	1
準備金積立額 (a)		0	3,740	2,830	1,442	700	700	700
差引積立限度超過額 (b)		0	3500	2600	1200	434	430	425
損金算入額 (a - b)		0	240	230	242	265	269	274
減 税 見 込 額	国 税 (法人税)	0	52	43	46	50	51	52
	地 方 税							
	法人住民税	0	10	9	10	10	10	10
	法人事業税	0	9	9	9	9	9	10
	地方法人特別税	0	6	6	7	7	7	8

注) 1. JF 共水連の決算データである。

準備金積立額、損金算入額の22年度～25年度の実績は、各年度における法人税申告書別表（保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書）より算出。対象者数、準備金積立額、損金算入額の26年度、27年度及び28年度の見込みは、JF共水連の事業計画による見込値より算出。

2. 対象者数は火災共済・生活総合共済の契約者数。なお、27年度及び28年度の見込みは、直近3か年の実績等の平均増減値より推計。適用法人数はJF共水連1団体（法人）。

3. 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。

4. 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。

5. 法人住民税：「法人税減税額×法人住民税率」より算出。

法人事業税および地方特別法人税：「損金算入額×各税率」より算出。

各地方税率は法人住民税率20.23%、法人事業税率3.69%、地方特別法人税2.92%により算出。

6. 24年度、25年度の国税（法人税）には復興特別法人税を含んでいない。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（卸売市場）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（卸売市場） （国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	土地収用法の規定に基づき、法人の有する土地が卸売市場の用に供するために収用された場合、当該法人の譲渡所得について5,000万円まで損金算入。
3	担当部局	食料産業局食品製造卸売課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）では、各卸売市場がそれぞれの立地条件や独自の強みを踏まえた経営戦略を確立し、産地や実需者との連携を通じた魅力ある生産物の集荷・販売を推進するとともに、青果物等の輸出拠点としての卸売市場の活用等を図るなど、更なる機能の高度化を図ることとしている。 このため、公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等に対する課税の特例を設け、卸売市場用地の確保の円滑な推進を図っているところ。譲渡所得への課税にあたり本措置により軽減措置を講じることにより、収用を円滑に進め卸売市場機能の高度化の実現を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (3) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 ① 6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進 イ 食品流通の効率化や高度化等 食品流通の各段階における効率化や機能の高度化等を推進する。 具体的には、生鮮食料品等の流通基盤である卸売市場が直面する様々な課題に的確に対応し、その機能の更なる高度化を図るため、各市場それぞれの立地条件や独自の強みを踏まえた経営戦略を確立し、産地や実需者との連携を通じた魅力ある生産物の集荷・販売を推進する。また、青果物等の輸出拠点として、卸売市場の活用を目指す新たな取組などを推進するとともに、農産物先物市場について、市場環境を整備する。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》</p> <p>食品産業の持続的な発展</p>				
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>用地取得を収用によって進める必要が生じたときに本特例措置により収用を円滑に進めること。強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>卸売市場の用に供される土地の取得を収用によって進める必要が生じたときに、収用を円滑に進めるための措置であり、強制的手段である収用という行政行為の性格上、測定指標について予め計画性を持って想定し、定量的に設定することは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、地域の流通実態に応じた卸売市場用地の確保を実現することにより、地域における生鮮食品等の安定供給、適正な価格形成と流通の合理化に寄与するものと考えている。</p>				
8	有効性等	① 適用数等	<p>(単位:件数)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>22~26 年度実績</td> </tr> <tr> <td>適用市場数</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>卸売市場用地として土地を収用された法人を対象にしており、特定の者に偏っていない。</p> <p>なお、適用市場数について、租特透明化法に基づき把握される情報は、本特例措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本特例措置分のみを抽出することができず、当該情報を用いることができないため、独自の調査を行い、把握している。</p>		22~26 年度実績	適用市場数	0
	22~26 年度実績						
適用市場数	0						
		② 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>22~26 年度実績</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報は、本特例措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本特例措置分のみを抽出することができず、当該情報を用いることができないため、独自の調査を行い、把握している。</p>		22~26 年度実績	減収額	0
	22~26 年度実績						
減収額	0						
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22~26 年度)</p> <p>近年実績はないが、卸売市場用地を土地所有者から円滑に確保することにより、円滑な卸売市場の機能高度化を促進するとともに地域における生鮮食品等の流通の合理化に寄与するものと考えられる。</p>				

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22~26 年度)</p> <p>近年実績はないが、卸売市場の用に供される土地の取得を収用によって進める必要が生じたときに本特例措置により収用を円滑に進めることができると考えられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22~26 年度)</p> <p>収用による用地取得は近年実績はないが、用地確保が困難な場合において、用地を円滑に取得するためには本特例措置が必要である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、資産所有者の収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る非課税措置である。また、資産所有者からの収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが適当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分	<p>【地方税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合等が一定の貸付を受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置(不動産取得税) ・農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置(固定資産税) ・卸売市場及びその機能を補完する施設に係る特例措置(事業所税) <p>【予算措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強い農業づくり交付金 <p>【金融措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品流通改善資金(卸売市場近代化施設) <p>上記税制措置は、卸売市場の施設・機械等の取得に係るものであり、対象としている内容が異なる。</p> <p>また、上記予算措置及び金融措置は、卸売市場における品質管理の高度化等に資する施設・設備等に係る支援措置であり、本特例措置とは対象としている内容が異なるものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、卸売市場用地の確保の円滑化を図るものであり、地方公共団体にとっても、地域における卸売市場の適正配置を通じた生鮮食品等の安定供給の確保の観点から、効果があるものとする。</p>
		10 有識者の見解	<p>本措置を継続することが妥当。 (平成 27 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
		11 評価結果の反映の方向性	<p>引き続き継続を要望する。</p>
		12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成 22 年 6 月~8 月</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（農振法）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における農用地区域内農地面積の確保面積405万ha等と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(農振法)(国税) (法人税:義)(租税特別措置法第65条の2、第68条の73)
2	租税特別措置等の内容	農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)第13条の2第1項に基づいて、市町村が農用地区域内の農地を確保するための交換分合を行う場合に、土地の交換を行う法人が取得資産と譲渡資産に係る帳簿価格との差額の範囲内で年5,000万円を限度として特別控除できることとする措置。
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 農村計画課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年 農振法の交換分合制度の創設 平成元年 3,000万円から5,000万円に引き上げ
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民の食料の安定的な供給を図るため、計画的な土地利用の推進等により優良農地の確保を図る。 なお、政策目的に係る測定指標は、「確保すべき農用地区域内農地面積(平成32年時点で415万ヘクタール)」としている。 《政策目的の根拠》 1 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (4)優良農地の確保と有効利用の促進 ①計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化 新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これからの適切な運用を通じ、優良農地の確保を効果あるものとする。 2 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号) 法の目的として、第1条に、「自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する」ことを掲げている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け [大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 2 農業の持続的な発展

		[政策分野] ⑥優良農地の確保と有効利用の促進												
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「農用地等の確保等に関する基本指針(平成22年6月)」に掲げた平成32年の農用地区域内農地面積415万haの確保に寄与。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 市町村の交換分合計画に基づき交換分合を実施することにより、農業上の利用と他の利用との調整を図りつつ、農用地区域内の土地の農業上の効率的な利用と農用地の集団化等を図り、農用地区域内の農地を確保する。 (なお、本措置の適応実績は、平成3年45ha、平成4年15ha、平成10年1ha、平成11年30ha、平成25年40ha) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 交換分合が必要な場合には、本措置によりその円滑な実施が可能となり、平成32年の農用地区域内農地面積415万ヘクタールの確保に寄与。												
8	有効性等	① 適用数等 適用件数(実績)(分析対象期間:平成22年度～26年度) (単位:法人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> (農村振興局 農村計画課調べ) 租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることはできなかったことから、独自に調査を実施した。 本措置は、法人が交換分合により土地の交換を行う場合に適用されるものであり、適用件数は少なかったものと考えられるが、農業上の利用と他の利用との調整を図りつつ、農用地区域内の土地の農業上の効率的な利用と農用地の集団化等を図り、農用地区域内の農地を確保するため、本措置は引き続き措置される必要がある。 なお、本措置は、交換分合計画に沿って土地を交換した者を対象としており、特定の者への偏りはない。	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	適用件数	0	0	0	1	0
		区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度							
		適用件数	0	0	0	1	0							
② 減収額 減収額(実績)(分析対象期間:平成22年度～26年度) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.3</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> ※算定根拠は別添1 (農村振興局 農村計画課調べ)	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	減収額	0	0	0	0.3	0		
区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度									
減収額	0	0	0	0.3	0									
③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～26年度) ○農用地区域内農地面積の確保面積[実績] (単位:万ha) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>406</td> <td>406</td> <td>405</td> </tr> </tbody> </table> (農村振興局 農村計画課調べ) ※1. 算定根拠は別添2及び別添3 ※2. 農用地区域内農地面積について、平成22年度及び平成23年度は、東日本大震災の影響により被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のデータを把握	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	面積	—	—	406	406	405		
区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度									
面積	—	—	406	406	405									

		<p>することができない</p> <p>※3. 平成26年度について、平成27年9月時点での集計値 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～26年度)</p> <p>交換分合が実施された場合には、土地の交換を行う法人について、一時に譲渡益に課税されることが回避されることから、所有権の移転等が円滑に進み、農用地区域内農地の確保に寄与。</p> <p>※現在、該当市町村に対して、本制度の活用による農用地区域内農地の確保面積について聞き取り調査を実施しており、平成27年9月下旬に直接的な効果を把握することとしている。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～26年度)</p> <p>平成25年度に交換分合制度を活用した地区において、農業上の利用と他の利用との調整が図られ、本特例措置の適応により0.3百万円の減収が生じたものの、地区内の農用地区域内農地の確保につながるのと同時に、政策目的である農用地区域内農地面積の確保に寄与。</p> <p>措置は、市町村の発意による交換分合を行うことで、秩序ある土地利用の形成が図られ、結果として農用地区域内農地の確保にもつながるため、税込減を是認する必要がある。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>農地の所有権移転を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されることがなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>該当なし</p>
10	有識者の見解	<p>本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	評価結果の反映の方向性	<p>引き続き継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成22年8月</p>

1. 減税見込額積算

・法人税(平成25年度)……①

$$\text{見込額} = \frac{\text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人税率)}}{\text{1}} = \frac{1 \times 0.255}{1} = 0.255 \text{ 百万円}$$

※1については、農村振興局農村計画課調べ

※2については、普通法人の税率

$$\text{○減税見込み額} = 0.3 \text{ 百万円}$$

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。

2. 適用実績

区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)
適用件数	0	0	0	1	0
減税見込額(単位:百万円)	0	0	0	0.3	0

別添2

平成24年の農用地区域内の農地面積
(平成24年12月1日現在)

(単位：千ha)

	H24年 農地面積	(参考)		
		対前年 増減	除外等	編入等
北海道	1,111.4	1.5	▲0.5	2.0
青森	134.5	0.0	▲0.5	0.5
岩手	152.3	—	—	—
宮城	113.4	—	—	—
秋田	143.2	0.1	▲0.2	0.3
山形	122.0	0.0	▲0.1	0.1
福島	138.2	—	—	—
茨城	126.5	0.2	▲0.8	1.0
栃木	101.2	▲0.0	▲0.4	0.4
群馬	61.6	0.2	▲0.4	0.6
埼玉	64.1	0.1	▲0.2	0.3
千葉	96.7	▲0.0	▲0.4	0.4
東京	1.9	0.1	▲0.0	0.2
神奈川	10.5	0.0	▲0.1	0.1
山梨	23.3	▲0.5	▲0.7	0.3
長野	94.1	▲0.3	▲0.9	0.5
静岡	56.9	0.1	▲0.4	0.5
新潟	165.8	▲0.0	▲0.1	0.1
富山	55.8	▲0.0	▲0.0	0.0
石川	38.7	▲0.1	▲0.3	0.2
福井	38.2	▲0.0	▲0.1	0.1
岐阜	44.4	▲0.0	▲0.2	0.1
愛知	58.9	▲0.8	▲1.2	0.3
三重	53.3	0.1	▲0.2	0.2
全国	4,056.1	—	—	—
被災3県除き	3,652.1	▲7.3	▲25.6	18.4

農林水産省農村振興局農村計画課調べ

- ※ 全国計の増減は、被災3県を除き算出している。
- ※ 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県の9町村については、平成21年の農地面積からこれまでの農用地区域の除外・編入手続きを行った面積を踏まえ算出している。
- ※ 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
- ※ 平成22年の「基本指針」における平成32年時点で確保すべき農用地区域内の農地面積の目標は415万ha。

別添3

平成25年の農用地区域内の農地面積
(平成25年12月1日現在)

(単位：千ha)

	H25年 農地面積	(参考)		
		対前年 増減	除外等	編入等
北海道	1,113.4	2.0	▲0.6	2.6
青森	134.1	▲0.4	▲0.8	0.4
岩手	151.0	▲1.3	▲1.7	0.4
宮城	113.5	0.1	▲0.3	0.4
秋田	143.3	0.0	▲0.1	0.2
山形	120.7	▲1.3	▲1.5	0.2
福島	138.1	▲0.1	▲1.1	1.0
茨城	126.7	0.1	▲0.5	0.6
栃木	101.2	0.0	▲0.2	0.2
群馬	61.4	▲0.2	▲0.8	0.5
埼玉	63.9	▲0.2	▲0.4	0.2
千葉	96.8	0.1	▲0.5	0.6
東京	1.8	▲0.1	▲0.1	0.0
神奈川	10.5	0.0	▲0.1	0.1
山梨	23.4	0.1	▲0.2	0.4
長野	94.3	0.2	▲0.4	0.6
静岡	56.8	▲0.1	▲0.4	0.3
新潟	167.0	1.3	▲0.3	1.5
富山	55.8	▲0.0	▲0.0	0.0
石川	38.7	0.1	▲0.0	0.1
福井	38.2	0.0	▲0.1	0.1
岐阜	44.5	0.1	▲0.1	0.2
愛知	58.2	▲0.7	▲1.0	0.3
三重	52.7	▲0.7	▲0.8	0.1
全国	4,058.4	2.3	▲20.3	22.6

農林水産省農村振興局農村計画課調べ

- ※ 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県の9町村については、平成21年の農地面積から、平成21年以降に農用地区域の除外、編入を行った面積を加除して算出している。
- ※ 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
- ※ 平成22年の「農用地等の確保等に関する基本指針」における平成32年時点で確保すべき農用地区域内の農地面積の目標は415万ha。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用換地等の場合の所得の特別控除（土地改良事業）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における本措置の適用のあった土地改良事業実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率12%等と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用換地等の場合の所得の特別控除(土地改良事業) (国税)(法人税:義)(租税特別措置法第65条の2、第68条の73)
2	租税特別措置等の内容	法人が土地改良法による換地処分又は交換分合に伴い取得する清算金若しくは換地又は交換取得資産を取得した場合、他の課税の特例を受けないときは、譲渡益の金額又は5,000万円のうち、いずれか低い金額を損金算入できる。 <small>注)換地処分とは、ほ場整備事業等の実施による農用地の区画形質の変更に伴い、工事前の土地に対し、その土地に代わる工事後の新たな土地(換地)を定め、一定の法手続を経た後、当該換地を工事前の土地とみなす行政処分である。また、交換分合とは、分散している農用地を、区画、形状、地番を変更することなく、所有権や使用収益権を移転又は消滅・設定することにより農用地の集団化を行う事業である。</small>
3	担当部局	農村振興局整備部土地改良企画課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年創設(特別控除額は700万円) 昭和42年 特別控除額を1,200万円に引き上げ 昭和48年 特別控除額を2,000万円に引き上げ 昭和50年 特別控除額を3,000万円に引き上げ 平成元年 特別控除額を5,000万円に引き上げ
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 食料自給率向上の基礎となる農地の有効利用を着実に推進するため、土地利用型農業において地域の中心となる経営体に対して農地の利用集積を図る必要がある。 このため、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」及び同年12月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「今後、10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目指すこととされた。 また、平成24年3月に閣議決定された「土地改良長期計画」では、生産性の高い土地利用型農業の実現に不可欠な農地の大区画化・汎用化等の整備を行う基盤整備実施地区において、他の生産・経営関係の施策と連携を図りながら、地域の中心となる経営体への農地の集積率を約8割以上に向上させることとしている。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○土地改良法(昭和24年法律第195号) 第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (4)優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。</p> <p>○土地改良長期計画(平成24年3月30日閣議決定) 第3 政策課題を達成するための目標と具体の取組 【政策目標1】農地の大区画化・汎用化等による農業の体質強化 (1)農地の大区画化等と地域の中心となる経営体への農地集積</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第I. 総論 5.「成長への道筋」に沿った主要施策例 (1)民間の力を最大限引き出す ⑤農林水産業を成長産業にする <成果目標> 今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万人とする</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂) Ⅲ 政策の展開方向 3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減 <目標> 今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 2. 農業の持続的な発展 《政策分野》 ⑥優良農地の確保と有効利用の促進</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 今後 10 年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立するという政策目的に基づき、農業生産基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率については、平成 28 年度までに 80%以上とする目標を設定。																					
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農業生産基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率について、平成 28 年度までに 80%以上とする目標に寄与。 ただし、農業生産基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積は、本措置以外の租税特別措置や補助事業等が相まって円滑な農業生産基盤整備を実施することにより、推進されるものであることから、本措置のみの測定指標を設定することは困難。																					
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により換地処分等の円滑な実施が図られ、農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積が進むことにより、今後 10 年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立するという政策目的に寄与する。																					
8 有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換地処分</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>交換分合</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局土地改良企画課調べ)</p> <p>※ 租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出できなかったため、当該情報を用いることができなかったことから、独自に調査を実施した。</p> <p>本措置は、法人が換地処分に伴い受け取る清算金で代替資産を取得した場合に適用されるものであるところ、法人経営であっても農地の所有権は個人名義であったり、事業実施後に法人化されることも多いことから、本措置の適用件数等は少なかったものと考えられるが、今後 10 年間で、法人を始めとする担い手への農地集積を強力に進めていく過程で農業生産基盤整備の実施が不可欠であり、それに伴う地区全体の換地処分等の円滑な実施のため、本措置は引き続き措置されることが必要である。</p> <p>なお、本措置は換地処分等に伴い資産を取得する全ての法人に適用されるものであり、特定の者への偏りがあるものではない。</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	換地処分	4	2	0	2	3	1	交換分合	0	1	2	—	—	—
		区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度															
換地処分	4	2	0	2	3	1																	
交換分合	0	1	2	—	—	—																	
② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換地処分(千円)</td> <td>87</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>511</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>交換分合(千円)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>31</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局土地改良企画課調べ)</p> <p>※1 算定根拠は別紙を参照。 ※2 租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出できなかったため、当該情報を用いることができなかったことから、独自に調査を实</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	換地処分(千円)	87	16	—	1	511	1	交換分合(千円)	—	—	31	—	—	—	
区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度																	
換地処分(千円)	87	16	—	1	511	1																	
交換分合(千円)	—	—	31	—	—	—																	

		施。																					
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～26 年度) ○農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率(平成 28 年度までに 80%以上)																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地集積率</td> <td>67%</td> <td>67%</td> <td>63%</td> <td>62%</td> <td>63%</td> <td>75% (目標値)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農地集積率は、農林水産省の実施施策に係る政策評価書に基づき記載。 なお、農地集積率とは、農業生産基盤整備事業の完了時において当該事業の受益面積に占める地域の中心となる経営体の経営等農用地面積の割合のこと。</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	農地集積率	67%	67%	63%	62%	63%	75% (目標値)							
		区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度															
農地集積率	67%	67%	63%	62%	63%	75% (目標値)																	
《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～26 年度) ○本措置の適用のあった土地改良事業実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換地処分</td> <td>56%</td> <td>69%</td> <td>—</td> <td>64%</td> <td>55%</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>交換分合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>99%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農地集積率は、本措置の適用があった農業生産基盤整備地区への聞き取りにより把握。 農地集積率(%) = 農業生産基盤整備事業の完了時における事業実施地区内の地域の中心となる経営体の経営等農用地面積 / 農業生産基盤整備事業の完了時における当該事業の受益面積 × 100</p> <p>(平成 21 年度) A 地区 = 278.1ha / 337.0ha × 100 ≒ 82.5% B 地区 = 236.9ha / 344.5ha × 100 ≒ 68.8% C 地区 = 13.2ha / 26.8ha × 100 ≒ 49.3% D 地区 = 0.6ha / 2.7ha × 100 ≒ 22.2% (A 地区、B 地区、C 地区及び D 地区の農地集積率の平均は 55.7%)</p> <p>(平成 22 年度) E 地区 = 97.3ha / 110.1ha × 100 ≒ 88.4% F 地区 = 10.0ha / 20.5ha × 100 ≒ 48.7% (E 地区及び F 地区の農地集積率の平均は 68.6%)</p> <p>(平成 23 年度) G 地区 = 646ha / 650ha × 100 ≒ 99.4%</p> <p>(平成 24 年度) H 地区 = 113.4ha / 176.3ha × 100 ≒ 64.3%</p> <p>(平成 25 年度) I 地区 = 159.0ha / 290.9ha × 100 ≒ 54.7% J 地区 = 113.1ha / 203.6ha × 100 ≒ 55.6% (I 地区及び J 地区の農地集積率の平均は 55.2%)</p> <p>(平成 26 年度)</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	換地処分	56%	69%	—	64%	55%	12%	交換分合	—	—	99%	—	—	—
区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度																	
換地処分	56%	69%	—	64%	55%	12%																	
交換分合	—	—	99%	—	—	—																	

(別紙)

		<p>K地区 = 1.2ha/10.0ha × 100 ≒ 12.0%</p> <p>(K地区は、中山間地域における耕作条件の改善を目的とした事業であるため、事業採択に当たり農地集積率の向上を要件としていないため、数値が低くなっている。)</p> <p>平成26年度を除く分析対象期間における本措置の適用のあった農業生産基盤整備地区における農地集積率は、租税特別措置等による達成目標に寄与する実績を上げており、引き続き政策目的の実現を図るため、本特例の存続により、農地利用集積を推進する必要がある。</p> <p>また、今後10年間で、法人を始めとする担い手への農地集積を強力に進めていく過程で農業生産基盤整備の実施が不可欠であり、それに伴う地区全体の換地処分の円滑な実施のため、本措置は引き続き措置されることが必要である。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成21年度～26年度)</p> <p>分析対象期間に本措置の適用のあった地区における農地集積率(22年度69%、23年度99%、24年度64%)は、同年度の農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率を上回る実績を上げている。</p> <p>なお、本措置の適用があった平成21年度(87千円)、平成22年度(16千円)、平成23年度(31千円)、平成24年度(1千円)、平成25年度(511千円)及び平成26年度(1千円)における減収額の実績は総じて僅少であるものの、換地処分に当たり、事業参加者の農地に係る資産価値の変動に対応する本措置が設けられていることによって、事業実施前の計画段階における同意徴集等が容易となり、事業の円滑な実施が図られており、税收減を是認する効果が発揮されているものと考えている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>換地処分による農地集積等を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減させることが効果的である。このため、予算上の措置(補助事業・交付金事業)と比較して、毎年の予算額に左右されることなく、タイムラグなく税負担を軽減することが可能な租税特別措置の手法を採ることが適切である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>換地を伴う農業生産基盤整備に対しては都道府県営土地改良事業による補助等が、また交換分合については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による助成等が講じられているが、換地処分や交換分合に伴う課税による事業参加農業者の資産減少を回避するための措置は本措置のみである。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	<p>本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	評価結果の反映の方向性	<p>引き続き実施する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成24年2月～8月</p>

<p>収用換地等の場合の所得の特別控除(土地改良事業)【法人税】</p>	<p>平成26年度減税額 1千円</p>
--------------------------------------	--------------------------

(租税特別措置法第65条の2、第68条の73)

1. 減税額積算

受取清算金から受け取った清算金に対応する土地の簿価額を差し引いたものが課税額(=損金算入額)となる。この課税額(損金算入額)に法人税率(平成21年度～23年度:30.0%、平成24年度～26年度:25.5%)を乗じた数値を減税見込額とした。

○換地処分

[平成21年度実績]	291千円	×	30.0%	≒	87千円
	(損金算入額)				(減税見込額)
[平成22年度実績]	53千円	×	30.0%	≒	16千円
	(損金算入額)				(減税見込額)
[平成24年度実績]	2千円	×	25.5%	≒	1千円
	(損金算入額)				(減税見込額)
[平成25年度実績]	2,003千円	×	25.5%	≒	511千円
	(損金算入額)				(減税見込額)
[平成26年度実績]	5千円	×	25.5%	≒	1千円
	(損金算入額)				(減税見込額)

○交換分合

[平成23年度実績]	102千円	×	30.0%	≒	31千円
	(損金算入額)				(減税見込額)

(課税額(損金算入額)は、土地改良企画課の調査による。)

2. 適用実績

区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
適用法人数(法人)	換地処分	4	2	—	2	2	1
	交換分合	—	—	2	—	—	—
損金算入額(千円)	換地処分	291	53	—	2	2,003	5
	交換分合	—	—	102	—	—	—
減税見込額(千円)	換地処分	87	16	—	1	511	1
	交換分合	—	—	31	—	—	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（森林法等）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（森林法等）（国税）（法人税：義、所得税：外）（租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73）
2	租税特別措置等の内容	個人、法人の有する資産において、森林法等の規定により収用され又は買取りの申出を拒み収用される等の場合における買取り等において、租税特別措置法第33条以下に規定する代替資産等を取得した場合の課税の特例を受けないときは、次の特例が適用される。 収用等による資産の譲渡が、公共事業施行者から最初に買取り等の申出のあった日から原則として6か月以内にされた場合には、その補償金等の額（譲渡所得等）から5,000万円の特別控除が認められる。 ただし、6か月を経過した場合であっても、土地収用法の仲裁を受け、かつ、当該仲裁の申請が公共事業の施行者から最初に買取り等の申出のあった日から6か月以内になされている場合は、一定の要件の下で、譲渡所得等から5,000万円の特別控除が認められる。
3	担当部局	林野庁 林政部 木材産業課／森林整備部 整備課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年度創設 昭和48年度改正 特別控除額を2,000万円に引き上げ 昭和50年度改正 特別控除額を3,000万円に引き上げ 平成元年度改正 特別控除額を5,000万円に引き上げ 適用対象となる事業等の変更を経て現在に至る。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 林道、木材集積場、その他森林施業に必要な設備の円滑な整備。 ----- 《政策目的の根拠》 ● 森林・林業基本法（昭和39年7月9日法律第161号） （森林の有する多面的機能の発揮） 第2条 森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない。

		<p>● 森林・林業基本計画（平成 23 年 7 月 26 日閣議決定）</p> <p>第 3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策</p> <p>森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていくこととする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>4. 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>⑰ 森林の有する多面的機能の発揮</p> <p>⑲ 林産物の供給及び利用の確保</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に必要な、林道や木材集積場等の森林施業に必要な設備の用地取得について、収用によって進める必要が発生したときに本措置により円滑に進めること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>林道や木材集積場等の森林施業に必要な設備の用地取得について、収用によって進める必要が生じた場合、本措置により円滑に進められ、森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に寄与する。</p> <p>(収用によって用地取得が行われる件数は想定できない。)</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>平成 22 年度～平成 26 年度（単位：件）</p> <p>法人税 一件</p> <p>所得税 22 年 4 件、23 年 5 件、24 年 4 件、25 年 2 件、26 年 0 件</p> <p>「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することが困難である。</p> <p>そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道関係各種調査（林</p>

		<p>野庁整備課長から都道府県林道担当部長あて)」により適用数を把握した。</p>															
	② 減収額	<p>平成 22 年度～平成 26 年度（単位：百万円）</p> <p>法人税 一百万円</p> <p>所得税 22 年 1.3 百万円、23 年 1.2 百万円、24 年 5.5 百万円、25 年 0.8 百万円、26 年-</p> <p>収用等の金額に税率 15% を乗じて算出</p> <p>参考：当措置の適用となった収用等実績（面積：ha 金額：百万円）</p> <table border="1"> <tr> <td>22 年</td> <td>1.3ha</td> <td>8.6 百万円</td> </tr> <tr> <td>23 年</td> <td>1.6ha</td> <td>8.0 百万円</td> </tr> <tr> <td>24 年</td> <td>4.5ha</td> <td>36.9 百万円</td> </tr> <tr> <td>25 年</td> <td>0.6ha</td> <td>5.2 百万円</td> </tr> <tr> <td>26 年</td> <td>-ha</td> <td>- 百万円</td> </tr> </table> <p>「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することが困難である。</p> <p>そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道関係各種調査（林野庁整備課長から都道府県林道担当部長あて)」により収用金額を把握した。</p>	22 年	1.3ha	8.6 百万円	23 年	1.6ha	8.0 百万円	24 年	4.5ha	36.9 百万円	25 年	0.6ha	5.2 百万円	26 年	-ha	- 百万円
22 年	1.3ha	8.6 百万円															
23 年	1.6ha	8.0 百万円															
24 年	4.5ha	36.9 百万円															
25 年	0.6ha	5.2 百万円															
26 年	-ha	- 百万円															
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 26 年度）</p> <p>本措置が存在することによって、用地取得が円滑に実施され、林道等の設備の円滑な整備が行われている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 26 年度）</p> <p>特に収用される側が個人である場合、本措置が存在することによって、用地取得が円滑に実施されている。</p> <p>《収用を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 26 年度）</p> <p>収用される地価が低いことから、税収の減は毎年度百万円前後である。一方、特に収用される側が個人である場合、本措置が存在することによって、公共の利益となる事業の用に供される用地の取得が円滑に実施され、森林の有する多面的機能の発揮に寄与していることから、税収減を是認する効果が得られている。</p>															
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>林道や木材集積場、その他森林施業に必要な用地の取得を円滑に進めるために、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭（補償金）に対し、税負担を速やかに、かつ、確実に軽減させることが効果的である。このため予算上の措置（補助事業・交付金事業）と比較して、税負担を迅速かつ確実に軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが相当である。</p>															

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし。
10	有識者の見解	本措置を継続することが妥当。 (平成 27 年 8 月 農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性	引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 6 月～ 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（漁業権等）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっているため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（漁業権等） （国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	【法人税】 収用等により取得した補償金が当該譲渡した資産の帳簿価額等の合計額を超える場合、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を所得の金額の計算上、損金の額に参入することができる。
3	担当部局	水産庁資源管理部漁業調整課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年創設 昭和41年「漁業法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収され又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に追加
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことにより、水産業の健全な発展を図る。 《政策目的の根拠》 水産基本法（平成13年6月29日法律第89号）第3条第1項（水産業の健全な発展） 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことによる水産業の健全な発展 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置は資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭（補償金）による特例措置であることから、強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 収用等に伴い支出された補償金は、その交付を受けた時において課税の特例を受けることにより、対象となる漁業権等に対する収用等が円滑に行われることが期待できる。

8	有効性等	① 適用数等	実績なし 租税特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。
		② 減収額	0円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:昭和41年～平成26年) 実績はないが、収用等が行われ譲渡所得を取得した場合は、本措置の適用を受けることにより水産業の健全な発展が図られることになる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和41年～平成26年) － (近年実績はないが、収用等に伴う漁業権等の変更等を進める必要が生じたときに本措置により収用等を円滑に進めることができると考えられる。) 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和41年～平成26年) 強制的な収用等による譲渡所得の取得が水産業の発展の妨げとならないようにするためには、減収となっても当該譲渡所得について課税の特例措置をとる必要がある。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る特例措置である。また、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	特段なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	特段なし
10	有識者の見解		本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年6月～8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（海岸法等）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(海岸法等) 国税(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	【法人】 収用等により取得した補償金が当該譲渡した資産の帳簿価額等の合計額を超える場合、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。
3	担当部局	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年創設 昭和41年「海岸法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収され又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に追加
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土地等の収用及び漁業権の取消等を円滑に行うことにより、国土の保全及び水産業の健全な発展を図る。 《政策目的の根拠》 ・海岸法(昭和31年5月12日法律第101号)第1条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。 ・水産基本法(平成13年6月29日法律第89号)第3条第1項 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁村の健全な発展
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 土地等の収用、漁業権の取消等を円滑に行うことによる国土の保全及び水産業の健全な発展

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>海岸法に基づく海岸保全施設の整備において、土地等の収用、漁業権の取消等が生じた際に手続きを円滑に行うための措置であり、強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>土地等の収用、漁業権の取消等に伴い支出された補償金が、課税の特例を受けることにより、当該土地等の収用、漁業権の取消等が円滑に行われることが期待される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>海岸事業の実施に伴い、土地が必要となった場合、通常は、その事業者が土地所有者や関係人と話し合いを行い、任意で契約を結んで、その土地を取得していることから、実績はない。また、海岸法の規定に基づく漁業権の取消等に伴う補償金の交付の実績もない。</p> <p>また、租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。</p> <p>本租税特別措置の対象者は、海岸法に基づく海岸保全施設の整備において収用される土地の所有者、取消される漁業権の所有者であり、特定の者に偏るものではない。</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成26年)</p> <p>—(実績はないが、収用等が行われ代替資産を取得した場合は、本措置の適用を受けることにより、国土の保全及び水産業の健全な発展が図られることになる。)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成26年)</p> <p>近年実績はないが、土地等の収用、漁業権の取消等を進める必要が生じたときに本措置により収用等を円滑に進めることができると考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年～平成26年)</p> <p>海岸法に基づく海岸保全施設の整備において、土地等の収用、漁業権の取消等が生じた際に手続きが円滑に行われることにより、当該事業の目的である国土の保全が促進されることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る特例措置である。また、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	特段なし

		③ 地方公共団体が協力する相当性	特段なし
10	有識者の見解		本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年(6月～8月)

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	車体課税の抜本的見直し
経産02	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減
経産03	中小企業等の貸倒引当金の特例（税制改正要望「割賦販売法の改正に伴う所要の税制措置」の租特部分）
経産04	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長
経産05	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直しに伴う所要の税制措置
経産06	海外投資等損失準備金の延長
経産07	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
経産08	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業に係る特例措置の延長
経産09	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置
経産10	株式会社商工組合中央金庫の抵当権登記に係る登録免許税の軽減
経産11	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長
経産12	保険会社等の異常危険準備金の延長
経産13	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における軽減措置の拡充及び延長
経産14	産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置
経産15	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税）
経産16	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
経産17	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
経産18	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産19	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産20	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の延長及びガス事業法改正に伴う所要の税制措置
経産21	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

番号	制度名
経産22	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長
経産23	高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（中小企業高度化事業）
経産24	中小企業高度化事業 ①事業所税の非課税 ②共同利用機械等の固定資産税の軽減
経産25	中小企業等の貸倒引当金の特例
経産26	保険会社等の異常危険準備金
経産27	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特例措置
経産28	収用換地等の場合の所得の特別控除
経産29	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
経産30	使用済燃料再処理準備金
経産31	軽油引取税の課税免除（石油化学製品）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	車体課税の抜本的見直し	行政機関名	経済産業省
税目	自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
 <エコカー減税及び自動車税グリーン化特例>
 過去の適用数が把握されていない。
- ④ 将来の適用数等
 <エコカー減税及び自動車税グリーン化特例>
 将来の適用数が予測されていない。
- ⑤ 過去の減収額
 <エコカー減税>
 過去の減収額（平成26年度の自動車取得税）が把握されていない。
 <自動車税グリーン化特例>
 過去の減収額（平成26年度の自動車税）が把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
 <エコカー減税及び自動車税グリーン化特例>
 将来の減収額が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 <エコカー減税>
 過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合87.3%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
 <自動車税グリーン化特例>
 過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における新車販売に占めるグリーン化特例対象車の割合74.5%等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
 過去の効果・達成目標の実現状況について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
 <エコカー減税及び自動車税グリーン化特例>
 将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 <エコカー減税及び自動車税グリーン化特例>
 過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

⑩ 将来の税収減是認効果

<エコカー減税及び自動車税グリーン化特例>

将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

軽自動車税の減収額については、軽自動車税の軽課（グリーン化特例）が平成27年度から導入されたため、過去の実績はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	車体課税の抜本的見直し (国税8)(自動車重量税:外) (地方税14)(自動車取得税:外、自動車税:外、軽自動車税:外)
2	要望の内容	平成27年度与党税制改正大綱等を踏まえ、以下の要望を行う。 ○自動車取得税の消費税率10%への引上げ時での廃止 ○自動車重量税について消費税10%引上げ時において以下の見直しを行う。 ①当分の間税率(旧暫定税率)について廃止を前提としつつ、税制の一層のグリーン化を図る ②エコカー減税について対象重点化を行いつつ軽減措置を拡充し、基本構造の恒久化を図る。 ③平成27年度燃費基準を満たす新車には、引き続き初回車検時に本則税率を適用。 ○自動車税・軽自動車税のグリーン化特例について、消費税10%時までは現行制度のまま継続・延長する。 ○消費税10%引上げ時において、以下の見直しを行う。 ①自動車税(排気量割)について、税率の引下げ(排気量1,000cc以下の負担水準が軽自動車の3倍程度となっているところを2倍程度とする等)を行う。また、初年度月割課税を廃止する。 ②自動車税・軽自動車税の環境性能割について、バッド課税(必要最低限の課税)の考え方で導入を図る。 ③グリーン化特例について環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で軽減を強化する等、税制の一層のグリーン化を図る。 以上に加え、車体課税の簡素化及び更なる負担軽減に向けた検討を行う。 ※担税力の弱い者や自動車が日常生活に欠かせない足として重要な機能を果たしている場合等に配慮した負担軽減のあり方についても検討。
3	担当部局	製造産業局自動車課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<エコカー減税(自動車取得税、自動車重量税)の経緯> ○平成21年度創設 ○平成24年度 ・平成27年度燃費基準値に見直し ・軽減措置拡充(燃費基準+20%達成車を免税対象に追加、免税対象車は2回目車検時の重量税▲50%軽減を追加) ○平成26年度 ・軽減措置拡充(取得税について、燃費基準+10%達成車は▲75%→▲

	80%、燃費基準達成車は▲50%→▲60%。重量税について、2回目車検時の▲50%→免税。)。 ○平成27年度 ・平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。 <自動車税のグリーン化特例の経緯> ○平成13年度創設 ○平成15年度 ・平成12年排出ガス基準達成車のうち☆車、☆☆車を軽減対象から除外 ・軽減措置を新規登録から2年間から1年間に短縮 ○平成16年度 ・平成17年排出ガス基準値に見直し ○平成18年度 ・燃費基準超過達成値を+20%及び+10%に変更 ○平成20年度 ・メタノール自動車を除外 ・燃費基準超過達成値を+25%及び+15%に変更 ○平成22年度 ・プラグインハイブリッド自動車を追加 ・燃費基準+15%超過達成車を対象から除外 ○平成24年度 ・平成27年度燃費基準値に見直し ・軽減率を▲25%及び▲50%と段階的に設定 ○平成26年度 ・構造要件にクリーンディーゼル自動車を追加 ・構造要件に該当する自動車及び燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)は▲75%、燃費基準+10%達成車は▲50%に変更。(燃費基準達成車(+10%未満)は対象から除外) ○平成27年度 ・平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、平成27年度燃費基準による減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする	
6	適用又は延長期間	平成28年度～
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ① 平成27年度与党税制改正大綱等を踏まえ、以下の見直しを行う。 ○自動車税・軽自動車税 ・消費税10%時点までにグリーン化特例の現行制度の延長を図る。(消費税10%引上げ時に以下のパッケージで見直しを図る) ○自動車税・軽自動車税 ・自動車税(排気量割)の税率引下げ、初年度月割課税の廃止。 ・環境性能割をバッド課税(必要最低限の課税)の考え方で導入。 ・グリーン化特例について対象重点化を行いつつ軽減を強化する等、税制の一層のグリーン化。 ○自動車取得税

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税率 10%への引上げ時に廃止。 ○自動車重量税 ・エコカー減税について対象重点化を行いつつ軽減措置を拡充し、基本構造を恒久化。当分の間税率（旧暫定税率）の廃止を前提としつつ、税制の一層のグリーン化。 ○車体課税の簡素化及び一層の負担軽減に向けた検討 <p>② 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに、負担の軽減等の見直しを行い、消費税増税等による自動車需要の落ち込みと日本経済への悪影響を回避する。</p> <p>③ 環境・エネルギー制約に対応するため、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。特に次世代自動車は、我が国自動車産業が先行して開発、市場投入しており、有望な成長分野。その普及拡大により更なる競争力強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律 13 号） 附則第 104 条第 3 項 四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。</p> <p>○社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月） 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成 24 年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国及び地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。</p> <p>○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案（議員修正後） （税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置） 第七条 カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）の観点から、見直しを行う。</p> <p>○社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書（平成 24 年 6 月 15 日） 自動車取得税及び自動車重量税については、第 7 条第 1 号ウ（※法案修正後はカ）の規定に沿って抜本的見直しを行うこととし、消費税率（国・地方）の 8%への引上げ時まで結論を得る。</p> <p>○平成 25 年度与党税制改正大綱（平成 25 年 1 月） 自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第 7 条第 1 号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減</p>
--	---

	<p>減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。</p> <p>イ 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成 26 年度税制改正で具体的な結論を得る。</p> <p>(イ) 自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税率 10%の時点で廃止する。消費税率 8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。</p> <p>(ロ) 消費税率 10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。</p> <p>ロ 自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成 26 年度税制改正で具体的な結論を得る。</p> <p>(イ) エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税率 8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講ずる。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討する。</p> <p>(ロ) 自動車重量税については、車両重量等に応じて課税されており、道路損壊等と密接に関連している。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税収について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行う。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。</p> <p>○民間投資活性化等のための税制改正大綱（平成 25 年 10 月） 自動車取得税及び自動車重量税については、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、税制抜本改革法第 7 条第 1 号カに基づき、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行う。</p> <p>○平成 26 年度与党税制改正大綱（平成 25 年 12 月） 税制抜本改革法第 7 条第 1 号カの規定及び平成 25 年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。</p> <p>① 自動車取得税については、消費税率 8%への引上げ時において、平成 22 年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については 5%から 3%、営業用自動車及び軽自動車については 3%から 2%にそれぞれ引き下げるとともに、平成 26 年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成 27 年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。 自動車取得税は、消費税率 10%への引上げ時（平成 27 年 10 月予定）に廃</p>
--	---

	<p>止する。そのための法制上の措置は、消費税率 10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。</p> <p>② 自動車税については、平成 25 年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にクリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で2年間延長する。</p> <p>また、消費税率 10%段階において、平成 25 年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税(環境性能割)を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成 27 年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。</p> <p>イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0~3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成 32 年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。</p> <p>ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。</p> <p>ハ 自動車税(排気量割)のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。</p> <p>ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。</p> <p>③ 軽自動車税については、平成 27 年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあっては 1.5 倍に、その他の区分の車両にあっては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約 1.25 倍にそれぞれ引き上げる。</p> <p>また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した四輪車等について、平成 28 年度から約 20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約 1.5 倍に引き上げた上で、2,000 円未満の税率を 2,000 円に引き上げる。</p> <p>④ 自動車重量税については、エコカー減税を拡充するとともに、その財源の確保及び一層のグリーン化等の観点から、経年車に対する課税の見直しを行う。</p> <p>平成 27 年度税制改正において、現行エコカー減税の期限到来に併せ、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。</p> <p>自動車重量税については、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる。また、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。</p> <p>○平成 27 年度与党税制改正大綱(平成 26 年 12 月) 平成 26 年度与党税制改正大綱等における消費税率 10%段階の車体課税の見直しについては、平成 28 年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。</p> <p>自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、経過的な措置として、平成 32 年度燃費基準への</p>
--	---

	<p>単純な置き換えを行うとともに、現行の平成 27 年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。</p> <p>自動車重量税については、消費税率 10%への引上げ時の環境性能割の導入にあわせ、エコカー減税の対象範囲を、平成 32 年度燃費基準の下で、政策インセンティブ機能を回復する観点から見直すとともに、基本構造を恒久化する。</p> <p>また、平成 25 年度及び平成 26 年度与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担の性格等を踏まえる。</p> <p>軽自動車税については、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入する。この特例については、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例(軽課)とあわせて見直す。また、二輪車等の税率引上げについて、適用開始を 1 年間延期し、平成 28 年度分からとする。</p> <p>なお、消費税率 10%段階の車体課税の見直しにおいては、税制抜本改革法第 7 条に沿いつつ、自動車をめぐるグローバルな環境や課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえた議論を行う。</p> <p>○低炭素社会づくり行動計画(平成 20 年 7 月) 次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG 自動車等)について、2020 年までに新車販売のうち 2 台に 1 台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。</p> <p>○新成長戦略(平成 22 年 6 月) ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で 50%に</p> <p>○日本再生戦略(平成 24 年 7 月) 2020 年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で 50%</p> <p>○日本再興戦略(平成 25 年 6 月) 2030 年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5~7 割とすることを旨とする。</p> <p>○平成 26 年度経済財政報告(平成 26 年 7 月) 今回は、駆け込み需要と反動減を平準化させるための施策がとられた。具体的には、自動車販売に係る平準化措置として、消費税率引上げ後に自動車取得税の引下げやエコカー減税の拡充等の施策が実施されたが、前述のとおり、自動車販売の伸びは前回よりもかなり大きかった。これは、既に取得税が免税・減税となっているエコカーの割合が自動車販売全体に占める割合が高かったことや、エコカー減税の拡充等による負担軽減分が、消費税率引上げによる負担増加分に比べてかなり小さかったことから、平準化の効果が発揮されにくかったためと考えられる。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済産業 1-1 経済基盤</p>
--	--

③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>① 平成26年度、平成27年度と党税制改正大綱に基づき、自動車取得税の消費税10%時点での廃止や環境性能課税及びグリーン化特例のグリーン化などを実現。</p> <p>② 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。</p> <p>③ 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを旨とする。</p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合></p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度* 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p> <p>平成26年度* 87.3%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <p><新車販売に占めるグリーン化特例の対象車の割合(経済産業省試算)></p> <p>平成22年度* 67.0%</p> <p>平成23年度 75.2%</p> <p>平成24年度* 76.6%</p> <p>平成25年度 89.9%</p> <p>平成26年度* 74.5%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <p><新車販売台数に占める次世代自動車の割合(経済産業省調べ)></p> <p>平成22年度 12%</p> <p>平成23年度 16%</p> <p>平成24年度 21%</p> <p>平成25年度 23%</p> <p>平成26年度 24%</p> <p><国内自動車販売台数の推移(日本自動車工業会データベース)></p> <p>平成22年度 460万台</p> <p>平成23年度 475万台</p> <p>平成24年度 521万台</p> <p>平成25年度 569万台</p> <p>平成26年度 530万台</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度* 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p> <p>平成26年度* 87.3%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p>

			<p>○新車登録(登録車)の多くがグリーン化特例の対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><新車販売に占めるグリーン化特例の対象車の割合(経済産業省試算)></p> <p>平成22年度* 67.0%</p> <p>平成23年度 75.2%</p> <p>平成24年度* 76.6%</p> <p>平成25年度 89.9%</p> <p>平成26年度* 74.5%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度* 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p> <p>平成26年度* 87.3%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <p><新車販売に占めるグリーン化特例の対象車の割合(経済産業省試算)></p> <p>平成22年度* 67.0%</p> <p>平成23年度 75.2%</p> <p>平成24年度* 76.6%</p> <p>平成25年度 89.9%</p> <p>平成26年度* 74.5%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>
		② 減収額	<p><エコカー減税></p> <p>○自動車取得税</p> <p>平成23年度 ▲2,338億円</p> <p>平成24年度 ▲2,319億円</p> <p>平成25年度 ▲3,124億円</p> <p>(総務省試算)</p> <p>○自動車重量税</p> <p>平成23年度 ▲1,018億円(22年度登録)</p> <p>平成24年度 ▲347億円(23年度登録)</p> <p>平成25年度 ▲440億円(24年度登録)</p> <p>平成26年度 ▲720億円(25年度登録)</p> <p>(財務省試算)</p> <p><自動車税グリーン化特例></p> <p>○過去5年間の軽課額試算</p> <p>平成21年度 ▲224億円</p> <p>平成22年度 ▲249億円</p> <p>平成23年度 ▲313億円</p> <p>平成24年度 ▲346億円</p> <p>平成25年度 ▲308億円</p> <p>○過去5年間の重課額試算</p> <p>平成21年度 205億円(20年度登録)</p> <p>平成22年度 211億円(21年度登録)</p> <p>平成23年度 237億円(22年度登録)</p> <p>平成24年度 250億円(23年度登録)</p> <p>平成25年度 256億円(24年度登録)</p> <p>(平成22年度までは国土交通省試算、平成23年度以降は総務省試算)</p>

③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)＞</p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度* 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p> <p>平成26年度* 87.3%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <p>○新車登録(登録車)の多くがグリーン化特例の対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>＜新車販売に占めるグリーン化特例の対象車の割合(経済産業省試算)＞</p> <p>平成22年度* 67.0%</p> <p>平成23年度 75.2%</p> <p>平成24年度* 76.6%</p> <p>平成25年度 89.9%</p> <p>平成26年度* 74.5%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)＞</p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度* 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p> <p>平成26年度* 87.3%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <p>○新車登録(登録車)の多くがグリーン化特例の対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>＜新車販売に占めるグリーン化特例の対象車の割合(経済産業省試算)＞</p> <p>平成22年度* 67.0%</p> <p>平成23年度 75.2%</p> <p>平成24年度* 76.6%</p> <p>平成25年度 89.9%</p> <p>平成26年度* 74.5%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>○日本再興戦略等において、2030年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目標に掲げているが、これは必要政策支援を積極的に講じた場合の目標であるため、本措置が講じられなかった場合は、この目標の達成は困難。次世代自動車戦略研究会において、2020年と2030年の車種別普及見直し(新車販売台数に占める割</p>
---	--------------	--

		<p>合)について、メーカーが燃費改善、次世代自動車開発等に最大限の努力を行った場合の民間努力ケースについて、検討を行い整理した結果、2030年の新車販売台数に占める次世代自動車の割合は30%～40%であった。</p> <p>＜2020～2030年の乗用車車種別普及見直し(民間努力ケース)(次世代自動車戦略2010)＞</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020年</th> <th>2030年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従来車</td> <td>80%以上</td> <td>60～70%</td> </tr> <tr> <td>次世代自動車</td> <td>20%未満</td> <td>30～40%</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド自動車</td> <td>10～15%</td> <td>20～30%</td> </tr> <tr> <td>電気自動車 プラグインハイブリッド自動車</td> <td>5～10%</td> <td>10～20%</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>僅か</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>クリーンディーゼル自動車</td> <td>僅か</td> <td>～5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜新車販売台数に占める次世代自動車の割合(経済産業省調べ)＞</p> <p>平成22年度 12%</p> <p>平成23年度 16%</p> <p>平成24年度 21%</p> <p>平成25年度 23%</p> <p>平成26年度 24%</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでいる。本措置が講じられなかった場合には、これまでの水準の維持は困難。</p> <p>＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)＞</p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度* 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p> <p>平成26年度* 87.3%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <p>○新車登録(登録車)の多くがグリーン化特例の対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>＜新車販売に占めるグリーン化特例の対象車の割合(経済産業省試算)＞</p> <p>平成22年度* 67.0%</p> <p>平成23年度 75.2%</p> <p>平成24年度* 76.6%</p> <p>平成25年度 89.9%</p> <p>平成26年度* 74.5%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p>		2020年	2030年	従来車	80%以上	60～70%	次世代自動車	20%未満	30～40%	ハイブリッド自動車	10～15%	20～30%	電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	5～10%	10～20%	燃料電池自動車	僅か	1%	クリーンディーゼル自動車	僅か	～5%
	2020年	2030年																					
従来車	80%以上	60～70%																					
次世代自動車	20%未満	30～40%																					
ハイブリッド自動車	10～15%	20～30%																					
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	5～10%	10～20%																					
燃料電池自動車	僅か	1%																					
クリーンディーゼル自動車	僅か	～5%																					

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度* 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p> <p>平成26年度* 87.3%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <p>○新車登録(登録車)の多くがグリーン化特例の対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><新車販売に占めるグリーン化特例の対象車の割合(経済産業省試算)></p> <p>平成22年度* 67.0%</p> <p>平成23年度 75.2%</p> <p>平成24年度* 76.6%</p> <p>平成25年度 89.9%</p> <p>平成26年度* 74.5%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>○エコカー減税(平成21年度から措置)等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。そのため、税制上の優遇措置を講じることが妥当。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度* 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p> <p>平成26年度* 87.3%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金</p> <p>ー平成27年度予算額：200億円</p> <p>ー電気自動車等の購入者に対し、ベース車両(同格のガソリン車)との価格の一部を補助</p> <p>環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等の普及促進を図る。</p> <p>税制改正要望の目的は自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに自動車取得税の税率引下げ、自動車重量税の負担の軽減等の見直しを行い、消費税増税による自動車需要の落ち込みと日本経済への悪影響を回避しつつ、環境性能に優れた自動車の普及を進めることにある。</p> <p>一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>①道路特定税源の廃止により、自動車取得税及び自動車重量税は課税根拠を喪失したにも関わらず、取得段階では消費税と自動車取得税の二重課税となっており、保有段階でも自動車重量税のほかに自動車税(又は軽自動車税)の2つの税が課されており、複雑かつ過大な負担を強いっている。特に移動手段を車に依存せざるをえず、複数台を保有する場合は多い地方ほど負担が重い。</p> <p>②自動車産業は裾野が広く、他産業への波及効果も極めて大きい。また、関連産業を含めて500万人超(全就業人口の約1割)の雇用を生み出している基幹産業。自動車産業の活性化は、関連産業全体の活性化につながり、ひいては地方を含む日本経済全体の活性化につながる。</p> <p>③上記のとおり、車体課税の負担軽減、環境対応車の普及促進を通じた国内自動車市場の活性化は、地方経済の活性化にも資する。</p> <p>④また、環境性能に優れた自動車の普及は、国全体で取り組むべき温暖化対策や、地域住民の生活に直結する大気汚染防止の観点からも重要な施策であることから、地方公共団体に協力を求めることは妥当。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年度(事前評価)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減	行政機関名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
 将来の効果・達成目標の実現状況について、「経済活力系以外の目標への波及効果も含め、達成目標の実現状況の将来推計については、特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する自治体の基本計画の目標達成率が50%を超える」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

＜点検結果表の別紙＞

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄等の補足説明）
目標達成時期は平成29年度末である。

- ⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
本措置は平成26年度に創設されたが、26年度は適用数0件、減収額0円である。

- ⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
平成27年度については、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた事業が、27年8月末で既に4事業あり、うち、既に本措置の適用を受けた事業が1事業存在する。
本年度中に、さらに3件の事業計画が認定申請見込みとなっており、合わせて7事業が平成28年3月末までに本措置の適用を受ける見込みである。

登記に係る減収額は、課税標準額に登録免許税の軽減税率及び適用見込み件数を乗じて試算する。土地の移転登記に係る課税標準額は、地価公示価格^(注1)に0.7を乗じた値^(注2)に、事業敷地面積の平均値を乗じて試算し、建物の保存登記に係る課税標準額は、1㎡あたりの単価^(注3)に事業延床面積の平均値を乗じて試算する。

移転登記の減収額（A）：150,281×0.7×4,070×10/1,000×7≒30（百万円）

保存登記の減収額（B）：118,875×17,563×2/1,000×7≒29.2（百万円）

平成27年度の減収額推計は、（A）＋（B）により、59.2百万円である。

- (注) 1 平成25年度における中心市街地（商業値）の地価公示価格平均値（国土交通省）の認定市120市の平均値
2 地価公示価格に0.7を乗じた値を用いている根拠は、移転登記に係る登録免許税の課税標準額については、固定資産税評価額を用いることとされており、固定資産税評価額（宅地）は、固定資産税評価基準（昭和38年自治省告示第158号）において、地価公示価格等の7割を目途とされていることによるもの
3 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、高松、福岡の法務局又は地方法務局が公開している新築建物課税標準価格認定基準表の鉄筋コンクリート造（「店舗・事務所・百貨店・銀行」又は「共同住宅」）における単価を平均した値

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
平成26年度は法案改正時期や事業スケジュールの都合上、本措置の適用実績がなかったため、効果・達成目標の実現状況は確認できなかった。

- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
本措置の効果・達成目標とした中心市街地の活性化を測定する具体的な達成目標値については、自治体が策定する中心市街地活性化基本計画の中心市街地における通行量、居住人口、販売額等を設定しているが、特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施により、これらのうち、経済活力向

上に係る指標（指標全体の1/5）については目標達成が可能であり、他の指標（指標全体の4/5）については、過去の実績値（29%）と同等の目標達成率であると仮定。これにより、

$$(1/5 \times 100\%) + (4/5 \times 29\%) = 43.2\% \text{ となり、}$$

これに、経済活力系以外の目標への波及効果も含め、達成目標の実現状況の将来推計については、特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する自治体の基本計画の目標達成率が50%を超えると予測する。

これは、特定民間中心市街地経済活力向上事業が中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第13項に定めるとおり、「中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した」ものであるため、経済活力向上に係る指標について目標達成が可能とした。

また、経済情勢等、他の要因の影響を除く本措置の直接的な効果については、アンケートを実施し、本措置がなかった場合と比較した中心市街地活性化の基本計画における目標達成率の増加分を分析することとする。

- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
過去の実績については、本措置の適用がなく税収減もなかったことから、税収減を是正するような効果については確認していない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(国税11)(登録免許税:外) 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減
2	要望の内容	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく事業の用に供するため、不動産の取得又は建物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の税率を1/2とする軽減措置の適用期限(平成28年3月31日)を2年間延長する。 ・所有権の保存登記 1,000分の2(本則 1,000分の4) ・所有権の移転登記 1,000分の10(本則 1,000分の20)
3	担当部局	経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設
6	適用又は延長期間	2年間(平成28年4月～平成30年3月)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中心市街地の活性化は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を推進することで、地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目指すものである。 本措置は、平成26年に改正された中心市街地活性化法により創設された認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に基づいて、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果が高い民間プロジェクトに絞り込んで、従来より手厚い支援を重点的に行うことにより、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>【参考】 ・中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号、平成26年7月3日改正法施行)第1条の概要 ・中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成26年7月25日閣議決定)第11章の概要</p> <p>《政策目的の根拠》 中心市街地が地域の経済及び社会の発展に重要な役割を果たす一方で、人口減少や少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会情勢変化に十分に対応できたものとなっていない問題が全国的に深刻化している状況に鑑みると、中心市街地の活性化は、単に一地域の問題ではなく国として取り組むべき重要課題である。 こうした考え方のもと、平成10年に中心市街地活性化法を制定して以来、国の施策として政府が一体となって中心市街地の活性化を推進する事業に取り組んでおり、平成18年には、国としての取組を一層強化すべく、国の責任主体として中心市街地活性化本部を内閣に設置するとともに、当該本部を中心に関係省庁が緊密な連携を図り総合的かつ効果的に施策を展開するための法改正を行った。 さらに、平成26年7月の法改正では、少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における空き店舗や未利用地の増加による商機</p>

		<p>能の衰退に歯止めが掛からない状況を踏まえ、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向けて、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図るため、中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う民間事業者による事業計画を認定し、重点支援する制度を創設した。 本制度に基づく重点支援施策により民間投資を喚起させ、魅力ある商業施設等の整備を強力に促し、中心市街地の活性化に繋げるため、重点支援施策の一翼である本租税特別措置を延長する必要がある。</p> <p>【参考】 ・中心市街地活性化法に基づき定められた基本方針(閣議決定)の関連部分(抜粋)</p> <p>(一部抜粋) 第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項 1. 中心市街地の活性化の意義 活性化された中心市街地は、 ① 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。 ② 多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。 ③ 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。 ④ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。 ⑤ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。 ⑥ コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。 などから、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待される。 しかし、前文で述べたとおり中心市街地の多くの実態は、このような期待にこたえられる状態になく、我が国が人口減少・少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要である。 そのため、国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組み、国民の生活基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることが重要である。 その際、中心市街地の活性化は、人口減少、高齢化など、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉といった機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要であ</p>
--	--	--

		<p>る。</p> <p>2. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫をいかにしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであり、これを通じて次の目標を追求すべきである。</p> <p>① 人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。</p> <p>② 地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。</p> <p>また、同時に、中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民間及び公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの縮減、各種公共的サービスの効率性の向上等を実現することも追求し得るものである。</p> <p>さらに、中心市街地の活性化による効果を周辺地域にも波及させることにより、様々な地域の活性化に結びつける必要があり、ひいては国民生活の向上と健全な発展を図らなければならない。</p> <p>第2章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>1. 政府における推進体制の整備等</p> <p>内閣に設置された中心市街地活性化本部(内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする。以下「本部」という。)において、施策で重要なものの企画及び立案を行うとともに、施策の総合調整を行う。さらに、法第9条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)における進捗状況等の把握に努めるとともに、中心市街地の活性化に関する施策の見直しなども併せて実施する。</p> <p>各府省庁においては、本部を中心に緊密な連携を図り、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、中心市街地の活性化に関する施策を効果的かつ効率的に推進する。また、経済産業局や地方整備局をはじめとする各府省庁の地方支分部局において、市町村の中心市街地の活性化に関する取組に対して、適切な支援や助言等を実施する。</p> <p>また、都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市、観光立国等の関連する諸施策との連携を図り、これらの成果を最大限活用する。</p> <p>2. 認定基本計画に基づく取組に対する重点的な支援</p> <p>政府は、中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するため、認定基本計画に基づく取組に対して、重点的な支援を実施する。</p> <p>さらに、地域が地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえながら、効果的かつ効率的に中心市街地の活性化を推進するために行う取組に対し、地域の幅広い選択が可能となるよう、様々な支援措置の整備を行うものとする。</p> <p>3～6 略</p> <p>第11章 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項</p>
--	--	---

		<p>1. 目標設定の意義</p> <p>特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに対して、経済産業大臣が認定した場合に重点的な支援を講じるものである。限られた政策支援を重点化するに相応しい事業に絞り込んで、予算措置の拡充、税制措置の創設、低利融資措置の創設、地元が望む場合には大規模小売店舗立地法の特例措置の創設などの政策支援を集中させることで、中心市街地への民間投資を強力に喚起していくことが必要である。</p> <p>こうした中心市街地の活性化の起爆剤となる民間プロジェクトは、中心市街地の経済活力の向上(来訪者、就業者、売上高のいずれかで評価)を相当程度増加させることを目指して実施されなければならない。また、こうした目標を達成する成功率を高めるための取組が併せて実施されなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>4. 中小・地域 4-1 経営革新・創業促進</p> <p>【参考】</p> <p>中心市街地活性化法は、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を推進すること(中心市街地活性化)」を目的とし、「中心市街地の活性化のための特別な措置」として、法第50条に「特定民間中心市街地経済活力向上事業」が位置づけられている。また、本事業の必要性については、法第8条において政府が定めることとされている「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(基本方針)」の第11章(前掲)において記載されている。</p> <p><中心市街地活性化法の関連部分(抜粋)></p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上(以下「中心市街地の活性化」という。)を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別な措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第七条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 この法律において「特定民間中心市街地経済活力向上事業」とは、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び第十一項第一号に掲げる事業であって、民間事業者が行うものをいう。</p>
--	--	---

		<p>第二章 基本方針</p> <p>第八条 政府は、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項</p> <p>二～六 略</p> <p>七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項</p> <p>八～十二 略</p> <p>3～7 略</p> <p>第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置</p> <p>第三節 認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する特別の措置</p> <p>（特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定）</p> <p>第五十条 特定民間中心市街地経済活力向上事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあっては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十一項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（以下この条及び次条において「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に関し意見を付すことができる。</p> <p>3 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標及び内容</p> <p>二 特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施時期</p> <p>三 特定民間中心市街地経済活力向上事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>四 第五十八条第一項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及び当該特例の適用を受けて設置しようとする大規模小売店舗の所在地その他経済産業省令で定める事項</p> <p>4～9 略</p>
--	--	--

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業は、中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指すものである。本事業の認定に際しては、来訪者、就業者、売上高のいずれかについて高い数値目標を達成する取組を行うことが要件となるが、本事業の実施によって自治体が策定する中心市街地活性化基本計画における目標達成率も押し上げると想定される。</p> <p>中心市街地の活性化を測定する具体的な達成目標値については、自治体が策定する中心市街地活性化基本計画において中心市街地における通行量、居住人口、販売額等を設定しているが、当該目標値については自治体毎に異なる。また、目標達成時期については、自治体が策定する中心市街地活性化基本計画において設定する計画期間であり、概ね5年以内とされているものの、自治体毎にその期間は異なる。</p> <p>このため、達成目標値及び達成時期については、個別に自治体の状況を調査する必要があるが、制度上、内閣府が自治体毎に中心市街地活性化基本計画の計画期間終了時期、及び中間フォローアップのタイミングで調査している。本措置による達成目標の達成状況は、当該調査結果によって把握できる。</p> <p>なお、平成24年度末までに基本計画の計画期間を満了した44中心市街地において、各市が自己評価（フォローアップ）を実施した結果、その目標達成率は約29%、平成25年度においては約21%まで下がっている（過去全体での平均26%）。</p> <p>他方、本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する自治体においては、当該目標達成率が引き上げられる効果が見込まれる。経済活力の向上に資する目標については目標を確実に達成するとともに、経済活力向上系以外の目標への波及効果も見込み、全体として目標達成率が50%を超えることを目標とする。</p> <p>【資料】：平成18年度から平成24年度末までに基本計画の計画期間を満了した44中心市街地の自己評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>通行量</th> <th>居住人口等</th> <th>販売額等</th> <th>空き店舗等</th> <th>施設入込数等</th> <th>公共交通機関</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標達成率</td> <td>27%</td> <td>18%</td> <td>11%</td> <td>20%</td> <td>44%</td> <td>33%</td> <td>62%</td> <td>29%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資料】：平成25年度に基本計画の計画期間を満了した27中心市街地の自己評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>通行量</th> <th>居住人口等</th> <th>販売額等</th> <th>空き店舗等</th> <th>施設入込数等</th> <th>公共交通機関</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標達成率</td> <td>14%</td> <td>19%</td> <td>0%</td> <td>33%</td> <td>33%</td> <td>100%</td> <td>33%</td> <td>21%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資料】：平成18年度から平成25年度末までに基本計画の計画期間を満了した71中心市街地の自己評価結果の項目のまとめ</p>		通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計	目標達成率	27%	18%	11%	20%	44%	33%	62%	29%		通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計	目標達成率	14%	19%	0%	33%	33%	100%	33%	21%
	通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計																														
目標達成率	27%	18%	11%	20%	44%	33%	62%	29%																														
	通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計																														
目標達成率	14%	19%	0%	33%	33%	100%	33%	21%																														

経済活力向上系指標	43 項目(約 20%)	合計 227 項目
それ以外の指標	184 項目(約 80%)	
経済活力向上系指標を除く、184 項目の目標達成率		29%

出典：内閣府地方創生推進室ホームページ公表資料より経済産業省作成

【補足説明】

- 特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する市町村の基本計画の目標達成率について

特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施により、経済活力向上系の指標(全体の 1/5)については目標達成ができることを見込み、他の指標(全体の 4/5)については、上記資料の実績値(29%)の達成率と仮定。

計算方法: $(1/5 \times 100\%) + (4/5 \times 29\%) = 43.2\%$

これに、経済活力系以外の目標への波及効果も含め、特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する市町村の基本計画の目標達成率が 50%を超えることを目指す。

【参考】

- ・認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画における目標値の考え方について

<中心市街地活性化基本方針の関連部分(抜粋)>
第 11 章 略

2. 「相当程度増加」の判断基準

特定民間中心市街地経済活力向上事業の目標は、以下の二つの要件をともに満たすものとして設定されなければならない。

(1) 意欲的な数値目標

以下のいずれかの指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること。

①「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の 4 倍以上であること。

②「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の 1% 以上であること。

③「年間平均雇用人数」が、50 人以上であること。

(2) 周辺地域の経済活力を向上させる波及効果

来訪者、就業者、売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するかが明確であること。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

本措置の達成目標は、民間投資の喚起を軸に中心市街地の経済活力の向上を図るものであるが、そのための測定指標は自治体毎に異なる。

本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業については、その達成目標に来訪者、就業者、売上高のいずれかについて高い数値を掲げ、これを達成するための取組が求められるところであるが、当該目標数値以外にも、事業実施区域に止まらない中心市街地及びその周辺地域に対する波及効果も求められる。このため、本事業の実施が、事業が実施される自治体の中心市街地活性化基本計画における目標達成にも寄与するものと想定される。

こうしたことから、本措置による達成目標に係る測定指標としては、本事業が実施される自治体の中心市街地活性化基本計画の目標の達成状況を測定指標とする。

参考として、各自治体の基本計画で採用されている目標の一例を下記に記す。

【資料】：基本計画において採用されている目標数(117 市 142 計画)
※平成 26 年 1 月 1 日現在データ

目標の分類	採用数	構成比
通行量	144	33.3%
居住人口等	91	21.1%
販売額等	41	9.5%
空き店舗等	33	7.8%
施設入込数等	77	17.8%
公共交通機関	15	3.5%
その他	31	7.2%
合計	432	100.0%

出典：平成 25 年度中心市街地商業等活性化支援業務(中心市街地活性化施策の効果分析・検証事業)報告書より引用

また、本事業に対しては、補助金、融資等の支援と一体的に本措置が講じられることから、本措置の直接的な効果を測るための具体的な事後検証の方法としては、予算措置等と本措置が一体的に講じられた事業者に対し、本措置を含めた支援措置が、事業実施の際にどの程度事業促進要因となったのか、その貢献度の内訳を個別に事後調査を実施する事で、定量的な効果を把握することを想定している。同調査により、本措置が参入コストの低減にどの程度寄与したかを測ることで、当該事業に対して本措置を講ずる効果を直接的に測定する。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業の着実な実施により、経済活力の向上に資する目標達成率 100%を見込むとともに、当該事業の波及効果により、経済活力の向上に資する目標以外の市町村が設定する基本計画の目標達成率も押し上げられることが期待される。

これまでに 125 市 128 区域の基本計画を認定(平成 27 年 4 月 1 日現在)している。これらの市町村及び新たに計画を策定する市町村のうち、民間事業者と市町村等が積極的に連携し実現可能性の高い事業を、平成 29 年度末までに少なくとも 30 事業程度認定することを目指し、重点支援を行い中心市街

			地の活性化を図る。																																				
8	有効性等	① 適用数等	<p>本措置が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業については、計画の策定から事業着手、竣工に至るまでに相当の期間を要する。平成26年7月の法改正以降、平成26年度には1件の事業が認定され、また本年度は既に3件の事業が認定済み、4件の事業が申請見込みである。今後も年間で十数件程度、本措置の適用が見込まれる。</p> <p>(適用件数) 平成28年度 :12件 平成29年度 :18件 (経済産業省推計)</p>																																				
		② 減収額	<p>(減収額) 平成28年度 :51.4百万円 平成29年度 :127.1百万円 平成30年度 :75.1百万円 (経済産業省推計)</p> <p>計算式については、別紙参照</p>																																				
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～現在) 中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割弱となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数等)の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。</p> <p>【資料】:平成25年度までに基本計画の計画期間を満了した71中心市街地における中心市街地活性化基本計画の目標達成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通行量</th> <th>居住人口等</th> <th>販売額等</th> <th>空き店舗等</th> <th>施設入込数等</th> <th>公共交通機関</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定数</td> <td>73</td> <td>43</td> <td>29</td> <td>14</td> <td>40</td> <td>7</td> <td>21</td> <td>227</td> </tr> <tr> <td>目標達成数</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>目標達成率</td> <td>22%</td> <td>16%</td> <td>10%</td> <td>21%</td> <td>40%</td> <td>43%</td> <td>52%</td> <td>26%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:内閣府地方創生推進室ホームページ公表資料より経済産業省作成</p> <p>改正中心市街地活性化法が平成26年7月3日に施行されたことを受け、地元住民や自治体等による強いコミットメントを前提に、実効性のある計画を立てることができる事業について、政策資源を選択・集中投資させる特定民間中心市街地経済活力向上事業が実施されることとなった。</p> <p>当該事業の認定により、本措置が適用される。意欲的な目標を掲げた民間投資の喚起を通じて中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される。</p>		通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計	設定数	73	43	29	14	40	7	21	227	目標達成数	16	7	3	3	16	3	11	59	目標達成率	22%	16%	10%	21%	40%	43%	52%	26%
	通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計																															
設定数	73	43	29	14	40	7	21	227																															
目標達成数	16	7	3	3	16	3	11	59																															
目標達成率	22%	16%	10%	21%	40%	43%	52%	26%																															

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～現在) 本措置は、意欲的な数値目標(来訪者、就業者及び売上高のいずれかで評価)を達成できる魅力ある商業施設等の整備を支援するための措置の一つである。</p> <p>特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民やそれ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する魅力的な商業施設等の整備について、予算、低利融資及び規制緩和等と一体となって事業者の事業実施に必要なコストを軽減することで、事業実施を決定するインセンティブを与えるものである。</p> <p>本措置により、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化が図られる。</p> <p>なお、経済産業省が地方自治体、商工会議所・商工会、まちづくり会社向けに行った「補助金、税制特例、低利融資、規制改革等の有益性に関するアンケート」調査によれば、本措置に対する期待が高いことが伺える。</p> <p>【資料】:登録免許税の軽減について(平成27年1月実施アンケート) A:地方自治体からの回答(N=71) B:商工会議所・商工会、まちづくり会社からの回答(N=66)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常に有益だと考えられる</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>やや有益であると考えられる</td> <td>35%</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>どちらともいえない</td> <td>32%</td> <td>32%</td> </tr> <tr> <td>あまり有益ではないと考えられる</td> <td>3%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>全く有益ではないと考えられる</td> <td>1%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>分からない</td> <td>18%</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※端数については、四捨五入していることから、合計は100%になっていない</p> <p>出典:平成26年度まちプロデュース活動支援業務(中心市街地活性化普及促進関連調査事業)報告書より抜粋</p> <p>本措置が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業については、計画の策定から事業着手、竣工に至るまでに相当の期間を要するものであるが、平成26年7月の法改正以降、これまでの期間において既に4件が認定、4件が新たに申請見込みであり、支援施策の利活用が進みつつある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～現在) 本措置が延長されなかった場合は、中心市街地への民間投資の呼び込みが進まず、空き店舗・未利用地の活用等、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の進展が阻害される。</p>	回答内容	A	B	非常に有益だと考えられる	10%	8%	やや有益であると考えられる	35%	26%	どちらともいえない	32%	32%	あまり有益ではないと考えられる	3%	6%	全く有益ではないと考えられる	1%	2%	分からない	18%	27%	合計	100%	100%
回答内容	A	B																									
非常に有益だと考えられる	10%	8%																									
やや有益であると考えられる	35%	26%																									
どちらともいえない	32%	32%																									
あまり有益ではないと考えられる	3%	6%																									
全く有益ではないと考えられる	1%	2%																									
分からない	18%	27%																									
合計	100%	100%																									

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年度～現在)</p> <p>平成 18 年の中心市街地活性化法改正において、人口減少・高齢化という新たな課題を意識した制度の措置を講じたところであるが、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約 3 割弱となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数等)の目標達成率は約 1 割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。</p> <p>先般、新たに行った中心市街地活性化法改正において創設された、特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞りこんで重点支援を行うことで、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るものである。本措置は本事業の認定により適用されるが、減収額の将来推計は、平成 28 年度以降、約 84.5 百万円/年と推計される。</p> <p>中心市街地への民間投資が依然として低迷したままである場合、空き店舗・未利用地の活用は進まず、ますます中心市街地の商機能が衰退していくと推察される。地域経済を牽引する中心市街地において、高度な機能を有し魅力ある商業施設等を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、低利融資及び規制緩和等と一体となった本措置を重点支援施策の一つとして講ずることが、中心市街地全体に波及する効果を生み出すこととなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地域経済を牽引する中心市街地において、高度な機能を有し魅力ある商業施設等を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、低利融資及び規制緩和等と一体となった本措置を重点支援施策の一つとして講ずることが、中心市街地全体に波及する効果を生み出すこととなる。</p> <p>本措置は、中心市街地のプロジェクトを全て対象とするのではなく、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果が高い民間プロジェクトに絞り込んでいるため、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るうえで、必要最小限のものとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する税制特例は、以下が措置されている。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定都市再生建築物等の割増償却制度(租税特別措置法第 14 の 2、第 47 の 2、第 68 の 35/所得税、法人税/平成 26 年度創設、平成 27 年度 2 年間延長措置) <p><予算の役割></p> <p>近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備への支援や地域経済を牽引する先進的なまちづくりを実証するため省エネルギー施設の導入を支援する。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地再生事業費補助金 ・中心市街地再興戦略事業費補助金 ・戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金

			<p><低利融資の役割></p> <p>財政基盤が脆弱かつ経営資源に乏しい中小小売業者や特定会社等に対して資金提供を円滑にし、経営基盤の安定・強化を図る。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業活力強化貸付(中小・国民) <p>本措置は、民間投資を喚起するために実施する事業者への重点支援施策の一つとして、予算、低利融資及び規制緩和等と一体となって措置されることが有効であると考ええる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の再活性化にむけて(提言)(平成 25 年 6 月 4 日、産業構造審議会中心市街地活性化部会)より一部抜粋 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中心市街地が活性化していないのは、民間投資が不十分であることが要因であると考えられるため、投資がより活性化するよう、施策を再構築する必要がある。 ➢ 地権者や空き店舗・未利用地の利用者・取得者に対して、税制上の措置等の支援策を講じ、不動産の流動化を図ることを検討すべき。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

適用見込数の推計資料・減収見込額の積算根拠(平成28年度税制改正要望)

平成27年8月3日作成

1. 適用見込数の推計

平成28年度については特定民間中心市街地経済活力向上事業を見据えて、平成27年度中心市街地再興戦略補助金の調査事業を行っているものうち、調査事業後、平成28年度中に商業施設等の整備を実施する見込みがある事業を適用見込数とした。

平成29年度については、平成27年度の認定見込数が8事業、平成28年度の適用見込数が12事業であることから、年度ごとに1.5倍増えるものと仮定し、適用見込数を18件とした。

移転登記・保存登記ごとの適用見込数を表に整理する。なお、事業スケジュールは以下のとおり仮定している。

また、事業形態は土地の所有権移転を行い、建物を新築したものと仮定している。

【事業スケジュール】

平成28.4月、平成29.4月 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画を認定
 平成28.7月、平成29.7月 事業用地の確保(土地の移転登記)、施設整備着工(新築)
 平成29.3月、平成30.3月 施設整備完了、取得
 平成29.4月、平成30.4月 建物の保存登記

<表>

対象	税目名	適用見込数(件)	
		28年度事業	29年度事業
土地	移転登記	12	18
建物	保存登記	12	18

2. 減収見込額の積算根拠

(1)各年度事業分の課税標準額(一事業者あたり) (単位:百万円)

年度	対象	項目名	H28	H29	H30
28年度 認定分	土地	移転登記の課税標準額	428		
	建物	保存登記の課税標準額		2,087	
29年度 認定分	土地	移転登記の課税標準額		428	
	建物	保存登記の課税標準額			2,087

(2)各年度認定事業分の本来の課税額 (単位:百万円)

年度	対象	項目名	H28	H29	H30
28年度 認定分	土地	移転登記の課税額	103		
	建物	保存登記の課税額		100	
29年度 認定分	土地	移転登記の課税額		154	
	建物	保存登記の課税額			150

(3)各年度認定事業分の特例適用後の課税額 (単位:百万円)

年度	対象	項目名	H28	H29	H30
28年度 認定分	土地	移転登記の課税額	51		
	建物	保存登記の課税額		50	
29年度 認定分	土地	移転登記の課税額		77	
	建物	保存登記の課税額			75

	H28	H29	H30	計
移転登記に係る登録免許税の減収見込額[(2)-(3)]	51.4	77.0	0.0	128.4
保存登記に係る登録免許税の減収見込額[(2)-(3)]	0.0	50.1	75.1	125.2
本特例措置による減収見込額合計	51.4	127.1	75.1	253.6

【一事業者あたりの課税標準額の積算基礎】

(1)土地の移転登記に係る課税標準額 = 地価公示価格(注1) × 0.7 × 敷地面積(注2) × 千円未満切捨て
 建物の保存登記に係る課税標準額 = ㎡あたり単価(注3) × 延床面積(注4) × 千円未満切捨て

【各年度認定事業分の本来の課税額の積算基礎】

(2)土地の移転登記に係る課税額 = (土地の移転登記に係る課税標準額) × 20/1000 × 適用見込件数
 建物の保存登記に係る課税額 = (建物の保存登記に係る課税標準額) × 4/1000 × 適用見込件数

【各年度認定事業分の特例適用後の課税額の積算基礎】

(3)土地の移転登記に係る課税額 = (土地の移転登記に係る課税標準額) × 10/1000 × 適用見込件数
 建物の保存登記に係る課税額 = (建物の保存登記に係る課税標準額) × 2/1000 × 適用見込件数

(注1)平成25年度における中心市街地(商業値)の地価公示価格平均値(国土交通省)の認定市120市の平均値。なお、下線部のように地価公示価格に0.7を乗じた値を用いている根拠は、移転登記に係る登録免許税の課税標準額については、固定資産税評価額を用いることとされており、固定資産税評価額は概ね地価公示価格の7割程度を用途としていることによるもの。

(注2)平成27年8月3日現在で認定となっている又は見込まれる8事業者の事業計画に記載されている敷地面積の平均値

(注3)札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、高松、福岡の法務局又は地方法務局が公開している新築建物課税標準価格認定基準準の鉄筋コンクリート造(「店舗・事務所・百貨店・銀行」又は「共同住宅」)における単価を平均した値

(注4)平成27年8月3日現在で認定となっている又は見込まれる8事業者の事業計画に記載されている延床面積の平均値

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（税制改正要望「割賦販売法の改正に伴う所要の税制措置」の租特部分）	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用数が把握されていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が予測されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額が把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中 7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄等の補足説明）
 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）が改正された後も、中小企業等の貸倒引当金の特例が適用される間、既に措置されている事業者に対して引き続き税制措置が講じられるようにすることが本要望の達成目標である。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）
- ⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄の補足説明）
 政策評価書に記載しているとおり、今回の要望は割賦販売法改正に伴い、既に措置されている租税特別措置について中立的観点から技術的な税制の整備を行うものであり、政策減税には当たらない。
 なお、本要望に係る税制の整備によって、既に措置されている事業者に対して引き続き措置を講ずるといふ達成目標の実現が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例(税制改正要望「割賦販売法の改正に伴う所要の税制措置」の租特部分)(国税12・地方税5(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	<p>割賦販売法はクレジットカード取引等について、「包括信用購入あっせん」と定義し、各種の規定を置いている。この「包括信用購入あっせん」は販売事業者等、利用者等及び包括信用購入あっせん業者の3者間取引(いわゆるオンアス取引)を想定して規定されたものであり、消費者・加盟店との取引に係る規定が置かれている。しかし、現在の取引実態を見ると、クレジットカード会社の機能のうち、消費者に与信枠を供与してカード等を発行するイシューング機能と加盟店にクレジットカード等の利用環境を提供するアクワイアリング機能が分化し、国際ブランドを介したイシューアとアクワイアラが異なる取引(いわゆるオフアス取引)が一般化している。</p> <p>こうした近時の取引環境の変化を踏まえ、産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会は、現行法に規定されていた包括信用購入あっせん業者を、消費者に与信枠を供与してカード等を発行するイシューング業務を行う者として整理し直すとともに、加盟店にクレジットカード等の利用環境を提供するアクワイアリング業務を行う者等を新たに位置づけた上で、それぞれの者に係る規定を設ける等の法改正の方向性等を示した報告書を取りまとめた。</p> <p>この方向性に沿った改正が実現した場合には、法人税及び消費税の特例措置の対象とされている割賦販売法上規定される法人及び取引の定義が一部変更となることから、当該定義を引用する税制措置について、引き続き税制措置が講じられるよう所要の措置を要望する。</p> <p>また、割賦販売法に規定する包括信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんは対象となる取引において指定権利制を採っているところ(包括信用購入あっせんは一部の規定に限る)、消費者委員会特定商取引法専門調査会における特定商取引法改正に係る議論を踏まえ、今後の検討次第では割賦販売法においても包括信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんについて、特定商取引法が適用対象とする取引に係る取引を適用対象とすることがあり得る。税制措置において対象となる金銭債権及び取引に変更が生じた場合には、今回の改正によって新たに対象となり得る金銭債権及び取引についても税制措置が講じられるよう所要の措置を要望する。</p>
3	担当部局	商務流通保安グループ商取引監督課
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 21 年度改正 割賦販売法に規定する業の定義の一部変更を受けた措置

6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今回示された方向性に沿った改正が実現した場合には、割賦販売法上規定される法人及び取引の定義が一部変更となることから、当該定義を引用する、法人税法における貸倒引当金勘定への繰入限度額の特例及び中小企業等の貸倒引当金の特例並びに消費税法における利子を対価とする貸付金等に係る非課税措置の規定において、引き続き措置を講じる。 《政策目的の根拠》 従前、各社がイシューアークワイアラーク両者の立場を兼ねているという立場の互換性を背景として、クレジットカード会社の自主的な取組を通じて、悪質加盟店の排除が実現されてきたといわれている。 しかし、近年、アクワイアリングを専業とする者等が増加しつつあるところ、これらの者はクレジットカード発行を行わないため、原則として割賦販売法の規制対象とならず、悪質加盟店を排除する経済的なインセンティブが働きづらい面があることが指摘されている。今後、自主的な取組を行わない者が増加することによって取引環境の適正化が機能しない状況が大きく顕在化すれば、クレジットカード取引に係る安全な利用環境や健全な競争に対し、深刻な悪影響を生じかねない。 そこで、クレジットカード取引の健全な発展に向けた制度的な基盤を整備し、購入者等の利益を保護するという観点から、イシューアークワイアラーク各々が、その機能に応じた責任を負担するという制度への構造的見直しが必要である。具体的には、現行の包括信用購入あっせんに係る規定について、消費者への利用枠供与という機能に係る事項はイシューアークに、加盟店でクレジットカードの利用を可能とするという機能に係る事項はアクワイアラークに求めるという方向で整理し、加盟店の調査をアクワイアラークに係る規定として位置付けるべきである。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 6. 保安・安全 6-3 商取引安全
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 — 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 — 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —

8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇) —
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇) —
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	—
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、所得税、法人住民税、個人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用数及び適用額（平成 24 年度及び 25 年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「積立で実績額から過去の実績を計算した」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
過去の減収額（平成 24 年度及び 25 年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「税目ごとに今年度要望の減収見込みの率を利用して、推計を行った」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「産業保安監督部長が算定して通知した額を積み立てていない採掘権者等は存在せず、閉山後等の鉱害防止事業は円滑に実施された」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「採掘権者等が積立を 100%行うことが見込まれる」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生の未然防止が図られた」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生の未然防止が図られた」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄等の補足説明）
 金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則第10条第1項の規定により、毎年度6月30日までに鉱害防止積立金の算定をして採掘権者等に通知を行うが、毎年度算定するまで積立額は判明しない。そのため、達成目標は金額ではなく算定通知額と実際の積立実績を比較して、その比率が100%となることを目標とする。
- ② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
 過去3年分において、適用実態調査では実績が把握できない年があるため、3年分全て把握している積立実績額を記載した。
 なお、過去3年間で個人の積立はなかったため、全て法人税と推定される。
- | | | | |
|--------|-----|----------|-----------|
| 平成24年度 | 積立額 | 15,209千円 | (積立者数9者) |
| 25年度 | 積立額 | 15,640千円 | (積立者数9者) |
| 26年度 | 積立額 | 26,304千円 | (積立者数10者) |
- ③ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
 21件は積立対象の特定施設数であり、8件は積立法人数である。そして1法人（系列事業者も含む。）で複数の鉱山（特定施設）を所有している場合もある。
 平成25年度将来推計における予測法人数は9件であり、このため、租特透明化法に基づき把握される適用数の過去の実績8件と大きな乖離はない。
- ④ 将来の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
 各産業保安監督部から算出された積立額を集計した結果、平成27年度積立予定額として、8,324千円が見込まれる。現状では全て法人のため、全額法人税となる見込み
 なお、積立対象の特定施設が存在する鉱山の採掘権者等には個人も含まれるため、今後個人関係の税目が対象となる可能性はある。
 平成28年度及び29年度は、27年度とほぼ同額を見込んでいるが、実績額は近年変動しているため予測が大変難しい。これは、特定施設を使用した分（例：集積場に新規に集積された集積物の増加分）を毎年度算定式に挿入して計算を行っているため、採掘権者等の鉱業活動の結果に大きく依存するためである。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
 過去3年分において、適用実態調査では実績が把握できない年があるため、3年分全て把握している積立実績額を記載した。よって、積立実績額から過去の実績を計算した。計算に用いた率は当該年度の要望時に総務省から提示された率を用いた。
 なお、平成24年度及び25年度の付加価値割の率は、27年度要望時の数値を使用した。
- | | | | |
|--------|-----|----------|-----------|
| 平成24年度 | 積立額 | 15,209千円 | (積立者数9者) |
| 25年度 | 積立額 | 15,640千円 | (積立者数9者) |
| 26年度 | 積立額 | 26,304千円 | (積立者数10者) |

	平成 24 年度	25 年度	26 年度
法人税減収額	3,878 千円	3,988 千円	6,708 千円
法人住民税減収額	671 千円	690 千円	865 千円
法人事業税減収額	2,664 千円	2,739 千円	2,233 千円

なお、事前評価書に記載されている平成 25 年度及び 26 年度の減収額は、前回 26 年度要望時の見込推計値であり、上記は実績額を元にした推計値であるため数値が異なっている。

⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

平成 27 年度積立予定額として、8,324 千円が見込まれる。税目ごとに今年度要望の減収見込みの率を利用して、推計を行った。平成 27 年度積立金は全て法人税対象と仮定

積立予定額	8,324 千円（積立者数 10 者）
法人税減収額見込み	1,989 千円
法人住民税減収額見込み	257 千円
法人事業税減収額見込み	959 千円

なお、積立対象の特定施設が存在する鉱山の採掘権者等には個人も含まれるため、今後個人関係の税目が対象となる可能性はある。

平成 28 年度及び 29 年度は、27 年度とほぼ同額を見込んでいるが、実績額は近年変動しているため予測が大変難しい。これは、特定施設を使用した分（例：集積場に新規に集積された集積物の増加分）を毎年度算定式に挿入して計算を行っているため、採掘権者等の鉱業活動の結果に大きく依存するためである。

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

本制度支援措置における達成目標は、事業者確実に鉱害防止積立金を積立てさせ、その積立金の中から取り崩した資金で、鉱害防止工事を確実に実施することであり、採掘権者等が積立てを 100%行うことが見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長 (国税 13・地方税 19 (自動運動))(法人税：義、所得税：外、法人住民税：義、個人住民税：外、事業税：義)			
2	要望の内容	金属鉱山等における将来の閉山後等の鉱害を防止するために金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、金属鉱山等の特定施設(坑道、集積場)の使用終了後に実施する必要がある鉱害防止事業の事業費についての積み立てが、当該鉱山の採掘権者等に義務付けられており、この積立金について損金算入を認める。 本制度は、平成 28 年 3 月 31 日が適用期限となっているため、2 年間期限を延長する。			
3	担当部局	商務流通保安グループ 鉱山・火薬類監理官付			
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月			
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 49 年度	制度創設	平成 8 年度	2 年間延長
		昭和 51 年度	2 年間延長	平成 10 年度	〃
		昭和 53 年度	〃	平成 12 年度	〃
		昭和 55 年度	〃	平成 14 年度	〃
		昭和 57 年度	〃	平成 16 年度	〃
		昭和 59 年度	〃	平成 18 年度	〃
		昭和 61 年度	〃	平成 20 年度	〃
		昭和 63 年度	〃	平成 22 年度	〃
		平成 2 年度	〃	平成 24 年度	〃
		平成 4 年度	〃	平成 26 年度	〃
		平成 6 年度	〃		
6	適用又は延長期間	適用期限は、平成 28 年 3 月 31 日までであり 2 年間期間延長			
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。 《政策目的の根拠》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法 第一条 この法律は、金属鉱物等の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業（以下「金属鉱業等」という。）の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の確実かつ永続的な実施を図るため、使用中のこれらの施設について鉱害防止積立金の制度を設けるとともに、使用済みのこれらの施設について鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関の制度を設けて鉱害を防止するための事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）と相まって、金属鉱業等による鉱害を防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。		
		② 政策体系における政策目的の位置付	6. 保安・安全 6-1 産業保安		

		け																																									
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>金属鉱業等鉱害対策特別措置法による規制と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施される。</p>																																								
8	有効性等	① 適用数等	<p>(金額の単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">積立額</th> <th colspan="2">取戻額</th> <th rowspan="2">積立金残額</th> </tr> <tr> <th>施設数</th> <th>金額</th> <th>施設数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,839</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>2</td> <td>29</td> <td>1,825</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>28</td> <td>26</td> <td>3</td> <td>139</td> <td>1,712</td> </tr> <tr> <td>27(見込)</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>187</td> <td>1,534</td> </tr> <tr> <td>28(見込)</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,542</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経済産業省調べ)</p>	年度	積立額		取戻額		積立金残額	施設数	金額	施設数	金額	24	18	15	0	0	1,839	25	20	16	2	29	1,825	26	28	26	3	139	1,712	27(見込)	21	8	3	187	1,534	28(見込)	21	8	0	0	1,542
年度	積立額		取戻額		積立金残額																																						
	施設数	金額	施設数	金額																																							
24	18	15	0	0	1,839																																						
25	20	16	2	29	1,825																																						
26	28	26	3	139	1,712																																						
27(見込)	21	8	3	187	1,534																																						
28(見込)	21	8	0	0	1,542																																						
		② 減収額	<p>平成22年度 4百万円</p> <p>平成23年度 4百万円</p> <p>平成24年度 5百万円</p> <p>平成25年度 4百万円</p> <p>平成26年度 2百万円</p> <p>平成27年度 2百万円(見込)</p> <p>平成28年度 2百万円(見込)</p> <p>(経済産業省調べ)</p>																																								
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成22年度～平成26年度)</p> <p>閉山後等において、鉱害防止準備金の取り崩しにより鉱害防止事業が確実に実施された。</p>																																								

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成22年度～平成26年度)</p> <p>産業保安監督部長が算定して通知した額を積み立てていない採掘権者等は存在せず、閉山後等の鉱害防止事業は円滑に実施されたことから目標は達成された。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成22年度～平成26年度)</p> <p>採掘権者等による閉山後等の鉱害防止事業が円滑に実施されず、鉱害の発生が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年度～平成26年度)</p> <p>閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生のもたらした被害が軽減された。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>鉱害防止事業は、イタイイタイ病など国民の健康被害や土砂崩れ災害を防止する事業であり、集積場等の施設に対する鉱害防止積立金の積み立ては、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項に基づく法律上の義務である。また、同法第7条第2項に基づき、鉱害防止積立金の積み立ては、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)にしなければならず、税制面での損金算入措置は妥当である。</p> <p>なお、制度創設(昭和49年度)以来、40年経過したが、現在もなお稼働中の鉱山は存在するため、引き続き税制措置が必要である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>使用中の集積場等の施設の鉱害防止工事費の確保を支援する本制度の他に、鉱害防止工事が完了してもなお永続的に坑廃水が流出する場合に、以下の支援措置を実施。</p> <p>○休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金【予算措置】</p> <p>倒産等により、鉱害防止義務者が存在しない鉱山について、地方公共団体等が鉱害防止事業を実施する場合には国はその事業費の4分の3を補助する。</p> <p>○鉱害防止事業基金に充てるための掛金の損金算入の特例【租税特別措置法28条第1項第4号、法第66条の11第1項第4号、法第68条の95】</p> <p>鉱害防止義務者が存在する鉱山について、永続的に流出する坑廃水を処理するため金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき鉱害防止事業基金に採掘権者等が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>鉱害防止積立金の積み立てを行わず、企業倒産等により鉱害防止義務者が不存在化した場合、地方公共団体が地方自治法等に基づき鉱害防止事業を行うこととなるが、当該支援措置により、そうした事態を回避する</p>

			ことが可能となる。
10	有識者の見解		(参考) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に対する附帯決議(昭和48年3月28日、衆議院商工委員会) 将来の鉱害防止事業を確実に実施させるため、適確かつ厳格な指導監督を行うとともに、鉱害防止積立金制度の適切な運用を図り、鉱害防止積立金の税法上の優遇措置を検討すること。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直しに伴う所要の税制措置	行政機関名	経済産業省
税目	関連する税目		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直しに伴う所要の税制措置 (国税14)(関連する税目:外)
2	要望の内容	再生可能エネルギーの特性や実態、エネルギーミックスにおける導入見通しを踏まえつつ、各電源間でバランスの取れた導入や、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう、固定価格買取制度の見直しを行い、これに伴う所要の税制措置を講じる。
3	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 固定価格買取制度は、再生可能エネルギーの推進の原動力となっている一方で、太陽光中心の導入が進んだ結果、国民負担増大の懸念や系統制約等の課題が顕在化。こうした課題があることから、再生可能エネルギーの導入の実態や、エネルギーミックスにおける導入見通しを踏まえて、各電源間でバランスのとれた再生可能エネルギーの最大限の導入、国民負担の抑制、長期安定的な電力供給の確保を実現するため、固定価格買取制度の見直しを行う。 《政策目的の根拠》 ○エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定) ○長期エネルギー需給見通し(平成27年7月)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5.エネルギー・環境 5-2 新エネルギー・省エネルギー
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 固定価格買取制度の見直し後の制度の円滑な実施。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 固定価格買取制度の見直し後の制度の円滑な実施が確保されること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 円滑な制度の実施を確保し、政策目標の実現を図る。
8	有効性等	① 適用数等 固定価格買取制度により発電事業を行う再生可能エネルギー発電事業者
		② 減収額 —

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年度～)</p> <p>再生可能エネルギーの最大限の導入、国民負担の抑制、長期安定的な電力供給の確保を実現するために行う固定価格買取制度の見直しに伴い、必要となる所要の税制措置を講じるものであり、予算等の他の措置では適当ではなく、手段として必要最低限のものであるため、要望は妥当である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年度～)</p> <p>固定価格買取制度の見直しに伴って必要となる税制措置について整備を行うことにより、制度の円滑な実施を確保し、再生可能エネルギーの導入拡大に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年度～)</p> <p>固定価格買取制度の見直しに伴って必要となる税制措置について整備が行われなければ、制度の円滑な実施が困難となる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 28 年度～)</p> <p>—</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	再生可能エネルギーの最大限の導入拡大、国民負担の抑制、長期安定的な電力供給の確保を実現するために行う固定価格買取制度の見直しに伴い、必要となる所要の税制措置を講じるものであり、予算等の他の措置では適当ではなく、手段として必要最低限のものであるため、要望は妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	海外投資等損失準備金の延長	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成 26 年度における石油・天然ガスの自主開発比率 24.7%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「平成 27 年度以降についても（中略）本税制が自主開発比率の維持・向上に寄与することが想定される」等と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明）

自主開発比率等の算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）は以下のとおり。

- (1) 石油・天然ガスの自主開発比率
 = (我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量+国内生産量) ÷ (原油・天然ガスの輸入量+国内生産量)
 = (132.2万boe/d+6.8万boe/d) ÷ (555.8万boe/d+6.8万boe/d)
 =24.7%

【出典：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

- (2) 銅鉱石の自給率
 = (我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量+国内スクラップから得られるリサイクル地金等) ÷ 金属需要（地金製錬量）
 =905千トン÷1,541千トン
 =58.7%

【出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査】

- (3) 鉄鉱石の自主開発比率
 =鉄鋼ミル持分生産量÷全国鉄鉱石輸入量
 =24.1百万トン÷136.4百万トン
 =17.7%

【出典：一般社団法人日本鉄鋼連盟】

- (4) ウランの自主開発比率
 =自主開発鉱山からの総調達量÷総調達量
 =832トン÷5,554トン
 =15.0%

【企業ヒアリング結果】

- ⑩ 過去の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）

平成23年度から25年度までの平均減収額は約60億円

一方、石油・天然ガスの自主開発比率は、平成23年度の22.6%から26年度には24.7%と着実に増加している。また、本税制の認定を受けた石油・天然ガスプロジェクトの引取量は、我が国自主開発プロジェクトの概ね6~7割を一貫して占め、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与している。具体的には、本税制の認定を受けた石油・天然ガスプロジェクトのうち、例えば、A油田からの平成26年度の引取量は約85百万bblであり、我が国自主開発プロジェクトの約18%と大きな効果を上げている。

これらのことから、本税制には、税収減を是認するような効果が確認されている。

- ⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）

平成28年度以降の平均減収見込額は約43億円

一方、石油・天然ガスの自主開発比率は、平成23年度の22.6%から26年度には24.7%と着実に増加している。また、本税制の認定を受けた石油・天然ガスプロジェクトの引取量は、我が国自主開発プロジェクトの概ね6~7割を一貫して占め、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与している。具体的には、本税制の認定を受けた石油・天然ガスプロジェクトのうち、例えば、A油田からの平成26年度の原油の引取量は約85百万bblであり、我が国自主開発プロジェクトの約18%と大きな効果を上げている。また、平成27年度以降についても、例えば、本税制を利用したプロジェクトとしてB油田の生産段階への移行に伴い、26年度の引取量約5百万bbl（我が国自主開発プロジェクトの約1%）から将来的には25百万bbl（同約5%（26年度ベース））に増加する等、本税制が自主開発比率の維持・向上に寄与することが想定される。

これらのことから、本税制には、税収減を是認するような効果が見込まれている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海外投資等損失準備金の延長 (国税15・地方税18(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義)
2	要望の内容	○海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投融資について、投資を行った内国法人に一定割合*の準備金の積立を認め、これを損金に算入することができる制度。 ※積立割合:探鉱事業・・・90% 開発事業・・・30% ・平成28年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を2年間延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年度 「海外投資損失準備金」の創設。開発段階の積立率を50%とする。 ・昭和45年度 「石油開発投資損失準備金」の新設。探鉱段階の積立率を50%とする。 ・昭和46年度 「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に改組。探鉱段階の積立率を100%に引き上げ、開発段階の積立率を30%とする。 ・昭和48年度 「海外投資損失準備金」と「資源開発投資準備金」を統合し、「海外投資等損失準備金」とする。開発段階の積立率を50%に引き上げ。 ・昭和51年度 開発事業の積立率を40%に引き下げ。 ・平成10年度 開発段階の積立率を30%に引き下げ。 ・平成15年度 対象資源から水産動植物、採油に適する種子及び果実を削除。 ・平成16年度 対象事業から植林事業を削除。 ・平成18年度 対象資源から蛍石を削除。 ・平成22年度 探鉱段階の積立率を90%に引き下げ。対象資源から石炭及び木材を削除。 ・平成26年度 対象株式等の範囲から債権及び購入資源株式等を除外。
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー・鉱物資源は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国においてはそのほとんどを海外からの輸入に依存しており、国際市況の不安定化、探鉱・開発地域の地理的条件の悪化、政治的不安定要因等、脆弱な供給構造を抱えている現状にある。こうした脆弱性を克服するためには、長期にわたって海外からのエネルギー・鉱物資源の安定的な供給を確保する</p>

	<p>ことが重要である。このため、税制措置を通じたリスクの軽減とキャッシュフローの改善を図ることにより、我が国企業による自主的な資源探鉱・開発を促進することが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>◆「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月閣議決定)</p> <p>一. 日本産業再興プラン 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 (3)新たに講ずべき具体的施策 …資源の権益確保や北米等からの輸入の実現等による資源の供給源の多角化、供給安定化、運輸部門の燃料種の多様化などの各種施策を実行する。</p> <p>◆「日本再興戦略改訂」2014(平成26年6月閣議決定)</p> <p>一. 日本産業再興プラン 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 (3)新たに講ずべき具体的施策 ⑥LNG等の調達コストの低減 仕向地条項の緩和等によるLNG市場の柔軟化を推進するとともに、新たな共同調達の戦略的活用促進、北米等からのLNG供給の実現や権益獲得による供給源の多角化、資源輸送ルートの多様化への対応など、資源調達環境の改善を進める。</p> <p>◆「エネルギー基本計画」(平成26年4月閣議決定) ＜エネルギー基本計画における各資源の位置付け＞ 第2章 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針 第2節 各エネルギー源の位置付けと政策の時間軸 1. 一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な報告 (4)天然ガス ・石油と比べて地政学的リスクも相対的に低く、化石燃料の中で温室効果ガスの排出も最も少なく、発電においてはミドル電源の中心的な役割を果たしている重要なエネルギー源。 ・我が国は、現時点では、国際的には高い価格でLNGを調達しており、電源としての過度な依存を避けつつ、供給源多角化などによりコストの低減を進める必要がある。 (5)石油 ・幅広い燃料用途や化学製品など素材用途があり、ピーク電源及び調整電源として一定の機能を担っている。調達に係る地政学的リスクは最も大きいものの、可搬性が高く、全国供給網も整い、備蓄も豊富なことから、今後とも活用していく重要なエネルギー源。 ・供給源多角化、産油国協力、備蓄等の危機管理の強化や、原油の有効利用等を進めることが不可欠。 ＜エネルギー基本計画における資源・燃料政策の方向性＞ 第3章 長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策 第1節 安定的な資源確保のための総合的な施策の推進 化石燃料への依存が高まっている状況の中で、不安定性を増す国際的なエネルギー需給構造に応じ、将来の変化も視野に入れつつ、資源の確保</p>
--	--

② 政策体系における政策目的の位置付	<p>を進めることは重要な課題である。①主要な資源を複数のものに分散させること、②それぞれの資源に関して、調達先の分散化や上流権益の確保、供給国との関係強化によって調達リスクを低下させることを通じて、資源の適切なポートフォリオを実現させ、安定的かつ経済的に資源を確保していく必要がある。</p> <p>2013年度には、米国、ロシア、サウジアラビア、UAE、カタール、カナダ、モザンビーク等を訪問した総理大臣を筆頭に積極的に資源国との資源外交を展開し、日本企業が関与する米国LNGプロジェクトの輸出許可の獲得やUAEにおける日本の自主開発油田権益の確保などの成果を挙げたところであり、引き続き安定的な資源確保を実現するための総合的な政策を推進する。</p> <p>◆「エネルギー基本計画」(平成22年6月閣議決定)</p> <p>第1章 基本的視点</p> <p>1. 総合的なエネルギー安全保障の強化</p> <p>国産資源に恵まれない我が国の状況を勘案すれば、その多くを海外に依存する化石燃料については、自主開発の比率を中長期的に高めることが重要である。</p> <p>第2章 2030年に目指すべき姿と政策の方向性</p> <p>第3節 政策手法のあり方</p> <p>本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置付けられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、国民負担を最小限としつつ、……</p> <p>第3章 目標実現のための取組</p> <p>第1節 資源確保・安定供給強化への総合的取組</p> <p>1. (1)基本的考え方</p> <p>…国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上に引き上げることを目指す。</p> <p>ベースメタル(銅・亜鉛)については、海外資源開発やリサイクルによる供給源確保を含む自給率を2030年に80%以上とすることを旨とする。</p> <p>1. (2)①(イ)我が国企業による上流権益獲得に対する支援</p> <p>…JBICを通じたファイナンス支援、関連税制の活用等の各種施策を総動員し、短期的には、既に我が国企業が権益を取得済みのプロジェクトの確実な立ち上げに向けて、リスクマネー供給支援等を集中的に実施する。</p> <p>◆「資源確保戦略」(平成24年6月パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合報告)</p> <p>第1章 総論</p> <p>1. 世界的な資源確保競争の激化など資源・エネルギーを巡る国際情勢は益々厳しさを増している。資源の太宗を海外に依存している我が国にとって、産業基盤の維持・強化、経済の繁栄、国民生活の安寧のために、その安定的かつ安価な供給の確保に向けた体制の構築や取組の強化がより一層不可欠となっている。</p>
	<p>5. エネルギー・資源</p> <p>5-1 資源・燃料</p>

8 有効性等	<p>け</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(1) 石油・天然ガス</p> <p>我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を2030年までに40%以上に引き上げる。</p> <p>(2) 金属鉱物</p> <p>我が国の鉱物資源の安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%)。</p> <p>ウランについては、ウラン燃料の安定確保の観点から、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>測定指標として、毎年度の自主開発比率等を用い、導入目標との達成度を測る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、探鉱・開発投資に対するリスクの軽減が図られ、また、キャッシュフロー改善効果も得られる。その結果、探鉱・開発投資が促進され、自主開発比率が向上することにより、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に寄与する。</p> <p>本措置を利用して商業生産までに至ったプロジェクトからの石油・天然ガスの引取量は、我が国の自主開発プロジェクトの概ね6割を占め、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与しており、引き続き、本税制による措置は有効であると考えられる。</p> <p>また、本措置を利用したプロジェクトとしてガラフ油田(イラク)の生産段階への移行等、今後も本税制が自主開発比率の向上に寄与することが想定される。</p> <p>○自主開発プロジェクトに占める当該税制利用プロジェクトの割合(引取量)</p> <table border="1" data-bbox="1489 973 2094 1045"> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>5年間平均値</th> </tr> <tr> <td>68.6%</td> <td>68.6%</td> <td>65.0%</td> <td>60.7%</td> <td>59.8%</td> <td>64.5%</td> </tr> </table>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	5年間平均値	68.6%	68.6%	65.0%	60.7%	59.8%	64.5%	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	5年間平均値								
68.6%	68.6%	65.0%	60.7%	59.8%	64.5%									
<p>① 適用数等</p> <p>①適用額(準備金積立額)</p> <p>(単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="1489 1141 2094 1204"> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度(見込)</th> <th>28年度(見込)</th> </tr> <tr> <td>446</td> <td>384</td> <td>176</td> <td>113</td> <td>223</td> <td>171</td> <td>169</td> </tr> </table> <p>(注1) 平成23～25年度については、「租税特別措置の適用実態調査」(財務省)の金額による。平成22、26年度については、申請企業に対するアンケート調査結果により把握した金額。平成27、28年度については、前3年度の平均値(推計)。</p> <p>(注2) 適用額の動向については、プロジェクトの進捗状況や大型プロジェクトの生産段階への移行等の影響により変動する可能性がある。また、見込については、申請企業が現時点で計画している投資計画に基づく金額であり、今後の資源価格の動向や探鉱・開発作業の進捗状況等により投資計画の見直しが行われる場合があり、その影響により変動することがあり得る。</p>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)	446	384	176	113	223	171	169
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)								
446	384	176	113	223	171	169								

		②適用企業数 (単位:社)																								
		<table border="1"> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> <tr> <td>11</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>(注1) 平成23～25年度については、「租税特別措置の適用実態調査」(財務省)の数値による。平成22、26年度については、申請企業に対するアンケート調査結果により把握した数値。平成27、28年度については、前3年度の平均値(推計)。 (注2) 適用企業の動向については、プロジェクトの進捗状況や大型プロジェクトの生産段階への移行等の影響により変動する可能性がある。また、見込については、申請企業が現時点で計画している投資計画に基づく数値であり、今後の資源価格の動向や探鉱・開発作業の進捗状況等により投資計画の見直しが行われる場合があり、その影響により変動することがあり得る。</p>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (見込)	28年度 (見込)	11	14	10	12	7	10	10										
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (見込)	28年度 (見込)																				
11	14	10	12	7	10	10																				
		③探鉱・開発プロジェクトへの投資に係る認定件数 (単位:件)																								
		<table border="1"> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> <tr> <td>44</td> <td>44</td> <td>45</td> <td>32</td> <td>31</td> <td>36</td> <td>33</td> </tr> </table> <p>(注1)平成22～26年度については、経済産業省による認定実績値。同一申請者の複数利用を含む。また、複数企業による共同申請の場合は個社ごとに件数を計上。平成27、28年度については、前3年度の平均値(推計)。 (注2)認定件数の動向については、プロジェクトの進捗状況や大型プロジェクトの生産段階への移行等の影響により変動する可能性がある。また、見込については、申請企業が現時点で計画している投資計画に基づく数値であり、今後の資源価格の動向や探鉱・開発作業の進捗状況等により投資計画の見直しが行われる場合があり、その影響により変動することがあり得る。</p>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (見込)	28年度 (見込)	44	44	45	32	31	36	33										
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (見込)	28年度 (見込)																				
44	44	45	32	31	36	33																				
		④利用企業 平成25年度における利用業種については、以下のとおりとなっている。																								
		<table border="1"> <tr> <th>業種名</th> <th>25年度</th> </tr> <tr> <td>鉱業</td> <td>3社</td> </tr> <tr> <td>公益事業</td> <td>8社</td> </tr> <tr> <td>石油製品</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>12社</td> </tr> </table> <p>(注)「租税特別措置の適用実態調査」(財務省)より作成。</p> <p>なお、本準備金は、我が国における資源の安定供給を図ることにより資源の自主開発比率の向上を目的として、海外で資源の探鉱・開発事業を行う内国法人に対して事業失敗等による損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認める制度であり、適用を受ける場合には経済産業大臣の認定を受ける等、適用基準も明確に定められている。このような制度目的に鑑みて、想定外に適用数の僅少性、適用数の偏りはないものと思料する。</p>	業種名	25年度	鉱業	3社	公益事業	8社	石油製品	1社	総計	12社														
業種名	25年度																									
鉱業	3社																									
公益事業	8社																									
石油製品	1社																									
総計	12社																									
②減収額		○減収額 (単位:億円)																								
		<table border="1"> <tr> <th></th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>49</td> <td>110</td> <td>48</td> <td>23</td> <td>57</td> <td>41</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>(注1)平成22年度については、「租税特別措置法の規定による増減収試算(積算根拠)」、平成23～25年度については、「租税特別措置の適用実態調査」に基づく財務省又は総務省による推計値。平成26～28年度の推計方法については、法人税額は各年度の準備金積立額の見込額に税率(25.5%又は23.9%)を乗じて算出、法人住民税額は各年度の法人税額の見込額に税率(17.3%又は12.9%)を乗じて算出。</p>		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	法人税	49	110	48	23	57	41	40	法人住民税	—	20	8	5	10	5	5
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																			
法人税	49	110	48	23	57	41	40																			
法人住民税	—	20	8	5	10	5	5																			

			(注2) 見込については、申請企業が現時点で計画している投資計画に基づく準備金積立に基づく試算であり、今後の資源価格の動向や探鉱・開発作業の進捗状況等により投資計画の見直しが行われる場合があり、その影響により変動することがあり得る。 ※平成25年度の減収額について、前回要望時(平成26年度要望)の減収額(見込み)110億円と今回要望時(平成28年度要望)の減収額(財務省推計値)23億円との差の要因として、プロジェクトの進捗状況等による投資計画の見直し等の影響が考えられる。																																
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22～26年度) ○自主開発比率の推移 (単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> <tr> <td>石油・天然ガス</td> <td>自主開発比率(注1)</td> <td>23.5</td> <td>22.6</td> <td>22.1</td> <td>23.3</td> <td>24.7</td> </tr> <tr> <td>銅鉱石</td> <td>自給率(注2)</td> <td>52.5</td> <td>54.2</td> <td>56.3</td> <td>58.7</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>鉄鉱石</td> <td>自主開発比率</td> <td>20.3</td> <td>20.8</td> <td>19.6</td> <td>17.6</td> <td>17.7</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>自主開発比率</td> <td>12.5</td> <td>16.7</td> <td>21.7</td> <td>18.5</td> <td>15.0</td> </tr> </table> <p>(注1) 自主開発比率 = (我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量 + 国内生産量) ÷ (原油・天然ガスの輸入量 + 国内生産量) 自主開発比率は、平成22年6月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。 (注2) 自給率は、基本的には、金属需要(地金製錬量)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率は、平成26年度には24.7%と順調に伸びている。 鉱山開発は初期探鉱から操業までに10年～15年程度の期間を要する。また、鉱石等の輸入量は景気動向により大きく左右されることから、自主開発比率は常に向上していくというわけではないが、長期的には着実に増加傾向にある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22～29年度) (1)石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率は、平成26年度には24.7%と順調に伸びている。本措置を利用して商業生産までに至ったプロジェクトからの石油・天然ガスの引取量は、我が国の自主開発プロジェクトの概ね6割を占め、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与しており、引き続き、本税制による措置は有効であると考えられる。 今後、平成27年度以降についても、本税制を利用したプロジェクトとしてガラフ油田(イラク)の生産段階への移行等、本税制が自主開発比率の維持・向上に寄与することが想定される。</p>		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	石油・天然ガス	自主開発比率(注1)	23.5	22.6	22.1	23.3	24.7	銅鉱石	自給率(注2)	52.5	54.2	56.3	58.7	集計中	鉄鉱石	自主開発比率	20.3	20.8	19.6	17.6	17.7	ウラン	自主開発比率	12.5	16.7	21.7
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																														
石油・天然ガス	自主開発比率(注1)	23.5	22.6	22.1	23.3	24.7																													
銅鉱石	自給率(注2)	52.5	54.2	56.3	58.7	集計中																													
鉄鉱石	自主開発比率	20.3	20.8	19.6	17.6	17.7																													
ウラン	自主開発比率	12.5	16.7	21.7	18.5	15.0																													

		○自主開発プロジェクトに占める当該税制利用プロジェクトの割合(引取量)					
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	5年間 平均値
		68.6%	68.6%	65.0%	60.7%	59.8%	64.5%
		(2)金属鉱物 非鉄金属は、本税制を活用したプロジェクトは自主開発プロジェクトの8割以上を占め、自給率は平成22年度53%だったものが、平成25年度には59%に上昇している。 鉄鉱石は、平成19年以降、自主開発権益比率は概ね20%前後で推移している。ナミザ社(ブラジル)は今後より競争力の高い鉱山との統合が平成26年12月に合意されており、同鉱山における保有権益数量の増加が見込まれ、これにより自主開発比率はさらに上昇する効果が見込まれる。 ウランについては、自主開発権益比率は一時的に低下しているものの、今後、本税制の認定を受けたプロジェクトの生産開始が予定されており、自主開発比率の更なる上昇が見込まれる。					
		※過去の実績については、《政策目的の実現状況》を参照のこと。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22～29年度) 準備金を積み立てることができなくなり、投資として課税所得の対象となることから、キャッシュフローの改善効果を得ることができず、企業の資金調達負担が増加することで、企業の探鉱・開発投資を抑制することとなる。その結果、自主権益が減少するとともに自主開発比率や自給率の向上が困難となるおそれがある。					
		《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成29年度) 探鉱・開発投資が促進され、自主開発比率等が維持・向上するとともに、特定の地域からの購入の依存度が低下すること等により、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に寄与する効果があった。また、自主開発比率等の維持・向上によって、購入先からの価格引き上げ要請に対して一定の抑止力を持つことが可能となり、資源燃料価格の上昇抑止効果・低減効果も考えられる。					
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱・開発事業に投資を行う我が国企業に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図ることにより、我が国企業の探鉱・開発投資を促進するものである。 また、本税制は税法上の要件を満たすことにより利用できる制度であり、我が国企業による資源の探鉱・開発投資を促進させる制度として、補助金等より中立で予見可能性があることから政策手段としての確である。				
		② 他の支援措置や義務付け等	当該施策以外の税制措置としては、鉱業所得の課税の特例制度(探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控				

		との役割 分担	除(減耗控除制度))がある。 海外投資等準備金は、資源の探鉱・開発段階における投資リスクを軽減する制度であり、企業の莫大な投資費用のリスクの平準化を図ることにより、資源の探鉱・開発投資を促進することを目的とした制度である。 一方、減耗控除制度は減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている鉱業の特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで継続的な生産を確保する制度である。 なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金の適用は租税特別措置法上認められていない(租税特別措置法第58条第14項)。 予算措置は特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトについて、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資等により、民間の出資負担を軽減することにより、民間の探鉱開発投資を支援するものであり、以下がある。 (1)石油・天然ガス ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資 ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外の天然ガス資産買収、開発・液化出資 (2)金属鉱物 ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資 ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外ウラン探鉱支援事業(補助金)
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における石油・天然ガスの自主開発比率24.7%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる」等と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

③ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）

租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合が「準備金積立額」89.3%、「特別控除額」98.2%（平成25年度）となっているが、前回要望時に9社（過去3年平均）が利用していた石油鉱業の適用額に占める割合は「準備金積立額」が83%（過去3年平均）、「特別控除額」が82%（過去3年平均）となっており、25年度における上位10社の適用額が80%を超えているのは、従前（想定）どおりの数値であり、想定外に特定の者に偏っていないと考える。さらに、平成25年度の所得が100億円以上の企業は10社のみであるため、所得規模からも準備金積立及び探鉱費支出の大部分を上位10社が占めていることに不自然さはないと考える。

なお、石油鉱業と非鉄・非金属鉱業では1社当たりの平均適用額に10倍以上の差があるため、租特透明化法に基づき把握される上位10社（会社名は非公開）は、ほぼ石油鉱業で占められると推定される。

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明）

自主開発比率等の算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）は以下のとおり。

(1) 石油・天然ガスの自主開発比率

$$\begin{aligned} &= (\text{我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量} + \text{国内生産量}) \div (\text{原油・天然ガスの輸入量} + \text{国内生産量}) \\ &= (132.2 \text{ 万 boe/d} + 6.8 \text{ 万 boe/d}) \div (555.8 \text{ 万 boe/d} + 6.8 \text{ 万 boe/d}) \\ &= 24.7\% \end{aligned}$$

【出典：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

(2) 銅鉱石の自給率

$$\begin{aligned} &= (\text{我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量} + \text{国内スクラップから得られるリサイクル地金}) \div \text{金属需要（地金製錬量）} \\ &= 905 \text{ 千トン} \div 1,541 \text{ 千トン} \\ &= 58.7\% \end{aligned}$$

【出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査】

(3) 鉄鉱石の自主開発比率

$$\begin{aligned} &= \text{鉄鋼ミル持分生産量} \div \text{全国鉄鉱石輸入量} \\ &= 24.1 \text{ 百万トン} \div 136.4 \text{ 百万トン} \\ &= 17.7\% \end{aligned}$$

【出典：一般社団法人日本鉄鋼連盟】

(4) ウランの自主開発比率

$$= \text{自主開発鉱山からの総調達量} \div \text{総調達量}$$

$$\begin{aligned} &= 832 \text{ トン} \div 5,554 \text{ トン} \\ &= 15.0\% \end{aligned}$$

【企業ヒアリング結果】

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）

平成23年度から26年度までの平均減収額は、172億円（法人税）。一方で石油・天然ガスの自主開発比率は平成23年度の22.6%から26年度には24.7%に、銅鉱石の自給率は23年度の54.2%から25年度には58.7%と着実に増加している。

また、本税制を利用して探鉱を実施してきた結果、当初見込まれていた鉱山寿命を超えて生産活動を維持している国内A鉱山の例では、平成26年度には約13億円の探鉱費を支出して探鉱活動を実施しているが、新鉱床探鉱費の特別控除による減収額4.4億円以上に法人住民税及び鉱産税5.7億円を納税しており、鉱山操業の継続に伴い税収減を是認するような効果が確認されている。

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）

平成28年度以降の平均減収見込額は、約171億円（法人税）。平成26年度に開山したカセロネス鉱山（チリ）の銅精鉱（銅量）生産量は、フル生産時には年間約15万トン（日本の年間銅輸入量の約11%相当）であり、本税制措置の適用により将来継続的な探鉱活動が実施され当該鉱山が生産量が維持された場合には、自給率の向上に大きく貢献することが見込まれている。

また、本税制を利用して探鉱を実施してきた結果、当初見込まれていた鉱山寿命を超えて生産活動を維持している国内A鉱山では、平成28年度以降も継続して探鉱を実施する予定。当該鉱山では平成26年度には約13億円の探鉱費を支出して探鉱活動を実施しているが、新鉱床探鉱費の特別控除による減収額4.4億円以上に法人住民税及び鉱産税5.7億円を納税しており、引き続き探鉱を実施し、鉱山操業を継続することで税収減を是認するような効果が期待される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(国税16・地方税16(自動連動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義、個人住民税:外)
2	要望の内容	国内鉱業者等が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。 平成28年3月31日で適用期限の到来する本制度について、所要の見直しを行ったうえで、適用期限を3年間延長する。 本邦企業における法人税法上の役員数の減少(執行役員の増加)、探鉱期間が長期化している現状等を踏まえ、探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、準備金積立期間等について所要の見直しを行う。 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金の拡充内容) ・準備金積立期間(現行3年間)を5年間に延長する。 (海外探鉱準備金の拡充内容) ・海外鉱山(自主開発法人)への役員派遣要件(現行法人税法上の役員)を緩和する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和40年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3年間) 昭和50年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除) 昭和51年度 縮減(準備金収入金額基準:15%→14%) 昭和52年度 延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準:14%→13%) 平成10年度 延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準:13%→12%) 平成25年度 延長(3年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者) 縮減(海外探鉱準備金所得金額基準:50%→40%) 平成28年度 延長要望3年間及び拡充要望
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○石油・天然ガスの安定供給確保 石油・天然ガスは、東日本大震災以降、火力発電の主要な燃料として需要が増加していることから、これまで以上に我が国民間企業による自主開発の促進を通じて、石油・天然ガスの安定的かつ安価な供給の確保を図る。 ○鉱物資源の安定供給確保 金属鉱物資源は、我が国の産業活動を支える基礎物資であり、資源の乏しい我が国において、その確保は我が国の国際競争力に直結するため、中長期的かつ持続的な鉱物資源の安定供給の確保を図る。

《政策目的の根拠》
◆「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月閣議決定) 一. 日本産業再興プラン 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 (3)新たに講ずべき具体的施策 …資源の権益確保や北米等からの輸入の実現等による資源の供給源の多角化、供給安定化、運輸部門の燃料種の多様化などの各種施策を実行する。
◆「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月閣議決定) 一. 日本産業再興プラン 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 (3)新たに講ずべき具体的施策 ⑩LNG等の調達コストの低減 仕向地条項の緩和等によるLNG市場の柔軟化を推進するとともに、新たな共同調達の戦略的活用促進、北米等からのLNG供給の実現や権益獲得による供給源の多角化、資源輸送ルートが多様化への対応など、資源調達環境の改善を進める。 中短期工程表「立地競争力の更なる強化⑩」 日本企業の探鉱・開発事業への参画支援等による供給源の多角化
◆「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定) 三. 国際展開戦略 2. 海外市場獲得のための戦略的取組 ①インフラ輸出・資源確保 ○安定的かつ安価な資源の確保の推進 ・エネルギー・鉱物資源の確保に向けて、「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」も踏まえ、北米からのLNG輸入実現に向けた取組を継続するとともに、リスクマネー供給等による供給源の多角化を進める。また、「日アフリカ資源開発促進イニシアティブ」の着実な実施、本年9月の「第2回LNG産消会議」を通じたLNG消費国の連携強化、LNG先物市場についての検討等を進める。 ・資源権益の更新・新規獲得のため、資源国に対し、技術協力(相手国政府が一部負担するODA卒業国等を対象としたコスト・シェア技術協力を含む。)等の幅広い分野で協力関係を強化する。
◆「エネルギー基本計画」(平成26年4月閣議決定) 第2章 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針 第2節 各エネルギー源の位置付けと政策の時間軸 1. 一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な報告 (4)天然ガス ・石油と比べて地政学的リスクも相対的に低く、化石燃料の中で温室効果ガスの排出も最も少なく、発電においてはミドル電源の中心的な役割を果たしている重要なエネルギー源。 ・我が国は、現時点では、国際的には高い価格でLNGを調達しており、電源としての過度な依存を避けつつ、供給源多角化などによりコストの低減を進める必要がある。

		<p>(5)石油</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い燃料用途や化学製品など素材用途があり、ピーク電源及び調整電源として一定の機能を担っている。調達に係る地政学的リスクは最も大きいものの、可搬性が高く、全国供給網も整い、備蓄も豊富なことから、今後とも活用していく重要なエネルギー源。 供給源多角化、産油国協力、備蓄等の危機管理の強化や、原油の有効利用等を進めることが不可欠。 <p>第3章 長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>第1節 安定的な資源確保のための総合的な施策の推進</p> <p>化石燃料への依存が高まっている状況の中で、不安定性を増す国際的なエネルギー需給構造に応じ、将来の変化も視野に入れつつ、資源の確保を進めることは重要な課題である。①主要な資源を複数ものに分散させること、②それぞれの資源に関して、調達先の分散化や上流権益の確保、供給国との関係強化によって調達リスクを低下させることを通じて、資源の適切なポートフォリオを実現させ、安定的かつ経済的に資源を確保していく必要がある。</p> <p>2013年度には、米国、ロシア、サウジアラビア、UAE、カタール、カナダ、モザンビーク等を訪問した総理大臣を筆頭に積極的に資源国との資源外交を展開し、日本企業が関与する米国LNGプロジェクトの輸出許可の獲得やUAEにおける日本の自主開発油田権益の確保などの成果を挙げたところであり、引き続き安定的な資源確保を実現するための総合的な政策を推進する。</p> <p>◆「エネルギー基本計画」(平成22年6月閣議決定)</p> <p>第1章 基本的視点</p> <p>1. 総合的なエネルギー安全保障の強化</p> <p>国産資源に恵まれない我が国の状況を勘案すれば、その多くを海外に依存する化石燃料については、自主開発の比率を中長期的に高めることが重要である。</p> <p>第2章 2030年に目指すべき姿と政策の方向性</p> <p>第3節 政策手法のあり方</p> <p>本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置付けられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、国民負担を最小限としつつ、……</p> <p>第3章 目標実現のための取組</p> <p>第1節 資源確保・安定供給強化への総合的取組</p> <p>1. (1)基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> …国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上に引き上げることを目指す。 ベースメタル(銅・亜鉛)については、海外資源開発やリサイクルによる供給源確保を含む自給率を2030年に80%以上とすることを目指す。 <p>1. (2)①(イ)我が国企業による上流権益獲得に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> …JBICを通じたファイナンス支援、関連税制の活用等の各種施策を総動員し、短期的には、既に我が国企業が権益を取得済みのプロジェクトの確実な立ち上げに向けて、リスクマネー供給支援等を集中的に実施する。 <p>◆「資源確保戦略」(平成24年6月パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会</p>
--	--	---

		<p>合報告)</p> <p>第1章 総論</p> <p>1. 世界的な資源確保競争の激化など資源・エネルギーを巡る国際情勢は益々厳しさを増している。資源の太宗を海外に依存している我が国にとって、産業基盤の維持・強化、経済の繁栄、国民生活の安寧のために、その安定的かつ安価な供給の確保に向けた体制の構築や取組の強化がより一層不可欠となっている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>5. エネルギー・環境 5-1 資源・燃料</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(1)石油・天然ガス</p> <p>我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を2030年までに40%以上に引き上げる。</p> <p>※自主開発比率</p> $= (\text{我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量} + \text{国内生産量}) \div (\text{原油・天然ガスの輸入量} + \text{国内生産量})$ <p>(2)金属鉱物</p> <p>我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%)。</p> <p>※自給率: 基本的には、金属需要(地金製錬量)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>(1)石油・天然ガス</p> <p>測定指標として、毎年度の自主開発比率を用い、導入目標との達成度を測る。</p> <p>(2)金属鉱物</p> <p>測定指標として、毎年度の自給率を用い、導入目標との達成度を測る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、操業により得た収益の一部を新たな探鉱活動の費用に充てるための準備金として積立て、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填(=鉱業資本を回収)することが可能となり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進めていくことが可能となる。その結果、我が国企業の探鉱活動が維持・向上され、長期的な自主開発比率の向上につながり、我が国への資源エネルギーの安定供給確保に寄与する。</p>
--	--	---

8	有効性等	① 適用数等	<p>○準備金積立額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> <th>H26FY (見込)</th> <th>H27FY (見込)</th> <th>H28FY (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>(38) 44</td> <td>(31) 42</td> <td>(35) 42</td> <td>43</td> <td>42</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金(億円)</td> <td>(391) 500</td> <td>(321) 776</td> <td>(344) 652</td> <td>643</td> <td>690</td> <td>662</td> </tr> </tbody> </table> <p>○特別控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> <th>H26FY (見込)</th> <th>H27FY (見込)</th> <th>H28FY (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(億円)</td> <td>(166) 170</td> <td>(242) 258</td> <td>(204) 302</td> <td>243</td> <td>268</td> <td>271</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典: ①H23～H25FY: 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ②H23～H25FY():「H25FY 要望時見込(事業者に対するアンケート調査)」 ③H26～H28FY: 前3年度の平均値(推計)</p> <p>○利用業種 平成25年度における利用業種については、以下のとおりとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱業</td> <td>29社</td> </tr> <tr> <td>石油製品製造業</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>窯業又は土石製品製造業</td> <td>8社</td> </tr> <tr> <td>非鉄金属製造業</td> <td>2社</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>42社</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」(財務省)より作成。</p> <p>※本制度は、国内鉱業者等が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度であり、このような制度目的に鑑みて、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではなく、適用に偏りも無いと考える。</p>		H23FY	H24FY	H25FY	H26FY (見込)	H27FY (見込)	H28FY (見込)	適用件数(件)	(38) 44	(31) 42	(35) 42	43	42	42	探鉱準備金又は海外探鉱準備金(億円)	(391) 500	(321) 776	(344) 652	643	690	662		H23FY	H24FY	H25FY	H26FY (見込)	H27FY (見込)	H28FY (見込)	適用件数(件)	16	20	21	19	20	20	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(億円)	(166) 170	(242) 258	(204) 302	243	268	271	業種名	適用企業数	鉱業	29社	石油製品製造業	1社	化学工業	1社	窯業又は土石製品製造業	8社	非鉄金属製造業	2社	卸売業	1社	総数	42社
			H23FY	H24FY	H25FY	H26FY (見込)	H27FY (見込)	H28FY (見込)																																																					
適用件数(件)	(38) 44	(31) 42	(35) 42	43	42	42																																																							
探鉱準備金又は海外探鉱準備金(億円)	(391) 500	(321) 776	(344) 652	643	690	662																																																							
	H23FY	H24FY	H25FY	H26FY (見込)	H27FY (見込)	H28FY (見込)																																																							
適用件数(件)	16	20	21	19	20	20																																																							
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(億円)	(166) 170	(242) 258	(204) 302	243	268	271																																																							
業種名	適用企業数																																																												
鉱業	29社																																																												
石油製品製造業	1社																																																												
化学工業	1社																																																												
窯業又は土石製品製造業	8社																																																												
非鉄金属製造業	2社																																																												
卸売業	1社																																																												
総数	42社																																																												
② 減収額	<p>○探鉱準備金又は海外探鉱準備金積立に伴う減収額 (億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> <th>H26FY (見込)</th> <th>H27FY (見込)</th> <th>H28FY (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>44</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>43</td> <td>42</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>144</td> <td>210</td> <td>161</td> <td>172</td> <td>181</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>26</td> <td>34</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>35</td> <td>56</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>49</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table>		H23FY	H24FY	H25FY	H26FY (見込)	H27FY (見込)	H28FY (見込)	適用件数(件)	44	42	42	43	42	42	法人税	144	210	161	172	181	171	法人住民税	26	34	29	30	31	30	法人事業税	35	56	46	46	49	47																									
	H23FY	H24FY	H25FY	H26FY (見込)	H27FY (見込)	H28FY (見込)																																																							
適用件数(件)	44	42	42	43	42	42																																																							
法人税	144	210	161	172	181	171																																																							
法人住民税	26	34	29	30	31	30																																																							
法人事業税	35	56	46	46	49	47																																																							

		○新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に伴う減収額 (億円)																																									
		H23FY	H24FY	H25FY	H26FY (見込)	H27FY (見込)	H28FY (見込)																																				
適用件数(件)		16	20	21	19	20	20																																				
法人税		51	70	(61) 75	66	70	70																																				
法人住民税		9	11	(11) 13	11	12	12																																				
法人事業税		12	18	(20) 21	17	19	19																																				
<p>※出典: ①H23～H25FY: 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省) ②H25FY(): 「H25FY 要望時見込(財務省試算及び事業者に対するアンケート調査)」 ③H26～H28FY: 前3年度の平均値(推計) ④個人事業者(所得税)の利用実績なし。(事業者に対するアンケート調査)</p> <p>※平成25年度要望時の想定減収額と比較して、国税及び地方税ともに大きな乖離は生じていない。</p>																																											
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22～26年度) (自主開発比率の推移) (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> <th>H26FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油・天然ガス 自主開比率(注1)</td> <td>23.5</td> <td>22.6</td> <td>22.1</td> <td>23.3</td> <td>24.7</td> </tr> <tr> <td>銅鉱石 自給率(注2)</td> <td>52.5</td> <td>54.2</td> <td>56.3</td> <td>58.7</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>鉄鉱石 自主開発比率</td> <td>20.3</td> <td>20.8</td> <td>19.6</td> <td>17.6</td> <td>17.7</td> </tr> <tr> <td>ウラン 自主開発比率</td> <td>12.5</td> <td>16.7</td> <td>21.7</td> <td>18.5</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>石炭 自主開発比率</td> <td>44.0</td> <td>47.0</td> <td>50.6</td> <td>54.9</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 自主開発比率 = (我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量 + 国内生産量) ÷ (原油・天然ガスの輸入量 + 国内生産量) 自主開発比率については、平成22年6月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、これまでの原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。 (注2) 自給率は、基本的には、金属需要(地金製錬量)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。</p> <p>鉱山開発は初期探鉱から操業までに10年～15年程度の期間を要する。また、鉱石等の輸入量は景気動向により大きく左右されることから、自主開発比率は常に向上していくというわけではないが、長期的には着実に増加傾向にある。</p>							H22FY	H23FY	H24FY	H25FY	H26FY	石油・天然ガス 自主開比率(注1)	23.5	22.6	22.1	23.3	24.7	銅鉱石 自給率(注2)	52.5	54.2	56.3	58.7	集計中	鉄鉱石 自主開発比率	20.3	20.8	19.6	17.6	17.7	ウラン 自主開発比率	12.5	16.7	21.7	18.5	15.0	石炭 自主開発比率	44.0	47.0	50.6	54.9	集計中
	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY	H26FY																																						
石油・天然ガス 自主開比率(注1)	23.5	22.6	22.1	23.3	24.7																																						
銅鉱石 自給率(注2)	52.5	54.2	56.3	58.7	集計中																																						
鉄鉱石 自主開発比率	20.3	20.8	19.6	17.6	17.7																																						
ウラン 自主開発比率	12.5	16.7	21.7	18.5	15.0																																						
石炭 自主開発比率	44.0	47.0	50.6	54.9	集計中																																						

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22～30年度)</p> <p>○石油・天然ガス</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率は、平成26年度には24.7%と順調に伸びており、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。</p> <p>○金属鉱物</p> <p>我が国の銅鉱石の自給率は平成22年度53%だったものが、平成25年度には、59%に上昇している。また、平成26年度に開山したカセロネス鉱山(チリ)が本制度の利用を開始しており、本制度により、自給率はさらに向上すると見込まれる。</p> <p>鉄鉱石は、平成19年以降、自主開発権益比率は概ね20%前後で推移している。ナミザ社(ブラジル)は今後より競争力の高い鉱山との統合が平成26年12月に合意されており、同鉱山における保有権益数量の増加が見込まれ、これにより自主開発比率はさらに上昇する効果が見込まれる。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22～30年度)</p> <p>延長されなかった場合、新たな探鉱活動に備えた準備金を十分に積み立てることができず、企業の探鉱活動が縮小(新鉱床探鉱費が減少)し、その結果、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填することが出来なくおそれがある。また、拡充されなかった場合には、自主開発比率等の向上に資する新規案件の適用は見込めなくなるとともに、コーポレート・ガバナンス強化の流れの中、既存案件の維持も困難となるおそれがある。その結果、自主権益が減少するとともに自主開発比率や自給率の目標達成が困難となるおそれがある。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22～30年度)</p> <p>平成25年度の制度改正の結果、平成26年度に開山したカセロネス鉱山(チリ)が新たに本制度の利用を開始する等、探鉱開発投資が促進され、自主開発比率が維持・向上し、我が国への資源エネルギーの安定供給の確保に寄与する効果があった。</p> <p>また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p> <p>なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、エネルギー・鉱物資源の安定供給を確保するためには、2030年に向けて引き続き自主開発比率等の向上が必要。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性のあることから、政策手段としての確。</p>

	② 他 の 支 援 措 置 や 義 務 付 け 等 と の 役 割 分 担	<p>本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填(=鉱業資本を回収)することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発を円滑に進めていく上で必要不可欠な制度である。</p> <p>本制度以外の税制措置としては、海外投資等損失準備金がある。海外投資等損失準備金は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。</p> <p>なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない(措置法第58条第14項)。</p> <p>予算措置は特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトについて、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資等により、民間の出資負担を軽減することにより、民間の探鉱開発投資を支援するものであり、以下がある。</p> <p>(1)石油・天然ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資 <p>(2)金属鉱物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資・債務保証 ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外ウラン探鉱支援事業(補助金)
	③ 地 方 公 共 団 体 が 協 力 す る 相 当 性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業に係る特例措置の延長	行政機関名	経済産業省
税目	印紙税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（仮施設の整備数）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかになっていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「平成23年度の事業開始から平成26年度末まで（中略）577箇所仮施設を整備」と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

独立行政法人中小企業基盤整備機構からのヒアリングによれば、平成 23 年度 279 か所、24 年度 243 か所、25 年度 41 か所、26 年度 14 か所となっている。

⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

○ 前提条件：

- ・ 延べ床面積＝約 400 ㎡（自治体整備要望平均）
- ・ 年度別の施設整備見込み＝独立行政法人中小企業基盤整備機構からのヒアリングによれば、平成 23 年度 279 か所、24 年度 243 か所、25 年度 41 か所、26 年度 14 か所
- ・ 固定資産税評価額＝3,600 万円（実績平均）

(1) 印紙税（国税）

平成 23 年度→ $(15,000+200) \times 279$ か所＝424 万円
 24 年度→ $(15,000+200) \times 243$ か所＝369 万円
 25 年度→ $(15,000+200) \times 41$ か所＝62 万円
 26 年度→ $(10,000+200) \times 14$ か所＝14 万円

※ 施設の建築発注契約に係る印紙税は、5 千万円弱程度の契約として 15,000 円（平成 26 年度は 10,000 円）。また、市町村への施設無償譲渡に係る印紙税は 200 円

(2) 登録免許税（国税）

平成 23 年度→ 4 万円× 400 ㎡× 0.4% × 279 件＝1,786 万円
 24 年度→ 4.1 万円× 400 ㎡× 0.4% × 243 件＝1,594 万円
 25 年度→ 4.1 万円× 400 ㎡× 0.4% × 41 件＝269 万円
 26 年度→ 4.1 万円× 400 ㎡× 0.4% × 14 件＝92 万円

※ 課税標準（平成 23 年度）約 4 万円/㎡、（24 年度～26 年度）約 4.1 万円/㎡

※ 登録免許税の課税標準について、平成 23 年度は、青森、盛岡、仙台、福島、水戸の各法務局の定める新築建物課税標準価格認定基準表に定める単価の平均値。また、平成 24 年度以降は、盛岡、仙台、福島の各法務局の定める新築建物課税標準価格認定基準表に定める単価の平均値

(3) 不動産取得税（地方税）

平成 23 年度→ $3,600$ 万円× 4% × 279 件＝4 億 176 万円
 24 年度→ $3,600$ 万円× 4% × 243 件＝3 億 4,992 万円
 25 年度→ $3,600$ 万円× 4% × 41 件＝5,904 万円
 26 年度→ $3,600$ 万円× 4% × 14 件＝2,016 万円

(4) 固定資産税（地方税）

平成 23 年度（24.1.1）→ $3,600$ 万円× 1.4% × 279 件＝1 億 4,062 万円

24 年度（25.1.1）→ $3,600$ 万円× 1.4% × 243 件＝1 億 2,247 万円

25 年度（26.1.1）→ $3,600$ 万円× 1.4% × 41 件＝2,066 万円

26 年度（27.1.1）→ $3,600$ 万円× 1.4% × 14 件＝706 万円

(5) 都市計画税（地方税）

平成 23 年度（24.1.1）→ $3,600$ 万円× 0.3% × 279 件＝3,013 万円
 24 年度（25.1.1）→ $3,600$ 万円× 0.3% × 243 件＝2,624 万円
 25 年度（26.1.1）→ $3,600$ 万円× 0.3% × 41 件＝443 万円
 26 年度（27.1.1）→ $3,600$ 万円× 0.3% × 14 件＝151 万円

なお、算定根拠について精査を行ったため、事前評価書に記載の金額と相違している。

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

これまでの市町村からの要望について、要望箇所数 586 件のうち、584 件が着工済み、進捗率は 99.7%程度であり、本租税特別措置により税負担が減少することで、仮施設整備事業が著しく進捗していることから、当該要望のあった市町村における中小企業の事業再開への過程としての早期の事業再開が可能となったものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特例措置の延長 (国税18)(印紙税:外、登録免許税:外) (地方税17)(不動産取得税:外、固定資産税:外、都市計画税:外)
2	要望の内容	独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が中小機構法第15条第1項第13号に基づき行う業務のうち、施設を無償貸与、無償譲渡するものに係る業務に係る下記の税制特例措置を2年間延長する。 【国税】 (1)印紙税の非課税措置 (2)登録免許税の非課税措置 【地方税】 (3)不動産取得税の非課税措置 (4)固定資産税の非課税措置(5)都市計画税の非課税措置
3	担当部局	中小企業庁長官官房参事官室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・印紙税 平成23年度 創設(平成25年度末まで) 平成25年度改正(1年間延長し、平成26年度末まで) 平成26年度改正(2年間延長し、平成28年度末まで) ・登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税 平成23年度 創設(平成24年度末まで) 平成25年度改正(1年間延長し、平成25年度末まで) 平成26年度改正(2年間延長し、平成27年度末まで)
6	適用又は延長期間	・印紙税:平成28年度末から平成30年度末に2年間延長 ・登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税:適用期限を平成27年度末から平成29年度末に2年間延長
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災で被害を受けた地域において、中小機構が仮設店舗、仮設工場等を設置し、市町村を通じて被災中小企業・小規模事業者が無償で貸出しを行うことにより、早期の事業再開への支援を行う。これにより、被災市町村における産業の復旧・復興を促進する。 《政策目的の根拠》 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第130条第1項 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この条から第百三十二条までにおいて「機構」という。)は、特定被災区域その他政令で定める地域(以下この条から第百三十二条までにおいて「特定地域」という。)における特定事業者(東日本大震災により著しい被害を受けた事業者をいう。以下この条から第百三十二条までにおいて同じ。)の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、特定地域において、工場、事業場又は工場若しくは事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡の業務を行う。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	4-5 福島・震災復興	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 政策の達成目標と同じ 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 仮設施設の整備数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 東日本大震災で被害を受けた地域において、仮設施設の整備を進めることにより、被災地の中小企業・小規模事業者が早期に事業を再開することが可能となり、震災からの早期の復興に寄与している。	
8	有効性等	① 適用数等	平成23年度 279箇所 平成24年度 243箇所 平成25年度 41箇所 平成26年度 14箇所
		② 減収額	・登録免許税 平成23年度 19.8百万円 平成24年度 17.3百万円 平成25年度 2.9百万円 平成26年度 1.0百万円 ・不動産取得税 平成23年度 392.6百万円 平成24年度 341.9百万円 平成25年度 57.6百万円 平成26年度 19.7百万円 ・都市計画税 平成23年度 29.6百万円 平成24年度 25.7百万円 平成25年度 4.4百万円 平成26年度 1.5百万円 ・印紙税 平成23年度 2.2百万円 平成24年度 2.0百万円 平成25年度 0.3百万円 平成26年度 0.1百万円 ・固定資産税 平成23年度 137.3百万円 平成24年度 119.5百万円 平成25年度 20.2百万円 平成26年度 6.9百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 平成23年度の事業開始から平成26年度末まで間、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県の被災6県52市町村において、577箇所の仮設施設を整備し、約2,700事業者(平成26年度末時点)の被災中小企業・小規模事業者の早期事業再開を支援している。 しかしながら、原子力災害や津波にみまわれた地域における早期の復興のためには、仮設整備事業が引き続き必要であり、仮設施設整備事業に係る本特例措置が必要である。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 同上。	

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 仮設施設の整備に遅れが生じ、被災地の中小企業・小規模事業者の早期事業再開が困難となり、被災市町村における産業の復旧・復興が遅れることとなる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 本特例措置が講じられなくなった場合には、仮設施設整備事業に係る登録免許税等の固定費用の支出負担が発生するため、仮設施設整備事業が円滑に進まず、被災市町村の復興に遅れが生じることとなる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	東日本大震災で被害を受けた地域において、被災地の中小企業・小規模事業者が早期に事業を再開し、被災市町村の復興を進めていくために不可欠な事業であり、引き続き、現行と同様の税制上の措置を講じることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	仮設施設整備事業については、平成26年度以降、中小機構の第2期中期目標期間の繰越積立金を充てている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	仮設施設整備事業を国が実施した上で、本特例措置を講じることにより、仮設施設の整備が円滑に進み、被災事業者支援を円滑に実施することが可能となり、被災市町村の産業の復旧・復興が図られるため、地方公共団体が協力することは相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置	行政機関名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ③ 僅少・偏りの状況
過去の適用数等が想定外に僅少でないことについて、前回評価時の将来推計等と比較した上で説明されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、制度創設から平成26年度末までの承継事業再生計画の認定件数は24件に上ると説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

標（中小企業・小規模事業者について、債務超過の解消、事業者の再生を通じた産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図る）の実現を図る上で、非常に効果的である。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）

適用数については、当該特例措置を受けるためには、承継事業再生計画の認定を受ける必要があることから、平成21年度から26年度までの承継事業再生計画の認定件数及び認定計画ごとに租税特別措置の適用を受けた件数を記載している。

④ 将来の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）

適用数は、承継事業再生計画の認定件数に連動することから、承継事業再生計画の認定件数を将来推計することで代替している。平成27年度の計画認定件数見込みは、申請を受付する各経済産業局からのヒアリングベースで算出（35件）しており、現在の経営改善・事業再生が必要な中小企業の状況や、中小企業再生支援協議会等による抜本再生支援の推進状況などを勘案し、28年度及び29年度においても、27年度と同レベルの承継事業再生計画の認定件数になると推計している。

⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

減収額の将来推計については、租税特別措置の特例を受ける根拠となる承継事業再生計画の認定1件当たりの減収額（14,400千円＝345,615千円÷24件）を算出し、認定する承継事業再生計画数の見込件数（平成28年度及び29年度ともに35件）から、28年度及び29年度の減収見込額を算出（28年度減収見込額：504,000千円＝14,400千円×35件、29年度減収見込額：504,000千円＝14,400千円×35件）している。平成27年度についても、認定件数を28年度及び29年度と同水準と見積もっていることから、同額の減収額（504,000千円＝14,400千円×35件）と想定している。

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

これまでの承継事業再生計画の認定件数と、それに伴う租税特別措置の適用数、雇用確保数などは、全て実績を個別に積み上げたもの

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

承継事業再生計画の認定件数の将来推計は、ヒアリングベースで平成27年度の認定件数を35件と推計しており、28年度及び29年度についても、27年度と同水準（35件）と推計している。

なお、認定を受けた事業者を対象にして、租税特別措置等の直接的な効果などについて聞き取りを行い、事後検証を行う。

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

これまで認定された承継事業再生計画1件当たりの租税特別措置の減収額は、約1,050万円であるが、中小企業にとってみれば、この1,050万円は、売上高が約4.6億円程度増加することに相当する利益（中小企業白書2014版の付属統計資料16表「法人企業の主要財務・損益状況と財務指標（中央値）」）であり、租税特別措置により1,050万円を事業運転資金に充当できることは、達成目

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置 (国税19)(登録免許税:外)
2	要望の内容	登録免許税の軽減措置について、適用期限を延長する。 登録免許税の軽減措置は、第二会社方式による再生計画(「産業競争力強化法」における「中小企業承継事業再生計画」。以下同じ。)の認定を受けた中小企業・小規模事業者が対象。軽減措置内容は以下のとおり。 (1) 株式会社の設立又は増資の登記 1,000分の3.5(本則:1,000分の7) (2) 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記 1,000分の5(本則:1,000分の7) (3) 事業譲渡に伴う次の登記 ① 不動産の所有権の移転 1,000分の16(本則:1,000分の20) ② 船舶の所有権の移転 1,000分の23(本則:1,000分の28) (4) 分割に伴う次の登記 ① 不動産の所有権の移転 1,000分の4(本則:1,000分の20) ② 船舶の所有権の移転登記 1,000分の23(本則:1,000分の28)
3	担当部局	中小企業庁 事業環境部 金融課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度:平成21年度(「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」) 改正経緯:平成22年度 軽減措置を2年延長 平成24年度 軽減措置を2年延長 平成26年度 軽減措置を2年延長(「産業競争力強化法」施行による新設扱い)
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しにより再生が可能な中小企業・小規模事業者について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を、地域の関係機関や専門家等が連携して支援することにより、地域の中小企業の再生を通じて産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図る。

		《政策目的の根拠》 産業競争力強化法において、中小企業・小規模事業者について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を支援することにより、地域の中小企業・小規模事業者の再生を通じた産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図る。 当該軽減措置(登録免許税の軽減措置)は、第二会社方式による再生計画の認定を受けた者に対する支援措置。																					
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-2 新陳代謝																					
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業・小規模事業者について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を支援することにより、地域の中小企業・小規模事業者の再生を通じた産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 全国47都道府県の中小企業再生支援協議会と連携し、「中小企業承継事業再生計画」の認定目標を、当該軽減措置の延長期間中は年間35件程度とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 債権放棄を伴う再生計画には「直接放棄方式」と「第二会社方式」がある。実質的には同じように債権放棄を行うにも関わらず、「第二会社方式」には「直接放棄方式」には存在しない特有の課題として、事業を承継する「第二会社方式」においては登録免許税の負担が発生する。 このような「第二会社方式」特有の税制面の課題に対して軽減措置を講ずることで、再生手法間におけるイコールフットイングを図ることにより、政策目的の達成を寄与することになる。																					
8	有効性等	① 適用数等 ○適用期間内における本税制措置の適用事業者数 平成28年度:35社(見込み) 平成29年度:35社(見込み) (参考) 平成21年度の制度創設から、平成26年度末までの承継事業再生計画の認定実績は24件となっており、その全ての計画において登録免許税の税制適用を受けている。(累計:33件) <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画認定件数</th> <th>税制特例適用件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2件</td> <td>3件(不動産2件 商業1件)</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>4件</td> <td>6件(不動産4件 商業2件)</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2件</td> <td>2件(不動産2件)</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>3件</td> <td>5件(不動産3件 商業2件)</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>8件</td> <td>12件(不動産8件 商業4件)</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>5件</td> <td>5件(不動産5件)</td> </tr> </tbody> </table>		計画認定件数	税制特例適用件数	平成21年度	2件	3件(不動産2件 商業1件)	平成22年度	4件	6件(不動産4件 商業2件)	平成23年度	2件	2件(不動産2件)	平成24年度	3件	5件(不動産3件 商業2件)	平成25年度	8件	12件(不動産8件 商業4件)	平成26年度	5件	5件(不動産5件)
	計画認定件数	税制特例適用件数																					
平成21年度	2件	3件(不動産2件 商業1件)																					
平成22年度	4件	6件(不動産4件 商業2件)																					
平成23年度	2件	2件(不動産2件)																					
平成24年度	3件	5件(不動産3件 商業2件)																					
平成25年度	8件	12件(不動産8件 商業4件)																					
平成26年度	5件	5件(不動産5件)																					

<p>②: 減収額</p>	<p>○適用期間内における本措置の減収額見込み 平成 28 年度:504,000 千円 平成 29 年度:504,000 千円</p> <p>(参考) 平成 21 年の制度創設から、平成 26 年度末までの承継事業再生計画の認定案件における登録免許税の税制適用減収額は、345,610 千円</p> <p>税制適用減収額</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>不動産:15,013 千円</td> <td>商業:33 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>不動産:43,058 千円</td> <td>商業:631 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>不動産:4,044 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>不動産:119,681 千円</td> <td>商業:71 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>不動産:113,737 千円</td> <td>商業:1,178 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>不動産:48,164 千円</td> <td></td> </tr> </table>	平成 21 年度	不動産:15,013 千円	商業:33 千円	平成 22 年度	不動産:43,058 千円	商業:631 千円	平成 23 年度	不動産:4,044 千円		平成 24 年度	不動産:119,681 千円	商業:71 千円	平成 25 年度	不動産:113,737 千円	商業:1,178 千円	平成 26 年度	不動産:48,164 千円	
平成 21 年度	不動産:15,013 千円	商業:33 千円																	
平成 22 年度	不動産:43,058 千円	商業:631 千円																	
平成 23 年度	不動産:4,044 千円																		
平成 24 年度	不動産:119,681 千円	商業:71 千円																	
平成 25 年度	不動産:113,737 千円	商業:1,178 千円																	
平成 26 年度	不動産:48,164 千円																		
<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 29 年度) 制度創設から平成 26 年度末までの承継事業再生計画の認定件数は 24 件に上り、そのうち全ての計画において登録免許税軽減措置が適用されており、その適用件数は 33 件となっている。さらに当該措置により地域の中小企業・小規模事業者の再生が図られ、2,800 名以上の雇用を確保できた。</p> <p>7. ③《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》に記載したとおり、多様な再生手法を用意し、選択肢を広げることで、地域の中小企業・小規模事業者の事業再生が促進され、そういった事業再生を通じて産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図ることが出来るものと考え。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 29 年度) 上記の《政策目的の実現状況》のとおり、登録免許税軽減措置に係る適用件数は制度創設以来 33 件となり、現状では「租税特別措置等により達成しようとする目標」に寄与しているものの、目標達成には至っていない。</p> <p>中小企業・小規模事業者の状況としては、事業再生・経営改善が必要な事業者は現在も数多く存在しており、加えて、第二会社方式を含む債権放棄等の抜本的な事業再生を先延ばしにしていた事業者も存在することから、そういった事業者に対し、抜本的な事業再生を促すため、今年度改定された「成長戦略」や「まち・ひと・しごと創生基本方針」において中小企業再生支援協議会による抜本的な事業再生支援の推進を位置づけているところ。</p> <p>こうしたことから、今後中小企業・小規模事業者の抜本的な事業再生の増加が見込まれており、特に、「第二会社方式」特有のコストを軽減し、そのボトルネックを解消することで、承継事業再生計画の認定件数も将来的には「8. ①」に示すとおり、一定程度(ヒアリングベースの申請見込み件数や、今後の抜本再生案件から推計)見込まれることから、多様な再生手法を提供することとなり、経営改善・事業再生の推進が図られることから、地域の中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を通じて産業の新陳代謝を活性化していく上で、「第二会社方式」の円滑な活用を促すために、本税制措置が必要である。</p>																		

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 29 年度) 登録免許税の軽減措置が無くなった場合、直接放棄方式と「第二会社方式」において、税負担という側面で格差が生じるようになってしまい、中小企業・小規模事業者にとって事業再生の選択肢を狭めることになる。</p> <p>さらに、今後、第二会社方式を含む抜本再生案件が増加する予定であることから、選択肢を狭めることで、中小企業、小規模事業者の事業再生が遅れ、産業の新陳代謝の活性化、産業競争力の強化が損なわれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 29 年度) 登録免許税の軽減措置に係る適用件数は 33 件ある。この 33 件には、支援措置として税の軽減措置のみ(約 11 百万円)を受けた事例もあり、税の軽減措置の存在自体が事業再生計画の検討にも影響を及ぼしていると考えられる。また、本措置の適用により、新会社のキャッシュフローに余裕が生じ、新たな運転資金が確保できるなど事業再生の円滑化が図られたことから、当該軽減措置が適用されることにより、再生を通じた産業の新陳代謝が活性化され、産業競争力の強化が図られる。</p>
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>再生計画を策定する場合、再生計画の策定・実行に要する処理費用(デューデリジェンス費用等のトランザクションコスト)が発生する。しかし、過剰債務状態にある中小企業・小規模事業者が再生計画を策定するに当たってはキャッシュフローが満たされる計画としなければならない。そのためトランザクションコストの負担を最小限に抑える必要がある。</p> <p>このトランザクションコストに着目すると、「第二会社方式」には、「直接放棄方式」には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社において会社分割や事業譲渡に伴う登録免許税の負担が発生するケースが多いため、「直接放棄方式」と比べてトランザクションコストが多くなる。</p> <p>このような「第二会社方式」特有の税制面の課題に対して軽減措置を講ずることにより、再生手法間のイコールフットイングを図り、中小企業・小規模事業者に対して再生手法の選択肢を広げることは、政策目的を達成するための政策手段としての確である。</p> <p>中小企業・小規模事業者の再生を支援するための予算措置として中小企業再生支援協議会事業(平成 27 年度予算額:約 44 億円)を実施している。当該事業では、各都道府県に一方所ずつ配置した中小企業再生支援協議会に窓口専門家を配置し中小企業から相談に応じるとともに、必要な場合には外部専門家を活用し再生計画の策定支援を行っている。当該予算は再生計画策定段階における支援措置であり、再生計画の実行段階を支援する本税制措置とはその支援の段階(ステージ)が異なっていることから、明確な役割分担がなされている。</p> <p>また、「第二会社方式」の認定制度については、税の軽減措置とは別に融資がある。融資は事業譲受の対価の支払いや事業承継後の事業運営に当てることを目的としているが、税の軽減措置は再生計画の実行段階におけるトランザクションコストの負担緩和により直接放棄方式とのイコールフットイングを図ること、加えて「第二会社方式」における会社分割と事業譲受に係るイコールフットイングを図ることを目的としている。税の軽減措置は、これらの理由から中小企業再生における手法が多様化されるため非常に有効である。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 25 年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	株式会社商工組合中央金庫の抵当権登記に係る登録免許税の軽減	行政機関名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（中小企業者の資金調達の円滑化を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	株式会社商工組合中央金庫の抵当権登記に係る登録免許税の軽減 (国税 20)(登録免許税:外)
2	要望の内容	株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)の抵当権設定登記等の税率軽減措置の適用期限のうち、東日本大震災の被災者にかかる不動産担保 2/1,000 等への軽減措置について、平成 31 年 3 月 31 日まで3年間延長する。
3	担当部局	中小企業庁金融課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・昭和 44 年に創設(税率 1/1,000(本則 4/1,000))。 ・以後2年毎に単純延長。 ・平成 19 年に、政策金融改革に伴う完全民営化に向けて、軽減措置を段階的に縮減する措置に移行。 ・平成 24 年に、東日本大震災の被災者について、軽減措置を3年間延長。
6	適用又は延長期間	平成 31 年 3 月 31 日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災による被害を受けた中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、被災中小企業者の事業活動の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 商工中金については、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。 本通常国会にて成立した商工中金法改正法案においても、危機対応業務的確な実施のため、政府は当分の間必要な株式を保有すること等が規定され、商工中金の政策的重要性が改めて確認されているところ。 また、東日本大震災被害者に関しては「平成 24 年度税制改正大綱」において「東日本大震災からの復興については、中長期的な視野を持って取り組む必要がある、福島県における原子力災害を含め、東日本大震災からの復旧・復興状況を踏まえつつ、今後とも、税制上の支援について検討を行う」とされている。中小企業の資金繰りの改善も目下足踏み中の状況であり、本格的復興に向けて、引き続き、政策的な支援が特に必要である。 復興期間の終息時期自体は予見することはできないが、復興期間が震災から 10 年とされていること、また、他の東日本大震災関連の税制措置では、5年間の延長要望を行っているものもあること等を参考とし、3年の延長期間としたい。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4-5 福島・震災復興
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、被災中小企業者の有担保での借入の利用負担を軽減し、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。

8	有効性等	① 適用数等	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置の適用件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、被災中小企業者の登録免許税の負担が軽減され、商工中金の東日本大震災関連貸付制度の利用負担を軽減し、中小企業者の資金調達の円滑化に寄与している。													
		② 減収額	平成 30 年度 975 件(見込) 平成 29 年度 980 件(見込) 平成 28 年度 985 件(見込) 平成 27 年度 990 件(見込) 平成 26 年度 1,013 件 平成 25 年度 1,196 件 ※出典:商工中金調べ(本措置は平成 25 年度より運用開始)													
		③ 効果・達成目標の実現状況	平成 30 年度 202 百万円(見込) 平成 29 年度 204 百万円(見込) 平成 28 年度 207 百万円(見込) 平成 27 年度 210 百万円(見込) 平成 26 年度 209 百万円 平成 25 年度 241 百万円 ※出典:商工中金調べ(本措置は平成 25 年度より運用開始) 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年 4 月~平成 27 年 3 月) 東日本大震災の発生を受けて、中小企業の資金繰りは急激に悪化したものの、商工中金による危機対応貸付等累次の対策を講じた結果、改善傾向にあり、商工中金の貸付制度が中小企業の資金繰りの円滑化という目標達成に対して、相当の効果があつたものと考えられる。 しかしながら、東日本大震災からの復興は途半ばであり、中小企業の資金繰りの改善は足踏み中であり、本格的復興に向けて、引き続き、政策的な支援が特に必要である。 ※商工中金の被災者に対する危機対応貸付実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付金額(億円)</td> <td>39,466</td> <td>32,915</td> <td>32,959</td> <td>32,760</td> </tr> <tr> <td>貸付件数</td> <td>60,112</td> <td>48,895</td> <td>47,672</td> <td>47,464</td> </tr> </tbody> </table> 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月~平成 27 年 3 月) 本措置により、被災中小企業者の登録免許税の負担が軽減され、商工中金の東日本大震災関連貸付制度の利用負担を軽減し、中小企業者の資金調達の円滑化に寄与している。 東日本大震災被災者と商工中金の一般的な利用者との間で適用税率の差が発生した2年間(平成 25 年度・平成 26 年度)の推移によれば、年間 1 千件程度の適用実績となっている。平成 27 年度以降についても、年間 1,000 件程度の適用を見込んでいる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本措置が延長されなかった場合、商工中金の東日本大震災被災者に対する貸付制度について、中小企業の利用負担の実質的な引き上げとなり、中小企業者の資金繰りの円滑化という政策目的の阻害要因となる。		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	貸付金額(億円)	39,466	32,915	32,959	32,760	貸付件数	60,112	48,895
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度												
貸付金額(億円)	39,466	32,915	32,959	32,760												
貸付件数	60,112	48,895	47,672	47,464												

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成27年3月)</p> <p>本措置は、中小企業の商工中金の貸付の利用負担を軽減し、資金繰り円滑化に寄与する。例えば金利に換算すると、以下の効果に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期資金 税率軽減分 $2/1,000 \div$ 平均金利 1.717% = 約1/9 ・短期資金 税率軽減分 $2/1,000 \div$ 平均金利 1.053% = 約1/5 <p>※平均金利は平成20年4月～平成27年3月のものを用いた。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>補助金と比較した場合、税制措置は、予算の制約を受けず、有担保で借り入れる場合に一律に適用されるものである。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する制度は、税制措置以外には無い。また、税制措置の場合、課税時点で軽減することから、補助金と比較して執行コストが小さい。なお、政府系金融機関である日本政策金融公庫の登録免許税が非課税、公的金融機関が軽減措置を受けていることを勘案すると、同じ公的金融を担う商工中金の登録免許税を軽減することは、他の政策手段と比較しても、国民の納得できる必要最小限の措置である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本措置の第一意義的な目的である「商工組合中央金庫による担保の抵当権の登記に係るコストを軽減する」と同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けは存在しないものと認識。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年4月から6月までにおける中小企業の業況判断D I -23.4%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況（平成29年度）が予測されていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、平成27年4月から6月までにおける中小企業の業況判断D I -18.7%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「本措置が無くなった場合、平成25年度の資本金1億円以下法人の営業収入合計額（約626兆円）のうち、18兆円程度中小企業の営業収入が下がることとなると推計されるため、税収減を是認するような効果がある」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「本措置が無くなった場合、売上高は2.8%減少すると推計される」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

交際費の課税の特例に係る減収額算定根拠

点検過程で新たに示された補足説明

⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
別紙参照

⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
別紙参照

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

中小企業庁が行った委託調査を利用した分析では、本措置がなかった場合全体で16.5%^(注1)、交際費が減少するという結果が出ており、また、交際費支出額が1%減少した場合、売上高は0.17%減少する関係^(注2)となっていることから、本措置が無くなった場合、売上高は2.8%減少すると推計される。よって、本措置が無くなった場合、平成25年度の資本金1億円以下法人の営業収入合計額（約626兆円）のうち、18兆円程度中小企業の営業収入が下がることとなると推計されるため、税収減を是認するような効果があると考えられる。

(注) 1 アンケートにおける資本金階級別の交際費減少率を、「会社標本調査」(国税庁)の資本金階級割合に補正し、全体の減少率を算出

2 中小企業庁委託調査における回答企業のデータから重回帰分析

$L N$ (売上高) = $3.01 * +0.17 L N$ (交際費支出額) + $0.2 L N$ (資本金) + $0.56 L N$ (従業員数) + $0.05 D$ (建設業) + $0.03 D$ (製造業) - $0.21 D$ (情報通信業) - $0.08 D$ (運輸業) + $0.31 D$ (卸売・小売業) + $0.14 D$ (不動産業) - $0.03 D$ (飲食・宿泊業) - $0.07 D$ (その他サービス業) *

(備考) *: 5%有意水準、補正R²=0.58

1. 法人税

(単位：百万円)

区分	資本金1億円以下の利益計上法人の損金算入限度額 ^(注1)	税率 ^(注2)	減収額
平成24年度	846,101	25.5%	215,756
25年度	989,676	25.5%	252,367
26年度	1,036,191	25.5%	264,229
27年度	1,084,892	23.9%	259,289
28年度	1,135,882	23.9%	271,476
29年度	1,189,268	23.9%	284,235

(注) 1 平成24年度及び25年度は、会社標本調査による。平成26年度以降は、20年度から25年度までの資本金1億円以下の利益計上法人の損金算入限度額の平均伸び率(4.7%)を乗じて算出している。

2 平成28年度以降の税率については、23.9%と仮定した。

2. 法人住民税

(単位：百万円)

区分	法人税の減収額	税率 ^(注)	減収額
平成24年度	215,756	17.3%	37,326
25年度	252,367	17.3%	43,660
26年度	264,229	17.3%	45,712
27年度	259,289	17.3%	44,857
28年度	271,476	12.9%	35,020
29年度	284,235	12.9%	36,666

(注) 総務省から提供された税率による。平成29年度の税率については、12.9%と仮定した。

3. 法人事業税

(1) 法人事業税所得割

(単位：百万円)

区分	特例による所得の減収額 ^(注1)	税率 ^(注2)	減収額
平成24年度	846,101	5.3%	44,843
25年度	989,676	5.3%	52,453
26年度	1,036,191	5.3%	54,918
27年度	1,084,892	5.3%	57,499
28年度	1,135,882	6.7%	76,104
29年度	1,189,268	6.7%	79,681

(注) 1 表1. 資本金1億円以下の利益計上法人の損金算入限度額

2 総務省から提供された税率による。平成29年度の税率については、6.7%と仮定した。

(2) 地方法人特別税

(単位：百万円)

区分	法人事業税所得割の減収額	税率 ^(注)	減収額
平成24年度	44,843	81.0%	36,323
25年度	52,453	81.0%	42,487

26年度	54,918	81.0%	44,484
27年度	57,499	81.0%	46,574
28年度	76,104	43.2%	32,877
29年度	79,681	43.2%	34,422

(注) 総務省から提供された税率による。平成29年度の税率については、43.2%と仮定した。

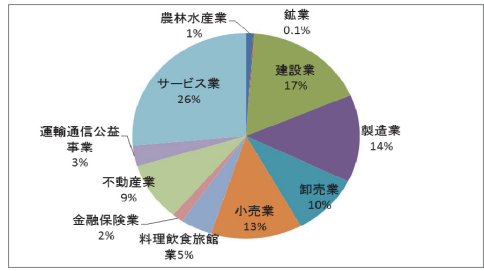
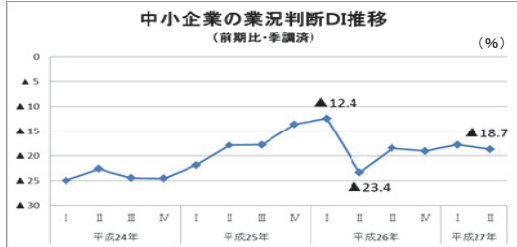
(3) 法人事業税減収額 (単位: 百万円)

平成24年度	81,166
25年度	94,940
26年度	99,402
27年度	104,074
28年度	108,981
29年度	114,103

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	交際費の課税の特例(中小法人における損金算入の特例)措置の延長 (国税21・地方税21(自動連動)) (法人税:外、法人住民税:外、法人事業税:外)																																																					
2	要望の内容	【要望事項】 適用期限を2年延長する。 【制度概要】 中小企業(資本金1億円以下の法人)が支出した交際費について、定額控除限度額(800万円)までの損金算入を認める措置。																																																					
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課																																																					
4	評価実施時期	平成27年8月																																																					
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和29年度(交際費課税制度の創設年度) <最近の主な改正> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象法人</th> <th>損金算入限度額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和57年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成6年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)×90%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成10年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)×80%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×80%</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(400万円)×90%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>全法人</td> <td>一人当たり5000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成21年度(経済危機対策)</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(600万円)×90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成25年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(800万円) 定額控除限度額までの10%の損金不算入措置を廃止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成26年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>飲食費50%まで損金算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除限度額(800)万円までの損金算入又は飲食費50%まで損金算入の選択適用</td> </tr> </tbody> </table>		対象法人	損金算入限度額等	昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)	1,000万円以下	定額控除(400万円)	平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)×90%	1,000万円以下	定額控除(400万円)×90%	平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)×80%	1,000万円以下	定額控除(400万円)×80%	平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(400万円)×80%	平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入		1億円以下	定額控除(400万円)×90%	平成18年度	全法人	一人当たり5000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。	平成21年度(経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(600万円)×90%	平成25年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(800万円) 定額控除限度額までの10%の損金不算入措置を廃止	平成26年度	資本金1億円超	飲食費50%まで損金算入	1億円以下	定額控除限度額(800)万円までの損金算入又は飲食費50%まで損金算入の選択適用
	対象法人	損金算入限度額等																																																					
昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																																					
	5,000万円以下	定額控除(300万円)																																																					
	1,000万円以下	定額控除(400万円)																																																					
平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																																					
	5,000万円以下	定額控除(300万円)×90%																																																					
	1,000万円以下	定額控除(400万円)×90%																																																					
平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																																					
	5,000万円以下	定額控除(300万円)×80%																																																					
	1,000万円以下	定額控除(400万円)×80%																																																					
平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																																					
	5,000万円以下	定額控除(400万円)×80%																																																					
平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																																					
	1億円以下	定額控除(400万円)×90%																																																					
平成18年度	全法人	一人当たり5000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。																																																					
平成21年度(経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入																																																					
	1億円以下	定額控除(600万円)×90%																																																					
平成25年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																																					
	1億円以下	定額控除(800万円) 定額控除限度額までの10%の損金不算入措置を廃止																																																					
平成26年度	資本金1億円超	飲食費50%まで損金算入																																																					
	1億円以下	定額控除限度額(800)万円までの損金算入又は飲食費50%まで損金算入の選択適用																																																					

6	適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。こうした中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。 ----- 《政策目的の根拠》 一般的に、中小企業は新規顧客の開拓や販売促進手段が限られている。そのため、交際費を活用することによって、取引の拡大や事業活動の円滑化を図っており、中小企業にとって交際費は不可欠な販売促進手段となっている。 また、中小企業の交際費支出は、飲食店での消費や贈答品の購入等が多いことから、飲食業や小売業等の需要喚起にも資するものである。 そのため、本措置を延長し、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化を支援するとともに、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵を行き渡らせることが必要である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。こうした中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的としており、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵が行き渡ることを確認するため、中小企業の業況判断DI(中小企業景況調査)の数値等を参考にしている。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、個々の中小企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、中小企業の営業活動の促進を図る。
8	有効性等	① 適用数等 【交際費等支出法人(資本金1億円以下)数】 平成 24 年度: 2,219,145 社 平成 25 年度: 2,266,465 社 平成 26 年度: 2,266,465 社 平成 27 年度: 2,308,168 社 平成 28 年度: 2,350,638 社 平成 29 年度: 2,393,890 社

		【交際費等支出法人(資本金1億円以下)の業種毎の割合】(平成 25 年度) 																												
		【損金算入額(資本金1億円以下の法人)】 平成 24 年度: 1,746,166 百万円 平成 25 年度: 1,925,990 百万円 平成 26 年度: 1,998,792 百万円 平成 27 年度: 2,074,347 百万円 平成 28 年度: 2,152,756 百万円 平成 29 年度: 2,234,130 百万円 出典:「会社標本調査」(国税庁) ※同調査の「損金算入限度額」を、損金算入額としている。																												
	② 減収額	(単位: 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>215,756</td> <td>37,326</td> <td>81,166</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>252,367</td> <td>43,660</td> <td>94,940</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>264,229</td> <td>45,712</td> <td>99,402</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>259,289</td> <td>44,857</td> <td>104,074</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>271,476</td> <td>35,020</td> <td>108,981</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>284,235</td> <td>36,666</td> <td>114,103</td> </tr> </tbody> </table> 出典:「会社標本調査」(国税庁)等から作成		法人税	法人住民税	法人事業税	平成 24 年度	215,756	37,326	81,166	平成 25 年度	252,367	43,660	94,940	平成 26 年度	264,229	45,712	99,402	平成 27 年度	259,289	44,857	104,074	平成 28 年度	271,476	35,020	108,981	平成 29 年度	284,235	36,666	114,103
	法人税	法人住民税	法人事業税																											
平成 24 年度	215,756	37,326	81,166																											
平成 25 年度	252,367	43,660	94,940																											
平成 26 年度	264,229	45,712	99,402																											
平成 27 年度	259,289	44,857	104,074																											
平成 28 年度	271,476	35,020	108,981																											
平成 29 年度	284,235	36,666	114,103																											
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 1 月～平成 27 年 6 月) 我が国経済は緩やかな回復基調が続いているものの、中小企業の業況判断DIは▲18.7(平成 27 年 4～6 月)となっている。  (出典)「中小企業景況調査」(中小企業庁)																												

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年1月～平成27年6月) コスト削減傾向の中、交際費の損金算入額は毎期おおむね一定の利用実績がある。 我が国の経済情勢は、緩やかな回復基調が続いているものの、中小企業の業況判断DIは▲18.7(平成27年4～6月)となっている。 これらの状況から、引き続き本措置によって中小企業の経済活動の活性化を支援していくことが必要である。</p> <div data-bbox="443 395 952 646" style="text-align: center;"> <p>中小企業の業況判断DI推移 (前期比・季調済) (%)</p> </div> <p>(出典)「中小企業景況調査」(中小企業庁)</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年4月～平成30年3月) 中小企業庁委託調査では、交際費の必要性について「取引先との良好な関係維持のため必要不可欠」という回答が75.1%、取引拡大や新規顧客を開拓・確保するために必要不可欠」という回答が40.2%となっており、交際費の支出が中小法人の事業活動にとって必要不可欠であるということが把握できる。 また、同調査を利用した分析では、本特例が無かった場合全体で16.5%(※1)交際費が減少するという結果が出ており、また、交際費支出額が1%減少した場合、売上高は0.17%減少する関係(※2)となっていることから、本特例が無くなった場合、売上高は2.8%減少すると推計される。よって、本特例が無くなった場合、平成25年度の資本金1億円以下法人の営業収入合計額(約626兆円)のうち、18兆円程度中小企業の営業収入が下がることとなる。 これらから、中小法人にとって必要不可欠な営業経費である交際費について、税制上の優遇を施す本措置は中小企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である。</p> <p>(※1)アンケートにおける資本金階級別の交際費減少率を、「会社標本調査」(国税庁)の資本金階級割合に補正し、全体の減少率を算出。 (※2)中小企業庁委託調査における回答企業のデータから重回帰分析。 $LN(売上高) = 3.01 + 0.17LN(交際費支出額) + 0.2LN(資本金) + 0.56LN(従業員数) + 0.05D(建設業) + 0.03D(製造業) - 0.21D(情報通信業) - 0.08D(運輸業) + 0.31D(卸売・小売業) + 0.14D(不動産業) - 0.03D(飲食・宿泊業) - 0.07D(その他サービス業)$ (備考)*:5%有意水準、補正R2=0.58</p>

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成27年6月) 中小企業庁委託調査では、交際費の必要性について「取引先との良好な関係維持のため必要不可欠」という回答が75.1%、取引拡大や新規顧客を開拓・確保するために必要不可欠」という回答が40.2%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定性的に把握できる。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金の額に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出(冗費)を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。 しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、販売促進等の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。 中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、本措置の適用期限を延長することで、中小企業の営業活動を促進し、中小企業の経済活動の活性化を支援することは妥当である。</p> <p>本措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的とするもの。中小企業は、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、地方公共団体が協力することが相当である。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	保険会社等の異常危険準備金の延長	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（異常危険準備金の積立残高について、各団体が設定した積立目標額（92億円まで積み立てる）について、目標達成時期が示されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額について、「異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人税率」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額について、「異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人税率」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の異常危険準備金制度に係る減収額の算出

1. 算出式

(1) 国税減収額（法人税）

異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人税率^(注)

(注) 協同組合の法人税率（平成 24 年度から 26 年度まで）：19%

(2) 地方税減収額（法人住民税・法人事業税）

① 法人住民税

法人税の減収額×協同組合の法人住民税率^(注1)

② 法人事業税

異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人事業税率^(注2)

(注) 1 協同組合の法人住民税率（平成 24 年度から 26 年度まで）：17.3%

2 協同組合の法人事業税率（平成 24 年度から 26 年度まで）：6.6%

2. 税目ごとの減収額

(単位：万円)

区分	法人税	法人住民税	法人事業税	合計
平成 24 年度	1,729	299	601	2,629
25 年度	1,690	292	587	2,569
26 年度	1,689	292	587	2,567

(注) 減収額については、万円単位で表記しているため、内訳と合計額が一致しない場合がある。

⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の異常危険準備金制度に係る減収見込額の算出

1. 算出式

(1) 国税減収額（法人税）

異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人税率^(注)

(注) 協同組合の法人税率（平成 27 年度から 30 年度まで）：19%として計算

(2) 地方税減収額（法人住民税・法人事業税）

① 法人住民税

法人税の減収額×協同組合の法人住民税率^(注1)

② 法人事業税

下記ア. とイ. の合計額

ア. 法人事業税（所得割）

異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人事業税率^(注2)

イ. 地方法人特別税

上記ア. の額×協同組合の地方法人特別税率^(注3)

(注) 1 協同組合の法人住民税率（平成 27 年度から 30 年度まで）：12.9%として計算

2 協同組合の法人事業税率（平成 27 年度から 30 年度まで）：4.6%として計算

3 協同組合の地方法人特別税率（平成 27 年度から 30 年度まで）：43.2%として計算

2. 税目ごとの減収額

(単位：万円)

区分	法人税	法人住民税	法人事業税	合計
平成 27 年度	1,706	220	592	2,518
28 年度	1,746	225	605	2,577
29 年度	1,788	231	620	2,638
30 年度	1,830	236	634	2,700

(注) 減収額については、万円単位で表記しているため、内訳と合計額が一致しない場合がある。

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

租税特別措置の直接的な効果は、各年度の減収額分を異常危険準備金の積立額に充て、異常危険準備金の早期積立てを実現することにより、平成 26 年度は、減収額として記載した 2,567 万円を異常危険準備金に積み増したこととなり、異常危険準備金の早期積立てに資するものであったと考える。

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄の補足説明）

異常災害が発生せず異常危険準備金を取り崩さないことを前提とした場合、平成 27 年度から 30 年度までの減収見込額の合計額 1 億 433 万円が、異常危険準備金の積立額の増加に充てられ、その結果、同期間の積立額の合計額は 3 億 8,500 万円、30 年度の異常危険準備金の積立残高は 76 億 9,000 万円と見込まれ、積立目標額に向けた異常危険準備金の積立てに効果的な租税特別措置であるものとする。

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄の補足説明）

平成 24 年度から 26 年度までの減収額の合計額 7,765 万円が、異常危険準備金の積立額の増加に充てられ、その結果、同期間の積立額の合計額は 2 億 8,000 万円、26 年度の異常危険準備金の積立残高は 66 億 8,800 万円となり、積立目標額に向けた異常危険準備金の積立てに効果的な租税特別措置であったと考える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金の延長 (国税 24・地方税 20(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会が、毎年度において、政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときの損金に算入を認める措置のうち、時限的に認められている特例措置について、その適用期間を3年間延長する。
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 28 年度 創設 昭和 34 年度 火災共済協同組合についても適用 昭和 36 年度 火災共済協同組合連合会についても適用(積立率7%) ・ 無税積立率の変遷 平成 5 年度 5 年間の延長(積立率5%(本則 2.5%)) 平成 10 年度 3 年間の延長 平成 13 年度 3 年間の延長 平成 16 年度 3 年間の延長 平成 19 年度 3 年間の延長 平成 22 年度 3 年間の延長、積立率4%(本則2%)に引き上げ 平成 25 年度 3 年間の延長 ・ 洗替保証率の変遷 昭和 36 年度 火災共済協同組合 75%(火災共済協同組合連合会 90%) 昭和 53 年度 72%(87%)、昭和 54 年度 69%(84%) 昭和 55 年度 66%(81%)、昭和 56 年度 63%(78%) 昭和 57 年度 60%(75%)
6	適用又は延長期間	本則2%は恒久措置、上乘せ2%は平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の活性化・健全な発展を実現するための環境整備を行う。特に、契約者たる中小企業者の保護を目的として、火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の経営基盤の安定を図る。 中小企業者に契約どおりの共済金が確実に円滑に支払われる環境整備を図るため、火災等共済組合等が異常危険準備金を確実に積み立てることに、異常災害に対応できる財務基盤を確保させる。 《政策目的の根拠》 中小企業等協同組合法は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、また、その自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としている。 同法において責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記され

			ている。																																
	2	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化																																
	3	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準(伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額)を踏まえ、各団体が設定した積立目標額(92 億円)まで積み立てる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○異常危険準備金積立残高 10,471 百万円(平成 22 年度) 10,198 百万円(平成 23 年度) 8,613 百万円(平成 24 年度) 8,234 百万円(平成 25 年度) 6,688 百万円(平成 26 年度) (出所:火災等共済組合決算書等) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業者に契約どおりの共済金が確実に円滑に支払われる環境整備を図り、火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の財務基盤が強くなることで、契約者たる中小企業者の保護が確保され、中小企業の活性化・健全化を図ることが可能となる。																																
8	有効性等	① 適用数等	○適用団体数 1 団体(平成 22 年度) 2 団体(平成 23 年度) 2 団体(平成 24 年度) 2 団体(平成 25 年度) 2 団体(平成 26 年度) 2 団体(平成 27 年度見込み) 2 団体(平成 28 年度見込み) 2 団体(平成 29 年度見込み) 2 団体(平成 30 年度見込み) (出所:火災等共済組合決算書等) 平成 26 年度において、本措置の対象となる火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会 3 団体のうち 2 団体が特例措置を利用している。																																
		② 減収額	○減収額 (単位:万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国税(法人税)</th> <th>地方税(法人住民税・法人事業税)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>1,729</td> <td>900</td> <td>2,629</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>1,690</td> <td>879</td> <td>2,569</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>1,689</td> <td>879</td> <td>2,567</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度(見込み)</td> <td>1,706</td> <td>812</td> <td>2,518</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度(見込み)</td> <td>1,746</td> <td>831</td> <td>2,577</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度(見込み)</td> <td>1,788</td> <td>850</td> <td>2,638</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度(見込み)</td> <td>1,830</td> <td>870</td> <td>2,700</td> </tr> </tbody> </table> (出所:火災等共済組合決算書等から中企庁において計算)	年度	国税(法人税)	地方税(法人住民税・法人事業税)	合計	平成 24 年度	1,729	900	2,629	平成 25 年度	1,690	879	2,569	平成 26 年度	1,689	879	2,567	平成 27 年度(見込み)	1,706	812	2,518	平成 28 年度(見込み)	1,746	831	2,577	平成 29 年度(見込み)	1,788	850	2,638	平成 30 年度(見込み)	1,830	870	2,700
年度	国税(法人税)	地方税(法人住民税・法人事業税)	合計																																
平成 24 年度	1,729	900	2,629																																
平成 25 年度	1,690	879	2,569																																
平成 26 年度	1,689	879	2,567																																
平成 27 年度(見込み)	1,706	812	2,518																																
平成 28 年度(見込み)	1,746	831	2,577																																
平成 29 年度(見込み)	1,788	850	2,638																																
平成 30 年度(見込み)	1,830	870	2,700																																

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 異常危険準備金は毎年度積み立てられているものの、異常災害の発生によって異常危険準備金の取り崩し額が上回っており、異常危険準備金積立残高は減少傾向にある。 ○異常危険準備金積立残高 10,471 百万円(平成22年度) 10,198 百万円(平成23年度) 8,613 百万円(平成24年度) 8,234 百万円(平成25年度) 6,688 百万円(平成26年度) (出所:火災等共済組合決算書等)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 火災等共済組合等では、限られた財源の中から、中小企業等協同組合法施行規則に基づき異常危険準備金を積み立てなければならず、本措置の適用により生じた減収額分を異常危険準備金の積立てに充てることができる。 なお、本措置を利用し積立てを行っているものの、相次ぐ異常災害により、毎年の積立額を上回る額の異常危険準備金が取り崩されており、異常危険準備金残高は減少傾向にある。そのため、引き続き、目標額までの異常危険準備金の積立てを促進する必要がある。 なお、各団体が試算した異常危険準備金積立残高の見込み(異常災害が発生しないと想定した場合)は以下のとおり。 ○異常危険準備金積立残高(見込み) 6,930 百万円(平成27年度見込み) 7,178 百万円(平成28年度見込み) 7,431 百万円(平成29年度見込み) 7,690 百万円(平成30年度見込み) (各団体へのヒアリングによる)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 本措置がない場合、火災等共済組合等の税負担が増すことによって、異常危険準備金の毎年度の積立額が現状よりも減少することから、異常災害が発生した際に共済金の支払いが困難になるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 本措置により、火災等共済組合等の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。</p>
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>中小企業等協同組合法において責任準備金の積立てが義務付けられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記されている。 本措置における損金算入の特例4%は、本措置を利用して積み立てられた異常危険準備金の累計額の正味収入共済掛金の額に対する割合が火災等共済組合 60%、火災共済協同組合連合会 75%以下の低水準の場合に限り認められるものであり、積立て義務を果たすために妥当な措置となっている。</p>

	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>—</p>
<p>10 有識者の見解</p>	<p>—</p>	<p>税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるための適正な水準までの準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。 また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
<p>11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>—</p>	<p>平成24年8月</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における軽減措置の拡充及び延長	行政機関名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（開業率を米国・英国レベルの10%台を目指す）について、目標達成時期が示されていない。
- ③ 僅少・偏りの状況
過去の適用数等が想定外に僅少でないことについて、前回評価時の将来推計等と比較した上で説明されていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数について、特定創業支援事業創業者目標数、創業支援事業計画目標認定自治体件数等を用いて算定されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額について、平成27年度は、864件×75千円=64,800千円等と説明されているが、点検項目④将来の適用数等で課題を指摘したとおり、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における開業率4.9%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「生存率の高い創業者等を生み出す効果が期待でき、ひいては開業率向上に資する」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

＜点検結果表の別紙＞

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）

本税制は創業支援事業計画の認定自治体が発行する証明書をもって、登録免許税の軽減措置を受けることができる。過去の実績については創業支援事業計画の認定自治体から、平成25年度及び26年度の創業支援実績報告を受けて算出しているものである。

④ 将来の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）

平成29年度の租税特別措置等の適用見込みについては下記のとおり。

・平成29年度 4,742件

(1) 基礎データ

- ・1自治体当たりの特定創業支援事業創業者目標①18.9件
(特定創業支援事業の創業者目標数11,460件/605自治体(平成27.5末))
- ・創業者のうち株式会社等形態での起業率(中小企業白書2014) ②24.3%
- ・②のうち株式会社の設立は③8割、合同会社の設立は④2割
(平成25年度法人設立実績 株式会社81,889件、合同会社14,581件)
- ・平成26年度特定創業支援事業による創業者数目標達成率⑤38.8%

(2) 平成27年度見込み

- ・平成27年5月末までの特定創業支援事業創業者目標数11,460件
- ・そのうち株式会社の設立は③8割(合同会社の設立は④2割)
(平成25年度法人設立実績 株式会社81,889件、合同会社14,581件)
- ・11,460件×②24.3%×③8割×⑤38.8%=864件
※平成27年度適用件数見込み 864件

(3) 平成28年度見込み

- 【(1) 既存税制(株式会社)】
- ・平成28年3月末の創業支援事業計画目標認定自治体件数⑥900自治体
うち特定創業支援事業を受け、創業者を創出する目標件数⑦17,010件
(①18.9件×⑥900自治体)
 - ・そのうち株式会社形態で起業⑧1,283件(⑦17,010件×②24.3%×③8割×⑤38.8%)
- 【(2) 拡充税制(合同会社)】
- ・合同会社形態で起業⑨320件(⑦17,010件×②24.3%×④2割×⑤38.8%)
- 【(3) 拡充税制(創業5年未満)】
- ・創業者223,000者(中小企業白書2014)のうち個人事業主で開業する者は168,811者(223,000者×(100%-②24.3%)=168,811者)
 - ・経済産業省が創業準備者及び創業者に対して行ったアンケート調査において、法人化予定と回答した事業者が51%おり、創業者223,000者のうち、個人から法人化予定の者は86,093者(168,811者×51%)

- ・そのうち特定創業支援事業を活用するものは1.56%
(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づく創業支援事業計画に位置付けた特定創業支援事業を受講して創業した者の実績数値(平成26年度)3,484者/創業者223,000者×100)
- ・創業後に登録免許税軽減措置を利用する者は⑩521者(86,093者×1.56%×⑤38.8%)
- ・創業後5年未満の者を対象とするため⑪2,605者(⑩521者×5年)
※平成28年度適用件数見込み 4,208件(⑧1,283件+⑨320件+⑪2,605件)

(4) 平成29年度見込み

【(1) 既存税制(株式会社)】

- ・平成29年3月末の創業支援事業計画目標認定自治体件数⑫1,200自治体
うち特定創業支援事業を受け、創業者を創出する目標件数⑬22,680件
(①18.9件×⑫1,200自治体)
- ・そのうち株式会社形態で起業⑭1,710件(⑬22,680件×②24.3%×③8割×⑤38.8%)

【(2) 拡充税制(合同会社)】

- ・合同会社形態で起業⑮427件(⑬22,680件×②24.3%×④2割×⑤38.8%)

【(3) 拡充税制(創業5年未満)】

- ・(3)平成28年度見込み【(3) 拡充税制(創業5年未満)】の算出と同様
※平成29年度適用件数見込み 4,742件(⑭1,710件+⑮427件+⑪2,605件)

⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

本税制は創業支援事業計画の認定自治体が発行する証明書をもって、軽減措置を受けることができる。過去の実績については創業支援事業計画の認定自治体から、平成25年度及び26年度の創業支援実績報告を受けて算出しているものである。

⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

平成29年度の租税特別措置等の適用見込みについては下記のとおり。

・平成29年度 312.9百万円

(1) 平成27年度見込み

- ・864件×75千円=64,800千円
※平成27年度適用金額見込み 64,800千円

(2) 平成28年度見込み

- 【(1) 既存税制(株式会社)】
- ・登録免許税軽減金額⑯96,225千円(⑧1,283件×75千円)
- 【(2) 拡充税制(合同会社)】
- ・登録免許税軽減金額⑰9,600千円(⑨320件×30千円)
- 【(3) 拡充税制(創業5年未満)】
- ・株式会社登録免許税軽減金額⑱156,300千円(⑪2,605件×③8割×75千円)
 - ・合同会社登録免許税軽減金額⑲15,630千円(⑫2,605件×④2割×30千円)
※平成28年度適用金額見込み 277,755千円
(⑯96,225千円+⑰9,600千円+⑱156,300千円+⑲15,630千円)

されることによる間接的な効果を含めると創業者の創出効果は3万者超を見込んでおり、減収額約3億円に比して、税収減を是認する効果が認められる。

(3) 平成29年度見込み

【(1) 既存税制（株式会社）】

・登録免許税軽減金額⑳128,250千円（㉑1,710件×75千円）

【(2) 拡充税制（合同会社）】

・登録免許税軽減金額㉒12,810千円（㉓427件×30千円）

【(3) 拡充税制（創業5年未満）】

・平成28年度見込みと同様

※平成29年度適用金額見込み 312,990千円

(㉑128,250千円+㉒12,810千円+㉓156,300千円+㉔15,630千円)

(4) 平年度減収見込額

【(1) 既存税制（株式会社）】

・㉕112,237千円（㉖96,225千円+㉑128,250千円÷2）

【(2) 拡充税制（合同会社）】

・㉗11,205千円（㉘9,600千円+㉒12,810千円÷2）

【(3) 拡充税制（創業5年未満）】

・㉙171,930千円（㉓156,300千円+㉔15,630千円）

※平年度減収見込額合計 295,372千円

(㉕112,237千円+㉗11,205千円+㉙171,930千円)

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明）

過去の政策目標の達成状況については、下記のとおりとなっている。

<開業率>

平成26年度 4.9%
25年度 4.8%
24年度 4.6%
23年度 4.5%
22年度 4.5%

※出典：厚生労働省「雇用保険事業年報」

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）

本租税特別措置適用による直接的な創業者の創出効果は295件であったが、本租税特別措置の存在により産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定スキームが全国に広がった結果、創業支援体制が確立されたことによる間接的な効果を含めると平成26年度は約1万者の創業者が創出された効果があったものと考えており、26年度の減収額22.1百万円に比して、税収減を是認する効果が認められる。

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）

租税特別措置適用による直接的な創業者の創出効果は4,475件（平成28年度及び29年度適用見込件数の平均値）を想定しているが、本租税特別措置の存在により産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定スキームが全国900自治体に広がることを見込んでおり、創業支援体制が確立

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における軽減措置の拡充及び延長（国税26）（登録免許税：外）
2	要望の内容	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた市区町村において、申請書に位置付けた特定創業支援事業の支援を受けた個人及び創業5年未満の創業者が新たに株式会社及び合同会社を設立する際にかかる登録免許税の軽減措置を講じる。 【登録免許税：延長】 ○延長内容 個人が創業する際、株式会社の設立に要する登録免許税の軽減措置 ○適用期限の延長 平成27年度末から平成29年度末まで 【登録免許税：拡充】 ○登録免許税軽減措置等対象者の拡充 ①個人が創業する際、合同会社の設立に要する登録免許税の軽減措置適用範囲拡充 ②創業5年未満の創業者が株式会社や合同会社の設立に要する登録免許税の軽減措置適用範囲拡充 ○適用期限 平成29年度末まで
3	担当部局	中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年1月20日 創設
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日（2年間）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>日本の開業率は英米と比較して半分程度であり、産業の新陳代謝が進んでいない。特に地方の開業率は大都市圏と比較して低く、地域経済の活性化に繋がっていない。そのため、地域の需要を捉え、地域に密着した創業者を増やし、地域経済を活性化させていくことが重要である。</p> <p>開業率の向上は「日本再興戦略」内に開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率10%台を目指すとしており、また産業競争力強化法においても地域での創業の促進をすることを定めている。</p> <p>産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を平成26年3月より開始し、認定自治体が全国に拡がりつつある。引き続き本スキームを活用して地域の創業を活性化するためには本特例措置や拡充税制措置等が必須である。本要望により、全国へ創業支援事業計画を広げ、地域の創業希望者へ特定措置や税制措置を積極的に活用頂くことで地域創業全体のビジネスの成功率が高め、地域内にロールモデルが構築され、新たな創業者を創出する好循環効果を生み出し、政策目的である開業率が廃業率を上回る状態を維持し、開業率10%台にすること及び創業5年未満の創業者の事業拡大や経営安定という視点で支援を行うことで事業生存率を高めることを目指す。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>『日本再興戦略』（平成25年6月14日） 6. 中小企業・小規模事業者の革新 （略）開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（略）</p> <p>『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月24日） 6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新 《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開業率10%台（現状約5%）を目指す。」 (2) 施策の主な進捗状況 （地域における創業支援体制を構築） （略）産業競争力強化法が成立し、市町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援体制を構築する取組が整備された。（略）</p> <p>『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月30日） 6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新 《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開業率10%台（現状約5%）を目指す。」 (3) 新たに講ずべき具体的施策 （略）地域密着型の創業が重要であり、こうした観点を含め、産業競争力強化法に基づき、創業支援における市区町村と中小企業団体、地域金融機関等との連携をはじめ、（略）</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-1 経営革新・創業促進
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>・開業率を米国・英国レベルの10%台を目指す。</p> <p>※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>・当該税制措置を受けた創業者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>・地域の創業を総合的に支援し、成長戦略でも掲げられている中長期的に開業率を英米並み（10%程度）にさせ、地域の雇用や社会を支える担い手が増加することにより、地域経済の活性化につなげていく</p>
8	有効性等	① 適用数等 ・実績 平成25年度 0件(注) 平成26年度 295件

		<p>・将来の推計 平成 27 年度 864 件 平成 28 年度 4,208 件 (注)産業競争力強化法の施行日が平成 26 年 1 月 ※なお、本税制特例が適用される「特定創業支援事業」はどの業種で創業する者であっても受講可能である。</p>
②	減収額	<p>・実績 平成 25 年度 0 百万円(注) 平成 26 年度 22.1 百万円 ・将来の推計 平成 27 年度 64.8 百万円 平成 28 年度 277.7 百万円 (注)産業競争力強化法の施行日が平成 26 年 1 月</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日) 政策目標の指標となる開業率は平成 25 年度 4.8%と前年度に比べ、0.2 ポイント増加傾向にあるが、目標である開業率 10%台には達していない。 当該税制措置に加え、他の予算措置、金融措置等を合わせてパッケージ化し、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を全国に広げて地域内の創業支援を促進することで開業率の上昇を見込む。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日) 政策目的である開業率 10%台を目指すため、市区町村と民間事業者等が連携し、地域の実情に沿ったきめ細かい創業支援を行う産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を全国の市区町村に広げていくことが必須である。 平成 26 年 3 月 20 日に第 1 回認定を公表してから着実に認定は増えており、第 5 回認定(平成 27 年 5 月 20 日)で 605 市区町村が認定に至っており、平成 27 年度には 900 市区町村以上が認定を受ける見込みである。市区町村が策定した認定創業支援事業計画の中では、「特定創業支援事業」が計画の根幹をなしており、計画全体の支援水準の維持・向上の役割を担っている一方で、地域においてより多くの創業希望者を掘り起したいという市区町村が創業支援事業計画を策定するための大きなメリットとなっている。現在、創業支援事業体制の整備を進め、全国に創業支援スキームを拡げていく途中段階であるが、当該税制措置は、今後より多くの市区町村の創業支援体制の整備を後押しし、且つ全国に広がる「特定創業支援事業」を通じ、生存率の高い創業者等を生み出す効果が期待でき、ひいては開業率向上に資するものである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日) 創業時には、資金調達面の課題を抱える者が多いため、他の予算措置、金融措置が講じられたとしても、創業数の増加が限定的となる可能性が生じる。このため、開業率が低下し、廃業率が開業率を上回る状態となり、企業数の減少による地域の雇用の減少等により、地域経済への悪影響を及ぼす恐れがある。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日) 当該税制措置により、創業数の一定の増加が見込まれる。これにより、開業率が廃業率を上回る状態が継続すれば、雇用の担い手となる企業数が増加することとなり、地域経済の活性化、ひいては我が国の経済の活性化に繋がる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>創業の拡大や事業成長を支援する観点から創業手続や法人設立に係るコスト軽減を行うことは重要であるが、本制度は全ての事業者に対して優遇するのではなく、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画に位置付けている「特定創業支援事業」の受講者を支援するものである。「特定創業支援事業」は 1ヶ月以上、4 回以上にわたり創業時に必要となる経営・財務・人材育成・販路開拓の 4 つの知識を身に付けられるものであり、努力し、且つ経営知識を身に付けた個人や創業者に対する支援制度措置である。「特定創業支援事業」は、生存率の高い創業者等を生み出す効果が期待でき、ひいては開業率向上に資するものである。 また、創業の促進のためには、総合的に支援策を講じることが有効であり、予算措置や金融措置だけではなく、税制措置も合わせて実施することが妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>創業・第二創業促進補助金は事業者の創業時に要する人件費、設備費、店舗等借入費、マーケティング調査費等を支援するものである。また地域創業促進支援委託事業は創業支援を行う者への講師謝金・旅費、会場費等を支援するものである。 創業関連等保証については、信用保証協会の保証をつけることにより金融機関からの資金の借入を支援するものである。また日本政策金融公庫が実施している新創業融資制度は無担保・無保証人で融資措置が受けられるものである。 本特例措置は、創業手続きにかかるコストの軽減を図るものであり、各支援施策を連携して実施することで創業促進を図る。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制措置は地方税にかかる租税特別措置ではない。</p>	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置	行政機関名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
期間中における認定件数のうち、租税特別措置を利用した件数を年度別に集計したものである。
- ④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
- ⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
別紙参照
- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
試算した減収額を超える、将来の税収の増大に寄与する取組を支援するものである。これまで計画認定を受けた事業者の約 8 割が生産性の向上の基準を達成し、収益性が相当程度向上している。
- ⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
試算した減収額を超える、将来の税収の増大に寄与する取組を支援するものである。これまで計画認定を受けた事業者の約 8 割が生産性の向上の基準を達成し、収益性が相当程度向上しており、将来においても同様の効果が見込まれるため、引き続き本措置を講じ、支援すべきと考える。

別紙

適用見込件数の試算根拠
(産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税)

本税制の適用件数及びそれに伴う軽減額の見込みについては、同様の措置を講じていた産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号。以下「産活法」という。）の過去の実績及び産業競争力強化法の実績を踏まえて試算すると、以下のとおり。

【適用見込件数の試算】

平成 15 年度から 27 年度までにおいて、産活法及び産業競争力強化法の認定実績（全省庁分）から、年度平均の登録免許税の軽減の適用計画数を算出し、適用見込件数とする。

- (1) 平成 15 年度から 26 年度までにおける登録免許税の軽減を活用した計画数
361 計画（全省庁）
- (2) 平成 27 年度の適用見込件数を 27 年度 4 月から 7 月までの実績から試算
平成 27 年 4 月から 7 月までの認定計画数（全省庁ベース）＝3 計画
3 計画×（12 か月÷4 か月）＝9 計画
- (3) 上記 (1) 及び (2) から、平成 15 年度から 27 年度までの平均適用年数を算出し、適用見込件数を試算
(1) 361 計画＋ (2) 9 計画 ÷ 13 年＝28 計画

【軽減額の試算】

平成 15 年度から 27 年度までにおいて、租税特別措置法第 80 条第 1 項各号別の軽減額（全省庁分）から、年度平均の軽減額を各号別に算出し、軽減見込額とする。

- (1) 租税特別措置法第 80 条第 1 項第 1 号から第 6 号までについて、平成 15 年度から 26 年度までの軽減額
56,222 百万円
- (2) 過去の税制改正による税率の引き上げを上記 (1) の実績に考慮し、現行税率に換算した上で、平成 15 年度から 26 年度までの軽減額を算出
78,191 百万円^(注)
(注) 算出に当たっては、以下の計算式にのっとり算出し、足し上げを行っている。
平成 15 年度から 26 年度までの措置ごとの軽減額 ÷ 措置ごとの軽減率（当時）× 現行の措置ごとの軽減率
- (3) 平成 27 年度の見込軽減額を 27 年度 4 月から 7 月までの実績から試算
平成 27 年 4 月から 7 月までの軽減額（全省庁ベース）＝688 百万円
688 百万円×（12 か月÷4 か月）＝2,064 百万円
- (4) 上記 (2) 及び (3) から、平成 15 年度から 27 年度までの平均軽減見込額を算出し、軽減見込額を試算
(2) 78,191 百万円＋ (3) 2,064 百万円 ÷ 13 年＝6,173 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(国税27)(登録免許税:外) 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置																																																															
2	要望の内容	<p><制度概要></p> <p>産業競争力強化法に基づく事業再編計画、特定事業再編計画の認定を受けた事業者(当該事業者がその経営を実質的に支配している者(関係事業者)を含む。)が認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、出資の受入れ、会社の設立等を行う場合における登録免許税を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法 第80条第1項</th> <th>措置の内容</th> <th>通常の 税率</th> <th>強化法 の特例</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>合併</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の合併)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>分割</td> <td>0.7%</td> <td>0.5%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号(売買)</td> <td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td> <td>土地</td> <td>1.5%</td> <td>1.6%</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船舶の所有権の取得</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td>不動産</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6号</td> <td rowspan="2">分割時</td> <td>不動産</td> <td>2.0%</td> <td>0.4%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p><要望の内容></p> <p>産業競争力強化法に基づく登録免許税の特例措置を平成30年3月31日まで(2年間)延長する。</p>				租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容	通常の 税率	強化法 の特例	軽減率	1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	3号	分割	0.7%	0.5%	0.2%	4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	1.5%	1.6%	なし	建物	2.0%	1.6%	0.4%		船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	6号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%	船舶	2.8%	2.3%	0.5%
租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容	通常の 税率	強化法 の特例	軽減率																																																													
1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																													
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
3号	分割	0.7%	0.5%	0.2%																																																													
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	1.5%	1.6%	なし																																																												
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																												
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%																																																													
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																												
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																												
6号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%																																																												
		船舶	2.8%	2.3%	0.5%																																																												
3	担当部局	経済産業政策局産業再生課																																																															
4	評価実施時期	平成27年8月																																																															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成25年度 創設</p> <p>(同様の措置を講じていた産活法における要望経緯)</p> <p>平成11年度 創設</p> <p>平成12年度 税率の引き下げ</p>																																																															

		平成13年度 2年間延長 平成15年度 5年間延長(平成18年以後、一部縮減) 平成19年度 措置拡充(対象計画追加) 平成20年度 2年間延長 平成21年度 1年間延長(会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ) 平成22年度 2年間延長 平成23年度 一部縮減(産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる) 平成24年度 2年間延長	
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年延長)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国内の過剰供給・過当競争構造を解消し、戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進することにより我が国産業の生産性の向上と競争力の強化を図る。日本企業の生産性の向上を示すROAは近年上昇傾向にあるものの、欧米企業に比べ劣後しており(米国14.55%、日本3.93%※)、引き続き更なる生産性の向上に向けた施策が必要。</p> <p>※出典 SPEEDA。ともに平成25年度。 米国:ニューヨーク証券取引所、日本:東証一部上場企業の平均</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>産業競争力強化法(平成25年法律第98号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長</p> <p>1-2 新陳代謝</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>法律の計画認定に基づく政策支援を通じ登録免許税の軽減を行うことで取引コストの提言を図り、企業の事業再編による経営資源の有効活用や複数の企業の連携による国内外における新たな需要の開拓などの取組を促進することにより、企業の生産性の向上を図る。</p> <p>具体的には、本措置を活用した企業のROAの向上幅が、政策目標(ROA:平成26年度値+2%)を上回ることを目指す。</p>	

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 認定事業者は、計画の終了時点において以下のいずれかの企業の生産性の指標たる数値について基準を達成し、生産性を向上させることとする。</p> <p>【事業再編計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 修正 ROA\geq2%ポイント - 有形固定資産回転率\geq5% - 従業員一人当たり付加価値額\geq6% <p>【特定事業再編計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 修正 ROA\geq3%ポイント - 有形固定資産回転率\geq10% - 従業員一人当たり付加価値額\geq12% <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 同種の措置を講じていた産活法の認定を受けた企業の生産性向上率は、日本国全体の生産性向上率と比較した場合に高く、当該措置による取引コストの低減を通じた政策目的の達成に大きく寄与している。なお、産業競争力強化法の認定計画のうち終了した計画は現時点ではなし。</p>																																						
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>【本措置を利用した計画の認定件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>5</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>【将来推計】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>9</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>【本措置を利用した企業が営む業種】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>運輸</td><td>3</td></tr> <tr><td>情報・通信</td><td>3</td></tr> <tr><td>食品・外食</td><td>2</td></tr> <tr><td>電気電子機器</td><td>2</td></tr> <tr><td>非鉄金属</td><td>2</td></tr> <tr><td>電気・ガス</td><td>2</td></tr> <tr><td>銀行・証券・保険</td><td>1</td></tr> <tr><td>輸送用機器</td><td>1</td></tr> <tr><td>繊維・衣料</td><td>1</td></tr> <tr><td>窯業・土石製品</td><td>1</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>(参考) 同種の措置を講じていた産活法における過去の適用実績は以下のとおり。</p>		25年度	26年度	件数	5	14		27年度	28年度	29年度	件数	9	28	28	業種	件数	運輸	3	情報・通信	3	食品・外食	2	電気電子機器	2	非鉄金属	2	電気・ガス	2	銀行・証券・保険	1	輸送用機器	1	繊維・衣料	1	窯業・土石製品	1	その他	1
	25年度	26年度																																						
件数	5	14																																						
	27年度	28年度	29年度																																					
件数	9	28	28																																					
業種	件数																																							
運輸	3																																							
情報・通信	3																																							
食品・外食	2																																							
電気電子機器	2																																							
非鉄金属	2																																							
電気・ガス	2																																							
銀行・証券・保険	1																																							
輸送用機器	1																																							
繊維・衣料	1																																							
窯業・土石製品	1																																							
その他	1																																							

		<p>【本措置を利用した計画の認定件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>72</td> <td>67</td> <td>57</td> <td>27</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>342</td> </tr> </tbody> </table> <p>【本措置を利用した企業が営む業種】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>電気電子機器</td><td>33</td></tr> <tr><td>小売・卸売</td><td>30</td></tr> <tr><td>運輸</td><td>28</td></tr> <tr><td>旅館・ホテル</td><td>23</td></tr> <tr><td>食品・外食</td><td>23</td></tr> <tr><td>銀行・証券・保険</td><td>17</td></tr> <tr><td>化学</td><td>17</td></tr> <tr><td>輸送用機器</td><td>16</td></tr> <tr><td>鉄鋼</td><td>16</td></tr> <tr><td>情報・通信</td><td>15</td></tr> <tr><td>一般機械</td><td>15</td></tr> <tr><td>繊維・衣料</td><td>16</td></tr> <tr><td>非鉄金属</td><td>11</td></tr> <tr><td>窯業・土石製品</td><td>8</td></tr> <tr><td>石油</td><td>7</td></tr> <tr><td>医薬品</td><td>5</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>5</td></tr> <tr><td>紙・パルプ</td><td>4</td></tr> <tr><td>電気・ガス</td><td>3</td></tr> <tr><td>その他</td><td>50</td></tr> </tbody> </table>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	件数	72	67	57	27	21	18	24	20	16		24年度	25年度	合計	件数	16	4	342	業種	件数	電気電子機器	33	小売・卸売	30	運輸	28	旅館・ホテル	23	食品・外食	23	銀行・証券・保険	17	化学	17	輸送用機器	16	鉄鋼	16	情報・通信	15	一般機械	15	繊維・衣料	16	非鉄金属	11	窯業・土石製品	8	石油	7	医薬品	5	不動産	5	紙・パルプ	4	電気・ガス	3	その他	50
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																																															
件数	72	67	57	27	21	18	24	20	16																																																															
	24年度	25年度	合計																																																																					
件数	16	4	342																																																																					
業種	件数																																																																							
電気電子機器	33																																																																							
小売・卸売	30																																																																							
運輸	28																																																																							
旅館・ホテル	23																																																																							
食品・外食	23																																																																							
銀行・証券・保険	17																																																																							
化学	17																																																																							
輸送用機器	16																																																																							
鉄鋼	16																																																																							
情報・通信	15																																																																							
一般機械	15																																																																							
繊維・衣料	16																																																																							
非鉄金属	11																																																																							
窯業・土石製品	8																																																																							
石油	7																																																																							
医薬品	5																																																																							
不動産	5																																																																							
紙・パルプ	4																																																																							
電気・ガス	3																																																																							
その他	50																																																																							
	② 減収額	<p>【減収額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>1,192</td> <td>1,894</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の減収額は認定年度別に集計したものであるため、計画期間中の認定計画がある年度の減収額は、今後行われる登記により増減する見込み。</p> <p>出所:産業競争力強化法に基づく提出資料</p> <p>【将来推計】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2,064</td> <td>6,173</td> <td>6,173</td> </tr> </tbody> </table>		25年度	26年度	減収額	1,192	1,894		27年度	28年度	29年度	件数	2,064	6,173	6,173																																																								
	25年度	26年度																																																																						
減収額	1,192	1,894																																																																						
	27年度	28年度	29年度																																																																					
件数	2,064	6,173	6,173																																																																					

	<p>(参考) 同種の措置を講じていた産活法における過去の適用実績は以下のとおり。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>16,897</td> <td>9,745</td> <td>5,133</td> <td>3,789</td> <td>1,919</td> <td>5,485</td> <td>3,586</td> <td>922</td> </tr> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>2,890</td> <td>2,375</td> <td>112</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出所:産活法に基づく提出資料</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	減収額	16,897	9,745	5,133	3,789	1,919	5,485	3,586	922		23年度	24年度	25年度						減収額	2,890	2,375	112					
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																													
減収額	16,897	9,745	5,133	3,789	1,919	5,485	3,586	922																													
	23年度	24年度	25年度																																		
減収額	2,890	2,375	112																																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成27年3月) OROA(総資産経常利益率)の実績 平成24年度:3.4% → (制度創設)平成25年度 3.9%</p> <p>(参考)同種の措置を講じていた産活法における過去の実績</p> <p>OROE(自己資本当期純利益率)※産活法の認定要件の指標 平成15年度 3.8% → 平成25年度 6.5% 産活法認定企業の計画終了時におけるROE向上値の平均 12.4% 出典:法務省「法人企業統計」、産活法に基づく各社提出資料</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成27年3月) 平成27年8月現在、平成26年度末までに終了した産活法における認定計画の約8割の認定計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成27年3月)</p> <p>分析期間中に産業競争力強化法の認定を受けた計画のうち、全ての計画が本措置を活用しており、本措置が活用できない場合は、組織再編や事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図る産業競争力強化法全体の政策目的を阻害することになる。</p> <p>また、現下の日本経済を取り巻く環境は、内需の減退や新興国の台頭による影響など決して楽観視できるものではなく、我が国企業はグローバル競争下において競争力を有する事業や高付加価値事業への積極投資・事業転換が喫緊の課題である。</p> <p>本措置は、合併や会社分割等の組織再編に取り組む際のコストを軽減し、我が国企業の再編を促進・円滑化するために必要不可欠なものであり、本措置が引き続き手当てされない場合には、グローバル経済における我が国企業の競争力低下を招くこととなる。</p> <hr/> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成27年3月)</p> <p>同種の措置を講じていた産活法においては平成26年度末までに終了し</p>																																				

			<p>た計画のうち、約8割の計画が生産性向上の基準を達成している。産業競争力強化法においても本措置を引き続き講ずることにより、企業が生産性向上と将来の税収の増大に寄与する取組を支援していく。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずることとする。</p> <p>本措置により、業種・企業規模に区別なく、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで戦略的な組織再編・事業再編を支援し、生産性の向上を図ることは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>類似する他の支援措置は存在しない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>—</p>
10	有識者の見解		<p>なし</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>平成25年8月</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税）	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用数及び適用額（平成 26 年度）について、「各設備の所管団体の統計情報等に基づき試算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
過去の適用額（平成 24 年度及び 25 年度）について、1,160 百万円及び 5,525 百万円と説明されているが、租特透明化法に基づき把握される情報によれば、116,000 百万円及び 552,500 百万円であるため、説明に誤りがある。
- ③ 僅少・偏りの状況
過去の適用数等が想定外に僅少でないことについて、前回評価時の将来推計等と比較した上で説明されていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用額（平成 28 年度及び 29 年度）が予測されていない。
将来の適用数について、「各設備の所管団体の統計情報等に基づき試算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
将来の適用額（平成 27 年度）について、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（平成 26 年度の法人税）について、「各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額（法人税）について、「各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
<二酸化炭素排出抑制設備>
過去の効果・達成目標の実現状況について、「二酸化炭素排出抑制設備による二酸化炭素削減効果＝（各設備のCO2排出量－同じ機能を発揮する機械類の平均のCO2排出量）×実績台数」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及

び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

⑩ 将来の税収減是認効果

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
（法人税）

（単位：百万円）

区分	特別償却実施額	件数	税額控除実施額	件数
平成 23 年度	600	106	100	166
24 年度	1,160	2,834	600	710
25 年度	5,525	10,125	2,300	1,812
26 年度	434,437	12,268	6,525	6,729

（注）1 平成 23 年度から 25 年度までについては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算された減収額（実績推計）

2 平成 26 年度については、各設備の所管団体の統計情報等に基づき試算。各数値については、小数点以下第一位を四捨五入

③ 僅少・偏りの状況（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

経済産業省が業界団体等を通じて推計している適用数の実績等においては、太陽光発電設備が多くを占めており、固定価格買取制度の認定申請時に申告する運転開始日を基に当該年度に導入された件数を導入実績とした。

しかし、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 25 年度）を基に試算された減収額（実績推計）との間で大幅な乖離がみられた。そのため、実績推計の減収額に近づけるべく、主に以下の 2 点の観点から見直しを行った。

- (1) 従前の資源エネルギー庁の計算においては、個人による認定設備導入案件につき、個人名による認定設備が（ア）青色申告をしている個人事業者であるのか、（イ）自宅屋根等に設置して売電している（青色申告していない）個人なのかまで選別できないため、それらを全て実績に含めていた。今般、固定価格買取制度の認定データの精査を行い、本来グリーン投資減税の対象となる（ア）の事業者のみを切り分けるべく、50kW 以上の高圧連系による設備を個人事業者による認定設備と仮定して導入件数を記載することとした。この見直しによって、前回評価時の適用数見込みから大きな差が生じている。
- (2) 特別償却実施額及び税額控除実施額については、昨年度提出した様式では、継続性の観点から、過去提出していた黒字法人比率等の係数を用いていた。今回、上述のとおり、平成 25 年度減収額（実績推計）との大幅な乖離がみられたことから、試算に用いる係数についても見直しを行うこととし、「租税特別措置法の規定による増減収額試算－積算根拠－」（平成 24 年度）を用いることとした。

④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
（法人税）

（単位：百万円）

区分	特別償却実施額	件数	税額控除実施額	件数
平成 27 年度	110,829	2,034	21,875	4,633

（注）各設備の所管団体の統計情報等に基づき試算。各数値については、小数点以下第一位を四捨五入

⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
（法人税）

平成 23 年度	200 百万円
24 年度	18,100 百万円
25 年度	73,600 百万円
26 年度	117,500 百万円

（注）1 平成 23 年度から 25 年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算された減収額（実績推計）

2 平成 26 年度においては、各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算。各数値については、小数点以下第一位を四捨五入

（法人住民税、法人事業税）

○平成 23 年度
（単体法人）

（単位：千円）

区分	都道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	合計
特別償却	8,519	23,310	20,957	22,186	74,972
税額控除	4,168	-	10,254	-	14,422

（連結法人）

（単位：千円）

区分	都道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	合計
特別償却	3,004	6,174	7,390	7,823	24,391
税額控除	8	-	20	-	28

（注）地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

○平成 24 年度
（単体法人）

（単位：千円）

区分	都道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	合計
特別償却	1,376,170	4,704,533	3,385,378	4,298,578	13,764,659
税額控除	31,685	-	77,946	-	109,631

（連結法人）

（単位：千円）

区分	都道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	合計
特別償却	102,237	312,537	251,504	319,328	985,606
税額控除	0	-	0	-	0

（注）地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

○平成 25 年度
（単体法人）

（単位：千円）

区分	都道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	合計
特別償却	6,261,936	21,840,218	15,404,362	19,305,011	62,811,527
税額控除	112,117	-	275,808	-	387,925

（連結法人）

（単位：千円）

区分	都道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	合計
特別償却	781,829	2,129,710	1,923,299	2,410,014	7,244,839
税額控除	1,274	-	3,133	-	4,407

（注）地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

○平成 26 年度

国税の減収額（117,500（百万円））から推計を行うとすれば、下記のとおり試算することができる。

（法人住民税）

$$\begin{array}{rcl} \text{国税における法人税の減収額} & & \text{税率} \\ 117,500 \text{ (百万円)} & \times & 0.129 = 15,158 \text{ (百万円)} \end{array}$$

（法人事業税）

<所得割>
（法人事業税所得割の減収額）

$$\begin{array}{rcl} \text{国税における所得の減収額} & & \text{税率} \\ 460,784 \text{ (百万円)} & \times & 0.053 = 24,422 \text{ (百万円)} \end{array}$$

（地方法人特別税の減収額）

$$\begin{array}{rcl} \text{法人事業税の所得割の減収額} & & \text{税率} \\ 24,422 \text{ (百万円)} & \times & 0.547 = 13,359 \text{ (百万円)} \end{array}$$

<付加価値割>

$$\begin{array}{rcl} 460,784 \text{ (百万円)} & \times & 0.0029 = 1,336 \text{ (百万円)} \end{array}$$

合計 54,275（百万円）

(注) 法人税の減収額 (117,500)
 = 国税における所得の減収額 (460,784) × 法人税率 (25.5%)
 法人税の減収額 (117,500) は、各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算
 国税における所得の減収額 (460,784) は、ここから逆算にて計算

⑥ 将来の減収額 (評価書中 8②「減収額」欄の補足説明)

(法人税)

各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算。各数値については、小数点以下第一位を四捨五入

(法人住民税、法人事業税)

○平成 27 年度

国税の減収額 (56,600 (百万円)) から推計を行うとすれば、下記のとおり試算することができる。

(法人住民税)

国税における法人税の減収額	税率		
56,600 (百万円)	×	0.129	= 7,301 (百万円)

(法人事業税)

<所得割>

(法人事業税所得割の減収額)

国税における所得の減収額	税率		
236,820 (百万円)	×	0.051	= 12,078 (百万円)

(地方法人特別税の減収額)

法人事業税の所得割の減収額	税率		
12,078 (百万円)	×	1.15	= 13,890 (百万円)

<付加価値割>

236,820 (百万円)	×	0.0056	= 1,326 (百万円)
---------------	---	--------	---------------

合計			34,595 (百万円)
----	--	--	--------------

(注) 法人税の減収額 (56,600)
 = 国税における所得の減収額 (236,820) × 法人税率 (23.9%)
 法人税の減収額 (56,600) は、各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算
 国税における所得の減収額 (236,820) は、ここから逆算にて計算

○平成 28 年度

国税の減収額 (14,200 (百万円)) から推計を行うとすれば、下記のとおり試算することができる。

(法人住民税)

国税における法人税の減収額	税率		
14,200 (百万円)	×	0.129	= 1,832 (百万円)

(法人事業税)

<所得割>

(法人事業税所得割の減収額)

国税における所得の減収額	税率		
59,414 (百万円)	×	0.051	= 3,030 (百万円)

(地方法人特別税の減収額)

法人事業税の所得割の減収額	税率		
3,030 (百万円)	×	1.15	= 3,485 (百万円)

<付加価値割>

59,414 (百万円)	×	0.0056	= 333 (百万円)
--------------	---	--------	-------------

合計			8,680 (百万円)
----	--	--	-------------

(注) 法人税の減収額 (14,200)
 = 国税における所得の減収額 (59,414) × 法人税率 (23.9%)
 法人税の減収額 (14,200) は、各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算
 国税における所得の減収額 (59,414) は、ここから逆算にて計算

○平成 29 年度

国税の減収額 (15,900 (百万円)) から推計を行うとすれば、下記のとおり試算することができる。

(法人住民税)

国税における法人税の減収額	税率		
15,900 (百万円)	×	0.129	= 2,051 (百万円)

(法人事業税)

<所得割>

(法人事業税所得割の減収額)

国税における所得の減収額	税率		
66,527 (百万円)	×	0.051	= 3,393 (百万円)

(地方法人特別税の減収額)

法人事業税の所得割の減収額	税率		
3,393 (百万円)	×	1.15	= 3,902 (百万円)

<付加価値割>

$$66,527 \text{ (百万円)} \quad \times \quad 0.0056 \quad = \quad 373 \text{ (百万円)}$$

合計 9,719 (百万円)

(注) 法人税の減収額 (15,900)

= 国税における所得の減収額 (66,527) × 法人税率 (23.9%)

法人税の減収額 (15,900) は、各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算

国税における所得の減収額 (66,527) は、ここから逆算にて計算

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況 (評価書中 8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明)

<二酸化炭素排出抑制設備>

(平成 26 年度)

二酸化炭素削減効果 : 1,755,639t-CO₂

○ 算出に当たっては、

二酸化炭素排出抑制設備による二酸化炭素削減効果

= (各設備のCO₂排出量-同じ機能を発揮する機械類の平均のCO₂排出量) × 実績台数で計算

他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果については、平成 25 年度に行った委託調査における固定価格買取制度の認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、本税制の対象設備の一部である再生可能エネルギー発電設備に対しては約 4 割程度の事業者が本税制を投資インセンティブとして考慮していることから、こうした数字を利用し計算すると以下のとおり。

平成 23 年度 : 619,862t-CO₂ (= 1,511,859t-CO₂ × 41%)

24 年度 : 1,380,435t-CO₂ (= 3,366,914t-CO₂ × 41%)

25 年度 : 1,582,257t-CO₂ (= 3,859,163t-CO₂ × 41%)

26 年度 : 719,812t-CO₂ (= 1,755,639t-CO₂ × 41%)

(注) 算定根拠について精査を行ったため、事前評価書に記載の金額と相違している。

震災以降、我が国の温室効果ガス排出量が増加していることを踏まえると、二酸化炭素排出抑制効果の高い本税制対象設備の普及を促進することは極めて重要

<再生可能エネルギー>

(平成 26 年度)

固定価格買取制度による再生可能エネルギーの発電電力量の買取実績から、本税制措置の効果を機械的に計算すると下記のとおり。

① F I T 導入数 : 112.3 億 kWh

太陽光 : 857.2 万 kW × 0.14 × 8,760 = 105.1 億 kWh

(平成 26 年度の導入量) 設備利用率 時間

風力 : 22.1 万 kW × 0.20 × 8,760 = 3.9 億 kWh

(平成 26 年度の導入量) 設備利用率 時間

中小水力 : 8.3 万 kW × 0.45 × 8,760 = 3.3 億 kWh

(平成 26 年度の導入量) 設備利用率 時間

② グリーン投資減税利用数 (① × 69% ^(注)) : 77.5 億 kWh

③ 税制効果数 (② × 41% ^(注)) : 31.7 億 kWh

と計算される。

平成 26 年度の再生可能エネルギー導入量は 25 年度の導入量を大きく上回る値であり、本税制措置による導入促進の効果が発現している。

(注) 平成 25 年度の資源エネルギー庁委託調査 (再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査) によると、固定価格買取制度認定事業者のうち、69% がグリーン投資減税を利用しており、そのうち 41% がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視しているとの結果があった。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税） （国税 28・地方税 23（自動連動）） （法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備の取得価額の 30%特別償却あるいは中小企業への税額控除の適用期限を 2 年間延長する（本税制の適用期限を平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年間の措置とする）。 ○ 次の設備を対象設備に追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ①地熱発電設備 ②木質バイオマス発電設備 ③木質バイオマス熱利用設備 ○ 水熱利用設備のうち、下水熱利用設備の要件緩和を行う（下水道の暗渠内に熱交換器のみ設置する場合も対象とする）。 ○ 次の設備を対象設備から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー対象設備等から以下の設備を対象設備から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ①水熱利用設備のうち、海水もしくは河川水を利用する設備 ②雪氷熱利用設備 ・二酸化炭素排出抑制設備等から以下の設備を対象設備から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ①高効率型電動熱源機 ②定置用蓄電池 ③エネルギー使用制御設備（測定装置、中継装置、アクチュエータ、可変風量制御装置、インバータ、電子計算機） ○ 風力発電設備の即時償却を廃止した上で、固定価格買取制度の認定を受けていない風力発電設備（出力1万 kW 以上）を対象設備に加える。 ○ 固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備を対象から除外し、固定価格買取制度の認定を受けていない太陽光発電設備（出力 10kW 以上）を対象に加える。
3	担当部局	資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度 創設 （対象期間は平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで） ・平成 24 年度 拡充 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備について、即時償却を創設した。 （平成 24 年 5 月 29 日から平成 25 年度 3 月 31 日まで） ・平成 25 年度 拡充及び延長 熱電併給型動力発生装置においても即時償却を可能とし、一部の対象設備を追加、さらに適用期限を平成 26 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 31 日までに延長した。また太陽光発電設備及び風力発電設備の即時償却を延長した（平

		成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年度 3 月 31 日まで） ・平成 26 年度 縮減 産業競争力強化法に基づく生産性向上設備投資促進税制の創設に伴い、一部の対象設備を見直した。 ・平成 27 年度 延長 風力発電設備の即時償却の適用期限を 1 年間延長した（平成 28 年 3 月 31 日まで）。
6	適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで適用期間を 2 年間延長する。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 グリーン投資減税は、平成 22 年 6 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資（グリーン投資）を重点的に支援する制度として創設され、平成 23 年 6 月 30 日に施行された。省エネ効果・CO2 削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを目的としたものである。 平成 26 年 4 月に閣議決定した「エネルギー基本計画」を踏まえ、平成 27 年 1 月より長期エネルギー需給見通し小委員会において、2030 年時点の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）の検討が開始され、同年 7 月に経済産業省として決定された。また、このエネルギーミックスと整合的となる、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減する約束草案を策定した。 今般策定されたエネルギーミックスを踏まえ、法律、規制、予算、税など、必要な施策措置を講じていくことが求められる。本税制措置を、「エネルギー基本計画」、エネルギーミックスに沿う形で対象設備を重点化し、引き続き講じることで、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限の導入を達成し、約束草案を実現することが目的。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成 26 年 4 月 11 日に閣議決定された今次「エネルギー基本計画」では、「再生可能エネルギーについては、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」とこと、また、徹底した省エネルギー社会の実現に向け、「省エネルギーの取組を、部門ごとに効果的な方法によってさらに加速していく」としている。 こうした「エネルギー基本計画」を踏まえ、平成 27 年 7 月にエネルギーミックスを策定。このエネルギーミックスにおいて、再生可能エネルギーは足下から 2 倍の導入量を見込み、徹底した省エネルギー対策の積み上げにより、石油危機後並の大幅なエネルギー効率改善を見込んでいる。これらを踏まえ、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減する約束草案を関連に提出したところ。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>5.エネルギー・環境 5-2 新エネルギー・省エネルギー 5-3 電力・ガス 5-4 環境</p>

	<p>③: 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成26年に閣議決定された「エネルギー基本計画」に加え、長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)において示された将来のエネルギー需給構造のあるべき姿を踏まえ、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限の導入を実現し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する約束草案を達成する。</p> <p>(参考1)2030年度の温室効果ガス排出削減目標(約束草案) 温室効果ガス排出削減量を2030年度に2013年度比▲26.0%(2005年度比▲25.4%)の水準(約10億4,200万t-CO2)とする。</p> <p>(参考2)2030年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量の見通し 再エネ :22~24%程度(2,366~2,515億kWh) 太陽光 :7.0%程度(約6,400万kW、749億kWh) 風力 :1.7%程度(約1,000万kW、182億kWh) 地熱 :1.0~1.1%程度(約140~155万kW、102~113億kWh) 水力 :8.8~9.2%程度(約4,874~4,931万kW、939~981億kWh) バイオマス:3.7~4.6%程度(約602~728万kW、394~490億kWh)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・二酸化炭素排出抑制設備:税制対象設備による二酸化炭素排出抑制量 ・再生可能エネルギー設備:税制対象設備の導入量</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p><二酸化炭素排出抑制設備> 本税制対象設備は、3年間で15,000t-CO2以上の二酸化炭素排出抑制効果が見込まれるものであり、これらの普及を進むことで我が国の温室効果がガス排出量を抑制することに寄与する。</p> <p><再生可能エネルギー> 再生可能エネルギーはエネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減に大きく寄与するが、他電源と比較して発電コストが高いため、本税制措置により導入時のキャッシュフロー改善を図ることで再生可能エネルギー設備への投資が促進され、再生可能エネルギーの導入拡大に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等 2016年度(見込み)6,905件 2017年度(見込み)8,463件</p> <p>②: 減収額 2011年度 2億円(法人税) 2012年度 181億円(法人税) 2013年度 736億円(法人税) 2014年度 1,175億円(法人税、所得税込み) 2015年度 566億円(法人税、所得税込み) 2016年度 142億円(法人税、所得税込み) 2017年度 159億円(法人税、所得税込み) ※2011~2013年度は財務省「租税等別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績推計)より。 ※2014~2017年度は所管団体等からヒアリング調査より経済産業省推計。</p>

	<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年~平成25年) <二酸化炭素排出抑制設備> 震災以降、原子力発電の停止に伴う火力発電の焼き増し等により、温室効果ガス排出量は大幅に増加しているものの、本税制による二酸化炭素排出抑制設備の導入によって、その増加を低減させている。</p> <p>(参考)日本の温室効果ガス排出量 2011年度 1,354百万t-CO2 2012年度 1,390百万t-CO2 2013年度 1,402百万t-CO2 ※温室効果ガスインベントリより。</p> <p><再生可能エネルギー> 再生可能エネルギー導入量は順調に増加しており、本税制措置がその導入に寄与していると考えられる。</p> <p>(参考)再生可能エネルギー導入量 ※()内は水力以外の再エネ 2010年度 1,160億kWh(253億kWh) 2011年度 1,198億kWh(281億kWh) 2012年度 1,144億kWh(307億kWh) 2013年度 1,216億kWh(367億kWh) ※総合エネルギー統計等より。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~平成25年度) <二酸化炭素排出抑制設備> 本税制を適用して導入された二酸化炭素排出抑制設備による二酸化炭素排出抑制効果は下記のように計算できる。</p> <p>2011年度 排出抑制効果:1,653,143(t-CO2) (温室効果ガス排出量1,354百万t-CO2) 2012年度 排出抑制効果:3,645,886(t-CO2) (温室効果ガス排出量1,390百万t-CO2) 2013年度 排出抑制効果:4,808,106(t-CO2) (温室効果ガス排出量1,402百万t-CO2)</p> <p>(計算方法) CO2削減率(%)=(a-b)/a×100 CO2削減量(t-CO2/年)=a-b a:基準設備のCO2排出量 b:対象要望設備のCO2排出量</p> <p>※所管団体等からのヒアリングを基に経済産業省推計。</p> <p><再生可能エネルギー> 長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)は、平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」で示された再生可能エネルギーの最大限の導入という方針を踏まえて、それを具体的な数値の見通しとして表したもので、したがって、エネルギーミックスの導入見通しが数値で示されたことにより、前回要望時の目標が明確化されたと言える。</p>
--	------------------------	---

		<p>今般の長期エネルギー需給見通しにおいて、2030年時点で再生可能エネルギー導入量は、2,366～2,515億kWh。</p> <p>2013年度の再生可能エネルギーの導入量は1,323億kWhであるため、これを達成するには今後15年間で1,043～1,192億kWhの導入拡大が必要。期間内は年平均69.5～79.5億kWhの導入拡大が求められる。</p> <p>固定価格買取制度による再生可能エネルギーの発電電力量の買取実績は2012年度から2013年度にかけて125億kWh増加しており、導入目標を達成できていると評価できる。</p> <p>なお、本税制措置の効果を機械的に計算すると、</p> <p>①FIT導入数：71.3億kWh 太陽光：573.5万kW × 0.14 × 8,760 = 70.3億kWh (2013年度の導入量) 設備利用率 時間 風力：4.7万kW × 0.20 × 8,760 = 0.8億kWh (2013年度の導入量) 設備利用率 時間 中小水力：0.4万kW × 0.45 × 8,760 = 0.2億kWh (2013年度の導入量) 設備利用率 時間</p> <p>②グリーン投資減税利用数(①×69%※)：49.2億kWh</p> <p>③税制効果数(②×41%※)：20.2億kWh</p> <p>と計算される。</p> <p>※平成25年度の資源エネルギー庁委託調査によると、固定価格買取制度認定事業者のうち、69%がグリーン投資減税を利用しており、そのうち41%がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視しているとの結果があった。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>エネルギーミックスを踏まえた現実的かつバランスのとれたエネルギー需給構造の実現のためには、補助金、規制、法律、税制とあらゆる政策措置を講じ、エネルギーミックスと整合的となるよう検討された約束草案を達成していかなければならないが、本税制措置が拡充・延長されない場合、実現が困難になることが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成25年度～平成29年度)</p> <p>経済産業省が業界団体等を通して行った調査では、2013年度に1.25兆円、2014年度に1.49兆円の投資がグリーン投資減税の対象設備への投資であったとされ、平成25年度の委託調査でFIT認定事業者に対して実施したアンケート結果によると、再生可能エネルギー発電事業者の約4割がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視したとの回答があったため、2013年度で0.5兆円、2014年度で0.6兆円程度の投資促進効果があったと考えられる。上記に記載した減収額に比して大幅な投資が促進されたことに加え、政策の実現状況にも記載した二酸化炭素の排出抑制や再生可能エネルギーの導入も着実に進んでおり、十分に税収減を是認できるものと評価出来る。</p> <p>平成27年度は1.59兆円、平成28年度は3,565億円、平成29年度は3,972億円の投資が見込まれ、今後も同様の効果があるものと見込まれる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>エネルギー関連投資の促進支援は広く事業者全般を対象とすべきものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず利用可能な税制による措置をもって進めることが適切である。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本税制は補助金との併用が認められていない。よって、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。</p> <p>また、固定価格買取制度と本税制措置との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、我が国のエネルギー政策上重要な本税制措置の対象設備の普及に協力する相当性が認められるものと評価できる。</p> <p>本税制措置の対象となる省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の普及は地球温暖化対策に大きく貢献するものである。地球温暖化対策の推進に関する法律第4条においても、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする」とされており、地方公共団体が協力する相当性が認められるものと評価できる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況（平成26年度の法人）が把握されていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成24年における法人のパソコン利用割合76.4%、26年における個人事業主のパソコン利用割合31.3%と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「今後も多くの中小企業の活用が見込まれることから、引き続き、パソコン利用割合の上昇に資するものと考えられる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「今後も多くの中小企業の活用が見込まれることから、税収減を是認する効果が見込まれる」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄等の補足説明）
本措置の延長要望期間（平成28年4月1日から30年3月31日まで）での達成を目指す。
- ② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
- ④ 将来の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
平成24年度及び25年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。平成26年度以降は、4%（23年度から25年度までの適用者数の平均増加率（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書））ずつ増加していくものと推計
- ⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
算定根拠については、別紙参照
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）
中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、本措置は46万社（平成25年度）もの中小企業に活用されており、今後も多くの中小企業の活用が見込まれることから、引き続き、パソコン利用割合の上昇に資するものと考えられる。
- ⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄の補足説明）
本措置は、46万社（平成25年度）もの中小企業に活用されており、今後も多くの中小企業の活用が見込まれることから、税収減を是認する効果が見込まれると考えている。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
(減収額算定根拠)

1. 法人税 (単位: 億円)

区 分	減収額 (注)
平成24年度	242
25年度	251
26年度	261
27年度	271
28年度	282
29年度	294

(注) 平成24年度及び25年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額による。平成26年度以降は、4%（23年度から25年度までの適用者数の平均増加率（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書））ずつ増加していくものと推計

2. 法人住民税 (単位: 億円)

区 分	法人税の減収額	税率 (注)	減収額
平成24年度	242	17.3%	42
25年度	251	17.3%	43
26年度	261	17.3%	45
27年度	271	17.3%	47
28年度	282	12.9%	36
29年度	294	12.9%	38

(注) 総務省から提供された税率による。平成29年度の税率については、12.9%と仮定した。

3. 法人事業税

(1) 法人事業税所得割 (単位: 億円)

区 分	法人税の減収額	法人税率 (注1)	特例による所得の減収額 (注2)	税率 (注3)	減収額
平成24年度	242	25.5%	949	5.3%	50
25年度	251	25.5%	984	5.3%	52
26年度	261	25.5%	1,024	5.3%	54
27年度	271	23.9%	1,136	5.3%	60
28年度	282	23.9%	1,181	6.7%	79
29年度	294	23.9%	1,229	6.7%	82

(注) 1 平成28年度以降は、23.9%と仮定した。

2 法人税の減収額÷法人税率

3 総務省から提供された税率による。平成29年度の税率については、6.7%と仮定した。

(2) 地方法人特別税 (単位: 億円)

区 分	法人事業税所得割の減収額	税率 (注)	減収額
平成24年度	50	81.0%	41
25年度	52	81.0%	42
26年度	54	81.0%	44
27年度	60	81.0%	49
28年度	79	43.2%	34
29年度	82	43.2%	36

(注) 総務省から提供された税率による。平成29年度の税率については、43.2%と仮定した。

(3) 法人事業税 (単位: 億円)

区 分	減収額
平成24年度	91
25年度	94
26年度	98
27年度	109
28年度	113
29年度	118

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 (国税 29・地方税 25(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	【要望事項】 適用期限を2年延長する。 【制度概要】 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で2年間の延長(平成 20 年 3 月末まで) 平成 20 年度 2年間の延長(平成 22 年 3 月末まで) 平成 22 年度 2年間の延長(平成 24 年 3 月末まで) 平成 24 年度 2年間の延長(平成 26 年 3 月末まで) 平成 26 年度 2年間の延長(平成 28 年 3 月末まで)
6	適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで(2年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。今年度からマイナンバー制度への対応が必要になり、また、平成 29 年 4 月には消費税率の再引上げが予定されている中で、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数 20 人未満の企業での経理人員は 1.1 人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数 20 人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとする。

8	有効性等	①: 適用数等	個人事業主に関しては、従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合 5 割への到達を目指す。 また、法人に関しては、中小企業庁のアンケート調査での従業員数 20 名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20 名以上の法人の水準である 9 割への到達を目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員 20 名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人:中小企業庁が実施するアンケート調査での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握もままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。 本措置により、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることにより、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上が図られる。																								
			【適用社数】 平成 24 年度: 430,555 社 平成 25 年度: 459,181 社 平成 26 年度: 477,548 社 平成 27 年度: 496,650 社 平成 28 年度: 516,516 社 平成 29 年度: 537,177 社 【適用総額】 平成 24 年度: 2,423 億円 平成 25 年度: 2,613 億円 平成 26 年度: 2,718 億円 平成 27 年度: 2,826 億円 平成 28 年度: 2,939 億円 平成 29 年度: 3,057 億円 【本措置の利用業種】(平成 25 年度)																								
			<table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>運輸通信公益事業</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>17.2</td> <td>15.1</td> <td>3.3</td> <td>8.6</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>不動産業</th> <th>料理飲食旅館業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> <td></td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>7.5</td> <td>4.5</td> <td>29.0</td> <td>1.6</td> <td></td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業	割合(%)	17.2	15.1	3.3	8.6	10.0	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他		割合(%)	7.5	4.5	29.0	1.6	
業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業																						
割合(%)	17.2	15.1	3.3	8.6	10.0																						
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他																							
割合(%)	7.5	4.5	29.0	1.6																							
			出典:「租税特別措置の適用実態の調査に関する報告書」																								

②	減収額	(単位:億円)																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>242</td> <td>42</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>251</td> <td>43</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>261</td> <td>45</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>271</td> <td>47</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>282</td> <td>36</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>294</td> <td>38</td> <td>118</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を基に試算した減収額(実績推計)」 ※平成 26 年度以降については、4%(平成 23 年度～25 年度までの適用者数の平均増加率)ずつ増加していくものと推定。</p>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成 24 年度	242	42	91	平成 25 年度	251	43	94	平成 26 年度	261	45	98	平成 27 年度	271	47	109	平成 28 年度	282	36	113	平成 29 年度	294	38
	法人税	法人住民税	法人事業税																										
平成 24 年度	242	42	91																										
平成 25 年度	251	43	94																										
平成 26 年度	261	45	98																										
平成 27 年度	271	47	109																										
平成 28 年度	282	36	113																										
平成 29 年度	294	38	118																										
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月) 本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1%増加すると、労働生産性が 0.11%(※)増加する。</p> <p>(※)「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の本特例措置利用データから分析</p> <p>(重回帰分析結果) $LN(\text{労働生産性(売上高/従業員数)}) = 2.85 + 0.11LN(\text{資本ストック/従業員数}) + 0.11LN(\text{少額特例利用額/従業員数}) + 0.19D(\text{パソコン利用}) + 0.12D(\text{建設業}) - 0.02D(\text{製造業}) + 0.04D(\text{情報通信業}) - 0.2D(\text{運輸業}) + 0.42D(\text{卸売・小売業}) + 0.11D(\text{不動産業}) - 0.2D(\text{飲食・宿泊業}) - 0.05D(\text{教育・学習支援業}) - 0.13D(\text{その他サービス業})$ (備考)*:5%有意水準、補正R2=0.35</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 15 年 4 月～平成 27 年 3 月) 中小企業におけるパソコン利用状況は、本制度創設時と比べて一定の改善が見られる(※)。しかし、中小企業は、消費税率の引上げや円安による輸入価格上昇の影響等、業績見通しが立てにくい中で、全体として設備投資が抑制される傾向にあることから、目標達成には至っていない。 なお、中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、情報機器や事務処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本措置を利用した中小企業の約7割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。</p> <p>※中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況 個人事業主:平成 26 年:31.3%(対前年比 +0.7 ポイント) 法人:平成 24 年:76.4%(対前々年比+8.2 ポイント) (出典) 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省) 法人:「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)(平成 23 年は実施していないため、平成 24 年と 22 年の比較)</p>																											

9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年 4 月～平成 30 年 3 月) 中小企業は従業員数が少ないことが多く、こうした中で、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であり、本措置による減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減は不可欠である。 中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、情報機器や事務処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本措置を利用した中小企業の約7割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。 このような状況下で本措置が延長されなかった場合、中小企業の事務負担が増加することになり、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の活力が削がれることになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 20 年 4 月～平成 27 年 3 月) 減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額(億円)</th> <th>個人事業主(従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)</th> <th>法人(従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>520</td> <td>28.5</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>164</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>242</td> <td>30.8</td> <td>70.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置により、従業員 20 名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合はともに上昇傾向にあり、中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させることが定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1%増加すると、労働生産性が 0.11%(※)増加する。</p> <p>(※)「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の本特例措置利用データから分析</p> <p>(重回帰分析結果) $LN(\text{労働生産性(売上高/従業員数)}) = 2.85 + 0.11LN(\text{資本ストック/従業員数}) + 0.11LN(\text{少額特例利用額/従業員数}) + 0.19D(\text{パソコン利用}) + 0.12D(\text{建設業}) - 0.02D(\text{製造業}) + 0.04D(\text{情報通信業}) - 0.2D(\text{運輸業}) + 0.42D(\text{卸売・小売業}) + 0.11D(\text{不動産業}) - 0.2D(\text{飲食・宿泊業}) - 0.05D(\text{教育・学習支援業}) - 0.13D(\text{その他サービス業})$</p>	年度	減収額(億円)	個人事業主(従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)	法人(従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)	20	520	28.5	75.1	22	164	27.6	64.9	24	242	30.8	70.0
		年度	減収額(億円)	個人事業主(従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)	法人(従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)															
20	520	28.5	75.1																	
22	164	27.6	64.9																	
24	242	30.8	70.0																	
②	他の支援措置や義務付け等	<p>本措置は、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減、事務の効率化による中小企業の活力向上を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で、事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本措置は租税特別措置によるべき措置である。</p> <p>中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。</p>																		

	との役割 分担	
	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的な役割を担っている。本措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	行政機関名	経済産業省
税目	相続税、贈与税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（個人事業者の事業承継の円滑化を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

個人事業者の資産保有状況や相続税見込額等を踏まえ、軽減割合等の制度内容を昨年から引き続き検討中である。よって、適用数と適用額を明示するのは困難であるが、本要望の対象となり得る者数と当該者が所有する資産額について、以下のとおり分析している。

1. 本要望の対象となり得る者数

本要望の対象となり得る者数は、以下のとおり年間 553 人と推計した。

- ・ 個人事業者の年間死亡者数：29,801 人 (注1)
- ・ 小規模宅地特例適用後における基礎控除額超の資産保有割合：14.2% (注2)
- ・ 事業継承の検討割合：37.1% (注2)
- ・ 贈与、相続による事業承継の検討割合：35.2% (注2)
- ・ 本要望の対象となり得る者数：29,801×0.142×0.371×0.352=553 人

2. 本要望の対象となり得る者が所有する資産額

本要望の対象となり得る者が所有する資産額は、以下のとおり年間 403 億 264 万円と推計した。

(1) 小規模宅地特例適用後、相続税が発生する 1 個人事業者当たりの事業用資産額

- ・ 土地平均額：4,325 万円 (注2)
- ・ 建物平均額：2,038 万円 (注2)
- ・ 機械装置等平均額：925 万円 (注2)
- ・ 平均額合計：7,288 万円 (注2)

(2) 本要望の対象となり得る者が所有する資産額

7,288 万円×553 人=403 億 264 万円

(注) 1 総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス活動調査」より

2 平成 27 年度中小企業庁委託「個人事業主の事業承継に関するアンケート調査」

なお、将来の事業承継の開始時期を推計するのは容易ではないことから、年度ごとの変動は考慮していないため、平成 30 年度分（制度創設要望年度から 3 年目）の適用数及び適用額については、28 年度及び 29 年度の算定と同様のものとした。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設 (国税 30) (相続税：外、贈与税：外)
2	要望の内容	個人事業者について、先代から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。 <平成 27 年度与党税制改正大綱の書きぶり> (検討事項) 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人と異なり、対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区別が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	期限の定めのない措置

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>個人事業者は、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献している重要な存在である。このような個人事業者の「事業の持続的な発展」（小規模企業振興基本法第3条）につなげるため、事業承継に係る制度の整備を目的とする。（同法第16条第2項）</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○小規模企業振興基本法(抜粋)</p> <p>第3条</p> <p>小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。</p> <p>第16条第2項</p> <p>国は、小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>4. 中小・地域</p> <p>4-2 事業環境整備</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>個人事業者の事業承継の円滑化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>—</p>

8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>事業承継を考えている個人事業者の約4割が「相続税の負担が不安である」と回答している。また、純資産が4,800万円を超える個人事業者の資産のうち、建物等の事業用資産の割合は約30%(うち、建物が約26%) (出典:中小企業庁委託アンケート)を占めており、こうした個人事業者については、事業承継に支障を来す可能性がある。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>全国約385万の中小企業者、中でもその約9割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在である。</p> <p>個人事業者は小規模事業者の約6割を占めており、個人事業者の円滑な事業承継を図ることが必要。</p>
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>事業承継を考えている個人事業者の約4割が「相続税の負担が不安である」と回答している。また、純資産が4,800万円を超える個人事業者の資産のうち、建物等の事業用資産の割合は約30%(うち、建物が約26%) (出典:中小企業庁委託アンケート)を占めており、こうした個人事業者については、事業承継に支障を来す可能性がある。</p> <p>そのため、個人事業者の事業用資産に係る負担を軽減し、事業承継の円滑化を図ることは妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(租税特別措置法第69の4)</p> <p>・非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予(租税特別措置法第70条の7から第70条の7の4まで)</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。</p>		
10 有識者の見解	—		
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	行政機関名	経済産業省
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ④ 将来の適用数等
 将来の適用数が年度ごとに予測されていない。
 将来の適用数について、「一般電気事業者（10社）、卸電気事業者（2社）、特定電気事業者（5社）及び特定規模電気事業者（700社強）、再エネ特措法における特定供給者などが対象となる」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
 将来の減収額が年度ごとに予測されていない。
 将来の減収額について、平成26年度ベースで一般電気事業者10社の減収額は690億円程度と算定されているが、一般電気事業者以外の事業者に係る減収額が含まれていないため、算定に誤りがある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 (地方税6)(法人事業税:義)
2	要望の内容	電気供給業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする方式から、他の一般の企業と同様の課税方式へと変更する。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力市場整備室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	①: 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>電気供給業の法人事業税については、電気料金の算定の際に原価に算入されるので、電気の利用者である消費者に転嫁することができるため、事業者は法人事業税を納税しうる力すなわち担税力を有することになること等を理由として、昭和24年から収入金額を課税標準とする課税が行われてきた。</p> <p>しかし、「電力システムに関する基本方針(平成25年4月2日閣議決定)」を踏まえた電気事業法の改正により、平成28年4月から小売の全面自由化を実施する予定(平成26年に関連法案が成立)であり、今後は地域独占の下認可料金による需要家からの費用回収が担保されなくなるなど、電気事業を巡る環境は制度創設時とは全く異なってきた。</p> <p>電力システム改革の進展により、電気供給業について、他の一般の企業と同様の競争環境が整備される中で、費用回収が担保されることを前提とした課税を続けることは課税の平等性を損なうものであり、負担の重い税制は自由化の進展の阻害要件になりかねない。</p> <p>上記の電力システム改革の進展を踏まえ、電気供給業について、他の一般の競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを図ることが必要である。</p> <p>したがって、電気供給業においては上記の通り平成28年4月から小売の全面自由化を実施する予定であり、収入金額を課税標準としている前提がなくなっていくこととなるため、今回、本税制改正要望をする必要性はこれまでよりも高い(なお、平成15年度から27年度の税制改正大綱においても、電気供給業をはじめとする3業種については、これらの法人に対する課税方式を引き続き検討することが明記されている。)</p> <p>また、これは電力システム改革の目的として掲げられた、電気料金の最大限の抑制等の実現に資するものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「電力システムに関する基本方針(平成25年4月2日閣議決定)」においては、電力システム改革の目的として、電気料金の最大限の抑制を目的の1つとして掲げ、小売及び発電の全面自由化を行うこととしている。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス

	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税負担率の業種間比較
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。
8	有効性等	①: 適用数等 一般電気事業者(10社)、卸電気事業者(2社)、特定電気事業者(5社)及び特定規模電気事業者(700社強)、再エネ特措法における特定供給者などが対象となる。
		②: 減収額 平成26年度ベース減収額(見込): 690億円程度(一般電気事業者10社計) ※現行のH28年度の外形標準課税を導入した場合。 ※一般電気事業者より聴取。
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年4月~) 本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。 本措置が実現すれば、電気料金の低減を通じて広く需要家に還元されることが期待される。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置との関係は無い。
		③: 地方公共団体が協力する相当性 料金規制を前提とした収入金課税において、電力システム改革の進展に鑑み、他の一般の企業における課税条件とのイコールフットイングを図る本措置は、妥当なものである。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	行政機関名	経済産業省
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑥ 将来の減収額
 将来の減収額について、平成 26 年度ベースで現行制度での納税額 508 億円、要望内容での納税見込額 321 億円、想定減収額 187 億円等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

適用数は平成 27 年のものである。私営都市ガス事業者及び簡易ガス事業者については、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）による許可を得ている事業者数であり、ガス導管事業者及び大口ガス事業者については、同法による届出のあった事業者数である。平成 28 年度についてもほぼ同程度の事業者数が見込まれる。平成 29 年度以降については、29 年度の改正ガス事業法の施行（小売自由化）により小売事業者の新規参加が見込まれるため、今後徐々に増加していくことが予想されるものの、事業者数に大きな変更はないと想定している。

⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

適用要望年度は平成 28 年度である。資源エネルギー庁が業界団体にヒアリング調査を依頼し、現時点で適用される都市ガス事業者等のヒアリング結果から法人事業税の減収額を推計したものである。

本要望が認められた場合の想定減収額は、(ア) 資本金 1 億円超の都市ガス事業者については、収入金課税の枠組みに外形標準課税を組み入れた場合の納税見込額を、(イ) 資本金 1 億円以下の都市ガス事業者及びその他のガス事業者については、他の産業と同様の所得課税とした場合の納税見込額を、現行制度での納税額からそれぞれ差し引いた額としている。

平成 26 年度ベースからの想定減収額（公営事業者除く）

区分	合計	うち資本金 1 億円超 の都市ガス事業者	うち資本金 1 億円以下 の都市ガス事業者等
現行制度での納税額 (ガス事業者想定値)	508 億円	483 億円	25 億円
要望内容での納税見込額	321 億円	[収入割 1/2+外形] 314 億円	[全て所得課税] 7 億円
想定減収額	187 億円	169 億円	18 億円

(注) 収入金課税の枠組みに外形標準課税を組み入れた場合の納税見込額とは、現行の収入金額による課税のうち 1/2 を収入割(他の産業は所得割)とし、残りを他の産業と同様の付加価値割(税率 0.96%)及び資本割(税率 0.4%)としたものをいう。

平成 29 年度以降の減収額については、現状と同様の経営環境が続くと仮定すれば、28 年度の減収額 187 億円とほぼ同規模と想定している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 (地方税7)(法人事業税:義)
2	要望の内容	ガス供給業の課税方式を、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の課税標準を組み入れる。ただし、中小ガス事業者については「その他の事業」と同一の扱いとする(新設、新たな課税標準導入に伴う所要の税率の変更を含む)。
3	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガス供給業には、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、「その他の事業」に比べ不公平な扱いとなっている。 「課税の公平性」を確立するために、ガス供給業においても、一般の競争下にある企業と同様の税制とすることが必要である。 《政策目的の根拠》 【背景となる閣議決定】「平成 24 年度税制改正大綱(平成 23 年 12 月 10 日閣議決定)」 8. 検討事項[地方税] (6) 現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討します。 地方税法が3業種(電気、ガス、保険)のみ収入金課税としていることは、租税原則の「課税の公平性」に反する(その他の産業は所得課税)。 ガス供給業の課税標準が収入金額とされている理由については、①地域独占企業で料金認可制により価格転嫁が容易であること、②料金認可制により所得が低く抑えられるため所得課税方式では事業規模に見合った税負担とならないこと、と言われているが、現在、その前提は大きく変化している。 具体的に、ガス事業に対する規制緩和(大口需要に対する自由化範囲)は、平成16年4月から50万 m3 以上に、19年4月からはさらに10万 m3 以上(全販売量の約65%)へと拡大された。また、一方で、既に近時はLPGや灯油等との競争に加え、オール電化住宅の攻勢により競争が激化するなど、ガス事業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めており、事業税の価格転嫁が容易という状況にはない。 さらに、ガスシステム改革(本年6月に改正ガス事業法成立)により、平成29年には小売の地域独占が撤廃され、料金規制が原則廃止されることから、収入金額を課税標準としている前提が根本的に変容することとなるため、自由化進展の阻害要件ともなる現行課税方式の見直しが不可欠となる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス

8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「課税の公平性」を確立するために課税方式を改める。 他の一般企業と同等の課税環境を整備することを通じて、課税の公平性を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税負担率の業種間比較</p> <p>売上高に対する租税負担率の業種間比較 (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガス</th> <th>全産業</th> <th>製造業</th> <th>化学工業</th> <th>石油製品等製造業</th> <th>鉄鋼</th> <th>機械</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>5.1 (3.1)</td> <td>1.9 (0.7)</td> <td>1.8 (0.5)</td> <td>3.4 (0.4)</td> <td>1.3 (0.2)</td> <td>1.1 (0.8)</td> <td>1.6 (0.4)</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>5.1 (2.9)</td> <td>1.8 (0.7)</td> <td>1.7 (0.5)</td> <td>3.1 (0.4)</td> <td>0.2 (0.2)</td> <td>0.6 (0.7)</td> <td>1.7 (0.4)</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>4.9 (2.8)</td> <td>2.0 (0.6)</td> <td>2.1 (0.5)</td> <td>3.2 (0.4)</td> <td>0.6 (0.1)</td> <td>1.9 (0.6)</td> <td>2.2 (0.4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典: 法人企業統計年報(財務省)他</p> <p>※下段は事業税外形部分及び固定資産税等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「課税の公平性」を確立するために課税方式を改めることにより、ガス使用者の利益保護や、ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件を確保することが可能となる。</p>		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	H23	5.1 (3.1)	1.9 (0.7)	1.8 (0.5)	3.4 (0.4)	1.3 (0.2)	1.1 (0.8)	1.6 (0.4)	H24	5.1 (2.9)	1.8 (0.7)	1.7 (0.5)	3.1 (0.4)	0.2 (0.2)	0.6 (0.7)	1.7 (0.4)	H25	4.9 (2.8)	2.0 (0.6)	2.1 (0.5)	3.2 (0.4)	0.6 (0.1)	1.9 (0.6)	2.2 (0.4)
			ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械																										
		H23	5.1 (3.1)	1.9 (0.7)	1.8 (0.5)	3.4 (0.4)	1.3 (0.2)	1.1 (0.8)	1.6 (0.4)																										
H24	5.1 (2.9)	1.8 (0.7)	1.7 (0.5)	3.1 (0.4)	0.2 (0.2)	0.6 (0.7)	1.7 (0.4)																												
H25	4.9 (2.8)	2.0 (0.6)	2.1 (0.5)	3.2 (0.4)	0.6 (0.1)	1.9 (0.6)	2.2 (0.4)																												
① 適用数等	<p>許可により本措置の適用を受けている私営都市ガス事業者約180社(うち約6割は経営基盤が脆弱な中小事業者)及び簡易ガス事業者1,400社余、並びにガス導管事業者(33社)、大口ガス事業者(21社)等。</p> <p>本措置によっても、ガス供給業を行う全ての法人が対象となり、平成28年度も同程度の事業者数が見込まれるため、想定外に僅少となることはない。</p>																																		
② 減収額	<p>平成28年度減収額(見込み)187億円程度</p> <p>注1. 地方法人特別税を含む。 注2. 出典: ガス事業者調べ(平成26年度決算から試算)を資源エネルギー庁聴取</p>																																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: -)</p> <p>-</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: -)</p> <p>-</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成28年度~)</p> <p>本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(ガス事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。 本措置がない場合、その他の産業との租税負担率の格差が改善されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成28年度~)</p> <p>本措置による効果は、ガス使用者に広く還元されるものであり、個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による支援の方が適している。 本措置により、その他の産業との租税負担率の格差が是正されれば、ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件が整備され、ひいてはガス使用者の利益保護が図られるため、有効性が認められる。</p>																																		

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	公正な競争条件を確保するために、課税方式を他の一般の企業と同様とすることにより、その他の産業との租税負担率の格差を是正するものであり、税制措置により行うことが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	補助金等、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>大口需要に対する自由化範囲が平成19年4月から10万m³以上(全販売量の約65%)まで拡大するなど、ガス事業における規制緩和が着実に進展する中で、他の一般の企業と同様の課税方式とする本措置は、公平な競争条件を確保する観点から妥当である。</p> <p>本措置の効果は、ガス事業者に留まらず、ガス使用者(約3,000万件)に広く還元されるものである。</p>
10	有識者の見解	-	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の延長及びガス事業法改正に伴う所要の税制措置	行政機関名	経済産業省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用額（平成 24 年度及び 25 年度）について、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（平成 24 年度及び 25 年度）について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額（平成 27 年度及び 28 年度）について、「出典：資源エネルギー庁ガス市場整備課調べ 減収額（百万円）＝控除託送料（百万円）×税率」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、新規参入者による託送量が増加しつつあると説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額に課題がある。

＜点検結果表の別紙＞

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄等の補足説明）
平成27年度においては、全大口供給量のうち一般ガス事業者及びガス導管事業者の導管による新規参入者の大口の託送量が65,627百万MJに、28年度においては、同73,306百万MJに達する予定である。
託送量の増加については、当該特例措置によって新規参入者にとって公平な競争環境下で事業者間の競争が活性化されることを示すものと考えられるものの、当該特例措置の目的は、収入金課税されているガス供給業における新規参入者が既存事業者とイコールフットイングとなるよう税制面での公平性を確保することであり、ガス自由化市場の公平な競争環境を整備するためのものであることから、目標水準を達成するという性質のものではない。
- ② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
平成24年度から26年度までの過去の適用額及び適用数（実績）は、それぞれ3,134百万円4社、3,127百万円5社、3,101百万円5社である。
- ④ 将来の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
平成27年度及び28年度の将来の適用額及び適用数（予測）は、それぞれ3,373百万円5社、3,824百万円5社である。
平成29年度以降については、29年度の改正ガス事業法の施行（小売自由化）により小売事業者の新規参入が見込まれるため、今後増加していくことが予想されるものの、現在は制度の設計中であり詳細が未定のため、新規参入については保守的に見込む想定とする（29年度及び30年度の適用数は、新規参入があるものの事業者数に大きな変動はないとして、28年度と同程度と想定し、適用額は、26年度から28年度までの平均伸び率の11.1%を用いてそれぞれ4,248百万円、4,720百万円とする。）。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
平成24年度から26年度までの過去の実績について、控除託送料はそれぞれ3,134百万円、3,127百万円、3,101百万円である。これに事業税の税率としてそれぞれ1.267%、1.267%、1.288%をかけている。
- ⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
平成29年度及び30年度の将来推計については、控除託送料は26年度から28年度までの平均伸び率の11.1%を用いてそれぞれ4,248百万円、4,720百万円とし、これに現在と同率の事業税の税率1.288%をかけると、想定減収額はそれぞれ55百万円、61百万円となる（小売自由化による変動分を保守的に見込んだケース）。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄の補足説明）

託送量は平成26年度から28年度までの平均伸び率の8.3%を用いて、29年度及び30年度の将来推計についてはそれぞれ79,390百万MJ、85,979百万MJと想定する。

今後、当該特例措置がなかった場合と比較し、新規参入者による託送量の増加分の直接的な効果についてアンケートの実施により分析することを検討する。

- ⑨ 過去の税収減は認効果（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄の補足説明）
平成24年度から26年度までの減収額はいずれも40百万円であり、また、各年度の託送量はそれぞれ59,854百万MJ、67,437百万MJ、62,644百万MJとなっている。
新規参入者にとっては当該特例措置によってイコールフットイングが確保され、公平な競争環境下でガス自由化市場への参入が促進されたものと認識している。
仮に当該特例が措置されなかった場合、収入金課税の下では、託送供給により供給する新規参入者のガスには事業税が結果として二重に課せられることとなっていたため、既存事業者のガスに比べてその分多く課税されることから、競争条件下で不利に働いていたことになる。
- ⑩ 将来の税収減は認効果（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄の補足説明）
平成27年度から30年度までの減収額はそれぞれ43百万円、49百万円、55百万円、61百万円、また、各年度の託送量はそれぞれ65,627百万MJ、73,306百万MJ、79,390百万MJ、85,979百万MJと想定する（小売自由化による変動分を保守的に見込んだケース）。
新規参入者にとっては当該特例措置があればイコールフットイングが確保され、公平な競争環境下においてガス自由化市場への参入が担保される。
仮に当該特例が措置されない場合、収入金課税の下では、託送供給により供給する新規参入者のガスには事業税が結果として二重に課せられることとなるため、既存事業者のガスに比べてその分多く課税されることから、競争条件下で不利に働くことになる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の延長及びガス事業法改正に伴う所要の税制措置 (地方税15)(法人事業税:義)
2	要望の内容	ガス供給業の法人事業税の課税標準となる収入金額から、自由化対象需要(大口需要)に応じるガスの供給に係る収入金額のうち託送料相当額を控除する措置の延長及びガスシステム改革のためのガス事業法改正における事業類型の見直し等に伴う関連税制の所要の整備。(延長、その他)
3	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設 平成22年度 3年間の延長 平成25年度 3年間の延長
6	適用又は延長期間	3年間 ①平成28年4月1日～ガス事業法改正法施行日の前日 ②ガス事業法改正法施行日～平成31年3月31日
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 効率的かつ安定的なガス供給を実現するため、経営の効率化による料金の低廉化、事業機会の提供を通じた事業者間の競争の活性化及び新規参入者による需要家向け市場への参入の促進を図る(ガスシステム改革)。 《政策目的の根拠》 ・「エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)」 第3章 エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策 第6節 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進 2. ガスシステム及び熱供給システム改革の推進 (1)低廉かつ安定的な供給を実現するガスシステムの構築に向けた改革 ・ガスシステム改革のためのガス事業法改正(平成27年6月成立)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3. 電力・ガス
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新規参入者による大口供給量のうち託送量 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特例措置によってガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することにより、競争の活性化及び新規参入の促進に寄与している。引き続き公平な競争環境を整備することが重要。

8	有効性等	① 適用数等	適用件数:5社(平成25~28年度) (資源エネルギー庁ガス市場整備課調べ) 今後、ガスシステム改革のための改正ガス事業法の施行もあり、新規参入が見込まれる。												
		② 減収額	(単位:百万円) <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>43</td> <td>49</td> </tr> </table> <p>出典:資源エネルギー庁ガス市場整備課調べ 減収額(百万円)=控除託送料(百万円)×税率</p>	年度	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込)	H28 (見込)	減収額	40	40	40	43	49
年度	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込)	H28 (見込)										
減収額	40	40	40	43	49										
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度~26年度) 新規参入者による託送量 (単位:百万メガジュール) <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> <tr> <td>託送量</td> <td>59,854</td> <td>67,437</td> <td>62,644</td> <td>65,627</td> <td>73,306</td> </tr> </table> <p>出典:資源エネルギー庁ガス市場整備課調べ 新規参入者による託送量は増加しつつあり、自由化市場の拡大に寄与している。なお、今後、ガスシステム改革のための改正ガス事業法の施行により、拡大が見込まれる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24~26年度) ガスの自由化市場の公平な競争環境が設けられていることにより、上記のとおり新規参入者による託送量が増加しつつあり、これらについての課税の公平性を確保できている。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24~26年度) 本措置がない場合、収入金課税される新規参入者が託送によりガスを供給する際、同一のガスについて重複して事業税を課税されることとなるため、一般ガス事業者と比較して課税の公平性が失われる。ガスの自由化市場の公平な競争環境が損なわれ、事業者間での競争が働かないためガス料金が上がる懸念もあり、ガス需要家の利益が阻害される。 既に参入している者にとっては、事業からの撤退という選択肢も考えられ、また、新たに参入しようとする事業者にとっても大きな参入障壁となる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24~26年度) 本措置があれば事業に新規参入を検討する者もいることから、本措置が参入企業に与える影響は非常に大きい。 また、本措置による競争の活性化によりガス需要家へのガス料金の低下として反映されれば、ガス需要家にとってもコストを抑えられ資金を有効利用することもできる。 以上から、ガスの自由化市場の公平な競争環境が維持され、一層の競争促進が図られることにより、ガス需要家の享受する利益が拡大するとともに、課税の公平性を確保することができるため、税収減とすることの有効性が認められる。</p>	年度	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込)	H28 (見込)	託送量	59,854	67,437	62,644	65,627	73,306
年度	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込)	H28 (見込)										
託送量	59,854	67,437	62,644	65,627	73,306										
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	事業税の課税標準の算定に当たり、収入金課税の場合「自由化対象需要家向けのガス託送料金相当額」を収入金額から控除することは、一般ガス事業者との課税の公平性の観点から、競争の活性化を図るものであり妥当なものである。												

		<p>なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講じられている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>託送収益に関しては、地方税法の収入金課税の対象となるため、ガス導管を持たない新規参入者の託送料にかかる事業税が控除されない場合、一般ガス事業者に比べ事業税額に相当する分のコストが割高となるという競争上不利な条件下に置かれることとなり、その結果として事業機会が損なわれる可能性が生じる。したがって、事業機会が損なわれることのないよう、特例措置によって新規参入者の公平な競争環境を整備することにより、地域の活性化につなげることができる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	行政機関名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（平成 25 年度）について、「207 百万円」と算定されているが、別添「適用見込額の推計」では 13,516 万円と算定されているため、説明に誤りがある。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成 26 年度までの再生可能エネルギーの累計導入量 1,875.7 万 kW と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、平成 29 年度における再生可能エネルギーの導入量 146 万 kW と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）
 平成26年度までの累計導入量1,875.7万kWとは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の設備認定を受けて、これまでに運転開始した再生可能エネルギー発電設備の設備容量の合計である。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）
 特例措置の適用見込みから、平成28年度及び29年度の再生可能エネルギーの導入量は以下のとおり推計される。
 平成28年度 146万kW
 29年度 146万kW
 （算定根拠：平成26年1月から26年12月までにおいて運転開始した再生可能エネルギーの設備容量（太陽光発電を除く）と同程度の導入があるものと推計）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（地方税22）（固定資産税：外）
2	要望の内容	<p>特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備）について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2/3に軽減する。</p> <p>・特例措置の内容 太陽光発電（自家消費型太陽光発電設備に限る）、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の1/3に軽減する。 特例措置を2年延長する。</p>
3	担当部局	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成21年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を3分の2とする特例措置が創設</p> <p>平成23年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止（サンセット）。</p> <p>平成24年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設</p> <p>平成26年度 適用期限の2年延長</p>
6	適用又は延長期間	平成29年度末まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定） 再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。 ○長期エネルギー需給見通し（平成27年7月決定） 2030年の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定） 長期エネルギー需給見通し（平成27年7月決定）</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-2 新エネルギー・省エネルギー					
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2030年の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 発電力量に占める再生可能エネルギーの割合(%) 再生可能エネルギー発電設備の設備導入量(kW)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合が多く、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。本特例措置は導入当初の固定資産税を軽減するものであり、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。</p> <p>平成25年度に資源エネルギー庁が実施したアンケート調査(※)によると、固定価格買取制度の開始以降から平成26年3月末までに取得した再生可能エネルギー発電設備について、全体の約8割が特例措置を活用したと回答している。このことから、特例措置によって括弧内の設備容量について導入促進効果があったと推計され、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上で本措置は有効である。(推計上、税制措置の対象外である住宅用太陽光発電の導入量は除いている)</p> <p>固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の設備導入量(資源エネルギー庁調べ)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成24年度(7月以降)の導入量</td> <td>175.8万kW (63.1万kW)</td> </tr> <tr> <td>平成25年度の導入量</td> <td>713.9万kW (466.6万kW)</td> </tr> <tr> <td>平成26年度の導入量</td> <td>986.0万kW (723.1万kW)</td> </tr> </table> <p>※平成25年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査) http://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2014fy/E004431.pdf 調査内容:再生可能エネルギー発電設備を導入した事業者を対象として、税制措置の利用実績や今後の活用意向についてアンケート調査を実施した。</p>	平成24年度(7月以降)の導入量	175.8万kW (63.1万kW)	平成25年度の導入量	713.9万kW (466.6万kW)	平成26年度の導入量
平成24年度(7月以降)の導入量	175.8万kW (63.1万kW)						
平成25年度の導入量	713.9万kW (466.6万kW)						
平成26年度の導入量	986.0万kW (723.1万kW)						
8 有効性等	① 適用数等	<p>○過去の実績</p> <p>平成25年度 適用件数 26,228件 平成26年度 適用件数 43,548件 平成27年度 適用件数 43,548件(見込み)</p> <p>推計方法:固定価格買取制度の認定を受けて運転開始した発電設備のうち、</p>					

		<p>8割が特例措置を活用したとして推計。詳細は別添を参照。</p> <p>○将来の推計(平成28年度改正において本特例措置が拡充・延長された場合、実際に固定資産税の軽減が受けられるのは平成29年度からであり、平成29年度以降の適用件数について記載する。)</p> <p>平成29年度 138件 平成30年度 138件</p> <p>推計方法:太陽光発電については、平成26年度独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の設備認定を受けて平成26年に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。詳細は別添を参照。</p>
	② 減収額	<p>○過去の実績</p> <p>平成25年度減収額 207百万円 平成26年度減収額 1,920百万円 平成27年度減収額 6,018百万円(見込み)</p> <p>推計方法: 平成25年度減収額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」から推計。 平成25年度 適用総額 14,801,771千円 減収額 14,801,771千円×1.4%(固定資産税率)=207百万円 平成26年度、平成27年度の減収額は、固定価格買取制度の認定を受けて運転開始した発電設備のうち、8割が特例措置を活用したものとして、「設備導入容量(kW)×再生可能エネルギー発電設備毎の1kWあたりの建設単価」の計算式により推計。詳細は別添を参照。</p> <p>○将来の推計(平成28年度改正において本特例措置が拡充・延長された場合、実際に固定資産税の軽減が受けられるのは平成29年度からであり、平成29年度以降の減収額について記載する。)</p> <p>平成29年度減収額 3,488百万円 平成30年度減収額 6,533百万円</p> <p>推計方法:固定価格買取制度の設備認定を受けて平成26年に稼働した再生可能エネルギー発電設備、平成26年度独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金(太陽光発電設備)の交付決定件数と同程度の導入があるものとして、「設備導入容量(kW)×再生可能エネルギー発電設備毎の1kWあたりの建設単価」の計算式により推計。詳細は別添を参照。</p>

<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)</p> <p>再生可能エネルギーの発電電力量に占める割合 (国内供給量割合: %、目標:2030年に22～24%) ※()内は水力を除く数値</p> <p>2010年度 9.6%(1.1%) 2011年度 10.4%(1.4%) 2012年度 10.0%(1.6%) 2013年度 10.7%(2.2%) (出典:電気事業連合会「電源別発電電力量構成比」)</p> <p>再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在10.7%(水力を除いて2.2%)であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。</p> <p>○今後の達成予測 再生可能エネルギーの割合は前年比で伸びており、平成24年7月に開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度や税制措置、技術開発等の予算措置の総合的な投入により、目標達成は可能である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成24年6月末までで約2,060万kWであったところ、固定価格買取制度開始後から平成27年3月末までで累計1875.7万kWの導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。平成25年度に資源エネルギー庁が実施したアンケート調査によると、固定価格買取制度の開始以降から平成26年3月末までに取得した再生可能エネルギー発電設備について、全体の約8割が特例措置を活用したと回答している。このことから、平成25年度の導入量713.9万kW(住宅用太陽光を除いて583.2万kW)のうち、約467万kWにおいて本税制措置による導入促進効果があったとみられる。</p> <p>○今後の達成予測 上記アンケート調査によると、今後の再生可能エネルギー発電設備の設備投資にあたって、約9割弱が今後特例措置を活用したい意向をもっている。特例措置の拡充及び延長は、再生可能エネルギーを導入しようとする者にとって導入量を増加しないし導入時期を早める等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入拡大に寄与するものと考えられる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～平成30年度)</p> <p>平成27年4月末までに固定価格買取制度の設備認定を受けた設備容量は8,760万kWであり、太陽光発電を除いて約513万kWである。これらの発電設備のうち、平成27年3月末までに導入された設備容量は約65万kWにとどまり、今後確実に設備認定を受けた設備が稼働し導入を図るためには、引き続き特例措置によって導入を促進する必要がある。 本措置が延長されなかった場合は再生可能エネルギーの導入が損なわ</p>
-----------------------	---

		<p>れ、将来にわたっても導入量の停滞があると見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)</p> <p>平成26年1月から平成26年12月末までに運転開始した再生可能エネルギー発電設備の設備容量から投資額を推計すると、2,658,973百万円となる。さらに、これらの発電設備の稼働により約163億kWhの発電電力量を確保することができる。一般家庭の年間消費電力を5,500kWhとすると、約296万世帯で使用される電力量に相当するため、地域における電力を相当程度賄うことが可能と試算される。 また、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起し地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献し、地域でのエネルギー安定供給に寄与するものである。本税制措置の平年度減収額は6,018百万円であるが、以上から推計される投資額、発電電力量等から、減収を是認する効果があると見込まれる。</p>
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>平成24年7月の固定価格買取制度開始後、平成27年3月末時点で新たに運転を開始した再生可能エネルギー発電設備は約1875.7万kW(制度開始前と比較して約9割以上増)であり、導入量、認定量ともに太陽光発電が9割以上を占めている。一方太陽光以外の電源については、買取制度開始から3年が経過してもなお、固定価格買取制度開始前と比較して導入が十分加速されていない状況である。そのため、再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、バランスの取れた導入を進めるべく、普及状況の違いに応じて措置の内容を検討することが必要である。</p> <p>エネルギーミックスにおける太陽光の導入見通しは約6,400万kWであるのに対して、平成27年4月末時点での固定価格買取制度の設備認定を受けた太陽光発電(住宅+非住宅)の設備容量は約8,247万kWである。しかし、認定取り消しや、土地の確保や系統の空き容量等の理由で、全ての認定設備が運転開始に至るとは限らず、ミックスの水準達成のためには、太陽光は引き続き導入を進めていく必要がある。その上で、今後は太陽光発電の持つ需要地近接型の分散型電源という特徴を踏まえた導入を促進するため、税制措置においては自家消費型の導入を支援する。</p> <p>また、エネルギーミックスにおいては、「地熱、水力、バイオマスについては、物理的限界まで導入することで原子力を代替」、「大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る」との方針が示された。この目標を実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き固定価格買取制度の設備認定を受けた設備を特例措置の対象とし、買取制度と合わせて導入拡大を進めていく。</p>

		<p>再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準を3分の1に軽減するとともに拡充を図ることで、これまで以上の投資インセンティブを確保し、再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。</p>
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【関連する他の支援措置の内容】</p> <p>税制：エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</p> <p>融資：日本政策金融公庫の低利融資</p> <p>制度：再生可能エネルギーの固定価格買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】</p> <p>固定資産税の課税標準の特例は、設備導入後の固定資産税の課税対象年以降(主に設備導入後2年目以降)の税負担を3年間軽減し、導入初期(導入後2年目以降)のキャッシュフローを改善させるもの。</p> <p>他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(税制)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備等の設備を導入した者に対して、導入初年度に広く特別償却又は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させるもの。</p> <p>○日本政策金融公庫の低利融資(融資)</p> <p>資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、太陽光発電等の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(制度)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p>
③	地方公共団体が協力する相当性	<p>再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起こし地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献するもの。特に自家消費型太陽光発電は、設置の容易さや、多様な立地場所に応じた設置が可能という利点を生かし、公共施設や学校、工場の屋根等を活用した太陽光発電の普及が進んでおり、地域のエネルギー自給自足を促進している。</p> <p>また、再生可能エネルギーは各地域に分散する地域資源であることから、</p>

		<p>地域特性を生かしつつ導入を進めていくためには、地方公共団体の協力が不可欠である。具体的には、地域の産業創出や雇用確保等の地域活性化につながる形での導入を進めることや、地元住民の理解を得て地域との調整を図っていくことなどにおいては、地方公共団体の役割が極めて重要である。</p>
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長	行政機関名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況（平成26年度）が把握されていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成25年度の環境基準達成率は、（達成水域数／類型指定水域数）×100＝（2,913／3,335）×100＝87.3％と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「引き続き環境基準達成率の維持・改善に大きな効果が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

＜点検結果表の別紙＞

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
過去の適用額の実績は、平成 23 年度は 83,500 百万円、24 年度は 38,738 百万円、25 年度は 46,266 百万円、26 年度は 47,724 百万円である。過去の適用数及び適用額の実績の算定根拠は、事業者に対するアンケート調査に基づくものである。
なお、総務省の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」は、本要望以外の措置も含めた適用総額での記載のみとなっているため、本要望に係る適用額等について別途アンケート調査により実績の把握を行ったものである。
- ④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
将来推計として平成 27 年度の適用数及び適用額はそれぞれ 3,338 件、28,184 百万円と推計しており、28 年度及び 29 年度も同様の適用数及び適用額を見込んでいる。
なお、適用数の算定根拠は、事業者に対するアンケート調査に基づくものである。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
過去の適用額の実績は、平成 23 年度は 83,500 百万円、24 年度は 38,738 百万円、25 年度は 46,266 百万円、26 年度は 47,724 百万円である。
このうち 2/3 が減税対象額となるため、それぞれの額に $(2/3 \times 1.4\%)$ （固定資産税率）を乗じて、減収額を算定した。
なお、総務省の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」は、本要望以外の措置も含めた適用総額での記載のみとなっているため、本要望に係る適用額等について別途アンケート調査により実績の把握を行ったものである。
- ⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
将来推計として平成 27 年度の適用額は 28,184 百万円と推計しており、28 年度及び 29 年度も同様の適用額を見込んでいる。このうち 2/3 が減税対象額となるため、平成 27 年度から 29 年度までの減収額は、年度ごとに $28183.73 \times 2/3 \times 1.4\% = 263.0$ 百万円となる。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
環境基準達成率の算定根拠は、達成率（%）＝（達成水域数／類型指定水域数）×100＝ $(2,913 / 3,335) \times 100 = 87.3\%$ である。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
租税特別措置等の効果・達成目標については、平成 27 年度は 3,338 件の適用が見込まれており、引き続き環境基準達成率の維持・改善に大きな効果が見込まれる。
- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

環境基準達成率は、様々な要因による影響を受けるため、必ずしも直接的な減収額との相関関係を確認できるものではないが、達成目標の実現状況については、昭和 50 年頃の環境基準達成率 55% 程度と比較して、平成 25 年度の環境基準達成率は 87.3% と高い水準を維持しており、本税制措置による税収減を是認できる効果がみられる。

- ⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
⑨と同様であり、今後も本税制措置が適用されることで、環境基準達成率の維持・改善が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(地方税24)(固定資産税:外)公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長
2	要望の内容	・公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長。 特例措置の内容:対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率(1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)を乗じて得た額を課税標準とする。
3	担当部局	経済産業省産業技術環境局環境指導室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和35年度 創設 昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる 平成8年度 非課税から移行(非課税→1/6) 平成22年度 軽減税率引下げ(1/6→1/3) 平成26年度 軽減税率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入(特例率:1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき環境基準の達成及びその維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。 《政策目的の根拠》 ・環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)において、環境の保全の目的の下、政府は財政上の措置等を講じなければならないとされている(第11条)。 ・第4次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、国は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとされている(第3部第2節)。 ・水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)において、水質の汚濁防止に資するため、国は処理施設の設置等につき援助に努めることとされている(第25条)。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-4 環境

		③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき環境基準達成及びその維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 第8次水質総量規制への各業界の適応、暫定排水基準適用業種の一律排水基準適用への暫時見直し、水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成25年度の環境基準達成率は87.3%となっており、水質環境の改善が行われてきた。他方で、新たな環境基準の追加等の規制強化がなされており、現状の達成率を引き続き維持していくためには、本制度の延長が必要。
		8 有効性等	①: 適用数等 平成23年度:適用件数7,794件、平成24年度:適用件数5,266件、平成25年度:適用件数7,363件、平成26年度:適用件数6,308件、平成27年度(見込):適用件数3,338件 ②: 減収額 平成23年度:779百万円、平成24年度:356百万円、平成25年度:減収額382百万円、平成26年度:減収額445百万円、平成27年度(見込):減収額263百万円 ③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) ・環境基本法に基づく環境基準の達成率について、BOD、COD等の生活環境項目については、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、平成25年度の環境基準達成率は全体で87.3%と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。なお、閉鎖性水域の環境基準達成率については、全体水準よりも依然として更に低い状況となっている。(H25年度:河川92.0%、海域77.3%、湖沼55.1%) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) ・平成24～26年度の適用件数は約6,300件となっており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～29年度) ・事業者の公害防止対策が進まなくなることにより、環境基準達成率が低下するおそれがある。 ・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素、亜鉛等に係る暫定排水基準適用業種及び企業の一律排水基準への移行が困難になるおそれがある。

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)</p> <p>・水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成25年度の環境基準達成率は87.3%となっており、水質環境の改善が行われてきた。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>水質分野においては、排水規制・暫定排水基準の見直し、水質総量削減や、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等により、事業者の公害防止設備投資に係る負担も上昇している。このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p> <p>【財政投融資】</p> <p>・株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 (概要:中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合、特別利率による融資を受けることができる。(貸付限度:中小企業事業7億2千万円以内、国民生活事業7200万円以内、貸付期間:15年以内))</p> <p>財政投融資については、中小企業のみを対象としており、中小企業における公害防止設備導入のための資金調達の円滑化を図るものである一方、本税制は大企業・中小企業を含めた幅広い範囲の企業を対象とし、設備のランニングコストの低減に寄与するものである。</p> <p>・水質汚濁防止法において、地方公共団体は水質総量削減計画の策定や排水基準の上乗せ条例を定めることができ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた水質汚濁防止対策が求められている。</p>
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（中小企業高度化事業）	行政機関名	経済産業省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（中小企業の健全な成長発展を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されており、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、平成 26 年度末までの高度化事業において、合計 8,972 組合に貸付けを行い、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化が図られたと説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報については、中小企業高度化事業に限定した数値が把握できないため用いていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明）
8,972 組合の算定根拠は、独立行政法人中小企業整備基盤機構による統計である。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(中小企業高度化事業) (国税)(所得税:外、法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	(概要) 個人又は法人が所有している土地を、中小企業高度化事業を実施する事業協同組合等に譲渡した場合、土地を譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を限度として控除又は損金算入を認める。 対象:高度化事業用に土地等を譲渡した個人、法人
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和49年創設 控除額:500万円 要件:施行区域の面積10ヘクタール以上 昭和50年改正 控除額:1,500万円 要件:都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・高度化事業は、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化を目的に、個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同で行うことを支援するものであり、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断・助言を行うとともに、長期・低利の融資を行っている。本措置により、高度化事業を実施する事業協同組合等に用地を売却する土地所有者に対し、譲渡所得の特例措置を認めることにより、売却時の税負担が軽減されることで土地売却の円滑化が図られ、事業の円滑な実施が期待できる。 (政策目的に係る達成目標) ・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、中小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 ・高度化事業は、中小企業基本法(昭和38年7月)において「国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。(第18条)」、「国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策</p>

		<p>を講ずるものとする。(第19条)」こととして、位置づけられている。</p> <p>・また独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月)では、「中小企業者に対し、他の事業者との連携もしくは事業の共同化を行い、又は中小企業者の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金の貸付を行うこと。」「(第15条第1項第3号口)、「中小企業者の行う連携等又は中小企業者の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。」「(同ハ)と定められており、以上のとおり、高度化事業は政策的に重要なものとして位置づけられている。</p> <p>・昭和38年7月に施行された「旧中小企業基本法」では、中小企業構造の高度化(事業の共同化、工場・店舗等の集団化等)が基本政策として位置づけられ、高度化事業は、その中核的な施策であった。</p> <p>・また、平成11年7月に施行された「新中小企業基本法」においても、「中小企業構造の高度化」は「連携・共同化、集積の活性化」に概念が整理され、中小企業の経営基盤の強化のための施策として位置づけられた。</p> <p>・昭和42年の「中小企業振興事業団」の設立により、当事業団が高度化事業を都道府県と協調し、実施しており、特殊法人の見直し等による事業実施主体の変遷はあったものの、現在においても同様の仕組みで独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っている。</p>																																																															
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>4. 中小・地域</p> <p>4-1 経営革新・創業促進</p>																																																															
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、中小企業の実行他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p>																																																															
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>・高度化事業を実施する事業協同組合等に用地を売却する土地所有者に対し、譲渡所得の特例措置を認めることにより、売却時の税負担が軽減されることで土地売却の円滑化が図られ、事業の円滑な実施が期待できる。</p>																																																															
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(所得税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>適用組合数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>譲渡者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>135 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(法人税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>適用組合数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>譲渡者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>128</td> <td>0</td> <td>36 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(法人住民税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> </table>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	適用組合数	0	0	0	1	1	1	譲渡者数	0	0	0	1	1	25	適用額	0	0	0	8	1	135 (百万円)	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	適用組合数	0	0	0	1	0	1	譲渡者数	0	0	0	1	0	2	適用額	0	0	0	128	0	36 (百万円)	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																											
適用組合数	0	0	0	1	1	1																																																											
譲渡者数	0	0	0	1	1	25																																																											
適用額	0	0	0	8	1	135 (百万円)																																																											
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																											
適用組合数	0	0	0	1	0	1																																																											
譲渡者数	0	0	0	1	0	2																																																											
適用額	0	0	0	128	0	36 (百万円)																																																											
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																											

		<table border="1"> <tr> <td>適用組合数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>譲渡者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>0</td> <td>6 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(法人事業税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>適用組合数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>譲渡者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>42</td> <td>0</td> <td>12 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(出所: 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査)</p> <p>高度化事業は中小機構と都道府県が一体となって行う融資制度であり、活用にあたっては都道府県の財政状況に影響を受ける。昨今の都道府県の財政逼迫を受けて、活用が落ちこみ、適用件数も伸び悩んでいるが、今後も大型の集団化事業が予定されており、税制活用が見込まれる。</p>	適用組合数	0	0	0	1	0	1	譲渡者数	0	0	0	1	0	2	適用額	0	0	0	22	0	6 (百万円)	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	適用組合数	0	0	0	1	0	1	譲渡者数	0	0	0	1	0	2	適用額	0	0	0	42	0	12 (百万円)							
適用組合数	0	0	0	1	0	1																																																				
譲渡者数	0	0	0	1	0	2																																																				
適用額	0	0	0	22	0	6 (百万円)																																																				
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																				
適用組合数	0	0	0	1	0	1																																																				
譲渡者数	0	0	0	1	0	2																																																				
適用額	0	0	0	42	0	12 (百万円)																																																				
	② 減収額	<p>(所得税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>61 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(法人税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>8 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(法人住民税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(法人事業税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(出所: 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査)</p>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	減収額	0	0	0	5	1	61 (百万円)	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	減収額	0	0	0	4	0	8 (百万円)	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	減収額	0	0	0	1	0	1 (百万円)	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	減収額	0	0	0	1	0	3 (百万円)
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																				
減収額	0	0	0	5	1	61 (百万円)																																																				
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																				
減収額	0	0	0	4	0	8 (百万円)																																																				
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																				
減収額	0	0	0	1	0	1 (百万円)																																																				
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																				
減収額	0	0	0	1	0	3 (百万円)																																																				
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 昭和42～平成26年度)</p> <p>・高度化事業の実施状況(平成26年度末時点)</p> <p>高度化事業では、累計で工業団地501、共同店舗630、商店街1、397等、合計8,972の組合に貸付けを行い、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化が図られている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間)</p> <p>—</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成21年度～平成25年度)</p> <p>・平成26年度中小企業実態基本調査(平成25年度決算実績)によれば、中小企業1社当たりの納税額(税引き前当期純利益－税引き後当期純利益)は477万円。他方、高度化事業を実施した組合員数の総計は推計で約20万社であることから、高度化事業を実施した組合員による平成25年度の納税額は約9,540億円と推計される。</p> <p>・平成20年度に本特例が活用され、工場団地建設を行った協同組合Sの県</p>																																																								

			<p>内波及効果(分析対象期間:平成21～25年度) 平成21年度～25年度の生産誘発額:70.4億円 平成21年度～25年度の雇用誘発人数:300人</p> <p>・また、高度化事業を実施した組合に土地を譲渡し、本措置の適用を受けた元土地所有者にヒアリングを実施したところ、以下の通り、土地の譲渡にあたっては本措置が有効であったことが確認できる。</p> <p>○A氏のコメント:本特例措置は、当該組合へ土地を売却する際の大きなポイントだった。他にも売却を求められた先があったが、本特例措置の存在が決め手となり、当該組合へ売却した。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>・高度化事業は貸付けを受けようとする組合等に対して、国が定めた実施要領に基づき事業計画の診断・助言が行われるものであるが、事業実施者をあらかじめ限ることはなく、また、税についても必要最小限の特例措置である。</p> <p>・中小企業が事業を実施するにあたっては、ある程度の規模のまとまった土地を取得する必要がある。仮に取得できない土地が生じた場合、代替地の確保に数年を要したり、事業実施を断念せざるを得ない事態となったりするため、本措置は必要不可欠の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・中小企業が高度化事業を実施するには、ある程度の規模のまとまった土地を取得する必要がある。仮に、取得できない土地が生じた場合、代替地の確保に数年を要したり、事業実施を断念せざるを得ない事態にもなりうる。</p> <p>本措置は、地権者からの土地取得を容易とし、高度化事業推進の円滑化に資するものであり、また、公害対策、都市過密対策や地域振興に貢献しつつ、中小企業の競争力に資する産業集積の維持に寄与するものである。</p> <p>・また、以下のとおり、高度化事業に関する地方税及び国税の特例があるが、対象、目的が違い、役割分担がなされている。</p> <p>(地方税)</p> <p>・固定資産税の軽減</p> <p>→取得した機械及び装置について新たに課されることになった年度から3年度分に限り1/2に軽減し、資金繰りの安定を図るもの</p> <p>対象者:共同利用機械を取得した事業協同組合等</p> <p>対象施設:共同利用のための機械及び装置</p> <p>・事業所税の非課税</p> <p>一大都市の都市環境の整備に必要な財件を確保するための目的税であるが、中小企業者の事業の共同化を行い、集積の活性化に寄与する事業であるため、高度化事業は非課税となっている。</p> <p>対象者:東京都(特別区の区域)、政令指定都市、人口30万人以上の政令で指定する市等の事業協同組合等</p> <p>対象施設:工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>・高度化事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、住工混在の解消、集積の活性化、雇用の拡大等地域施策の実現手段である。地方公共団体が主体的に参画する地方振興策であるため、地方公共団体における中小企業集積の活性化が図れる。</p>

10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	中小企業の経営基盤の強化を図る目的の政策誘導手段として、引き続き同措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業高度化事業 ①事業所税の非課税 ②共同利用機械等の固定資産税の軽減	行政機関名	経済産業省
税目	事業所税、固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象 <input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
＜①事業所税の非課税＞
達成目標について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
＜①事業所税の非課税＞
過去の効果・達成目標の実現状況が把握されていない。
＜②共同利用機械等の固定資産税の軽減＞
過去の効果・達成目標の実現状況について、経常利益の単年度平均増加率A組合 74%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
 地方税法に基づき把握される情報については、中小企業高度化事業に限定した数値が把握できないため用いていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
 「事業所税の非課税」については、平成 25 年度の減収額（適用額）10.3 億円が中小企業者の営業キャッシュフローとなり、そのうち 64.4%（営業キャッシュフロー設備投資比率）に当たる 6.6 億円が中小企業者の設備投資に回り、更なる生産性向上のための設備投資による売上の向上や、キャッシュフローの増加による資金繰りの安定化に貢献することで、中小企業者の経営基盤が強化され、成長発展が図られたものと考えられる。
 「共同利用機械等の固定資産税の軽減」についても、本租税特別措置により所在県内の経済波及効果（生産誘発額及び雇用誘発人数）が生まれているとともに、減収額が更なる生産性向上のための設備投資による売上の向上や、キャッシュフローの増加による資金繰りの安定化に貢献することで、中小企業者の経営基盤が強化され、成長発展が図られたものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業高度化事業 ①事業所税の非課税 ②共同利用機械等の固定資産税の軽減 （地方税）（事業所税：外、固定資産税：外）
2	租税特別措置等の内容	（概要） ①中小企業基盤整備機構法の規定に基づき、中小企業者の連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で、都道府県又は中小企業基盤整備機構から貸付けを受けて設置する施設に係る事業所税を非課税とする。 ○対象法人：事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会及びその組合員又は所属員並びに企業組合、協業組合、合併会社、出資会社 ○対象施設：工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備 ②中小企業基盤整備機構法の規定に基づき、中小企業者の連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で、都道府県又は中小企業基盤整備機構から貸付けを受けて取得する機械及び装置に対して課される固定資産税の課税標準を1/2に軽減する。 ○対象法人：事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、協業組合 ○対象施設：機械及び装置
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	①事業所税の非課税 昭和50年度：事業所税創設 昭和51年度：課税団体の範囲の拡大（人口50万人ー人口30万人） 平成 15 年度：新增設に係る事業所税の廃止 ②共同利用機械等の固定資産税の軽減 昭和49年度創設課税標準＝取得後3年度間価格の1/2 （1台150万円以上の機械及び装置） 昭和58年度改正適用価格が1台190万円台以上 平成2年度改正適用価格が1台220万円台以上 平成8年度改正適用価格が1台240万円台以上 平成11年度改正適用価格が1台300万円台以上、 合計取得額500万円以上 平成14年度改正適用価格が1台330万円台以上、 合計取得額 500 万円以上

6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		②: 政策体系における政策目的

《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
 ・高度化事業は、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化を目的に、個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同で行うことを支援するものであり、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断・助言を行うとともに、長期・低利の融資を行っている。本措置により、資金繰りが逼迫している中小企業者にとって、高度化事業開始時において投資に向けられる自己資金を充実させることなどから高度化事業の効果が高められ、経営基盤の強化につながる。

(政策目的に係る達成目標)
 ・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、中小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。

《政策目的の根拠》
 ・高度化事業は、中小企業基本法(昭和38年7月)において「国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。(第18条)」、「国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。(第19条)」こととして、位置づけられている。
 ・また独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月)では、「中小企業者に対し、他の事業者との連携もしくは事業の共同化を行い、又は中小企業者の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金の貸付を行うこと。」「(第15条第1項第3号口)、「中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。」「(同ハ)と定められており、以上のとおり、高度化事業は政策的に重要なものとして位置づけられている。

・昭和38年7月に施行された「旧中小企業基本法」では、中小企業構造の高度化(事業の共同化、工場・店舗等の集団化等)が基本政策として位置づけられ、高度化事業は、その中核的な施策であった。
 ・また、平成11年7月に施行された「新中小企業基本法」においても、「中小企業構造の高度化」は「連携・共同化、集積の活性化」に概念が整理され、中小企業の経営基盤の強化のための施策として位置づけられた。
 ・昭和42年の「中小企業振興事業団」の設立により、当事業団が高度化事業を都道府県と協調し、実施しており、特殊法人の見直し等による事業実施主体の変遷はあったものの、現在においても同様の仕組みで独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っている。

4. 中小・地域
 4-1. 経営革新・創業促進

		の位置付け																																																						
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、中小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ①ー ②適用後5年間における経常利益の前年比増加率を平均1.0%以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ①事業所税においては、課税の目的等を考慮し、高度化事業は中小企業の共同化を支援するものであることから、非課税として措置されている。この措置により、企業集積の進んだ都市部における住工混在を解消し、同一都市内に立地することが容易となり、既存の取引関係を解消するといった競争力の低下防止に貢献する。 ②本措置は、中小企業者が共同利用する機械及び装置への課税を軽減することで事業実施を促進し、また、中小企業者の経済的負担を軽減することで、事業開始直後の資金繰りの安定を図ることに貢献する。</p>																																																					
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用数</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事業所税 の非課税</td> <td>組合員数</td> <td>(502)</td> <td>(559)</td> <td>(615)</td> <td>(555)</td> <td>(547)</td> <td>(500)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組合数</td> <td>116</td> <td>128</td> <td>132</td> <td>133</td> <td>131</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>②固定資産 税の特例</td> <td>先数</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(金額単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用額</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事業所税 の非課税</td> <td>950,045</td> <td>962,223</td> <td>1,039,692</td> <td>1,022,768</td> <td>1,032,459</td> <td>953,959</td> </tr> <tr> <td>②固定資産 税の特例</td> <td>5,714</td> <td>4,008</td> <td>1,454</td> <td>0</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所:独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査)</p>	適用数		H21	H22	H23	H24	H25	H26	①事業所税 の非課税	組合員数	(502)	(559)	(615)	(555)	(547)	(500)		組合数	116	128	132	133	131	119	②固定資産 税の特例	先数	4	3	2	0	1	1	適用額	H21	H22	H23	H24	H25	H26	①事業所税 の非課税	950,045	962,223	1,039,692	1,022,768	1,032,459	953,959	②固定資産 税の特例	5,714	4,008	1,454	0	150	150
適用数		H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																	
①事業所税 の非課税	組合員数	(502)	(559)	(615)	(555)	(547)	(500)																																																	
	組合数	116	128	132	133	131	119																																																	
②固定資産 税の特例	先数	4	3	2	0	1	1																																																	
適用額	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																		
①事業所税 の非課税	950,045	962,223	1,039,692	1,022,768	1,032,459	953,959																																																		
②固定資産 税の特例	5,714	4,008	1,454	0	150	150																																																		

② 減収額	(金額単位:千円)						
	非課税額	H21	H22	H23	H24	H25	H26
①事業所税 の非課税	950,045	962,223	1,039,692	1,022,768	1,032,459	953,959	
②固定資産 税の特例	2,857	2,004	727	0	75	75	
(出所:独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査)							
③ 効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:昭和42～平成26年度)</p> <p>・高度化事業の実施状況(平成26年度末時点)</p> <p>高度化事業では、累計で工業団地501、共同店舗630、商店街1,397等、合計8,976の組合に貸付けを行い、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化が図られている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間平成21年度～平成26年度)</p> <p>①ー</p> <p>②平成21年度に本措置を利用した4つの組合の平成26年度までの経常利益の単年度平均増加率は以下のとおり。</p> <p>A 組合74%</p> <p>B 組合229%</p> <p>C 組合-246%</p> <p>D 組合120%</p> <p>(出所:独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したヒアリング調査)</p>						
	<p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)</p> <p>・平成26年度中小企業実態基本調査(平成25年度決算実績)によれば、中小企業1社当たりの納税額(税引き前当期純利益-税引き後当期純利益)は477万円。他方、高度化事業を実施した組合員数の総計は推計で約20万社であることから、高度化事業を実施した組合員による平成25年度の納税額は約9,540億円と推計される。</p> <p>①事業所税の非課税(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>平成25年度法人企業統計によれば、資本金1億円未満の企業の「営業キャッシュフロー設備投資比率」は約64.4%となっており、平成25年度の事業所税の推計非課税額は10.3億円であることから、事業所税の非課税により、設備投資が6.6億円増加したと考えられる。</p> <p>②共同利用機械等の固定資産税の軽減(分析対象期間:平成21～25年度)</p> <p>平成19年度に共同利用機械等を設置し、平成19～21年度に本特例措置を適用(軽減額5,252千円)した1協同組合の県内経済波及効果</p> <p>平成21年度～25年度の生産誘発額:19億円</p> <p>平成21年度～25年度の雇用誘発人数:80人</p>						

9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>①事業所税においては、課税の目的等を考慮し、用途非課税の一つとして中小企業の共同化等の事業に係るものが措置されているところであり、高度化事業は中小企業の共同化を支援するものであることから、非課税として措置されているものであるが、本措置により生産性向上のための新たな投資が可能となり、売上向上等につながる。また、事業実施後の資金繰り安定化に貢献するため、より円滑な事業実施が期待できる。</p> <p>②本措置により、生産性向上のための新たな投資が可能となり、売上向上等につながる。また、固定資産税の軽減により資金繰りが安定化し、事業の円滑な実施が期待できる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>融資は補助金ではなく、返済を伴うものであり、その返済資金等が高度化事業という大規模な事業においては多大の資金となり資金繰りは厳しいものとなる。そのような中、税制特例措置による支援を行うことにより、高度化事業開始時において投資に向けられる自己資金を充実に図られ、また、資金繰りの安定が図られるなど、高度化事業の効果をより高めている。</p> <p>また、以下のとおり、高度化事業に関する国税の特例があるが、対象、目的が違い、役割分担がなされている。</p> <p>(国税)</p> <p>①土地の譲渡所得の特別控除</p> <p>→組合に用地を売却する土地の所有者に税負担を軽減することで、土地の売却の円滑化を図るもの</p> <p>対象者:高度化事業用に土地等を譲渡した個人・法人</p> <p>対象施設:土地等</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>高度化事業は、集積の活性化、雇用の拡大、住工混在の解消等地域施策の実現手段であり、また、高度化事業に参加した企業の成長による税収の増加も期待できることから、高度化事業を実施する者に対し一定の税負担の軽減を認めることは、地方公共団体にとって妥当な措置である。</p>
10 有識者の見解	-	
11 評価結果の反映の方向性	中小企業の経営基盤の強化を図る目的の政策誘導手段として、引き続き同措置を継続する。	
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
 過去の適用数（平成24年度）について、全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果を基に推計と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における貸倒発生組合数647等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
 過去の効果・達成目標の実現状況について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
 過去の効果・達成目標の実現状況について、貸倒引当金の繰入増加額等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）

全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果を基に、貸倒引当金繰入実施率、12%割増利用組合比率を算出し、全組合での利用状況を推計している。

[貸倒引当金の特例利用状況] ※平成26年全国中小企業団体中央会サンプル調査

- ・貸倒引当金繰入実施率 29.4% (553組合/1,875組合)
- ・12%割増利用組合比率 96.9% (536組合/553組合)

上記により算出した比率を、全組合数に乗じることで特例利用組合数等を推計している。

⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

1. 算出式

(1) 国税減収額（法人税）

$$(\text{特例貸倒引当金繰入限度額} - \text{通常貸倒引当金繰入限度額}) \times \text{法人税率} \quad (\text{注1})$$

(2) 地方税減収額（法人住民税・法人事業税）

① 法人住民税

$$\text{法人税の減収額} \times \text{法人住民税率} \quad (\text{注2})$$

② 法人事業税

$$(\text{特例貸倒引当金繰入限度額} - \text{通常貸倒引当金繰入限度額}) \times \text{法人事業税率} \quad (\text{注3})$$

(注) 1 平成22年度及び23年度：22% 24年度から26年度まで：19%

2 平成22年度から26年度まで：17.3%

3 平成22年度から26年度まで：6.6%

(算出に使用したデータ)

(単位：百万円)

区分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
特例貸倒引当金繰入限度額	15,970	10,536	15,524	14,034	13,878
通常貸倒引当金繰入限度額	13,767	9,083	13,861	12,529	12,382

2. 税目ごとの減収額

(単位：百万円)

区分	法人税	法人住民税	法人事業税	合計
平成22年度	484	84	145	713
23年度	319	55	96	470
24年度	316	55	110	480
25年度	286	49	99	435
26年度	284	49	99	432

(注) 減収額については、百万円単位で表記しているため、内訳と合計額が一致しない場合がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例 (国税・地方税(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	資本金1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合(事業協同小組合及び協同組合連合会を含む)及び商工組合(商工組合連合会を含む)(以下「組合」という。)については、さらに繰入限度額を12%増しとすることが認められている。
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○昭和25年度 貸倒準備金制度創設 ○昭和39年度 貸倒引当金への変更 ○昭和41年度 中小企業等の特例創設(割増率20%) ○昭和55年度 中小企業等の割増率の縮減(割増率20%→16%) ○平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止 ○平成17年度 2年延長 ○平成19年度 2年延長 ○平成21年度 2年延長 ○平成23年度 1年延長 ○平成24年度 3年延長 貸倒引当金制度の対象の限定(中小法人等) 組合等の割増率の縮減(割増率16%→12%) ○平成27年度 2年延長
6	適用期間	本則法定繰入分(法定繰入率による繰入限度額)は恒久措置、法定繰入分の12%増しは平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 組合は、中小企業等が、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的に設立されたものである。 そのため、組合の貸倒れに係るリスク担保力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。 《政策目的の根拠》 中小企業組合制度は、中小企業等協同組合法に基づくもので、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者等が相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的として、中小企業の持つ脆弱部分を個々の力を結集することにより強化・補完しようとする者の努力を支援するものであり、中小企業施策の中で重要な位置を占めている。 中小企業基本法において、共同化の推進(第18条)として「中小企業者の事業の共同化のための組織の整備」が明記されている。また、中小企業憲章の基本原則として、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」と明記されている。 組合は実施する共同経済事業の内容に応じて、金銭債権(共同販売・共同受注)、貸付債権(資金の貸付)等を有することとなり、その取引先は現在の経

	<p>済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多い。そのため、倒産の予測可能性の見極めは困難であり、また、貸倒実績のブレが大きくなる傾向にある。</p> <p>仮に取引先が倒産した場合には、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>さらに、組合は、財政基盤が脆弱な中小企業が出資して組織される相互扶助団体であるため、課税後利益の積み上げによるほか、内部留保を充実させる手段が少ない。</p> <p>これらのことから、本税制措置によって、中小企業の経営基盤の強化を図る必要がある。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>4. 中小・地域</p> <p>4-3 経営安定・取引適正化</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本税制措置により、貸倒れに係るリスク担保力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、具体的な目標達成金額等はないが、ひとつの指標として、中小企業の資金繰りDIがプラスに転じることが挙げられる。</p> <p>【資金繰りDIの推移(前年同月比)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 23 年 3 月期 ▲36.0 ○平成 23 年 6 月期 ▲31.3 ○平成 23 年 9 月期 ▲28.6 ○平成 23 年 12 月期 ▲25.4 ○平成 24 年 3 月期 ▲22.2 ○平成 24 年 6 月期 ▲20.9 ○平成 24 年 9 月期 ▲23.2 ○平成 24 年 12 月期 ▲23.1 ○平成 25 年 3 月期 ▲19.2 ○平成 25 年 6 月期 ▲17.5 ○平成 25 年 9 月期 ▲13.2 ○平成 25 年 12 月期 ▲ 8.2 ○平成 26 年 3 月期 ▲ 5.8 ○平成 26 年 6 月期 ▲13.3 ○平成 26 年 9 月期 ▲14.7 ○平成 26 年 12 月期 ▲13.8 ○平成 27 年 3 月期 ▲13.5 <p>(出典：全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」) (調査対象：2,600 組合の役員)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、以降改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いている。そのため、本税制措置による中小企業組合の経営基盤の安定・強化は、引き続き必要である。</p> <p>また、組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のブレも大きくなってい</p>

		<p>る。</p> <p>【貸倒発生組合数等の推移】 (金額単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>486</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> <td>647</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,479</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> <td>3,927</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>2,826</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> <td>5,688</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査による推計。平成 26 年度の数値は、平成 25 年度実施の全国中小企業団体中央会調査に基づき推計。)</p>		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	発生組合数	486	326	683	653	647	発生件数	2,479	2,608	3,825	3,918	3,927	貸倒総額	2,826	3,098	6,522	5,669	5,688																																																																																					
	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度																																																																																																										
発生組合数	486	326	683	653	647																																																																																																										
発生件数	2,479	2,608	3,825	3,918	3,927																																																																																																										
貸倒総額	2,826	3,098	6,522	5,669	5,688																																																																																																										
8 有効性等	① 適用数等	<p>①「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」(第 189 回国会提出)の適用件数は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中小企業者等の貸倒引当金の特例</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>8,994 の内数</td> <td>8,745 の内数</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>4,340 億円の内数</td> <td>4,440 億円の内数</td> </tr> </tbody> </table> <p>②平成 26 年8月の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果によると、全体の約3割の組合が貸倒引当金を見積もっており、このうちほぼすべての組合が本税制措置を利用している。</p> <p>【貸倒引当金適用実績の推移】 (金額単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額実績</td> <td>484</td> <td>319</td> <td>316</td> <td>286</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>組合総数</td> <td>33,482</td> <td>31,211</td> <td>30,574</td> <td>30,020</td> <td>29,667</td> </tr> <tr> <td>繰入実施組合数</td> <td>5,926</td> <td>5,181</td> <td>8,958</td> <td>8,826</td> <td>8,722</td> </tr> <tr> <td>(実施割合)</td> <td>(17.7%)</td> <td>(16.6%)</td> <td>(29.3%)</td> <td>(29.4%)</td> <td>(29.4%)</td> </tr> <tr> <td>引当金繰入額</td> <td>26,211</td> <td>21,676</td> <td>24,166</td> <td>24,775</td> <td>24,483</td> </tr> <tr> <td>(1 組合平均)</td> <td>(4.4)</td> <td>(4.2)</td> <td>(2.7)</td> <td>(2.8)</td> <td>(2.8)</td> </tr> <tr> <td>特例利用組合数</td> <td>5,778</td> <td>4,963</td> <td>8,761</td> <td>8,552</td> <td>8,452</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額</td> <td>15,970</td> <td>10,536</td> <td>15,524</td> <td>14,034</td> <td>13,878</td> </tr> <tr> <td>(1 組合平均)</td> <td>(2.8)</td> <td>(2.1)</td> <td>(1.8)</td> <td>(1.6)</td> <td>(1.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査による試算・推計。平成 26 年度の数値は、平成 25 年度実施の全国中小企業団体中央会調査に基づき推計。)</p> <p>③貸倒引当金の繰入実施組合は全体の約3割となっている。また、平成 24 年3月の全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」によると、債権回収リスクが比較的高い事業である「共同受注事業」(18.0%)、「共同販売事業」(10.5%)が組合の重点事業となっていることから、本税制措置は実質的な適用対象組合でほぼ利用されている。また、本税制措置は幅広い業種で利用されている。</p> <p>【組合の重点事業の割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重点事業としている組合の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同受注事業</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>共同販売事業</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>事業資金の貸付事業</td> <td>4.7%</td> </tr> <tr> <td>債務保証事業</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：平成 24 年3月全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」有効回収組合数：2,379 組合)</p> <p>【組合の重点事業の割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>31.4%</td> <td>30.1%</td> <td>28.6%</td> <td>27.8%</td> <td>27.8%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>15.4%</td> <td>17.9%</td> <td>15.7%</td> <td>16.1%</td> <td>16.1%</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>7.2%</td> <td>8.4%</td> <td>9.0%</td> <td>8.9%</td> <td>8.9%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>8.8%</td> <td>5.9%</td> <td>9.5%</td> <td>9.6%</td> <td>9.6%</td> </tr> </tbody> </table>	中小企業者等の貸倒引当金の特例	24 年度	25 年度	適用件数	8,994 の内数	8,745 の内数	適用額	4,340 億円の内数	4,440 億円の内数		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	減税額実績	484	319	316	286	284	組合総数	33,482	31,211	30,574	30,020	29,667	繰入実施組合数	5,926	5,181	8,958	8,826	8,722	(実施割合)	(17.7%)	(16.6%)	(29.3%)	(29.4%)	(29.4%)	引当金繰入額	26,211	21,676	24,166	24,775	24,483	(1 組合平均)	(4.4)	(4.2)	(2.7)	(2.8)	(2.8)	特例利用組合数	5,778	4,963	8,761	8,552	8,452	特例繰入限度額	15,970	10,536	15,524	14,034	13,878	(1 組合平均)	(2.8)	(2.1)	(1.8)	(1.6)	(1.6)		重点事業としている組合の割合	共同受注事業	18.0%	共同販売事業	10.5%	事業資金の貸付事業	4.7%	債務保証事業	1.6%		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	製造業	31.4%	30.1%	28.6%	27.8%	27.8%	建設業	15.4%	17.9%	15.7%	16.1%	16.1%	運輸業	7.2%	8.4%	9.0%	8.9%	8.9%	卸売業	8.8%	5.9%	9.5%	9.6%	9.6%
中小企業者等の貸倒引当金の特例	24 年度	25 年度																																																																																																													
適用件数	8,994 の内数	8,745 の内数																																																																																																													
適用額	4,340 億円の内数	4,440 億円の内数																																																																																																													
	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度																																																																																																										
減税額実績	484	319	316	286	284																																																																																																										
組合総数	33,482	31,211	30,574	30,020	29,667																																																																																																										
繰入実施組合数	5,926	5,181	8,958	8,826	8,722																																																																																																										
(実施割合)	(17.7%)	(16.6%)	(29.3%)	(29.4%)	(29.4%)																																																																																																										
引当金繰入額	26,211	21,676	24,166	24,775	24,483																																																																																																										
(1 組合平均)	(4.4)	(4.2)	(2.7)	(2.8)	(2.8)																																																																																																										
特例利用組合数	5,778	4,963	8,761	8,552	8,452																																																																																																										
特例繰入限度額	15,970	10,536	15,524	14,034	13,878																																																																																																										
(1 組合平均)	(2.8)	(2.1)	(1.8)	(1.6)	(1.6)																																																																																																										
	重点事業としている組合の割合																																																																																																														
共同受注事業	18.0%																																																																																																														
共同販売事業	10.5%																																																																																																														
事業資金の貸付事業	4.7%																																																																																																														
債務保証事業	1.6%																																																																																																														
	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度																																																																																																										
製造業	31.4%	30.1%	28.6%	27.8%	27.8%																																																																																																										
建設業	15.4%	17.9%	15.7%	16.1%	16.1%																																																																																																										
運輸業	7.2%	8.4%	9.0%	8.9%	8.9%																																																																																																										
卸売業	8.8%	5.9%	9.5%	9.6%	9.6%																																																																																																										

		<table border="1"> <tr> <td>小売業</td> <td>13.8%</td> <td>14.6%</td> <td>13.4%</td> <td>13.4%</td> <td>13.4%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>14.2%</td> <td>15.8%</td> <td>12.4%</td> <td>13.2%</td> <td>13.2%</td> </tr> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査。平成26年度の数値は、平成25年度実施の全国中小企業団体中央会調査による。)</p>	小売業	13.8%	14.6%	13.4%	13.4%	13.4%	サービス業	14.2%	15.8%	12.4%	13.2%	13.2%																								
小売業	13.8%	14.6%	13.4%	13.4%	13.4%																																	
サービス業	14.2%	15.8%	12.4%	13.2%	13.2%																																	
②	減収額	<p>○減収額</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国税(法人税)</th> <th>地方税(法人住民税・法人事業税)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>484</td> <td>229</td> <td>713</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>319</td> <td>151</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>316</td> <td>164</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>286</td> <td>149</td> <td>435</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>284</td> <td>148</td> <td>432</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査から中企庁において計算。平成26年度の数値は、平成25年度実施の全国中小企業団体中央会調査に基づき推計。)</p>	年度	国税(法人税)	地方税(法人住民税・法人事業税)	合計	平成22年度	484	229	713	平成23年度	319	151	470	平成24年度	316	164	480	平成25年度	286	149	435	平成26年度	284	148	432												
年度	国税(法人税)	地方税(法人住民税・法人事業税)	合計																																			
平成22年度	484	229	713																																			
平成23年度	319	151	470																																			
平成24年度	316	164	480																																			
平成25年度	286	149	435																																			
平成26年度	284	148	432																																			
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成22年度～平成26年度)</p> <p>上記のとおり、組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、以降改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いている。</p> <p>また、中小企業の倒産比率は次のとおり推移しており、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。</p> <p>【中小企業倒産比率の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倒産比率</td> <td>1.45%</td> <td>1.40%</td> <td>1.36%</td> <td>1.23%</td> <td>1.10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：中小企業白書、法務省「登記統計」の情報を基に算出)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成22年度～平成26年度)</p> <p>組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のプレが大きくなっている。また、組合の経営基盤は依然として脆弱な状況にあり、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。</p> <p>【貸倒発生組合数等の推移】 (金額単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>486</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> <td>647</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,479</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> <td>3,927</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>2,826</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> <td>5,683</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査による推計。平成26年度の数値は、平成25年度実施の全国中小企業団体中央会調査に基づき推計。)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年度～平成26年度)</p> <p>中小企業の倒産比率は上記のとおり推移している。組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。</p> <p>組合は、上記貸倒れに備えるために、貸倒引当金を設定していることから、本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p> <p>また、本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であるが、貸倒引当金は、組合が各事業年度に貸倒実績等に基づき引当額を見込み、損失処理するものであることから、本税制措置の効果を定量的に把握すること、また、当該効果を税減収額と比較することは困難であ</p>		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	倒産比率	1.45%	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	発生組合数	486	326	683	653	647	発生件数	2,479	2,608	3,825	3,918	3,927	貸倒総額	2,826	3,098	6,522	5,669	5,683
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																	
倒産比率	1.45%	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%																																	
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																	
発生組合数	486	326	683	653	647																																	
発生件数	2,479	2,608	3,825	3,918	3,927																																	
貸倒総額	2,826	3,098	6,522	5,669	5,683																																	

			る。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>①組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業継続に甚大な影響を及ぼす。そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。</p> <p>②本税制措置は、税の減免措置ではなく、繰延措置であり、仮に補助金等の政策手段で当該措置を行った場合、適用対象全組合(平成26年度特例利用組合数(推計)8,452組合)と同様に措置するには膨大な執行コストがかかることとなる。補助金等の他の措置で行うよりも広く組合に適用でき、最小の政策資源で対応が可能である本税制で措置することが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等は存在しない。なお、組合に対しては、その全所得に対して法人税が課税されるが、組合は、営利を目的とせず、組合員の共同の利益の増進を目的とするものであるため、法人税率の19%(年800万円以下の所得には15%)の軽減税率が適用されている等、各般の税制上の支援措置が講じられている。</p> <p>法人税率の19%の軽減税率は、組合が以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。</p> <p>(1)組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。</p> <p>(2)組合は、具体的には、共同販売、資金の貸付け、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。</p> <p>本税制措置(貸倒引当金の特例)については、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止するという消極的な内部留保の充実を目的としており、繰入限度額の12%増しとすることが認められている。</p> <p>これらの税制措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担を軽減することで、貸倒れに備えるための引当金の引当を促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、地方では、本税制制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
10	有識者の見解		なし
11	評価結果の反映の方向性		<p>組合の資金繰りが依然として厳しい中、貸倒れの発生は組合の経営基盤を不安定なもとするだけでなく、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にするおそれがある。</p>

	そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営を安定的に継続させるため、引き続き本税制措置を継続していくことは妥当である。
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	保険会社等の異常危険準備金	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（異常危険準備金の積立残高について、各団体が設定した積立目標額（92億円まで積み立てる）について、目標達成時期が示されていない。
- ⑤ 過去の減収額
 過去の減収額について、「異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人税率」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の異常危険準備金制度に係る減収額の算出

1. 算出式

(1) 国税減収額（法人税）

異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人税率^(注)

(注) 協同組合の法人税率（平成24年度から26年度まで）：19%

(2) 地方税減収額（法人住民税・法人事業税）

① 法人住民税

法人税の減収額×協同組合の法人住民税率^(注1)

② 法人事業税

異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人事業税率^(注2)

(注) 1 協同組合の法人住民税率（平成24年度から26年度まで）：17.3%

2 協同組合の法人事業税率（平成24年度から26年度まで）：6.6%

2. 税目ごとの減収額

(単位：万円)

区分	法人税	法人住民税	法人事業税	合計
平成24年度	1,804	312	627	2,742
25年度	1,764	305	613	2,682
26年度	1,747	302	607	2,656

(注) 減収額については、万円単位で表記しているため、内訳と合計額が一致しない場合がある。

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

租税特別措置の直接的な効果は、各年度の減収額分を異常危険準備金の積立額に充て、異常危険準備金の早期積立てを実現することにより、平成26年度は、減収額として記載した2,656万円を異常危険準備金に積み増したこととなり、異常危険準備金の早期積立てに資するものであったと考える。

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄の補足説明）

平成24年度から26年度までの減収額の合計額8,080万円が、異常危険準備金の積立額の増加に充てられ、その結果、同期間の積立額の合計額は2億8,000万円、26年度の異常危険準備金の積立残高は66億8,800万円となり、積立目標額に向けた異常危険準備金の積立てに効果的な租税特別措置であったと考える。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金 (国税・地方税(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	損害保険会社等が、各事業年度において、責任準備金の積み立てにあたり、火災保険等の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入保険料等を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、この積立額の損金算入を認める。 この準備金は、異常災害損失が生じた場合にはその損失の額、積立後10年を経過した場合にはその積立額と[(異常危険準備金の金額+当期の積立額)-当年度正味収入保険料等×洗替保証率]のいずれか少ない金額を取り崩して益金に算入する。 ※異常災害損失:保険等の種類ごとに各事業年度において支払った又は支払うべきことの確定した保険金の総額が、(正味収入保険料等×異常災害損失率)を超える場合に、その超える金額に対応する損失をいう。 ※積立限度額:保険等の種類に応じ当年度正味収入保険料等に積立率を乗じて計算した金額。火災共済協同組合にあっては、積立率2%を適用。 ※洗替保証率:異常危険準備金残高のうち、その正味収入共済掛金に対する割合が一定割合を超過した場合は、その超過部分に対応する金額が益金算入となる、当該一定割合のことをいう。 (火災共済協同組合 60%、火災共済協同組合連合会 75%)
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和28年度 創設 昭和34年度 火災共済協同組合についても適用 昭和36年度 火災共済協同組合連合会についても適用(積立率7%) ・ 無税積立率の変遷 平成5年度 積立率2.5% 平成22年度 積立率2%に引き下げ ・ 洗替保証率の変遷 昭和36年度 火災共済協同組合 75%(火災共済協同組合連合会 90%) 昭和53年度 72%(87%)、昭和54年度 69%(84%) 昭和55年度 66%(81%)、昭和56年度 63%(78%) 昭和57年度 60%(75%)
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の活性化・健全な発展を実現するための環境整備を行う。特に、契約者たる中小企業者の保護を目的として、火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の経営基盤の安定を図る。 中小企業者に契約どおりの共済金が確かかつ円滑に支払われる環境整備を図るため、火災等共済組合等が異常危険準備金を確実に積み立てることにより、異常災害に対応できる財務基盤を確保させる。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業等協同組合法は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、また、その自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としている。</p> <p>同法において責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記されている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額（123 億円））を踏まえ、各団体が設定した積立目標額（92 億円）まで積み立てる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>○異常危険準備金積立残高</p> <p>10,471 百万円（平成 22 年度） 10,198 百万円（平成 23 年度） 8,613 百万円（平成 24 年度） 8,234 百万円（平成 25 年度） 6,688 百万円（平成 26 年度） （出所：火災等共済組合決算書等）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業者に契約どおりの共済金が確実に円滑に支払われる環境整備を図り、火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の財務基盤が強くなることで、契約者たる中小企業者の保護が確保され、中小企業の活性化・健全化を図ることが可能となる。</p>
8	有効性等	① 適用数等
		<p>○適用団体数</p> <p>3 団体（平成 22 年度） 3 団体（平成 23 年度） 3 団体（平成 24 年度） 3 団体（平成 25 年度） 3 団体（平成 26 年度） 3 団体（平成 27 年度見込み） 3 団体（平成 28 年度見込み） 3 団体（平成 29 年度見込み） 3 団体（平成 30 年度見込み） （出所：火災等共済組合決算書等）</p> <p>平成 26 年度において、本措置の対象となる火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会 3 団体の全てが本措置を利用している。</p>

	② 減収額	<p>○減収額</p> <p style="text-align: right;">（単位：万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国税（法人税）</th> <th>地方税（法人住民税・法人事業税）</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>1,804</td> <td>939</td> <td>2,742</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>1,764</td> <td>918</td> <td>2,682</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>1,747</td> <td>909</td> <td>2,656</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度（見込み）</td> <td>1,765</td> <td>840</td> <td>2,605</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度（見込み）</td> <td>1,805</td> <td>859</td> <td>2,664</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度（見込み）</td> <td>1,847</td> <td>878</td> <td>2,725</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度（見込み）</td> <td>1,889</td> <td>898</td> <td>2,787</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出所：火災等共済組合決算書等から中企庁において計算）</p>	年度	国税（法人税）	地方税（法人住民税・法人事業税）	合計	平成 24 年度	1,804	939	2,742	平成 25 年度	1,764	918	2,682	平成 26 年度	1,747	909	2,656	平成 27 年度（見込み）	1,765	840	2,605	平成 28 年度（見込み）	1,805	859	2,664	平成 29 年度（見込み）	1,847	878	2,725	平成 30 年度（見込み）	1,889	898	2,787
年度	国税（法人税）	地方税（法人住民税・法人事業税）	合計																															
平成 24 年度	1,804	939	2,742																															
平成 25 年度	1,764	918	2,682																															
平成 26 年度	1,747	909	2,656																															
平成 27 年度（見込み）	1,765	840	2,605																															
平成 28 年度（見込み）	1,805	859	2,664																															
平成 29 年度（見込み）	1,847	878	2,725																															
平成 30 年度（見込み）	1,889	898	2,787																															
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 26 年度）</p> <p>異常危険準備金は毎年度積み立てられているものの、異常災害の発生によって異常危険準備金の取り崩し額が上回っており、異常危険準備金積立残高は減少傾向にある。</p> <p>○異常危険準備金積立残高</p> <p>10,471 百万円（平成 22 年度） 10,198 百万円（平成 23 年度） 8,613 百万円（平成 24 年度） 8,234 百万円（平成 25 年度） 6,688 百万円（平成 26 年度） （出所：火災等共済組合決算書等）</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 26 年度）</p> <p>火災等共済組合等では、限られた財源の中から、中小企業等協同組合法施行規則に基づき異常危険準備金を積み立てなければならず、本措置の適用により生じた減収額分を異常危険準備金の積立てに充てることができる。</p> <p>なお、本措置を利用し積立てを行っているものの、相次ぐ異常災害により、毎年の積立額を上回る額の異常危険準備金を取り崩されており、異常危険準備金残高は減少傾向にある。そのため、引き続き、目標額までの異常危険準備金の積立てを促進する必要がある。</p> <p>なお、各団体が試算した異常危険準備金積立残高の見込み（異常災害が発生しないと想定した場合）は以下のとおり。</p> <p>○異常危険準備金積立残高（見込み）</p> <p>6,930 百万円（平成 27 年度見込み） 7,178 百万円（平成 28 年度見込み） 7,431 百万円（平成 29 年度見込み） 7,690 百万円（平成 30 年度見込み） （各団体へのヒアリングによる）</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 26 年度）</p> <p>本措置により、火災等共済組合等の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。</p>																																

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業等協同組合法において責任準備金の積立てが義務付けられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記されている。</p> <p>本措置における損金算入の特別措置2%は、この積み立てを確実に実施するための措置として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるための適正な水準までの準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
10	有識者の見解	なし。	
11	評価結果の反映の方向性	<p>異常災害の多発を原因とする異常危険準備金の取り崩しによって、平成22年度以降、異常危険準備金積立残高は減少傾向にある。異常危険準備金は異常災害発生時に確実な支払いを行うことにより、被災した中小企業者の生活・経済活動を1日も早く復旧するために必要なものであり、異常危険準備金を確実に積み立てることの重要性はこれまで以上に高まっているといえる。</p> <p>したがって、異常危険準備金の積み立てにかかる特別措置の重要性は依然として高く、引き続き本特別措置を継続していくことは妥当である。</p>	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特例措置	行政機関名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象 <input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用額（平成26年度）が把握されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
過去の減収額について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況（平成26年度）が把握されていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成25年度における民間研究開発投資の対GDP比率2.63%と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
過去の適用件数については、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国の資金のみで実施する事業において取得した資産の件数を合算したものである。
【過去の適用額】
平成 23 年度 26,405,704 千円
24 年度 23,179,146 千円
25 年度 23,416,487 千円
(出典：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書)
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明）
過去の実績は、文部科学省「科学技術研究調査」により把握している。
- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）
当該制度により納付すべき固定資産税額が減免されることは、その分独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施する研究開発予算を増加させることとなる。この研究開発予算増加額が、我が国民間研究開発投資を押し上げ、結果として民間研究開発投資の対 GDP 比率の回復に寄与することとなる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特別措置 (地方税)(固定資産税:外)
2	租税特別措置等の内容	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)が国の資金のみで行う事業において、取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準を、最初の5年は3分の1、次の5年間は3分の2の金額に減免する。
3	担当部局	産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 15 年度 創設 国の資金のみで行う事業か否かという観点から、毎年、対象事業の見直しを行っている。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の官民合わせた研究開発投資を平成 28 年度までに対 GDP 比 4%以上にする。具体的には、民間研究開発投資を平成 28 年度までに対 GDP 比で 3%以上である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) 3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (5)科学・技術・情報通信立国戦略 研究環境・イノベーション創出条件の整備、推進体制の強化 科学・技術は未来への先行投資として極めて重要であることから、2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比の 4%以上にする。</p> <p>○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の 1%以上を目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標(対 GDP 比 4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対 GDP 比 1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>○日本再興戦略改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) 3. 大学改革/科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 なお、研究開発投資の目標(対 GDP 比 4%以上、うち政府研究開発投資対 GDP 比 1%)については、第 4 期科学技術基本計画に基づき、その実現を目</p>

			<p>指す。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月19日閣議決定)</p> <p>V. 社会とともに創り進める政策の展開</p> <p>4. 研究開発投資の拡充</p> <p>「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、…民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○独立行政法人通則法</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業</p> <p>1-3 イノベーション</p>
		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の官民合わせた研究開発投資を平成28年度までに対GDP比4%以上にする。具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で3%以上である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>NEDOを通じ、我が国のイノベーション創出に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	<p>平成22年度 12,222件</p> <p>平成23年度 9,979件</p> <p>平成24年度 8,436件</p> <p>平成25年度 8,643件</p> <p>平成26年度 6,885件</p>
		②: 減収額	<p>平成22年度 413百万円</p> <p>平成23年度 361百万円</p> <p>平成24年度 313百万円</p> <p>平成25年度 315百万円</p> <p>平成26年度 302百万円</p>
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成25年度)</p> <p>我が国は、リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるものの(平成25年度の研究開発投資の伸び率は4.7%)、目標としている官民合わせた研究開発費の対GDP比率4%は達成できていない。</p> <p>(参考)我が国の研究開発投資の対GDP比率(総務省「科学技術研究調査」)</p> <p>平成20年度 3.84%</p> <p>平成21年度 3.64%</p> <p>平成22年度 3.56%</p> <p>平成23年度 3.67%</p> <p>平成24年度 3.65%</p> <p>平成25年度 3.75%</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成25年度)</p> <p>(参考)我が国の民間研究開発投資の対GDP比率(総務省「科学技術研究調査」より試算)</p> <p>平成20年度 2.79%</p> <p>平成21年度 2.53%</p> <p>平成22年度 2.50%</p> <p>平成23年度 2.59%</p> <p>平成24年度 2.57%</p> <p>平成25年度 2.63%</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度～平成25年度)</p> <p>我が国の官民合わせた研究開発投資の対GDP比率は、リーマンショックにより大幅に落ち込んだものの、上記のとおり確実に回復しており、NEDOを通じた研究開発もその一端を担っていることから、日本再興戦略に掲げられた目標の達成のためには必要な措置であると考えられる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国の予算措置により取得した償却資産について課税を行うと、それに係る金額を当該法人が負担することとなり、本来の予算措置の目的が阻害されることとなるため。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>NEDOの研究開発事業を通じた技術発展による経済成長の促進は、地域振興にも資するため。</p>
10	有識者の見解		なし
11	評価結果の反映の方向性		<p>対象事業の見直しを毎年、適切に行っていく。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用換地等の場合の所得の特別控除	行政機関名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（土地収用については相手方との交渉によってなし得るものでもあることから、特段目標は設定せず、漸進的に進める）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
 過去の適用数（平成 24 年度及び 25 年度）が定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
 過去の適用数（平成 26 年度）が把握されていない。
- ⑤ 過去の減収額
 過去の減収額が把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、「一般電気事業者は、分析対象期間の平均で取得面積：約 543 万㎡、買取総額：約 124 億円の土地取得を行っている」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
 過去の効果・達成目標の実現状況について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、「本税制によって、用地取得交渉を円滑に進め、電気事業に必要となる用地の取得を短期間で行うことができている」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

数値については、一般電気事業者10社から毎年度取得面積及び取得価額の合計を聴取しており、そのデータを基に、分析対象期間である平成23年度から26年度までの平均値を算出したものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用換地等の場合の所得の特別控除 (国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	土地収用法に基づき収用権が認められている一般電気事業・卸電気事業・特定電気事業の用に供する電気工作物のために、法人が所有資産を売却し、代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用を受けない場合に、以下の取扱いを認める制度。 法人： 譲渡益について、5000万円を限度として、所得金額から特別控除する。 なお、その制度を適用するための証明書として、水力、火力、原子力、風力、太陽光、内燃力及びガスタービン発電施設並びに送変電施設(収用対象事業)については、租税特別措置法施行規則に基づき、公共事業施行者(電気事業者)が証明することで足りるとする簡易証明制度が採用されており、これら収用対象事業のための用地であれば、実際に土地収用法等に基づく収用等が行われず、通常の見取りが行われる場合でも、税務上の特例を適用することが可能となっている。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力市場整備室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和34年 租税特別措置法成立。簡易証明書制度の制定(電気工作物における対象は、水力発電施設と送電施設のみ) 昭和38年 電気工作物の対象に、変電施設(使用電圧10万V以上)が追加。 昭和44年 電気工作物の対象に、汽力発電施設と原子力発電施設(ともに出力10万kW以上)が追加。 昭和49年 変電施設の範囲が、5万V以上に拡充。 昭和55年 電気工作物の対象に、内燃力発電施設とガスタービン発電施設(ともに出力5万kW以上で、離島等に設置されたもの)が追加。 平成21年 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の対象に、風力及び太陽光発電施設(風力=8,000kW以上、太陽光=1,000kW以上、対象事業者は一般電気事業者のみ)を追加する。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定供給の確保、経済効率性、環境への適合及び安全性(3E+S)というエネルギー政策における基本方針の下、分散型電源の活用や、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの大量導入に伴う系統安定化対策等、安定的な電気の供給等を確保できる仕組みを実現する。 《政策目的の根拠》 電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定)において、安定供給の確保を電力システム改革の3つの目標の1つに掲げており、「東日本大震災以降、原子力発電への依存度が大きく低下し、大半の発電が既存火力に依存する中、分散型電源を始め、多様な電源の活用が不可欠である。特

			に、出力変動を伴う再生可能エネルギーの導入を進める中でも、安定供給を確保できる仕組みを実現する。」としている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 土地収用については相手方との交渉によってなし得るものでもあることから、特段目標は設定せず、漸進的に進めることを基本方針としている。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 発電施設並びに送変電施設に関する土地収用の円滑化 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置を講ずることにより、電力会社の土地収用の円滑化に資し、ひいては電力の安定供給の確保の政策目的を支援することに寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	【「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数】 (法人税関係のみ) 平成 23 年度:単体 2,815 件、連結 41 件の内数 平成 24 年度:単体 2,695 件、連結 44 件の内数 平成 25 年度:単体 2,895 件、連結 40 件の内数
		② 減収額	【「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用実績】 (法人税関係のみ) 平成 23 年度:単体 39,974,564 千円、連結 1,011,023 千円の内数 平成 24 年度:単体 37,926,448 千円、連結 903,967 千円の内数 平成 25 年度:単体 39,128,460 千円、連結 742,997 千円の内数
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月) 一般電気事業者は、分析対象期間の平均で取得面積:約 543 万㎡、買取総額:約 124 億円の土地取得を行っている。これらの用地の取得の円滑化に本税制は活用されており、電気の安定供給等の確保に寄与している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月) 一般電気事業者は、分析対象期間の平均で取得面積:約 543 万㎡、買取総額:約 124 億円の土地取得を行っている。これらの用地の取得の円滑化に本税制は活用されており、電気の安定供給等の確保に寄与している。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月) 本税制によって、用地取得交渉を円滑に進め、電気事業に必要となる用地の取得を短期間で行うことができている。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき	法人が所有する資産について、公共のため又は社会福祉のため必要がある場合に、土地収用法の規定に基づきその必要な資産が強制的に収用され、又は収用等を前提として買取されることがあるが、このような強制的な譲渡に

		妥当性等	伴い生じた益金の額に課税することは、その譲渡が法人の自由な意思に反するものであること及びその課税により代替資産の取得を阻害する結果となること等の理由で適当でない。 上記の理由から、電気の安定供給等の目的のため、法人の自由な意思に反して土地を収用等される場合に、譲渡所得を課税することは、適当でない。また、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であることから、税制措置をとることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		今後も電力の安定供給のためには、円滑に土地収用をする必要があり、その円滑化のためにも引き続き本措置が必要。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成21年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	行政機関名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（土地取用については相手方との交渉によってなし得るものでもあることから、特段目標は設定せず、漸進的に進める）について、達成すべき水準が定量的に示されており、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
 過去の適用数（平成 24 年度及び 25 年度）が定量的に把握されており、その適切な理由も明らかにされていない。
 過去の適用数（平成 26 年度）が把握されていない。
- ⑤ 過去の減収額
 過去の減収額が把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、「一般電気事業者は、分析対象期間の平均で取得面積：約 543 万㎡、買取総額：約 124 億円の土地取得を行っている」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
 過去の効果・達成目標の実現状況について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、「本税制によって、用地取得交渉を円滑に進め、電気事業に必要となる用地の取得を短期間で行うことができている」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

数値については、一般電気事業者10社から毎年度取得面積及び取得価額の合計を聴取しており、そのデータを基に、分析対象期間である平成23年度から26年度までの平均値を算出したものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	土地収用法に基づき収用権が認められている一般電気事業・卸電気事業・特定電気事業の用に供する電気工作物のために、法人が所有資産を売却し、代替資産を取得した場合に、以下の取扱いを認める制度。 法人:代替取得資産について、収用された資産の譲渡差益に相当する金額の範囲内で圧縮記帳を認める。 なお、その制度を適用するための証明書として、水力、火力、原子力、風力、太陽光、内燃力及びガスタービン発電施設並びに送変電施設(収用対象事業)については、租税特別措置法施行規則第14条第5項第三号イに基づき、公共事業施行者(電気事業者)が証明することで足りるとする簡易証明制度が採用されており、これら収用対象事業のための用地であれば、実際に土地収用法等に基づく収用等が行われず、通常の買取りが行われる場合でも、税務上の特例を適用することが可能となっている。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力市場整備室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和34年 租税特別措置法成立。簡易証明書制度の制定(電気工作物における対象は、水力発電施設と送電施設のみ) 昭和38年 電気工作物の対象に、変電施設(使用電圧10万V以上)が追加。 昭和44年 電気工作物の対象に、汽力発電施設と原子力発電施設(ともに出力10万kW以上)が追加。 昭和49年 変電施設の範囲が、5万V以上に拡充。 昭和55年 電気工作物の対象に、内燃力発電施設とガスタービン発電施設(ともに出力5万kW以上で、離島等に設置されたもの)が追加。 平成21年 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の対象に、風力及び太陽光発電施設(風力=8,000kW以上、太陽光=1,000kW以上、対象事業者は一般電気事業者のみ)を追加する。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定供給の確保、経済効率性、環境への適合及び安全性(3E+S)というエネルギー政策における基本方針の下、分散型電源の活用や、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの大量導入に伴う系統安定化対策等、電力の安定供給を確保できる仕組みを実現する。 《政策目的の根拠》 電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定)においては、安定供給の確保を電力システム改革の3つの目標の1つに掲げており、「東日本大震災以降、原子力発電への依存度が大きく低下し、大半の発電が既存火力に依存する中、分散型電源を始め、多様な電源の活用が不可避である。特に、出力変動を伴う再生可能エネルギーの導入を進める中でも、安定供給を確保できる仕組みを実現する。」としている。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 土地収用については相手方との交渉によってなし得るものでもあることから、特段目標は設定せず、漸進的に進めることを基本方針としている。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 発電施設並びに送変電施設に関する土地収用の円滑化 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置を講ずることにより、電力会社の土地収用の円滑化に資し、ひいては電力の安定供給の確保の政策目的を支援することに寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	【「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数】 (法人税関係のみ) 平成 23 年度: 単体 494 件、連結 23 件の内数 平成 24 年度: 単体 362 件、連結 19 件の内数 平成 25 年度: 単体 368 件、連結 25 件の内数
		② 減収額	【「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用実績】 (法人税関係のみ) 平成 23 年度: 単体 147,082,510 千円、連結 17,614,613 千円の内数 平成 24 年度: 単体 126,943,784 千円、連結 8,341,990 千円の内数 平成 25 年度: 単体 141,329,077 千円、連結 21,638,115 千円の内数
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月) 一般電気事業者は、分析対象期間の平均で取得面積: 約 543 万㎡、買取総額: 約 124 億円の土地取得を行っている。これらの用地の取得の円滑化に本税制は活用されており、電気の安定供給等の確保に寄与している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月) 一般電気事業者は、分析対象期間の平均で取得面積: 約 543 万㎡、買取総額: 約 124 億円の土地取得を行っている。これらの用地の取得の円滑化に本税制は活用されており、電気の安定供給等の確保に寄与している。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月) 本税制によって、用地取得交渉を円滑に進め、電気事業に必要な用地の取得を短期間で行うことができています。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	法人が所有する資産について、公共のため又は社会福祉のため必要がある場合に、土地収用法の規定に基づきその必要な資産が強制的に収用され、又は収用等を前提として買取されることがあるが、このような強制的な譲渡に伴い生じた益金の額に課税することは、その譲渡が法人の自由な意思に反するものであること及びその課税により代替資産の取得を阻害する結果となること等の理由で適当でない。

			上記の理由から、電気の安定供給等の目的のため、法人の自由な意思に反して土地を収用等される場合に、譲渡所得を課税することは、適当でない。また、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であることから、税制措置をとることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		今後も電力の安定供給のためには、円滑に土地収用をする必要があり、その円滑化のためにも引き続き本措置が必要。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 21 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	使用済燃料再処理準備金	行政機関名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（世代間負担の公平性を図り、再処理等事業に要する将来費用を確実に確保し、再処理等事業を着実に実施する）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
 過去の適用数及び適用額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
 過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、「平成 26 年度末までに、特定実用発電用原子炉設置者は使用済燃料の発生に応じて、約 5.1 兆円（累計額）を積み立てており、総見積額（12.4 兆円）に対する積立率は「41.0%」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、「この準備金制度は使用済燃料再処理準備金の趣旨を担保する措置として有効に機能している」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

対象としている使用済燃料を再処理するための費用総額は、特定実用発電用原子炉設置者からの報告により、平成26年度には12.4兆円と見積もられている。一方、当該年度までに当該設置者によって積み立てられた積立金の累計額は5.1兆円（実績）に上っており、再処理費用総額に対する割合は41.0%（5.1兆円／12.4兆円）に達している。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	使用済燃料再処理準備金 (国税)(法人税・義)
2	租税特別措置等の内容	「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律」(平成17年法律第48号。以下「法」という。)に規定する特定実用発電用原子炉設置者(電気事業者)が、原子力発電に伴って生じる使用済燃料の再処理等に要する費用を準備金として積立てたときは、その積立額の損金算入を認める。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成17年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合を図るため、最大限の取組を行うエネルギー政策の下、原子力は、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有していると言える。加えて、原子力は運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。</p> <p>かかる見地から、「エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)」や「原子力政策大綱(平成17年10月閣議決定)」において、我が国の原子力発電とそれに必要な核燃料サイクル事業を長期にわたって着実に推進することが規定されているところである。</p> <p>本税制措置は、日本原燃(株)の六ヶ所再処理工場運転開始40年後までに、原子力発電によって生じる使用済燃料(約3.2万トン)の再処理等に要する費用を着実に積み立て、安定的な核燃料サイクルを実現するために講じる施策である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成17年5月、法が成立し、同年10月から施行されている。</p> <p>また、平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、「高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等に資する核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマルを推進する。」としている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス

	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>上記の政策目的の下、世代間負担の公平性を図り、再処理等事業に要する将来費用を確実に確保し、再処理等事業を着実に実施する。</p> <p>使用済燃料再処理準備金は、当該年度の原子炉の運転に伴う使用済燃料の発生量に応じて積立額が決定し、各電気事業者が積み立てるものである。また、核燃料サイクル事業は、事業者が共同で支え合い、設備も共同利用する構造であり、事業年度毎に完結するものではないため、一律に目標を設定することはなじまないものと言える。</p>																		
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>使用済燃料の再処理等に要する費用(総見積額)の推移及びその積立て実績</p>																		
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である原子力発電により発生する使用済燃料について、六ヶ所再処理工場において、3.2万トン再処理するもの。</p> <p>使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウランを有効利用する核燃料サイクルは、供給安定性等に優れているという原子力発電の特性を一層向上させるとともに、ベースロード電源としてエネルギー供給を行うことを可能にするものであり、これに取り組むことは、「エネルギーの安定供給の確保」、「高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等」という政策目的に資する。</p>																		
8 有効性等	①: 適用数等	<p>適用件数: 10社</p> <p>適用対象者: 一般電気事業者、卸電気事業者</p> <p>適用額: 以下のとおり</p> <p style="text-align: right;">(単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立額(損金)</td> <td>5,577</td> <td>4,749</td> <td>1,780</td> <td>1,715</td> <td>1,696</td> </tr> <tr> <td>取崩額(益金)</td> <td>5,850</td> <td>5,534</td> <td>3,179</td> <td>3,110</td> <td>3,119</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※適用事業者10社から聴取。</p> <p>【僅少・偏りがある場合の説明】</p> <p>本制度は、法に基づき積立て義務が課される法人に対して認められているものである。具体的には、対象法人を特定実用発電用原子炉設置者として、一般電気事業者9社、卸電気事業者1社の計10社が法に基づき積立てが義務付けられている。したがって、「10社」という適用事業者は想定外に僅少ではない。</p>	年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	積立額(損金)	5,577	4,749	1,780	1,715	1,696	取崩額(益金)	5,850	5,534	3,179	3,110	3,119
		年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)													
		積立額(損金)	5,577	4,749	1,780	1,715	1,696													
取崩額(益金)	5,850	5,534	3,179	3,110	3,119															
②: 減収額	<p style="text-align: right;">(単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>-82</td> <td>-236</td> <td>-392</td> <td>-391</td> <td>-363</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減収額: (積立額 - 取崩額) × 法人税率 法人税率: H22年度～H23年度: 30%、H24年度～H25年度: 28.05%、H26年度: 25.5%</p>	年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	減収額	-82	-236	-392	-391	-363							
年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)															
減収額	-82	-236	-392	-391	-363															
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成22年4月～平成27年3月)</p> <p>核燃料サイクルの状況</p> <p>平成17年に閣議決定した「原子力政策大綱」において、使用済燃料の再処理を含む核燃料サイクルを「長期にわたって着実に推進していくこと」とされて</p>																			

			<p>いる。</p> <p>また、平成26年に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、「高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等に資する核燃料サイクルについて、これまでの経緯も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマルを推進する。」とされている。</p> <p>日本原燃(株)六ヶ所再処理工場は、使用済燃料からプルトニウムを抽出する行程等の試験は終了し、平成25年12月に施行された新規基準に適合すべく、平成26年1月に事業変更認可申請書等を原子力規制委員会に提出している。</p>																								
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成22年4月～平成27年3月)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 億円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総見積額(a)</td> <td>122,516</td> <td>122,237</td> <td>122,043</td> <td>122,971</td> <td>124,439</td> </tr> <tr> <td>積立て累計額(b)</td> <td>40,585</td> <td>45,593</td> <td>47,431</td> <td>49,205</td> <td>51,070</td> </tr> <tr> <td>総見積額に対する積立率(b)/(a) (%)</td> <td>33.1</td> <td>37.3</td> <td>38.9</td> <td>40.0</td> <td>41.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総見積額は法に基づき算定</p>		H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	総見積額(a)	122,516	122,237	122,043	122,971	124,439	積立て累計額(b)	40,585	45,593	47,431	49,205	51,070	総見積額に対する積立率(b)/(a) (%)	33.1	37.3	38.9	40.0	41.0
				H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)																			
総見積額(a)	122,516	122,237	122,043	122,971	124,439																						
積立て累計額(b)	40,585	45,593	47,431	49,205	51,070																						
総見積額に対する積立率(b)/(a) (%)	33.1	37.3	38.9	40.0	41.0																						
<p>当該再処理等費用は、法に基づき原子力発電による使用済燃料の発生状況、再処理施設の稼働状況等により毎年度算定しており、平成26年度における再処理等費用の総見積額は、約12.4兆円である。</p> <p>また、平成26年度末までに、特定実用発電用原子炉設置者は使用済燃料の発生に応じて、約5.1兆円(累計額)を積み立てており、総見積額(12.4兆円)に対する積立率は「41.0%」であり、使用済燃料の再処理等に要する費用は着実に積み立てられている。</p> <p>これにより、再処理等に要する費用を将来世代の需要家のみに負担させることなく、発電時の受益者が負担することで、世代間負担の公平性が図られる。</p>																											
<p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成22年4月～平成27年3月)</p> <p>使用済燃料再処理準備金は、使用済燃料の再処理等に要する費用を発電による使用済燃料の発生時に認識し、その費用を電気料金として回収することにより世代間負担の公平性を担保するものである。</p> <p>具体的には、発電において発生する使用済燃料「3.2万トン」の再処理等に要する費用が2087年まで発生することとなっているため、発電時に再処理費用として認識し、その時点において税制上においてもその費用を損金算入することで、世代間負担の公平を図るものである。平成26年度では、原子力発電によって発生する使用済燃料に応じて、1,696億円の積立てを行っている。</p> <p>平成26年度末現在の準備金の残高(約2.4兆円)は、これまで世代間の公平を税制上も措置してきた結果生じた課税の繰り延べであり、この準備金制度は使用済燃料再処理準備金の趣旨を担保する措置として有効に機能している。</p>																											

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>使用済燃料再処理準備金は、核燃料サイクルの推進の観点から、再処理等に要する将来費用を合理的かつ確実に確保し、これにより、再処理等事業の着実な実施を図るものである。</p> <p>また、再処理等事業は、発電、すなわち受益と実際の費用発生との時期が大きく異なるという特徴を有しており、このため、当該使用済燃料の再処理等費用を負担することにより、世代間負担の公平性を担保するものであり、積み立てられた費用について税制上損金算入を認めることは、収益・費用の適切な対応に基づく課税時期の適性化を図るための重要な措置である。</p> <p>他の支援措置との関係はない。</p> <p>本措置は、収益・費用対応原則に基づいて再処理等に係る費用を発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で極めて重要な措置であることから、租特法において措置されている。課税時期の適性化を図る本措置は、地方公共団体との関係においても認められるべき相当性を有する。</p>
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	<p>使用済燃料の再処理事業は、①極めて長期にわたる事業であること、②費用が極めて巨額であること、③発電と費用の発生との時期が大きく異なること、といった特徴を有している。こうした点に鑑み、使用済燃料の再処理等事業を円滑に推進するためにも、当該事業に係る費用を確実に確保することが重要であり、また、世代間負担の公平性を担保するという観点から、受益者負担の原則の下、使用済燃料が発生した時点で、当該使用済燃料の再処理等費用を負担することが適切である。</p> <p>その上で、電力システム改革による競争の進展や原発依存度の低減といった新たな事業環境の下でも、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう留意する必要がある。</p>	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除（石油化学製品）	行政機関名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（石油化学製品の価格上昇の抑制）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、石油化学製品の価格上昇が抑制されていると説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
 減収額については、平成26年度の実績で、2,883百万円であるが、化学関連産業の付加価値額の総額は、9,902,282百万円(25年度工業統計)であり、また、68万人(25年度工業統計)の雇用を支える効果があると考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除(石油化学製品) (地方税)(軽油引取税:外)
2	租税特別措置等の内容	石油化学製品の製造者が、保税地域から引き取った軽油を原料として石油化学製品を製造した場合、その原料に供した軽油につき、1kl当たり32,100円を課税免税する措置。 (参考) 地方税法第144条の6 道府県は、石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の政令で定める石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取りに対しては、免税証の交付があつた場合又は道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。
3	担当部局	製造産業局化学課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和25年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国産業の国際競争力を確保するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。 《政策目的の根拠》 本措置により、石油化学製品の原料について、アメリカや韓国など諸外国では課税をしておらず、石油化学産業の存立の観点から国際的なイコールフットイングを確保することが必要である。 加えて、化学製品等の価格上昇の抑制や価格転嫁を進めにくい中小企業(プラスチック製品製造業で約2万3千事業所:平成26年7月1日現在)の経営安定等の観点からも必要である。 なお、石油化学産業の製品は、2030年において、石油化学製品を生産する過程で排出されるCO2排出量と当該石油化学製品を使用することによって削減できるCO2排出量を比較した場合、2.7倍~4.2倍のCO2削減効果を有する。そのため、当該製品の活用は、地球温暖化対策にも有効である。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 2. 個別産業 2-1 ものづくり

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国製造業の国際競争力を確保するため、国際的なイコールフットینگを図り、幅広い産業で活用される石油化学製品の価格上昇を抑制する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 石油化学製品の価格上昇の抑制
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、石油化学製品の原料用軽油等に係る軽油引取税が免税されることで、国際的なイコールフットینگが図られるとともに、価格上昇が抑制され、国内の幅広い産業の需要者が、低廉な価格で軽油由来の石油化学製品等を取得できる。このことにより、我が国産業界全体の国際競争力が確保される。
8 有効性等	① 適用数等	免税量 平成22年度 183,109(KL) 平成23年度 101,866(KL) 平成24年度 111,756(KL) 平成25年度 128,915(KL) 平成26年度 89,812(KL) 出所：化学工業統計、石油化学工業協会・潤滑油協会・印刷インキ工業会・火薬工業会調べ。
	② 減収額	減収額 平成22年度 5,878(百万円) 平成23年度 3,270(百万円) 平成24年度 3,589(百万円) 平成25年度 3,591(百万円) 平成26年度 2,883(百万円) 出所：化学工業統計、石油化学工業協会・潤滑油協会・印刷インキ工業会・火薬工業会調べ。
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成22年4月～平成27年3月) 本措置により、国際的なイコールフットینگが図られ、原料価格の変動による影響等はあるものの、石油化学製品の価格上昇が抑制されている。 石油化学製品は、直接原料等として用いている化学工業・プラスチック製品・ゴム製品だけで見ても、我が国の工業製品出荷額の14.3%(2013年)を占めており、自動車や半導体等の産業の競争力の核となる素材など幅広い産業で活用されている。このため、我が国産業界の国際競争力の維持に寄与するとともに、国内の需要者が低廉な価格で軽油由来の石油化学製品等を取得できることから、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上が図られている。
		<p style="text-align: center;">エチレンの国内とアジアの価格推移</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成22年4月～平成27年3月)	
		石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。本措置により1kl当たり32,100円の課税が免税(石油化学製品の製造原価のうち約3割を占める)されることで、国際的なイコールフットینگが図られるとともに、価格上昇が抑制され、国際競争力が確保されている。	
		《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年4月～平成27年3月) 本措置により、石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしておらず、石油化学産業の存立の観点から国際的なイコールフットینگを確保することが必要。 本措置により石油化学製品の原料の課税が免除されることにより、石油化学業界の国際競争力が確保されるとともに、業況が安定し、石油化学業界約9万人(平成25年12月31日現在)を始め、化学関連産業の約68万人(平成25年12月31日現在)の雇用を支える効果があると考えられる。 また、本措置により、国際的なイコールフットینگが図られるとともに、価格上昇が抑制されることは、石油化学製品が需要される幅広い産業界の国際競争力の確保にも大きく寄与し、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上につながっている。	
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難であり、税制により措置することが妥当。	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ①石油化学製品製造用輸入ナフサに係る石油石炭税の免税措置 ②石油化学製品原料用国産ナフサに係る石油石炭税の還付措置 ③石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税措置 ④石油化学製品製造用輸入ナフサに係る関税の無税措置 ⑤移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税
		石油化学製品の原料に課税をしないという国際的なイコールフットینگを確保するため、目的や対象行為に応じて措置が講じられている。このうち本措	
		<p style="text-align: center;">エチレン生産量等の推移</p>	

		置は、エチレン等石油化学製品の製造の原料用途に供するため引取りに係る軽油を免除するものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしておらず、石油化学産業の存立の観点から国際的なイコールフットイングを確保することが必要である。 本措置により国際的なイコールフットイングが図られ、それにより石油化学製品の価格上昇の抑制による市民生活の安定、地域産業の担い手である中小企業の経営の安定、及び地域経済の発展に大きく寄与する効果がある。 このため、地方公共団体が協力する相当性を有している。
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	評価結果を踏まえ、本措置により、国際的なイコールフットイングが確保され、製品の価格上昇を抑制されていることにより我が国産業の国際競争力が維持されていることから、引き続き、本措置を継続していく。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の見直し
国交02	市街地再開発事業における権利変換に伴う権利変動があった場合のグループ法人税制の適用に係る所要の措置の拡充
国交03	市街地再開発事業における権利変換において従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合の特例措置の拡充
国交04	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
国交05	J R北海道及びJ R四国に対する鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金に係る圧縮記帳の拡充
国交06	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（開発保全整備計画に係る事業）
国交07	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例
国交08	特定目的会社に係る課税の特例
国交09	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（国土利用計画法の規制区域内の土地等を譲渡する場合）
国交10	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例（公有水面の埋立て）
国交11	収用換地等の場合の所得の特別控除（公有水面の埋立て）
国交12	転廃業助成金等に係る課税の特例（本州四国連絡橋に係るもの）
国交13	短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外（独立行政法人都市再生機構）
国交14	短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外（地方住宅供給公社）
国交15	収用等に伴い代替資産等を取得した場合の課税の特例（独立行政法人都市再生機構）
国交16	新幹線鉄道大規模改修準備金
国交17	船舶の定期検査に係る特別修繕準備金
国交18	短期譲渡所得の課税の特例に係る税率軽減、追加課税の適用除外（成田国際空港株式会社）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の見直し	行政機関名	国土交通省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用数（法人税）について、「当方が必要としているのは、本租税特別措置の適用を受けた倉庫業を営む者に係る情報であるが、租特透明化法に基づき把握される情報では抽出することができない」と説明されているが、平成25年度における適用数は、評価書（33件）よりも租特透明化法に基づき把握される情報（19件）が小さく、説明に誤りがある。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数（所得税）が予測されていない。
将来の適用数及び適用額について、「取得価格等は過去の実績に基づく」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（所得税）が把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額（所得税）が予測されていない。
将来の減収額（平成28年度及び29年度の法人税）について、「減収額＝適用額×税率」と説明されているが、点検項目④将来の適用数等で課題を指摘したとおり、適用額の算定根拠が明らかにされていない。また、税率25.5%で算定されているが、平成27年度以降は23.9%であり、算定に誤りがある。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「平成27年3月末における営業倉庫（241件）の排出削減量は140,507トンとなっている。（達成目標29万トンに対する達成率約48%）」と説明されているが、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「1運行あたりの所要時間が10時間であったものが、輸送保管連携業務施設を活用することで、荷待ち時間が削減され、9時間になれば、時間当たりの生産性は1/10から1/9へと約11%上昇することになり、租税特別措置による目標を達成する」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

⑩ 将来の税収減是認効果

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

本租税特別措置は法人税及び所得税に係る制度であるが、財務省に対する税制改正要望は法人税に係るデータで要望する慣行となっている。

なお、現行制度における過去の実績（所得税）は 0 件である。

当方が必要としているのは、本租税特別措置の適用を受けた倉庫業を営む者に係る情報であるが、租特透明化法に基づき把握される情報では抽出することができない。

④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

将来推計は平成 28 年度以降について実施している（以下を根拠に毎年同額とした。）。

取得価格等は過去の実績に基づく。

国税減税額

（単年度計算）

（単位：百万円）

区分	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (A) × (B) × (C) (D)	減税額 (D) × 税率 25.50%
			耐用年数	定額法 (B)			
営業倉庫							
普通倉庫	14	15,180.1	31	0.033	10%	50.1	12.8
冷蔵倉庫	6	2,965.8	21	0.048	10%	14.2	3.6
合計	20	18,145.9				64.3	16.4

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

毎年 C O 2 削減の実績を着実に積み上げており、減収額（平成 26 年度：59 百万円）を是認する効果がある。

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

減収見込額（16.4 百万円）を是認することにより、本租税特別措置に係る営業倉庫の労働生産性を 10%向上させ物流コストを低減する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の見直し (国税1)(所得税:外、法人税:義)
2	要望の内容	<p>【制度の概要】 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下「物流総合効率化法」という。)の改正により創設する新たな物流効率化のための計画(以下「法定計画」という。)の認定を受けた者が、同計画に基づき取得した事業用資産(以下「特定輸送保管連携業務施設」という。)に係る特例措置を講ずる。</p> <p>【要望の内容】 改正物流総合効率化法に基づく法定計画の認定を受けた事業者が、同計画に基づき取得する特定輸送保管連携業務施設について、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の100分の10に相当する金額との合計額とする(10%の割増償却)とともに、現行の物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定を受けた者について、所要の経過措置を設けることとする。</p>
3	担当部局	総合政策局物流政策課(物流産業室)
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成8年度 延長 (20/100)地区要件の追加 平成10年度 延長 (18/100)ランブウェイ構造追加 平成12年度 延長 (16/100) 平成14年度 延長 (12/100)規模要件の引き上げ 平成16年度 延長 (10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止 平成17年度 延長 (10/100)要件の見直し 平成18年度 延長 (10/100) 平成19年度 延長 (10/100) 平成21年度 延長 (10/100)要件の見直し 平成23年度 延長 (10/100)要件の見直し 平成25年度 延長 (10/100)災害要件の追加 平成27年度 延長 (10/100)規模要件の引き上げ</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>①:政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 物流分野における労働力不足、より一層の地球温暖化対策の必要性等、昨今の物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、省労働力型の物流体系を構築し、もって我が国の産業や国民生活に必要な物流機能の安定的かつ持続的な確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 今世紀に入り、企業の国際競争力の強化が一層求められる中で、極力無駄な在庫を持たないサプライチェーンマネジメントの徹底が進められており、ジャストインタイムの物流管理や、多頻度少量輸送、流通過程における流通加工等の業務が求められるようになってきている。そのため、流通に関わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって、我が国産業の国際競争力を強化するとともに、物資の流通に伴う環境負荷の低減を図ることを目的として平成17年に物流総合効率化法が施行され、</p>

		<p>物流施設の集約化と輸送網の効率化を図ってきたところである。 しかし最近では、急速な通販物流の進展とともに、多頻度少量輸送や時間指定、当日配送など輸送に対する要求水準も更に高まってきている。このように物流に求められる役割が高まる一方で、近年ではトラックドライバー不足により、高度化する物流を支えきれず、物流が停滞する事態も生じ始めているところである。 我が国の産業競争力強化や便利で迅速な物流の維持による豊かな国民生活の実現のためには、物流の担い手であるトラックドライバー不足への対応は急務である。我が国の労働力人口が減少していく中、トラックドライバー不足への対応は、労働条件等の改善にとどまらず、省労働力型の物流体系を構築することも必要である。 このような背景により、モーダルシフトの更なる推進、輸送機能と保管機能の連携による輸送フローの効率化を図るため、具体的には、両機能の連携が図られた倉庫(特定輸送保管連携業務施設)の整備を促進し、空車回送、低積載率での輸送、荷待ち時間等の輸送における非効率な課題の解消を図る必要がある。こうした課題を解消することは、トラック事業の労働生産性の向上につながるものであり、ひいては環境負荷の低減にも資するものであることから、より一層の対応が求められている地球温暖化対策にもつながるものである。特定輸送保管連携業務施設の整備促進に当たっては、本租税特別措置を始めとする各種支援措置を講じることで、事業者に施設整備のためのインセンティブを与えることが必要である。 労働生産性の向上については、平成27年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015においても、少子化対策の必要性を取り上げながら、当面の供給制約への対応の観点として、労働生産性の向上が必要であるとしており、また、「サービス産業チャレンジプログラム」(平成27年4月15日日本経済再生本部決定)に基づき、サービス産業の労働生産性の伸び率を、2020年までに2.0%とすることを目指すとされている。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成32年度における営業倉庫に係る輸送フローに係る労働生産性について、政策を実施しない場合と比べて2.0%向上させるため、輸送と保管が連携した営業倉庫を新設倉庫の2割とすることを目標とする。 ○現行制度における昨年の目標 「平成32年度末までにCO2排出量を平成2年に対して25%相当を削減する」の着実な遂行のため、環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、営業用倉庫からのCO2排出量について29万トン(1990年排出量115万トンに対して25%相当)を削減。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 毎年新增設される営業倉庫数全体に占める輸送保管連携業務施設数の割合が2割として、上記目標値を達成するため、期間中の各保管輸送連携業務施設における労働生産性を10%上昇させる。 ○現行制度における昨年の測定指標 環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、延長後の期限である平成28(2016)年度末までの2年間に、CO2排出量を5.8万トン(政策目標を達成するのに今後必要なペース(2.9万トン/年))削減する。</p>

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置を活用することにより、輸送の効率化に資する機能を有する営業倉庫に対する投資を促進し、輸送と保管の界面で生じている非効率な物流を解消することで、省労働力型の物流体系を構築し、もって我が国の産業や国民生活に必要な物流機能の安定的かつ持続的な確保が図られる。</p>																																																			
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p><適用数及び適用額の推計値> (上段:適用数(単位:件)、下段:適用額(単位:百万円))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>64.3</td> <td>64.3</td> <td>64.3</td> <td>64.3</td> <td>64.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※過去10年間の実績等から推計 ※適用額=取得価額×償却率×割増償却率 ※算出根拠は別紙を参照</p> <p>○現行制度における適用数及び適用額の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>6</td> <td>17</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>28</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>37</td> <td>278</td> </tr> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>22</td> <td>105</td> <td>169</td> <td>220</td> <td>295</td> <td>307</td> <td>228</td> <td>233</td> <td>233</td> <td>197</td> <td>2009</td> </tr> </tbody> </table> <p>※税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績</p> <p>《僅少、偏りがないか》 平成17年度から平成26年度までの物流総合効率化法による認定件数は257件、税制利用は63社あり、約25%が本制度を利用していることから僅少、偏っているとは言えない。</p> <p>《適用実態に関する情報を用いない理由》 本租税特別措置の適用を受けるためには運輸局が発行する税制利用証明書を必要としており、実績については詳細に把握しているところである。 一方、租特透明化法に基づき把握される情報は、本租税特別措置分の適用数のみを抽出することができないため、当該情報を用いることはできない。</p>	H28	H29	H30	H31	H32	20	20	20	20	20	64.3	64.3	64.3	64.3	64.3	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計	件数	6	17	23	28	37	37	28	32	33	37	278	適用額 (百万円)	22	105	169	220	295	307	228	233	233	197	2009
H28	H29	H30	H31	H32																																																	
20	20	20	20	20																																																	
64.3	64.3	64.3	64.3	64.3																																																	
年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計																																										
件数	6	17	23	28	37	37	28	32	33	37	278																																										
適用額 (百万円)	22	105	169	220	295	307	228	233	233	197	2009																																										
		<p>② 減収額</p> <p><減収額の推計値> (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16.4</td> <td>16.4</td> <td>16.4</td> <td>16.4</td> <td>16.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減収額=適用額×税率 ※算出根拠は別紙を参照</p> <p>○現行制度における減収額の推移 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>31</td> <td>51</td> <td>66</td> <td>88</td> <td>92</td> <td>68</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>59</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>	H28	H29	H30	H31	H32	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計	6	31	51	66	88	92	68	69	70	59	600																			
H28	H29	H30	H31	H32																																																	
16.4	16.4	16.4	16.4	16.4																																																	
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計																																											
6	31	51	66	88	92	68	69	70	59	600																																											

		<p>※税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績</p> <p>《適用実態に関する情報を用いない理由》 本租税特別措置の適用を受けるためには運輸局が発行する税制利用証明書を必要としており、実績については詳細に把握しているところである。 一方、租特透明化法に基づき把握される情報は、本租税特別措置分の適用数のみを抽出することができないため、当該情報を用いることはできない。</p>																																				
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H28~H32) 租税特別措置による効果により、輸送保管連携業務施設にかかる輸送の生産性の目標値を十分達成できる見込みであることから、非効率な輸送を解消するという政策目標は達成可能。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H28~H32) 1 運行あたりの所要時間が10時間であったものが、輸送保管連携業務施設を活用することで、荷待ち時間が削減され、9時間になれば、時間当たりの生産性は1/10から1/9へと約11%上昇することになり、租税特別措置による目標を達成する。</p> <p>○現行制度における達成目標の実現状況 現在、目標期間(H27~H28)中のため未集計だが、直近の状況は以下の表のとおり。平成27年3月末における営業倉庫(241件)の排出削減量は140,507トンとなっている。(達成目標29万トンに対する達成率約48%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>35</td> <td>29</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>28</td> <td>36</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>CO2排出 削減量(t)</td> <td>8,899</td> <td>6,856</td> <td>39,756</td> <td>19,892</td> <td>4,874</td> <td>6,339</td> <td>2,479</td> <td>11,637</td> <td>30,714</td> <td>9,061</td> <td>140,507</td> </tr> </tbody> </table> <p>※物流効率化法の認定申請書に記載のCO2削減量を集計</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H28~H32) 租税特別措置が新設されない場合、輸送と保管の界面における労働生産性向上の阻害要因が解消されずに非効率な輸送が継続することとなり、サービス産業全体の労働生産性の向上の足かせとなる可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H28~H32) 租税特別措置による生産性の向上により、効率的な輸送が実現し、物流コストが低減するため企業収益が改善することで税収増に寄与する。</p>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計	件数	22	29	35	29	18	12	15	17	28	36	241	CO2排出 削減量(t)	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	11,637	30,714	9,061	140,507
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計																											
件数	22	29	35	29	18	12	15	17	28	36	241																											
CO2排出 削減量(t)	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	11,637	30,714	9,061	140,507																											
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>租税特別措置においては法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、これを満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能であることから、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い点、また、流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要することから、単年度の予算措置の場合には物流事業者が施設整備計画を立てることが容易ではない点からも本件特例措置には補助金等に比して、手段としての</p>																																				

		妥当性が認められる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	計画策定経費に係る補助金を予算要求中（58百万円の内数）。当該特例措置に係る事業の計画立案段階において、上記計画策定経費を活用することで、事業への参入の動機付けを行う。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を要望。効率的で環境負荷の低い物流の実現は現代の地域社会の発展や人々の生活を豊かにするために不可欠であり、また、最近の大型物流施設は通販物流等に対応するための従業員等、多くの地域雇用を創出している。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月

国税減税額(単年度計算) (百万円)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (A) × (B) × C (D)	減税額 (D) × 税率 25.50%
			耐用年数	定額法 (B)			
営業倉庫							
普通倉庫	14	15,180.1	31	0.033	10%	50.1	12.8
冷蔵倉庫	6	2,965.8	21	0.048	10%	14.2	3.6
合計	20	18,145.9				64.3	16.4

(施設:5年間 割増償却10%)

<普通倉庫>

減税額=取得額×0.033×10%×25.5%

(単位:百万円)

	取得年度					課税対象額
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
取得価格	15,180.1	15,180.1	15,180.1	15,180.1	15,180.1	
28年度	15,180.1					15,180
29年度	15,180.1	15,180.1				30,360
30年度	15,180.1	15,180.1	15,180.1			45,540
31年度	15,180.1	15,180.1	15,180.1	15,180.1		60,720
32年度	15,180.1	15,180.1	15,180.1	15,180.1	15,180.1	75,901

平年度減収額

課税対象額75901(百万円)×0.033×10%×25.5%=64(百万円)

初年度減税額	13 百万円
平年度減税額	64 百万円

<冷蔵倉庫>

減税額=取得額×0.048×10%×25.5%

(単位:百万円)

	取得年度					課税対象額
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
取得価格	2,965.8	2,965.8	2,965.8	2,965.8	2,965.8	
28年度	2,965.8					2,966
29年度	2,965.8	2,965.8				5,932
30年度	2,965.8	2,965.8	2,965.8			8,897
31年度	2,965.8	2,965.8	2,965.8	2,965.8		11,863
32年度	2,965.8	2,965.8	2,965.8	2,965.8	2,965.8	14,829

平年度減収額

課税対象額14829(百万円)×0.048×10%×25.5%=18(百万円)

初年度減税額	4 百万円
平年度減税額	18 百万円

<合計>

減税額=取得額×耐用年数(定額法)×10%×25.5%

(単位:百万円)

	取得年度					課税対象額
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
取得価格	18,145.9	18,145.9	18,145.9	18,145.9	18,145.9	
28年度	18,145.9					18,146
29年度	18,145.9	18,145.9				36,292
30年度	18,145.9	18,145.9	18,145.9			54,438
31年度	18,145.9	18,145.9	18,145.9	18,145.9		72,584
32年度	18,145.9	18,145.9	18,145.9	18,145.9	18,145.9	90,730

平年度減収額

課税対象額90730(百万円)×耐用年数(定額法)×10%×25.5%=82

初年度減税額	17 百万円
平年度減税額	82.0 百万円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	市街地再開発事業における権利変換に伴う権利変動があった場合のグループ法人税制の適用に係る所要の措置の拡充	行政機関名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が年度ごとに予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「平成 24 年度の都市機能更新率の算出 13,863ha ÷ 34,641ha ≒ 40.0%（中略）平成 30 年度 44.0%の達成に向けた残り 1.7%の上昇を、市街地再開発事業の実施により行い、目標達成を目指す」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「本措置による継続的な支援で市街地再開発事業を推進することは、都市機能更新率の向上に寄与するため、税収減を是認する効果がある」等と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
 適用見込地区は、当省の取組であるコンパクトシティ形成支援を通じた地方公共団体へのヒアリングによるもの
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
 平成 24 年度及び 26 年度の都市機能更新率の算出は、以下のとおりとなる。
 ○平成 24 年度の都市機能更新率の算出
 $13,863\text{ha} \div 34,641\text{ha} \approx 40.0\%$
 ○平成 26 年度の都市機能更新率の算出
 $14,132\text{ha} \div 34,641\text{ha} \approx 40.8\%$
 平成 25 年度及び 26 年度の 2 年間に於ける市街地再開発事業以外の要因による都市機能更新率の上昇は 0.75% となっており、この要因による 27 年度から 30 年度までの 4 年間に於ける上昇分は 1.5%（都市機能更新率 42.3%）と推計される。そして、平成 30 年度 44.0% の達成に向けた残り 1.7% の上昇を、市街地再開発事業の実施により行い、目標達成を目指す。
 なお、市街地再開発事業による都市機能更新率への寄与は、毎年実施している地方公共団体への市街地再開発事業実施状況調査を基に把握
- ⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
 市街地再開発事業の実施による効果として、都市機能更新率の上昇以外に、以下のような効果がある（平成 24 年度から 26 年度までの事業完了地区実績による。）。
 ○住宅供給：約 9,500 戸
 ○土地の高度利用：容積率が平均約 6 倍（約 115%→約 640%）
 ○道路等の公共施設の整備：整備率が平均約 2 倍（約 24%→約 42%）
 ○防災性の向上：不燃化率の向上（約 51%→100%）
 ○平均事業費約 145 億円／地区→国庫補助金額の約 6 倍の投資誘発効果
 将来においても市街地再開発事業を支援することで、上記のような効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業における権利変換に伴う権利変動があった場合のグループ法人税制の適用に係る所要の措置の拡充 （国税 4）（法人税：義） （地方税 4）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	【制度の概要】 完全支配関係にある法人間の資産の譲渡により発生した損益に係る課税について、資産を譲り受けた法人による譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由が生じるまでの間、繰り延べが認められているところであるが、市街地再開発事業における権利変換に伴う権利変動があった場合においても、引続き繰り延べを認める。 【要望の内容】 今般、市街地再開発事業について、低未利用地が散在する地方都市におけるまちのにぎわいを再生するため、個別利用区の導入など制度改正を検討しているところである。これに伴い、以下の拡充を要望する。 ・上記について、個別利用区への権利変換に伴う権利変動があった場合、引き続き課税の繰延べを認める。（恒久措置） また、当該制度改正の検討状況等を踏まえ、その他所要の措置を検討する。
3	担当部局	都市局市街地整備課・住宅局市街地建築課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 27 年度 創設
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 有用な既存ストックを残しつつ土地の整理を行い、散在する低未利用地を集約することを可能とする市街地再開発事業の推進により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。 《政策目的の根拠》 まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定） （4）-（イ） 地方都市における経済・生活圏の形成「医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導による都市のコンパクト化により、高齢者と子育て世代にとって、安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現、財政面及び経済面において持続的な都市経営等を推進していく」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 有用な既存ストックを残しつつ土地の整理を行い、散在する低未利用地を集約することを可能とする市街地再開発事業の推進により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合(「都市機能更新率」)を平成30年度までに44.0%とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により支援される市街地再開発事業を通じ、有用な既存ストックを残しつつ土地の整序を行い、散在する低未利用地が集約されることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新が図られる。</p>	
8	有効性等	①: 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> ・本措置は、平成27年度に創設されたばかりであるため、適用実績はない。 ・将来の適用見込みは3地区と想定(ヒアリングによる) ・上記の理由により適用実績はないが、市街地再開発事業は全国で実施され、当該事業で権利変換を望む権利者であれば、一律に適用される措置であるため、想定外に特定の者に適用が偏るものではない。 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本拡充措置に関する数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることは出来ない。
		②: 減収額	<ul style="list-style-type: none"> ・本措置は平成27年度に創設されたものであり、適用実績がないため減収は生じていない。 ・個別利用区制度は、従来施設建築物に権利変換されていた権利者の一部の権利変換先として選択肢が増えるものであり、現行の特例措置による減収額以上の減収増は見込まれない。
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成30年度) 本措置が支援する市街地再開発事業は、政策目的でもある都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業であり、平成24年度から平成26年度にかけて、事業完了地区は35地区増加し、全国で計856地区もの市街地再開発事業が完了している。平成26年度末時点では、全国で149地区が事業中である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成30年度) 本措置は平成27年度に創設されたばかりであるため、実績は無いが、平成30年度には44.0%とすることを目標としており、その達成のために、平成27年度より創設された本措置の継続による目標達成に向けた一層の市街地再開発事業の推進支援が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度以降) 仮に本要望が拡充されなければ、個別利用区へ権利変換される者は権利変換時に税負担が生じ、施設建築物へ権利変換される者との税負担の不公平が生じる。これにより合意形成が難航し事業遅延等が起こる。</p>

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成27度以降) 本措置は平成27年度に創設されたばかりのため、実績はないが、本措置は市街地再開発事業の根幹である権利変換における地権者の円滑な合意形成を支援する側面を有し、それにより市街地再開発事業が円滑に推進され、都市機能更新率が上昇されることが見込まれる。 なお、平成30年度に都市機能更新率44.0%の目標の達成の寄与に向け、全国で事業中である149地区(平成26年度末時点)や事業化見込み地区に対して、本措置による継続的な支援で市街地再開発事業を推進することは、都市機能更新率の向上に寄与するため、税収減を是認する効果があると言える。</p>	
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>市街地再開発事業に関して、本措置の他に事業費に対する補助制度があるが、本措置を予算上で同様に補助することは、従前権利者を個別に捕捉する必要があり、行政の効率性の観点から非効率であるため、租税特別措置で講ずることが的確である。</p> <p>さらに、該当する従前権利者に対して一律に適用されるため、公平原則の観点からも問題なく、税制上の特例措置によることが相当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業費に対する国庫補助は、市街地再開発事業の施行者に対して行うものであり、一方、本措置は、市街地再開発事業の根幹である権利変換を円滑に進めるため、権利者に対して行うものであるため、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p> <p>このように、国庫補助と税制上の特例それぞれが、事業に係る各主体に支援措置を講じ、市街地再開発事業を促進するものである。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置が適用される市街地再開発事業は、都市再開発の長期的かつ総合的なマスタープランである都市再開発方針で定めた再開発促進地区や高度利用地区等の地方公共団体が定める都市計画の目的達成に寄与するため、地方公共団体が協力する相当性はある。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	市街地再開発事業における権利変換において従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合の特例措置の拡充	行政機関名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が年度ごとに予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「平成 24 年度の都市機能更新率の算出 13,863ha ÷ 34,641ha ≒ 40.0%」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「平成 30 年度 44.0%の達成に向けた残り 1.7%の上昇を、市街地再開発事業の実施により行い、目標達成を目指す」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
適用見込地区は、全国の地方公共団体を対象としたコンパクトシティ形成支援チーム会議において行われたヒアリングによるもの
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）
平成 24 年度及び 26 年度の都市機能更新率の算出は、以下のとおりとなる。
○平成 24 年度の都市機能更新率の算出
13,863ha ÷ 34,641ha ≒ 40.0%
○平成 26 年度の都市機能更新率の算出
14,132ha ÷ 34,641ha ≒ 40.8%
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）
平成 25 年度及び 26 年度の 2 年間における市街地再開発事業以外の要因による都市機能更新率の上昇は 0.75% となっており、この要因による 27 年度から 30 年度までの 4 年間における上昇分は 1.5%（都市機能更新率 42.3%）と推計される。そして、平成 30 年度 44.0% の達成に向けた残り 1.7% の上昇を、市街地再開発事業の実施により行い、目標達成を目指す。
なお、市街地再開発事業による都市機能更新率への寄与は、毎年実施している地方公共団体への市街地再開発事業実施状況調査を基に把握

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業における権利変換において従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合の特例措置の拡充 (国税 3) (法人税: 義) (地方税 3) (法人住民税: 義、法人事業税: 義)
2	要望の内容	<p>【制度の概要】</p> <p>① 市街地再開発事業における権利変換において、従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合に、従前資産の譲渡がなかったものとみなす。</p> <p>② 市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に当該清算金について代替資産取得の特例又は 5000 万円特別控除</p> <p>【要望の内容】</p> <p>今般、市街地再開発事業について、低未利用地が散在する地方都市におけるまちのにぎわいを再生するため、個別利用区の導入など制度改正を検討しているところである。これに伴い、以下の拡充を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①について、従前資産に対応して与えられる個別利用区内の宅地を取得した場合について、従前資産の譲渡がなかったものとみなす（恒久措置） ・上記②について、個別利用区内への権利変換において、清算金を取得した場合に当該清算金について代替資産取得の特例又は 5000 万円特別控除（恒久措置） <p>また、当該制度改正の検討状況等を踏まえ、その他所要の措置を検討する。</p>
3	担当部局	都市局市街地整備課、住宅局市街地建築課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 44 年度 創設 昭和 50 年度 拡充(第二種市街地再開発事業による収用又は買取りに伴いその対償として建築施設を取得する場合を追加) 平成元年 拡充(第二種市街地再開発事業における特則型管理処分手続の場合を追加) 平成 14 年度 拡充(施行者に会社施行の場合を追加)
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 有用な既存ストックを残しつつ土地の整序を行い、散在する低未利用地を集約することを可能とする市街地再開発事業の推進により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定） (4)-(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成「医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導による都市のコンパクト化により、高齢者や子育て世代にとって、安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現、財政面及び経済面において持続的な都市経営等を推進していく。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する																																						
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 有用な既存ストックを残しつつ土地の整序を行い、散在する低未利用地を集約することを可能とする市街地再開発事業の推進により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合(「都市機能更新率」)を平成30年度までに44.0%とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により支援される市街地再開発事業を通じ、有用な既存ストックを残しつつ土地の整序を行い、散在する低未利用地が集約されることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新が図られる。</p>																																						
8 有効性等	① 適用数等	<p>①市街地再開発事業における権利変換において、従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合に従前資産の譲渡がなかったものとみなす税制特例の適用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">法人税</th> </tr> <tr> <th>適用地区数</th> <th>適用件数</th> <th>繰延額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>17</td> <td>57</td> <td>35,004</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>36</td> <td>301</td> <td>113,692</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>20</td> <td>110</td> <td>23,862</td> </tr> </tbody> </table> <p>②市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に当該清算金について代替資産取得の税制特例の適用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">法人税</th> </tr> <tr> <th>適用地区数</th> <th>適用件数</th> <th>繰延額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>243</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	法人税			適用地区数	適用件数	繰延額(百万円)	平成24年度	17	57	35,004	平成25年度	36	301	113,692	平成26年度	20	110	23,862	年度	法人税			適用地区数	適用件数	繰延額(百万円)	平成24年度	1	1	243	平成25年度	0	0	0	平成26年度	0	0	0
年度	法人税																																							
	適用地区数	適用件数	繰延額(百万円)																																					
平成24年度	17	57	35,004																																					
平成25年度	36	301	113,692																																					
平成26年度	20	110	23,862																																					
年度	法人税																																							
	適用地区数	適用件数	繰延額(百万円)																																					
平成24年度	1	1	243																																					
平成25年度	0	0	0																																					
平成26年度	0	0	0																																					

		③市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に当該清算金について5,000万円控除の税制特例の適用実績																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">法人税</th> </tr> <tr> <th>適用地区数</th> <th>適用件数</th> <th>控除額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>12</td> <td>36</td> <td>384</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>8</td> <td>27</td> <td>318</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来の適用見込みは3地区と想定(ヒアリングによる) ・本措置の対象である市街地再開発事業は全国で実施され、当該事業で権利変換を望む権利者であれば、一律に適用される措置であるため、想定外に特定の者に適用が偏るものではない。 ・①～③の実績は、平成25年度～平成27年度実施の自治体へのアンケート調査によるもの。 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本拡充措置に関する数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることは出来ない。</p>	年度	法人税			適用地区数	適用件数	控除額(百万円)	平成24年度	12	36	384	平成25年度	8	27	318	平成26年度	6	11	10																			
年度	法人税																																							
	適用地区数	適用件数	控除額(百万円)																																					
平成24年度	12	36	384																																					
平成25年度	8	27	318																																					
平成26年度	6	11	10																																					
	② 減収額	<p>①市街地再開発事業における権利変換において、従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合に従前資産の譲渡がなかったものとみなす税制特例の減収実績額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> <tr> <th colspan="3">減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>8,926</td> <td>1,544</td> <td>2,942</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>28,991</td> <td>5,015</td> <td>9,555</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>6,085</td> <td>785</td> <td>2,026</td> </tr> </tbody> </table> <p>②市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に当該清算金について代替資産取得の税制特例の減収実績額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> <tr> <th colspan="3">減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>62</td> <td>11</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	法人税	法人住民税	法人事業税	減収額(百万円)			平成24年度	8,926	1,544	2,942	平成25年度	28,991	5,015	9,555	平成26年度	6,085	785	2,026	年度	法人税	法人住民税	法人事業税	減収額(百万円)			平成24年度	62	11	21	平成25年度	0	0	0	平成26年度	0	0	0
年度	法人税	法人住民税		法人事業税																																				
	減収額(百万円)																																							
平成24年度	8,926	1,544	2,942																																					
平成25年度	28,991	5,015	9,555																																					
平成26年度	6,085	785	2,026																																					
年度	法人税	法人住民税	法人事業税																																					
	減収額(百万円)																																							
平成24年度	62	11	21																																					
平成25年度	0	0	0																																					
平成26年度	0	0	0																																					

	<p>③市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に当該清算金について、5,000万円控除の税制特例の減収実績額</p> <table border="1" data-bbox="445 240 960 427"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> <tr> <th colspan="3">減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>98</td> <td>17</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>81</td> <td>14</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>・算出根拠は、別紙参照。 ・個別利用区制度は、従来施設建築物に権利変換されていた権利者の一部の権利変換先として選択肢が増えるものであり、現行の特例措置による減収額以上の減収増は見込まれない。</p>	年度	法人税	法人住民税	法人事業税	減収額(百万円)			平成24年度	98	17	33	平成25年度	81	14	27	平成26年度	3	1	1
年度	法人税		法人住民税	法人事業税																
	減収額(百万円)																			
平成24年度	98	17	33																	
平成25年度	81	14	27																	
平成26年度	3	1	1																	
<p>③：効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成24年度～平成30年度) 本措置が支援する市街地再開発事業は、政策目的でもある都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業であり、平成24年度から平成26年度にかけて、事業完了地区は35地区増加し、全国で計856地区もの市街地再開発事業が完了している。平成26年度末時点では、全国で149地区が事業中である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成24年度～平成30年度) 平成24年度に40.0%であった都市機能更新率が平成26年度には40.8%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成30年度には44.0%とすることを目標としており、その達成のために、本措置の継続が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成28年度以降) 仮に本要望が拡充されなければ、個別利用区へ権利変換される者は権利変換時に税負担が生じ、施設建築物へ権利変換される者との税負担の不公平が生じる。これにより合意形成が難航し事業遅延等が起こる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成24年度以降) 項目8-②の減収額実績のとおり、本措置の適用による市街地再開発事業の円滑な事業推進によって、平成24年度に40.0%であった都市機能更新率が平成26年度には40.8%に上昇しており、本措置による政策効果が現れており、税収減を是認する効果があると言える。 項目8-②に記載のとおり、平成28年度以降も過年度の実績額相当の減収が見込まれるが、平成30年度に都市機能更新率44.0%の目標達成に向け、</p>																			

		<p>全国で事業中である149地区(平成26年度末時点)や事業化見込み地区に対して、本措置による継続的な支援で市街地再開発事業を推進することは、都市機能更新率の上昇に寄与するため、税収減を是認する効果があると言える。</p>
<p>9 相当性</p>	<p>①：租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②：他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③：地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>市街地再開発事業に関して、本措置の他に事業費に対する補助制度があるが、本措置を予算上で同様に補助することは、従前権利者を個別に捕捉する必要があり、行政の効率性の観点から非効率であるため、租税特別措置で講ずることが確である。</p> <p>さらに、該当する従前権利者に対して一律に適用されるため、公平原則の観点からも問題なく、税制上の特例措置によることが相当である。</p> <p>なお、本措置は、政策目的である都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資する市街地再開発事業に係る権利変換を円滑に行うために必要不可欠な税であり、存置する必要がある。</p> <p>事業費に対する国庫補助は、市街地再開発事業の施行者に対して行うものであり、一方、本措置は、市街地再開発事業の根幹である権利変換を円滑に進めるため、権利者に対して行うものであるため、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p> <p>このように、国庫補助と税制上の特例それぞれが、事業に関係する各主体に支援措置を講じ、市街地再開発事業を促進するものである。</p> <p>本措置が適用される市街地再開発事業は、都市再開発の長期的かつ総合的なマスタープランである都市再開発方針で定めた再開発促進地区や高度利用地区等の地方公共団体が定める都市計画の目的達成に寄与するため、地方公共団体が協力する相当性はある。</p>
<p>10</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>11</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>—</p>

過年度減収実績額調書（国税・地方税）

項目 市街地再開発事業における権利変換において従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合に係る特例措置の拡充
 ・権利床等を取得した場合に従前資産の譲渡がなかったものとみなす。
 ・清算金を取得した場合の代替資産の特例又は5000万円控除

減収実績額 **22,079**百万円/年

(算出根拠)

1. 前提条件

(1) 市街地再開発事業における権利変換において、従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合に従前資産の譲渡がなかったものとみなす税制特例の適用実績

年度	適用地区数	適用件数	繰延額 (百万円)
平成24年度	17	57	35,004
平成25年度	36	301	113,692
平成26年度	20	110	23,862
年平均	24	156	57,519

(2) 市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に、当該清算金について代替資産取得の税制特例の適用実績

年度	適用地区数	適用件数	繰延額 (百万円)
平成24年度	1	1	243
平成25年度	0	0	0
平成26年度	0	0	0
年平均	1	1	81

(3) 市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に、当該清算金について5,000万円控除の税制特例の適用実績

年度	適用地区数	適用件数	控除額 (百万円)
平成24年度	12	36	384
平成25年度	8	27	318
平成26年度	6	11	10
年平均	9	25	237

2. 上記前提条件に基づき、減収実績額を算出

(1) 市街地再開発事業における権利変換において、従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合に従前資産の譲渡がなかったものとみなす税制特例の減収実績額

【法人税・法人住民税・法人事業税】

(平成24年度実績)

① 法人税の減収額

$$35,004\text{百万円} \times \underline{25.5\%} \doteq \mathbf{8,926\text{百万円(a)}}$$

(※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$$8,926\text{百万円} \times \underline{17.3\%} \doteq \mathbf{1,544\text{百万円(b)}}$$

(※下線部は、市町村分(12.3%)と都道府県分(5%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

i) 法人事業税(所得割)の減収額 $35,004\text{百万円} \times 4.1\% \doteq 1,435\text{百万円}$

ii) 地方法人特別税の減収額 $1,435\text{百万円} \times 105.0\% \doteq 1,507\text{百万円}$

iii) 法人事業税の総減収額

$$1,435\text{百万円} + 1,507\text{百万円} = \mathbf{2,942\text{百万円(c)}}$$

(平成25年度実績)

① 法人税の減収額

$$113,692\text{百万円} \times \underline{25.5\%} \doteq \mathbf{28,991\text{百万円(d)}}$$

(※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$$28,991\text{百万円} \times \underline{17.3\%} \doteq \mathbf{5,015\text{百万円(e)}}$$

(※下線部は、市町村分(12.3%)と都道府県分(5%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

- i) 法人事業税(所得割)の減収額 $113,692\text{百万円} \times 4.1\% \doteq 4,661\text{百万円}$
- ii) 地方法人特別税の減収額 $4,661\text{百万円} \times 105.0\% \doteq 4,894\text{百万円}$
- iii) 法人事業税の総減収額
 $4,661\text{百万円} + 4,894\text{百万円} = 9,555\text{百万円 (f)}$

(平成26年度実績)

① 法人税の減収額

$23,862\text{百万円} \times 25.5\% \doteq 6,085\text{百万円 (g)}$
 (※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$6,085\text{百万円} \times 12.9\% \doteq 785\text{百万円 (h)}$
 (※下線部は、市町村分(9.7%)と都道府県分(3.2%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

- i) 法人事業税(所得割)の減収額 $23,862\text{百万円} \times 5.3\% \doteq 1,265\text{百万円}$
- ii) 地方法人特別税の減収額 $1,265\text{百万円} \times 54.7\% \doteq 692\text{百万円}$
- iii) 法人事業税(付加価値割)の減収額 $23,862\text{百万円} \times 0.29\% \doteq 69\text{百万円}$
- iv) 法人事業税の総減収額
 $1,265\text{百万円} + 692\text{百万円} + 69\text{百万円} = 2,026\text{百万円 (i)}$

- (2) 市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に、当該清算金について代替資産取得の税制特例の減収実績額

【法人税・法人住民税・法人事業税】

(平成24年度実績)

① 法人税の減収額

$243\text{百万円} \times 25.5\% \doteq 62\text{百万円 (j)}$
 (※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$62\text{百万円} \times 17.3\% \doteq 11\text{百万円 (k)}$
 (※下線部は、市町村分(12.3%)と都道府県分(5%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

- i) 法人事業税(所得割)の減収額 $243\text{百万円} \times 4.1\% \doteq 10\text{百万円}$
- ii) 地方法人特別税の減収額 $10\text{百万円} \times 105.0\% \doteq 11\text{百万円}$
- iii) 法人事業税の総減収額 $10\text{百万円} + 11\text{百万円} = 21\text{百万円 (l)}$

(平成25年度実績)

① 法人税の減収額

$0\text{百万円} \times 25.5\% = 0\text{百万円 (m)}$
 (※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$0\text{百万円} \times 17.3\% = 0\text{百万円 (n)}$
 (※下線部は、市町村分(12.3%)と都道府県分(5%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

- i) 法人事業税(所得割)の減収額 $0\text{百万円} \times 4.1\% = 0\text{百万円}$
- ii) 地方法人特別税の減収額 $0\text{百万円} \times 105.0\% = 0\text{百万円}$
- iii) 法人事業税の総減収額 0百万円 (o)

(平成26年度実績)

① 法人税の減収額

$0\text{百万円} \times 25.5\% = 0\text{百万円 (p)}$
 (※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$0\text{百万円} \times 12.9\% = 0\text{百万円 (q)}$
 (※下線部は、市町村分(9.7%)と都道府県分(3.2%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

- i) 法人事業税(所得割)の減収額 $0\text{百万円} \times 5.3\% = 0\text{百万円}$
- ii) 地方法人特別税の減収額 $0\text{百万円} \times 54.7\% = 0\text{百万円}$
- iii) 法人事業税(付加価値割)の減収額 $0\text{百万円} \times 0.29\% = 0\text{百万円}$
- iv) 法人事業税の総減収額 0百万円 (r)

- (3) 市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に、当該清算金について5,000万円控除の税制特例の減収実績額

【法人税・法人住民税・法人事業税】

(平成24年度実績)

① 法人税の減収額

$384\text{百万円} \times 25.5\% \doteq 98\text{百万円 (s)}$
 (※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$98\text{百万円} \times 17.3\% \doteq 17\text{百万円 (t)}$
 (※下線部は、市町村分(12.3%)と都道府県分(5%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

i) 法人事業税(所得割)の減収額 $384\text{百万円} \times 4.1\% \approx 16\text{百万円}$

ii) 地方法人特別税の減収額 $16\text{百万円} \times 105.0\% \approx 17\text{百万円}$

iii) 法人事業税の総減収額

$16\text{百万円} + 17\text{百万円} = 33\text{百万円 (u)}$

(平成25年度実績)

① 法人税の減収額

$318\text{百万円} \times 25.5\% \approx 81\text{百万円 (v)}$

(※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$81\text{百万円} \times 17.3\% \approx 14\text{百万円 (w)}$

(※下線部は、市町村分(12.3%)と都道府県分(5%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

i) 法人事業税(所得割)の減収額 $318\text{百万円} \times 4.1\% \approx 13\text{百万円}$

ii) 地方法人特別税の減収額 $13\text{百万円} \times 105.0\% \approx 14\text{百万円}$

iii) 法人事業税の総減収額

$13\text{百万円} + 14\text{百万円} = 27\text{百万円 (x)}$

(平成26年度実績)

① 法人税の減収額

$10\text{百万円} \times 25.5\% \approx 3\text{百万円 (y)}$

(※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$3\text{百万円} \times 12.9\% \approx 1\text{百万円 (z)}$

(※下線部は、市町村分(9.7%)と都道府県分(3.2%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

i) 法人事業税(所得割)の減収額 $10\text{百万円} \times 5.3\% \approx 0.5\text{百万円}$

ii) 地方法人特別税の減収額 $0.5\text{百万円} \times 54.7\% \approx 0.3\text{百万円}$

iii) 法人事業税(付加価値割)の減収額 $10\text{百万円} \times 0.29\% \approx 0.03\text{百万円}$

iv) 法人事業税の総減収額

$0.5\text{百万円} + 0.3\text{百万円} + 0.03\text{百万円} \approx 1\text{百万円 (α)}$

1年あたりの減収実績額 : ((a) + (b) + (c) + (d) + (e) + (f) + (g) + (h) + (i) + (j) + (k) + (l) + (m) + (n) + (o) + (p) + (q) + (r) + (s) + (t) + (u) + (v) + (w) + (x) + (y) + (x) + (α)) ÷ 3 ≈ 22,079百万円/年

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	行政機関名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「高齢者向け住宅とは、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジングのことであり、国交省・厚労省において、地方自治体及び供給事業者に対するアンケート等を行い、実績を把握し、高齢者（65歳以上）人口（総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2012年1月推計）」における割合を算出している」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- 過去の効果・達成目標の実現状況について、「平成25年度実績103件、平成26年度実績132件の適用が見込まれており、戸数に換算すると、登録1事業者あたり約47戸であることを踏まえ、少なくとも約6200戸の適用が見込まれており、目標達成に向けて本税制による供給促進効果が伺える」と説明されているが、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「平成28年度111件の適用が見込まれており、戸数に換算すると、登録1事業者あたり47戸であることを踏まえ、少なくとも約5000戸の供給促進効果がある」と説明されているが、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「本租税特別措置により、約5000戸の供給に寄与する見込みであるが、現在の目標は本租税特別措置等による供給促進により達成する見込みであることから、本租税特別措置による支援は目標達成に寄与するものと考えられる」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
- 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

＜点検結果表の別紙＞

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
- ④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
- ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 25 年度）により、平成 25 年度における割増償却における適用件数は、103 件（①）
 - ・国交省調査（地方自治体に対するアンケート）により、平成 25 年度における竣工済のサービス付き高齢者向け住宅は、11.9 万戸（②）
 - 平成 26 年度における竣工済のサービス付き高齢者向け住宅は、15.3 万戸（③）
 - 平成 27 年度における竣工済のサービス付き高齢者向け住宅の見込戸数は、年間約 3 万戸の新規竣工を仮定し、③+3 万戸=18.3 万戸（④）
 - ・平成 26 年度における割増償却の適用件数は、①×③÷②=132 件（⑤）
 - ・平成 27 年度以降における適用件数は、⑤×④÷③=158 件（⑥）
 - ・平成 28 年度以降は、割増償却の期間が 5 年間であることを踏まえ、27 年度の適用件数が継続すると仮定するとともに、医療・介護施設の併設要件を追加することから、⑥×7 割（26 年度末登録情報より）=111 件
- ・本税制は、平成 13 年度に創設した高齢者向け優良賃貸住宅供給促進税制から継続して延長されているものであるため、実績として高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の実績も記載している。
- なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において記載されているサービス付き高齢者向け住宅の適用件数は以下のとおり。
- 平成 23 年度：14 件、24 年度：30 件
- ③ 僅少・偏りの状況（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
- ・前回評価時の将来推計は、1 物件=1 法人として、推計したもの
 - ・同様に、1 物件=1 法人と仮定すると、サービス付き高齢者向け住宅における 1 物件当たりの平均戸数は約 32 戸であり、103 件×32 戸=3,296 戸（平成 25 年度）であることから、想定外に僅少でない。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
- 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている「適用総額」に対して、法人税率を基本税率として減収額を試算したものであり、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握をしている。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
- 高齢者向け住宅とは、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム及びシルバーハウジングのことであり、国土交通省・厚生労働省において、地方自治体及び供給事業者に対するアンケート等を行い、実績を把握し、高齢者（65 歳以上）人口（総務

省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2012 年 1 月推計）」における割合を算出している。

平成 25 年度の適用実績は 103 件、26 年度は 132 件の適用が見込まれており、戸数に換算すると、登録 1 事業者あたり約 47 戸であることを踏まえ、少なくとも約 6,200 戸の適用が見込まれており、目標達成に向けて本税制による供給促進効果がうかがえる。

- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
- 1.7%（平成 23 年度）から 2.1%（26 年度）の上昇ペースを維持すると仮定した場合、29 年度は約 2.5%の達成が見込まれている。
 - 平成 28 年度 111 件の適用が見込まれており、戸数に換算すると、登録 1 事業者あたり 47 戸であることを踏まえ、少なくとも約 5,000 戸の供給促進効果がある。
- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
- 平成 23 年度：29 百万円、24 年度：35 百万円、25 年度：89 百万円の減収額を「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づいて把握しているが、当該減収額と比較して、⑦に記載のとおり、少なくとも約 6,200 戸（25 年度）に適用されていることから、租税特別措置等の税収減を是認するような効果がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
- 本租税特別措置により、約 5,000 戸の供給に寄与し、現在の目標は本租税特別措置等による供給促進により達成する見込みであることから、本租税特別措置による支援は目標達成に寄与するものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 (国税24)(法人税:義)
2	要望の内容	(1)現行制度の概要 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という。)で新築されたものを取得し、又はサ高住を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、 ① 平成27年3月31日までに取得し、又は新築したものについては、5年間2.8割増(耐用年数35年以上のものについては4割増) ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得し、又は新築したものについては、5年間1.4割増(耐用年数35年以上のものについては2割増) で償却する。 (2) 要望の内容 (1)②の適用要件に医療・介護施設の併設要件を追加し、適用期限(平成28年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	住宅局安心居住推進課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成15年度 延長・縮減 平成17年度 延長 平成19年度 延長・縮減 平成21年度 延長・拡充 平成23年度 延長・拡充 平成25年度 延長
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の住宅ストックのうち、高齢者が要介護状態になっても安心して暮らせる住宅が不足している状況を踏まえ、医療・介護サービスとの連携が図られたサ高住の供給を促進することにより、高齢者に適した住まいの確保を図る。 《政策目的の根拠》 ○「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)において、「在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築すること」、「医療、介護と一体的に提供することが効果的な健康サービスや在宅医療・介護の拡大に対応した高齢者向け住宅(中略)の供給を拡大する」ことが位置付けられている。 ○「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)において、「医療・介護・住宅が連携し高齢者が安心して暮らせる住まいを確保するため、サ

		<p>一サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進する」ことが位置付けられている。</p> <p>○「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)中短期工程表(国民の「健康長寿」の延伸^⑩)において、「サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地や質の確保に向けた取組の実施」が位置付けられている。</p> <p>○「健康・医療戦略」(平成26年7月22日閣議決定)において、「高齢期に自宅で長く自立して健康で快適に暮らせるよう(中略)サービス付き高齢者向け住宅等の整備」を行うことが位置付けられている。</p> <p>○「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、「在宅サービス・居住系サービスの強化として、「サービス付き高齢者住宅を充実させる」ことが位置付けられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含。
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成32年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を3～5%とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 高齢者人口に対する高齢者向けの住宅の割合 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 医療・介護施設を併設したサ高住の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を平成32年度までに3～5%とすることで、高齢者に適した住まいの確保が図られる。
8	有効性等	① 適用数等 〈適用数〉 平成23年度 38件 平成24年度 49件 平成25年度 103件 平成26年度 132件 平成27年度 158件(見込み) 平成28年度 111件(見込み) 平成29年度 111件(見込み) ※平成23年度から平成25年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている「適用件数」(平成23～24年度は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却を含む。) ※平成26年度以降は、平成25年度実績値及びサ高住の供給量の増加を踏まえ、国土交通省において推計。 〈適用額〉 平成23年度 98百万円 平成24年度 136百万円 平成25年度 349百万円

		<p>平成 26 年度 447 百万円 平成 27 年度 267 百万円(見込み) 平成 28 年度 187 百万円(見込み) 平成 29 年度 187 百万円(見込み)</p> <p>※平成 23 年度から平成 25 年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている「適用総額」(平成 23～24 年度は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却を含む。)</p> <p>※平成 26 年度以降は、平成 25 年度実績値及びサ高住の供給量の増加を踏まえ、国土交通省において推計。</p>
②	減収額	<p>平成 23 年度 29 百万円 平成 24 年度 35 百万円 平成 25 年度 89 百万円 平成 26 年度 114 百万円 平成 27 年度 64 百万円(見込み) 平成 28 年度 45 百万円(見込み) 平成 29 年度 45 百万円(見込み)</p> <p>※平成 23 年度から平成 25 年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている「適用総額」(平成 23～24 年度は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却を含む。))に対して、法人税率を基本税率として減収額を試算。</p> <p>※平成 26 年度以降は、平成 25 年度実績値及びサ高住の供給量の増加を踏まえ、国土交通省において推計。</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度)</p> <p>現在、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は 10.7%にとどまっており、また、サ高住における医療・介護施設の併設状況は不十分であるなど、高齢者が要介護状態になっても安心して暮らせる住宅が不足している状況にある。</p> <p>本租税特別措置等により、医療・介護施設を併設したサ高住の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合(平成 32 年度までに 3～5%)を引き上げることにより、高齢者に適した住まいの確保を図ることができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度)</p> <p>本租税特別措置は、平成 23 年度にサ高住の登録制度の創設と併せて拡充されているところであり、結果、平成 26 年度末にはサ高住の竣工戸数にして約 15.3 万戸の供給に寄与している。</p> <p>高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は 1.7%(H23)から 2.1%(H26)と上昇しており、このペースを維持することにより、平成 32 年度に 3～5%の目標値を達成すると見込まれる。</p> <p>※有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、サ高住、高齢者向け優良賃貸住宅等の戸数(国土交通省アンケート調べ、厚生労働省老健局調べ)に基づいて算出。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度)</p> <p>租税特別措置が拡充・延長されなかった場合、サ高住の供給に向けた投資意欲が弱まる等により、高齢者に適した住まいの確保が困難になる。</p>

			<p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度)</p> <p>2025 年には団塊の世代が後期高齢者となる状況等を踏まえ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現のためには、税制特例の誘因措置を通じて、事業者により供給される住宅を、医療・介護施設が併設されたサ高住に誘導する必要がある。</p> <p>本特例措置により、一定の減収が見込まれるが、一方、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は 1.7%(H23)から 2.1%(H26)と着実に上昇しており、平成 32 年には目標値を達成する見込みであることから、租税減を是認する効果があると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅整備事業(平成 27 年度予算額 320 億円)</p> <p>【事業内容】 サ高住の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO 等に直接補助を行う。</p> <p>【補助対象】 登録されたサ高住</p> <p>【補助額】 建築費の 1/10、改修費の 1/3(国費上限 100 万円/戸)</p> <p>上記の予算上の措置は、サ高住の共用部分の整備に対する支援であり、イニシャルコストの一部を軽減する役割である。本特例は、専用部分の整備に対する支援であり、また、当初 5 年間にわたり課税の繰り延べを行う選択肢を与えるものであることから、事業初期の継続性を支援する役割である。以上のことから、明確に役割分担が図られている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>租税特別措置の拡充・延長により、民間活力を利用したサ高住の更なる供給が促進されることとなり、各地方公共団体における高齢者の居住の安定の確保に寄与することとなる。</p>	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月(平成 25 年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	J R北海道及びJ R四国に対する鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金に係る圧縮記帳の拡充	行政機関名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が年度ごとに予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「現在、圧縮記帳が認められている鉄道・運輸機構の補助金は、国費を財源としていることから他の国庫補助金等と同様に、法人税法において一律的に圧縮記帳することが認められているものである。このため、今般要望している鉄道・運輸機構からの助成金とは政策目的及び法令根拠が異なることから、過去の効果を把握することは困難である」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「圧縮記帳が認められることにより平成28年度から平成32年度の5年間、平年度で約244百万円の減収額が見込まれる。また、圧縮記帳の効果として、減価償却費が費用化されないことにより、計画期間中に年平均約29億円（J R北海道17億円、J R四国12億円）の経常利益の改善効果が見込まれる」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「鉄道・運輸機構からJ R北海道・J R四国に対し交付された各種補助金については、各年度において交付額が圧縮記帳されており、それぞれの補助金の効果が最大化され、それぞれの補助金の政策目標の達成に寄与」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「鉄道・運輸機構からJ R北海道・J R四国への助成金交付額（中略）について圧縮記帳を行うことにより、J R北海道、四国への助成金の効果が最大化され、平成32年度における目標である、売上高経常利益率1%を達成する見込みであり、両社の経営自立が促進されることとなる」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

現在、圧縮記帳が認められている独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の補助金は、国費を財源としていることから他の国庫補助金等と同様に、法人税法において一律的に圧縮記帳することが認められているものである。このため、今般要望している独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金とは政策目的及び法令根拠が異なることから、過去の効果を把握することは困難である。

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

圧縮記帳が認められることにより平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間、平年度で約 244 百万円の減収額が見込まれる。

また、圧縮記帳の効果として、減価償却費が費用化されないことにより、計画期間中に年平均約 29 億円（JR 北海道 17 億円、JR 四国 12 億円）の経常利益の改善効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	JR北海道及びJR四国に対する鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金に係る圧縮記帳の拡充 (国税14)(法人税:外)
2	要望の内容	債務等処理法附則第5条第1項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「鉄道・運輸機構」)がJR旅客会社(JR北海道、JR四国)に交付する助成金に対し、法人税法第42条に基づく圧縮記帳の特例の対象に追加する。(拡充)
3	担当部局	鉄道局 総務課企画室、鉄道事業課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年 創設(鉄道・運輸機構の補助金を追加)
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 JR旅客会社等については、累次の閣議決定により「経営基盤の確立等条件が整い次第、できる限り早期に完全民営化を行う」ことが、国鉄改革以来の基本的な方針となっている。この方針に従い、完全民営化の前提となる安定的な経営基盤を確立するため、鉄道・運輸機構を通じた設備投資支援を行う。 JR北海道、JR四国については、国鉄改革から28年目を迎えるにも関わらず、低金利の長期化による経営安定基金の運用益の減少、高速道路網の発達、少子高齢化の進展による人口減少による輸送需要の減少等により厳しい経営環境にあり、今なお、健全な事業体としての経営基盤を確立するに至っていないことから、JR北海道及びJR四国の経営基盤の確立による経営自立を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 「国鉄改革のための基本的方針について」抄 (昭和60年10月11日閣議決定) 第1 効率的な経営形態の確立 1. 旅客鉄道会社 (1) 旅客鉄道を、日本国有鉄道再建監理委員会の「国鉄改革に関する意見」(以下「意見」という。)の趣旨に沿って、本州三社並びに北海道、四国及び九州の各社に分割し、それぞれ日本国有鉄道の出資による特殊会社とする。なお、これらの旅客鉄道会社は、経営基盤の確立等諸条件が整い次第、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とすることとする。</p> <p>「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則」抄 (平成10年10月19日 法律第136号) (機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務) 第五条</p>

		<p>機構は、平成三十三年三月三十一日までの間、機構法第十二条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社に対し、老朽化した鉄道施設等(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。以下この項において同じ。)の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができる。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国鉄改革は、日本国有鉄道改革法等に基づき行われた、政府全体及び国土交通省の政策体系の中で優先度や緊急性の高い政策である。</p> <p>政策目標8 都市・地域交通等の快適性・利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる 施策目標27 地域公共交通の維持・活性化を図る</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 JR北海道及びJR四国の安定的な経営基盤の確立による経営自立を図る。(平成32年度に売上高経常利益率1%を達成)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 売上高経常利益率(%)【経常利益/売上高】</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 圧縮記帳を認めることにより、JR北海道及びJR四国への助成金の効果が最大化され、両社の経営自立が促進される。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>・過去の適用実績および今後の適用見込みについて</p> <p>平成22年度 2事業者(JR北海道、JR四国) 401 百万円 平成23年度 2事業者(JR北海道、JR四国) 165 百万円 平成24年度 1事業者(JR北海道) 87 百万円 平成25年度 1事業者(JR四国) 126 百万円 平成26年度 1事業者(JR北海道) 90 百万円 平成27年度 2事業者(JR北海道、JR四国) 平成28年度 2事業者(JR北海道、JR四国) 平成29年度 2事業者(JR北海道、JR四国) 平成30年度 2事業者(JR北海道、JR四国) 平成31年度 2事業者(JR北海道、JR四国) 平成32年度 2事業者(JR北海道、JR四国)</p> <p>※上記実績については、事業者からの聞き取りによる。なお、今般の要望は法人税法第42条に基づく圧縮記帳の対象を拡充するものであるため、租税特別措置の適用実態調査の対象ではなく、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることは出来ない。</p> <p>※JR北海道には平成28年度以降5年間で370億円、JR四国には平成28年度以降5年間で183億円、助成金を交付見込み(鉄道・運輸機構からの聞き取りによる)(年度ごとの交付額については未定)。</p> <p>※なお、今般の要望については、鉄道・運輸機構からJR北海道及びJR四国へ交付する助成金について、圧縮記帳の対象に加えるものであり、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていない。</p>
	② 減収額	<p>平成22年度～平成26年度実績(減収額)</p> <p>平成22年度 102 百万円 平成23年度 42 百万円</p>

		<p>平成24年度 22 百万円 平成25年度 32 百万円 平成26年度 23 百万円</p> <p>※減収額については、各年度の圧縮額に、法人税率(25.5%と仮定)を乗じて得た理論値としての金額。</p> <p>平成28年度からの見込(減収額)</p> <p>平成28年度～平成32年度 244 百万円</p> <p>※年度ごとの交付額については未定。</p> <p>※実績・見込ともに事業者からの聞き取りによる。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成22年度～平成26年度、平成28年度～平成32年度)</p> <p>・平成22年度～平成26年度について 各事業者において、必要に応じて各補助金が交付されており、それぞれの補助金の政策目標の達成に寄与。</p> <p>・平成28年度～平成32年度について JR北海道には平成28年度以降5年間で300億円、JR四国には平成28年度以降5年間で56億円の助成金の交付を見込んでいる。この助成金により取得した固定資産等の圧縮記帳を認めることにより、助成金の効果が最大化され、JR北海道及びJR四国の経営自立が促進される。</p> <p>なお、今般の要望については、現行の圧縮記帳の対象である鉄道・運輸機構を通じた国庫補助に対し、根拠法令が別途の国庫補助以外の上記助成金も追加するものであり、過去の実績と対応するものではない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成22年度～平成26年度、平成28年度～平成32年度)</p> <p>・平成22年度～平成26年度について 各事業者において、各種補助金交付額が圧縮記帳されており、それぞれの補助金の効果が最大化され、政策目標の達成に寄与。</p> <p>・平成28年度～平成32年度について JR北海道、四国への助成金の効果が最大化され、両社の経営自立が促進される(なお、租税特別措置等により達成しようとする目標(平成32年度において売上高経常利益率1%を達成)について、定量的に実現状況を予測することは困難である。)</p> <p>※平成22年度～平成26年度、平成28年度～平成32年度ともに、事業者への聞き取りによる。</p> <p>なお、今般の要望については、現行の圧縮記帳の対象である鉄道・運輸機構を通じた国庫補助に対し、根拠法令が別途の国庫補助以外の上記助成金も追加するものであり、過去の実績と対応するものではない。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成28年度～平成32年度)</p> <p>JR北海道、四国の設備投資の助成金について法人税等が課せられることになり、助成金の効果が十分に得られず、経営自立が困難となる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成22年度～平成26年度、平成28年度～平成32年度)</p> <p>・平成22年度～平成26年度について 鉄道・運輸機構からJR北海道・JR四国に対し交付された各種補助金については、各年度において交付額が圧縮記帳されており、それぞれの補助金の効果が最大化され、それぞれの補助金の政策目標の達成に寄与。</p> <p>・平成28年度～平成32年度について</p>

		<p>鉄道・運輸機構からJR北海道・JR四国への助成金交付額（JR北海道へ5年間370億円、JR四国へ5年間183億円）について圧縮記帳を行うことにより、JR北海道、四国への助成金の効果が最大化され、平成32年度における目標である、売上高経常利益率1%を達成する見込みであり、両社の経営自立が促進されることとなる。</p> <p>※平成22年度～平成26年度、平成28年度～平成32年度ともに、事業者への聞き取りによる。</p> <p>なお、今般の要望については、現行の圧縮記帳の対象である鉄道・運輸機構を通じた国庫補助に対し、根拠法令が別途の国庫補助以外の上記助成金も追加するものであり、過去の実績と対応するものではない。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>JR北海道及びJR四国については、国鉄時代からの老朽化した車両や施設等の設備投資への支援を通じ、経営基盤の確立を図ることによる経営自立を目的として、平成23年度より、鉄道・運輸機構を通じて設備投資支援を行っている。しかしながら助成金の受入れに対して法人税が課税されることにより、経営基盤の確立のための助成金の効果が減少することとなるため、設備投資に係る補助金について圧縮記帳をする必要がある。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR北海道、JR四国及びJR九州並びにJR貨物が旧国鉄から承継した資産に係る特例措置（固定資産税・都市計画税） ・JR北海道、JR四国及びJR九州が所有し、又は借り受け、若しくは利用する事業用固定資産に係る特例措置（固定資産税・都市計画税） ・JR北海道、JR四国及びJR九州の資本割の課税標準に係る特例措置（法人事業税） <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解	<p>「JR北海道再生のための提言書」(平成27年6月26日)(抜粋)</p> <p>1 要旨</p> <p>2 これからのJR北海道について</p> <p>(4)国、自治体、地域の皆様をお願いしたいこと</p> <p>鉄道輸送の安全を維持するため、何よりも、JR北海道は前述したとおり、最大限の自助努力を行わなくてはならない。しかし、それでも、JR北海道の構造的な問題を解決することは困難であり、輸送機関として安全で持続可能な経営を可能とし、公共交通機関としての責務を今後とも果たし続けることができるよう、国、自治体、地域の皆様など、各ステークホルダーに対して以下のことをお願いしたい。</p> <p>まず、当面必要となる安全投資や修繕の資金について、国による財政的な支援をお願いしたい。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（開発保全整備計画に係る事業）	行政機関名	国土交通省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額が税目ごとに把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることとなることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄等の補足説明）
 達成すべき水準については、低・未利用地の面積を増加させない観点から、基準年として設定した平成15年度と同じ13.1万haとしている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（国税）（所得税：外、法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	個人又は法人がその有する土地等を、国土利用計画法に基づく地域の開発、保全又は整備に関する計画（土地利用基本計画の一部。以下「開発保全整備計画」という。）に係る事業のために、国、地方公共団体等に譲渡した場合に、同一年内の譲渡について、年1,500万円を限度として、その譲渡所得を特別控除。（法第34条の2第2項第19号、第65条の4第1項第19号、第68条の75第1項）
3	担当部局	国土政策局総合計画課国土管理企画室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年度 新規
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 開発保全整備計画に係る事業を円滑に実施する。 ----- 《政策目的の根拠》 国土利用計画法（昭和49年6月25日法律第92号、最終改正平成17年7月29日同89号） （目的） 第一条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域の開発、保全又は整備に関する事業が推進されることにより、国民の生活向上に資する。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 低・未利用地の面積 13.1万ha（平成15年度）→13.1万ha（平成25年度） ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 開発保全整備計画に係る事業を実施するためには事業用地の確保は不可欠であり、早期に事業の効果を発現するためには、事業用地の取得を迅速に行う必要がある。このような状況の中で、開発保全整備計画に係る事

			業に関して、国、地方公共団体等への土地等の譲渡について軽減措置を講じている現行税制は、土地所有者の理解と協力を得る上で重要な役割を果たしており、本特例措置なくしては土地所有者の協力を得ることは困難である。
8	有効性等	① 適用数等	<p>H24年度 0件 (適用額 0円) H25年度 0件 (適用額 0円) H26年度 2件(個人1件、法人1件) (適用額 不明)</p> <p>※推計方法…都道府県に対するアンケート調査の回答による。 ・平成24年・25年については都道府県へのアンケート調査の結果適用実績がないことが分かっているためであり、26年度についてはまだアンケート調査が終了しておらず、参照できないためである。 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除」の全件を合算した数値情報はあるものの、本件(開発保全整備計画にかかる租特)のみの数値を抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。</p> <p>(適用数等が想定外に僅少でないかどうか、特定の者に偏っていないかどうか) ・開発保全整備計画の策定状況に照らして、適用数は想定範囲内と考えられる。 ・全国各地の事業において複数の個人または法人に適用がなされている。</p>
		② 減収額	<p>H24年度、H25年度 0(百万円) H26年度 19(百万円) ※推計方法…都道府県に対するアンケート調査の回答による。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(H24～H26) 平成26年度に宮城県内において緑地整備計画事業で2件の土地の買い入れを実施</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(H24～H26) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることとなることから、本租税特別措置による税收減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	開発保全整備計画に係る事業に協力し、土地を譲渡する者にとって、譲渡益に対する課税のあり方は重要な判断要素となるため、当該措置には妥当性が認められる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き反映する
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	行政機関名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄等の補足説明）
最低居住面積水準未達率の目標達成時期については、平成23年3月15日に閣議決定した住生活基本計画（計画期間：平成23年度から32年度まで）の中で、32年度までに解消することとしている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 (国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人が、農住組合法による交換分合により交換取得資産を取得した場合、圧縮限度額の範囲でその帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。
3	担当部局	国土交通省土地建設産業局企画課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 56 年度 税制措置創設(恒久措置)
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する</p> <p>《政策目的の根拠》 「住生活基本計画(平成 23 年 3 月 15 日閣議決定)」において、「市街化区域内農地については、市街地内の貴重な緑地資源であることを十分に認識し、保全を視野に入れ、農地と住宅地が調和したまちづくりなど計画的な利用を図る」とされており、本特例は政府の方針に沿うものである。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 2 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 最低居住面積水準未達率4.3%(平成20年)を早期に解消する 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・最低居住面積水準未達率※ 早期に解消 ※健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模(最低居住面積水準)未達の住宅に居住する世帯の割合。(A/B)※※ ※※A:最低居住面積水準未達世帯数 B:主世帯総数 注 最低居住面積水準(住生活基本計画(全国計画)において設定)の概要 (1)単身者 25 m² (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) (2)2人以上の世帯 10 m²×世帯人数+10 m² 注 主世帯:一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。</p>

		<p>・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率※ 全国 :40%(平成20年)→50%(平成27年)※※ 大都市圏:35%(平成20年)→50%(平成32年)※※ ※子育て世帯(注1)のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準(注2))を満たす住宅に居住する世帯の割合(A/B) ①A:子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B:子育て世帯総数 ②A:大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B:大都市圏の子育て世帯総数 注1 子育て世帯:構成員に18歳未満の者が含まれる世帯 注2 誘導居住面積水準:住生活基本計画(全国計画)において設定 (1)一般型誘導居住面積水準 都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定 ①単身者 55 m² (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) ②2人以上の世帯 25 m²×世帯人数+25 m² (2)都市居住型誘導居住面積水準 都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定 ①単身者 40 m² (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) ②2人以上の世帯 20 m²×世帯人数+15 m² ※※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成 27 年度および平成 32 年度までの目標を設定しており、平成 30 年度における目標値は設定していない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例によって、居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。</p>												
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用件数(実績) (分析対象期間:H24~26) (単位:法人、ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(算出根拠:H24-H25 租税特別措置の適用実態調査、H26 各法人に確認) 農住組合が事業を行う際、必ずしも交換分合を行うわけではないため、上記期間中の適用実績はない。しかし、現在 5 地区で農住組合が事業中、もしくは事業準備中であり、本措置の適用が見込まれることから、本措置は引き続き必要である。</p>	区分	H24	H25	H26	適用件数	0	0	0	面積	0	0	0
区分	H24	H25	H26											
適用件数	0	0	0											
面積	0	0	0											

			また、本措置は、交換分合計画に沿って土地を交換した者を対象としているため、特定の者への偏りがあるものではない。								
		②: 減収額	減収額(実績) (分析対象期間: H24~26) (単位: 百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> (算出根拠: H24-H25 租税特別措置の適用実態調査、H26 各法人に確認)	区分	H24	H25	H26	減収額	0	0	0
区分	H24	H25	H26								
減収額	0	0	0								
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H24~26) 適用はない。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H24~26) 適用はない。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H24~26) 適用はない。								
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	交換分合による土地の譲渡等を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的である。このため、予算上の措置(補助事業)と比較して、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法を取ることが適切である。								
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。								
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。								
10	有識者の見解		—								
11	評価結果の反映の方向性		交換分合による土地の譲渡等を円滑化することにより、農地と住宅地が調和した優良な宅地の供給促進を図る本特例は、居住の安定確保や暮らしやすい居住環境の形成、安全・安心な社会の構築をしていく上で必要不可欠である。 目標となる最低居住面積水準未達率、子育て世帯における誘導居住面積水準については、目標達成途上にあることから、引き続き存続すべき制度である。								
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—								

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定目的会社に係る課税の特例	行政機関名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（不動産証券化市場を活性化し、当該市場の健全な発展を図ることにより、我が国金融・資本市場の競争力を強化する）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
 過去の適用額について、「関東財務局に提出された特定目的会社の財務関係書類からの推計」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
 過去の適用数及び適用額（平成 24 年度及び 25 年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
 過去の減収額（平成 26 年度）が把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況（平成 26 年度）が把握されていない。
 過去の効果・達成目標の実現状況について、「特定目的会社の資産対応証券の発行残高は 9.9 兆円（平成 25 年 9 月末）」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、「特定目的会社に係る課税の特例がない場合、不動産証券化市場が発展しなかった、つまり、そもそも税収を生じるべきビジネスがなかったと考えられることから、税収減は生じないと考えられる」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
適用数については特定目的会社の届出件数を用いている。平成 27 年 3 月末の届出件数は 762 社
適用額については、関東財務局に提出された特定目的会社の財務関係書類からの推計によれば、
平成 24 年度 6,072 億円、25 年度 3,494 億円、26 年度 4,080 億円である。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 24 年度）を基に試算した減収額（実
績推計）及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 25 年度）を基に試算し
た減収額（実績推計）によれば、平成 24 年度は 552 億円の減収額、25 年度は 597 億円の減収額と
推計される。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現
状況」欄の補足説明）
特定目的会社制度の存立は租税特別措置が前提となっている。不動産証券化市場において、商
品・資金供給の担い手のニーズに応じた投資ビークル（器）の一つとして特定目的会社が活用され
ており、特定目的会社の資産対応証券の発行残高は 9.9 兆円（平成 25 年 9 月末）である。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	特定目的会社に係る課税の特例 (国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、事業税:義)	
2	租税特別措置等の内容	資産の流動化に関する法律第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社のうち 一定の要件を満たすものが支払う利益の配当の額については損金の額に算 入することが認められる等の措置。	
3	担当部局	土地・建設産業局 不動産市場整備課	
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充等が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 22 年度および平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件等の見直しが行 われた。	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定目的会社を活用した不動産証券化を促進することにより、不動産投資市 場を活性化化する。 《政策目的の根拠》 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜 粋) 「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進 や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開 発事業の円滑な推進を図る。」 ○ 資産の流動化に関する法律(平成十年六月十五日法律第百五号) (第 1 条) この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の 流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行わ れることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種 の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易 にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性の向上 施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を 推進する。
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 不動産証券化市場を活性化し、当該市場の健全な発展を図ることにより、 我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定目的会社の登録・届出件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化にあたっては、特定目的会社における税務上の導管性を確保する等の措置をすることが不可欠である。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	<p>特定目的会社 899 社(平成 24 年 3 月末) 特定目的会社 835 社(平成 25 年 3 月末) 特定目的会社 759 社(平成 26 年 3 月末)</p>
		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—～—) リーマン・ショック等乗り越え、不動産証券化市場が成長・活性化している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—～—) 特定目的会社に係る課税の特例がない場合、特定目的会社を用いた不動産証券化市場が存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—～—) 税収減は生じないと考えられる。特定目的会社に係る課税の特例がない場合、不動産証券化市場が発展しなかった、つまり、そもそも税収を生じるべきビジネスがなかったと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	不動産証券化市場の活性化のためには、本措置により、特定目的会社の導管性を確保する必要があり、税制でしか措置できないため。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（国土利用計画法の規制区域内の土地等を譲渡する場合）	行政機関名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（国土利用計画法の規制区域内の土地等を譲渡する場合） （国税）（法人税：義） （地方税）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	租税特別措置等の内容	国土利用計画法（以下、「法」という。）に規定する規制区域内にある土地等（棚卸資産を除く。）を、都道府県知事又は指定都市の長（以下、「都道府県知事等」という。）に譲渡する場合には、同一年内の譲渡について、年1,500万円を限度としてその譲渡所得を特別控除（損金算入）する。
3	担当部局	国土交通省土地・建設産業局企画課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和49年度 税制措置創設（恒久措置）
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 規制区域制度の円滑な運用を通じて、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。 《政策目的の根拠》 国土利用計画法（昭和49年6月25日法律第92号） 第11条 土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、全国にわたり土地取引の規制に関する措置の強化が図られるべきものとし、その緊急性にかんがみ、次章及び第五章で定めるところにより、土地取引の規制に関する措置が講じられるものとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用確保のための条件整備を推進する
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 規制区域内の土地売買等の契約を不許可にされた土地等の適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 低・未利用地の面積 13.3万ha（平成30年） ※当該目標値は5年毎に実施される土地基本調査に基づくもの。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、規制区域内において土地売買等の契約を不許可にされた土地等の適正かつ合理的な土地利用の確保が図られ、もって全体としての適正かつ合理的な土地利用に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 適用実績無し ※法施行以来規制区域の指定実績はないものの、都市開発や災害時における投機的取引の発生可能性に鑑みると、規制区域制度及び本特例措置は存置する必要がある。

			※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 規制区域の指定実績はこれまで無いものの、土地取引規制制度（規制区域制度、監視区域制度、注視区域制度、事後届出制）の円滑な運用を通じて、適正かつ合理的な土地利用の確保が図られている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 規制区域の指定実績はこれまで無いものの、土地取引規制制度（規制区域制度、監視区域制度、注視区域制度、事後届出制）全体の円滑な運用を通じて、適正かつ合理的な土地利用の確保が図られている。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るためには、規制区域内で土地売買等の契約を不許可にされた土地所有者等が、都道府県知事等に買取りを請求するインセンティブを与えることが効果的である。そのため、本特例の要件を満たす土地の譲渡について、税負担を軽減することが有効である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	規制区域制度の円滑な運用を通じた、適正かつ合理的な土地利用を進めるためには、これに伴う税負担を迅速かつ確実に軽減することが効果的である。このため、予算上の措置（補助事業）と比較して、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法を取ることが適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、規制区域制度の円滑な運用を通じて各地域の適正かつ合理的な土地利用が図られるものであるから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		<p>仮に規制区域内の土地売買等の契約を不許可とされた場合、土地所有者等は都道府県知事等以外に買取りを請求できないことから、当該特例無くして規制区域制度の円滑な運用は困難である。つまり、当該特例により、土地所有者等が不許可処分を受けた場合の都道府県知事等への土地の譲渡が促進され、規制区域制度の円滑な運用、ひいては適正かつ合理的な土地利用の確保に資することとなる。</p> <p>したがって、法施行以来規制区域の指定実績はないものの、都市開発や災害時等における投機的取引の発生可能性に鑑みると、規制区域制度は存置する必要があり、当該制度の円滑な運用に資する本特例措置も同様に存置する必要がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例（公有水面の埋立て）	行政機関名	国土交通省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

① 達成目標

達成目標（公共事業の用に供するための公有水面の埋立てに伴う漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑かつ迅速に進めることにより、効率的に公共事業を実施する）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 (国税)(所得税:外、法人税:義) ※公有水面の埋立てに係る場合
2	租税特別措置等の内容	国若しくは地方公共団体(出資金又は拠出金の全額が地方公共団体の出資又は拠出による法人を含む。以下同じ。)が行う公有水面の埋立て又は土地収用法第3条に規定する土地収用事業の施行者が当該事業の施行に伴って行う公有水面の埋立てにより、法人等の漁業権等が譲渡される(消滅する)場合に、当該漁業権等の消滅があった事業年度において当該法人等が取得した補償金をもって代替資産の取得をし、かつ、当該代替資産の帳簿価額について圧縮限度額の範囲内で損金経理し減額したときは、当該減額した金額について、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができることとする。
3	担当部局	国土交通省 水管理・国土保全局水政課、港湾局総務課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和34年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 漁業権等の消滅に対する補償の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施。 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供するための公有水面の埋立てに伴う漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑かつ迅速に進めることにより、効率的に公共事業を実施する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本税制特例は、公共事業の用に供するための公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑かつ迅速に進める観点から措置しているものであるところ、漁業権等を有する法人等を取り巻く状況は地域や時期等によって異なり、同種の工事であっても補償額や代替資産等の有無、交渉に要する期間は状況によって異なるものであることから、本特例によ

		る効果について定量的に指標化することは困難であるため、指標を設定していない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、これが円滑に行われない場合には、公共事業の実施に支障を来すこととなる。 本税制特例により、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金をもって取得した代替資産等に係る租税負担が軽減されることから、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉が円滑化・迅速化し、効率的な公共事業の実施が可能になるため、効果的な社会資本の整備に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等 H22年度 0件 0百万円(補償額) H23年度 0件 0百万円(") H24年度 0件 0百万円(") H25年度 0件 0百万円(") H26年度 0件 0百万円(") ※適用数等の把握に際しては、免許庁(都道府県又は港湾管理者)を通じて埋立事業者に対して年度ごとの補償実績の全数調査を実施した結果を集計しており、適用対象者が想定外に特定の者に偏ったものとはなっていない。 ※埋立て免許を受けた事業であって漁業権等の消滅に対する補償が行われたもののうち、当該補償金をもって代替資産等を取得したものについては本特例を適用すると想定(免許件数は国土交通省調べ)。 ※なお、租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができないことから、当該情報を用いていない。
		② 減収額 H22年度 0円 H23年度 0円 H24年度 0円 H25年度 0円 H26年度 0円
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成22年度～26年度) 分析対象期間における適用実績は0件である。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成22年度～26年度) 分析対象期間における適用実績は0件である。 《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成22年度～26年度) 分析対象期間における適用実績は0件である。

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、本特例措置は、補償金の取得により漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金をもって取得した代替資産等に係る租税負担を軽減することで、権利の喪失前後における事業活動や生活に対する影響を最小限にとどめるものである。</p> <p>漁業権等を喪失した法人等に対する補償は、公有水面の埋立てを行う者により行われることとなるため、国がこれらの補償状況及び代替資産等の取得の有無を逐次補足して補助金等により補填することは非効率であり、また、代替資産の取得に伴い評価換えをして帳簿価額を減額した場合の金額等について損金不算入を認めず課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することも非効率な手法であることから、本税制特例によることが妥当である。</p> <p>他の政策手段はない</p> <p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解	-	
11	評価結果の反映の方向性	<p>本税制特例は、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑化・迅速化するものであり、効率的な公共事業を実施し、効果的な社会資本を整備していく上で必要不可欠であるため、今回の分析対象期間内において適用はなかったものの、引き続き存続すべき制度である。</p>	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用換地等の場合の所得の特別控除（公有水面の埋立て）	行政機関名	国土交通省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（公共事業の用に供するための公有水面の埋立てに伴う漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑かつ迅速に進めることにより、効率的に公共事業を実施する）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、「本特例措置が適用されることにより、1,596千㎡（推計値）の公有水面において、補償を伴う埋立て免許がなされた」と説明されているが、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄の補足説明）
 本租税特別措置の存在によって、補償を余儀なくされた権利者等について、補償に伴う資産の目減りを防ぎ、権利者等の生活の安定及び公有水面埋立てによる土地利用と周辺地域との調和ある発展を図ることができており、このような状況に鑑みれば、平成22年度11百万円、23年度13百万円、24年度7百万円、25年度568百万円、26年度10百万円という減収額は是認するに足りるものであると考える。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用換地等の場合の所得の特別控除 (国税)(所得税:外、法人税:義) ※公有水面の埋立てに係る場合
2	租税特別措置等の内容	国若しくは地方公共団体(出資金又は拠出金の全額が地方公共団体の出資又は拠出による法人を含む。以下同じ。)が行う公有水面の埋立て又は土地収用法第3条に規定する土地収用事業の施行者が当該事業の施行に伴って行う公有水面の埋立てにより、法人等の漁業権等が譲渡される(消滅する)場合に、当該法人等が取得した当該漁業権等の譲渡(消滅)に対する補償金については、一定の要件に該当する場合には、当該漁業権等の譲渡が行われた事業年度の所得の計算上、5,000万円を上限として損金に算入することができること等とする。
3	担当部局	国土交通省 水管理・国土保全局水政課、港湾局総務課、鉄道局総務課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年創設 昭和42年改正 特別控除額:1,200万円に引き上げ 昭和48年改正 特別控除額:2,000万円に引き上げ 昭和50年改正 特別控除額:3,000万円に引き上げ 平成元年改正 特別控除額:5,000万円に引き上げ
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 漁業権等の消滅に対する補償の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施。 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供するための公有水面の埋立てに伴う漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑かつ迅速に進めることにより、効率的に公共事業を実施する。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本税制特例は、公共事業の用に供するための公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑かつ迅速に進める観点から措置しているものであるところ、漁業権等を有する法人等を取り巻く状況は地域や時期等によって異なり、同種の工事であっても補償額や交渉に要する期間は状況によって異なるものであることから、本特例による効果について定量的に指標化することは困難であるため、指標を設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、これが円滑に行われない場合には、公共事業の実施に支障を来すこととなる。 本税制特例により、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金に係る当該法人等の租税負担が軽減されることから、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉が円滑化・迅速化し、効率的な公共事業の実施が可能になるため、効果的な社会資本の整備に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>H22年度 6件 115百万円(補償額) H23年度 3件 127百万円(") H24年度 6件 76百万円(") H25年度 7件 5687百万円(") H26年度 5件 103百万円(")</p> <p>※適用数等の把握に際しては、免許庁(都道府県又は港湾管理者)を通じて埋立事業者に対して年度ごとの補償実績の全数調査を実施した結果を集計しており、適用対象者が想定外に特定の者に偏ったものとはなっていない。 ※埋立て免許を受けた事業のうち漁業権等の消滅に対する補償が行われたものについては本特例を適用すると想定し、埋立て免許を受けた事業のうち当該補償が行われた件数を適用数としている(免許件数は国土交通省調べ)。(鉄道局所管分については該当なし)</p> <p>※なお、租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができないことから、当該情報を用いていない。</p>
		<p>②: 減収額</p> <p>H22年度 11百万円 H23年度 13百万円 H24年度 7百万円 H25年度 568百万円 H26年度 10百万円</p> <p>※埋立て免許を受けた事業のうち補償を行ったものについては本特例を適用すると想定し、補償額×10%(法人税特例の実績がないため、沿岸漁業者の平均漁労所得額(平成26年度:240万円)に対する所得税率で計算)の金額を減収額として推計。(補償額は国土交通省調べ) (鉄道局所管分については該当なし)</p>
		<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成22年度～26年度) 本特例措置が適用されることにより、公共事業の用に供する公有水面における権原取得の円滑化・迅速化が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成22年度～26年度) 本特例措置が適用されることにより、1,596千㎡(推計値)の公有水面において、補償を伴う埋立て免許がなされた。 ※公有水面埋立実績調査(国土交通省調べ)等による。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成22年度～26年度) 公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであるところ、本税制特例により、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金に係る当該法人等の租税負担が軽減されることから、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉が円滑化・迅速化し、効率的な公共事業の実施が可能になり、社会資本の効果的な整備が図られることになることから、税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、本特例措置は、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金に係る当該法人等の租税負担を軽減することで、権利の喪失前後における事業活動や生活に対する影響を最小限にとどめるものである。 漁業権等を有する法人等に対する補償は、公有水面の埋立てを行う者により行われることとなるため、国がこれらの補償状況を逐次補足して補助金等により補填することは非効率であり、また、譲渡所得に対して課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することも非効率な手法であることから、本税制特例によることが妥当である。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の政策手段はない</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解	-
11	評価結果の反映の方向性	本税制特例は、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑化・迅速化するものであり、効率的な公共事業を実施し、効果的な社会資本を整備していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	転廃業助成金等に係る課税の特例（本州四国連絡橋に係るもの）	行政機関名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	転廃業助成金等に係る課税の特例 (国税)(法人税:義) (本州四国連絡橋に係るもの)
2	租税特別措置等の内容	本州四国連絡橋の供用に伴い事業活動の縮小又は廃止を余儀なくされる一般旅客定期航路事業者(法人)が、一般旅客定期航路事業廃止等交付金を受けた場合、当該交付金を損金に算入することで一般旅客定期航路事業者(法人)に対する法人税を非課税とする。
3	担当部局	道路局総務課高速道路経営管理室、鉄道局総務課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和56年度創設
6	適用期間	恒久税制
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業を営む法人に対し助成措置を講じるとともに、講じた措置について法人税の特例を設けることにより、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減し、もって道路網及び鉄道網の充実を図る。 《政策目的の根拠》 租税特別措置法第67条の4(昭和32年3月31日)事業の整備(省略)があつたことに伴い、その営む事業の廃止又は転換をしなければならないこととなる法人(省略)が、その事業の廃止又は転換をすることとなることにより国(省略)の補助金(これに準ずるものを含む。)(省略)の交付を受けた場合(省略)当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる 施策目標29 道路交通の円滑化を推進する
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業を営む法人に対し助成措置を講じるとともに、講じた措置について法人税の特例を設けることにより、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減し、もって道路網及び鉄道網の充実を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本州四国連絡橋の建設にあつては、本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業を営む法人に十分配慮した上で、円滑に進める必要があり、また、社会的な影響も大きいため、定量的な測定指標の設定になじまないことから、適用実績を測定指標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業活動の縮小又は廃止を余儀なくされる一般旅客定期航路事業者(法人)が、一般旅客定期航路事業廃止等交付金を受けた場合、当該交付金を損金に算入し、法人税を非課税とすることにより、

			当該法人の一般旅客定期航路事業に係る影響が軽減され、もって道路網及び鉄道網の充実に寄与。
8	有効性等	① 適用数等	平成 11 年の西瀬戸自動車道の開通以後、新たな本州四国連絡橋の建設計画はなく、本州四国連絡橋の建設はないため、 平成 24 年度実績 0 件、0 百万円 平成 25 年度実績 0 件、0 百万円 平成 26 年度実績 0 件、0 百万円 なお、租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることはできない。
		② 減収額	平成 11 年の西瀬戸自動車道の開通以後、新たな本州四国連絡橋の建設計画はなく、本州四国連絡橋の建設はないため、 平成 24 年度実績 0 百万円 平成 25 年度実績 0 百万円 平成 26 年度実績 0 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24～26 年度) 平成 11 年の西瀬戸自動車道の開通以後、新たな本州四国連絡橋の建設計画はなく、本州四国連絡橋の建設に伴う旅客船問題等に関する対策の基本方針に対する対応は、完了している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24～26 年度) 過去 3 カ年における本措置の適用は無い。 平成 24 年度実績 0 件 平成 25 年度実績 0 件 平成 26 年度実績 0 件 《税収減を是認するような効果の有無》 —
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法において規定される各種対策と合わせ、旅客船事業者への対策が円滑に実施される制度であり、総合的な対策として妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者が、本州四国連絡橋の供用に伴い余儀なくされることとなる事業規模の縮小等を行おうとするときは、それぞれの事業について実施計画を作成し、大臣の認定を受ける場合については、交付金の交付を受けることができる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外（独立行政法人都市再生機構）	行政機関名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外（国税）（法人税：外）
2	租税特別措置等の内容	法人が、土地等を譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下の土地等を、独立行政法人都市再生機構（以下、機構という。）に譲渡した場合で、機構が業務を行うために直接必要であると認められるものであるときは、法人の譲渡利益について、短期重課制度（譲渡利益の10%の追加課税）の適用除外措置を講ずる。
3	担当部局	住宅局総務課民間事業支援調整室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の土地取得を支援することにより、都市再生に資する市街地整備改善、地方都市開発整備、民間賃貸住宅の供給支援等の推進を図る。 《政策目的の根拠》 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号） （機構の目的） 第三条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団（以下「都市公団」という。）から承継した賃貸住宅等の管理に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機構の事業の用に供する土地等の取得を円滑に進める。 （なお、機構は、第三期中期目標期間中に、民間事業者や地方公共団体による都市再生事業を含む400ha程度の区域において、市街地環境の改善や都市機能の更新・高度化を推進することとしている。）

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 事業の用に供する土地の取得にあたっては、売主の意向を十分考慮した上で、円滑に進める必要があり、また、市況の影響も大きいいため、定量的な測定指標の設定に馴染まないことから、適用実績を測定指標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業用地の取得を円滑に行うことにより、効率的な事業の推進に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	直近5年間の適用実績 なし (租税特別措置法第63条第7項の規定に基づき、短期重課制度は平成10年より課税停止中であり、租特透明化法に基づき把握される情報において、本租税特別措置は集計対象とされていないため、記載にあたり当該情報を用いていない。)
		② 減収額	直近5年間の減収額 なし (租税特別措置法第63条第7項の規定に基づき、短期重課制度は平成10年より課税停止中であり、租特透明化法に基づき把握される情報において、本租税特別措置は集計対象とされていないため、記載にあたり当該情報を用いていない。)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 短期重課制度が課税停止中のため、本租税特別措置によって税負担が軽減された事例はないが、短期重課制度が適用された場合には、機構の事業の用に供する土地等の取得の円滑化が図れなくなる可能性があることから、本租税特別措置は効率的な事業の推進に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 -</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 短期重課制度が課税停止中のため、本租税特別措置によって税負担が軽減された事例はないが、短期重課制度が適用された場合には、本租税特別措置により、機構の事業の用に供する土地等の取得が円滑に進められ、社会資本整備が効果的・効率的に推進されることが期待される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、機構の事業用地の取得を円滑に実施し、効率的な事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		機構の事業用地の取得を円滑に実施し、効率的な事業の推進を図る本租税特別措置は、社会資本整備の効果的・効率的に推進していく上で重要であるため、引き続き本租税特別措置を維持する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外（地方住宅供給公社）	行政機関名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象 <input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

① 達成目標

達成目標（公社の事業の用に供する土地の取得を円滑に進める）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外 (国税)(法人税:外)
2	租税特別措置等の内容	法人が、土地を譲渡した年の1月1日に置いて所有期間が5年以下の土地を地方住宅供給公社(以下、「公社」という。)に譲渡した場合で、公社が業務を行うために直接必要であると認められるものであるときは、法人の譲渡利益について、短期重課制度(譲渡利益の10%の追加課税)の適用除外措置を講ずる。
3	担当部局	住宅局住宅総合整備課
4	評価実施時期	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 公社の土地取得を支援することにより、住宅の不足の著しい地域において、住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給することを図る。 《政策目的の根拠》 地方住宅供給公社法(昭和四十四年法律第二百二十四号) (目的) 第一条 地方住宅供給公社は、住宅の不足の著しい地域において、住宅を必要とする勤労者の資金を受け入れ、これをその他の資金とあわせて活用して、これらの者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標1 少子高齢化等に対応した住生活の安定及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公社の事業の用に供する土地の取得を円滑に進める。 (公社の事業を円滑に進める手段として本租税特別措置を用いており、公社の業務は時限的でないため、具体的な達成時期等を示すことは困難である。)
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 事業の用に供する土地の取得にあたっては、売主の意向を十分考慮した上で、円滑に進める必要があり、また、市況の影響も大きいことから、定量的な測定指標の設定には馴染まないことから、適用実績を測定目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業用地の取得を円滑に行うことにより、効率的な事業の推進に寄与する。

8	有効性等	① 適用数等	直近5年間の適用実績 なし (租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査の集計結果を用いることができない理由は、譲渡利益に係る短期重課制度が平成10年1月1日から平成29年3月31日まで停止中(租税特別措置法第63条第7項)のため、同調査の集計対象とされないからである。)
		② 減収額	直近5年間の減収額 なし (租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査の集計結果を用いることができない理由は、譲渡利益に係る短期重課制度が平成10年1月1日から平成29年3月31日まで停止中(租税特別措置法第63条第7項)のため、同調査の集計対象とされないからである。)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度~平成26年度) 譲渡利益に係る短期重課制度が課税停止中のため、本租税特別措置によって税負担が軽減された事例はないが、短期重課制度が適用された場合には、公社の事業のように供する土地の取得の円滑化が図れなくなる可能性があることから、本租税特別措置は効率的な事業推進に寄与することとなる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 - 《税収減を是認するような効果の有無》 譲渡利益に係る短期重課制度が課税停止中のため、本租税特別措置によって税負担が軽減された事例はないが、短期重課制度が適用された場合には、本租税特別措置により、公社の事業のように供する土地の取得が円滑に進められ、公社の業務が効率的に推進されることが期待される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、公社の事業用地の取得を円滑に実施し、効率的な事業の推進を図る必要から、土地の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解	-	
11	評価結果の反映の方向性	公社の事業用地の取得を円滑に実施し、効率的な事業の推進を図る本租税特別措置は公社の業務を効果的・効率的に推進していく上で重要であるため、引き続き本租税特別措置を維持する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用等に伴い代替資産等を取得した場合の課税の特例（独立行政法人都市再生機構）	行政機関名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産等を取得した場合の課税の特例（国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	独立行政法人都市再生機構（以下、機構という。）が行う50戸以上の一団地の住宅経営に係る事業のため、資産が買い取られ、対価を取得した場合で、その額の全部又は一部をもって代替資産を取得したときは、所得の計算上、損金算入を認める。
3	担当部局	住宅局総務課民間事業支援調整室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の土地取得を支援することにより、政策的に必要な賃貸住宅の供給、既存の賃貸住宅の建替等の推進を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号） （機構の目的） 第三条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団（以下「都市公団」という。）から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機構の事業の用に供する土地等の取得を円滑に進める。 （なお、機構は、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」において、UR賃貸住宅ストックについて、平成30年度までに約10万戸の再生・再編に着手、約5万戸の削減を見込んでいる。）

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 事業の用に供する土地の取得にあたっては、売主の意向を十分考慮した上で、円滑に進める必要があり、また、市況の影響も大きいため、定量的な測定指標の設定に馴染まないことから、適用実績を測定指標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業用地の取得を円滑に行うことにより、効率的な事業の推進に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>直近5年間の適用実績 なし ※年間3件程度の適用を想定していたが、直近5年間は法人から土地を取得した実績がないため、本租税特別措置の適用実績はない。 なお、適用実績がある場合は、本租税特別措置の適用にあたり添付が必要となる機関が発行する証明書の発行実績をもって把握する。 (租特透明化法に基づき把握される情報は、本租税特別措置以外の租税特別措置等の適用数を含んでおり、本租税特別措置分を抽出することができないため、当該情報を用いることはできない。)</p>
		② 減収額	<p>直近5年間の減収額 なし (適用実績がないため、減収額はない。)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 直近5年間の適用実績はなし。 ※機構賃貸住宅の建替えに伴い隣接地を取得した実績はあるが、公的主体からの取得であったため、直近5年間に本租税特別措置を適用した実績はない。しかし、独立行政法人都市再生機構法改正(平成27年7月16日施行)により、機構賃貸住宅の建替えに伴う近接地の取得が可能となったことを踏まえ、今後、隣接地及び近接地の取得に伴い、本租税特別措置の適用が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 -</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 直近5年間の適用実績はないが、本租税特別措置により、機構の事業の用に供する土地等の取得が円滑に進められ、住宅セーフティネットを担う公的賃貸住宅の効果的・効率的な整備が期待される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、機構の事業用地の取得を円滑に実施し、効率的な事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		<p>機構の事業用地の取得を円滑に実施し、効率的な事業の推進を図る本租税特別措置は、住宅セーフティネットを担う公的賃貸住宅を効果的・効率的に整備していく上で重要であり、また、機構法改正により機構賃貸住宅の建替えに伴う近接地の取得が可能となり、本租税特別措置の適用が見込まれることから、引き続き本租税特別措置を維持する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	新幹線鉄道大規模改修準備金	行政機関名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（新幹線鉄道の大規模改修工事の円滑かつ確実な実施）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「本制度により、総工事費のおよそ1/2にあたる3,500億円が積み立てられ、大規模改修工事を確実に完了するための資金的な裏付けが来ている。また、平成25年度から年度あたり350億円の取崩しを開始しており、工事費の負担の軽減が図られている」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「東海道新幹線の新幹線大規模改修準備金総額3,500億円の積立が完了しており、（中略）平成25年度より、準備金の取崩し（350億円/年度）および益金算入を行っており、年度あたり105億円の増収となっている」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新幹線鉄道大規模改修準備金 (国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	全国新幹線鉄道整備法第15条に定める、新幹線鉄道の所有営業主体のうち、同法第17条第1項に定める新幹線鉄道大規模改修引当金(以下「準備金」という)を積み立てるものとして、国土交通大臣の指定を受けたものが、同法第16条第1項に定める引当金積立計画に従い、適用事業年度において準備金の積立を行った場合、その積立額は当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。また、引当金積立計画の終了後、およそ10年間に渡り準備金を取り崩すこととなるが、この際、取崩しを行った額は取崩しを行った各年度の所得の金額の計算上、益金に算入する。
3	担当部局	国土交通省鉄道局 総務課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度創設
6	適用期間	国土交通大臣の承認を受けた、引当金積立計画に記載された積立期間内の日を含む各事業年度
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民経済の発展に重要な役割を果たす高速輸送機関である新幹線鉄道について、開業から長い年月を経過したものについては、老朽化した大規模設備を集中的に改修・更新する必要があるが、これには巨額の資金を調達することが必要である。調達を改修・更新の段階で行うと、事後にリスクが発生するほか、多額の工事費を改修後の利用者の運賃・料金の大幅な値上げで賄うことになるなど、将来の利用者・国民に過大な負担を転嫁せざるを得ない。このことから、将来必要となる大規模改修工事に必要な資金を予め積み立てることにより、資金調達リスクの軽減を図ることでその将来に渡る運行の安全性を確保するとともに費用負担の平準化を図るものである。 《政策目的の根拠》 全国新幹線鉄道整備法(昭和56年法律84号) 第15条～第23条(追加平成14年6月法律64号)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する。 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる。 に包含。

3	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 新幹線鉄道の大規模改修工事の円滑かつ確実な実施。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画にある準備金の積立総額。 工事期間においては工事実施額。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新幹線の構造物は、一定の年数経過後に劣化が顕在化するため、その前に老朽化対策として大規模改修工事を行う必要があるが、工事費も巨額に上ることとなる。本制度は、新幹線鉄道の所有営業主体に、工事費が巨額である大規模改修工事に備えて十分な資金を積み立てさせることにより、将来必要となる新幹線鉄道の大規模改修工事の実施を確実なものとし、新幹線鉄道の安全確保に大きく寄与するものであり、また、工事期間には、積立金取崩しにより、将来の運賃等の値上げの抑制に資するものである。 なお、東海道新幹線の大規模改修工事費は、総額約7,300億円であり、積立期間は平成14年10月～平成25年3月、大規模改修工事期間は平成25年4月～平成35年3月である。
8	有効性等	①: 適用数等 1件(JR東海 東海道新幹線)(平成23年度、平成24年度) 0件(平成25年度) 積立総額3,500億円 平成14年度 積立額 166億円 平成15年度～平成24年度 年度あたり積立額 333億円 上記については、事業者に対して行った調査の結果、把握されたものである。(平成23年度以降については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載された数値を活用している。) 本制度は、新幹線鉄道の所有営業主体に、ある一定時期に必要となる大規模改修工事に備えた準備金の積立を行わせるものであり、想定外に特定の者に偏っていない。
		②: 減収額 平成14年度 ▲50億円 (損金算入額 166億円×法人税率30%=50億円) 平成15年度～24年度 ▲100億円 (損金算入額 333億円×法人税率30%=100億円) ※なお、平成25年より大規模改修工事および準備金の取崩しを行っており、平成25年度、平成26年度はともに約100億円の増収となっている。 (益金算入額 350億円×法人税率30%=105億円) ※上記は、事業者に対して行った調査による。
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年9月～平成27年8月) 平成25年度から、平成34年度までの10年間を工事期間とする東海道新幹線の大規模改修工事が円滑かつ確実に開始されている。 大規模改修工事実績 平成25年度 95億円 平成26年度 302億円

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年9月～平成27年8月) 東海道新幹線の大規模改修準備金は平成14年度～平成24年度で積立を完了し、翌平成25年度から大規模改修工事が開始されている(工事期間:平成34年度まで10年間、総工事費:約7,300億円)。本制度により、総工事費のおよそ1/2にあたる3,500億円が積み立てられ、大規模改修工事を確実に完了するための資金的な裏付けが来ている。また、平成25年度から年度あたり350億円の取崩しを開始しており、工事費の負担の軽減が図られている。 ※上記は、事業者に対して行った調査による。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年9月～平成27年8月) 東海道新幹線の新幹線大規模改修準備金総額3,500億円の積立が完了しており、また、平成25年度より大規模改修工事が円滑かつ確実に実施されているところである。なお、工事が開始した平成25年度より、準備金の取崩し(350億円/年度)および益金算入を行っており、年度あたり105億円の増収となっている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 新幹線は、我が国にとって重要な大量高速輸送機関であり、さらに国土強靱化計画においても、「国土強靱化アクションプラン」中の「プログラム推進のための主要施策」の一つとして、「東海道新幹線の土木構造物の予防保全を行うことにより、継続的な高速旅客輸送機能の維持に資する」とされていることから、その老朽化対策が重要な課題であり、将来の新幹線鉄道の大規模改修工事を確実な実施が必要不可欠である。 全国新幹線鉄道整備法に基づく大規模改修工事の支出に備えた引当金の積立を義務づけるとともに、同法に基づき積立てを行った際の損金算入及び大規模改修時の取崩し及び益金算入が認められる租税特別措置を合わせて行う制度は、民間事業者である鉄道事業者に、巨額の費用を必要とする新幹線の大規模改修を自らの資金により確実に行わせるものであり、国の補助金や鉄道利用者の追加的な負担に依らずに工事費用を確保することが出来るため、政策手段として妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の政策手段はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解	—

11	評価結果の反映の方向性	<p>東海道新幹線の大規模改修工事は本制度による準備金の積立の完了を経て、円滑かつ確実に開始されている。これにより、我が国の大動脈である東海道新幹線の大規模改修が着実に進み、それによる東海道新幹線の将来に渡る安全な運行が見込まれるとともに、費用負担の平準化も図られるものと認識している。</p> <p>このように、本制度は国の大動脈である新幹線鉄道の将来に渡る安全性の確保の観点から、極めて有効なものであることから、存続されることが適当である。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	船舶の定期検査に係る特別修繕準備金	行政機関名	国土交通省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用数（所得税）が把握されていない。
過去の適用数及び適用額について、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査結果は、「外航船舶」、「内航船舶」の他に、事業の用が異なる他の船舶が含まれており、その内訳を当省では把握する術がない」と説明されているが、平成25年度における適用額は、評価書（87億円）よりも租特透明化法に基づき把握される情報（56億円）が小さく、説明に誤りがある。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（所得税）が把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「外航海運については、測定指標である「我が国商船隊の輸送比率」について、平成23年度～25年度実績がそれぞれ10.2%、10.2%、10.1%である。内航海運については、測定指標である「平均総トン数」は平成23年度～25年度実績がそれぞれ654総トン、673総トン、688総トンである」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、必要な修繕費用準備金の積立額等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
 事後評価の作成時点では、平成 26 年度の実績は集計中であったためであり、集計の結果、外航船舶及び内航船舶における適用数はそれぞれ 37 社、189 社であり、適用額はそれぞれ 4,511 百万円、2,763 百万円である。
 また、租特透明化法に基づく実態調査結果は、外航船舶、内航船舶の他に、事業の用が異なる他の船舶が含まれており、その内訳を当省では把握する術がない。
 このため、「外航海運業における税制利用状況調査」及び「内航海運業に係る税制利用状況調査」により把握した適用数及び適用額を用いて分析・評価を行っている。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
 事後評価の作成時点では、平成 26 年度の実績は集計中であったためであり、集計の結果、外航船舶及び内航船舶における減収額はそれぞれ 1,150 百万円、705 百万円である。
 また、租特透明化法に基づく実態調査結果は、外航船舶、内航船舶の他に、事業の用が異なる他の船舶が含まれており、その内訳を当省では把握する術がない。
 このため、「外航海運業における税制利用状況調査」及び「内航海運業に係る税制利用状況調査」により把握した適用数及び適用額を用いて分析・評価を行っている。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
 輸送比率や平均総トン数は、経済情勢等の外部要因を受けにくい指標であり、本制度により生じたキャッシュフローを活用することにより、外航海運については、「我が国商船隊の輸送比率」の達成（平成 26 年度実績 9.8% [暫定値]）に貢献している。
 また、中小零細事業者が太宗を占める内航海運についても、本制度を活用することにより、経営基盤を強化し、効率的な船舶による安定的な輸送を行い、持続可能なサービスの提供に資する平均総トン数（平成 26 年度は 704 総トン）の維持に貢献している。
- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
 減収額は例年ほぼ同水準で推移し、本制度により生じたキャッシュフローにより、外航海運及び内航海運ともに、安定的な経営に貢献し、上記⑦のとおり目標の達成に効果的な影響を与えていることから、過去の実績について税収減を是認する効果がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	船舶の定期検査に係る特別修繕準備金 (国税)(所得税:外、法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	・船舶の定期検査を受けるための修繕（以下、「特別修繕」という。）に要する費用を準備金として積み立てたときは、その一定限度額（3／4）以下の積立額の損金算入を認める。 ・特別修繕が完了した場合には、その全額を取り崩して益金に算入する。
3	担当部局	海事局外航課、内航課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設
6	適用期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 四面環海である日本では、外航海運がエネルギー資源等の輸入や工業製品等の輸出における貿易量の99.7%を担っており、日本の社会・経済を支える基盤として重要な役割を果たしているとともに、このような物資の大半を日本の外航海運事業者が運航する船舶（日本商船隊）によって輸送している。外航海運は世界単一の市場が形成され、グローバル化する世界経済の中で、本邦外航海運事業者と諸外国の外航海運事業者との間の競争は激化の方向にあり、平時より競争力のある日本商船隊を維持・強化する必要性が増している。 一方、内航海運は、国内貨物輸送の約4割、鉄鋼、セメント等の産業基礎物資の約8割の輸送を占めるとともに、離島航路をはじめとする国内旅客輸送については公共輸送機関としての安定的な旅客輸送サービスの提供を図っており、我が国の産業や生活に極めて重要な役割を果たしていることから、良質な輸送サービスを持続的に提供する事業環境の確保が必要である。 海上輸送に不可欠な輸送手段である船舶は、安全性を確保するため、船舶安全法に基づき5年毎の定期検査を義務付けている。船舶は、その使用に伴い経年劣化することから、検査に際しては、多額の費用をかけて大規模な特別修繕（例えば、外航船は一隻あたり平均で約1.5億円）を行うことが必要となっている。 このため、特別修繕費用を平準化し、適切な修繕が行われることにより、外航海運については、競争力のある日本商船隊の維持・強化を図り、毎年度概ね10%の我が国商船隊の輸送比率を維持する。 また、中小零細事業者が太宗を占める内航海運が、経営基盤を強化し、効率的な船舶による安定的な輸送を行い、持続可能なサービスの提供ができるように平均総トン数610トンを毎年度維持する。

		<p>《政策目的の根拠》 〔外航〕 「海洋基本法」（平成19年4月27日法律第33号）第24条 〔内航〕 国土交通省政策評価体系において、施策目標「海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する」として位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。 に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 〔外航〕 毎年度概ね10%の我が国商船隊の輸送比率の維持 〔内航〕 内航船舶の平均総トン数を毎年度610トンの維持</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 〔外航〕 我が国商船隊の輸送比率（世界の海上荷動量における我が国商船隊による輸送量の割合） 〔内航〕 内航船舶の平均総トン数（内航海運における船舶の平均総トン数）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別修繕が適切に行われ定期検査に合格し日本船舶が支障なく運航されることにより、外航海運については中国やインド等の新興国の経済成長等を背景とした世界の海上輸送量が増える中、「毎年度概ね10%の我が国商船隊の輸送比率の維持」により、競争力のある日本商船隊の維持・強化が図られたといえる。また、内航海運については、経営基盤を強化し、効率的な船舶による安定的な輸送を行い、持続可能なサービスの提供が図られたといえる。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局においては、「外航海運業における税制利用状況調査」、「内航海運業に係る税制利用状況調査」を実施し、適用状況の把握を行っている。</p>

		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航 (適用額:百万円)</td> <td>27社 (5,133)</td> <td>41社 (5,388)</td> <td>40社 (5,495)</td> </tr> <tr> <td>内航 (適用額:百万円)</td> <td>232社 (3,850)</td> <td>274社 (3,421)</td> <td>209社 (3,242)</td> </tr> <tr> <td>合計 (適用額:百万円)</td> <td>259社 (8,983)</td> <td>315社 (8,809)</td> <td>249社 (8,737)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外航海運実績：事業者団体調査及び海事局調査 内航海運実績：海事局による「内航海運業に係る税制利用状況調査」</p>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	外航 (適用額:百万円)	27社 (5,133)	41社 (5,388)	40社 (5,495)	内航 (適用額:百万円)	232社 (3,850)	274社 (3,421)	209社 (3,242)	合計 (適用額:百万円)	259社 (8,983)	315社 (8,809)	249社 (8,737)
	平成23年度	平成24年度	平成25年度															
外航 (適用額:百万円)	27社 (5,133)	41社 (5,388)	40社 (5,495)															
内航 (適用額:百万円)	232社 (3,850)	274社 (3,421)	209社 (3,242)															
合計 (適用額:百万円)	259社 (8,983)	315社 (8,809)	249社 (8,737)															
	② 減収額	<p>租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局においては、「外航海運業における税制利用状況調査」、「内航海運業に係る税制利用状況調査」を実施し、適用状況の把握を行っている。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航</td> <td>1,540</td> <td>1,374</td> <td>1,401</td> </tr> <tr> <td>内航</td> <td>1,150</td> <td>1,026</td> <td>827</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,690</td> <td>2,400</td> <td>2,228</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外航海運実績：事業者団体調査及び海事局調査 内航海運実績：海事局による「内航海運業に係る税制利用状況調査」</p>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	外航	1,540	1,374	1,401	内航	1,150	1,026	827	合計	2,690	2,400	2,228
	平成23年度	平成24年度	平成25年度															
外航	1,540	1,374	1,401															
内航	1,150	1,026	827															
合計	2,690	2,400	2,228															
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年度～平成25年度) 本税制特別措置により、特別修繕費用を計画的に準備金として積み立て、適切な修繕が行われる結果として、外航海運については競争力のある日本商船隊の維持・強化が、内航海運については経営基盤を強化し、効率的な船舶による安定的な輸送を行い、持続可能なサービスの提供が図られている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23年度～平成25年度) 外航海運については、測定指標である「我が国商船隊の輸送比率」について、平成23年度～25年度実績がそれぞれ10.2%、10.2%、10.1%である。 内航海運については、測定指標である「平均総トン数」は平成23年度～25年度実績がそれぞれ654総トン、673総トン、688総トンである。 【出典】 〔外航〕 我が国商船隊の輸送比率：Clarkson 'Shipping Review Database'、海事局外航課調査 〔内航〕 内航船舶の平均総トン数：海事局内航課調査</p>																

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)</p> <p>仮に、本租税特別措置が廃止されることになれば、5年に1回の定期検査時の巨額な支出となる大規模な特別修繕のための資金を計画的に積み立てることによる費用の平準化ができなくなること及びキャッシュフロー等の面で経営の安定化を阻害することとなり、外航海運については競争力のある日本商船隊の維持・強化に、内航海運については経営基盤を強化し、効率的な船舶による安定的な輸送を行い、持続可能なサービスの提供に大きな影響が出ること、また、測定指標における目標値を達成されていることから、本租税特別措置は税収減を是認するに足る効果が認められると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的に国庫負担は少なくなる。 ・課税の繰り延べによりキャッシュフローが確保され、事業者の資金繰りにも効果がある。 ・5年毎に多額の特別修繕費用が生じることとなるため、この負担を平準化させ、海運事業者に適切な修繕を実施させることができる。
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>海上運送の安全確保のため船舶安全法に基づき5年以内に1回の定期検査が義務づけられている一方、本租税特別措置は、1回の支出としては巨額の費用を要する大規模な特別修繕を実施し、船舶の運航を確保するため、必要な資金を計画的に準備金として積み立て、海運事業者のキャッシュフロー等経営の安定化を図るもの。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	<p>本租税特別措置により、特別修繕費用を計画的に準備金として積み立て、適切な修繕が行われる結果として、外航海運については競争力のある日本商船隊の維持・強化が図られており、また、内航海運については、経営基盤を強化し、効率的な船舶による安定的な輸送が確保され、良質な輸送サービスを持続的に提供する事業環境が維持されているので、引き続き存続させる必要がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年7月に実施

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	短期譲渡所得の課税の特例に係る税率軽減、追加課税の適用除外（成田国際空港株式会社）	行政機関名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	短期譲渡所得の課税の特例に係る税率軽減、追加課税の適用除外（国税）（法人税：外、所得税：外）
2	租税特別措置等の内容	法人が、土地等を譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下の土地等を、成田国際空港株式会社へ譲渡した場合の譲渡所得に係る法人重課制度（土地譲渡益に対して10%の追加課税）等を適用除外とすることができる措置である。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和48年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化を支援することによる、成田空港に関する事業の効率的な実施。 《政策目的の根拠》 （国土交通省政策評価基本計画） 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 成田空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。（成田国際空港株式会社としては、継続して成田国際空港周辺に残存する移転対象の移転をできる限り進め、平成27年度から平成29年度の間に、1年あたり約11件の移転を行うこととしている。） 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 成田国際空港株式会社が、騒音対策事業において法律に基づいて実施する土地等の権原の取得は、地権者からの申し出により行われること、重課制度が課税停止中であることから、その把握は困難であり、よって測定指標の設定はしていない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者による用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な事業の推進に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等 0（分析対象期間：平成22年度～平成26年度） （租税特別措置の適用実態調査の集計結果を用いない理由は、租税特別措置法第63条第7項等の規定により、土地譲渡益に係る重課制度は平成10年より課税停止中であり、同調査の集計対象とされないからである。）

		② 減収額	0（分析対象期間：平成22年度～平成26年度） （租税特別措置の適用実態調査の集計結果を用いない理由は、租税特別措置法第63条第7項等の規定により、土地譲渡益に係る重課制度は平成10年より課税停止中であり、同調査の集計対象とされないからである。）
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成22年度～平成26年度） 土地譲渡益に係る法人重課制度等が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しないが、重課が課税された場合には、成田空港に関する事業用地取得の円滑化が図れなくなる可能性があることから、本特例措置は効率的な事業の推進に寄与することとなる。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 － 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成22年～平成26年） 土地譲渡益に係る法人重課制度等が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しない。（平成10年以降課税停止中）
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、事業者による用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税（重課）する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、課税の特例を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		－
11	評価結果の反映の方向性		引き続き本特例措置を維持する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		－

環境省

番号	制度名
環境省	
環境01	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置の延長
環境02	転廃業助成金等に係る課税の特例
環境03	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国立、国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区について国又は地方公共団体に買い取られる場合）
環境04	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（種の保存法の管理地区等が国又は地方公共団体に買い取られる場合）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置の延長	行政機関名	環境省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし <input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし		<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし <input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし		<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし <input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし		<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし <input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし		<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし <input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし		<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし <input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし		<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし <input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし		<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし <input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし		<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし <input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし		<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし <input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし		<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを行わせ、適正な維持管理を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
過去の適用数及び適用額（平成26年度）が把握されていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数及び適用額が予測されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
過去の減収額（平成26年度の法人税）が把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における維持管理積立金の積立額5,832百万円等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「延長要望期間内に約14,436百万円の積立てが見込まれる」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対

比した上で説明されていない。

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置の延長 (国税1)(法人税:義) (地方税1)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	(1)特例の内容 廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金(維持管理積立金)制度に基づき積み立てた額について、損金算入できることとする特例措置を2年間延長する。 (2)対象者 青色申告書を提出する法人で、廃棄物最終処分場について、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの
3	担当部局	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度創設。 平成12、14、16、18、20、22、24、26年度税制改正において、それぞれ2年間の延長が認められた。
6	適用又は延長期間	2年間(平成28年4月1日～平成30年3月31日)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要な資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進する。 《政策目的の根拠》 廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを行わせ、適正な維持管理を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 維持管理積立金の積立額

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>廃棄物の最終処分場については、埋立時だけでなく、埋立終了後も環境汚染の危険性がなくなるまで長期的に浸出水の処理等の維持管理を継続して行う必要がある。</p> <p>このため、廃棄物処理法においては、全最終処分場(遮断型産業廃棄物最終処分場を除く。)を対象に、設置者に埋立終了後に必要となる維持管理費用を(独)環境再生保全機構に積み立てることを義務付けることによって、最終処分場の長期的な維持管理を確保する仕組み(維持管理積立金制度)が設けられている。</p> <p>本制度を円滑に運営するためには、積立ては企業経営にとって大きな負担となるため、準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることが必要である。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 24 年度 適用件数 132 件 適用額 41 億円</p> <p>平成 25 年度 適用件数 105 件 適用額 38 億円</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」)</p>
		② 減収額	<p>平成 24 年度 900(百万円)</p> <p>平成 25 年度 700(百万円)</p> <p>(財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づく試算結果より)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度~26年度)</p> <p>特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な資金の円滑な積立てが実施されており、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度~26 年度、28 年度~29 年度)</p> <p>特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な資金の円滑な積立てが実施されており(平成 25 年度は 7,435 百万円、平成 26 年度は 5,832 百万円)、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる。</p> <p>また、6に記載の延長要望期間内に約 14,436 百万円の積立てが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年度~29 年度)</p> <p>準備金が適切に積み立てられなかった場合、廃棄物の最終処分場の維持管理が適切に行われず、周囲の生活環境保全上の支障を生じるおそれがある。また、最終処分場の設置者に代わり行政が代執行により生活環境保全上の支障を除去するための措置を講ずる場合に、公費が使用されることとなる。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 28 年度~29 年度)</p> <p>廃棄物処理施設、特に最終処分場は、迷惑施設として近隣住民に受け止められがちである。このため、維持管理等の作業の適正な実施が困難となれば、廃棄物処理施設に対する信頼が大きく損なわれ、最終処分場を必要量確保していくことが難しくなり、ひいては、廃棄物の処理体制自体に対する著しい支障となる。</p> <p>また、維持管理等の作業の適正な実施が困難となり、仮に不適正処理が行われた場合には、最終的には、行政が代執行により生活環境保全上の支障を除去することとなり、行政に追加的な費用が生じることとなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置:一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置(地方税法附則第 15 条第2項第4号及び第5号)</p> <p>上記特例措置は、一般廃棄物の最終処分場において、公共の危害防止のために設置された施設又は設備を新設したものに対して課する固定資産税の課税標準に関する措置であり、施設の設置を促進することを目的とするものである。</p> <p>一方、本要望に係る特例措置は、廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要な資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進することを目的とした措置である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であり、その処理の責任についても市町村が負うこととされている。一般廃棄物の最終処分場における不適正処理を未然に防止し、また適正な維持管理を促進し、ひいては一般廃棄物の適正処理を推進するためにも、一般廃棄物の最終処分場に課税される固定資産税の課税標準の特例措置により事業者の経済的負担を軽減することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	転廃業助成金等に係る課税の特例	行政機関名	環境省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（下水道への転換が完了する直前まで、規模を縮小しつつも、し尿の適正な処理を継続して行う）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、「本租税特別措置があるため、汚水処理人口普及率及び下水道普及率が増加するものではないと考える」と説明されているが、し尿の処理の実施状況等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

本租税特別措置があるため、汚水処理人口普及率及び下水道普及率が増加するものではないと考える。汚水処理人口普及率及び下水道普及率を明記したのは、下水道普及率を除いた浄化槽普及率等に関する本租税特別措置は、下水道への転換が完了する直前まで、規模を縮小しつつも、し尿の適正な処理を継続して行うために必要なものである旨を説明するためである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	転廃業助成金等に係る課税の特例(国税)(法人税:義)	
2	租税特別措置等の内容	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合税法)に規定する合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に伴い、市町村が一般廃棄物処理業者等に交付する交付金のうち、転廃業助成金及び減価補填金の金額の全部又は一部を損金の額に算入する。	
3	担当部局	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	
4	評価実施時期	平成 27 年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成元年度創設	
6	適用期間	恒久(平成元年度より)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資すること。 《政策目的の根拠》 合税法第6条、第7条、第8条、第9条
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 下水道への転換が完了する直前まで、規模を縮小しつつも、し尿の適正な処理を継続して行う。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 汚水処理人口普及率
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により下水道への転換が完了する直前まで、し尿の適正な処理が継続して行われることで、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持し、廃棄物の適正な処理することに資する。
8	有効性等	① 適用数等	平成 23 年度 4 事業者 平成 24 年度 0 事業者 平成 25 年度 4 事業者 平成 26 年度 1 事業者 (平成 27 年租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査より)

	②	減収額	(百万円)															
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>圧縮記帳額</td> <td>45.50</td> <td>0</td> <td>47.90</td> <td>16.00</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>8.65</td> <td>0</td> <td>9.10</td> <td>3.04</td> </tr> </table> <p>(平成 27 年租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査より) (減収額算出根拠) (減収額)=(圧縮記帳額)×(法人税率) ※適用者の大多数が中小企業のため、軽減税率(19%)で減収額を推計している。</p>			H23	H24	H25	H26	圧縮記帳額	45.50	0	47.90	16.00	減収額	8.65	0	9.10	3.04
	H23	H24	H25	H26														
圧縮記帳額	45.50	0	47.90	16.00														
減収額	8.65	0	9.10	3.04														
	③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度) 平成 23 年度から平成 26 年度の間に、32 市町で合理化事業計画を策定し、汚水処理人口普及率は平成 26 年度末において全国平均で 89.5%(うち下水道は 77.6%)と順調に伸びてきているが、適正なし尿処理のため、市町村が実施する他の支援策と併せ、「転廃業助成金等に係る課税の特例」の継続が不可欠な状況。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>汚水処理人口普及率</td> <td>下水道普及率</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>87.6%</td> <td>75.8%</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>88.1%</td> <td>76.3%</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>88.9%</td> <td>77.0%</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>89.5%</td> <td>77.6%</td> </tr> </table> <p>(環境省・国交省・農水省合同汚水処理人口普及状況調査より)</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度) し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならない。</p>		汚水処理人口普及率	下水道普及率	平成 23 年度	87.6%	75.8%	平成 24 年度	88.1%	76.3%	平成 25 年度	88.9%	77.0%	平成 26 年度	89.5%	77.6%
			汚水処理人口普及率	下水道普及率														
平成 23 年度	87.6%	75.8%																
平成 24 年度	88.1%	76.3%																
平成 25 年度	88.9%	77.0%																
平成 26 年度	89.5%	77.6%																
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、転廃業助成金等の交付による効果を阻害しないようにするものであり、妥当である。															
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—															
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—															
10	有識者の見解		—															
11	評価結果の反映の方向性		し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならないため、今後も本特例措置を継続していく必要がある。															

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国立、国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区について国又は地方公共団体に買い取られる場合）	行政機関名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（国立・国定公園特別地域等について、国又は地方公共団体による土地の買い取りを引き続き促進し、将来にわたって自然環境の保全を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかになされていない。
- ② 過去の適用数等
過去の適用数が税目ごとに把握されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額が税目ごとに把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「適用件数は不明であるが、当該地域を国又は地方公共団体が直接管理することにより、民間の土地所有者の負担軽減と適切な自然環境の保全が図られていると考えられる」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかになされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「本措置で対象となっている地域は、自然公園法及び自然環境保全法上特に重要な地域として位置づけられており、国及び地方公共団体により買い取りを行い、開発を避けることにより、優れた景観や自然環境の保全に寄与するので、税収減を是認する効果がある」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (国立・国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区について国又は地方公共団体に買い取られる場合) (国税)(法人税:義、所得:外)
2	租税特別措置等の内容	所得税また法人税に ついて、国立・国定公園の特別地域及び自然環境保全地域の特別地区において、国又は地方公共団体に土地を買い取られる場合、土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(2000万円控除)の適用対象とする。
3	担当部局	自然環境局・国立公園課、自然環境計画課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設:昭和48年
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 優れた自然環境を有する国立・国定公園特別地域等について、国又は地方公共団体による土地の買い取りを促進し、行為制限を受けている民間の土地所有者の負担を軽減し、永続的に当該地域の自然環境の保全を図る。 《政策目的の根拠》 自然公園法第20条1項の規定により指定された特別地域又は自然環境保全法第25条第1項の規定により指定された自然環境保全地域のうち特別地区として指定された地区においては、建築物の設置や木竹の伐採等を許可制とする行為制限はかけられているものの、特に重要な地域については国又は地方公共団体が買い取りを行い、直接管理をすることで開発を避け、優れた景観や自然環境を保全する必要がある。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-2.自然環境の保全・再生
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国立・国定公園特別地域等について、国又は地方公共団体による土地の買い取りを引き続き促進し、将来にわたって自然環境の保全を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国立・国定公園は、土地所有に拘わらずに保護地域を指定する制度であることから、民間が所有する土地も多く含まれている。中でも、所有者が土地を譲渡することを希望し、かつ国又は地方公共団体として重要性を認める土地について買い取りが行われる。よって、国又は地方公共団体が積極的に公有地化して

			いくことが前提ではないため、具体的な測定指標は設定していない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、土地の買い取りが促進され、民間の土地所有者の負担軽減と当該地域の自然環境の保全を図るという政策目的に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成26年) 適用件数は不明であるが、本措置によって、用地提供者の税負担を軽減することにより、円滑な土地の買い取りが行われたと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成26年) 適用件数は不明であるが、当該地域を国又は地方公共団体が直接管理することにより、民間の土地所有者の負担軽減と適切な自然環境の保全が図られていると考えられる。 《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年～平成26年) 本措置で対象となっている地域は、自然公園法及び自然環境保全法上特に重要な地域として位置づけられており、国及び地方公共団体により買い取りを行い、開発を避けることにより、優れた景観や自然環境の保全に寄与するので、税収減を是認する効果がある。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	上記特別控除がない場合、国又は地方公共団体が上記地域内の民有地を買い上げる予算を有していても、譲渡する民有地を所有するものに所得税・法人税の負担がかかることから、買い取りが進まないおそれがあり、他の手段では代替できない。また、優れた景観や自然環境の保全に寄与するため、恒常的な措置とすることが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし
10	有識者の見解		なし

11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本措置を存続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	なし

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（種の保存法の管理地区等が国又は地方公共団体に買い取られる場合）	行政機関名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（将来にわたってこれら生息地の保護を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
 過去の減収額について、平成26年度における法人税の減収額3百万円等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、「譲渡所得の特別控除は、民有地の買い上げによる、野生生物の保護管理上特に重要な地域の保護を促進している」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、「国又は地方公共団体が買い取りを行い、開発を避けることにより、希少野生動植物や重要な野生鳥獣の生息地の適正な保護を永続的に図られることとなる」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

- 適用数
- ・法人税
平成 24 年度：0 件、25 年度：0 件、26 年度：1 件
 - ・所得税
平成 24 年度：0 件、25 年度：0 件、26 年度：2 件

⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

- 減収額
- ・法人税
平成 24 年度：0、25 年度：0、26 年度：3 百万円
 - ・所得税
平成 24 年度：0、25 年度：0、26 年度：7 百万円

「約 1 億 2 千万円程度が控除されていると試算されている」という記述は、環境省の資料から推計したものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（種の保存法の管理地区等が国又は地方公共団体に買い取られる場合） （国税）（法人税：義、所得税：外）
2	租税特別措置等の内容	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号、以下「種の保存法」という。）の生息地等保護区管理地区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号、以下「鳥獣保護管理法」という。）の国指定鳥獣保護区特別保護地区のうち天然記念物として指定された鳥獣等の生息地が、国又は地方公共団体に買い取られる場合、長期譲渡所得特別控除額、短期譲渡所得特別控除額は 1500 万円又は譲渡金額のいずれか低い方とする。
3	担当部局	自然環境局・野生生物課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設：昭和 51 年
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 希少野生動植物や天然記念物に指定される等の重要な野生鳥獣の生息地の買い取りを行うことにより、これらの適正な保護を永続的に図る。…………… 《政策目的の根拠》 種の保存法第 37 条第 1 項に基づき指定される生息地等保護区管理地区、鳥獣保護管理法第 29 条第 1 項に基づき指定される特別保護地区内においては、建築物其他工作物を新築すること等を許可制とする公用制限がかけられているものの、特に重要な地域については、国又は地方公共団体が買い取りを行い、直接管理することで開発を避け、希少野生動植物や天然記念物に指定される等の重要な鳥獣の生息地を保護する必要がある。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-3. 野生生物の保護管理
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生息地等保護区管理地区や国指定鳥獣保護区特別保護地区における天然記念物として指定された鳥獣等の生息地のうち、自然環境保全上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護が図れない地域を買い上げ、公有地化することにより、将来にわたってこれら生息地の保護を図る。

8	有効性等	① 適用数等	<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>生息地等保護区管理地区や国指定鳥獣保護区特別保護地区は、土地所有に拘わらずに保護地域を指定する制度であることから、民間が所有する土地も多く含まれている。中でも、所有者が土地を譲渡することを希望し、かつ特に重要性が認められる土地について買い取りが行われる。よって、国又は地方公共団体が積極的に公有地化していくことが前提ではないため、具体的な測定指標は設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、土地の買い取りが行われ、行為制限を受けている民間の土地所有者の負担が軽減されることにより、希少野生動植物や天然記念物に指定される等の重要な野生鳥獣の生息地の適正な保護を永続的に図るという政策目的に寄与する。</p>
		② 減収額	約1億2千万円程度が控除されていると試算される。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:昭和51年度～平成26年度)</p> <p>これまでに約176ヘクタールの民有地が公有地化された。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和51年度～平成26年度)</p> <p>生息地等保護区管理地区や国指定鳥獣保護区特別保護地区のうち、野生生物の保護管理上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護が図れない地域については、土地及びその上に所在する立木も含めて国が直接買い上げ、公有地化することが適正な保護を図る上で必要であり、これらの譲渡所得の特別控除は、民有地の買い上げによる、野生生物の保護管理上特に重要な地域の保護を促進している。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和51年度～平成26年度)</p> <p>本措置で対象となっている土地は、種の保存法及び鳥獣保護管理法上特に重要な地域として位置づけられており、国又は地方公共団体が買い取りを行い、開発を避けることにより、希少野生動植物や重要な野生鳥獣の生息地の適正な保護を永続的に図られることとなる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	管理地区等のうち、野生生物の保護管理上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護が図れない地域については、公有地化する必要がある。しかしながら、譲渡所得に課税される場合、譲渡者の資産が目減りするため、公有地化が進まず、自然環境の保全を図ることができない。このため、本軽減措置を講じることが妥当と考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等	他の支援措置はなし。

		との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	現時点では、本件について、地方税に係る租税特別措置等要望を行う予定はない。
10	有識者の見解		なし
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本措置を存続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし

防衛省

番号	制度名
防衛省	
防衛01	予備自衛官等である雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特例措置の創設

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	予備自衛官等である雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特例措置の創設	行政機関名	防衛省
税目	法人税、所得税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	予備自衛官等である雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特例措置の創設 (国税1)(法人税:義、所得税:外)(地方税1)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>○ 制度の概要</p> <p>我が国に対する武力攻撃や大規模災害が発生した際、自衛隊は大きな人的勢力を必要とするが、平素からその人的勢力を確保するには多大なコストを必要とすることから、いざというときに速やかに必要な人的勢力を確保するため、非常勤の自衛隊員である予備自衛官及び即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）の制度を設けている。</p> <p>本租税特別措置等は、予備自衛官等である雇用者を1年間で2人以上、かつ10%以上増加させるなど、一定の要件を満たした事業主に対して、増加した予備自衛官等である雇用者1人当たり40万円の法人税額（個人事業主の場合は所得税）の税額控除を行うものである。なお、控除額は当期の法人税額の10%（中小企業者等は20%）を限度とする。</p> <p>○ 適用要件</p> <p>以下のすべての要件を満たすことが必要</p> <p>ア 青色申告書を提出する事業主であること</p> <p>イ 適用年度に、事業主都合により離職をした予備自衛官である雇用者等がないこと</p> <p>ウ 適用年度に予備自衛官等である雇用者数を2人以上、かつ10%以上増加させていること</p> <p>エ 適用年度における予備自衛官等である雇用者の給与等の増加額が、一定水準（前期の予備自衛官等の給与等の支給額×予備自衛官等である雇用者の増加割合×30%）以上であること</p> <p>○ 中小企業者等の特例</p> <p>中小企業者等については、法人住民税の課税標準を控除を受けた後の法人税額とする。</p>
3	担当部局	防衛省人事教育局人材育成課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	3年間（平成28年4月～平成31年3月）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>予備自衛官等の手当のみにより生計を立てることは困難であり、予備自衛官等は他に生業を持つ必要がある。予備自衛官等は平時において所要の訓練を行い、防衛招集、災害招集等の命令に備えており、予備自衛官等であることと生業との両立は容易ではなく、予備自衛官等の雇用に消極的な企業の多くが予備自衛官等の出頭等により業務に支障が出るとするアンケート結果もある。</p> <p>このようなことから、予備自衛官等の充足率は66.5%（平成26年度末）に留まっているが、より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支え、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・</p>

		<p>安全の確保に寄与するため、予備自衛官等を雇用する企業へのインセンティブを向上させることにより、企業行動を変革させ、予備自衛官等の雇用を促進し、予備自衛官等の充足向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）（抄）</p> <p>V 防衛力の能力発揮のための基盤</p> <p>防衛力に求められる多様な活動を適時・適切に行うためには、単に主要な編成、装備等を整備するだけではなく、防衛力が最大限効果的に機能するよう、これを下支えする種々の基盤も併せて強化することが必要不可欠である。その主な事項は、以下のとおりである。</p> <p>3 人事教育</p> <p>近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を確保し、厳しい財政事情の下で人材を有効に活用する観点から、人事制度改革に関する施策を行う。</p> <p>そのため、各自衛隊の任務や特性を踏まえつつ、適正な階級構成及び年齢構成を確保するための施策を実施する。</p> <p>女性自衛官の更なる活用や再任用を含む人材を有効に活用するための施策及び米典・礼遇に関する施策を推進する。また、統合運用体制を強化するため、教育・訓練の充実、統合幕僚監部及び関係府省等における勤務等を通じ、広い視野・発想や我が国の安全保障に関する幅広い経験を有し、政府の一員として各種事態等に柔軟に即応できる人材を十分に確保する。</p> <p>社会の少子化・高学歴に伴う募集環境の悪化を踏まえ、自衛隊が就職対象として広く意識されるよう、多様な募集施策を推進する。</p> <p>さらに、一般の公務員より若年で退職を余儀なくされる自衛官の生活基盤を確保することは国の責務であることを踏まえ、地方公共団体や関係機関との連携を強化すること等により、再就職支援を推進する。</p> <p>より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、航空機の操縦等の専門的スキルを要するものを含め、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めるとともに、予備自衛官等の充足向上等のための施策を実施する。</p> <p>○ 中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）（抄）</p> <p>3 防衛力の能力発揮のための基盤</p> <p>(3) 人事教育</p> <p>近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を維持・向上するとともに、厳しい財政事情の下で人材を効果的に活用するため、長期的に実行可能な施策を推進する。</p> <p>(エ) 予備自衛官等の活用</p> <p>より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官の幅広い分野での活用を進める。このため、司令部等への勤務も想定した予備自衛官の任用とその専門的知識・技能に見合った職務への割当てを進めるとともに、招集訓練を充実させる。また、民間輸送力の積極的な活用に向け、艦船の</p>
--	--	---

		<p>乗組員としての経験を有する者を含む予備自衛官の活用について検討の上、必要な措置を講ずるほか、割愛により再就職する航空機操縦士等、専門的スキルを要する予備自衛官の任用を推進する。このほか、多様な事態に応じた招集も含め、予備自衛官等の在り方について広く検討の上、必要な措置を講ずる。また、予備自衛官等の充足向上のため、制度の周知を図るとともに、予備自衛官等本人や雇用企業等に対するインセンティブを高めるための施策を実施する。</p>
	2	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企第4718号。26.3.31）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標：国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>政策分野：防衛力の能力発揮のための基盤の確立</p> <p>施策：人事教育施策の推進</p>
	3	<p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本租税特別措置等を新設することにより、平成28年度から平成30年度までの3年間で、予備自衛官等1,140人の増加を目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本租税特別措置等の新設を通じて増加した予備自衛官等である雇用者の数</p> <p>本租税特別措置等は新設のため、本租税特別措置等を適用した法人が一定数確保された段階で、予備自衛官等を雇用した法人等に対してアンケート調査を実施し、予備自衛官等の被雇用者の増加について、本租税特別措置等による寄与度を分析することにより、直接的な効果を事後検証することとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本租税特別措置等は、予備自衛官等を積極的に雇用する企業へのインセンティブを向上させることにより、予備自衛官等の雇用を促進し、予備自衛官等の充足向上を図るものである。その結果、より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えることができ、ひいては我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	<p>1 適用数等</p> <p>28年度 380人（見込み） 29年度 380人（見込み） 30年度 380人（見込み）</p> <p>※ 別紙「減収見込額等の推計」を参照。平成29、30年度の適用数（見込み）については、現時点において明確でないことから、平成28年度と同数とした。</p> <p>2 減収額</p> <p>28年度 164百万円（見込み） 29年度 164百万円（見込み） 30年度 164百万円（見込み）</p> <p>※ 1 別紙「減収見込額等の推計」を参照。平成29、30年度の減収額（見込み）については、現時点において明確でないことから、平成28年度と同額とした。</p> <p>※ 2 所得税のデータが不明のため、所得税の減収額を0と仮定して、法人税及び法人住民税で算定している。</p>

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》 有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要量を早急に満たさなければならない。この所要量を迅速かつ計画的に確保するため、防衛省では、予備自衛官等制度を設けている。予備自衛官等は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、各種の任務に就くことになっている。予備自衛官等は、平素はそれぞれの職業などについているため、仕事のスケジュールを調整するなどして、訓練や有事の際の招集に参加する必要がある。したがって、予備自衛官等の制度を円滑に運用するためには、予備自衛官等を雇用する企業の理解と協力が不可欠である。 このため、本租税特別措置等を新設し、予備自衛官等を積極的に雇用する企業へのインセンティブを向上させることにより、効果的かつ効率的に予備自衛官等の充足向上を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 本租税特別措置等を新設することにより、平成28年度から平成30年度までの3年間で、予備自衛官等1,140人の増加を目標とする。目標を達成し、予備自衛官等の充足率が向上した場合、より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支え、ひいては我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本租税特別措置等が新設されなかった場合、予備自衛官等の充足率が更に低下し、予備自衛官等制度の実効性が危ぶまれるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本租税特別措置等が新設されれば、適用期間3年間に於いて1,140件の本租税特別措置等の適用が見込まれ、減収額は合計で492百万円と推計される。これにより、予備自衛官等の充足向上を図ることができ、より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支える資とすることができ、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができるため、本租税特別措置等による税収減を是認する効果が得られていると認められる。</p>
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>本租税特別措置等は、雇用促進等のための企業減税において、一定の特例を設けられていることと公平の観点から整合を図りつつ、全ての事業所を対象として、かつ、金銭給付に比し、より簡便な手続でもって、予備自衛官等を積極的に雇用する企業へのインセンティブを向上させることにより、予備自衛官等の雇用を促進し、予備自衛官等の充足向上を図るものであり、予備自衛官等の充足向上施策として効果的かつ効率的である。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>現在、予算措置として運用している即応予備自衛官雇用企業給付金は、即応予備自衛官が訓練招集や災害等招集に応じるために、即応予備自衛官本人の意思及び努力に加えて、訓練参加などのために必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その企業が負うことになる負担（休暇制度等の整備、即応予備自衛官の訓練出頭等により回収できない維持的な経費の支出等）を考慮して支給している。 それに対して本租税特別措置等は、予備自衛官等を積極的に雇用する企業へのインセンティブを向上させることにより、予備自衛官等の雇用を促進し、予備自衛官等の充足向上を図るものであり、即応予備自衛官雇用企業給付金とはその主旨及び性格が異なる。</p>

	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>なし。</p>
<p>10 有識者の見解</p>		<ul style="list-style-type: none"> 予備自衛官等の充足向上が必要であることは理解できるが、「3年間で1,140人」の増加が達成できるか疑問。 他の制度との公平性は考慮しているが、予備自衛官等が訓練や招集で長期間休業するなどの特殊性を鑑みた場合、一般の労働者との差別化が必要ではないか。 本要望では、予備自衛官等が直接、経済的恩恵を受けられるものではないため、この制度により予備自衛官等が増加するとする確たる論拠が必要。 本要望以外にも有効な手段を検討する必要がある。
<p>11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>新規</p>

別紙

減収見込額等の推計

本租税特別措置等を新設することにより、予備自衛官等の雇用に係るインセンティブが働き、積極的に予備自衛官等を雇用する企業が増加し、予備自衛官等が増加すると仮定。

1 適用数

- ① 予備自衛官等である雇用者30,332人のうち、大企業に勤めている予備自衛官等が20%、中小企業に勤めている予備自衛官等が80%と推計(※1)。
- ・ 大企業 : 30,332人 × 20% = 6,066人
 - ・ 中小企業 : 30,332人 × 80% = 24,266人
- ② ①のうち、利益を上げている企業に勤めている予備自衛官等の数は、大企業の70%、中小企業の30%と推計(※2)。
- ・ 大企業 : 6,066人 × 70% = 4,246人
 - ・ 中小企業 : 24,266人 × 30% = 7,280人
- ③ ②の企業が本租税特別措置等の申請を行ない、そのうち1/3が適用要件(予備自衛官等である雇用者数を10%以上増加)を達成するものと推計(※3)。
- ・ 大企業 : 4,246人 × 33% × 10% = 140人/年
 - ・ 中小企業 : 7,280人 × 33% × 10% = 240人/年
- ④ ③により、年間380人の予備自衛官等である雇用者が増加すると推計。

2 減収額

- ① 法人税
適用数に、予備自衛官等である雇用者1人当たり40万円の控除額を乗じて算出。
- ・ 380人 × 40万円 = 152百万円/年
- ② 法人住民税
中小企業者等については、法人住民税の課税標準を控除を受けた後の法人税額とするため、法人税の減収額から法人住民税の減収額を算出。
- ・ 中小企業の法人税の控除額 :
240人 × 40万円 = 96百万円/年
 - ・ 中小企業の法人住民税の控除額 :
96百万円 × 12.9% = 12百万円/年
- ③ ①+②により年間の減収額は、164百万円と推計。

3 効果

本租税特別措置等を新設後、初年度に当たる平成28年度は、予備自衛官等の現員37,271人(※4)+380人=37,651人となり、充足率は約67.1%(※5)。
平成29年度の充足率は、約67.8%、平成30年度の充足率は、約68.5%と推計(※6)。

(※1)「企業アンケート(防衛省)」による。

(※2)「平成25年度会社標本調査結果(国税庁)」による。70%及び30%は、それぞれ利益を上げている大企業又は中小企業の割合を示す。

(※3)「平成25年度雇用促進計画の達成状況報告件数(厚生労働省)」による。

(※4)平成26年度末現在の現員数。

(※5)平成26年度末現在の員数から除した。

(※6)平成29、30年度の充足率については、適用数の増加見込みを平成28年度の推計と同数として算出した。

【資料】

租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン

〔平成 22 年 5 月 28 日〕
政策評価各府省連絡会議了承
〔平成 25 年 8 月 5 日〕
一 部 改 正

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）の枠組みの下、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するとともに、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすことに資するよう、租税特別措置等に係る政策評価の内容、手順等の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関の取組の進展等を踏まえ、必要に応じ、租税特別措置等に係る政策評価の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

I 評価に当たって

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定。以下「22 年度大綱」という。）において、租税特別措置等は、「その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置等は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。」との考え方が示されている。租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しを図る上で、政策評価の果たす役割は大きいものと考えられる。

22年度大綱においては、租税特別措置等の抜本的な見直しに関し、政策評価を厳格に行うこととされたほか、見直しの指針として、政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性が客観的に確認されているかが明記された。また、経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）においては、政策税制の政策評価については租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。）に基づく適用実態調査を活用するなど改善を図るとされたところである。

租税特別措置等に係る政策評価は、これらの閣議決定に適切に対応するよう実施するものである。評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが重要である。

II 評価の方法

1 評価の対象

事前評価の対象となるのは、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号並びに政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）I 4キに規定する政策である。行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号ロ及び第8号における「税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置」とは、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置を指すものである。

事後評価の対象となるのは、政策評価に関する基本方針I 5カに規定する政策である。そのうち、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等の具体的範囲は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号イ及びロと同様である。

2 評価の単位

事前評価の対象となる租税特別措置等に係る政策については、各行政機関における税制改正要望に当たって、事前評価が実施されることになる。事前評価の結果が、各行政機関における税制改正要望や、その後の税制改正作業に適切に対応するものとなるよう、事前評価の対象とする政策の単位は、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等の単位に対応させる。

事後評価については、事前評価の単位を踏まえ、適切な単位により実施する。

3 評価の実施主体

(1) 事前評価

事前評価は、租税特別措置等の新設、拡充又は延長を要望しようとする行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が要望を行う場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

(2) 事後評価

事後評価は、評価の対象となる租税特別措置等に係る政策について、過去に当該租税特別措置等の要望を行った行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が関係する場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

4 評価の内容

租税特別措置等に係る政策の事前評価及び事後評価は、以下の内容により行う。事前評価の結果は、事後評価によって必ず検証されることが重要である。

(1) 事前評価

ア 分析対象期間

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合、分析対象期間としては、要望に係る租税特別措置等の適用期間、効果や減収額等の推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合、将来にわたる予測部分についての分析対象期間としては、上記新設の場合による。また、過去の実績部分についての分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

イ 租税特別措置等の必要性等

(i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

要望に係る租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。この政策目的とは、22年度大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の別添「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）」に記載されている「背景にある政策」に係る目的と基本的に同様である（（2）イ（i）において同じ。）。

政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

(ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事前評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果が見込まれるか（確認されるか）を説明する。租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は、推計によることになり、拡充又は延長を要望しようとする場合は、推計に加え、過去の実績を把握する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額については、租特透明化法及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析するほか、その他の種々の情報も用いて予測・把握する。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されるか（されたか）をできる限り定量的に把握する。効果の将来予測を行う場合は、租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても説明する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合は、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による様々な波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

(2) 事後評価

ア 分析対象期間

事後評価の分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

イ 租税特別措置等の必要性等

(i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

(ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事後評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を把握するとともに、税収減を是認するような効果が確認されるかを説明する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額については、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析するほか、その他の種々の情報も用いて把握する。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されたかをできる限り定量的に把握する。その際、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。
事後評価において、効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

オ 評価結果の反映の方向性

事後評価の結果を、評価の対象とした租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを説明する。

5 評価の実施時期等

(1) 事前評価

事前評価は、各行政機関における租税特別措置等の要望に際して、評価によって得られる情報が有用なものとして用いられるよう適切なタイミングで実施することが原則である。ただし、要望の段階で、要望の内容を具体化することが困難な場合には、要望後の適切なタイミングで評価の結果を公表する。各行政機関においては、要望の着想から決定に至る一連の過程の中で、できる限り早期に評価を開始するよう努めるべきである。

(2) 事後評価

事後評価は、その結果が、各行政機関における租税特別措置等についての検討作業や税制改正作業において有効に活用されるよう、原則として毎年8月末までの適切なタイミングで実施する。

また、租税特別措置等については、定期的にその効果等の検証が行われることが重要であり、事後評価を継続的に実施していく必要がある。事後評価のサイクルとしては、政策評価に関する基本計画の期間を踏まえ、3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。各行政機関においては、事後評価を実施しない年度においても、不断の検証を行うよう努める。

その際、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から順に事後評価に取り組むなど、評価の必要性の高いものから計画的に評価に取り組む。

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

6 総務省による客観性担保評価活動

総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する。

7 その他

(1) 有識者の見解

租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会での検討結果や有識者の見解がある場合、これらを評価書に記載する。

(2) 適用実態に関する情報の提供等

各行政機関、財務省及び総務省は、政策評価に必要な租税特別措置等の適用実態に関する情報の提供・利用については、租特透明化法及び地方税法の枠組みの下、適切に対応する。

(3) 分析内容の充実

今後新たに組み込んでいくことになる租税特別措置等に係る政策評価については、一層の質の向上を図っていくことが

重要である。このため、総務省行政評価局において、財務省や総務省、各行政機関の協力を得て、必要な取組を推進する。また、各行政機関においても、自らの評価の質の充実に努めていくことが重要である。